

## 文京区地域防災計画（平成 30 年度修正）案について

### 1 素案から案策定までの経緯

文京区地域防災計画（平成 30 年度修正）素案については、文京区地域防災計画検討委員会、部会及び防災関係機関からの意見等を踏まえ策定した。

平成 30 年 11 月には災害対策調査特別委員会に、12 月には文京区防災会議に素案の報告を行い、平成 31 年 1 月までにパブリックコメントによる意見を募集するとともに、区民説明会を 5 回開催した。

これらを踏まえて、文京区地域防災計画（平成 30 年度修正）案について策定したものである。

### 2 パブリックコメントの結果

募集期間：平成 30 年 12 月 11 日（火）から平成 31 年 1 月 10 日（木）まで

募集結果：7 人（18 件）

別添 1 のとおり

### 3 文京区地域防災計画（平成 30 年度修正）素案 区民説明会の結果

実施回	日 時	会 場	参加者数（件数）	
1	平成 30 年 12 月 12 日（水）	汐見地域活動センター	1 人（6 件）	
2	12 月 13 日（木）	午後 7 時 ～ 8 時 30 分	音羽地域活動センター	4 人（10 件）
3	12 月 14 日（金）		駒込地域活動センター	0 人（0 件）
4	12 月 15 日（土）		アカデミー文京	1 人（5 件）
5	平成 31 年 1 月 9 日（水） ※障害者団体等向け		午後 3 時 ～ 4 時 30 分	区民センター
計			28 人（42 件）	

別添 2 のとおり

### 4 文京区地域防災計画（平成 30 年度修正）案

別添 3 のとおり

### 5 文京区地域防災計画（平成 30 年度修正）案 修正項目一覧

別添 4 のとおり

### 6 今後のスケジュール

平成 31 年	2 月 14 日（木）	災害対策調査特別委員会
	2 月 28 日（金）	文京区防災会議
	4 月上旬	文京区地域防災計画（平成 30 年度修正）配付
	4 月下旬	区報特集号発行

## 文京区地域防災計画（平成 30 年度修正）素案に対する意見募集結果

意見及び意見に対する区の考え方

No.	分類	意見・要望（要旨）	件数	区の考え方
1	被害想定	マンションは不燃建築とのことで、避難所に入る人数にカウントされていないが、区内には昭和 56 年以前に建築されたマンションも多く耐震補強もされていないため、倒壊の恐れや居住できなくなる可能性がある。 避難所収容人数の予測は東京都の被害想定に基づいているようだが、地域ごとにきめ細やかな対応を行ってほしい。	1	都が平成 24 年度に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における倒壊家屋には、マンション等の非木造建築物も含まれております。 また、避難所の収容人数については、各避難所の体育館の大きさなど、避難所となる施設の規模を考慮し、検討を行っております。
2	防災対策	地域ごとに区の職員と防災に関心のある住民等で話し合いの場を設けてほしい。	1	年 4 回の避難所総合訓練や地域の防災訓練等などの機会を捉え、避難所運営協議会や区民防災組織の方々と協議・議論を行っているところです。 また、ご不明点等があれば、防災課までご連絡いただければ個別に対応させていただきます。
3	防災対策	防災対策について、今までの手直しだけでなく抜本的な立案を行ってほしい。また、それに伴い予算の増額を行うべきではないか。	1	区の災害対策は地域防災計画に基づき、適切に予算措置を行い実施しております。また、重点施策として、平成 30 年度は「避難所開設キット」の導入や熊本地震を踏まえた備蓄物資の充実などを実施し、平成 31 年度は受援・応援計画の策定や町会・自治会の備蓄物資の充実などを予定しています。
4	備蓄	区民に 3 日分の備蓄を求めているのであれば、区でも 3 日分の備蓄をお願いしたい。 区のホームページや区報で具体的に何食分の備蓄を行っているか、それに伴い区の人口を記載すれば、家庭での備蓄を促進できるのではないか。	1	区の備蓄物資については、都の作成した被害想定に基づく避難所生活者約 4 万人について区で 1 日分の備蓄を行い、2、3 日目は都から受援を受ける計画となっています。 また、4 日目以降は国からプッシュ型支援を受け、7 日目以降は、国にプル型支援を受けてまいります。

No.	分類	意見・要望（要旨）	件数	区の考え方
				なお、区の備蓄量については、「文京区地域防災計画 資料編」に掲載しており、ホームページでも公表しております。
5	備蓄	炊き出しの道具が備蓄されているのであれば、調理する前提で米、小麦、味噌等の備蓄を行ったらどうか。	1	<p>地域防災計画では、発災4日目以降について米飯による炊き出しを想定しているため、炊き出し道具の備蓄をおこなっております。</p> <p>なお、区の備蓄食料は、保存年限、栄養価などを考慮し、配置しており、保存年限や管理の方法などにより、米等の備蓄は困難と考えておりますが、調理品については、都と国による支援と合わせて調達方法を含め検討してまいります。</p>
6	避難体制	リスクがある場合には躊躇なく避難所に避難するように案内してほしい。	1	<p>避難所については、地域防災計画「第2編第8章第1節第1活動方針2避難所」において、「災害の発生により避難した区民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった区民等を一時的に滞在させるための施設」としており、防災パンフレット等を通じて避難する際の注意点等を周知しております。</p> <p>また、区民が適切に避難行動等を行えるよう、確実な情報伝達を行うよう努めてまいります。</p>
7	避難所	<p>避難所は、100パーセント安全・安心な所ではないため、できる限り避難所に来ない方策をとることだが、ライフラインの停止や救援物資のことを考慮すると避難所生活をせざるを得ないのではないか。</p> <p>避難所に来て下さいを目標にすべきではないか。</p>	1	<p>区では防災パンフレットやホームページの外、避難所総合訓練、防災フェスタ、備蓄の日PR展などのイベントを捉えて、食糧や生活必需品等を備蓄することなどの取組みをご案内しております。</p> <p>また、自宅が倒壊などの被害を受けたり、またはその恐れがある場合は避難所に避難していただきますが、自宅が無事な</p>

No.	分類	意見・要望（要旨）	件数	区の考え方
				場合は避難する必要はありません。なお、避難所外避難者の方への救援物資の配布や各種情報の提供は避難所において行う予定です。
8	避難所	避難所の箇所は常に区民に周知してほしい。	1	避難所となる区立小中学校等の門に案内標識板を掲示しているほか、ホームページを含め、防災地図や防災パンフレット等を通じて、避難所をご案内しておりますが、よりわかりやすい方法を検討してまいります。
9	避難所	「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障がい者への支援に関する協定」の早期締結を行ってほしい。	1	手話通訳団体との避難所への派遣に関する協定については、関係課と協議の上、手話通訳団体と締結できるように検討してまいります。
10	避難場所	避難場所が分かりにくいいため、区設掲示板に避難場所を表記してもらいたい。	1	区内約 90 か所に案内標識板を設置し、標識地図面において周辺の避難所及び避難場所を含めた公共施設等をご案内しておりますが、わかりやすい案内を目標に引き続き検討してまいります。
11	避難場所	避難場所として指定されている東京大学と話し合いの場を持つべきではないか。 避難場所に 1 日分の食糧と水の備蓄をお願いしたい。 緊急事態に、備蓄品を持って避難しなくて済むような体制づくりを行ってほしい。 住民は、避難場所である東京大学の建物内に入ることができるのか。	1	避難場所は災害時の大火災から身を守るために、臨時的に逃げ込む空間です。このため、数日にわたる避難は想定しておらず、乳幼児へのミルク等緊急な物資を除き、食料品、水、毛布等の備蓄物資の配付は予定しておりません。ただし、避難が長期にわたる場合には、近隣の避難所や拠点倉庫から食糧等を調達してまいります。 また、建物内への避難は、トイレの使用を除き、想定しておりませんが、今後の課題と捉えております。
12	避難場所	緊急避難場所である大学等との連携が大切であるため、そのことを記載すべきではないか。また、大学を含めた避難施設に非常食等の備蓄を依頼すべきではないか。	1	緊急避難場所における施設管理者との連携として、緊急時連絡先の交換や避難場所の開設手順の協議などを行っておりますが、引き続き連携強化に向けて取組んでまいりま

No.	分類	意見・要望（要旨）	件数	区の考え方
				<p>す。</p> <p>次に、避難場所は災害時の大火災から身を守るために、臨時的に逃げ込む空間です。このため、数日にわたる避難は想定しておらず、乳幼児へのミルク等緊急な物資を除き、食料品、水、毛布等の備蓄物資の配付は予定しておりません。ただし、避難が長期にわたる場合には、近隣の避難所や拠点倉庫から食糧等を調達してまいります。</p>
13	ボランティア	留学生に、救助活動等に協力してもらえるよう、各大学と協定を結び、日頃からの交流を図ってほしい。	1	<p>現在、お茶の水女子大学、東洋大学、文京学院大学との協定では、発災時のボランティア派遣を含めた協定を締結しています。特に、各校の留学生には避難所における通訳として専門ボランティアへの登録を依頼しております。</p> <p>また、日頃からの交流では、29年度に文京学院大学が実施した留学生による帰宅困難者の受入訓練に協力しておりますが、ボランティアの確保を含め、今後の課題と認識しております。</p>
14	その他	原発事故に備えて、ヨウ素剤の備蓄や配付訓練をおこなうべきではないか。	1	<p>文京区は、原子力規制委員会が平成 24 年 10 月に策定した「原子力災害対策指針」において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる区域（原子力災害対策重点区域）には指定されていないため、ヨウ素剤の備蓄や配付訓練は行っておりません。</p>
15	その他	区主催の防災訓練が行われているが、その際展示されている備蓄用の食糧品等をその場で購入できるようにしてほしい。	2	<p>備蓄品の販売については、平成 29 年度に防災フェスタで行っていますが、今後の実施については検討課題と捉えております。</p> <p>なお、区が備蓄している商品について、照会があれば、参考としてご案内いたします。</p>

No.	分類	意見・要望（要旨）	件数	区の考え方
16	その他	<p>国際ガイドラインでは、乳幼児の健康を守るため平常時から母乳で育てるための支援を充実させ、災害が起きたら母乳育児が継続できるための支援を赤ちゃん防災の要としている。</p> <p>赤ちゃんを災害から守るため（１）から（６）が必要である。</p> <p>（１）平常時から妊娠中の家族や産後の家族を母乳育児支援につなぐネットワークを構築しておくこと。</p> <p>（２）乳児栄養の専門家からの根拠に基づいた利益相反のない情報を提供すること。</p> <p>（３）液体ミルクの安全な使用方法に関して、専門家団体の作成した資料を用い、企業のロゴや商品名等はいれないこと。</p> <p>（４）災害時の液体ミルクの配布は、一括したコーディネートの上、専門家のアセスメントに基づいて行うこと。</p> <p>（５）液体ミルクの備蓄は最小限にとどめ、発災時にすぐに発注して届けることのできる企業と協定を結んでおくこと。備蓄は安全に常温で保管でき、かつ必要な家族のみに限定して配付できる保健センター等ですること。賞味期限に近い製品を廃棄せずに再利用するスキームを作る場合は、平常時の母乳育児を阻害しないように乳児院や赤ちゃんにやさしい病院等に限定すること。</p> <p>（６）上記のシステム構築にあたっては、専門家と協議を</p>	1	<p>いただいたご意見は、「文京区プロテクトベビーコンソーシアム」を推進する中で参考にさせていただきます。</p>

No.	分類	意見・要望（要旨）	件数	区の考え方
		<p>行い、協議のメンバーにWHOの母乳代用品のマーケティングの関する国際規準」が適用される企業は入れないこと。</p>		
17	その他	<p>液体ミルクの備蓄について以下の点に考慮してほしい。</p> <p>(1) 液体ミルクは粉ミルクの代替品であり、あくまで発災時の急性期のものだという事、母乳を飲んでいない赤ちゃんは脆弱であるため配慮が必要であること、災害時は免疫や心身の不安を和らげるためにも母乳育児の継続が大切であること、避難所で母乳を安心してあげられるスペースを作ることが大切であることを伝えること。</p> <p>(2) 避難所や妊産婦乳児救護所に国際的な災害支援の団体によって乳児栄養のトレーニングを受けてアセスメントできる者を配置し、適量が配付される仕組みを作ること。</p> <p>(3) 母乳育児支援には、母と子の育児支援ネットワークからの根拠に基づいた利益相反のない情報を提供すること。</p> <p>(4) 区の職員、保健医療関係者及び区民に平時から母乳育児を行うことの大切さを周知し母乳育児支援を行うこと。</p> <p>(5) 全国に発信する内容が国際的な規準を踏まえたものになるよう留意すること。</p>	1	<p>いただいたご意見は、「文京区プロテクトベイビーコンソーシアム」を推進する中で参考にさせていただきます。</p>

文京区地域防災計画（平成 30 年度修正）素案に対する区民説明会実施結果

意見及び意見に対する区の考え方

No.	分類	質問、意見及び要望（要旨）	件数	回答	実施回																														
1	被害想定	神田川の氾濫の危険性は以前に比べ、減少したのか。	1	環状七号線地下に、内径 12.5m の地下調節池を設置して以降、区内で神田川の洪水は発生していません。都では、地下調整池の白子川方面への延伸工事に着手しています。	2																														
2	建造物等の安全化	ブロック塀は一律撤去するという解釈で良いのか。	1	区有施設のブロック塀については、原則として、撤去し順次、改修を行っていきます。	2																														
3	建造物等の安全化	住宅の耐震化について、耐震基準を満たしていない建物の所有者に区の方から指導することは考えていないのか。	1	耐震化を促進すべき特定建築物については、指導・助言を行うこととしておりますが、住宅への指導は難しいため、区報での周知、耐震フェアの開催、建築士による戸別訪問の実施等を通じて、住宅の耐震化について普及啓発を行っております。	2																														
4	建造物等の安全化	<p>（素案の）修正項目一覧の 9 ページにある表中の弱者を要配慮者に変更した方が良いのではないのか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>対応内容</th> <th>建物種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>閉じ込め救出</td> <td>閉じ込めが発生している建物</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>停止したエレベーター</td> <td>病院等、弱者が利用する建物</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ー</td> <td>公共性の高い建物</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>の復旧</td> <td>高層住宅(概ね高さ</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	対応内容	建物種別	1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物	2	停止したエレベーター	病院等、弱者が利用する建物	3	ー	公共性の高い建物	4	の復旧	高層住宅(概ね高さ	1	<p>素案では一般社団法人日本エレベーター協会が作成した表を引用していましたが、統一的な表記をするため、ご意見を踏まえ、変更しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>対応内容</th> <th>建物種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>閉じ込め救出</td> <td>閉じ込めが発生している建物</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>停止したエレベーター</td> <td>病院等、<u>要配慮者</u>が利用する建物</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ー</td> <td>公共性の高い建物</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>の復旧</td> <td>高層住宅(概ね高さ 60m</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	対応内容	建物種別	1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物	2	停止したエレベーター	病院等、 <u>要配慮者</u> が利用する建物	3	ー	公共性の高い建物	4	の復旧	高層住宅(概ね高さ 60m	5
優先順位	対応内容	建物種別																																	
1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物																																	
2	停止したエレベーター	病院等、弱者が利用する建物																																	
3	ー	公共性の高い建物																																	
4	の復旧	高層住宅(概ね高さ																																	
優先順位	対応内容	建物種別																																	
1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物																																	
2	停止したエレベーター	病院等、 <u>要配慮者</u> が利用する建物																																	
3	ー	公共性の高い建物																																	
4	の復旧	高層住宅(概ね高さ 60m																																	



No.	分類	質問、意見及び要望（要旨）			件数	回答			実施回
				60m以上) 一般の建物				以上) 一般の建物	
			5				5		
5	建造物等の安全化	エレベーターの復旧の優先順位について区ではどのように考えているのか。			1	一般社団法人日本エレベーター協会が作成した、エレベーター復旧優先順位（①閉じ込めが発生している建物、②病院等、要配慮者が利用する建物、③公共性の高い建物、④高層住宅（概ね高さ 60m以上）、⑤一般の建物）に基づいて保守点検会社が、復旧を行うと認識しています。			5
6	備蓄	避難所外避難者への食糧の配給とあるが、避難所外避難者が避難所へ物資を受け取りに行っても物資の不足は生じないのか。			1	避難所や区内に 11 か所ある拠点備蓄倉庫には、都の作成した被害想定に基づく避難所生活者約 4 万人について、1 日分の物資が備蓄されています。 2・3 日目は都からの物資を受援し、4 日目以降は国からの物資が届くため、不足は生じないと考えております。			1
7	備蓄	クラッカーや乾パンが備蓄されているが、水分がないと食べるのが厳しい。 その分アルファ米を備蓄することは考えていないのか。			1	クラッカーなどを配給する場合、シチューなどの水気を含んだものと一緒に提供するように心掛けております。 また、食糧に飽きが生じないよう、わかめご飯やおかゆなど複数品目の備蓄に努めております。			2
8	備蓄	水や乾パンばかりの配給は、最初の数日間という認識で良いのか。			1	区では、クラッカー以外にもわかめご飯、おかゆ及びシチューなどを備蓄しており、これらは初日分の対応と考えています。 また、都ではコンビニエンスストアや流通会社とも協定を結んでおり、食品等支援物資について多様化を図っております。			4
9	備蓄	食料等は企業と連携して、調達することも考えて			1	東京都麺類共同組合（小石川支部、駒込支部）と協定を結ん			4

No.	分類	質問、意見及び要望（要旨）	件数	回答	実施回
		いるのか		でいるほか、都ではコンビニエンスストアや流通会社とも協定を結んでおり、食品等支援物資について多様化を図っております。	
10	備蓄	震災が起こった場合、食糧を製造する工場も被災することになるが、食料の確保については、どのように考えているのか。	1	発災から3日間は区と都の備蓄、4日目以降は国からのプッシュ型で食糧が届き、7日目以降は都を通じて国にプル型で物資調達することを想定しております。	2
11	備蓄	備蓄倉庫の棚卸しとあるが、賞味期限のチェックを行い、ロスなく入れ替えを行っているのか。	1	食料品を含め賞味期限は管理の徹底を図っております。賞味期限が1年を切った物資については、区で行う訓練等や町会が行う訓練で活用するなどロスがないように努めております。	2
12	区の活動体制	災害対策本部の代替・補完場所が5階では上り下りが大変ではないか。1階にすることはできないのか。	1	シビックセンター4階以下は、発災当初、帰宅困難者の受け入れを想定しております。	2
13	区の活動体制	災害対策本部の代替・補完機能を文京シビックセンター5階に確保し、必要な器材及び設備等を整備するとあるが、具体的にはどのようなものを用意しているのか。	1	シビックセンター5階に整備する資器材については、通信用の無線や電話回線、情報収集用のテレビ、パソコン等を検討しております。	4
14	区の活動体制	過去の震災の際自治体職員の過剰労働が問題となったが、職員の勤務体制についてはどのように考えているのか。	1	「熊本地震を踏まえた災害対策の充実・強化に向けた検討」で、職員の勤務体制について検討を行いました。シビックセンター勤務職員は3交代制、避難所運営班や地域活動センター班職員は2交代制とする勤務ローテーションを想定しております。	4
15	輸送計画	物資の輸送手段はどのように考えていか。	1	陸路、空路及び神田川を利用する水上ルートを想定しており	1

No.	分類	質問、意見及び要望（要旨）	件数	回答	実施回
				ます。	
16	輸送計画	河川での運搬が想定されているが、運搬には小型船舶を想定しているのか。 船舶の二方向通行は可能か。	1	地域防災計画では、市兵衛河岸を利用した小型船舶による輸送を想定しております。 現在、区では都、河川・港湾管理者、関係機関等とともに、水上ルートの安全確保、航行可能な船舶の把握、情報連絡体制の構築、防災船着場の運用など、水上ルートを有効活用する仕組みづくりをおこなっています。このような検討の中で、船舶の二方向通行についても検討していく課題と捉えております。	2
17	輸送計画	トラック協会との物資輸送・管理について	1	東京都トラック協会文京支部との協定では、避難所への物資輸送のほか、物資集積拠点における支援物資の管理や物流コーディネーターの派遣等で協力をいただくこととなっております。	4
18	避難体制	災害時、障害者が避難所に行くこと自体が難しいのではないかと。介助者とともに、福祉避難所に行くという想定は現実的ではないのではないかと。	1	福祉避難所は、発災の数日後に開設準備が整い次第、順次開設してまいります。発災当初は、避難所に「要配慮者スペース」を確保しており、さらに特別な配慮が必要な場合、福祉避難所へ避難することとなります。 また、今年度 11 月、大塚小学校では要配慮者をテーマに避難訓練を行いました。訓練の意見や頂いた意見を踏まえ、避難所運営に生かしてまいります。	5
19	避難所	以前、訓練に参加したが、授乳スペースが狭いと感じた。数人で話をできるくらいのスペースがほしい。	1	現在、避難所には授乳スペース等に使用するため小型テント 2 棟、大型テント 1 棟を備蓄しております。平成 31 年度に授乳スペース等の空間の確保を強化するため、各避難所にプラ	1

No.	分類	質問、意見及び要望（要旨）	件数	回答	実施回
				イベートテントを3棟、更衣室や間仕切りに使用できる多目的テントを10棟備蓄する予定としております。	
20	避難所	直接地面で寝るのはつらいが、避難所の環境改善についてはどのように考えているのか。	1	現在、ゴザ及び段ボールベッドを備蓄しております。発災直後は多くの避難者が避難所に避難することが想定されており、段ボールベッドは高齢者や障害者など配慮を要する方を優先致します。今後も、教育委員会と避難所としての学校の利用方法について検討を行ってまいります。	1
21	避難所	職員の勤務体制の整備とあるが、避難所運営協議会の会員も帰宅できないことが想定される。	1	避難所運営協議会の方々の休憩スペース等も今後訓練等を通じて検討してまいります。	2
22	避難所	高層マンションの住民は、自分で食べ物を持って避難所に避難してもよいのか。	1	避難所に避難する人の定義としては、建物の倒壊・焼失またはその恐れのある者としております。日頃からの自助に取組み、自宅に留まれるように備えておくのが重要と考えております。	1
23	避難所	土砂災害の避難所に目白台交流館と記載があるが、目白台交流館は、十分な避難スペースがあるのか。 また、備蓄物資はあるのか。	1	土砂災害警戒区域内の住民や、その周辺に居住する住民が一時的に避難する施設と想定しており、避難スペースに問題はないと考えております。 また、目白台交流館には、拠点倉庫があり物資の調達が可能です。なお、物資が不足する場合には、近隣の目白台運動公園拠点倉庫から調達することも想定しております。	2
24	避難所	避難所において、家族の捜索を行う際、同性のカップルであっても同等に扱ってもらえるのか。	1	避難所に避難した場合、最初に受付をしていただきます。受付カードには、安否確認に関する情報提供の同意欄があります。同意をしてもらった場合、家族であるか否かは関係なく同等に情報提供を行ってまいります。	5

No.	分類	質問、意見及び要望（要旨）	件数	回答	実施回
25	避難所	LGBTであると地域とつながりにくいが、いざという時の相談窓口はどなたになるのか。	1	LGBTに関する具体的な対応については今後検討してまいります。避難所には男女それぞれの相談員を配置する予定としておりますが、相談員の配置についても今後検討してまいります。	5
26	避難所	福祉避難所について教えてほしい。 家族と一緒に過ごすことはできるのか。	1	福祉避難所は、必要に応じて開設をする二次避難所です。要介護者や避難行動要支援者名簿の登録がある者等、大勢の人と一緒に過ごすことが困難な方などが落ち着いて避難生活を送れるよう、設置する避難所です。基本的には、介助者1名と一緒にお願いいただくことを想定しております。	5
27	避難所	障害児は、福祉避難所、妊産婦乳児救護所のどちらに避難すればよいのか。 障害者用の福祉避難所とは、どこなのか。	1	乳児については、4つの大学を妊産婦・乳児救護所に指定しているため、そこに避難していただくことが可能です。 また、障害者のための福祉避難所は、大塚福祉作業所、小石川福祉作業所及びブリアン文京の3か所に設けられます。どの避難所に行っていただくかは、様々な状況等を勘案して決定致します。なお、福祉避難所に関しては、発災から数日後に開設されることになるため、まずは指定避難所に避難していただくこととなります。	5
28	避難所	教育センターは福祉避難所ではないのか。	1	指定避難所となっております。	5
29	避難所	避難所開設キットの中身はどのようなものなのか。	2	避難所開設キットには、発災後3時間程度の行動を想定して避難所開設の前段階から開設後の初期段階までの行動手順書及び各種掲示物を収納しております。	1
30	避難所	避難所開設キットの中身について、入っているものは、書類なのか等具体的な説明をお願いしたい。	1	避難所開設キットを開けるとまず、飲料水の確保やライフラインの確認、室内の安全点検などを行うため「はじめにやる	5

No.	分類	質問、意見及び要望（要旨）	件数	回答	実施回
				ことリスト」を見てもらい、その行動指示書に基づいて対応するものです。その後、総務情報班や救護衛生班など各班に分かれて行動することになるため、班ごとの行動手順書が入っております。この避難所開設キットは、それぞれカスタマイズすることができるため、避難所ごとに異なる施設の写真や内容を表示するなど実践的なものになっております。	
31	避難所	避難所開設キットはすべての避難所においてあるのか。	1	30年度末までにすべての避難所に導入する予定です。	5
32	避難所	避難所開設キットを災害時に使えるように、訓練を行っているのか。 また、町会に対して、避難所開設キットを使った訓練をおこなっているのか。	2	平成 30 年度より、避難所開設キットを用いた訓練を行っており、訓練後、反省会等での意見を踏まえ、随時、改良を行っております。 防災訓練には、文京区が主催し避難所となる小・中学校で行う訓練と、町会や自治会が独自に行っている訓練がありますが、訓練を行っていない町会に対しては、避難所開設キットの導入を契機とし、訓練実施の呼びかけに努めてまいります。	5
33	救出・救護	薬がない状態で被災したら、普段飲んでいる薬はどこへ行けば手に入るのか。	1	区では、日頃からの防災対策として備蓄品の充実をお願いしており、備蓄品の中には薬剤も含まれております。常備薬が必要な方は、日頃よりかかりつけの医師・薬剤師に相談していただきたいと考えております。一方、区では薬品卸売会社との間に締結した「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に基づき、医薬品の調達を行います。 また、発災後、災害薬事センターを設置し医療救護部は医療救護所へ医薬品の供給を行ってまいります。避難所等で必要	5

No.	分類	質問、意見及び要望（要旨）	件数	回答	実施回
				となる医薬品は災害薬事センターに要請し、災害薬事センターが取りまとめて、卸売会社へ発注し、その後、医療救護所に納品し、避難者等に配布することとなります。	
34	救出・救護	ホルモン治療薬等は協定を結んでいる製薬会社から入手してもらえるのか。また、備蓄されることになるのか。	1	LGBTに関する具体的な対応については今後検討してまいります。	5
35	救出・救護	精神障害者は、お薬手帳など事前に準備しておくべきものはあるか。	1	東日本大震災の際は、お薬手帳があればスムーズに薬を処方したという例があったため、できることであれば持参してほしいと考えております。	5
36	救出・救護	お薬手帳を持ち歩くのは大変であるため、飲んでいる薬のコピーを財布に入れておくなど、工夫したらどうか。	1	機会があれば、アイディアの一つとして紹介してまいります。	5
37	避難行動要支援者	避難行動要支援者名簿に登録しているが、被災時、誰からどのような電話番号で連絡がくるのか。	1	町会の役員、民生委員及び警察・消防等から連絡をする計画になっていますが、誰から連絡が来るという指定はできません。日頃から連絡を取り合う体制の構築をお願いいたします。	5
38	避難行動要支援者	施設の利用者が集団で避難した場合、施設の職員としてどのような役割を果たせばよいのか。	1	避難所には、要配慮者スペースがありますが、一旦は体育館等の一般のスペースに避難してもらう可能性が高くなっています。普段の生活と異なるため、事業者には要配慮者を精神的に落ち着かせる、トイレ・食事等の提供を一緒に手伝ってもらう等していただきたいと考えております。	5
39	避難行動要支援者	施設には文京区在住・在勤以外の者がいるが、避難所に行ってもよいのか。	1	文京区在住・在勤以外の者であっても、避難所への避難は可能と考えております。町会単位で避難所を指定しているため、施設のあるエリアの町会を確認し、指定の避難所に避難して	5

No.	分類	質問、意見及び要望（要旨）	件数	回答	実施回
				いただきたいと考えております。	
40	避難行動要支援者	施設自体の安否確認は区の方から連絡があるものなのか。施設から、助けを求める際はどこに連絡すればよいのか。	1	災害が発生すると災害対策本部が立ち上がり、災害対策本部から各災対部局に連絡をするため、災害対策本部が窓口となります。 なお、施設に対する安否確認については、福祉避難所に指定されている施設等に対しては行う予定ですが、区内全ての施設に対しては予定しておりません。	5



# 文京区地域防災計画

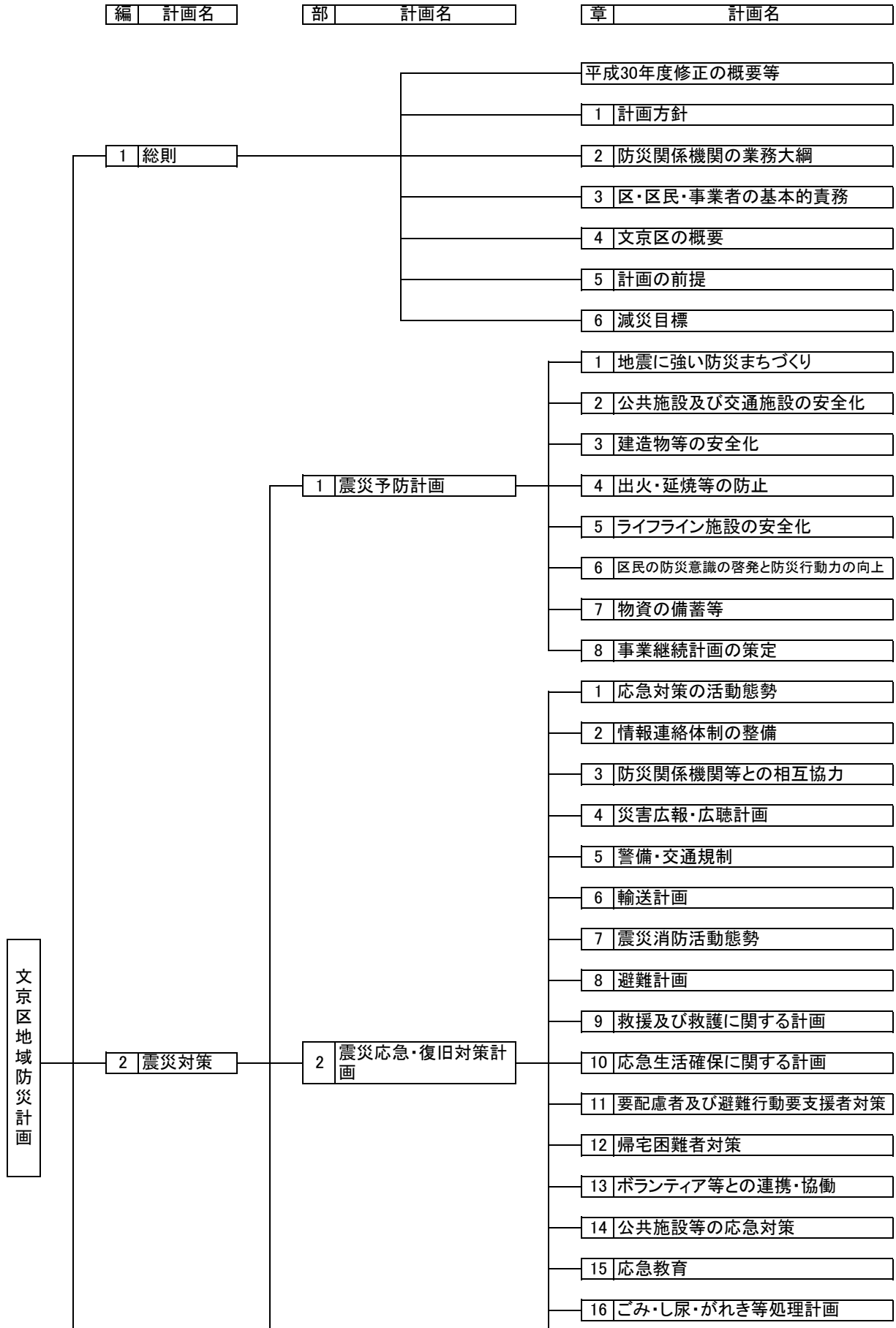
(平成30年度修正)案



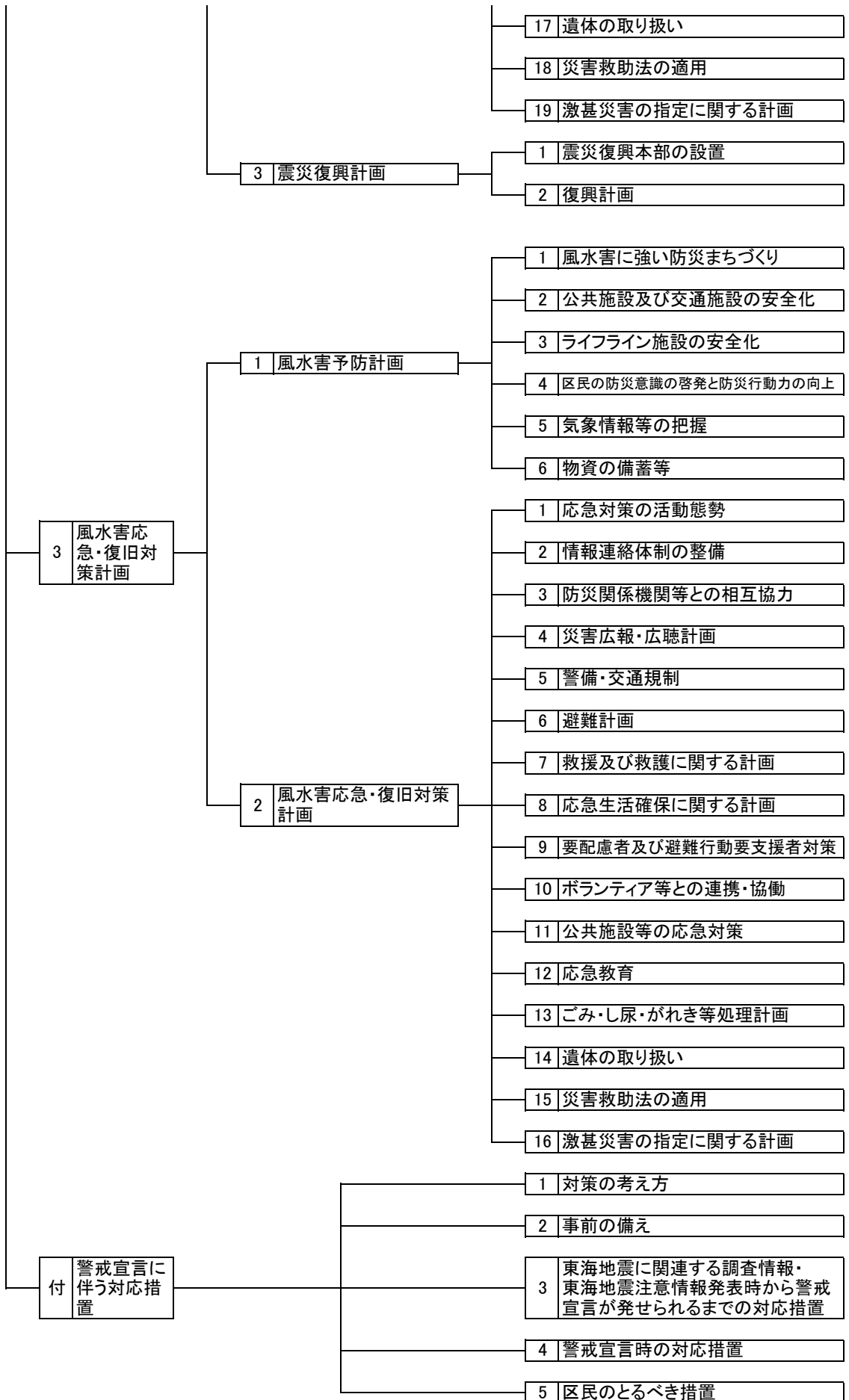
文京区防災会議



# 計画の体系



文京区地域防災計画



3 風水害  
応急・復旧対策計画

1 風水害予防計画

2 風水害応急・復旧対策計画

3 震災復興計画

付 警戒宣言に伴う対応措置

- 17 遺体の取り扱い
- 18 災害救助法の適用
- 19 激甚災害の指定に関する計画
- 1 震災復興本部の設置
- 2 復興計画
- 1 風水害に強い防災まちづくり
- 2 公共施設及び交通施設の安全化
- 3 ライフライン施設の安全化
- 4 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上
- 5 気象情報等の把握
- 6 物資の備蓄等
- 1 応急対策の活動態勢
- 2 情報連絡体制の整備
- 3 防災関係機関等との相互協力
- 4 災害広報・広聴計画
- 5 警備・交通規制
- 6 避難計画
- 7 救援及び救護に関する計画
- 8 応急生活確保に関する計画
- 9 要配慮者及び避難行動要支援者対策
- 10 ボランティア等との連携・協働
- 11 公共施設等の応急対策
- 12 応急教育
- 13 ごみ・し尿・がれき等処理計画
- 14 遺体の取り扱い
- 15 災害救助法の適用
- 16 激甚災害の指定に関する計画
- 1 対策の考え方
- 2 事前の備え
- 3 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置
- 4 警戒宣言時の対応措置
- 5 区民のとるべき措置

## 目次

### 第1編 総 則

<b>平成30年度修正の概要等</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画修正の経緯 .....	1
第2節 対策の視点 .....	1
第1章 計画方針 .....	4
第1節 計画の目的 .....	4
第2節 計画の性格及び範囲 .....	4
第3節 計画の目標 .....	4
第4節 計画の修正 .....	4
第5節 他の法令に基づく計画との関係 .....	4
第6節 計画の習熟 .....	4
<b>第2章 防災関係機関の業務大綱</b> .....	<b>5</b>
第1節 区 .....	5
第2節 都関係機関等 .....	13
第3節 陸上自衛隊 .....	14
第4節 指定地方行政機関 .....	14
第5節 指定公共機関 .....	15
第6節 指定地方公共機関等 .....	15
第7節 公共的団体 .....	16
<b>第3章 区・区民・事業者の基本的責務</b> .....	<b>17</b>
<b>第4章 文京区の概要</b> .....	<b>20</b>
第1節 地形 .....	20
第2節 面積・人口 .....	20
<b>第5章 計画の前提</b> .....	<b>21</b>
第1節 震災 .....	21
第2節 風水害 .....	23
<b>第6章 減災目標</b> .....	<b>26</b>
第1節 目標設定の趣旨 .....	26
第2節 目標年次 .....	26
第3節 減災目標と対策 .....	26

## **第2編 震災対策**

### **第1部 震災予防計画**

<b>第1章 地震に強い防災まちづくり（区・都）</b> .....	<b>31</b>
第1節 計画方針 .....	31
第2節 防災まちづくりの推進 .....	31
<b>第2章 公共施設及び交通施設の安全化 （区・都・首都高速道路・東京地下鉄）</b> .....	<b>32</b>
第1節 計画方針 .....	32
第2節 道路の整備 .....	32
第3節 橋梁の整備 .....	33
第4節 公園・緑地の整備 .....	34
第5節 首都高速道路 .....	34
第6節 都営地下鉄 .....	35
第7節 東京メトロ .....	37
<b>第3章 建造物等の安全化（区・都・消防署）</b> .....	<b>39</b>
第1節 建築物の耐震化・不燃化の推進 .....	39
第2節 高層建築物の安全化 .....	40
第3節 エレベーター対策 .....	42
第4節 窓ガラス等の落下防止 .....	43
第5節 家具類の転倒・落下・移動防止対策 .....	44
第6節 屋外広告物等に対する規制 .....	45
第7節 アスベスト飛散防止対策 .....	45
第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修 .....	46
第9節 文化財の防災対策 .....	47
第10節 危険物施設等の保安 .....	48
<b>第4章 出火・延焼等の防止（区・消防署）</b> .....	<b>50</b>
第1節 基本方針 .....	50
第2節 出火の防止 .....	50
第3節 初期消火体制の強化 .....	52
第4節 火災の拡大防止 .....	54
<b>第5章 ライフライン施設の安全化 （東京電力・東京ガス・都水道局・都下水道局・NTT東日本）</b> .....	<b>58</b>
第1節 基本方針 .....	58
第2節 電気施設 .....	58
第3節 ガス施設 .....	59
第4節 上水道施設 .....	60
第5節 下水道施設 .....	62

第6節	通信施設	63
<b>第6章</b>	<b>区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（防災関係機関）</b>	<b>64</b>
第1節	基本方針	64
第2節	区民の防災意識の啓発	64
第3節	事業所の防災意識の啓発	67
第4節	区民防災組織等の育成強化	68
第5節	事業所における防災体制の育成強化	69
第6節	区立学校（園）及び私立保育園における安全指導・安全管理	70
第7節	総合防災訓練の実施	72
第8節	地域防災訓練の実施	73
<b>第7章</b>	<b>物資の備蓄等（区・都）</b>	<b>75</b>
第1節	基本方針	75
第2節	飲料水、生活用水の確保	75
第3節	食糧の確保	76
第4節	生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保	78
<b>第8章</b>	<b>事業継続計画の策定（区）</b>	<b>80</b>
第1節	基本方針	80
第2節	事業計画	80

## 第2編 震災対策

### 第2部 震災応急・復旧対策計画

<b>第1章 応急対策の活動態勢（区）</b> .....	<b>81</b>
第1節 区の災害対策本部の活動態勢 .....	81
第2節 区の臨時災害対策本部の活動態勢 .....	83
第3節 災害対策本部員の配置及びサービス .....	85
第4節 動員態勢の強化 .....	85
第5節 防災会議の招集 .....	87
<b>第2章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）</b> .....	<b>88</b>
第1節 基本方針 .....	88
第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制 .....	88
第3節 消防署の通信連絡体制 .....	92
第4節 警察署の通信連絡体制 .....	93
<b>第3章 防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）</b> .....	<b>94</b>
第1節 防災関係機関との協力 .....	94
第2節 自衛隊への災害派遣要請 .....	97
第3節 民間団体等との協力 .....	99
<b>第4章 災害広報・広聴計画（区・防災関係機関）</b> .....	<b>101</b>
第1節 区の広報・広聴 .....	101
第2節 消防署の広報・広聴 .....	102
<b>第5章 警備・交通規制（警察署）</b> .....	<b>104</b>
第1節 警備 .....	104
第2節 交通規制 .....	104
<b>第6章 輸送計画（区・都財務局・都建設局・国関東地方整備局）</b> .....	<b>107</b>
第1節 輸送車両等の確保 .....	107
第2節 道路障害物除去 .....	110
<b>第7章 震災消防活動態勢（消防署）</b> .....	<b>112</b>
第1節 消火活動 .....	112
第2節 情報の把握・伝達 .....	113
第3節 被害状況等の調査・収集 .....	114
第4節 救助・救急活動態勢 .....	114
第5節 危険物施設等の応急措置 .....	115
第6節 放射性物質対策 .....	116
<b>第8章 避難計画（区・警察署・消防署）</b> .....	<b>118</b>
第1節 避難態勢 .....	118



第2節	避難所の開設・運営等	123
第3節	緊急避難場所	128
第4節	福祉避難所	129
第5節	妊産婦・乳児救護所	131
<b>第9章</b>	<b>救援及び救護に関する計画（防災関係機関）</b>	<b>134</b>
第1節	給水（区・都水道局・都都市整備局）	134
第2節	食品の給与（区・都福祉保健局）	135
第3節	生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）	137
第4節	救助・救急活動（消防署・警察署）	138
第5節	医療及び助産 （区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）	139
第6節	保健（区・都福祉保健局）	142
第7節	防疫（区・都福祉保健局）	143
第8節	動物愛護（区・都福祉保健局）	145
<b>第10章</b>	<b>応急生活確保に関する計画（区・都・消防署）</b>	<b>147</b>
第1節	建物の応急危険度判定	147
第2節	被災宅地の危険度判定	150
第3節	応急住宅対策	150
第4節	罹災証明書発行要領	152
第5節	義援金品の配分等	153
第6節	災害弔慰金の支給等	154
第7節	生活確保のための緊急措置	157
第8節	融資・融資あっ旋・支援金	158
<b>第11章</b>	<b>要配慮者及び避難行動要支援者対策 （区・都福祉保健局・警察署・消防署）</b>	<b>162</b>
第1節	避難行動要支援者の安全確保	162
<b>第12章</b>	<b>帰宅困難者対策（区・都）</b>	<b>171</b>
第1節	帰宅困難者の考え方	171
第2節	帰宅困難者対策の推進	171
<b>第13章</b>	<b>ボランティア等との連携・協働（区・都・消防署）</b>	<b>177</b>
第1節	ボランティア・NPO	177
第2節	労働力の確保	178
<b>第14章</b>	<b>公共施設等の応急対策（防災関係機関）</b>	<b>178</b>
第1節	区施設	178
第2節	電気施設	178
第3節	ガス施設	178
第4節	上水道施設	178
第5節	下水道施設	178

第6節	都営地下鉄	178
第7節	東京メトロ	178
第8節	首都高速道路	178
第9節	通信施設	178
第10節	日本郵便株式会社施設	178
<b>第15章</b>	<b>応急教育（区・都教育委員会）</b>	<b>178</b>
第1節	応急教育方法	178
第2節	学用品の調達及び支給	178
<b>第16章</b>	<b>ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）</b>	<b>178</b>
第1節	ごみ処理	178
第2節	し尿処理	178
第3節	がれき処理	178
第4節	土石、竹木等の除去	178
<b>第17章</b>	<b>遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）</b>	<b>178</b>
第1節	遺体の捜索・収容等	178
第2節	検視・検案等	178
第3節	火葬等	178
<b>第18章</b>	<b>災害救助法の適用（区・都）</b>	<b>178</b>
第1節	活動方針	178
第2節	活動内容	178
第3節	災害救助法適用手続き	178
<b>第19章</b>	<b>激甚災害の指定に関する計画（区）</b>	<b>178</b>
第1節	激甚災害指定の手続き	178
第2節	激甚災害に関する被害状況等の報告	178
第3節	特別財政援助の交付手続き	178

## **第2編 震災対策**

### **第3部 震災復興計画**

<b>第1章 震災復興本部の設置</b> .....	<b>206</b>
第1節 計画方針 .....	206
第2節 活動内容 .....	206
<b>第2章 復興計画</b> .....	<b>208</b>
第1節 復興の基本的考え方 .....	208
第2節 復興計画策定の取り組み .....	208

## 第3編 風水害対策

### 第1部 風水害予防計画

<b>第1章 風水害に強い防災まちづくり（区・都）</b> .....	<b>210</b>
第1節 計画方針 .....	210
第2節 河川等の施設整備 .....	210
第3節 土砂災害に関する対策 .....	211
第4節 浸水対策 .....	213
第5節 窓ガラス等の落下防止 .....	214
第6節 屋外広告物等に対する規制 .....	214
<b>第2章 公共施設及び交通施設の安全化 （区・都・首都高速道路・都交通局・東京地下鉄）</b> .....	<b>215</b>
第1節 計画方針 .....	215
第2節 道路の整備 .....	215
第3節 橋梁の整備 .....	215
第4節 首都高速道路 .....	215
第5節 都営地下鉄 .....	215
第6節 メトロ（東京地下鉄） .....	215
<b>第3章 ライフライン施設の安全化 （東京電力・東京ガス・都水道局・都下水道局・NTT東日本）</b> .....	<b>216</b>
第1節 基本方針 .....	216
第2節 電気施設 .....	216
第3節 ガス施設 .....	216
第4節 上水道施設 .....	216
第5節 下水道施設 .....	216
第6節 通信施設 .....	216
<b>第4章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（防災関係機関）</b> .....	<b>217</b>
第1節 基本方針 .....	217
第2節 区民の防災意識の啓発 .....	217
第3節 事業所の防災意識の啓発 .....	217
第4節 区民防災組織等の育成強化 .....	217
第5節 事業所における防災体制の育成強化 .....	217
第6節 区立学校（園）及び私立保育園における安全指導・安全管理 .....	217
第7節 水防訓練の実施 .....	217
第8節 水害ハザードマップ .....	218
第9節 土砂災害ハザードマップ .....	219
<b>第5章 気象情報等の把握（区）</b> .....	<b>220</b>
第1節 基本方針 .....	220

第2節	気象情報の収集	220
第3節	気象情報の伝達	221
<b>第6章</b>	<b>物資の備蓄等（区）</b>	<b>223</b>
第1節	基本方針	223
第2節	飲料水、生活用水の確保	223
第3節	食糧の確保	223
第4節	生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保	223
第5節	区の水防応急対策用物資の備蓄	223

## 第3編 風水害対策

### 第2部 風水害応急・復旧対策計画

<b>第1章 応急対策の活動態勢（区）</b>	<b>224</b>
第1節 区の災害対策本部の活動態勢	224
第2節 水害即応態勢の活動態勢	224
第3節 区の臨時水害対策本部の活動態勢	225
第4節 災害対策本部員の配置及び服務	225
第5節 動員態勢の強化	226
第6節 監視及び警戒	226
第7節 区の水防活動	227
第8節 消防機関の応急対策の活動	227
第9節 防災会議の招集	229
<b>第2章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）</b>	<b>230</b>
第1節 基本方針	230
第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制	230
第3節 消防署の通信連絡体制	231
第4節 警察署の通信連絡体制	231
<b>第3章 防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）</b>	<b>232</b>
第1節 防災関係機関との協力	232
第2節 自衛隊への災害派遣要請	232
第3節 民間団体等との協力	233
<b>第4章 災害広報・広聴計画（区・消防署）</b>	<b>234</b>
第1節 区の広報・広聴	234
第2節 消防署の広報・広聴	234
<b>第5章 警備・交通規制（警察署）</b>	<b>234</b>
第1節 警備	234
第2節 交通規制	234
<b>第6章 避難計画（区・警察署・消防署）</b>	<b>235</b>
第1節 避難態勢	235
第2節 避難勧告等の発令・伝達	237
第3節 避難所の開設・運営等	241
<b>第7章 救援及び救護に関する計画（防災関係機関）</b>	<b>243</b>
第1節 給水（区・都水道局・都都市整備局）	243
第2節 食品の給与（区・都福祉保健局）	243
第3節 生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）	243

第4節	救助・救急活動（消防署・警察署）	243
第5節	医療及び助産 （区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）	243
第6節	保健（区・都福祉保健局）	243
第7節	防疫（区・都福祉保健局）	243
第8節	動物愛護（区・都福祉保健局）	243
<b>第8章</b>	<b>応急生活確保に関する計画（区・都）</b>	<b>244</b>
第1節	建物の応急危険度判定	244
第2節	被災宅地の応急危険度判定	244
第3節	罹災証明書発行要領	244
第4節	義援金品の配分等	244
第5節	災害弔慰金の支給等	244
第6節	生活確保のための緊急措置	244
第7節	融資・融資あっ旋計画	244
<b>第9章</b>	<b>要配慮者及び避難行動要支援者対策 （区・都福祉保健局・警察署・消防署）</b>	<b>244</b>
第1節	避難行動要支援者の安全確保	244
<b>第10章</b>	<b>ボランティア等との連携・協働（区・都・消防署）</b>	<b>246</b>
第1節	ボランティア・NPO	246
第2節	労働力の確保	246
<b>第11章</b>	<b>公共施設等の応急対策（防災関係機関）</b>	<b>246</b>
第1節	区施設	246
第2節	電気施設	246
第3節	ガス施設	246
第4節	上水道施設	246
第5節	下水道施設	246
第6節	都営地下鉄	246
第7節	東京メトロ	246
第8節	首都高速道路	247
第9節	通信施設	247
第10節	日本郵便株式会社施設	247
<b>第12章</b>	<b>応急教育（区・都教育委員会）</b>	<b>247</b>
第1節	応急教育方法	247
第2節	学用品の調達及び支給	247
<b>第13章</b>	<b>ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）</b>	<b>248</b>
第1節	ごみ処理	248
第2節	し尿処理	248
第3節	がれき処理	248

第4節	土石、竹木等の除去	248
<b>第14章</b>	<b>遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）</b>	<b>249</b>
第1節	遺体の捜索・収容等	249
第2節	検視・検案等	249
<b>第15章</b>	<b>災害救助法の適用（区・都）</b>	<b>249</b>
第1節	活動方針	249
第2節	活動内容	249
第3節	災害救助法適用手続き	249
<b>第16章</b>	<b>激甚災害の指定に関する計画（区）</b>	<b>249</b>
第1節	激甚災害指定の手続き	249
第2節	激甚災害に関する被害状況等の報告	249
第3節	特別財政援助の交付手続き	249



## 付編 警戒宣言に伴う対応措置

<b>第1章 対策の考え方</b> .....	<b>250</b>
第1節 策定の趣旨及び経緯 .....	250
第2節 基本的考え方 .....	250
第3節 前提条件 .....	251
第4節 今後の課題 .....	251
<b>第2章 事前の備え</b> .....	<b>252</b>
第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業 .....	252
第2節 広報及び教育 .....	253
第3節 事業所に対する指導 .....	254
第4節 防災訓練 .....	255
<b>第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から 警戒宣言が発せられるまでの対応措置</b> .....	<b>258</b>
第1節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応 .....	258
第2節 東海地震注意情報発表時の対応 .....	258
第3節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報 .....	262
第4節 混乱防止措置 .....	262
<b>第4章 警戒宣言時の対応措置</b> .....	<b>264</b>
第1節 活動態勢 .....	264
第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達 .....	267
第3節 消防・危険物対策 .....	269
第4節 警備・交通対策 .....	273
第5節 公共輸送対策 .....	276
第6節 学校（園）・福祉施設等 .....	276
第7節 電話・電報対策 .....	286
第8節 電気・ガス・上下水道対策 .....	286
第9節 生活物資対策 .....	288
第10節 金融対策 .....	288
第11節 避難対策 .....	289
第12節 救援・救護対策 .....	289
<b>第5章 区民のとりべき措置</b> .....	<b>290</b>
第1節 区民のとりべき措置 .....	290
第2節 区民防災組織のとりべき措置 .....	292
第3節 事業所のとりべき措置 .....	292



# 第 1 編 総 則

平成30年度修正の概要等

第 1 章 計画方針

第 2 章 防災関係機関の業務大綱

第 3 章 区・区民・事業者の基本的責務

第 4 章 文京区の概要

第 5 章 計画の前提

第 6 章 減災目標



## 平成30年度修正の概要等

### 第1節 計画修正の経緯

文京区防災会議では、平成27年度に「文京区地域防災計画（平成24年度修正）」以降の災害対策基本法の改正や「東京都地域防災計画（平成26年度修正）」などの改定に対応するため、「文京区地域防災計画【平成27年度修正（平成24年度修正追補版）】」を策定し、災害対策の充実に取り組んできた。

その後、平成28年4月16日に発生した「熊本地震」では、最大震度7を2度記録し、公共施設を含む多くの建物に甚大な被害が発生した。区では、被災地に派遣した職員の報告等を参考に、本区の災害対策の現状を踏まえ、平成30年3月に「熊本地震を踏まえた災害対策の充実・強化に向けた検討〈最終報告書〉」を取りまとめ、災害対応力の向上に取り組んできた。

一方、風水害対策については、水防法や土砂災害防止法等の改正に伴い、区では水害ハザードマップの改定や土砂災害ハザードマップの作成など、新たな防災対策に取り組んでいる。

このような状況の下、平成27年度修正後に発生した災害の教訓等を文京区地域防災計画に反映させることで、より現実に即した実効性の高い災害対策を構築するために文京区地域防災計画の修正を行う。

### 第2節 対策の視点

災害対策では、これまでの地域防災計画の修正及び過去の災害の教訓を踏まえ、区及び防災関係機関、区民、事業者がそれぞれ持てる能力を発揮し、連携を強化することにより、「自助」「共助」「公助」による取組みを充実していくことが重要である。そのためには、建物の耐震化などにより災害に強いまちづくりを進めるとともに、家庭や職場で災害時の備えを強化することにより、避難しなくてもよい環境整備を進めていくことが重要である。さらに、区による区民防災組織、避難所運営協議会への支援などを通じて、自らの安全は自ら守り、地域の防災対応力の向上を図っていくことが求められている。

また、避難行動要支援者対策の強化、他自治体、事業者との協定締結等による広域的かつ多様な連携などを通じて、区としての災害対応力を強化しなければならない。

区では、日本周辺における観測史上最大規模の地震である東日本大震災における課題への適切な対応力を確保し、大規模地震等による被害の最小化、拡大防止を実現するため、区を取り巻く環境、東日本大震災の課題・教訓、防災基本計画、都の被害想定を踏まえ、「今後発生が予想される災害から区民の生命を守り、災害時における区民の生活を支援すること」に焦点を当て、区、防災関係機関、区民、事業者等が相互に連携しながら、以下の3つの視点の下、災害対応力の充実に努めている。

### 視点1：人的被害の減少

東京都の被害想定では、ゆれ等の建物被害を原因とする人的被害が現行計画の被害想定と比べ大幅に増加すると予想されており、建築物の耐震化・不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

また、東日本大震災では多数の避難行動要支援者が犠牲になるなど、今後、高齢化の進行による避難行動要支援者の増加に伴い、避難行動要支援者に対する予防対策及び応急対策の充実強化が喫緊の課題となっている。

建造物等の安全化及び避難行動要支援者対策等を推進し、災害に伴う人的被害を最小限にとどめるための対策を推進していく。

#### 《主な取り組み》

- 建造物等の安全化
  - ・ 建築物の耐震化・不燃化の推進（第2編 第1部 第3章）
  - ・ 高層建築物の安全化（第2編 第1部 第3章）
  - ・ 家具類の転倒・落下・移動防止対策（第2編 第1部 第3章）
- 要配慮者及び避難行動要支援者の支援
  - ・ 避難所の開設・運営等、福祉避難所、妊産婦・乳児救護所（第2編 第2部 第8章）
  - ・ 要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保（第2編 第2部 第11章）

### 視点2：自助・共助の強化

ゆれや火災等による被害から区民の生命、身体及び財産を守るために、「自助」、「共助」を強化し、初動期における地域の防災行動力をより一層向上させる必要がある。

そのために、区民、区民防災組織、事業者等に対する防災意識の更なる啓発を図るとともに、区、防災関係機関、区民等が連携を図りながら、訓練、防災資機材配備、防災教室等を通じて地域における防災行動力の強化を図る。

#### 《主な取り組み》

- 自助の備えの強化
  - ・ 食糧の確保、生活必需品等の確保（第2編 第1部 第7章）
- 共助の備えの強化
  - ・ 区民の防災意識の啓発（第2編 第1部 第6章）
  - ・ 区民防災組織等の育成強化（第2編 第1部 第6章）
  - ・ 事業所の防災意識の啓発（第2編 第1部 第6章）
  - ・ 総合防災訓練・地域防災訓練の実施（第2編 第1部 第6章）

### 視点3：区の災害対応力の強化

災害時において区民等の混乱を最小限にとどめるために、区の初動態勢を早期に確立し、迅速な応急対策の実施に努めるとともに、災害情報を迅速かつ的確に区民等に伝達するための連絡体制の整備が重要である。

また、大規模災害時における災害対策に万全を期すために、東京都はもとより、他自治体、防災関係機関、事業者、ボランティア等との協力体制を構築し、緊密に連携しながら円滑に災

害対応を図る必要がある。

区の応急対策の活動態勢を強化するとともに、広域的かつ多様な連携体制を構築し、迅速かつ的確な災害対応を図る。

《主な取り組み》

- 区の応急対策の活動態勢強化
  - ・ 動員態勢の強化（第2編 第2部 第1章）
  - ・ 区と防災関係機関等との通信連絡体制（第2編 第2部 第2章）
- 広域的かつ多様な連携体制の構築
  - ・ 防災関係機関との協力（第2編 第2部 第3章）
  - ・ 医療及び助産（第2編 第2部 第9章）
  - ・ 帰宅困難者対策の推進（第2編 第2部 第12章）

## 第1章 計画方針

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、文京区防災会議が策定する計画である。その目的は、区、都及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域において、災害の予防対策、応急・復旧対策、復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護し、「備えと助け合いのある災害に強いまちの実現」を図ることにある。

### 第2節 計画の性格及び範囲

#### 第1 計画の性格

この計画は、文京区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務又は業務を中心として、都及び防災関係機関の処理する事務又は業務を包含する基本的な計画である。

#### 第2 計画の範囲

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

#### 第3 計画の構成

この計画は、総則、震災対策、風水害対策、付編、資料編により構成される。

### 第3節 計画の目標

この計画の目標は、地震、風水害、大規模な火災又は爆発、事故等に対処できる態勢の樹立を図るものである。

### 第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。防災関係機関は、関係ある事項について、文京区防災会議が指定する期日までに計画修正案を文京区防災会議に提出しなければならない。また、緊急に修正しなければならないときは、防災会議の会長と協議しなければならない。

### 第5節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、指定行政機関等が作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画等に抵触するものであってはならない。

### 第6節 計画の習熟

区及び防災関係機関は、この計画に定める責務を十分に果たすため、平素から単独又は共同して、調査・研究・訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるものとする。



## 第2章 防災関係機関の業務大綱

### 第1節 区

#### 災害時における時系列シフト及び応急復旧対策の主な取り組み

発災期	初動期	中期	後期
発生直後～3時間	3時間～72時間	72時間～1週間	1週間～
消火活動、救出救護活動、被害状況の収集 など人命の救助に重点を置いた活動		生活の安定化に重点を置いた活動	安定化から復興に重点を置いた活動
【自助・共助の取り組み】			
初期消火・救出救護・避難行動要支援者の支援			
避難支援・避難所運営支援			
【関係機関の取り組み】			
消火活動・救出救護・医療救護活動			
【区の取り組み】			
災害対策本部の設置			
災害情報の収集	広報・広聴活動		
避難所の開設	避難所の運営		
	食糧・給水・生活必需品等の調達及び配布		
	帰宅困難者対策		
	ごみ・し尿・がれき等の処理		
			罹災証明書発行
			復興支援業務

第1 災害対策本部 発災期（発生直後～3時間）、初動期（3時間～72時間）、中期（72時間～1週間）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置、庶務及び統括に関する事。</li> <li>2 災害情報の分析及び対策立案に関する事。</li> <li>3 本部の指示及び要請の発議に関する事。</li> <li>4 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関する事。</li> <li>5 他の区市町村への要請業務及び支援職員の受入れに関する事。</li> <li>6 本部長室の庶務に関する事。</li> <li>7 各部との連絡及び調整に関する事。</li> </ol>
災対情報部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区の区域内（以下「区内」という。）の情報収集に関する事。</li> <li>2 災害情報の集約及び整理に関する事。</li> <li>3 防災行政無線の管理及び統制に関する事。</li> <li>4 本部の指示、要請及び情報の伝達に関する事。</li> <li>5 災害についての広報及び広聴に関する事。</li> <li>6 被災者の相談業務の連絡及び調整に関する事。</li> <li>7 報道機関への連絡に関する事。</li> <li>8 災害資料の収集及び記録に関する事。</li> <li>9 災害対策の予算に関する事。</li> <li>10 災害救助法の適用による財政措置に関する事。</li> <li>11 住民情報システムの被害調査及び復旧に関する事。</li> <li>12 区報臨時号の発行に関する事。</li> </ol>
災対総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員数の把握に関する事。</li> <li>2 職員の服務及び食糧に関する事。</li> <li>3 シビックセンターの防災対策及び被害調査に関する事。</li> <li>4 シビックセンターの復旧及び整備に関する事。</li> <li>5 現金及び物品の出納及び保管に関する事。</li> <li>6 区有施設の被害調査の統括に関する事。</li> <li>7 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。</li> <li>8 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。</li> <li>9 男女平等施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>10 他の部に属さない事。</li> </ol>

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
<p>災対区民部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関する事。</li> <li>2 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関する事。</li> <li>3 帰宅困難者の誘導及び支援に関する事。</li> <li>4 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関する事。</li> <li>5 災害時の一般ボランティアの活動支援に関する事。</li> <li>6 救援物資及び食糧の受入れ、保管及び配分に関する事。</li> <li>7 食品及び生活用品の配付に関する事。</li> <li>8 各種民間団体等との連絡及び調整に関する事。</li> <li>9 住民登録の管理に関する事。</li> <li>10 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。</li> <li>11 被災地の環境整備に関する事。</li> <li>12 ごみ、し尿等の処理に関する事。</li> <li>13 遺体埋葬・火葬許可書の発行に関する事。</li> <li>14 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> </ol>
<p>避難所運営部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関する事。</li> <li>2 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関する事。</li> <li>3 被災者の安否等の情報収集に関する事。</li> <li>4 避難者の誘導及び収容に関する事。</li> <li>5 児童施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>6 学校教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>7 区立図書館の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>8 学校教育施設の再開準備に関する事。</li> </ol>
<p>災対保育部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育所等の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>2 園児等の避難に関する事。</li> <li>3 被災した園児等の救援に関する事。</li> <li>4 保育所等の再開準備に関する事。</li> </ol>

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
医療救護部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療、助産及び応急救護に関すること。</li> <li>2 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。</li> <li>3 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>4 医療ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。</li> <li>5 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。</li> <li>6 傷病者及び医療スタッフの搬送に関すること。</li> <li>7 被災者の健康管理に関すること。</li> <li>8 被災者の栄養管理指導に関すること。</li> <li>9 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。</li> <li>10 被災者の医療相談に関すること。</li> <li>11 防疫及び衛生監視に関すること。</li> <li>12 食品等の衛生に関すること。</li> <li>13 飲み水の検査に関すること。</li> <li>14 避難所の衛生管理に関すること。</li> <li>15 保健衛生部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>16 遺体の身元確認に関すること。</li> </ol>
災対福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者及び心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。</li> <li>2 福祉避難所の開設及び運営管理に関すること。</li> <li>3 被災者の実態調査に関すること。</li> <li>4 応急仮設住宅の設置に関すること。</li> <li>5 生活必需品等の支給に関すること。</li> <li>6 社会福祉団体との連絡に関すること。</li> <li>7 福祉部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>8 遺体及び行方不明者の捜査及び収容に関すること。</li> </ol>
災対建築部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区有施設の被害判定及び応急修理に関すること。</li> <li>2 応急危険度判定に関すること。</li> <li>3 建築被害判定調査に関すること。</li> <li>4 応急仮設住宅の設置に関すること。</li> <li>5 建築ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。</li> <li>6 崖及び擁壁の応急対策に関すること。</li> </ol>
災対土木部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。</li> <li>2 水防に係る業務に関すること。</li> <li>3 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関すること。</li> <li>4 がれきの処理に関すること。</li> <li>5 道路、橋梁、公共溝渠等の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>6 公園、児童遊園等の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>7 飲料水の配送に関すること。</li> <li>8 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。</li> <li>9 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。</li> </ol>

平成30年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
機関の業務大綱

第3章  
区民・事業者の  
基本的責務

第4章  
文京区の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対教育部	1 学校教育施設における避難所の開設に当たっての連絡及び調整に関する こと。 2 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。 3 児童及び生徒の避難計画に関すること。 4 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。 5 被災した児童及び生徒の救援並びに教育活動の再開に関すること。 6 教育推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。

第2 後期（1週間後～）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対本部事務局	1 本部の庶務及び統括に関すること。 2 災害情報の分析及び対策立案に関すること。 3 本部の指示及び要請の発議に関すること。 4 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。 5 他の区市町村への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。 6 本部長室の庶務に関すること。 7 各部との連絡及び調整に関すること。
災対情報部	1 区内の情報収集に関すること。 2 災害情報の集約及び整理に関すること。 3 防災行政無線の管理及び統制に関すること。 4 本部の指示、要請及び情報の伝達に関すること。 5 災害についての広報及び広聴に関すること。 6 被災者の相談業務の連絡及び調整に関すること。 7 報道機関への連絡に関すること。 8 災害資料の収集及び記録に関すること。 9 災害対策の予算に関すること。 10 災害救助法の適用による財政措置に関すること。 11 住民情報システムの復旧に関すること。 12 災害復旧及び復興計画の立案に関すること。 13 区報臨時号の発行に関すること。
災対総務部	1 職員の動員数の把握に関すること。 2 職員の服務及び食糧に関すること。 3 シビックセンターの復旧及び整備に関すること。 4 現金及び物品の出納及び保管に関すること。 5 区有施設の被害調査の統括に関すること。 6 区議会に対する災害情報の連絡に関すること。 7 文京区議会地震等災害対策本部に関すること。 8 男女平等施設の復旧及び整備に関すること。 9 他の部に属さないこと。

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対区民部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 帰宅困難者の支援に関する事。</li> <li>2 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関する事。</li> <li>3 災害時の一般ボランティアの活動支援に関する事。</li> <li>4 救援物資及び食糧の受入れ、保管及び配分に関する事。</li> <li>5 食品及び生活用品の配付に関する事。</li> <li>6 商工業関係の融資に関する事。</li> <li>7 各種民間団体等との連絡及び調整に関する事。</li> <li>8 住家被害認定調査に関する事。</li> <li>9 り災証明書の発行に関する事。</li> <li>10 義援金品等の受領に関する事。</li> <li>11 災害り災見舞金の支給に関する事。</li> <li>12 融資等の支援対策に関する事。</li> <li>13 住民登録の管理に関する事。</li> <li>14 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。</li> <li>15 被災地の環境整備に関する事。</li> <li>16 ごみ、し尿等の処理に関する事。</li> <li>17 遺体埋葬・火葬許可書の発行に関する事。</li> <li>18 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の復旧及び整備に関する事。</li> </ol>
避難所運営部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の運営管理に関する事。</li> <li>2 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関する事。</li> <li>3 国民健康保険料の減免又は徴収猶予に関する事。</li> <li>4 国民年金保険料の免除に関する事。</li> <li>5 区税等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関する事。</li> <li>6 児童施設の復旧及び整備に関する事。</li> <li>7 学校教育施設の復旧及び整備に関する事。</li> <li>8 区立図書館の復旧及び整備に関する事。</li> <li>9 学校教育施設の再開準備に関する事。</li> <li>10 被災した児童及び生徒への学用品等の支給に関する事。</li> </ol>
災対保育部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文京区事業継続計画に基づく保育所の運営管理に関する事。</li> <li>2 保育所等の復旧及び整備に関する事。</li> <li>3 保育所等の再開準備に関する事。</li> </ol>

平成30年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
機関の業務大綱

第3章  
区民・事業者の  
基本的責務

第4章  
文京区の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
医療救護部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療及び助産及び応急救護に関すること。</li> <li>2 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。</li> <li>3 医療ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。</li> <li>4 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。</li> <li>5 被災者の健康管理に関すること。</li> <li>6 被災者の栄養管理指導に関すること。</li> <li>7 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。</li> <li>8 被災者の医療相談に関すること。</li> <li>9 防疫及び衛生監視に関すること。</li> <li>10 食品等の衛生に関すること。</li> <li>11 飲み水の検査に関すること。</li> <li>12 避難所の衛生管理に関すること。</li> <li>13 保健衛生部の所管施設の復旧及び整備に関すること。</li> <li>14 遺体の身元確認に関すること。</li> </ol>
災対福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者及び心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。</li> <li>2 福祉避難所の運営管理に関すること。</li> <li>3 被災者の実態調査に関すること。</li> <li>4 応急仮設住宅の運営管理に関すること。</li> <li>5 生活困窮者の保護に関すること。</li> <li>6 生活必需品等の支給に関すること。</li> <li>7 義援金品の配分に関すること。</li> <li>8 義援金の配付に関すること。</li> <li>9 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害救助金に関すること。</li> <li>10 社会福祉団体との連絡に関すること。</li> <li>11 福祉部の所管施設の復旧及び整備に関すること。</li> <li>12 遺体及び行方不明者の捜査及び収容に関すること。</li> </ol>
災対復旧部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害街区の復興計画に関すること。</li> <li>2 復興に伴う防災都市づくりに関すること。</li> <li>3 災害救助法の適用による住宅の応急修理の対象者の選定に関するこ と。</li> <li>4 応急仮設住宅の建設及び運営管理に関すること。</li> <li>5 応急危険度判定等のボランティアの活動支援に関すること。</li> <li>6 倒壊建物の解体及び処理に関すること。</li> <li>7 災害復旧工事に関すること。</li> </ol>

平成30年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
機関の業務大綱

第3章  
区民・事業者の  
基本的責務の  
区・

第4章  
文京区の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
災対土木部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害物の除去に関する事。</li> <li>2 がれきの処理に関する事。</li> <li>3 道路、橋梁等の復旧計画に関する事。</li> <li>4 道路、橋梁等の復旧及び整備に関する事。</li> <li>5 公園、児童遊園等の復旧及び整備に関する事。</li> <li>6 飲料水の配送に関する事。</li> <li>7 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関する事。</li> <li>8 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関する事。</li> </ol>
災対教育部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設における避難所の運営管理に当たっての連絡及び調整に関する事。</li> <li>2 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関する事。</li> <li>3 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関する事。</li> <li>4 教育活動の再開に関する事。</li> <li>5 教育推進部の所管施設の復旧及び整備に関する事。</li> <li>6 文化財の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>7 被災した児童及び生徒への教科書等の支給に関する事。</li> </ol>

〈資料編 第5 文京区災害対策本部条例 P11〉

〈資料編 第6 文京区災害対策本部条例施行規則 P12〉

〈資料編 第7 文京区災害対策本部組織図 P25〉

### 第3 臨時災害対策本部 発災期（発生直後～3時間）、初動機（3時間～7.2時間）

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
本部班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 臨時災対本部の設置、庶務及び統括に関する事。</li> <li>2 臨時災対本部の指示及び要請に関する事。</li> <li>3 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関する事。</li> <li>4 他の区市町村への要請業務及び支援職員の受入れに関する事。</li> <li>5 区内の情報収集に関する事。</li> <li>6 災害情報の集約及び整理に関する事。</li> <li>7 災害情報の分析及び対策立案に関する事。</li> <li>8 防災行政無線の管理及び統制に関する事。</li> <li>9 災害についての広報に関する事。</li> <li>10 報道機関への連絡に関する事。</li> <li>11 職員の動員数の把握に関する事。</li> <li>12 職員のサービス及び食糧に関する事。</li> <li>13 シビックセンターの防災対策及び被害調査に関する事。</li> <li>14 シビックセンターの復旧及び整備に関する事。</li> <li>15 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。</li> <li>16 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。</li> <li>17 文京区災害対策本部の設置準備及び庶務に関する事。</li> <li>18 本部長室の庶務に関する事。</li> <li>19 各班との連絡及び調整に関する事。</li> <li>20 他の班に属さないこと。</li> </ol>



機関の名称	防 災 事 務 分 掌
救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関する事。</li> <li>2 医療、助産及び応急救護に関する事。</li> <li>3 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関する事。</li> <li>4 医療施設の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>5 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関する事。</li> <li>6 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関する事。</li> <li>7 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関する事。</li> <li>8 帰宅困難者の誘導及び支援に関する事。</li> </ol>
地域活動センター一班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関する事。</li> <li>2 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関する事。</li> </ol>
避難所開設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関する事。</li> <li>2 被災者の安否等の情報収集に関する事。</li> <li>3 避難者の誘導及び収容に関する事。</li> </ol>

## 第2節 都関係機関等

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
建設局 第六建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川、道路及び橋梁の保全に関する事。</li> <li>2 水防について、気象、水象の情報連絡、水防資器材の支援、水防作業の技術援助及び指導に関する事。</li> <li>3 河川及び道路における障害物の除去に関する事。</li> </ol>
建設局 東部公園緑地事務所	都立庭園、公園の保全及び震災時の利用に関する事。
交通局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事。</li> <li>3 旅客の救護及び避難誘導に関する事。</li> </ol>
水道局 中央支所 文京営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上水道施設の保全に関する事。(水道局中央支所)</li> <li>2 応急給水に関する事。</li> </ol>
下水道局 北部下水道事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の保全に関する事。</li> <li>2 仮設トイレのし尿の受入れ及び処理に関する事。</li> </ol>
警視庁 第五方面本部 富坂警察署 大塚警察署 本富士警察署 駒込警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。</li> <li>2 交通規制に関する事。</li> <li>3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。</li> <li>4 行方不明者の捜索及び調査に関する事。</li> <li>5 死体の見分及び検視に関する事。</li> <li>6 公共の安全と秩序の維持に関する事</li> </ol>

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
東京消防庁 第五消防方面 本部 小石川消防署 本郷消防署	1 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
小石川消防団 本郷消防団	1 火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 3 人命の救出及び応急救護に関すること。 4 区民の防災知識及び防災行動力の向上に関すること。

### 第3節 陸上自衛隊

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
第一師団 第一普通科連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 災害関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成及び地域防災計画への意見提出 (3) 防災に関係する訓練の実施 (ア) 自衛隊の実施する訓練 (イ) 文京区地域防災計画に基づく 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

### 第4節 指定地方行政機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
関東地方整備局 東京国道事務所 万世橋出張所	1 管轄する道路についての計画工事及び管理に関すること。 2 防災上必要な訓練、防災に関する施設及び設備の整備、災害危険区域の選定又は指導、豪雪害の予防に関すること。 3 災害に関する予報及び警報の発表、伝達、災害に関する情報の収集及び広報、災害時における交通の確保、災害時における応急工事等災害応急対策に関すること。

第5節 指定公共機関

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
日本郵便株式会社 小石川郵便局 本郷郵便局	1 郵便事業及び東日本電信電話株式会社等から委託された電気通信取扱業務等の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び授護対策に関すること。 (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
東日本電信電話株式会社	1 電信・電話施設の建設及び保全に関すること。 2 災害時における通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 その他災害対策に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社	1 電力供給施設の保全に関すること。 2 災害時における応急・復旧対策に関すること。
東京ガス株式会社東部支店	1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
日本赤十字社 東京都支部文京区地区	1 災害時における応急救助、災害時の復旧被災者の更生援護に関すること。 2 避難所の収容に関すること。 3 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。
首都高速道路株式会社 東京西局	1 首都高速道路等の保全に関すること。 2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

第6節 指定地方公共機関等

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
東京地下鉄株式会社	1 鉄道施設等の安全確保に関すること。 2 利用者の救護及び避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
(社)東京都トラック協会(文京支部)	災害時における貨物自動車(トラック)による救急物資の協力に関すること。
医師会 (小石川・文京区)	災害時における医療活動の協力に関すること。
歯科医師会 (小石川・文京区)	災害時における歯科医療活動の協力に関すること。
薬剤師会	災害時における医薬品の調剤、服薬指導及び医療品の管理に関すること。
柔道整復師会 (文京支部)	災害時における応急救護活動の協力に関すること。

## 第7節 公共的団体

機関の名称	防 災 事 務 分 掌
区民防災組織 (町会・自治会)	1 避難誘導、避難所内の世話、業務の協力に関する事。 2 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力に関する事。 3 その他被害状況調査等災害対策業務全般についての協力に関する事。
避難所運営協議会	1 避難所の運営管理に関する事。 2 避難所に関する行政及び防災関係機関との連絡・調整に関する事。

### 第3章 区・区民・事業者の基本的責務

自らの身の安全は自らが守る（自助）のが防災の基本であり、区民はその自覚を持ち、平常時から、災害に対する備えを自主的に心がけることが重要である。また、発災時には、自らの身の安全を守るよう行動するとともに、初期消火活動や近隣の負傷者や要配慮者等への救援活動等（共助）を行い、行政が果たす役割（公助）と連携を図りながら災害対策活動に努めることが求められる。

また、事業者においても、災害時における従業員や顧客の安全確保、地域の災害対策活動への協力、事業活動の継続など企業の果たす社会的責任を十分認識し、日頃から防災訓練の実施や防災体制の整備等地域と連携して防災活動の推進に努めるものとする。

区・区民・事業者が、災害対策を進める上で果たすべき基本的責務は、次のとおりである。

#### 1 区の基本的責務

- (1) 区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払わなければならない。
- (2) 区は、平常時から国、都及び他の地方公共団体との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。  
(文京区防災対策条例第4条より)
- (3) 区は、災害が発生したときは、国、防災関係機関と連携し、総力を挙げて被災地の復興及び区民生活の再建を図らなければならない。  
(文京区防災対策条例第38条第2項より)

#### 2 区民の基本的責務

- (1) 区民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。  
(災害対策基本法第7条第2項より)
- (2) 区民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。  
(東京都震災対策条例第8条第1項より)
- (3) 区民、事業者又は区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助の役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例（平成16年12月文京区条例第32号）の協働・協治の考え方に基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。  
(文京区防災対策条例第3条より)
- (4) 区民は、自ら災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。  
(文京区防災対策条例第7条第1項より)
- (5) 区民は、三日分の飲料水及び食料並びに生活必需品の備蓄に努めなければならない。  
(文京区防災対策条例第7条第2項より)
- (6) 区民は、防災訓練、防災に関する研修その他の防災対策に関する事業に自発的に参加

し、及び協力して、災害時の行動力の向上に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第7条第3項より)

(7) 区民は、災害時に自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、その地域の区民の安全の確保に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第7条第4項より)

(8) 区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第38条第1項より)

### 3 事業者の基本的責務

(1) 区民、事業者及び区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助のそれぞれの役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例の協働・協治の考え方に基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。

(文京区防災対策条例第3条より)

(2) 事業者は、その社会的責任を自覚し、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における区民の安全の確保のため、災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第1項より)

(3) 事業者は、防災対策事業に協力するとともに、自ら防災訓練等を実施し、防災対策の充実に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第2項より)

(4) 事業者は、平常時から従業員に防災に関する知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第3項より)

(5) 事業者は、災害時に区民に対して防災対策に関する活動を行うとともに、区民との連携及び協力をするよう努めなければならない。

(文京区防災対策条例第8条第4項より)

(6) 区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

(文京区防災対策条例第38条第1項より)

(7) 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び施設の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例第4条第1項より)

(8) 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例7条第1項より)

(9) 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(東京都帰宅困難者対策条例第7条第2項より)

〈資料編 第1 文京区防災対策条例 P 1〉  
〈資料編 第14 東京都震災対策条例 P 44〉  
〈資料編 第15 東京都震災対策条例施行規則 P 54〉  
〈資料編 第16 東京都帰宅困難者対策条例 P 62〉

## 第4章 文京区の概要

### 第1節 地形

当区は、下町と呼ばれる沖積低地と、山の手と呼ばれる武蔵野台地の接点に位置している。武蔵野台地は、その端部を多くの河谷によって刻みこまれ、20m前後の崖を持つ起伏に富んだ台地と谷の地形をつくっている。高度は、後楽一丁目（市兵衛河岸）の海拔3.1mを最低に、大塚五丁目、六丁目、目白台三丁目、小日向二丁目付近で海拔30mを超えている。低地の部分の平均高度は海拔10m以下であり、台地においては、平均高度海拔20～24mである。

こうした地形を概観すると、5つの台地（関口台、小日向台、小石川台、白山台、本郷台）と、5つの低地（音羽谷、茗荷谷、千川谷、指ヶ谷、根津谷）によって構成されている。台地と低地の間は斜面地となっており、こうした地形が坂と崖の多い、起伏に富んだ特色あるまちを形成している。

### 第2節 面積・人口

#### 第1 面積

11.29km<sup>2</sup>

#### 第2 世帯と人口

（平成30年10月1日現在）

	世帯数	人 口		
		総数	男	女
住民基本台帳人口	120,550 世帯	220,462 人	104,894 人	115,568 人
うち外国人住民	7,295 世帯	10,484 人	5,089 人	5,395 人

（注）「うち外国人住民」の世帯数は、外国人住民のみで構成される世帯数。

#### 第3 昼・夜間人口

（平成27年国勢調査）

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出人口
219,724人	346,132人	192,370人	65,962人

（注）夜間人口及び昼間人口には、労働力状態「不詳」を含む。  
昼間人口には、従業地・通学地「不詳」で、文京区に常住している者を含む。  
15歳未満通学者を含む。



## 第5章 計画の前提

### 第1節 震災

#### 第1 前提条件

東京都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震など東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、平成18年5月に公表した「首都直下地震による東京の被害想定」を見直し、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

本計画では、東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、「東京湾北部地震」を基に、文京区での被害が最大となる地震を本計画の前提とする。

なお、東京都は平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表したが、南海トラフ地震による区の最大震度等は、「東京湾北部地震」よりも小さいため、引き続き「東京湾北部地震」を本計画の前提条件とする。

区 分	東京湾北部地震
震 源 地	東京湾北部
規 模	マグニチュード7.3
震 源 の 深 さ	約20～35km
季 節 ・ 時 刻	冬の夕方（午後6時）
気 象 条 件	風速8 m/秒
想 定 さ れ る 被 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。</li> <li>○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留する。</li> <li>○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。</li> </ul>

〈資料編 第76 気象庁震度階級関連解説表 P315〉

#### 第2 首都直下地震による被害想定

東京湾北部地震（冬の夕方午後6時、風速8 m/秒）による文京区の被害想定は、次のとおりである。

〈資料編 第25 「首都直下地震等による東京の被害想定」における東京都の被害想定 P81〉

〈資料編 第26 「首都直下地震等による東京の被害想定」における文京区の被害想定 P98〉

区 分		被害想定
震度別面積率	震 度 5 弱 以 下	0.0%
	震 度 5 強	0.0%
	震 度 6 弱	11.9%
	震 度 6 強	88.1%
	震 度 7	0.0%
建 物 被 害 ( 全 壊 )	建 物 全 壊	3,602棟
	ゆ れ	3,543棟
	木 造	3,141棟
	非 木 造	402棟
	液 状 化	5棟
	急 傾 斜 地 崩 壊	54棟
火 災	火 災 件 数	22件
	焼 失 棟 数 ( 全 壊 建 物 含 む )	2,443棟
	焼 失 棟 数 ( 全 壊 建 物 含 ま ず )	2,259棟
人 的 被 害	死 者	253人
	ゆ れ / 液 状 化 / 建 物 被 害	185人
	急 傾 斜 地 崩 壊	4人
	火 災	59人
	ブ ロ ッ ク 塀 等	4人
	落 下 物	0人
	負 傷 者 ( 内 重 傷 者 )	4,217人 (608人)
	ゆ れ / 液 状 化 / 建 物 被 害	3,815人 (482人)
	急 傾 斜 地 崩 壊	6人 (3人)
	火 災	232人 (65人)
	ブ ロ ッ ク 塀 等	141人 (55人)
落 下 物	24人 (3人)	
そ の 他	帰 宅 困 難 者	131,632人
	避 難 者 の 発 生	61,865人
	避 難 所 生 活 者	40,213人
	エ レ ベ ー タ ー 停 止 台 数	267台
	避 難 行 動 要 支 援 者 死 者 数	81人
	自 力 脱 出 困 難 者 発 生 数	1,592人
	震 災 廃 棄 物	107万トン

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値が合わないことがある。

### 第3 地域危険度

都では、東京都震災対策条例に基づき、概ね5年毎に地震に関する地域危険度測定調査を行っており、都内各地域（都市計画区域の5,177町丁目）における地震に対する危険性を建物、火災及び災害時活動困難度の面から、1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を明らかにしている。

平成30年2月に東京都が公表した「第8回 地震に関する地域危険度測定調査」の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的

- (1) 地震に強い防災都市づくりの指標とする。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- (3) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

#### 2 調査結果

都内各地域（都市計画区域の5,177町丁目）について、建物倒壊の危険性を示した「建物倒壊危険度」及び火災の発生による延焼の危険性を示した「火災危険度」に、災害時に有効な活動空間の不足率や避難等に有効な道路ネットワークの不足率を示した「災害時活動困難度」を加味して総合化した「総合危険度」として評価した。また、各危険度は1から5までのランクで相対的な地域の地震に対する危険度を示している。

総合危険度ランク	← 危険度高					危険度低 →
	5	4	3	2	1	計
町丁目数	85	287	820	1,648	2,337	5,177
比率	1.6%	5.6%	15.8%	31.8%	45.2%	100.0%

〈資料編 第27 文京区地域危険度一覧表 P102〉

### 第2節 風水害

区内においては、地面の大部分が建物やアスファルトで覆われており、集中豪雨の際、低地が浸水する都市型水害が発生している。都内では、平成17年9月4日から5日未明にかけて台風14号及び秋雨前線の影響により、23区西部に時間降雨量100mmを超える集中豪雨が発生し、神田川をはじめとする8河川の溢水により、都内で約6,000棟の浸水被害が発生した。

本計画では、予測しがたい気象変化などに伴う突発型の被害に備えるとともに、水防法改正に基づく神田川浸水予想区域図の想定雨量を最大値とする。

区	分	被害等の最大値
雨	雨量	690mm
	最大1時間降雨量	153mm
最大瞬間	風速	25m/s

【文京区水害発生状況一覧表】

発生年月日 和暦	水害原因	降 雨 量 (mm)			浸 水 世 帯		
		総雨量	時間最大降雨量		床上	床下	計
平成1年8月1日	集中豪雨	225.5	15:00~16:00	44.0	16	299	315
平成3年9月19日	台風18号	230.5	15:00~16:00	45.0	43	581	624
平成4年12月8日	集中豪雨	41.5	21:00~22:00	28.5	7	69	76
平成5年8月27日	台風11号	8/26~27 260.5	12:00~13:00	52.0	119	675	794
平成6年7月18日	集中豪雨	63.0	13:50~14:50	54.0	6	303	309
平成11年8月24日	集中豪雨	66.5	20:00~21:00	37.0	—	28	28
平成11年8月29日	集中豪雨	109.0	19:30~20:30	62.5	1	37	38
平成12年7月4日	集中豪雨	73.5	17:44~18:44	58.0	—	4	4
平成12年8月7日	集中豪雨	39.5	18:00~19:00	36.0	—	5	5
平成15年9月3日	集中豪雨	35.5	18:00~19:00	34.5	13	—	13
平成15年10月13日	集中豪雨	64.0	13:32~14:32	60.5	2	—	2
平成16年10月9日	台風22号	10/8~9 263.0	17:10~16:10	62.0	118	8	126
平成16年10月20日	台風23号	10/19~20 205.5	21:40~22:40	41.5	27	3	30
平成17年9月4日	集中豪雨	9/4~5 91.5	23:00~24:00	62.0	8	8	16
平成20年8月5日	集中豪雨	157.5	12:00~13:00	80.0	22	18	40
平成20年8月29日	集中豪雨	8/29~31 131.0	8/29 22:20~23:20	39.0	2	—	2
平成20年9月20日	台風13号	9/19~20 43.0	9/20 0:20~1:20	11.5	1	—	1
平成21年8月10日	台風9号	115.0	6:34~7:34	73.5	53	40	93
平成21年10月8日	台風18号	10/7~8 138.0	10/8 3:10~4:10	51.5	6	—	6
平成22年9月8日	台風9号	89.0	14:10~15:10	63.0	2	5	7
平成23年8月7日	集中豪雨	17.5	15:40~16:40	17.0	2	—	2
平成23年8月26日	集中豪雨	8/26~27 89.5	8/26 15:00~16:00	71.5	17	1	18
平成25年8月21日	集中豪雨	80.0	21:50~22:50	57.0	63	38	101
平成25年9月15日	台風18号	9/15~16 112.0	9/15 6:30~7:30	31.0	1	4	5

発生年月日 和暦	水害原因	降 雨 量 (mm)			浸 水 世 帯		
		総雨量	時間最大降雨量		床上	床下	計
平成26年6月29日	集中豪雨	43.0	16:00~17:00	35.0	1	—	1
平成26年9月10日	集中豪雨	65.0	16:20~17:20	60.0	—	12	12
平成26年10月13日	台風19号	10/13~14 69.5	10/14 0:31~1:31	22.5	—	1	1
平成29年7月18日	集中豪雨	18.0	15:00~16:00	18.0	1	—	1

(平成30年10月1日現在 防災課データより)

平成30年度  
修正の概要等

第1章  
計画方針

第2章  
防災関係  
業務大綱

第3章  
基本  
的責務  
の  
区・  
事業者  
の

第4章  
文京区  
の概要

第5章  
計画の前提

第6章  
減災目標

## 第6章 減災目標

### 第1節 目標設定の趣旨

現在の地震予知に対する科学技術では、地震等の自然災害を的確に予知し、未然に十分な防災対策を講じることは極めて困難な状況にある。しかしながら、いつ起こるかわからない地震災害に対して、日常からの十分な備えや、発災直後に初動体制を整えることで、被害を最小限に食い止め、軽減させることは十分に可能である。

減災目標は、阪神・淡路大震災や東日本大震災・熊本地震等の我が国で近年に発生した大規模な地震の教訓を活かし、大規模な地震による災害が発生した場合においても、区民、事業者、行政等の連携・協働により、被害を軽減することを目的としている。また、その実現のための基本的な考え方や具体的な各種施策の方向性を定め、対策を図るものである。

### 第2節 目標年次

この減災目標は、平成25年度を初年度とし、おおむね10年以内に達成する目標とする。

### 第3節 減災目標と対策

東京都地域防災計画（平成24年修正）「被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）」の内容を踏まえ、文京区の減災目標を設定した。

#### 減災目標1：死傷者の6割減

死者（253人）、負傷者（4,217人）の6割減を目標とする。

#### 目標1-1 住宅等の倒壊による死傷者の6割減

ゆれ等の建物被害による死者（185人）、負傷者（3,815人）の6割減を目標とする。

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 建物の耐震化等

- 住宅建物の耐震化率を、平成32年度末までに95%にする。
- 住宅系建築物の耐震診断に要した費用の助成率を引き上げ、耐震化を促進する。
- 耐震診断・耐震改修等の相談窓口を設置する。
- 耐震化促進地区の耐震化を重点的に促進する。
- 特定緊急輸送道路沿道建物の耐震化を促進する。
- パンフレット等の作成・配付、専門家による相談会の開催などにより、区民意識の啓発に努める。
- ブロック塀等改修工事費助成制度や生垣助成制度を活用し、ブロック塀等の改修を促進する。

##### 2 家具類の転倒防止対策の推進

- 高齢者や障害者世帯等を対象に家具の転倒防止器具取り付け費用の助成を行う。

- 消防署と連携して避難行動要支援者宅を訪問し、設置状況を確認するとともに、未設置の世帯について、普及・啓発を図る。
- 区報への掲載、防災パンフレットの配布、防災訓練や防災教室等の機会を通して、啓発・普及活動を行う。
- 冊子等を活用した防災指導、イベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具転倒・落下・移動防止器具の取り付け講習を実施する。(東京消防庁)

### 3 救出・救護体制の強化

#### (1) 地域防災力の向上

- 区民防災組織、避難所運営協議会の活動を支援し、自助・共助による地域防災力の向上を図る。
- 防災訓練や救命講習等の実施による救出・救護能力の向上、地域（住民、区民防災組織）と事業所との連携強化を図る。

#### (2) 救出・救護体制の整備

- 負傷者等の医療・搬送体制の充実を図るとともに、警察・消防等との情報連絡体制の強化を図る。
- 避難所への医師等の派遣体制について医療救護活動マニュアルを作成し、災害時における区と関係機関との連携方法を明確にする。

## 目標1-2 火災による死傷者の6割減

火災による死者（59人）、負傷者（232人）の6割減を目標とする。

### <目標を達成するための主な対策>

#### 1 建物の不燃化の推進と消防活動困難区域の解消

- 住宅・建築物の不燃化を促進する。また、木造住宅が密集し、消防活動が困難な区域の解消を目指す。
- 特定緊急輸送道路沿道建物の耐震化に合わせて不燃化を推進し、延焼遮断帯の形成を図る。
- 道路や公園等の整備により、避難路の確保及び火災の延焼防止を図る。

#### 2 消防力の充実・強化

- 多様な方法による消防団への入団促進や装備の充実により、消防団の確保・充足、活動強化を図る。
- 消防水利不足を解消するとともに、消防車両・装備などの充実を図る。

#### 3 区民、区民防災組織、事業者の火災対応力の強化

##### (1) 出火防止対策の推進

- 火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防災対策を推進するとともに、感震ブレーカーの普及に努める。

##### (2) 初期消火力の強化

- 街頭と主要道路に消火器を設置する。また、区民防災組織に大型消火器、可搬式動力ポンプ、スタンドパイプを整備し、初期消火力の強化を図る。

- 防災訓練やパンフレット等を活用して、消火器の使用方法や出火防止、初期消火などに関する知識・技術の普及を図る。
- 可搬式動力ポンプ、スタンドパイプ等を活用した実践的な訓練指導を推進する。

#### 4 救出・救護体制の強化

- 減災目標1-1-3の再掲

### 目標1-3 要配慮者の死者の6割減

要配慮者の死者数（81人）の6割減を目標とする。

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 迅速な安否確認体制の整備

- 避難行動要支援者名簿や障害者手帳の情報など、区が保有する情報を適切に管理し、災害時に活用できるように整備する。
- 安否確認を的確に実施するため、区民、事業者等と連携・協力し、具体的な実施体制を構築する。
- 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練を実施し、安否確認体制の検証及び改善を図る。

##### 2 避難支援体制の整備

- 避難行動要支援者がスムーズに避難できるように、事前に避難支援マニュアルを配布し、周知を図るとともに地域での避難支援体制の整備を図る。
- 避難所において安全・安心に過ごせるよう、要配慮者のニーズを反映させた支援策を実施する。
- 避難所で生活することが困難な避難行動要支援者が避難することができるよう、福祉避難所をあらかじめ指定し、物資・器材等を整備する。
- 災害時に妊産婦や乳児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるように、専用の避難スペースを確保し、支援体制や備蓄物資等を整備する。

※要配慮者とは、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を指します。

### 減災目標2：避難者の4割減

避難所生活者（40,213人）の4割減を目標とする。

#### 目標2-1 住宅の倒壊や火災による避難者の減

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 建物の耐震化等

- 減災目標1-1-1の再掲

##### 2 建物の不燃化の推進と消防活動困難区域の解消



- 減災目標1-2 1の再掲

### 3 消防力の充実・強化

- 減災目標1-2 2の再掲

### 4 区民、区民防災組織、事業者の火災対応力の強化

- 減災目標1-2 3の再掲

## 目標2-2 中高層建築物の安全化による避難者の減

### <目標を達成するための主な対策>

#### 1 中高層建築物の安全化

- 新たに建設する一定規模以上の中高層建築物に防災備蓄倉庫の設置を義務付ける。
- 防災備蓄倉庫を設置したマンション管理組合を対象に、発災時に住民が活用できる救助資器材の購入経費を助成する。
- 中高層住宅特有の防災対策を盛り込んだマニュアルを作成し啓発活動を行う。
- 中高層住宅のエレベーター閉じ込め対策用備蓄物資の購入経費を助成する。

## 目標2-3 自助の強化による避難者の減

### <目標を達成するための主な対策>

#### 1 区民の防災意識の啓発

- 「最低3日間、推奨1週間分」の飲料水、生活用水、食糧、生活必需品等を家庭で備蓄するよう啓発活動を行う。
- ローリングストック法の活用により、賞味期限切れの無駄なく、常に災害に備えるように周知していく。  
(ローリングストック法：普段食べる米やレトルト食品などを多めに買って置き、消費したらその分を補充することで常に一定量の食糧を家に備蓄する方法)
- 災害情報の収集方法について、区民に広く周知する。

## 目標2-4 ライフライン等の早期復旧による避難者の減

### <目標を達成するための主な対策>

#### 1 ライフラインの早期復旧

- 被災から60日以内に全てのライフラインの機能を95%以上回復させる。  
電力7日、通信14日、ガス60日、上下水道30日を目標とする。
- ライフライン事業者は施設や設備等の耐震化を進め、早期の機能回復に努める。

#### 2 エレベーターの早期復旧

- エレベーターの復旧優先順位について啓発行動を行う。

- エレベーターの復旧「1ビル1台」ルールを徹底する。

### 3 応急危険度判定の迅速化

- 応急危険度判定を12日以内に完了させるため、応急危険度判定員の確保を図る。

## 減災目標3：帰宅困難者の安全確保

東京都と連携し、帰宅困難者（131,632人）の安全を確保する。

### 目標3-1 帰宅困難者の安全確保

#### <目標を達成するための主な対策>

##### 1 帰宅困難者対策の普及啓発

- 事業者・大学等に施設内待機及び一斉帰宅抑制や3日分の飲料水・食糧等の確保に努めるよう啓発を行う。

##### 2 帰宅困難者の支援体制構築

- 帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。
- 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。
- 徒歩帰宅が困難な要配慮者のために、バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。
- 区施設利用者や区立小・中学校等に残留した児童・生徒等の帰宅困難者に対する備蓄物資を整備する。

## 第2編 震災対策

### 第1部 震災予防計画

- 第1章 地震に強い防災まちづくり
- 第2章 公共施設及び交通施設の安全化
- 第3章 建造物等の安全化
- 第4章 出火・延焼等の防止
- 第5章 ライフライン施設の安全化
- 第6章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上
- 第7章 物資の備蓄等
- 第8章 事業継続計画の策定



## 第1章 地震に強い防災まちづくり（区・都）

### 第1節 計画方針

内陸で発生し都市直下型となった阪神・淡路大震災では、最大震度7を記録し、死者・行方不明者6,437人、負傷者43,792人、最多避難者数約32万人、全半壊建物24万9千棟、火災発生件数293件（平成18年5月19日消防庁確定報）を記録する激甚災害となった。死亡者の89%以上が住宅等の倒壊による圧死及び窒息死であったことから、住宅等の耐震性が問題となった。また、延焼火災の多くが木造家屋密集地域で発生したことから、市街地環境の整備の問題、更には、火災に対する避難空間や延焼遮断帯となるオープンスペースの不足、住宅等の倒壊による避難路の通行問題等、災害に対する都市構造上の問題点が指摘された。

一方、海溝型地震となった東日本大震災では、M9.0、最大震度7を記録し、この地震に伴う津波によって岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県など三陸海岸から関東地方沿岸の集落では壊滅的な被害が発生した。死者・行方不明者22,199人、負傷者6,230人、全半壊建物402,743棟（平成30年3月5日現在）を記録する激甚災害で、戦後最悪の災害となった。この地震による被害は津波によるところが大きかったものの、地震の揺れによる被害は、新耐震基準の建築物よりも旧耐震基準の建築物の方が大きかった。

文京区が「安全で快適な魅力あふれるまち」でありつづけるためには、東日本大震災をはじめとする過去の震災における教訓を踏まえた施策の展開が求められる。都市の防災性を向上させ、地震による被害を最小限にとどめるため、ハード・ソフト両面にわたる総合的な防災対策を推進し、地震災害に強いまちの形成を図る。

### 第2節 防災まちづくりの推進

#### 第1 良好な市街地環境の形成

道路や広場等の地区施設の未整備や建築物の老朽化等によって、防災上問題のある地域において、区民と協働で地域特性に応じたまちづくりを推進することにより、建築物の耐震化・不燃化を図り、オープンスペースの創出、道路の拡幅、防災施設の整備等を行い、地震災害に強いまちづくりを進める。

#### 第2 木造住宅密集地域の環境改善

老朽木造住宅が密集している地域においては、建物の倒壊による人的被害や避難路の遮断及び同時多発火災が発生する危険性が高く、延焼による火災の被害が拡大する恐れもある。また、細街路も多く、緊急車両が進入できる道路が不足しているため、救助・消防活動が困難となっている。

このような地域においては、住宅等の倒壊や火災による被害の半減に向けて、区民と協働で、住宅等の耐震化を促進し、あわせて不燃化と細街路の拡幅整備を進める。また、地域の防災力の向上を図るために、地域の課題解決に向けた協働・協治のまちづくりを区民とともに検討し、地域環境の改善を目指す。

#### 第3 延焼遮断帯の整備

平成3年度から平成20年度まで、都市防災不燃化促進事業により不忍通り沿道における不燃化率の向上を図った。引き続き、幹線道路等の沿道の建築物の不燃化・耐震化を促進することにより、避難路の安全の確保を図るとともに延焼遮断帯の形成を目指す。

第1章 地震に強い防災まちづくり

第2章 公共施設及び交通施設の安全化

第3章 建造物等の安全化

第4章 出火・延焼等の防止

第5章 ライフライン施設の安全化

第6章 区民の防災意識の啓発と行動力の向上

第7章 物資の備蓄等

第8章 事業の継続計画の策定

## 第2章 公共施設及び交通施設の安全化

(区・都・首都高速道路・東京地下鉄)

### 第1節 計画方針

道路、公園等の公共施設は、都市活動を支えるのみならず、防災上も重要な役割を果たすものであることから、避難路、物資輸送路、緊急車両の通行や避難場所又は延焼防止空間として常に機能できるよう整備する。

また、鉄道事業に係る車両・施設・設備については、地震による被害を軽減する災害予防及び応急対策を定めるとともに、都・区及び防災関係機関と密接な連携のもとに、総合的な防災活動を推進し、人命の安全・財産の保護と輸送の円滑を図る。

### 第2節 道路の整備

#### 第1 道路の現況

##### 【道路の現況】

(平成30年4月1日現在)

区分	延長	面積	道路率
国道	8.173m	202.203㎡	1.79%
都道	26.100m	651.361㎡	5.77%
区道	170.893m	1,042.229㎡	9.21%
総計	205.167m	1,895.833㎡	16.76%

#### 第2 道路整備計画

避難路や延焼防止機能を確保するため、歩車道の分離や、拡幅及び崖崩れによる危険防止等の対策を講じていく。

また、細街路事業の意義と重要性について関係権利者の理解と協力を得るため、多様な広報媒体と機会を利用して、区民に周知を図っていくとともに、区有施設に接する細街路の未整備箇所については、計画的に整備していくものとする。

道路の側溝、ガードレールその他の道路付属物については、安全な状態を保つよう維持に努め、老朽化又は破損しているものは、逐次整備するとともに、必要箇所への設置促進を図っていくものとする。

更に、安心・安全かつ円滑な通行を確保することを目的に路面下空洞調査を実施する。

なお、対象路線は、緊急輸送道路、路線バス運行路線、幹線道路を中心に実施する。

### 第3節 橋梁の整備

#### 第1 橋梁等の現況

##### 【河川の現況】

(平成30年10月1日現在)

河川名	延長	流域面積	文京区内延長	文京区内流域面積
神田川	25.48 km	105 km <sup>2</sup>	4.7 km	10.3 km <sup>2</sup>

##### 【橋梁の現況】

(平成30年10月1日現在)

管理区分	橋梁数	延長
東京都	2	48.40 m
文京区	9	207.00 m
計	11	255.40 m

##### 【横断歩道橋の現況】

(平成30年10月1日現在)

区分	橋梁数	延長
国道	1	25.20 m
都道	11	718.10 m
区道	2	60.00 m
計	14	803.30 m

#### 第2 橋梁等整備計画

神田川については、現在も護岸整備を進めている。これに合わせて計画高水位より低い橋梁9橋の拡幅架替工事を行う。

(平成30年10月1日現在)

未整備		整備済			
名称	管理	名称	管理	名称	管理
白鳥橋	東京都	はなみず 華水橋	文京区	石切橋	新宿区
りゅうけい 隆慶橋	新宿区	かもん 掃部橋		西江戸川橋	
		古川橋		小桜橋	
				中之橋	

## 第4節 公園・緑地の整備

### 第1 公園・緑地の現況

#### 【公園・緑地の現況】

(平成30年10月1日現在)

区 分	公 園			児 童 遊 園	総 計
	都 立	区 立	小 計		
園 数	2	45	47	67	114
面 積	158,656.58㎡	209,494.35㎡	368,150.93㎡	21,816.30㎡	389,967.23㎡

### 第2 公園・緑地の整備計画

#### 1 避難場所等の機能確保

区内に多く分布する公園や児童遊園は、火災の延焼防止及び遅延効果が期待されるだけでなく、震災後、避難場所等多様に活用できるスペースとなるため、整備拡充を図っていく。

#### 2 擁壁等危険箇所の改修

災害時の倒壊等により、被害の拡大や消防・救援活動に支障をきたすことを防止するため、老朽化した擁壁等危険箇所の改修を推進する。

#### 3 緑化の促進

緑は火災時の延焼防止効果を有するため、公園等の緑化を促進する。

## 第5節 首都高速道路

### 第1 現況

#### 1 道路の現況

名 称	区内延長	入口	出口	非 常 電 話	非 常 口 (高速上扉)
高速5号池袋線 (都道首都高速5号線)	2.3 km	[上り] 護国寺	[上り] 飯田橋 [下り] 護国寺 早稲田	上り 4か所 下り 4か所	上り 1か所 下り なし
計	2.3 km	—	—	—	—



## 2 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、阪神・淡路大震災規模を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、上部工耐震補強を平成8年度から実施し、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を完了している。また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、利用者等は、これらの非常口から脱出できるよう安全性を確保している。

### 第2 事業計画

#### 1 事業計画の概要

- (1) 首都高速道路は、阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、阪神・淡路大震災級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上させる対策を完了している。現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送道路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を順次実施している。そのほか、利用者等の安全対策など、地震防災対策のより一層の充実強化を図ることとする。
- (2) 災害に備え、道路構造物等について定期点検を行う。

#### 2 実施計画の内容

- (1) 高架橋の安全性の強化  
緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を、引き続き実施していく。
- (2) 道路構造物、管理施設等の定期点検
- (3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検
- (4) 利用者等の安全確保  
利用者等の安全を確保するため、次の対策を講ずる。
  - ア 利用者等への情報伝達の充実
  - イ 避難・誘導施設の整備

### 第6節 都営地下鉄

#### 第1 計画方針

地下鉄は地中を通る大量輸送機関であるため、利用者の安全の確保と施設の被害を最小限にとどめるように施設の耐震性や情報連絡体制の整備に努める必要がある。

#### 第2 現況

##### 1 路線の延長等

区内の都営地下鉄の設置路線は約4.9kmであり、駅舎が6駅ある。

## 2 線路等の耐震・耐火等

地上建築物、ずい道、レール及び灯具、掲示器、看板等については耐震設計がされている。駅には、自動火災報知設備、消火ポンプ設備等の防災設備を設置している。車両は、火災に対して安全性の高い材料を使用している。

## 3 運転システム

運転中の列車の状況を把握するため、列車集中制御装置等を設置している。

## 4 放送設備

異常事態が発生した場合に備えて乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備を設置している。

## 5 停電対策

駅及びトンネル内で長時間停電することのないよう多系統から電力供給を受けている。万一に備えて駅には、蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯を設置している。また、車両にも、蓄電池による照明を設置している。

## 6 その他

### (1) 各駅における災害対応訓練の実施

各種災害に対する訓練を実施している。

### (2) 地下鉄利用者に対する災害対策の案内

地下鉄利用者に対して、ホームページに「災害対策」欄を設け、地下鉄災害に関する疑問に回答している。また、各駅に防災施設や車両・駅からの避難方法について解説したポスターを掲出している。

## 第3 事業計画

### 1 保守点検の実施

環境条件の変化等によって生ずる危険箇所を発見するため、定期又は必要に応じて点検を実施していく。

### 2 施設の補修、補強

線路構造物、電気施設、車両等の補修、補強を推進し、耐震性、耐火性の維持、向上に努める。

### 3 防災訓練の実施

災害時に的確な行動がとれるよう訓練計画に基づいて次のような訓練を充実していく。

#### (1) 非常招集訓練

#### (2) 情報伝達訓練

#### (3) 救出救護訓練

#### (4) 避難誘導訓練

#### (5) 浸水防止訓練

#### (6) その他必要な訓練

## 第7節 東京メトロ

### 第1 計画方針

地下鉄は地中を通る大量輸送機関であるため、施設の被害を最小限にとどめるように施設の耐震性を高めるとともに利用者の避難誘導等の安全性を確保する必要がある。

### 第2 現況

#### 1 路線の延長等

区内の東京地下鉄の設置路線は約14kmであり、駅舎が13駅ある。

#### 2 施設・設備の現況

線路等の耐震・耐火等地上建築物、トンネル、電車線路及び灯具、掲示器、看板等については耐震設計がされている。駅舎は、変電設備、換気設備、自動火災報知設備、消火ポンプ設備等が設置されている。車両は、火災に対して安全性の高い材料の使用に努めている。

#### 3 運転システム

運転中の列車の状況を把握するため、列車集中制御装置等を設置している。

#### 4 放送設備

異常事態が発生した場合に備えて乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備を設置している。

#### 5 停電対策

駅及びトンネル内で長時間停電することのないよう多系統から電力供給を受けており、万一に備えて蓄電池を電源とする非常灯及び誘導灯を設置している。また、車両にも、蓄電池で照明できる灯具を設置している。

#### 6 列車火災対策及び構内火災対策についての対応

(「異常時取扱マニュアル」及び「内規」の定めによる。)

##### (1) 点検について

指定業者が定期的に設備を点検し所轄消防署に届け出る。

用具・器具の点検（月2回）、非常食品点検（月1回）

##### (2) 訓練について

各種運動期間中、マニュアルに沿った訓練を実施している。

「地域防災ネットワーク」を活用した訓練を実施している。

##### (3) 啓発宣伝について

「メトロニュース」に防災時に対する案内を提出している。

### 第3 事業計画

#### 1 保守点検の実施

環境条件の変化によって生ずる危険箇所等を発見するため、定期又は必要に応じて随時に点検を実施していく。

#### 2 施設の補修、補強

路線構造物、電気施設、車両等の補修・補強を促進し、耐震性、耐火性の維持、向上に

努める。

### 3 防災訓練の実施

災害時に的確な行動がとれるよう訓練計画に基づいて次のような訓練を充実していく。

- (1) 非常招集訓練
- (2) 情報伝達訓練
- (3) 救出救護訓練
- (4) 避難誘導訓練
- (5) 災害想定訓練（大地震）
- (6) その他必要な訓練

## 第3章 建造物等の安全化（区・都・消防署）

### 第1節 建築物の耐震化・不燃化の推進

#### 第1 計画方針

建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者によって行われることを基本とする。

建物所有者は、地震による建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して、主体的に耐震化に取り組むものとする。

区は、区民の生命・財産を守るため、建物所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう、技術的な支援を行う。また、公共的な観点から必要がある場合については、財政的な支援を行う。

また、耐震診断・耐震改修を促進させるため、都及び関係団体と連携して取り組むものとする。

#### 第2 区有建築物

平成7年度において実施した耐震調査の結果に基づき、三次診断又は補強方法等の検討を行った上、施設整備との整合性を図りながら、危険度の高い施設、避難所などの防災拠点等について優先順位を付けて耐震補強工事を計画的に実施してきた。その結果、特に、避難所となる学校施設は、耐震化が完了した（教育委員会施設台帳ベース）。

また、防災上重要な公共建築物についても、耐震化が完了しており、区立小中学校等の避難所については、バリアフリー化の推進を図る。

さらに、区有建築物については、従来どおり用途係数を採用した耐震設計により、保有水平耐力の割り増しを行うこととする。

なお、大阪北部地震でのブロック塀倒壊事故を踏まえ、区の対応方針として、「区有施設のブロック塀等については、原則として撤去し順次、改修を行う」こととした。

〈資料編 第62 避難所における耐震補強工事進捗状況 P296〉

#### 第3 民間建築物

文京区耐震改修促進計画[平成27年度末時点度の進捗状況検証（平成29年2月）]において、住宅の耐震化率は81.8%（棟数による推計）又は88.8%（戸数による推計）、民間特定建築物の耐震化率は90.4%（棟数による推計）となっており、これらを平成32年度までに95%に引き上げることを目標としている。

##### 1 民間特定建築物

民間特定建築物については、関係団体等と連携しながら耐震化を促進するとともに、各所管行政庁と連携し、耐震改修促進法に基づく指導、助言等を行う。

民間建築物のうち、東京都震災対策条例第17条に定める防災上特に重要な建築物、ホテル・旅館など不特定多数の人が利用する民間建築物について、重点的に耐震化を促進する。

##### 2 耐震化促進地区の耐震化

住宅の耐震化については、文京区全域を対象とするが、耐震化促進地区（木造住宅密集地域と東京都地域危険度測定調査による危険度が高い地域）については重点的に耐震化を

促進する。

### 3 沿道建築物の耐震化

(1) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、道路閉塞を起こす可能性の高い建築物を対象として重点的に耐震化を促進する。

ア 都が定める災害時に閉塞を防ぐべき道路として指定された道路

イ 区が指定する防災上重要な道路

〈資料編 第75 緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図 P313〉

(2) 指定した道路の沿道の対象建築物に対しては、耐震改修促進法に基づく指導、助言を積極的に行う。

(3) 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路のうち、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特に重要なものが特定緊急輸送道路として指定されている。区は、都と連携して、対象建築物の所有者に耐震化の意識啓発及び助成制度等の普及啓発を図る。

### 4 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修だけでなく震災対策全般にわたる相談窓口を設置し、区民からの問い合わせに適切に対応できるように相談体制の充実を図る。

### 5 普及啓発の促進

耐震診断・耐震改修を区民の身近なものとするため、マニュアル等の作成・配布をするとともに、専門家による耐震改修・建替え相談会の開催などにより、区民意識の啓発に努める。

### 6 耐震診断助成事業の充実

文京区耐震改修促進計画に基づく住宅系建築物の耐震化率95%の目標を達成するため、耐震診断に要した費用の一部を助成し、耐震化を促進する。

### 7 耐震改修促進税制の普及

平成18年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、所得税額の特別控除や固定資産税額の減免措置を受けられるようになった。区では、耐震改修促進事業の普及を図るために、耐震改修に係る助成を行うとともに、所得税の特別控除や固定資産税額の減免措置に必要な取り組みを行う。

〈資料編 第34 耐震改修促進税制の内容 P113〉

### 8 木造住宅密集地域のまちづくり

木造住宅密集地域は、地域危険度が高く、都の被害想定では首都直下地震により大きな被害が予想されている。大塚五・六丁目地区においては、文京区不燃化推進特定整備事業を展開している。

### 9 ブロック塀等の改修促進

大阪府北部地震におけるブロック塀倒壊事故を踏まえ、現行のブロック塀等改修工事費及び生垣造成補助の制度拡充を行った。

## 第2節 高層建築物の安全化

高層建築物は、耐震性及び防火施設等について一定の配慮はあるものの、地震時には、長周期地震動による家具の転倒、落下、移動等が発生するとともに、揺れが長く続くことからパニ

ックに陥りやすくなり、火災発生時の初期消火や避難誘導においても困難が予想される。

このため、消防署においては、関係事業所、管理組合及びマンション住民等に対して次の対策を指導していく。

### 第1 建築物の防火安全対策

- (1) 高層建築物の防火安全対策
- (2) 乾式工法を用いた防火区画等の漏えい防止対策（100メートル以上の高層建築物を対象とした安全対策）
- (3) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
- (4) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
- (5) 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

### 第2 火災予防対策

- (1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- (2) 火気使用場所の環境設備及び可燃性物品の転倒防止措置
- (3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- (4) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
- (5) 防災物品の推進

### 第3 避難対策（混乱防止対策）

- (1) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- (2) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- (3) ショーケース、看板等の転倒、落下、移動の防止
- (4) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- (5) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- (6) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進
- (7) 建設事業者は、災害時の情報を迅速かつ的確に伝達させるために、区と協議を行い、防災行政無線の設置及び管理に努める。
- (8) 中高層住宅特有の防災対策を盛り込んだマニュアルを作成及び配布し、災害時に住民が施設内に安全にとどまることができるよう、啓発活動を行う。
- (9) 新たに建設する一定規模以上の中高層建築物に対し、「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」に基づき、防災備蓄倉庫の設置を義務付ける。

### 第4 防火・防災管理対策

- (1) 従業員に対する消防計画の周知徹底
- (2) 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
- (3) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- (4) 救命講習の受講促進など救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- (5) 防火・防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- (6) 実践的かつ定期的な訓練の実施

### 第5 消防活動対策

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

第1章 地震に強い防災まちづくり

第2章 公共施設及び交通施設の安全化

第3章 建造物等の安全化

第4章 出火・延焼等の防止

第5章 ライフライン施設の安全化

第6章 区民の防災意識の啓発と行動力の向上

第7章 物資の備蓄等

第8章 事業継続計画の策定

## 第3節 エレベーター対策

### 第1 計画方針

震災時には、不特定多数の人々が集まる劇場、駅等、またマンションや事務所ビルなどにおいては、エレベーター停止に伴う、被害、混乱が生じる恐れがある。

このことから、災害時においてエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出や高層マンションなどでの避難住民の減少や避難期間の短縮などを図るエレベーターの早期復旧に関する対策を講じる。

### 第2 事業計画

#### 1 エレベーターの改修促進

震災時におけるエレベーター閉じ込めを防止するため、エレベーター設備の改修を促進し、安全性の向上を図る。

また、区所有の施設については、エレベーター閉じ込め防止装置の設置を都の施設の対策に準じて進める。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

#### 2 救出体制の整備

都が、災害対策基本法に基づく指定地方公共機関に指定した一般社団法人日本エレベーター協会と連携しながら、救出要員の増員や保守管理会社との連絡強化を図り、エレベーターへの閉じ込めがあった場合の救出体制の整備に努める。

#### 3 閉じ込め対策の支援

震災時には、多くの中高層住宅においてエレベーター閉じ込めが発生することが予想されるため、中高層住宅に対して、エレベーター閉じ込め対策（トイレ、飲料水等）の購入経費を助成する。

#### 4 エレベーター復旧の優先順位

災害時におけるエレベーターの復旧は、閉じ込めが発生している建物、要配慮者の利用する建物等に配慮し、次表の復旧優先順が想定される。

大規模地震等において、複数の建物での閉じ込めが想定され、閉じ込め救出が最優先となるため、停止しているエレベーターの復旧は、閉じ込め救出後となる場合がある。



優先順位	対応内容	建物種別
1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物
2	停止したエレベーターの復旧	病院等、要配慮者が利用する建物
3		公共性の高い建物
4		高層住宅(概ね高さ60m以上)
5		一般の建物

## 5 復旧ルールの周知

地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターの保守要員は限られている。このため、「1ビルにつき1台」のエレベーターを復旧させることを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要であり、復旧ルールの徹底などをあらかじめ周知する。

## 6 事業者への周知

エレベーターの改修に関する相談窓口を設置するとともに、閉じ込め防止装置の普及などについて、事業者、マンション管理者向けにリーフレットを作成し、周知・PRに努める。

## 第4節 窓ガラス等の落下防止

### 第1 計画方針

窓ガラス、ビル外装材などの剥離、落下があった場合、歩行者等に被害を与える恐れがあるため、建築防災パトロールを強化し、落下の恐れのある建築物の把握に努める。また、避難の際の危険物となり得るので、窓ガラス等の落下防止に努める。

### 第2 現況

区では、都と協力して、窓ガラスの落下防止対策等に関して、以下のような実態調査と改善指導を実施している。

時期	実施の内容
昭和53年	建築基準法施行令に基づく告示が改正され、窓ガラスを固定するシーリング材に硬化性のものを使用することを原則禁止
昭和55年以降	硬化性シーリング材を使用する窓ガラスの実態調査及び改善指導
平成17年3月	はめ殺し窓の窓ガラスの実態調査を行い、改善指導等を実施

## 第3 事業計画

### 1 区有建築物

施設利用者や職員の安全を確保するため、上記実態調査に基づき、窓ガラス等の飛散防止対策を計画的に進捗していくものとする。

また、今後新たに設置する施設については、窓ガラス等の飛散防止対策を組み入れていくものとする。

## 2 民間建築物の改修促進

未改修のものについては、引き続き改修相談の充実や指導の強化を図ることにより、改修を促進するとともに、今後とも必要に応じて、都と協力して調査・指導を行うなど、歩行者の安全性確保に向けた取り組みを行う。

また、落下の恐れのある大規模空間の天井材や外壁タイル等についても、建築基準法に基づく定期報告制度や建築物防災週間を活用して、建築物の所有者等に対し改善指導等を行っていく。

## 第5節 家具類の転倒・落下・移動防止対策

### 第1 計画方針

過去の地震において、建物内では家具等の転倒により、下敷きとなって多くの死傷者を出している。震災時の被害の軽減を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及に努める。

### 第2 現況

#### 1 啓発・普及活動

防災訓練、説明会等において、区民及び事業者に対する啓発・普及活動を行っている。

#### 2 補助制度、器具の取り付け事業

震災時の家具転倒等による自力脱出困難者数を最小限に抑えることを目的に、高齢者や障害者で構成される世帯等に対して家具転倒防止対策事業（文京区マイルームセイフティ事業）の促進を図る。

##### (1) 助成対象

- ア 区の区域内に在住する65歳以上の方で構成される世帯
- イ 区の区域内に在住する障害者で構成される世帯
- ウ 区の区域内に在住する65歳以上の方及び障害者で構成される世帯
- エ 区の区域内に在住し、避難行動要支援者名簿の提供を受けている方の世帯
- オ 区の区域内に在住し、避難行動要支援者に登録されている方の世帯

##### (2) 助成金額（平成30年10月1日現在）

- ア 文京区 (1) (ア)～(エ) 転倒防止器具設置にかかる費用の2分の1（上限7,500円）  
(1) (オ) 転倒防止器具設置にかかる費用の4分の3（上限11,250円）
- イ 社会福祉協議会 転倒防止器具設置にかかる費用の4分の1（上限3,750円）

### 第3 事業計画

#### 1 区有施設の実施状況調査

区有施設におけるオフィス家具の転倒・落下防止対策の実施状況調査を行い、その結果を基に事業所における家具類転倒・落下防止対策を検討する。

## 2 啓発・普及活動の推進

高齢者・障害者世帯における転倒防止器具設置への助成、防災訓練等における指導・PRの強化などを進める。

また、消防署では、以下により転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。

- (1) 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した冊子等を作成し、区民や事業所に対する防災指導に活用する。
- (2) 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具転倒・落下・移動防止器具の取付指導を実施する。
- (3) 関係機関、関係団体等と連携した周知を実施する。
- (4) 長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く区民や事業者にも周知する。

## 3 実施状況の把握

家具類の転倒防止対策の実施状況について、訓練や防災講和等の機会を活用し、実施状況の把握に努める。

## 4 事業所への啓発

事業所における家具・事務機器の転倒を防止するため、事務所向けに「家具類転倒防止対策リーフレット」を作成し、啓発を図る。

## 5 安価で信頼できる工法・装置の普及促進

住宅の耐震補強工事が困難な方などが、1階で就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊した時に、安全な空間を確保するために作られた防災ベッドや簡易シェルター等の防災グッズの普及促進を図る。

# 第6節 屋外広告物等に対する規制

## 第1 計画方針

ビルの屋上や壁面に設置されている広告塔、看板等の屋外広告物については、地震等により脱落した場合、歩行者等に被害を与える恐れがあるので、屋外広告物に対する指導を強化する。

また、沿道に設置された自動販売機についても、歩行者の安全確保の観点から転倒防止等の指導を推進する。

## 第2 現況

広告塔、広告板、装飾灯の設置は、東京都屋外広告物条例に基づき、設置者に対し、許可申請時に維持管理の指導を行っている。

### 【区で設置許可している広告塔、広告板、装飾灯数】

(平成30年10月1日現在)

広告塔	広告板	装飾灯
41	1,209	345

# 第7節 アスベスト飛散防止対策

## 第1 計画方針

建築物等の被災に伴い、露出したアスベストが風等の影響によって飛散する恐れがあるため、アスベスト含有建築物等の所有者が、被災に伴う応急の飛散防止措置がとれるよう、アスベスト飛散防止対策の周知・啓発に努める。

## 第2 現況

### 1 法令に基づく飛散防止対策

大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、アスベスト含有建築物の解体等工事に係る届出があったときは、アスベスト飛散防止対策等について審査・指導を行っている。

### 2 区独自のアスベスト飛散防止対策

「文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱」（平成17年11月1日施行）の規定に基づく、標識設置報告書の提出時に飛散性アスベストの使用の有無の確認と適正処理について指導を行っている。

### 3 事業者等への周知

届出等に必要な情報は、区報、ホームページ、パンフレットで周知に努めている。

## 第3 事業計画

災害時のアスベスト飛散による被害を防止するため、建築物所有者向けのリーフレット等を活用し、啓発を行う。

## 第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修

### 第1 計画方針

過去の地震において、ブロック塀等の倒壊により多くの被害が出ている。震災時の被害の軽減を図るため、危険箇所を整備する。

### 第2 現況

がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の指導を行っている。

また、傾斜度30度以上かつ、高さ5m以上で想定被害区域内に5戸以上の人家が存在するなど、一定の要件をみたすものを急傾斜地崩壊危険箇所とし、都が調査を実施している。

平成30年6月現在、区内の急傾斜地崩壊危険箇所は、自然斜面12か所、人工斜面36か所の計48か所である。

〈資料編 第29 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 P105〉

### 第3 事業計画

がけ・擁壁・ブロック塀は、所有者の責任において自主的に管理され、かつ、安全に維持されなければならない。

#### 1 ブロック塀の倒壊防止

避難道路や通学路沿い等のブロック塀の実態把握を進めるとともに、技術基準を満たしていないなど、危険性の高いものに対し、必要な補強等を行うよう改善指導を行っており、今後とも必要に応じて、調査指導を行う。

## 2 擁壁・がけの調査

区内のがけ・擁壁の実態調査を都と連携して進めるとともに、倒壊による危険性や対策の必要性について啓発する。

## 3 改修への助成、指導

区は、必要に応じて安全確保のための点検と適切な指導を行うとともに、がけ整備資金助成制度、又はブロック塀等改修工事助成、生垣助成制度の活用を図り、所有者に対する改修の指導を進める。

また、耐震化に配慮したブロック塀の適正な設置について、区民へ周知徹底を図るとともに、生垣への転換等を誘導する。

急傾斜地崩壊危険箇所については、都が危険度の高いものから順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止事業を行っている。

## 第9節 文化財の防災対策

### 第1 計画方針

- (1) 文化財の防災は、文化財保護関係法令及び震災の予防に関する法令等の規定に基づき、適切に対処する。
- (2) 区内に存在する文化財の防火対策は、文化財の種類、規模、性質等に応じ、被害の程度、態様等を十分予想して取り組むものとする。

### 第2 現況

#### 【区内の文化財数】

(平成30年10月1日現在)

国指定文化財	国登録文化財	都指定文化財	区指定文化財
155	53	32	83

### 第3 事業計画

#### 1 普及啓発事業

文化財愛護週間や文化財防火デー（毎年1月26日）等を中心に、文化財管理者や区民に対して、区報等を通じて防災面からの文化財保護について意識啓発する。

また、適宜彫刻等の転倒防止や絵画等の落下防止策について指導助言に努める。

#### 2 震災に係わる文化財の保護に関する事業

文化財の管理、修理その他の保存行為及び保護活動を奨励するため、補助金等を交付する事業の一環として、文化財の防災施設の整備事業に対し、一定の補助金を交付する事業を継続する。

#### 3 防災関係機関等との協力

防災関係機関の防災に関する事業、活動等を奨励するとともに、防災関係機関との積極的な連携及び協力を行う。

- (1) 東京都教育委員会の「文化財防火デー（毎年1月26日）」の事業保護計画に積極的に協力する。
- (2) 文化財の防火のため、消防法に基づく消防用設備を設置し充実を図る。

- (3) 文化庁作成の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」に基づき、文化財の防災に努めていくものとする。

#### 4 文化財施設の安全対策

管内の文化財施設の所有者に対し次の対策を指導する。

- (1) 文化財周辺の整備・点検
  - ア 文化財の定期的な見回り
  - イ 文化財周辺環境の整備・整頓
- (2) 防災体制の整備
  - ア 防災計画の作成
  - イ 巡視規則や要領の作成等
- (3) 防災知識の啓発
  - ア 国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
  - イ ポスターの掲示、防災訓練の参加の呼びかけ
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災設備の整備と点検
 

外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- (6) 緊急時の体制整備
 

消防機関への円滑な通信体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

### 第10節 危険物施設等の保安

#### 第1 計画方針

危険物施設等が被災し危険物等が地域に流出した場合は、少量の流出でも人命に致命的な被害をもたらす危険がある。また、通常の消火活動では、危険物施設等の被災は広域的な大災害になる恐れがある。このため、危険物施設等の安全性の確保を徹底することが必要である。

#### 第2 現況

##### 1 危険物施設等の施設数

区内には、関係法令に規定された危険物、火薬類、放射性物質、毒物劇物等の貯蔵所、取扱所等が下記のとおりある。

- (1) 危険物施設数

(平成30年10月1日現在)

消防署管内	危険物貯蔵施設数	危険物取扱施設数	計
小石川消防署	50	33	83
本郷消防署	58	39	97
合計	108	72	180

- (2) 区内の危険物施設

区内の危険物施設については、資料編一覧表に示すとおりである。

〈資料編 第35 危険物製造所等一覧表 P114〉

- (3) 放射性物質関係施設

区内の放射線物質関係施設については、資料編一覧表に示すとおりである。

〈資料編 第36 放射性物質関係施設 P114〉

- (4) 毒物劇物製造業、同輸入業、同販売業及び業務取扱者（めっき業）

区内の毒物劇物製造業、同輸入業、同販売業及び業務取扱者（めっき業）については、資料編一覧表に示すとおりである。

〈資料編 第37 毒劇物製造業・同輸入業・同販売業及び業務取扱者（めっき業）一覧表 P114〉

## 2 危険物施設に対する規制等

- (1) 消防法令に基づく規制

危険物施設は、貯蔵又は取り扱う危険物の種類、数量及び施設の態様により、消防法令に基づき、位置、構造、消防設備等の設備に関する規制と、危険物の貯蔵、取扱い、運搬等の管理に関する規制が行われている。

- (2) 立入検査の実施

危険物施設等の立入検査を実施して、構造設備、附属設備等の実態を把握するとともに、設備等の保安指導を行う。

- (3) 消防訓練の実施

危険物施設等の関係者は消防関係法令に基づき、当該事業所に自衛消防組織を設置し、消防訓練を実施することとなっている。

- (4) 防災意識の啓発

危険物施設の立入検査等の機会などをとらえ、随時、関係者に防災意識の啓発を図っている。

- (5) 消防法令の改正

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町の小規模雑居ビル火災での教訓を踏まえて、違反是正の徹底、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化、罰則の見直し等を内容とする消防法の一部改正（平成14年4月26日法律第30号）が行われている。

## 第3 事業計画

### 1 関係法令に基づく届出の指導の強化

危険物施設等の現状の把握と立入検査等を円滑に進めるため、危険物施設等管理者の関係法令に基づく届出の指導を強化する。

### 2 立入検査の推進

危険物施設等の立入検査を実施して、構造設備、付属消火設備等の実態を把握するとともに、設備等の保安指導を行う。

### 3 防災訓練の実施

危険物施設等管理者による自主保安体制の確立を図るために、法令に基づく消防計画の作成や防災訓練の実施を指導する。

### 4 危険物施設管理者等に対する防災予防意識の啓発等

危険物施設等管理者などに対し、長周期地震動の危険性や家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を指導するなど、防災意識の啓発と取扱技術等の向上に努める。

また、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の一部改正に伴い、予防規程を定めなければならない危険物施設に対し、帰宅困難者対策に関する事項を予防規程に追加するよう指導する。

## 第4章 出火・延焼等の防止（区・消防署）

### 第1節 基本方針

阪神・淡路大震災では、家屋等の被害が639,686棟（全壊104,906棟）、火災293件、死者6,434人、負傷者43,792人に及んでいる（平成18年5月19日、消防庁確定報）。

地震による被害は、家屋の倒壊等に加えて、火災等の被害も甚大になると考えられている。したがって人命の安全を確保するための対策を重点として、出火防止、初期消火、火災の拡大防止の各対策を基本とし、総合的に推進し被害の軽減・防止に対処していくものとする。

### 第2節 出火の防止

#### 第1 計画方針

地震による複雑な出火機構と火気使用設備・器具及び危険物、化学薬品等の膨大な出火要因から判断して、相当数の出火が予想される。

このような状況において、あらゆる方策を講じて出火の危険性につながる要因を個々に分析・検討して、順次その対応策について技術的な安全化又は規制の強化による安全対策を進めるとともに、区民に対する防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、震災時における出火をできる限り防止する。

#### 第2 現況

現在、区内では膨大な数の火気使用設備・器具等が使用されており、平成3年9月に都が公表した「東京都における地震被害の想定に関する調査研究」の被害想定によれば、文京区で発生する火災の18件のうち、消防隊等による消火件数は11件、延焼不拡大件数6件、延焼火災1件となる。

また、平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によれば、文京区で焼失する家屋は2,443棟である。

#### 第3 事業計画

##### 1 火気使用設備・器具等の安全化

地震時の火気使用設備・器具等からの出火を防止するため、火災予防条例に基づく「対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底」、「火気使用設備の固定等、その他各種の安全対策の推進」の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備についての指導の徹底を図る。

##### 2 石油等危険物施設の安全化

区内の法令等に定める危険物施設（少量危険物貯蔵取扱所を含む）が470（小石川消防署管内：239、本郷消防署管内：231）か所ある。

これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなる。このため、従来から、査察や業界に対する集合教育等により安全化を進めてきたところである。

今後とも、危険物施設の安全対策の推進について、事業所防災計画作成の指導、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いの指導の推進を図っていく。



### 3 化学薬品、電気設備等の安全化

#### (1) 化学薬品の安全化

化学薬品の安全化については、昭和62年3月に火災予防審議会が答申した、「地震における地域別の総合出火危険予測と対策」の提言を踏まえ、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的具体的な安全対策を指導し、保管の適正化を促進している。

主な指導事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 化学薬品容器の転倒落下防止措置</li> <li>2 化学薬品収納棚の転倒防止措置</li> <li>3 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置</li> <li>4 化学薬品等収納場所の整理整頓</li> <li>5 初期消火資器材の整備</li> </ol>
--------	---

#### (2) 電気設備の安全化

電気設備の安全化については、火災予防条例に定める出火、延焼防止の規則や熟練者による維持管理の義務付け等により推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導する。また、電機器具や配線からの出火を防止するため、感震機能付分電盤等の普及促進等の安全対策、停電復旧時の通電火災防止対策等信頼性の高い安全装置の設置を推進する。

### 4 高圧ガス・有毒物資等の安全化

#### (1) 高圧ガス保管施設

高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

#### (2) 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

#### (3) 放射性物質の貯蔵取扱施設

放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

### 5 危険物等輸送の安全化

(1) タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合するよう指導を強化する。

(2) 危険物輸送運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。

(3) 「危険物の輸送又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

### 6 出火防止のための査察指導

(1) 大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い地下鉄、飲食店、百貨店、病院等及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止措置、災害時の従業員の対応要領等を指導する。

その他の事業所及び一般住宅等についても立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。

- (2) 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても、立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取り扱い及び、出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

更に、各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

## 7 区民指導の強化

各家庭において平素から出火や拡大防止策を図る為、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図るとともに、地震時の出火防止等の徹底を図るため出火防止に関する知識、地震に対する備えなどの防災教育の推進、実践的防災訓練による防災行動力の向上を推進する。

- (1) 出火防止に関する備えの主な指導事項

- ア 住宅用火災警報器の普及
- イ 消火器の設置、風呂の水の汲み置きやバケツの備えなどの消火準備の徹底
- ウ 対震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の普及
- エ 家具類の転倒・落下・移動防止措置の徹底
- オ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カ カーテンなどの防災製品の普及
- キ 灯油など危険物の安全管理の徹底
- ク 防災訓練への参加

- (2) 出火防止に関する教育・訓練の主な指導事項

- ア 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推
- イ 受傷事故防止のため、揺れの大小に関わらず、身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。
- ウ 火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてず火の始末をする。出火した時は、落ち着いて消火する。
- エ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認など出火防止措置の徹底
- オ ライフラインの機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底

## 第3節 初期消火体制の強化

### 第1 計画方針

地震時の延焼火災を防止するためには、出火の防止を図るとともに初期消火が出火元で行われることが重要である。このため、家庭・事業所及び地域における自主消火体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により区民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

### 第2 現況

- (1) 区は、震災時における火災防止対策の一環として、初期消火体制の強化を図るため、街頭と主要道路に消火器を設置している。

【消火器の設置状況】

(平成30年10月1日現在)

種	類	型	式	数	量
車両用消火器	(昭和53年度開始)	10型		762本	
街頭用消火器	(昭和47年度開始)	10型		2,195本	
大型消火器	(昭和60年度開始)	50型		374本	
合	計			3,331本	

(2) 家庭や事業所をはじめ、地域や区民一人ひとりの防災行動力を高めるため、各種防災訓練等を実施して、消火器の使用方法や出火防止、初期消火、応急救護などに関する知識、技術の普及を図っている。

第3 事業計画

1 消防用設備等の適正指導

消防用設備等が、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう耐震措置の実施について指導を進めるとともに、特に屋内消火栓設備、スプリンクラ一設備等が地震時にも機能するよう指導を強化する。

2 大型消火器の配備

道路狭隘等により円滑な消火活動が困難な地域等については、消防署や区民防災組織と協議のうえ、大型消火器を配備している。

3 可搬式動力ポンプの貸与

同時多発的な火災に対する初期消火活動体制の強化を図るため、消防署や区民防災組織と協議し、区民防災組織に対して可搬式動力ポンプを貸与する。

なお、貸与に当たっては、道路狭隘等により円滑な消火活動が困難な地域、操作隊の編成や訓練体制、設置場所の確保等を考慮するものとする。

4 スタンドパイプの整備

区は、木造密集地域等における初期消火活動態勢を強化するために、消火栓に直接取り付け放水が可能で、軽量なスタンドパイプを区民防災組織へ整備するとともに保守・点検を行う。また、定期的に訓練等を行い、取扱い技術の向上を図る。

5 町会・自治会に設置されている簡易水道消火装置及び支給している可搬式動力ポンプ・スタンドパイプ数

(平成30年10月1日現在)

消防署管内	簡易水道消火装置	可搬式動力ポンプ(C級)	可搬式動力ポンプ(D級)	スタンドパイプ(区支給)	スタンドパイプ(町会・自治会購入等)
小石川消防署	7	1	9	58	30
本郷消防署	16	0	12	57	5

可搬式動力ポンプ(C級)・・・車輪の付いた可搬型消火器具で1分当たり350ℓ以上の放水が可能(区で貸与)  
可搬式動力ポンプ(D級)・・・車輪の付いた可搬型消火器具で1分当たり224ℓ以上の放水が可能(区で貸与)  
スタンドパイプ・・・消火栓に直接結合して放水する消火器具

## 6 初期消火資器材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における出火防止とともに初期消火が重要である。

このため、家庭や事業所等における初期消火を確実にを行うための各種資器材の普及を図る。

## 7 住宅用防災機器等の普及

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

## 8 区民、事業所の自主防災体制の強化

- (1) 区民の防災行動力の向上については、都民一般を対象とした基礎訓練、都民防災教育センター（防災館）の体験コーナー等を活用した訓練体験の推進、区民防災組織等を対象とした、高度で実践的な訓練の推進、要配慮者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。
- (2) 事業所の自主防災体制の強化については、全ての事業所に対する事業所防災計画の作成の指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実・強化、事業所相互間の強力体制の強化、区民防災組織等との連携強化、保有資機(器)材を整備した地域との協力体制作りを推進する。
- (3) 事業所は、その用途や規模にかかわらず事業所単位に事業所防災計画が義務づけられている。
  - ア 防火管理者の選任を要する事業所については、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画、防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「職場の地震対策」及び「事業所防災計画表」を配付し、作成を指導する。
  - イ 都市ガス、電気、鉄道・軌道等、通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対しては、事業所防災計画の作成を指導する。
  - ウ ホテル、百貨店などの多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、自衛消防隊の設置が義務づけられ、事業所の自主防災体制の強化が図られている。更に、地域が一体となった防災体制を強化するため地域への協力を推進する。
  - エ 事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

## 第4節 火災の拡大防止

### 第1 計画方針

現在の都市構造においては、様々な出火防止策及び初期消火の徹底を図っても、なお、相当数の延焼火災の発生が予想される。したがって、被害が予想される区域については、人命の安全確保を重点とした消防体制を進めることが重要である。特に、地域における消防活動体制の整備強化、装備資器材の整備、情報通信体制の整備強化、消防水利の整備等を推進する。

### 第2 現況

平常時の防力を震災時においても最大限有効に活用するため、地震被害の様態に応じた計画を樹立し、有事即応体制を図っているが、同時多発性・広域性を有する地震火災に対応す

るには、資器材等の増強整備が必要である。

### 第3 事業計画

#### 1 消防活動体制の整備強化

平常時の消防力は、次の表のとおりである。これらの消防力を、震災時においても最大限有効活用するため、震災被害の様態に即した各種の震災消防計画を策定し、年に1回、東京消防庁管内において総合震災消防訓練を実施するなど有事即応体制の確立を図っている。

また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対処するため、特に配置された救助用資機（器）材を活用し、救助活動を実施することとしている。

##### (1) 消防署

(平成30年10月1日現在)

	署員	ポンプ車	救急車	特殊災害対策車	はしご車	指揮隊車	その他	人員輸送車 情報収集二輪車	合計
小石川消防署	162	5	2	0	1	1	7	4	20
本郷消防署	167	5	2	1	1	1	7	5	22

##### (2) 消防団

	団員(定数)	分団施設	可搬式動力ポンプ(B級)	可搬式動力ポンプ(D級)	可搬ポンプ積載車	合計
小石川消防団	200	11	8	0	3	11
本郷消防団	200	7	7	1	3	11

(平成30年10月1日現在)

可搬式動力ポンプ(B級)・・・車輪付台車に積載し搬送ができる消防動力ポンプで1分当たり1,200ℓ以上の放水が可能

可搬式動力ポンプ(D級)・・・車輪の付いた可搬型消火器具で1分当たり224ℓ以上の放水が可能(区で貸与)

可搬ポンプ積載車・・・軽四輪自動車をベースに赤色警光灯及び電子サイレンを装備し、緊急走行を可能とした車両で、4名乗車、後部には可搬式動力ポンプ本体やホース等を積載した機動力のある車両

#### 2 装備資器材の整備

地震時において、常備消防力の最大限有効な活用を図るため、震災の様態に対応した装備資器材を整備し、活用するとともに、区民防災組織、地域住民等も消防隊員用救助資器材を使用できるよう計画する。

#### 3 消防水利の整備

震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対処するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の設置及び河川等のあらゆる水源を有効活用する施策を進める。

(1) 民間の開発行為や市街地再開発事業等の機会を活かした耐震性を有する防火水槽の設置を進める。

- (2) 公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際しての耐震性を有する防火水槽等の確保の働きかけ
- (3) 都市基盤整備にあわせた都市河川や洪水調節池の有効活用を図る。
- (4) 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するためには、消防水利の確保が必要不可欠であり、避難場所には巨大水利の確保及び防火水槽等の整備を、避難道路には防火水槽を中心とした整備を推進する。
- (5) 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。
- (6) 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、区民防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- (7) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、区民防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- (8) 民間の建築工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。

#### 4 消防団体制の充実

- (1) 消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。
- (2) 各種資機材を活用した消防隊との連携訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- (3) 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- (4) 新入団員への入団教育を実施し、災害活動技能の早期習得を図る。
- (5) 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。
- (6) 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

#### 5 消防活動路等の確保

震災時においては、建物、電柱等の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されることから、消防活動路を確保するため、次の対策を推進する。

- (1) 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘な道路の広幅員化、U字溝等の暗渠化、コーナー部分の隅切り整備などを関係機関と検討する。
- (2) 震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について警察署との連携体制を継続する。

#### 6 消防活動困難区域への対策

震災時には、道路の狭隘に加え、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、消防活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消防活動が困難な地域の解消に努める。

#### 7 地域防災体制の確立

震災時に、火災等の災害から住民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域の区民防災組織と事業所の自衛消防組織等とが相互に協力して連携でき

る体制を整備するほか、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の区民防災組織等の一員として活動するよう指導する。

地域の防災力を向上させるには消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動並びに区民防災組織及び事業所の自衛消防組織等の協力が必要であることから、これらの組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

(1) 区民防災組織等と事業所との連携体制

地震時における火災等の災害から地域社会を守るためには、地域の区民防災組織ばかりではなく、事業所の自衛消防組織等を含めた地域ぐるみの対応が期待される。

事業所の自衛消防組織等は、当該事業所の防災活動を目的としているが、地域社会とも密接な係わりがある。

したがって、地域防災の充実を図るため、地域の区民防災組織等と事業所の自衛消防組織等とが互いに協力して連携できる体制を整備する。

なお、自衛消防組織等の設置が義務づけられていない小規模事業所については、地域の区民防災組織の一員として活動するよう指導する。

(2) 要配慮者に関する地域協力体制づくりの推進

震災時において周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを区と協力して推進する。

(3) 地域における安全体制の確保

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、施設と周辺地域の事業所、町会等との間及び施設相互間の防災時応援協定等の締結促進、各施設の自衛消防訓練の充実指導に努める。

## 第5章 ライフライン施設の安全化

(東京電力・東京ガス・都水道局・都下水道局・NTT東日本)

### 第1節 基本方針

区民の生活は、電気、ガス、上下水道、情報通信等のシステムに大きく依存しており、一時的、局所的な障害が発生しても、その影響は多方面に及び、被害が連鎖的に拡大する危険性がある。このため、ライフラインの防災性を高め、震災時の被害の規模を最小限にとどめることに努める。

### 第2節 電気施設

#### 第1 計画方針

電気施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるように万全の予防措置を講ずる。

#### 第2 設備の災害予防措置に関する事項

##### 1 送電設備

###### (1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

###### (2) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

##### 2 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

##### 3 配電設備

###### (1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

###### (2) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

#### 第3 事業計画

##### 1 変電設備、送配電設備

設備の更新、新設のときは、耐震性を確保し被害の軽減に努める。



## 2 巡視調査

送配電設備等の巡視点検調査を定期又は必要に応じて随時に行い、不良箇所の発見と需要家への通知及び未改修の需要家の改修促進を図る。

## 3 施設防災訓練

情報連絡訓練、復旧訓練、非常呼集訓練を年1回全社的規模で実施する。

## 4 復旧用資器材の点検整備

復旧用資器材の点検整備は随時実施し、常に使用可能の状態にしておく。

## 5 防災知識の普及

「電気使用安全月間」、地域行事などの機会をとらえて、ポスター、パンフレット等を配付するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等で大地震のときの電気施設及び電気使用者のとるべき措置等について周知する。

# 第3節 ガス施設

## 第1 計画方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

## 第2 現況

### 1 ガス導管

ガス導管を圧力別にブロック化ができるように無線遠隔操作によるしゃ断装置又は感震自動しゃ断装置、手動しゃ断装置等を設置するとともに、区間内ガス放散設備を設置している。

### 2 地震計

主要施設に地震計を設置し、加速度値等をテレメータにより収集するシステムを設備している。

### 3 無線設備

主要施設との相互通信、各種データの電送、遠隔操作のための無線設備を設置している。

### 4 点検整備

ガス施設の点検は、定期又は必要に応じて、随時、実施している。

## 第3 事業計画

### 1 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能に努める。

(1) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散などに努める。

(2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

## 2 ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

### (1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

### (2) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガスしや断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震しや断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急しや断装置の設置を推進する。

### (3) 通信施設

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

### (4) その他の安全設備

#### ア コンピュータ設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

#### イ 自家発電設備等

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備などを整備する。

#### ウ 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

## 3 ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するよう維持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予測される場合にはあらかじめ定めるところにより巡回点検する。

## 4 前進基地の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

## 5 広報活動

利用者及び他工事関係工事会社等に対し、ガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰ビデオテープ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

## 第4節 上水道施設

### 第1 計画方針

「東京都水道局震災対策事業計画」は、東京都震災対策条例の趣旨に基づき、施設の耐震性を強化するとともに、震災時における飲料水を確保するために必要な施設を整備すること等により、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水をできる限り確保することを目的としている。

## 第2 現況

### 1 給水所等の確保水量

通常の給水が困難な場合でも、次のとおり災害時給水ステーション（給水拠点）に飲料水が確保されている。

災害時給水ステーション （給水拠点）	住所	確保水量（m <sup>3</sup> ）
本郷給水所	本郷二丁目7番	20,000
教育の森公園内応急給水槽	大塚三丁目29番	1,500

〈資料編 第42 区内及び隣接区の災害時給水ステーション一覧表 P118〉

### 2 応急給水用資器材の整備

震災時における応急給水活動を迅速・的確に実施するため、応急給水用資器材の整備を図っている。

給水所	給水タンク 1 m <sup>3</sup> （基）	角型容器（個）		応急給水栓 （基）	ホース（本） 5～20m
		3 m <sup>3</sup>	2 m <sup>3</sup>		
本郷給水所	6	2	1	10	10

## 第3 事業計画

### 1 施設の耐震性強化

水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

#### （1）水道施設の耐震化の着実な推進

区内の水道水は、東村山、金町、三郷、朝霞、三園の各浄水場から送水されているが、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、これら浄水場等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の重要施設についても耐震化を一層推進する。

#### （2）耐震継手管への取替えの大幅な前倒しを実施

配水管は、区内に約315,300mが埋設されており、平成22年度から従来の取替え計画を大幅に前倒しする「耐震継手化緊急10カ年事業」を実施してきたが、平成25年度からは、被害想定の見直し等を踏まえ、より効果的に断水被害を軽減できるよう、想定地震動、液状化危険度、耐震継手化の進捗などを考慮した新たな「耐震継手化10カ年事業」を推進している。

#### （3）自家発電設備の増強整備による電力の自立化

大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。

なお、区内に供給している東村山及び朝霞浄水場は、既に整備を終えている。

## 2 飲料水の確保対策

水道施設の耐震性強化を極力図ったとしても、管路破損等による一時的な断水は避けられないと想定されることから、飲料水の確保は不可欠である。

そのため、区民の居住場所から2kmの範囲内に給水拠点を設置することを目標とし、応急給水槽の建設等を実施してきた。また、給水拠点から2km以上離れている避難場所等には、浄水場、給水所等から飲料水を車両輸送し、避難場所等を給水拠点として応急給水を実施することとしている。なお、応急給水槽の建設については、必要な水の確保ができたため、平成16年度計画を持って終了している。

## 第5節 下水道施設

### 第1 計画方針

区民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、地震や豪雨などの災害に備えた取組を行い、被害の規模を最小限にとどめるように努める。

### 第2 事業概要

#### 1 施設整備

地震に備え、管渠の新設や既存施設の再構築の際に「下水道施設耐震構造指針（下水道局）」に基づき、地震に強い下水道施設を建設する。

#### 2 避難所等の対策

避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、平成25年度までに完了し、現在は、災害復旧拠点などに対象を拡大して推進している。

発災時の交通機能を確保するため、避難所やターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路に対象を拡大し、マンホール浮上抑制を実施している。

#### 3 光ファイバー網の整備

震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。

#### 4 ポンプ所の整備

老朽化したポンプ所の再構築を推進する。また、想定される最大級の地震動に対し、揚水、簡易処理、消毒など震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震化を実施する。

#### 5 し尿の受入れ

震災時に備え、区と覚書を締結して、仮設トイレの設置可能なマンホールや、し尿の受入れ箇所、受入れ方法を取り決めている。

### 第3 下水道局防災訓練

防災訓練は、本庁及び全事業所において毎年実施している。

#### 1 参加機関

本局各部、事業所、防災関係機関等

## 2 訓練項目

緊急点検及び緊急措置、二次災害防止のための訓練、ライフライン停止時のための訓練、防災関係機関等との一体的な訓練、民間団体との連携による応急復旧訓練、相互支援に係る情報連絡訓練、緊急時の参集訓練など。

## 第6節 通信施設

### 第1 計画方針

通信の途絶は、社会経済活動を混乱させるばかりでなく、災害時の応急対策活動の阻害要因となるので、電信電話施設の耐震性の強化など、被害の規模を最小限にとどめるように努める。

### 第2 現況

建物は、耐震耐火構造である。各階に消火栓、消火器を設置するなど維持管理に努めている。

### 第3 事業計画

#### 1 耐震性の強化等

耐震、耐火性のある共同溝へのケーブル収容並びにとう道（通信ケーブル専用の地下道）の建設を推進する。

#### 2 架空ケーブルの地下化

架空ケーブルは、地震による第二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は、地下化を推進する。

#### 3 ケーブルの安全化

公共機関等必要な通信を確保するため、ケーブルのルート安全化と回線の分散使用を図る。

#### 4 主要設備の倒壊防止

交換設備、電力設備その他N T Tビルの主要設備の倒壊を防止するための措置を実施する。

#### 5 点検整備

ケーブル等調査を定期又は必要に応じて随時行い不良箇所の発見摘出に努める。

#### 6 応急復旧資器材の整備

ケーブルの損壊等に備えた応急復旧資器材の整備に努める。

#### 7 防災訓練

非常時に的確な対応がとれるよう防災訓練を実施する。

## 第6章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（防災関係機関）

### 第1節 基本方針

災害から区民の生命、身体及び財産を守るために、防災関係機関は各種の防災対策を実施しているが、同時多発的な地震の被害に的確に対処するには、区民一人ひとりの災害に対する生活環境への配慮や防災関係機関と区民・事業所等との連携が欠かせない。

このため、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを防災の基本とし、区民、事業所等の防災意識を啓発するとともに、区と区民、事業所、ボランティア団体等との相互支援・連携を図り、地域防災力の向上に努める。

### 第2節 区民の防災意識の啓発

#### 第1 計画方針

区民一人ひとりが、地震や火災に関する正しい知識や心構えを持ち、自分の生命や財産を地震から守れるように防災意識を啓発する。

#### 第2 現況

防災広報等を通じて、地震・火災の発生原因やその実態、災害を防ぐための生活環境への配慮、区民防災組織の活動、防災関係機関の活動等について、正しい知識や理解を持っている区民が多くなってきたが、更に防災意識の啓発を図る。

このため、従来から実施している防災教室（地震・煙体験訓練等）に加え、地域に密着した防災訓練の実施、防災パンフレット（地震や都市型水害等の防災対策の掲載）の作成、地元の大学等教育機関と連携した講演会等の開催、インターネット（ホームページ）の活用など、多種多様な方法で、地震や火災、水害等の災害に関する知識の普及や防災意識の高揚に努めている。

#### 第3 事業計画

##### 1 区

##### (1) 区報や啓発用印刷物による意識啓発

区民、区民防災組織、事業所等に対して、備蓄の推進、家具類の転倒防止、救出・救護活動、災害時の情報連絡体制、家族との連絡方法の取り決め、中高層住宅特有の長周期地震動対策、地域との協力連携等を促すため、区報やパンフレット等により周知を図る。

##### (2) 防災教育用機材等の貸出し

地震体験車、煙体験ハウス、防災教育用のビデオテープ・DVDを区民へ貸出し、防災知識の向上を図る。

##### (3) 防災訓練や防災教室の実施

初期消火、応急救護、避難行動要支援者支援等の訓練の実施及び防災教室により、実践的な震災対策や過去の災害から得られた教訓を伝承し、自助による防災行動力の向上を図る。

##### (4) 区主催の各種イベント等及び地域行事での防災意識の啓発

多くの区民が集う各種イベント及び地域行事等の会場において、地震体験車等の活用

及び積極的な防災広報により防災意識を啓発する。

(5) 中高層住宅に対する防災意識の啓発

物資の備蓄推進、長周期地震動のリスク、地域との協力連携等、中高層住宅特有の防災対策を盛り込んだマニュアルを作成及び配布し、災害発生時に住民が施設内に安全にとどまることができるよう、中高層住宅への啓発活動を行う。また、地域における区民防災組織等との協力体制を構築するために、区民防災組織が実施する地域防災訓練等への参加を促すなどして地域とのコミュニケーション強化を支援する。

(6) 外国人への防災知識の普及啓発

地震体験車等を活用した防災教室の開催、外国語パンフレットの配布等により、外国人への防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していくとともに、各種ハザードマップの多言語化に取り組んでいく。

(7) 新たな災害情報伝達体制の啓発

緊急地震速報、気象情報、災害情報等を携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、ツイッター、防災アプリ、「Yahoo!防災速報」等新たな情報伝達体制について、訓練や防災教室、パンフレットの配布などあらゆる機会を通じ、周知する。

## 2 消防署

(1) 防災知識の普及啓発

「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導を実施し、防災意識の啓発を図る。

ア 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進

イ 町会、自治会等を単位とした講演会の開催による防災意識の啓発

ウ 防火防災診断（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施による防災意識の啓発

エ 事業所における応急手当の指導者（従業員）養成及び自主救護能力の向上

オ 「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語等の募集

カ 要配慮者については、「地震から命を守る7つの問いかけ」を活用した意識啓発

(2) 防災教育・防火防災訓練の充実

ア 町会、自治会等に対する基礎訓練のほか、街区を活用した実践的な訓練の実施

イ 学校で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施

ウ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推進

エ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進

オ 消防団と連携した防災教育・防火防災訓練の実施

(3) 応急救護知識及び技術の普及

消防団、災害時支援ボランティア等との協働で、区民や事業所を対象として、救命講習等の応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護力の向上を図る。

(4) 地域住民を対象とした組織の育成

区民防災組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。

(5) 事業所防災意識の高揚

第1章 地震に強い防災まちづくり

第2章 公共施設及び交通施設の安全化

第3章 建造物等の安全化

第4章 出火・延焼等の防止

第5章 ライフライン施設の安全化

第6章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上

第7章 物資の備蓄等

第8章 事業継続計画の策定

事業所における被害の軽減を図るためには管理権原者や防火・防災管理者に対し、その重要性を認識させる必要があり、防火・防災管理講習や消防計画作成時の機会及び実務講習会等を通して防災意識の高揚を図る。

(6) 地域との連携及び都民防災教育センターの活動推進

地域の防火防災功労賞制度等への応募、表彰事例の活用を通じて町会、自治会、事業所等との連携を一層推進するとともに、都民防災教育センター等を拠点として地域の防災教育を広める。

(7) 小石川消防ボランティア、本郷消防ボランティアの育成及び活動

小石川消防署、本郷消防署（東京消防庁）では、震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして、「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成7年から行っている。

平成17年にはその活動範囲を震災以外の大規模自然災害まで拡大し、災害対応の強化を図った。

また、災害時支援ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元当庁職員の登録者を積極的に活用し、小石川、本郷災害時支援消防ボランティアの一層の充実強化を図る。

また、小石川、本郷災害時支援消防ボランティア用救助資機(器)材を整備し、震災時の消防と連携した活動能力向上を図る。

【業務内容】

災害時支援消防ボランティアは東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した小石川、本郷消防署へ自主的に参集し、消防活動の支援を行う。

(8) 各種広報活動の推進

区民及び事業所の防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進する。

ア 広報内容

- (ア) 地震のメカニズム
- (イ) 地震時の行動（地震 その時10のポイント）
- (ウ) 地震の備え（地震に対する10の備え）
- (エ) 出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識
- (オ)

事務所の地震対策（事業所防災計画）

イ 広報手段

- (ア) 印刷物による普及
- (イ) 外国人の安全対策の推進

外国語のパンフレットを配布するほか、外国人に対する安全対策を推進する。

- (ウ) 講習会、防災イベント、防災のつどい等における広報
- (エ) 常設展示における広報
- (オ) 広報媒体における広報

CATV、ホームページ、SNS等による広報

### 3 警察署

(1) 地域との連携強化

地域防災組織、事業者等との災害時における連携強化を図るとともに、自助（「自ら



の生命は自らが守る」という自己責任原則の考え方をいう。)及び共助(「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域における助け合いの考え方をいう。)の精神の醸成に努めるものとする。

ア 防災組織の育成及び連携

次により防災組織の育成及び連携に努めるものとする。

(ア) 地域防災組織

地域防災組織の活動計画及び訓練計画の策定について、必要な指導及び助言を行うとともに、積極的に合同訓練を実施する。

(イ) 事業者

事業者の責任者に対し、地域の一員として、地域の救出活動及び事業の継続を通じて、社会的責任を果たす重要性を認識させるとともに、近隣事業者等と相互に連携した防災組織の構築について、必要な指導及び助言を行い、積極的に合同訓練を実施する。

### 第3節 事業所の防災意識の啓発

#### 第1 計画方針

事業者は、「自らの生命は自らが守る」という自助、「地域での助け合いによって自分たちのまちを守る」という共助の役割を踏まえ、地震や火災に関する正しい知識や心構えを持ち、従業員に対して、防災意識の啓発を図る。

#### 第2 事業計画

##### 1 事業所のとるべき措置

事業所は、各種法令を遵守するとともに、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、次のような対策を図っておくものとする。

- (1) 従業員の防災教育、防災マニュアルの周知徹底、防災訓練などに努めるとともに、社屋内外の安全化確保、防災資器材や食糧等の備蓄など従業員や顧客の安全確保に努める。
- (2) 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧・復興につながることから、事業継続活動(BCP)など、事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備しておく。
- (3) 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや区民防災組織等との協力など、地域社会の安全性向上対策に努める。
- (4) 文京区防災対策条例(平成18年4月1日施行)及び東京都帰宅困難者対策条例(平成25年4月1日施行)に伴い、事業者に対して従業員の一斉帰宅抑制や3日分の食糧等の備蓄、従業員との連絡手段の確保等の啓発活動を実施する。

##### 2 事業所主催の防災訓練

法令に規定された防火管理者、防災管理者、危険物取扱者が、実効性のある防災訓練等を積極的に実施するよう消防署が指導を行うが、日頃から、防災訓練を積み重ね、防災知識や技能を身に付けておくことが必要である。

##### 3 事業所と地域の連携

区は、事業所相互間の協力体制及び事業所と区民防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを支援する。

また、区民防災組織等と地元事業者間において協定を締結した事例紹介などにより、地域と事業者間の新たな関係を構築するための働きかけ等を行う。

## 第4節 区民防災組織等の育成強化

### 第1 計画方針

区民防災組織の役割には、平常時における防災知識の普及、防災訓練の実施のほか、発災時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、負傷者の救出・救護、要配慮者の救助・救援、住民の避難誘導、炊き出し等があげられるが、特に初動期における応急活動への期待は大きい。

地震により同時多発的な災害が発生した場合は、防災関係機関の災害対策活動と区民の組織的な災害対策活動の連携が欠かせない。このため、地域住民の連帯意識に基づき結成された区民の防災組織を育成し、自助・共助による地域の防災行動力の強化を図る。

### 第2 現況

区内の全町会及び自治会において、区民防災組織が結成されており、自主的な訓練を実施するとともに、防災関係機関が主催する訓練等への参加など、地域住民の防災意識の啓発や防災行動力の向上に努めている。

### 第3 事業計画

#### 1 区民防災組織への活動支援

区民防災組織の地域における防災活動を支援するため、区は消火器及び防災資器材格納庫を貸与し、保守・整備に努めている。また、都が公表する「地震に関する地域危険度測定結果」に基づき、火災危険度判定または建物火災危険度判定におけるランクが4又は5に指定された地域で可搬式動力ポンプの配置を希望する区民防災組織に対して整備するとともに警察署、消防署及び消防団等と連携し、定期的な訓練を実施し、防災行動力の向上を図る。

さらに、地域特性を踏まえ、意欲的な防災活動を継続している「東京防災隣組認定団体」と緊密に連携し、区民防災組織の活性化を図る。

#### 2 区民防災組織等への活動助成

防災意識の啓発と防災行動力の充実を図るため、区民防災組織・幼稚園・小学校・中学校のPTA、文京区青少年健全育成会及びマンション管理組合等が自主的に行う防災訓練について、訓練支援、防災教室、地震体験車や、煙体験ハウス貸出等の支援及び助成を継続する。また、助成の対象及び内容について検証し、より一層の防災意識の向上を図る。

#### 3 避難所運営協議会への活動支援

大規模災害時において、避難所運営等を区などと協働して行う避難所運営協議会を各避難所に設立し、避難所運営の検討及び訓練等の活動に対して支援を行う。また、平常時における協議会活動を活性化させるために、地域活動センターと防災課が緊密に連携して活動支援を行う。地域活動センターは避難所運営協議会との会議開催日時等の調整を行い、防災課は協議会運営や訓練計画等をサポートする。

#### 4 避難所運営協議会への活動助成

避難所としての防災行動力を向上させるために、避難所運営協議会が行う会議や訓練等

について継続して助成を行うとともに、助成内容について検証し、きめ細やかな支援を行う。

## 5 地域のリーダーとなる人材の育成

避難所運営協議会及び区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動するリーダーが必要である。区では、避難所運営協議会員及び区民防災組織の防災担当者等を対象として、次世代のリーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する。

## 6 区民防災組織主催の防災訓練

区民防災組織が自主的に主催する街角等で行う防災訓練は、地域住民が気軽に参加できるので、防災関係機関は区民防災組織の自主的な訓練に積極的に協力し、区民防災組織の主催する訓練を促進する。

## 7 「東京防災隣組」を活用した区民防災組織の活性化

都は、地域において意欲的な防災活動を継続している区民防災組織等を「東京防災隣組」として認定し、地域の防災活動の中核として位置付け、その取り組みに関して積極的に普及活動を展開することにより周辺地域への波及を図る。

## 8 地区防災計画の作成等の支援

災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、区の一定の地区内の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。

本制度は、区の判断で地区防災計画を地域防災計画に規定することができるほか、地区居住者等が、区防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組みを定めている。

区は、地区居住者等からの地区防災計画の作成や訓練等の相談に対して支援を行う。

# 第5節 事業所における防災体制の育成強化

## 第1 計画方針

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、災害時に事業所が行うべき活動内容を定めるとともに、活動組織体制の確立、育成に努め、地域の防災行動力の向上に寄与する。

## 第2 事業計画

### 1 事業所による自助・共助の強化

- (1) 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化
- (2) 事業所の救出・救護活動能力の向上
- (3) 事業所防災計画の作成指導
- (4) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施
- (5) 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布
- (6) 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

### 2 事業所における自衛消防隊の活動能力の向上

- (1) 防火管理者の選任を要する事業所

消防法第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。

これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練を実施し、活動能力の向上を図る。

(2) 事業所における応急対策の実施

- ア 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
- イ 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- ウ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- エ 施設の安全を確保した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- オ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
- カ 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は速やかに避難する。
- キ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

(3) 自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第8条の2の5により、一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務付けられている。これらの規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるよう、組織行動力の育成を図る。

(4) 防災管理者の選任を要する事業所

消防法第36条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるよう組織行動力の育成を図る。

(5) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事務所

ホテル、旅館、百貨店などの多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務づけられている。

震災に備えて、これら一定の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練を実施し、活動能力の向上を図る。

自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時に有効なバール等の救出器具、応急手当用具を配置する。

(6) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動できるよう訓練を実施し、活動能力の向上を図る。

## 第6節 区立学校（園）及び私立保育園における安全指導・安全管理

### 第1 計画方針

- (1) 区内の幼児、児童・生徒に火災や地震等における災害から、自らの生命を守るのに必要な事柄についての理解を深めさせるとともに、安全な行動ができるような態度や能力を身につけさせる。
- (2) 地震等により被害を生ずる恐れのある学校環境や災害発生時に必要な消防、避難並びに救助のための施設設備について、整備並びに適切な管理を行う。

### 第2 区立学校における現況

#### 1 防災計画の立案と実施

文京区学校防災計画検討委員会報告書に規定している「文京区立学校防災計画の基準」を東日本大震災での教訓を踏まえて改訂し、平成23年12月、次の4項目を柱とする新たな基準に従って学校防災計画を整備したところであるが、平成25年3月に文京区地域防災計画の修正が行われたことから、本基準にその修正を反映させ、改定した。

- (1) 学校避難所運営計画を作成し、災害の被害を最小限にするための「大震災に備えて」
- (2) 児童・生徒等の安全確保を最優先に対処する「災害発生時の対応」
- (3) 児童・生徒等の被害状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全等の確認後による「教育活動の再開に向けて」
- (4) 学校に避難所が開設された場合の「避難所としての対応」

また、安全管理体制を整え、安全管理の計画を作成するとともに安全指導及び避難訓練を教育課程の中に位置付けている。

## 2 安全管理

学校（園）長は、各学校（園）において、安全指導担当（生活指導）を分掌として設置し、計画的に安全管理を実施している。

## 3 災害発生時の幼児・児童・生徒の安全確保

震度5弱以上の地震が発生した場合は、在校（園）する幼児・児童・生徒等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、電話、学校・幼稚園情報配信システム（フェアキャスト）、ツイッター、災害用伝言ダイヤル等の手段を活用して保護者との連絡に努める。

## 4 安全指導

平成21年4月に施行された「学校保健安全法」に基づく「学校安全計画」として、各学校（園）において、安全教育に関する全体的な計画、年間指導計画を作成し、その内容として「災害時における安全」について指導を計画的に行っている。

## 5 避難訓練

消防法第8条並びに都の「非常災害における児童・生徒の安全確保について」〔教指管発第457号（昭和40年12月4日）〕、「学校における震災等に対する安全管理と指導の徹底について（通知）」〔49教指管発第559号（昭和50年3月8日）〕に基づき、避難訓練を年間を通じて教育課程の中に位置づけて計画的に実施している。各学校（園）において、原則として月1回以上実施している。また「学校における震災等に対する避難訓練等の改善について」〔23文教教第820号（平成23年7月20日付）〕に基づき、授業中、休憩時間中、清掃中等多様な実施時間や停電により校内放送が使用できない場合、事前に想定した避難経路が被災して使用できない場合等、様々な事態を想定し、各学校（園）の実態を考慮に入れるとともに、発達段階に応じて指導の充実に努めている。

## 第3 区立学校における事業計画

### 1 学校の防災計画の充実

平成9年に示された「文京区立学校防災計画検討委員会報告書」を見直し、平成26年に改訂した「文京区立学校防災計画の基準」に基づき、各学校（園）の防災計画の充実を図るとともに、区教育委員会は、区・防災関係機関・区民防災組織等との連携が図れるよう企画・連絡・調整に努める。また、災害時における避難所運営協議会との連携について、学校の防災計画と避難所運営マニュアルとの整合を図る。

## 2 学校の防災計画の周知

学校の防災計画について、教職員への周知・徹底するとともに、必要な事項に関しては幼児・児童・生徒等に十分理解させ、保護者や地域の人々に対し連絡を密にする。特に、幼児・児童・生徒等の避難場所、保護者等への引き渡しの方法などを明らかにする。

## 3 学校施設・設備の安全管理の充実

校舎内外の施設・設備の安全点検を実施する。戸棚、靴箱、体育用具等の転倒防止、掲示板、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等を行う。特に、薬品類や火気の管理に格段の配慮をする。また、緊急地震速報を活用して、地震被害の防止・軽減を図る。

## 4 避難訓練等の安全指導の充実

年間を通じて教育課程の中に適切に位置づけ、計画的に実施するとともに、多様な場面・事態を想定して指導の充実を図る。また、形式的、表面的な避難訓練にならないよう、予告なしでの実施、屋内消火栓や消火器等防災用具の活用、緊急地震速報のチャイム音を用いるなど、緊迫感、臨場感をもたせるよう様々な方法を工夫する。これらを通して、幼児・児童・生徒が自ら命の安全確保のために適切な行動がとれるよう指導する。

## 5 教職員の研修の充実と、安全管理・指導体制の強化

災害から幼児児童生徒の生命や身体の安全を守るため、学校における防災体制や防災教育の重要性と緊急性を十分認識し、教職員の防災に関する自らの意識や対応能力、指導力を一層高めるよう研修や訓練を充実させ、組織的かつ的確な活動体制の強化を図る。

## 6 地域と連携し、他者や社会の安全に貢献できる防災教育

都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」「地震と安全」「3. 11を忘れない」等を活用し、学校と地域が連携した防災教育（訓練）の普及を図る。

また、児童・生徒の学年に応じた初期消火活動、救出活動、応急手当、避難生活での補助等、災害ボランティア活動について普及啓発を推進する。

さらに、災害発生時には自分の命を守るとともに、身近な人を助け、さらに地域の安全に貢献できる人間を育てることを目的に、学校防災宿泊体験を実施する。

## 第7節 総合防災訓練の実施

### 第1 計画方針

区民、事業所等に対する防災意識の更なる啓発を図るとともに、区、区民防災組織及び防災関係機関が連携した災害対策活動が円滑にできるよう、総合的で実践的な防災訓練を実施し、地域防災行動力の向上を図る。

また、女性・乳幼児のいる家庭、妊婦、性自認及び性的指向に関する対応を踏まえた訓練を実施する。

### 第2 現況

平成26年度から、従来の訓練内容を見直し、年4回の避難所総合訓練と年1回の防災フェスタを実施している。

### 第3 事業計画

区は、区民、区民防災組織、事業所、学校、警察署、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、警察署、自衛隊、公共機関、災害時応援協定事業所等、できるだけ多くの防災関係

機関等の参加を促進し、実効性のある総合的な訓練を実施する。これにより、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立し、地域防災計画の内容の充実と防災意識の高揚を図る。

なお、総合防災訓練は、毎年度、次に掲げる事項について実施要領を定めて実施する。

### 1 実施時期

難所総合訓練：文京区内を4ブロックに分割し、各ブロック内で一つの避難所を指定し地域住民が参加する訓練を、春夏秋冬に実施する。(各回300人規模) 8年間で33避難所全てが避難所総合訓練を実施することができる。

防災フェスタ：原則として8月の最終日曜日に実施するが、訓練内容及び気象状況を勘案し変更することもある。

### 2 実施場所

避難所総合訓練：区内を、向丘・湯島地域活動センター管内、大塚・音羽地域活動センター管内、根津・汐見・駒込地域活動センター管内、礪川・大原地域活動センター管内の4ブロックに編成し、各ブロック内から避難所を1か所選定し、訓練会場とする。以後、ブロック内から輪番で訓練会場を選定する。

防災フェスタ：教育の森公園

### 3 参加機関

避難所総合訓練：消防、警察、医師会等

防災フェスタ：区、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、警察署、自衛隊、ライフライン関係機関、災害時応急協定事業所等が連携して参加する。

### 4 訓練内容

避難所総合訓練：各ブロックで気候や地域等の特性をテーマに設定して、区民、区民防災組織が主体となり、テーマに沿った実践的な訓練を実施している。防災対策上必要な事項等は、その都度、防災関係機関と協議しながら定める。

防災フェスタ：

- (1) 一斉防災(危険回避)訓練
- (2) 観覧型訓練
- (3) 体験型訓練
- (4) 展示及び相談コーナー
- (5) 協定を締結した団体の活動内容の展示

## 第8節 地域防災訓練の実施

### 第1 計画方針

地域の実情に応じた防災訓練等を実施し、区民等の防災意識の啓発と防災行動力の向上を促進する。

### 第2 現況

区内の各地域における区民の防災意識と防災行動力の向上のために、地域の実情に応じた防災訓練が、区民防災組織や防災関係機関の主催により実施されている。

### 第3 事業計画

## 1 防災関係機関の防災訓練

地域の実情に応じた防災訓練等を今後も継続して実施し、区民等の防災意識の啓発と防災行動力の向上を図る必要がある。防災訓練の実施に際しては、防災に関心の高い区民に加え、様々な区民が参加できるよう、警察署、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、事業所、区民等を対象として、基本的防災訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。

## 2 区民防災組織等主催の防災訓練

- (1) 区民防災組織が自主的に自己区域で主催する防災訓練は、地域住民が気軽に参加できるため、防災関係機関は積極的に訓練を支援し、区民防災組織の主催する訓練を促進する。また、可搬式動力ポンプやスタンドパイプを整備した区民防災組織に対する訓練を積極的に支援し、消火活動の向上を図る。
- (2) 避難所運営協議会が定期的かつ継続的に避難所運営訓練を実施するため、区及び防災関係機関は積極的に訓練を支援し、避難所運営能力の向上を図る。
- (3) 防災意識の啓発（消防署）
  - ア 防災教育・防災訓練を推進する。
  - イ 可搬式動力ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、区民防災組織等における初期消火体制の強化を推進する。
  - ウ 具体的な訓練指導マニュアルを策定し、区民防災組織等への指導に反映させる。
  - エ 区民防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等を開催する。

## 3 事業所主催の防災訓練

法令に規定された防火管理者、防災管理者や危険物取扱者が、実効性ある防災訓練等を積極的に実施するよう消防署が指導を行うが、日頃から、防災訓練を積み重ね、防災知識や技能を身に付けておくことが必要である。

## 4 避難行動要配慮者訓練

区職員、民生委員・児童委員、区民防災組織、関係機関が連携して、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練を実施し、安否確認体制の検証及び改善を図るとともに、地域防災行動力の向上に努める。



## 第7章 物資の備蓄等（区・都）

### 第1節 基本方針

建物の倒壊、焼失又はライフラインに障害が発生した場合は、水や食糧等の調達が困難になる恐れがある。被災者の生命維持と人心の安定を図るため、震災直後の生活物資等の確保と整備に努める。また、東日本大震災での被災地での検証結果を踏まえ、避難所生活における女性や要配慮者のニーズに配慮した生活用品等を備蓄する。

### 第2節 飲料水、生活水の確保

#### 第1 計画方針

災害時に上水道施設の被害が生じた場合は、飲料水や生活水の確保が困難になる恐れがある。このため、飲料水の給水基準を1人1日当たり3ℓとして、被災者の飲料用の水を確保するとともに、トイレや洗顔、洗濯等に必要となる生活用の水についても確保を行う。

（関連：第5章／第4節 60ページ参照）

#### 第2 現況

##### 1 水の確保

- (1) 水道局の災害時給水ステーション（給水拠点）による水の確保
- (2) 区の備蓄倉庫でのペットボトルによる水の確保
- (3) 区設貯水槽（容量350m<sup>3</sup>の貯水槽1か所・容量100m<sup>3</sup>の貯水槽1か所・容量40m<sup>3</sup>の貯水槽31か所・容量20m<sup>3</sup>の貯水槽1か所）による水の確保

〈資料編 第38 区設貯水槽一覧表 P115〉

〈資料編 第42 区内及び隣接区の災害時給水ステーション一覧表 P118〉

- (4) 区の井戸による水の確保

公園等に井戸を16か所設置している。

〈資料編 第39 区有井戸一覧表 P116〉

- (5) 民間の井戸所有者との協定による水の確保

区内の98か所の井戸を防災協定井戸として協定を締結している。

〈資料編 第40・第41 協定井戸一覧表 P116、117〉

- (6) 区立小・中学校等の高架水槽・受水槽・プール・井戸による水の確保

- (7) 消火栓等の活用による水の確保

路上や避難所の消火栓等に接続し応急給水を実施することが可能なスタンドパイプや給水栓などの仮設給水資器材を活用し、避難所又は避難所周辺で応急給水を実施する。

- (8) その他の水の確保

ア 家庭内での自助による備蓄及び汲み置き等

イ 事業所での自助による備蓄及び民間建築物の受水槽

ウ 自動販売機の販売品の無償提供について、飲料水メーカー等の事業所と協定を締結し、飲料水の確保に努める。

##### 2 給水活動に使用する給水器材の整備状況

各避難所の備蓄倉庫に備蓄しているろ過機の維持・管理に努めるとともに、給水タンク、給水袋、ポリバケツに加え、拠点備蓄倉庫に配備するエンジン式浄水機の有効活用を図る。

さらに、各避難所に飲料水を給水するために、各避難所等に備蓄している車載用給水槽及び応急給水栓を活用するなど、給水方法の整備を行う。

### 第3 事業計画

#### 1 給水量の確保

都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の給水拠点の設置を目標とし、浄水場(所)・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点が無い空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。

また、給水拠点が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、区市町村が確保している受水槽、プール、消火栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、区市町村と連携して応急給水に万全を期するとしている。なお、給水拠点(応急給水槽や給水所等)の他にも、給水用車両や消火栓等を使用した災害時給水ステーションを開設する。

#### 2 受水槽への給水用蛇口の設置

給水が容易に行えるよう、避難所となる区立小・中学校等の受水槽に給水用の蛇口を設置した。

#### 3 水質の維持

貯水槽や井戸の一部には、飲料に適さない水質の水があるので、定期的に貯水槽の清掃等を行うとともに、原則として生活用水として使用する。

#### 4 給水器材の点検整備

災害時に給水器材の有効活用が図れるよう、取扱い訓練を推進するとともに、計画的に点検整備を行う。

#### 5 防災協定井戸の拡充及び適正管理

身近な水を確保するため、未協定の手動式及び電動式ポンプ井戸の所有者の協力を得て、防災協定井戸の拡大を図るとともに、災害時に有効活用が図れるよう適正な維持管理の機能確保のために修理を支援する。

#### 6 区民への周知

- (1) 「最低3日間、推奨1週間分」の水の備蓄や、家庭における風呂水の汲み置き等を区民、事業者等に促すため、防災訓練、防災教室、パンフレット、ホームページ等を利用して周知を行う。
- (2) 消火栓等からの応急給水、仮設給水器材の整備等多様な応急給水への取り組みを積極的に周知する。

### 第3節 食糧の確保

#### 第1 計画方針

災害時における食品の確保の考え方は、次のとおりである。

- (1) 拠点となる備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、都と連携して、発災後3日分の食糧の確保に努める。
- (2) 区は、道路の障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、都と協

力し、原則として米飯による炊き出し等を実施するとともに、食品確保の方策の一つとして、弁当、パン等の調達体制についても整えていくものとする。

- (3) 震災の被害により食糧の調達が困難になる恐れがあることから、事業者、団体等と協定を締結し、多様な調達体制の確保に努める。

## 第2 現況

### 1 食品の備蓄等の状況

区は、主食及び副食等を拠点となる備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に分散して備蓄するとともに、備蓄食品の品質及び良好な保管体制を確保するため、点検整備を行っている。

〈資料編 第45 備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表 P120〉

〈資料編 第46 学校等併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P129〉

〈資料編 第47 福祉避難所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P154〉

### 2 区内調達が困難なときの要請先

- (1) 米穀 東京都福祉保健局  
(2) 副食品 東京都福祉保健局  
(3) 乳児粉ミルク 東京都福祉保健局

## 第3 事業計画

### 1 非常食の備蓄

- (1) 区として、現在の想定避難所生活者数（40,213人）の3食分（主食及び副食）を最低基準として備蓄する。

ア 主食 クラッカー・アルファ米  
イ 副食 シチュー

- (2) 区施設利用者、職員、区立小・中学校等に残留した児童・生徒等の帰宅困難者に対する備蓄物資を整備する。

### 2 非常食の点検整備

備蓄食品の品質及び良好な保管体制を確保するため、点検整備を行う。また、備蓄食品の入れ替え時期、方法の検討を行い、数量の平準化を図る。

### 3 必要物資・資器材のデータ管理

災害時に必要な食品、資器材について、あらかじめ品目、数量を電子データ化し、備蓄の適正管理に努めるものとする。

また、災害発生時において、備蓄品のみでは、十分でない場合には、そのリストを活用し、必要物資の迅速な確保に努めるとともに、速やかな受入れと供給できる体制の整備を図る。

### 4 備蓄倉庫の充実・整備

災害時における備蓄の充実を図るため、平成28年4月には区民センターに、平成30年10月には丸山町遊び場に新たな備蓄倉庫を設置した。

### 5 地域活動センターの防災機能の充実・整備

災害時の一時的避難所として、食糧備蓄の充実を図る。

## 6 区民等への周知

区民等に対して、「最低3日間、推奨1週間分」の食糧の備蓄を促すとともに、区の備蓄状況等について、防災訓練、パンフレット及びホームページ等を利用して周知する。

## 7 事業者等との協定の締結

食糧品の不足に備え、事業者、団体等と協定を締結し、多様な調達ルート確保に努める。

# 第4節 生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保

## 第1 計画方針

建物の倒壊や火災のため、一時的に避難所で被災者が生活する場合や災害復旧作業等に備えて、生活必需品、応急対策用資器材等を確保する。

## 第2 現況

### 1 生活必需品の備蓄状況

拠点となる備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、都と連携して、「最低3日間、推奨1週間分」の物資の確保に努めるとともに、小中学校等の備蓄倉庫の棚卸し整備により非常食や資機材の点検、整備を進め、避難所の備蓄物資の充実を図る。

〈資料編 第45 備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表 P120〉

〈資料編 第46 学校等併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P129〉

〈資料編 第47 福祉避難所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P154〉

〈資料編 第48 妊産婦乳児救護所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P158〉

### 2 応急対策用資器材の備蓄状況

(1) 警察署の備蓄状況

(2) 消防署の備蓄状況

〈資料編 第49 警察・消防資器材備蓄保有状況 P161〉

### 3 救護資器材、医療品・医療資器材等の備蓄状況

(1) 区の備蓄状況

(2) 消防署の備蓄状況

〈資料編 第50 消防非常用救護資器材（小石川・本郷）備蓄保有状況 P161〉

〈資料編 第51 災害用医療資器材の保有状況 P162〉

〈資料編 第48 妊産婦乳児救護所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表 P158〉

## 第3 事業計画

### 1 生活用品等の分散備蓄及び点検整備

区は、道路障害物除去が整い都からの調達品がくるまでの間、被災者の避難生活を維持するための生活用品等を避難所及び備蓄倉庫に分散備蓄するとともに、生活用品等がいつでも使用可能となるよう点検整備を行う。

### 2 必要物資・資器材とその数量のリスト化

災害時に必要な生活用品、資器材及び医薬品等について、あらかじめ品目、数量のリストを作成し、その備蓄に努めるものとする。

また、災害発生時において、備蓄品のみでは十分でない場合には、そのリストを活用し、必要物資の迅速な確保に努めるとともに、速やかな受入れと供給できる体制の整備を図る。

### 3 災害用トイレの整備

避難所に備蓄している簡易トイレ、組立式トイレ等に加え衛生面に優れた自動ラップ式トイレを活用する。また、公園や新規に開設する施設等のオープンスペースを利用してマンホール直結型トイレの整備を促進する。

### 4 女性、要配慮者の生活用品の充実

着替え・授乳用プライベートテント、下着など女性の視点に配慮した生活用品を備蓄する。また、避難所における要配慮者の対応として、エアマットとともに機能性の高い敷きマットを配備している。今後も、段ボールベッドや多目的テント等を配備し、避難所生活の快適性の向上を図る。

### 5 地域活動センターの防災機能の充実・整備

災害時の管内における情報収集・情報発信機能を強化するため、情報通信機器及び発電設備の充実を図る。

### 6 区民への周知等

区民等に対して、「最低3日間、推奨1週間分」の携帯トイレ、簡易トイレ、トイレレットペーパー等の生活用品を備蓄するように促すとともに、区の生活用品等の備蓄状況等について、防災訓練、パンフレット、ホームページ等を利用して周知する。

### 7 福祉用物資の備蓄

文京福祉センター施設内に福祉用物資専用の備蓄倉庫を設置した。

これまでに整備を行った福祉施設に加え、区内の福祉施設に対して福祉避難所の指定及び備蓄倉庫の設置について協議を行う。

また、今後新たに特別養護老人ホーム等の福祉施設が建築される際は、福祉避難所として指定されることを前提に運営法人と協議し、施設内に福祉用物資専用の備蓄倉庫を設置する。

## 第8章 事業継続計画の策定（区）

### 第1節 基本方針

事業継続計画（BCP）とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく計画である。

災害時においても文京区及び東京の経済を停滞させることなく、経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業者はBCPの策定に努める必要がある。その内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

### 第2節 事業計画

#### 第1 区のBCPの見直し

災害等が発生した際に、区民の生命、生活及び財産を守るとともに社会経済活動を維持し、優先して実施すべき行政サービスを効果的に行うために、平成23年6月に文京区事業継続計画【震災編】（Ver.1）を策定したが、東日本大震災での経験、危機管理対応訓練の検証を踏まえ、災害発生時に優先して行うべき業務の再選定やその際の職員体制を構築するなど、より現実に対応した計画となるよう見直しを行い、平成26年3月に文京区事業継続計画【震災編】（Ver.2）に改定した。今後も、災害の教訓や訓練等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

#### 第2 事業者のBCPの策定

事業者は、事業活動への被害の最小化と事業継続を図るためにも、BCPを策定する必要があるため、事業者団体等を通じて、BCP策定への働きかけを行う。

#### 第3 中小事業所におけるBCP策定の支援

自前によるBCP策定が困難な区内中小事業所を対象に、BCP策定講座の開催や経営改善専門家派遣事業の活用等を通して、BCP策定の支援を行う。

## 第2編 震災対策

### 第2部 震災応急・復旧対策計画

- 第1章 応急対策の活動態勢
- 第2章 情報連絡体制の整備
- 第3章 防災関係機関等との相互協力
- 第4章 災害広報・広聴計画
- 第5章 警備・交通規制
- 第6章 輸送計画
- 第7章 震災消防活動態勢
- 第8章 避難計画
- 第9章 救援及び救護に関する計画
- 第10章 応急生活確保に関する計画
- 第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策
- 第12章 帰宅困難者対策
- 第13章 ボランティア等との連携・協働
- 第14章 公共施設等の応急対策
- 第15章 応急教育
- 第16章 ごみ・し尿・がれき等処理計画
- 第17章 遺体の取り扱い
- 第18章 災害救助法の適用
- 第19章 激甚災害の指定に関する計画





## 第1章 応急対策の活動態勢（区）

### 第1節 区の災害対策本部の活動態勢

#### 第1 活動方針

区の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、区の地域並びに区民の生命、財産を災害から保護するため、区は、防災関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び住民等の協力を得て、必要な態勢を確立し災害対策の実施に努める。

#### 第2 活動内容

##### 1 災害対策本部の設置

区長は、平日午前8時30分から午後5時15分までに区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、又は発生する恐れのある場合は速やかに区長を本部長とする災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。また、区長は、災害救助法の基準に達する程度の災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合で非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。さらに、本部の部員（以下「本部員」という。）の職にあてられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、区長にその設置を進言することができる。

##### 2 本部の設置の通知

本部長は、本部を設置したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 他の特別区の区長

##### 3 本部の掲示

本部を設置した場合、シビックセンター内災害対策本部室に「文京区災害対策本部」の掲示を行う。

##### 4 本部の廃止

本部長は、区の地域において、災害が発生する恐れが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

本部の廃止等の通知は、上記2に準じて処理する。

〈資料編 第5 文京区災害対策本部条例 P11〉

〈資料編 第15 文京区災害対策本部条例施行規則 P54〉

〈資料編 第10 文京区議会地震等災害対策本部設置要綱 P33〉

#### 第3 本部の組織及び運営

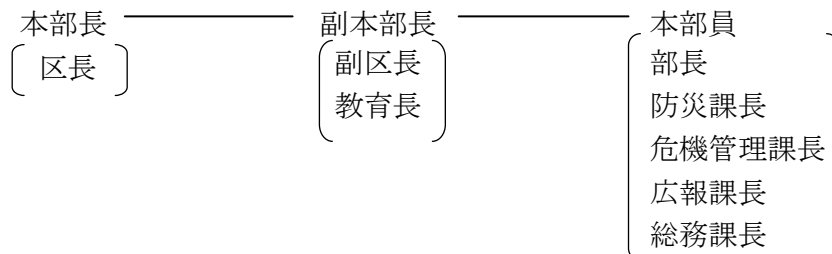
##### 1 本部の組織

- (1) 本部は、本部長室及び部をもって構成する。
- (2) 本部の組織編成及び部の業務分掌

〈資料編 第7 文京区災害対策本部組織図 P25〉

## 2 本部長室の組織及び運営

- (1) 本部長室の組織  
 構成は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。



- (2) 本部長等の職務
  - ア 本部長（区長）  
 本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
  - イ 副本部長（副区長、教育長）  
 本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - ウ 部長（部長）  
 本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
  - エ 本部員（本部を構成する部長等）  
 本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- (3) 本部長の代理  
 本部長に事故のあるとき、本部長の職務を代理する場合の順位は、副区長、教育委員会教育長の順とする。
- (4) 本部長室の運営  
 本部長室は、次の事項について災害対策本部の基本方針を審議策定する。
  - ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
  - イ 水防その他の応急措置に関すること。
  - ウ 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
  - エ 警報の伝達及び警告に関すること。
  - オ 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
  - カ 避難の勧告又は指示に関すること。
  - キ 教育委員会に対する災害予防又は応急対策の指示に関すること。
  - ク 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用の申請に関すること。
  - ケ 警戒区域の設定の要請に関すること。
  - コ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
  - サ 東京都知事に関する応援等の要請に関すること。
  - シ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定に基づく指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請に関すること。
  - ス 被災者の救出に関すること。
  - セ 応急公用負担等に関すること。

第1章 応急  
 第2章 情報  
 第3章 防災関係機  
 第4章 災害  
 第5章 警備  
 第6章 輸送計画  
 第7章 震災  
 第8章 避難計画  
 第9章 救援及び  
 第10章 応急生活

- ソ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- タ 部長会議の招集に関すること。
- チ 持続可能な職員体制の構築に関すること。
- ツ 災害対策従事職員の健康管理に関すること。
- テ 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

### 3 災害対策本部の組織編成の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めた場合は、組織の変更及び各部の人員を増減することができる。

### 4 災害対策本部運営の継続

不測の事態によってシビックセンターが一時的に使用できない場合に備え、スポーツセンター内に必要な機材及び設備等を整備し、災害対策本部の運営を継続する。

また、災害対策本部機能の代替・補完場所の確保として、シビックセンター5階に必要な機材及び設備等を整備する。

## 第2節 区の臨時災害対策本部の活動態勢

### 第1 活動方針

夜間、休日その他職員の勤務時間外に大地震が発生した場合、又は、発生する恐れのある場合で、災害対策本部を設置するまでの間における初期の事態に迅速に対処するため文京区臨時災害対策本部要領に基づき、文京区臨時災害対策本部（以下「臨時災対本部」という。）を設置する。

〈資料編 第11 文京区警戒態勢に関する宿日直勤務規程 P38〉

### 第2 活動内容

#### 1 臨時災対本部の設置

臨時災害対策本部長〔区長〕（以下「本部長」という。）は、夜間、休日その他職員の勤務時間外に区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、又は、発生する恐れのある場合は、初期における事態に迅速に対処するため、臨時災対本部を設置する。

〈資料編 第8 文京区臨時災害対策本部要領 P27〉

#### 2 臨時災対本部の設置の通知

本部長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 他の特別区の区長

#### 3 臨時災対本部の掲示

臨時災対本部が設置された場合、シビックセンター内災害対策本部室に「文京区臨時災害対策本部」を掲示する。

#### 4 臨時災对本部の組織及び運営

##### (1) 臨時災对本部の組織編成及び班の業務分掌

臨時災对本部は、本部長室並びに本部班、救護班、地域活動センター班、避難所開設班をもって構成する。

〈資料編 第7 文京区災害対策本部組織図 P25〉

##### (2) 臨時災害対策本部長室の組織及び運営

###### ア 臨時災害対策本部長室の組織

本部長室は、本部長、副本部長及び本部員（班長・副班長）をもって構成する。

###### イ 臨時災对本部長等の職務

###### (ア) 本部長（区長）

臨時災对本部の事務を総括し、臨時災对本部の編成員を指揮監督する。

###### (イ) 副本部長（区長があらかじめ指定する管理職）

本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

###### (ウ) 班長

本部長の命を受け、班の事務を掌理する。

###### (エ) 副班長

班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。

###### ウ 臨時災害対策本部長室の運営

本部長室は、次の事項について、本部の基本方針について審議策定する。

###### (ア) 本部班が収集した災害に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定する。

###### (イ) 応急対策方針に基づき、各班に指示を行うこと。

###### (ウ) 上記に掲げるもののほか、臨時災对本部の他の班に属しないこと。

#### 5 臨時災对本部の編成員

##### (1) 編成員の指定

区長は、文京区臨時災害対策本部要領に基づき、次に掲げる職員を本部の編成員としてあらかじめ指定する。ただし、病弱者その他区長が特に認めた職員は除く。

###### ア 本庁舎又は地域活動センターから5km以内の区域に居住する職員

###### イ 上記に掲げるもののほか、臨時災对本部の編成に当たり、区長が特に必要があると認めたときは、編成員以外の職員を編成員として指名することができる。

##### (2) 編成員の配備

編成員は、夜間・休日等において、次に掲げる事態が生じたときは、家族の安全を確認の上、速やかにあらかじめ指定した場所に直接参集して臨時災对本部の職務に従事しなければならない。

###### ア 文京区で震度5弱以上の地震が発生したとき。

###### イ 文京区で特別警報が発表されたとき。

###### ウ 上記に掲げるもののほか、文京区で災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、臨時災害対策本部長室から登庁の指示があったとき。

##### (3) 編成員以外の職員の配備

編成員以外の職員は、夜間・休日等において、次に掲げるいずれかの事態に該当するときは家族の安全を確認のうえ速やかに登庁し、文京区災害対策本部が設置されるまでの間、臨時災对本部の編成員に協力して事態に対処しなければならない。

- ア 文京区で震度5強以上の地震が発生したとき。
- イ 文京区で特別警報が発表されたとき。
- ウ 文京区で災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、臨時災対本部から参集の指示があったとき。

## 6 臨時災対本部の廃止

- (1) 本部長が被害状況等を勘案のうえ、臨時災対本部の設置を不要と認めたとき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

## 第3節 災害対策本部員の配置及び服務

### 第1 職員の配置等

- 1 本部長は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合で、本部を設置したときは、非常配備の命令を発し、災害対策に従事する職員を配備する。
- 2 部長は、あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、非常事態に対する本部の事務に従事すべき職員の名簿を備えておかなければならない。
- 3 部長は、非常配備の命令を受けたときは、直ちに次の措置をとらなければならない。
  - (1) 各部の分掌事務に基づき、職員を所定の部署に配置すること。
  - (2) 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
  - (3) その他非常事態に应付するために必要な職員配置の措置等を講ずること。
- 4 災害対策業務を遂行するため、流動的な職員配置が必要な場合は、災対本部事務局長が職員の割当を発議し、災害対策本部が決定する。災対総務部長は、その決定に基づき職員の配置を行う。
- 5 本部連絡員は、災害対策本部長が部所属の課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室と部の連絡及び部相互間の連絡調整を行うものとする。

### 第2 発災初期における応急対策活動

発災からおおむね72時間までは、救出・救助、消火、医療救護、輸送路の確保など人命に係る応急対策活動に重点を置く。

### 第3 職員の服務

- 1 職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
  - (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
  - (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の命令があるまで退庁しないこと。
  - (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、上司と連絡をとること。
  - (5) 地震、大雨、洪水等の非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合においては、「文京区臨時災害対策本部要領」に基づき、参集しなければならない。
- 2 職員は、自らの言動によって、区民に不安を与え、区民の誤解を招き、本部の活動に支障をきたすような行為は厳に慎まなければならない。

## 第4節 動員態勢の強化

## 第1 区職員の動員態勢強化

### 1 態勢の明確化・周知

組織改正が行われた場合等により、初動期の活動内容に変更が生じた場合は、職員防災行動マニュアルの見直しを行い、常に職員の活動内容等の明確化に努める。

また、発災時間に関わらず、迅速に職員初動態勢を構築し、円滑に災害対応を図るために、勤務時間内、勤務時間外それぞれの発災期及び初動期に従事する職員と応援職員をあらかじめ指定しておく。

さらに、その内容を職員一人ひとりに周知徹底するため、発災後の職員の行動についてまとめた職員防災行動ハンドブックを配付し研修を実施するなど、災害発生時における初動態勢の強化を図る。

### 2 訓練等を通じた職員防災対応力の向上

災害時に職員が迅速かつ適切に応急対策業務を遂行できるよう、災害対策本部の運用、無線通信、避難所の開設等の危機管理対応訓練を実施するとともに、職員が所属する各班に求められる専門知識や技能を習得するために班別訓練を実施する。

また、職員防災研修を定期的実施し、区の災害対策や災害時の行動など防災に係る知識や普通救命講習による人命救助の技術等の習得を図る。

### 3 防災用職員住宅の充実

職員の勤務時間外における初動態勢の充実強化を図るために防災用職員住宅を設置している。

また、防災職員住宅入居者の業務及び必要人員は次のとおりとする。

(1) 臨時災害対策編成員本部班 17名

防災センターにおける情報収集業務及び避難所開設班のサポート

(2) 臨時災害対策編成員避難所開設班 37名

各避難所等における避難所開設業務及び避難所運営協議会への出席

### 4 地域活動センターの活用

地域活動センターは、災害時には災害対策本部との連絡及び地域の被災状況の把握に努めるとともに、区民等からの問い合わせに対し、避難所の開設状況や帰宅困難者の受入れ場所等の情報提供を行い、地域における情報拠点とする。

### 5 災害対策本部事務局における職員体制の強化

区の災害対応力を強化するため、総務部防災課での勤務経験を有する職員について、災害対策本部事務局に編成員として指定することができる。

### 6 職員勤務体制の整備

職員の勤務ローテーション、初動期の帰宅ルールの整理、就寝スペース等の確保、健康相談体制の整備などを検討し、持続可能な職員体制を構築する。

### 7 災害対策本部編成員の参集状況の把握

勤務時間外に発災した場合、参集の可否を把握するためにICTを活用した配信システム等を導入する。

## 第2 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立

### 1 公益財団法人文京アカデミーとの「災害時における応急対策に関する協定」

区は、区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、区が行う災害応急業務に関する協力を得るため、平成23年4月に公益財団法人文京アカデミーとの間に協定を締結している。(災害時集積所等に指定)

〈資料編 第61 文京区協定先一覧表 P174〉

### 2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」

区は、区内に災害が発生した場合において、区が行う災害応急活動に対する協力を得るため、平成27年4月にボランティアに関する業務を行っている文京区社会福祉協議会との間に締結した協定の見直しを行っている。

〈資料編 第61 文京区協定先一覧表 P174〉

## 第5節 防災会議の招集

防災会議の会長は、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議や、災害発生後の災害復旧対策等に関し、防災関係機関等相互の連絡調整を図る必要があると認めたときは、防災会議を招集する。また、防災会議の委員は、会長に防災会議の招集を要請することができる。

〈資料編 第2 文京区防災会議条例 P7〉

〈資料編 第3 文京区防災会議運営規程 P9〉

〈資料編 第4 文京区防災会議委員名簿 P10〉

第1章 応急  
第2章 情報  
第3章 防災関係機関等との相互協力  
第4章 災害  
第5章 警備  
第6章 輸送計画  
第7章 震災  
第8章 避難計画  
第9章 救援及び  
第10章 応急生活

## 第2章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）

### 第1節 基本方針

防災関係機関等がそれぞれの応急対策を的確に実施するためには、防災関係機関等が緊密に連携し、正確な被害情報等の収集と伝達を行わなければならない。また、被災者等の混乱を最小限にとどめ、秩序ある避難や応急対策等を実施するには、被災者等に対する的確な情報の提供や連絡が不可欠である。このため、迅速正確な情報の収集、分析、伝達ができるように防災関係機関等の通信連絡体制の整備に努める必要がある。

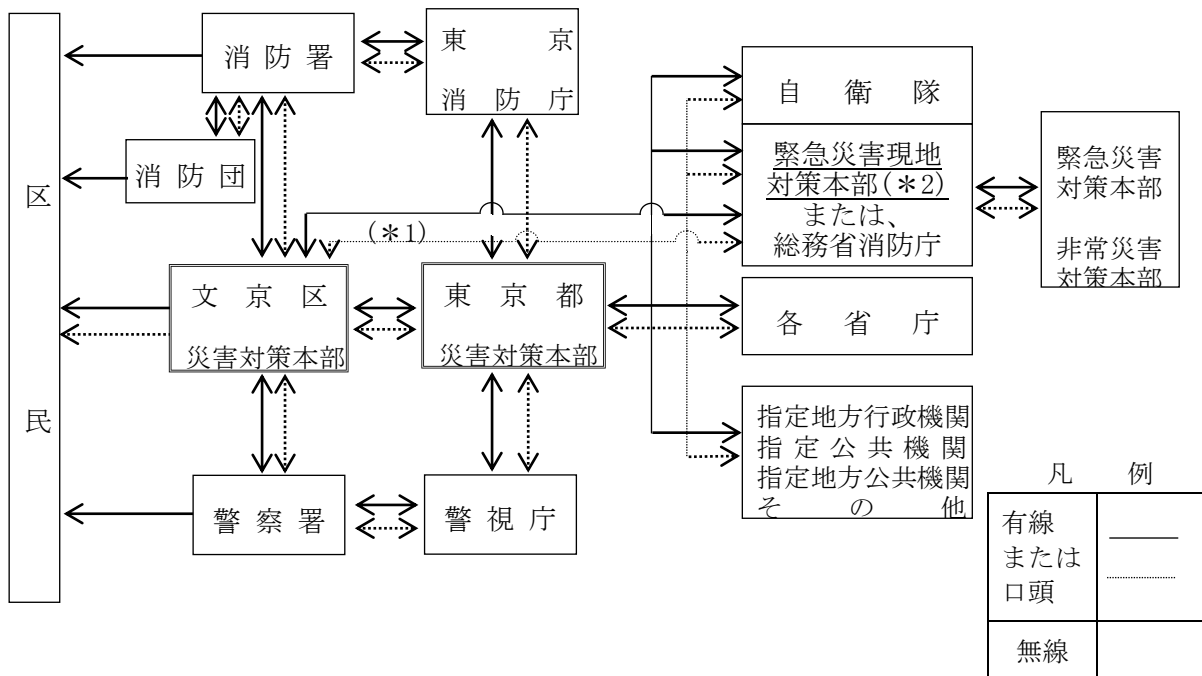
### 第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制

#### 第1 計画方針

区は防災関係機関等の情報連絡体制の拠点として、シビックセンター15階の防災センターを中心とした情報連絡体制を整備する。

#### 第2 現況

##### 1 通信連絡系統図



- \* 1 災害の状況により都本部に報告できない場合
- \* 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合



## 2 情報の収集伝達機器の整備

通常のNTT回線のほかにNTT優先電話、携帯電話、優先携帯電話、東京都防災行政無線、文京区防災行政無線(地域系防災行政無線、移動系防災行政無線、固定系防災行政無線)、屋上高所カメラ、地震計等の機器を整備している。

また、平成24年度に保育園及び幼稚園へ内線を延長し、情報伝達機器を整備している。

さらに、防災行政無線のふくそう時等における情報伝達手段として、避難所や地域活動センター等に導入した衛星携帯電話、PHSを活用する。

## 3 災害情報システムの整備

災害対策活動を円滑に実施するため、平成6年10月より運用している災害情報システムの更新を平成19年度に行った。庁内LANやモバイルパソコン、GPS付カメラ、携帯電話等を活用し、区職員による災害発生時の被害状況、避難所の開設・運営状況、備蓄物資の状況等、各種情報の効率的収集及び共有を図る。

## 4 固定系防災行政無線の整備

防災行政無線設置の難聴エリアを解消するために、新たに建設する一定規模以上の中高層建築物への防災行政無線設置の協力を求めるとともに、屋外スピーカーの増設・移設、中高層建築物・商店街等へ戸別受信機の設置を図る。

なお、防災行政無線で24時間以内に伝達した内容を確認できる電話応答システムを導入している。

## 5 固定系防災行政無線の子局の設置場所

- (1) 区民に災害情報等を広域的に伝達する目的で設置している。
- (2) シビックセンター内に設置している計測震度計の測定値(震度5弱以上)に基づき、自動放送システムで地震の発生を区民に周知する。

(平成30年10月1日現在)

設置形態	設置数	設置場所
屋外スピーカー	97か所	公園、児童遊園、学校、地域活動センター等
戸別受信機	470か所	町会、自治会、医師会、消防署、警察署、学校等

〈資料編 第54 屋外スピーカー設置場所一覧表 P166〉

## 6 地域系防災行政無線の整備

災害時に災害情報等を相互に連絡するため、避難所及び防災関係機関等施設に対し、地域系防災行政無線の整備を行っている。今後、新たに設置が必要となる施設(福祉避難所等)については、検討の上、早期の導入を図る。

## 7 地域系防災行政無線の子局の設置場所

区と防災関係機関とが相互に災害情報等を連絡する目的で設置している。

なお、避難所となる区立小・中学校等に、平成25年度から福祉避難所と妊産婦・乳児救護所にも設置している。

(平成30年10月1日現在)

設置形態	設置数	設 置 場 所
半固定型	72台	地域活動センター、区立小・中学校等、福祉避難所、妊産婦・乳児救護所、消防署、警察署、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス等
携帯型	52台	区役所（23台）、地域活動センター（27台）、防災職員住宅（2台）
車載型	20台	区所有車

〈資料編 第55 区災害対策本部を中心とする無線系統図 P167〉

## 8 地震計ネットワーク・震度分布即時把握システムの活用

都は、都内の各区市町村に計測震度計を設置し、「地震計ネットワーク・震度分布即時把握システム」を構築している。これにより、地震発生直後の広域的な地震被害の分布状況を即時に把握し、激甚な被害地を特定して、防災関係機関の迅速な対応の確立を図っている。

また、東京消防庁設置の計測震度計が計測したデータについても、東京消防庁で集計後、東京都防災センターに送信され、地震計ネットワークシステムに取り込まれている。

文京区は平成30年9月、文京スポーツセンターに設置してある計測震度計を更新し、ケーブル配線によりシビックセンター15階防災センターの処理部と接続するとともに、通信回線(防災行政無線・NTT回線)を介して、東京都防災センターへ震度情報の提供を行っている。また、大地震(震度5弱以上)発生時に、文京区固定系防災行政無線により、「地震発生・警報放送」を自動的に一斉放送する。

## 9 Lアラートの活用

各自治体が発する災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ネット等の多様なメディアを通じて一括配信するシステムである。各家庭のテレビから災害関連情報を伝達できるため、特に避難勧告等の重要情報の発信とともに広く周知を行う。

## 10 情報伝達手段の充実及び新たな手段の導入

区民等に対して緊急情報を伝達するために、東日本大震災を契機に導入した緊急速報メール(エリアメール)やSNS等の情報伝達手段及びJ-ALERT(全国瞬時警報システム)と防災行政無線を連動させることにより、瞬時に重要情報を伝達する仕組みを活用する。

また、災害時において、区ホームページへのアクセス集中に伴い閲覧しにくい状況を解消するため、事業者との協定を締結し、民間のポータルサイトの活用を図る。

さらに、防災関係施設の電話番号、一時滞在施設の情報、平常時の備えや災害時の行動等の情報を掲載した防災アプリを導入し、帰宅困難者の支援体制の構築を図る。

## 11 臨時災害FM放送局の開設準備

区では、潜在電界調査及び避難所総合訓練における試験放送の結果等を踏まえ、平成30年4月から臨時災害FM放送局の運用ができるよう放送設備機器を整備した。災害発生後1週間以内を目標に開設し、生活関連情報、避難所情報及び地域情報等の情報伝達手段として活用する。

## 第3 事業計画

第1章 対策の活動態勢 応急  
第2章 連絡体制の整備 情報  
第3章 防災関係機関等との相互協力 関係  
第4章 広報・広聴計画 災害  
第5章 交通規制 警備  
第6章 輸送計画  
第7章 消防活動態勢 震災  
第8章 避難計画  
第9章 救援及び救護に関する計画  
第10章 応急生活確保に関する計画

## 1 情報連絡窓口の一本化

- (1) 情報連絡の錯そうを避けるため、区及び防災関係機関に情報連絡の責任者を置き、情報連絡窓口の統一を図る。
- (2) 区における情報連絡窓口は、災害対策本部とする。

## 2 災害情報システムの整備と活用

災害情報システムを活用して、被害状況、避難所の開設・運営状況、備蓄物資の状況等、各種情報を一元的に管理する。また、収集した被害状況や避難状況等を区民、防災関係機関に公開し、情報の共有化を図る。

### (1) 防災センター

初動期は、防災行政無線FAX、NTT優先電話等により収集した被害情報を災害情報システムに登録し共有する。また、被災現場においてスマートフォン等を有効活用し、ネットワークしゃ断時に情報を収集する。

また、インターネット活用可能時は、収集した被害状況、安否確認情報等を区民、防災関係機関に公開し、相互に情報の共有化を図る。

### (2) 避難所（区立小・中学校等）

避難所では、避難してきた区民等の名簿（避難者名簿）を作成する。それらの情報を、小・中学校（避難所）に設置してある事務用パソコンにより、安否確認システムへ登録する。その際、安否情報の公開可否を選択してもらい、公開可能なものについてはインターネット上で検索できるようにする。

また、食糧等の各種要請については、災害情報システム、地域系防災行政無線及び衛星携帯電話等を利用し、各避難所から区災害対策本部に対して行う。

さらに、SNS等を活用して、避難所から情報を発信する仕組みづくりについて検討を進める。

### (3) 地域活動センター

地域活動センター班の職員は、区災害対策本部との連絡及び地域の被災状況の把握に努め、災害情報システム、地域系防災行政無線及び衛星携帯電話等を利用して、区災害対策本部へ連絡する。

また、区民等からの問い合わせに対し、避難所の開設状況や帰宅困難者の受入れ場所等の情報提供を行い、地域の情報拠点とする。

## 3 災害情報システムの更新

本システムは、災害発生時に確実・的確な運用が求められるものである。このため、平常時から、システム障害が発生した場合に迅速な復旧ができるよう、保守体制を整備する必要がある。また、災害対策業務の追加、見直し等が発生した場合、速やかに改修を行う必要がある。更に、情報技術の進展を見据えながら、システム更新後5年を目途に、再更新について検討する。

## 4 地震計ネットワーク等の活用

文京スポーツセンターに設置した計測震度計（地震発生前に推定震度、揺れ具合、地震到達時間等を計測する。）を活用し、区内の状況を早期に把握する。

## 5 東京都災害情報システムの活用

区は、平常時において、都より気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を（東京都災害情報システム（DIS）端末機により情報を得ている。

災害時には、区の被害・措置等に関する情報を入力するとともに、他区の状況等の情報の共有化を図る。

## 6 通信機器の習熟

- (1) 区及び防災関係機関等は、平常時において機器操作に従事する職員に対し、定期的又は必要に応じて情報通信機器の操作訓練を実施するとともに、災害時に的確に運用できるよう、機器操作及び運用マニュアルの作成及び見直しを行う。操作訓練については、いつ起こるか分からない災害に備え、夜間も含めた実施を検討していく。また、操作を行える職員を多数確保するために、災害対策従事職員に対する訓練を強化する。
- (2) 区は、災害時における連絡体制や早期復旧協力体制の整備を図るため、情報通信機器業者やNTT等と協議していくものとする。
- (3) 区は、機器操作に従事する職員に対して、無線技士免許取得を奨励し、免許取得者の増大・確保を図る。

## 7 防災ホームページの運用

防災ホームページにより、地域防災計画や各種ハザードマップ、防災対策事業等の周知を図るとともに、防災気象情報や河川・雨量の観測データを区民、防災関係機関等と共有している。また、災害時には被害情報等を公開し、情報の共有化を図る。

## 8 安否確認手段の確保

個人の安否確認手段として、「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話の「災害用伝言板」等の普及・啓発を図る。

## 9 住民への周知

区及び防災関係機関等は、区と防災関係機関との情報連絡体制等について地域住民の理解と協力を得るように訓練等の機会を活用して周知する。

また、地震情報、気象情報、災害情報等を携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、「Yahoo!防災速報」等の活用促進を図る。

## 10 要配慮者に対する情報伝達

災害時において適時に情報を収集することが困難な要配慮者（障害者、外国人等）に対して、「文の京」安心・防災メールやSNS等を活用するとともに、緊急速報メール（エリアメール）や「Yahoo!防災速報」等の活用促進を図っていく。

## 第3節 消防署の通信連絡体制

### 第1 計画方針

区、都本部、その他の防災関係機関との災害連絡情報を迅速かつ円滑に行うための連絡体制の充実を図る。

### 第2 現況

消防救急デジタル無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、方面本部、消防団及び区役所と情報連絡を行う。

### 第3 事業計画

#### 1（署所）端末装置等の活用

各種端末装置、携帯無線機及び受令機を活用し、迅速な情報収集を実施する。

## 2 情報収集ネットワークの構築

無線機の活用、情報収集伝達に関する教育訓練を推進し、消防団情報連絡体制の強化を図るとともに、区民防災組織、東京消防庁災害時支援ボランティア等を含めた情報収集ネットワークを構築する。

### 第4節 警察署の通信連絡体制

#### 第1 計画方針

区、都本部、その他の防災関係機関との災害連絡情報を迅速かつ円滑に行うための体制の充実を図る。

#### 第2 現況

大震災発生時には、最高警備本部（警視庁本部）、方面警備本部（方面本部）、現場警備本部（警察署）が設置されることになっており、情報収集と伝達体制も無線通信を主体として系統的に行われる。

警察署にあっては、警ら用無線自動車の車載無線機、携帯無線機、無線受令機を主体として、これに有線電話を手段として情報の伝達をする。

#### 第3 事業計画

##### 1 各種無線機の整備

情報収集伝達並びに現場活動に必要な各種無線の整備を図る。

##### 2 有線、無線以外の伝達手段の確保

##### 3 電源の確保

通常の送電が停止した場合に備えて、自家発電を維持し機器の増強を図る。

## 第3章 防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）

### 第1節 防災関係機関との協力

#### 第1 活動方針

阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震の際、被災自治体では行政機能が著しく低下し、他の自治体や公共的な団体、民間団体等からの人的・物的支援の受入れにまで手が回らず、適切な支援を受けるまでに時間を要した。

災害時においては、防災関係機関がそれぞれの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求めるなど災害対策に万全を期さなければならない。

このため、都や協定自治体などから人的・物的支援を円滑に受入れる体制（受援体制）を構築するため、平時から受援に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入れ手順等のルール化などを明確にしておく必要がある。

また、首都圏を震源とする震災被害が及びにくい自治体、公共的な団体、防災関係機関、新たな事業者等との協定を締結し、多様な協力体制の構築を図る。

なお、人的・物的支援を円滑に受入れる体制を構築するとともに、被災地への応援体制を構築するため、受援・応援計画を策定する。

※公共的な団体とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、文京区赤十字婦人奉仕団、商工会議所、町会連合会、商店街連合会、生活協同組合等をいう。

#### 第2 活動内容

##### 1 防災関係機関等の相互情報交換

###### (1) 資料の提供及び交換

区、都関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

###### (2) 協力態勢の確立

防災関係機関等は、平素から法令やこの計画の定めるところに従って協議を行うとともに、災害時において、地域系防災行政無線や災害時優先電話による情報連絡のほか、防災関係機関相互の職員派遣等により情報の共有化に努め、他機関との円滑な協力態勢を確立するものとする。

##### 2 受援体制の構築

応援自治体からの人的、物的支援を円滑に受入れ、支援業務に移行するため、受援に関する総合調整機能を担う体制を整備した。

###### (1) 人的支援の受入体制

災害対策本部事務局内に受援班を設置し、総合的な調整機能を担う体制を整備する。

受援班の主な業務は以下のとおりとする。

ア 職員の参集状況の把握

イ 災対各部職員の不足人員の集約、応援必要人員の算出、災対各部の受援担当との調整

ウ 応援要請の必要性の検討

エ 応援職員等の受入れ、災対各部への派遣・紹介

オ 応援職員への支援等

(2) 災対各部における応援職員の受入体制

災対各部に受援担当を設置し、応援職員の受入れや活動環境の整備等を担う体制を整備する。災対各部における受援担当の主な業務は以下のとおりとする。

- ア 業務における人的・物的資源のニーズと受入状況の把握
- イ 人的・物的資源のニーズと受入状況の把握を参考に資源の過不足の整理
- ウ 業務実施状況を踏まえ、今後の必要資源の整理及び災害対策本部事務局への応援要請
- エ 区職員と応援職員を含めた業務実施計画の作成
- オ 業務従事者による定例ミーティングの実施等

(3) 物的支援の受入体制

物資集積拠点に救援物資担当を設置し、東京都トラック協会文京支部から派遣される物流コーディネーターの支援の下、支援物資の総括的な管理を担う体制を整備する。救援物資担当の主な業務は以下のとおりとする

- ア 物資輸送拠点内の支援物資の受入れ及び管理
- イ 物資輸送拠点から避難所への物資配分計画作成
- ウ 避難所ごとの支援物資在庫数の集約
- エ 避難所ごとの不足物資の集約、必要物資の算出
- オ 避難所への支援物資の輸送等

**3 人的支援に向けた要請手続き**

都災害対策本部への要請に基づく人的受援は、カウンターパート方式（対向支援）とこれを補完する全国スキーム（全国知事会、9都県市など）が中心となる。

(1) カウンターパート団体決定前の手続き

- ア 参集人員の確認及び不足人員の集約、応援必要人の算出
- イ 都災害対策本部への応援要請

以下の内容について、「応援要請シート」で都災害対策本部（人員調整部門）へ応援を要請する。

- (ア) 要請人数
- (イ) 派遣期間
- (ウ) 集合場所
- (エ) 活動内容
- (オ) 活動場所
- (カ) 応援職員に求める要件（職種、資格、経験）
- (キ) 必要な資機材等
- ウ 都災害対策本部からの応援要請結果の報告、応援職員の派遣
- エ 応援職員の受入れ、災対各部への派遣、都災害対策本部への報告
- オ 応援職員の態勢整備及び活動実施

(2) カウンターパート団体決定後の手続き

- ア 支援担当自治体の決定、都災害対策本部による区への応援要請結果の報告
- イ 応援職員の受入れ、災対各部への派遣、都災害対策本部への報告
- ウ 応援職員の態勢整備及び活動実施
- エ 受援終了の判断・報告の取りまとめ
- オ 応援者への費用の支払い手続き

※今後、受援計画を策定し、具体的な対応を検討していく。

#### 4 特別区間の相互支援協力体制

- (1) 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定  
平成26年3月14日に締結した「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、大規模な地震等の災害に対して、23区が連携して効果的な協力・支援活動を実施していくものとする。
- (2) 防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書  
平成27年3月19日に締結した「防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書」に基づき、火災及び地震等の災害が発生し、被害状況の確認等に当たって必要が生じた場合に、各区に設置している高所カメラ映像を閲覧し、情報収集を図る。

#### 5 他自治体との相互応援協力体制の強化

発災時に必要となる物資及び人的資源の迅速な確保と提供ができるよう、他自治体との相互応援協力体制の強化を図っていく。

平成30年10月1日までに協定等を締結した自治体は以下のとおりである。

- (1) 茨城県石岡市との災害時における相互応援に関する協定  
平成8年8月8日に締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき大規模な地震等の災害時に、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力する。
- (2) 新潟県魚沼市との災害時における相互応援に関する協定  
平成16年12月14日に魚沼市と締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき大規模な地震等の災害時に、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力する。
- (3) 岩手県盛岡市との災害時における相互応援に関する協定  
平成23年11月10日に盛岡市と締結した『石川啄木ゆかりの地』災害時における相互応援に関する協定」に基づき大規模災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力する。
- (4) 島根県津和野町との災害時における相互応援に関する協定  
平成24年10月1日に津和野町と締結した「津和野町と文京区における相互協力及び災害応援に関する協定」に基づき大規模災害が発生した場合において、相互に応援協力する。
- (5) 熊本県・熊本市・新宿区との包括連携に関する覚書  
平成27年10月1日に熊本県・熊本市・新宿区と締結した「文化と歴史を縁とした包括連携に関する覚書」に基づき、相互に連携協力する。
- (6) 山梨県甲州市との相互協力に関する協定  
平成27年10月28日に甲州市と締結した「甲州市と文京区との相互協力に関する協定」に基づき、大規模災害が発生した場合において、相互に応援協力する。
- (7) 熊本県上天草市との相互協力に関する協定  
平成29年2月17日に上天草市と締結した「上天草市と文京区との相互協力に関する協定」に基づき、大規模災害が発生した場合において、相互に応援協力する。
- (8) 広島県福山市との相互協力に関する協定  
平成30年3月20日に福山市と締結した「福山市と文京区との相互協力に関する協定」に基づき、大規模災害が発生した場合において、相互に応援協力する。

〈資料編 第61 文京区協定先一覧表 P174〉

#### 6 避難所等に関する新たな協定の締結



- (1) 避難所の確保を図るため、区内都立中等教育学校・高等学校（4校）、大学等を避難所として利用する協定締結を促進する。また、区内には私立中学校・高校が多く、施設内に危険物が少ないことから、安全な避難環境を確保できる可能性があるため、私立中学校・高校との協定締結を推進する。さらに、二次避難所対策としてホテル等との協定、医薬品調達に関する卸売販売業者、製薬会社等との協定などを検討する。
- (2) 特別養護老人ホームをはじめとした福祉施設について、避難所で生活することが困難な避難行動要支援者が避難することができるよう、運営事業者と協定を締結し、必要な物資・器材等を区が整備の上、福祉避難所として指定する。
- (3) 避難生活が長期化する場合を想定し、要配慮者向けの避難施設として寺院や旅館等との協定締結を進める。
- (4) 災害時に妊産婦や乳児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるように、区内の大学等との協定を締結し、専用の避難スペースの確保に努めるとともに、支援態勢や備蓄物資等について充実を図る。

〈資料編 第61 文京区協定先一覧表 P174〉

## 7 指定地方公共機関等との協力

災害時において、医師会等他機関の円滑な協力が得られるよう、協定の締結等により協力体制の確立に努めるものとする。

〈資料編 第72 災害時医療救護機関 P310〉

## 8 防災関係機関相互の協力

防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。

平成24年8月に災害時における区内4警察署の応急対策活動を支援するため、警察署が所有する救出救助資器材等が使用不能もしくは不足する場合に備えて、避難所の備蓄倉庫に保守管理されている救出救助資器材等の使用に関する協定を締結した。

## 9 事業者等との新たな協定の締結

災害時において、事業者等から積極的な協力が得られるように事業者等との協定締結を推進し、多様な協力体制の構築に努める。

## 10 派遣職員の待遇及び経費の負担

災害応急対策及び災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて文京区に派遣された職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条及び文京区職員の給与に関する条例第28条の2の定めるところによる。

## 第2節 自衛隊への災害派遣要請

### 第1 活動方針

区長は、地震等によ罹災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときで、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、自衛隊の災害派遣要請を都知事に要求するものとする。（自衛隊法第83条）

### 第2 災害派遣要請の手続き等

自衛隊に対する災害派遣手続きは、次のとおりである。

## 1 要請先

都知事

## 2 要請手続

災害派遣の対象となる事態が発生し、区が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭等をもって都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼するものとする。

- (1) 災害状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する人員、航空機等の概要
- (4) 派遣を希望する区域、活動内容
- (5) その他参考となるべき事項

## 3 緊急の場合の通報

緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に対して派遣要請をするいとまが無い場合は、直接部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

### 【連絡先及び担任部隊】

陸上自衛隊練馬駐屯地 住所 練馬区北町4-1-1

部隊名称 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	課業時間内	課業時間外
第一師団司令部	第3部長又は同部防衛班長	司令部当直長
第一普通科連隊	第3科長又は運用訓練幹部	部隊当直司令

## 4 災害派遣部隊の受入体制

区は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、本庁舎又はその近隣に指揮所用の場所を確保するなどして、可能な限り必要な設備に配慮するものとする。

## 5 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難を援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
消 火 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車両その他の防火用具(空中消火が必要な場合は、航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 (消火薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

### 第3節 民間団体等との協力

#### 第1 活動方針

区及び防災関係機関は、公共的な団体、民間団体、区民防災組織及び事業所等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。

#### 第2 活動内容

##### 1 民間団体との協力

区は、災害応急対策の万全を期するため、民間団体との協定を締結し、災害時における協力業務を定めている。

〈資料編 第61 文京区協定先一覧表 P174〉

##### 2 公共的な団体、区民防災組織及び事業者等との協力

区は、災害時における応急活動を迅速かつ適切に実施できるよう、公共的な団体に対して、防災体制をあらかじめ確立するよう依頼するとともに、平素から相互の連絡を密にし、

第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画  
第3章 防災関係機関等との相互協力

広く防災についての積極的な協力体制の確立に努めるものとする。

また、区民の共助の精神に基づく区民防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。

さらに、災害時において事業者等から積極的な協力が得られるように、事業者等との協定締結を推進し、多様な協力体制の構築に努める。

これらの団体の協力事業内容としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予・警報その他の情報を地域住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火防止及び初期消火に協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に協力すること。

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
救護に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

## 第4章 災害広報・広聴計画（区・防災関係機関）

### 第1節 区の広報・広聴

#### 第1 活動方針

地震発生時には、被災者等に対し、災害や生活に関する情報を提供することが重要である。このため、区は、防災関係機関等と緊密な連絡を保ち、適切かつ速やかな情報提供等の広報活動を行う。また、被災者等からのさまざまな相談等に応じることは、無用の混乱を防止し、適切な判断による行動につながることから、広聴・相談活動を行う。

#### 第2 活動内容

##### 1 区の広報活動

区内に災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、各防災機関と密接な連絡を図り、時間経過ごとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

##### (1) 広報内容と手段

##### ア 災害発生直後に行う広報

災害発生直後は、区広報媒体や報道機関を活用し、迅速かつ広範囲に広報を行う。

広報内容	手段
1 被害・避難等の情報 (1) 発生した災害の情報 (2) ライフライン、交通等の情報 (3) 救助活動情報 (4) 二次被害防止情報 (5) 避難に関する情報（自宅に待機してもらうケースを含む） (6) デマ情報への注意	1 防災行政無線による直接広報 2 「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）及び「Yahoo!防災速報」による広報 3 ホームページやSNSを活用した広報 4 CATVを活用したデータ放送等による広報
2 生存関連情報 (1) 医療情報 (2) 水、食糧等の物資情報	5 新聞やテレビ等の報道機関を活用したパブリシティによる間接広報
3 帰宅困難者向け情報	6 災害広報紙の避難所への掲示及び避難者への配布 7 庁有車による広報 8 臨時災害FM放送による広報

##### イ 生活の復旧時期に行う広報

生活の復旧の程度にはさまざまな段階があることから、各段階で提供する情報を各種の広報手段と組み合わせて、きめ細かい広報を行う。

広報内容	手段
1 第1段階（復旧当初） (1) 生活関連情報 ア ライフライン復旧情報 イ 交通及び道路情報 ウ 生活に関する基礎情報（商店及び風呂等） エ 医療情報 オ 教育関連情報	1 防災行政無線による直接広報 2 「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）及び「Yahoo!防災速報」による広報 3 ホームページやSNSを活用した広報 4 CATVを活用したデータ放送等による広報

第1章 応急  
第2章 情報  
第3章 防災関係機  
第4章 災害  
第5章 警備  
第6章 輸送計画  
第7章 震災  
第8章 避難計画  
第9章 救援及び  
第10章 応急生活

カ 各種相談窓口情報 (2) 区災害対策関連情報	5 新聞やテレビ等の報道機関を活用したパブリシティによる間接広報
2 第2段階(復旧途上～収束)	6 広報紙の拠点配布
(1) 避難所や仮設住宅等の被災者向け情報	7 庁有車による広報
(2) 通常生活に復旧した区民向けの情報	8 臨時災害FM放送による広報

- ※ 上記の広報活動において、必要な情報を受け取ることが困難な一部の区民(障害者や外国人等)には、ホームページの自動翻訳機能の活用や特別の手段(ケーブルテレビ番組における文字情報・手話通訳、都が設置する「外国人災害時情報センター」やその他の関係機関・ボランティア団体との連携等)を講じる。
- ※ 東京ケーブルネットワーク株式会社と締結した「災害に係る情報発信等に関する協定(平成30年1月17日締結)」に基づき、災害情報の発信態勢充実を図る。
- ※ 報道機関の対応については、「報道機関対応指針」を参照し、混乱が生じないように配慮する。また、文京区内において大規模な災害が発生した場合は、必要に応じてシビックセンター内に記者会見場を開設する。
- (2) その他  
被災場所や避難所の様子などを写真及び映像に収め、復旧対策や広報活動の資料として活用する。

## 2 広聴・相談活動

- (1) 地域活動センターを活用し、広聴活動を展開することにより、被害状況や区民ニーズの収集・分析にあたる。
- (2) 災害後の生活や被災者支援等に関する相談窓口を設置し、区民相談に応じるとともに、担当各課等との円滑な連携により問題の解決に努める。
- (3) 文京法曹会と連携し、専門家による生活の再建のための相談業務を実施する。
- (4) 女性からの相談など、多岐にわたる相談に対応するため、専門家による巡回相談等の体制を整備する。

## 3 安否情報の提供

- (1) 区は、被災者の親族等から安否情報の照会があった場合には、必要な範囲において適切に情報提供を行う。
- (2) 安否情報の提供に当たっては、被災者本人及び第三者等の利益を不当に侵害することのないよう配慮する。
- (3) 区は、警察署・消防署・医療機関等の防災関係機関において得られた安否情報を適切に収集・集約するために、区と防災関係各機関との情報共有体制の構築に努める。

## 第2節 消防署の広報・広聴

### 第1 広報内容

- (1) 出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ
- (2) 火災及び水災に関する情報
- (3) 避難勧告又は指示に関する情報
- (4) 救急告示医療機関等の診療情報
- (5) その他区民が必要としている情報

## 第2 広報手段

- (1) 消防署、消防団及び町会・自治会の掲示板等への掲示
- (2) テレビ、ラジオ等報道機関への提示
- (3) ホームページ等による情報提供
- (4) 消防団員、災害時支援ボランティア、区民防災組織を介しての情報提供
- (5) 消防車両による広報

## 第3 広聴活動

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。

また、住民等からの電子メールによる問合せに対応する。

## 第5章 警備・交通規制（警察署）

### 第1節 警備

#### 第1 活動方針

大震災（震度6弱以上の地震により、多数の人的被害が生じた災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、迅速かつ的確な警備活動を実施し、区民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持に万全を期する。

#### 第2 活動内容

##### 1 大震災が発生した場合の警察の任務

- (1) 被害の実態の把握及び各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (4) 行方不明者の捜索及び調査
- (5) 遺体の調査等及び検視
- (6) 公共の安全と秩序の維持

##### 2 警備態勢

- (1) 警備本部の設置  
大震災が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部を設置するほか、方面本部、警察署にそれぞれ警備本部を設置して、指揮態勢を確立する。
- (2) 警備要員の措置  
警備要員は、都（島部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自主参集する。
  - ア 当務員の参集  
署外勤務中の警備要員は、速やかに自所属に参集する。ただし、交番等勤務員、交通配置の勤務員その他所属長からあらかじめ指定された警備要員は、参集することなく、直ちに所定の任務に就く。
  - イ 非番員の参集  
原則として、速やかに自所属に参集する。

### 第2節 交通規制

#### 第1 交通規制の実施等

##### 1 第一次交通規制

大地震が発生した場合は、速やかに次の第一次交通規制を実施するものとする。

- (1) 環状7号線における都心方向への流入禁止  
環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。
- (2) 環状7号線内側の通行禁止  
都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。



- (3) 環状8号線から都心方向への流入抑制  
環状8号線から都心方向へ流入するを抑制する。
- (4) 緊急自動車専用路における通行禁止  
指定7路線に掲げる路線を、緊急自動車専用路として指定し、一般車両の通行を禁止する。
- (5) 被害状況等による交通規制の変更  
被害状況並びに道路及び交通状況に応じて、(1)から(4)までの交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施すること。

## 2 第二次交通規制

- (1) 被災状況に応じた交通規制  
原則として第一次交通規制を継続するものとするが、被害状況等により、規制範囲を拡大し、又は縮小するものとする。
- (2) 緊急交通路の指定  
第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止すること。

〈資料編 第73 震災時における交通規制 P311〉

## 第2 被害状況及び道路交通状況の実態把握

緊急自動車専用路及び環状7号線を始めとした主要幹線道路における被害状況及び道路交通状況の的確な把握に努めるとともに、把握した被害状況及び道路交通状況について関係防災機関への情報提供を行い、情報の共有化を図るものとする。

## 第3 交通規制の方法等

### 1 主要交差点への要員の配置

警察署長は、緊急自動車専用路及び環状7号線を始めとした主要幹線道路の主要交差点に要員を配置して、環状7号線から都心方向への車両の流入禁止及び緊急自動車専用路又は緊急交通路における車両の通行禁止の交通規制を実施するとともに、滞留車両の都心部からの流出を促すことにより、都内全域の交通の混乱の解消に当たるものとする。

### 2 装備資器（機）材の効果的な活用

警察署長は、交通規制の実施に当たっては、サインカー、誘導標識等の車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティーコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用し、受傷事故防止及び配備員の負担軽減を図るものとする。

### 3 警備業者、ボランティア等の活用

警察署長は、交通規制の実施に当たっては、交差点等に配置する要因が不足することを考慮し、警備業者、ボランティア等の活用が図られるよう配慮するものとする。

## 第4 緊急通行車両の確認事務

### 1 交通検問所における確認事務

警察署長及び交通機動隊長は、交通検問所を設置して、交通の整理誘導及び緊急通行車両の確認事務を行うとともに、警察署及び隊本部においても緊急通行車両の確認事務を行うものとする。

## 第5 広報活動

### 1 報道機関への放送要請等

報道機関に対して、次の事項について放送要請及び報道要請を行うものとする。

- (1) 交通規制の実施状況及び交通規制に対する協力の呼び掛け
- (2) 車両利用の抑制
- (3) 車両の運転者及び使用者のとるべき措置

### 2 運転者に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施状況及び次の事項について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により広報を行うものとする。

- (1) 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- (2) 現に車両を運転中の運転者は、速やかに環状7号線の外側の道路又は緊急自動車専用路若しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- (3) 首都高速道路及び高速自動車国道を通行している車両の運転手は、次の原則を守ること。
  - ア 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し(渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。)、エンジンを止める。
  - イ カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
  - ウ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
  - エ カーラジオ、交通情報版等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
- (4) やむを得ず車両を道路上において避難する場合は、次の原則を守ること。
  - ア 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
  - イ エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
  - ウ 窓を閉め、ドアはロックしない。
  - エ 貴重品を車内に残さない。

## 第6章 輸送計画（区・都財務局・都建設局・国関東地方整備局）

### 第1節 輸送車両等の確保

#### 第1 活動方針

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであり、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。この計画は、区が災害応急対策活動を実施するに際して必要とする輸送車両等の調達、配車及びヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定について定める。

#### 第2 活動内容

##### 1 車両の調達

###### (1) 庁有車

区所有の車両については、災対土木部が統括し、有効活用を図る。

また、区が所有する電気自動車については、搭載するバッテリーを災害時の非常用電源として利用することが可能であるため、活用方法等を検討する。

〈資料編 第74 庁有車車種別配置一覧表 P312〉

###### (2) 乗用車・貨物自動車

区所有の車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、「災害時における物流業務に関する協定」に基づき、東京都トラック協会文京支部から車両を調達する。また、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部と「災害時における軽自動車運送の協力に関する協定」を締結しており、車両の確保を図っている。

なお、所要車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

##### 2 配車

###### (1) 配車方針

配車に当たっては、災害状況や輸送目的等に基づき緊急度等を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

[優先順位の考え方]

- ア 情報収集・救出救護人員及び救出器具等の輸送、負傷者等救急輸送、医療人員や応急医療用資器材の輸送
- イ 避難所開設人員の輸送、道路障害物除去作業要員の巡回輸送
- ウ 要配慮者の移送、備蓄物資・救援物資の輸送

###### (2) 配車手続き

各部において車両を必要とするときは、車種、トン数、台数、引き渡し場所、日時を明記の上、災対土木部に請求する。

###### (3) 車両の待機

ア 災害の発生の恐れのあるとき、災対土木部は、東京都トラック協会文京支部との協定に基づき、その状況に応じ、対応可能な範囲内で、東京都トラック協会文京支部所属の会社に待機させることができる。また、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部においても、協定に基づき、その状況に応じ、32台の範囲内で赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部所属の会社等に待機させることができる。

イ 各部において、待機車両を必要とするときは、災対土木部に請求し、当該部用とし

て待機させ、又は確保することができる。

ウ 雇上げ料金

乗用車・貨物自動車の使用料は、平常時の契約料金を準用する。

(4) 人員及び救助物資等の輸送計画

ア 人員輸送

事前に避難勧告等が発せられた場合、避難行動要支援者の自主的避難促進のため、都交通局の協力を得て、緊急輸送を行う。

イ 避難行動要支援者の搬送

避難行動要支援者を福祉避難所等に搬送するために、新たな輸送手段の確保について検討する。

ウ 救助物資等の輸送

(ア) 食品・生活必需品は、災対土木部が輸送する。

(イ) その他応急対策用物資・資器材は、各部の業務に従い、現地まで輸送する。

(5) 物資集積拠点の運営

物資集積拠点には、救援物資担当を配置し、国や都から搬入される緊急支援物資の管理を適切に行うため、あらかじめ物資集積拠点のレイアウトを決定しておく。また、緊急支援物資の搬入・搬出に当たっては、東京都トラック協会文京支部の支援により、物流コーディネーターの派遣を受け、避難所への支援物資を円滑に配送する態勢を構築する。

(6) 物資輸送ルートの設定

物資集積拠点から避難所への支援物資輸送については、あらかじめ輸送ルートを設定し、東京都トラック協会文京支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に輸送を依頼する。

3 燃料の確保

災害時における緊急車両等の活動、避難所の運営等に必要となる石油類（ガソリン、軽油、灯油等）の更なる確保のため、事業者との新たな協定を締結する。

4 ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定

(1) 災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予測されるので、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮し、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地について周辺状況等を勘案の上選定し、防災関係機関との調整を図るものとする。

(2) 区内の災害時臨時離着陸場候補地一覧

(平成30年10月1日現在)

施設名	所在地	候補地 面積(m <sup>2</sup> )	候補地 有効面積 (m <sup>2</sup> )	避難 場所指定
教育の森公園	大塚3-29	3,200	3,500	○
目白台運動公園	目白台1-20-2	5,000	16,000	○
東京大学サッカーグラウンド	本郷7-3-1	4,000	9,800	○
東京大学農学部グラウンド	弥生1-1	3,200	4,000	○

順天堂大学病院ヘリポート	本郷3-1-3	—	—	×
東京医科歯科大学病院ヘリポート	湯島1-5-45	—	—	×

災害時臨時離着陸場とは災害が発生した時に必要な警戒車両を配置して使用する離着陸場である。

(3) 区内のヘリコプター緊急離発着場等設置対象物一覧表（消防署）

（平成30年10月1日現在）

緊急離発着場とは、必要の設備、資器材等が設備されており、常に使用できる離発着場である。その中でも、屋上の表示が「H」（緊急離発着場）の場合はヘリコプターが、直接着陸できる。「R」（緊急救助スペース）の場合は、ヘリコプターが、着陸できないのでホバリングにより救助する。

ア 緊急離発着場

施設名	所在地
文京シビックセンター	春日一丁目16番21号
順天堂大学附属順天堂医院1号館	本郷三丁目1番3号
東京大学医学部附属病院入院棟A	本郷七丁目3番1号
東京医科歯科大学医学部附属病院	湯島一丁目5番45号
日本医科大学付属病院	千駄木一丁目1番5号

イ 緊急救助スペース

施設名	所在地
東京ドームホテル	後楽一丁目3番61号
コートレジデントタワー	後楽一丁目4号
住宅金融支援機構ビル	後楽一丁目4番10号
後楽森ビル	後楽一丁目4番14号
ラ・トゥール飯田橋	後楽二丁目6番1号
住友不動産後楽園ビル	小石川一丁目4番1号
アトラスタワー小石川	小石川一丁目9番14号
エルアージュ小石川	小石川一丁目17番1号
東洋大学新2.3号事務・研究棟	白山五丁目28番20号
日火江戸川橋ビル第1	関口一丁目45番15号
ホテル椿山荘東京	関口二丁目10番8号
講談社新社屋	音羽二丁目12番21号
日本サッカー協会ビル	本郷三丁目10番15号
東京医科歯科大学医歯学総合研究棟Ⅱ期 (M & Dタワー)	湯島一丁目5番45号
湯島メディアタワー	湯島三丁目15番2号
ビュータワー本駒込B棟	本駒込二丁目28番1号
文京グリーンコート	本駒込二丁目28番8号

5 避難所のヘリサイン表示

区内のヘリコプター災害時臨時離着陸場及び緊急離発着場に加え、上空から避難所屋上に緊急物資等を投下できるよう、避難所屋上における避難所名の表示施工を進める。

6 水上輸送

ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸と同様に、あらかじめ災害時に河川を利用した緊急物資の輸送や区民の避難等の機能を果たすため、神田川市兵衛河岸（後楽一丁目：水道橋上流左岸）を防災船着場として使用する。

## 第2節 道路障害物除去

### 第1 活動方針

災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これら道路の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて実施する。

### 第2 活動計画

#### 1 緊急道路障害物除去路線の選定

##### (1) 都

##### 【選定基準】

- ア 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- イ 緊急輸送道路ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- ウ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- エ 上記1)～3)は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

〈資料編 第75 緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図 P313〉

##### (2) 区

##### ア 選定基準

国道及び都の選定路線に連結した道路で、備蓄倉庫、避難所、給水拠点、救急病院、妊産婦・乳児救護所等を結ぶ路線

##### イ 選定路線

36路線 8.26km

〈資料編 第75 緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図 P314〉

#### 2 緊急道路障害物除去作業の内容

- (1) 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、上下各1車線分の走行帯を確保する。
- (2) 陥没、亀裂等の舗装破損は、上下各1車線分の走行帯を確保する。
- (3) 放置車両については、災害対策基本法に基づき措置を行う。

### 第3 緊急道路障害物除去態勢

都の緊急道路障害物除去路線については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。

区の緊急道路障害物除去路線については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、文京舗装協会が道路上の障害物の除去等を実施する。

## 1 機関別分担路線

(平成30年10月1日現在)

実施主体	路線区分	路線数	延長(km)
区	区道等	36	8.260
都	都道(一部隣接区含む)	25	29.300
国	国道	2	8.170
首都高速道路株式会社	都道(首都高速道路)	1	2.300

## 2 作業の分担

各実施機関は、緊急道路障害物除去作業に当たっては、連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を決め、作業の効率化を図るものとする。

- (1) 都は、震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集を、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。障害物除去用資機材については、協力業者が災害時に使用できる建築機械等の把握を行うなど、平素からの資機材の確保に努める。
- (2) 区は、緊急道路のうち区が障害物除去作業を担当する区道のほか、区が協力して作業を実施する必要があると認められる道路について被害調査を実施し、迅速な障害物除去作業に努める。

障害物除去作業に必要な資機材は、文京舗装協会保有の建設機械、資機材及び区が備蓄する資機材を使用する。

区は、災害時における緊急道路障害物除去作業について、連絡調整会議を年1回開催し、作業マニュアル、連絡体制、建設機械・資機材等の確認を行う。

- (3) 首都高速道路株式会社は、残置車両や道路上の障害物の状況の調査を行い、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

## 第7章 震災消防活動態勢（消防署）

### 第1節 消火活動

#### 第1 活動方針

消防署は、地震等による火災、その他の災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、その被害の軽減を図るため、消防署の有する全機能をあげて、火災の拡大防止及び災害による被災者の救出救護等にあたる。

#### 第2 活動内容

##### 1 地震発生時の活動態勢

震災時消防活動態勢の確立については、常設している警防本部、方面隊本部、署隊本部がそれぞれ、震災時には機能を十分に発揮し活動する。

##### 2 配備動員態勢

項目	活動態勢
震災配備態勢	1 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村の地震ネットワークによる震度のいずれかが震度5弱を示す地震が発生したとき 3 前1の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により、警防本部長が必要と認めたとき。
震災非常配備態勢	1 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村の地震ネットワークによる震度のいずれかが震度5強以上を示す地震が発生したとき。 3 前1の地域に地震が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。
非常招集	1 震災配備態勢が発令されたときは、震災に関する情報収集及び震災活動の準備、活動体制の強化を図るために、所要の人員を確保する。 2 震災非常配備態勢が発令されたときは、全消防職員ならびに全消防団員が、招集計画に基づき、ただちに所定の場所に参集する。
部隊編成	1 震災配備態勢発令時には、管轄区域内の情報収集、出火防止等の広報等及び部隊の増強を図る。 2 震災非常配備態勢発令時には、前1ほか、特殊車隊の編成、常時の部隊を切り替えるとともに、参集職（団）員をもって部隊の増強を図る。

第1章 応急  
 第2章 情報  
 第3章 防災関係機  
 第4章 災害  
 第5章 警備  
 第6章 輸送計画  
 第7章 震災  
 第8章 避難計画  
 第9章 救援及び  
 第10章 応急生活



### 3 消防活動

	内 容
活動の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。</li> <li>2 震災消防活動態勢が確立した場合は、消火活動と並行して救助、救急活動を行う。</li> <li>3 延焼火災が少ない場合は、救助、救急活動を主眼に活動する。</li> </ol>
部隊の運用等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模により所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。</li> <li>2 <u>地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動対策システム</u>を参考に、効率的な部隊運用を図る。</li> </ol>
情報収集等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 署隊本部は、所定の計画に基づき119番情報、参集職（団）員情報など積極的な情報収集を行う。</li> <li>2 <u>震災消防対策システム</u>等を活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。</li> <li>3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。</li> </ol>
消防団の活動	<p>消防団は、地域に密着した防災関係機関として区民に対して、出火防止、初期消火、救出救護及び応急救護の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、現有装備を活用した消火活動等に当たる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 出火防止 発災と同時に付近の区民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。</li> <li>2 情報活動 災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。</li> <li>3 消防活動 建物等の消火活動あるいは救出救護活動を、消防団独自若しくは消防署隊と協力して行う。</li> <li>4 消防署隊への応援 消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。</li> <li>5 救出救護 要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。</li> <li>6 避難場所の防護等 避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを区民に伝達するとともに、防災関係機関との連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</li> </ol>

## 第2節 情報の把握・伝達

### 第1 計画方針

地震に起因した水防に関する警報及び注意報について、東京消防庁、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに、消防出張所に一斉通報し、消防車両による広報及び看板等により住民に周知を図る。

災害時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話、防災行政無線等を活用し、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災関係機関等と情報連絡を行う。

#### 1 津波等の情報及び伝達

警防本部からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ち

第1章 応急  
第2章 情報  
第3章 防災関係  
第4章 災害  
第5章 警備  
第6章 輸送計画  
第7章 震災  
第8章 避難計画  
第9章 救援及び  
第10章 応急生活

に区民に周知する。

## 2 水防に関する通報及び伝達

地震に起因した水防に関する情報を収集した場合は、これを関係機関に通報するとともに、区民に周知する。

### 第3節 被害状況等の調査・収集

#### 第1 被害状況等の調査報告

災害発生後、各消防署、消防団が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを区に通報するとともに、相互に情報交換し情報の共有化を図る。

なお、主な収集事項は次のとおりとする。

- 1 災害発生状況及び消防活動の状況
- 2 要救護情報及び医療活動情報
- 3 その他災害活動上必要ある事項

#### 第2 被害状況及び消防活動状況の早期収集

災害発生後、各消防署管内の被害状況及び各消防活動の状況等について次の手段により、取りまとめて区に通報するとともに、警視庁等の関係機関との相互の情報交換を図る。

- 1 119番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物崩壊状況等の把握
- 2 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握
- 3 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握
- 4 消防職員団員の参集者が収集した被害状況の把握

#### 第3 主な被害状況の把握

- 1 火災発生状況及び消防活動状況
- 2 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況
- 3 避難道路及び橋梁の被害状況
- 4 住民の避難状況
- 5 火災の拡大状況
- 6 電気・水道・ガス・通信施設の状況
- 7 その他

### 第4節 救助・救急活動態勢

#### 第1 活動方針

災害時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災及び水害等による多数の救助・救急を要する事態の発生が予想される。このため、防災関係機関との連絡・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

#### 第2 活動内容

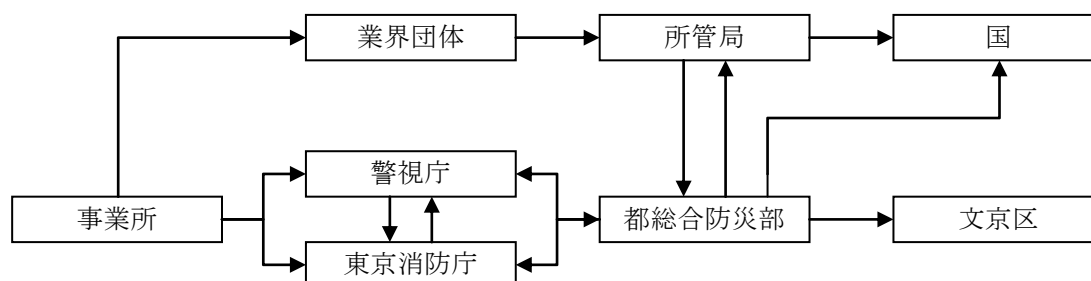
- 1 救助・救急活動はポンプ隊等及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助を行う。

通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を行う。

- 2 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- 3 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関、消防団員、災害時支援消防ボランティア等と連携し、救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- 4 被災直後（初動期）の救出救助に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京DMATチームと連携して行う。
  - (1) 東京DMAT連携隊を編成し、東京DMAT連携隊として救命措置等を実施する。
  - (2) 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施する。
- 5 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- 6 警視庁、自衛隊、区民防災組織等と連携し、救助・救急の万全を期する。

## 第5節 危険物施設等の応急措置

### <一般的な事故報告等の流れ>



#### 第1 危険物施設の応急措置

- 1 危険物の流出、拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
- 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 3 関係機関との間に必要な情報交換を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「第1節 消火活動」により対処する。

#### 第2 高圧ガス保安施設の応急措置

- 1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
- 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「第1節 消火活動」により対処する。

#### 第3 毒物・劇物取扱施設の応急措置

- 1 有害物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
- 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「第1節 消火活動」により対処する。

#### 第4 危険物輸送車両等の応急対策

- 1 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 2 災害応急対策は、「第1節 消火活動」により対処する。

#### 第5 流出油の応急対策

- 1 流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布
- 2 初期消火及び延焼防止措置
- 3 警戒及び立入制限
- 4 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送
- 5 関係機関に対する船艇の動員要請
- 6 その他の応急処置

#### 第6 石油等危険物施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

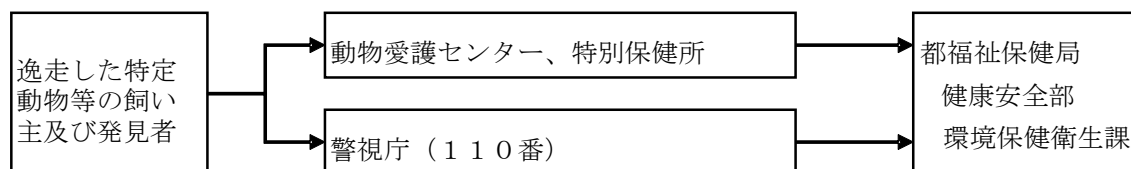
- 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 2 火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び指定公共機関との連携活動

#### 第7 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走の通報があった場合、必要に応じて次の措置を行う。

- 1 区民に対する避難の勧告又は指示
- 2 区民の避難誘導
- 3 避難者の保護
- 4 情報提供
- 5 関係機関との連絡

#### <危険動物の逸走に関する情報の流れ>



### 第6節 放射性物質対策

#### 第1 放射線使用施設の応急措置

消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は、「第1節 消火活動」によ罹災害応急活動を行う。

- 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

## 第2 放射性物質対策

区は、区内において放射性物質等による影響が懸念される事態が発生した場合に備え、関係機関と連携を図りながら初動体制の確立及び情報連絡体制の整備を行い、区民の不安の払拭と安全の確保を図る。

- 1 放射線等使用施設等における事故時には必要に応じ、関係機関と連携を図りながら、避難勧告又は指示、避難誘導、避難所の開設等の措置を行う。
- 2 区内において放射性物質等による影響が懸念される場合には、健康相談に関する窓口の設置、放射線量等の測定など必要な対策を実施するとともに、ホームページ等を活用して公表する。
- 3 放射性物質等による影響が生じた際に、放射性物質による環境汚染に関する国や都の対処方針や区内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

## 第8章 避難計画（区・警察署・消防署）

### 第1節 避難態勢

#### 第1 活動方針

災害時において、被災者の生命、身体等の安全を確保し、人的被害を最小限にするため、区と防災関係機関等が連携し、避難に必要な態勢等の整備を図るものとする。

また、災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、避難者の一時的な生活環境を確保するための避難所が明確に区別された。区長は、それぞれの基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）として指定する。

なお、緊急避難場所の定義は、次のとおりとする。

##### 1 緊急避難場所

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所をいう。

〈資料編 第63 避難場所及び地区割当 P297〉

〈資料編 第64 避難場所の町会別割当 P298〉

##### 2 避難所

災害の発生により避難した区民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった区民等を一時的に滞在させるための施設をいう。

〈資料編 第66 避難所に当てる学校施設等一覧表 P302〉

##### 3 福祉避難所

災害により家に戻れなくなった区民等のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等を一時的に滞在させるため、二次的に開設する施設をいう。

##### 4 妊産婦・乳児救護所

災害の発生により避難した妊産婦及び乳児を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった妊産婦及び乳児とその母親を一時的に滞在させるための施設をいう。

#### <緊急避難場所>

緊急避難場所	施設・場所名	所在地
緊急避難場所（地震に伴う大規模な火災）	六義園	本駒込
	東京大学	本郷、弥生
	後樂園一带	春日、後樂園
	お茶の水女子大学一带・教育の森公園一带	大塚
	護国寺一带	大塚
	小石川植物園	白山
	目白台運動公園付近一带	関口、目白台

<避難所>

避難所	施設名	所在地
避難所（地震） 計 33か所	礪川小学校	小石川 2-13-2
	柳町小学校	小石川 1-23-16
	指ヶ谷小学校	白山 2-28-4
	林町小学校	千石 2-36-3
	明化小学校	千石 1-13-9
	青柳小学校	大塚 5-40-18
	関口台町小学校	関口 2-6-1
	小日向台町小学校	小日向 2-3-8
	金富小学校	春日 2-6-15
	窪町小学校	大塚 3-2-3
	大塚小学校	大塚 4-1-7
	湯島小学校	湯島 2-28-14
	誠之小学校	西片 2-14-6
	根津小学校	根津 1-14-3
	千駄木小学校	千駄木 5-44-2
	汐見小学校	千駄木 2-19-23
	昭和小学校	本駒込 2-28-31
	駒本小学校	向丘 2-37-5
	駕籠町小学校	本駒込 2-29-6
	本郷小学校	本郷 4-5-15
	旧元町小学校	本郷 1-1-19
	第一中学校	小石川 5-8-9
	第三中学校	春日 1-9-31
	第六中学校	向丘 1-2-15
	第八中学校	千駄木 2-19-22
	第九中学校	本駒込 3-28-9
	第十中学校	千石 2-40-17
	文林中学校	千駄木 5-25-10
	茗台中学校	春日 2-9-5
	本郷台中学校	本郷 2-38-23
	音羽中学校	大塚 1-9-24
	文京江戸川橋体育館	小日向 1-7-4
	教育センター	湯島 4-7-10

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
救護に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

避難所	施設名	所在地
福祉避難所（高齢者） 計 12か所	特別養護老人ホーム 文京大塚みどりの郷	大塚 4-50-1
	特別養護老人ホーム 文京くすのきの郷	大塚 4-18-1
	特別養護老人ホーム 文京白山の郷	白山 5-16-3
	特別養護老人ホーム 文京千駄木の郷	千駄木 5-19-2
	特別養護老人ホーム ゆしまの郷	湯島 3-29-10
	特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ文京春日	春日 1-9-21
	短期入所生活介護あけぼし	小石川 5-11-8
	文京湯島高齢者在宅サービス センター	湯島 2-28-14
	文京向丘高齢者在宅サービス センター	向丘 2-22-9
	文京昭和高齢者在宅サービス センター	本駒込 2-28-31
	文京本郷高齢者在宅サービス センター	本郷 4-21-2
	介護老人保健施設 音羽えびすの郷	音羽 1-22-14
福祉避難所（障害者） 計 3か所	大塚福祉作業所	大塚 4-50-1
	小石川福祉作業所	小石川 3-30-6
	障害者支援施設リアン文京	小日向 2-16-15
妊産婦・乳児救護所 計 4か所	跡見学園女子大学	大塚 1-5-2
	貞静学園短期大学	小日向 1-26-13
	東洋学園大学	本郷 1-26-3
	日本女子大学	目白台 2-8-1

## 第2 活動内容

### 1 避難の勧告及び指示

#### (1) 避難勧告及び指示の基準

地震により同時多発の火災が延焼拡大した場合などにおいて、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。

このため、避難勧告等の判断伝達マニュアルを作成し、迅速な判断と区民への情報伝達を行う。

#### (2) 勧告又は指示の発令

ア 区



区の管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と協議の上、避難対象地域及び避難先を定めて、避難の勧告又は指示をする。この場合、区長は直ちに都本部に報告するものとする。

#### イ 警察署

火災の発生時の危機が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請があった場合は、警察官が住民等に避難の指示を行う。

この場合、ただちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方法及び避難先等を通知する。

#### ウ 消防署

消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民等に避難の勧告又は指示をする。この場合には、直ちにその旨区長に通報するものとする。

## 2 避難誘導

避難の勧告又は指示が出された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織（町会、自治会）単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導するものとする。特に避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿及び個別計画や日頃の情報に基づいて、伝達・誘導に努める。

また、避難の勧告又は指示を行う時間がない場合は、地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法等をあらかじめ想定しておくものとする。

### (1) 防災関係機関の分担

#### ア 区

(ア) 区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所への職員の派遣等を行い、避難所運営協議会、施設管理者と連絡を密にし、支障をきたさないようにする。

(イ) 保育園は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、在園する園児等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、園児を安全に避難誘導するよう努める。なお、電話、情報配信システム等の手段を活用して保護者との連絡に努める。

(ウ) 児童館・育成室は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、在館（室）する児童・生徒等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、児童館・育成室職員を中心として、在館する児童・生徒を安全に避難誘導するよう努める。なお、電話、情報配信システム等の手段を活用して保護者との連絡に努める。

#### イ 区教育委員会

学校（園）は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、在校（園）する児童・生徒等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、学校（園）長以下各担任教師を中心として、園児、児童、生徒を安全に避難誘導するよう努める。なお、電話、学校安全システム、SNS等の手段を活用して、保護者との連絡に努める。

#### ウ 指定管理者導入施設

指定管理者により管理される施設については、指定管理者は、東京都帰宅困難者対策条例の規定に基づき、利用者及び施設の安全確認を行った後、利用者等へ避難所等の情報提供を行うとともに利用者の希望があれば、一定時間当該施設内で保護する。

#### エ 警察署

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係  
機関との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
救護に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

第1章 応急  
第2章 情報  
第3章 防災関係機関等との相互協力  
第4章 広報・広聴計画  
第5章 警備  
第6章 輸送計画  
第7章 震災  
第8章 避難計画  
第9章 救援及び  
第10章 応急生活

- (ア) 要支援者を優先して避難させる。
- (イ) 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報を行う。
- (ウ) 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。

オ 消防署

- (ア) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- (イ) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び区へのその内容の通報
- (ウ) 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報
- (エ) 避難勧告又は指示の伝達

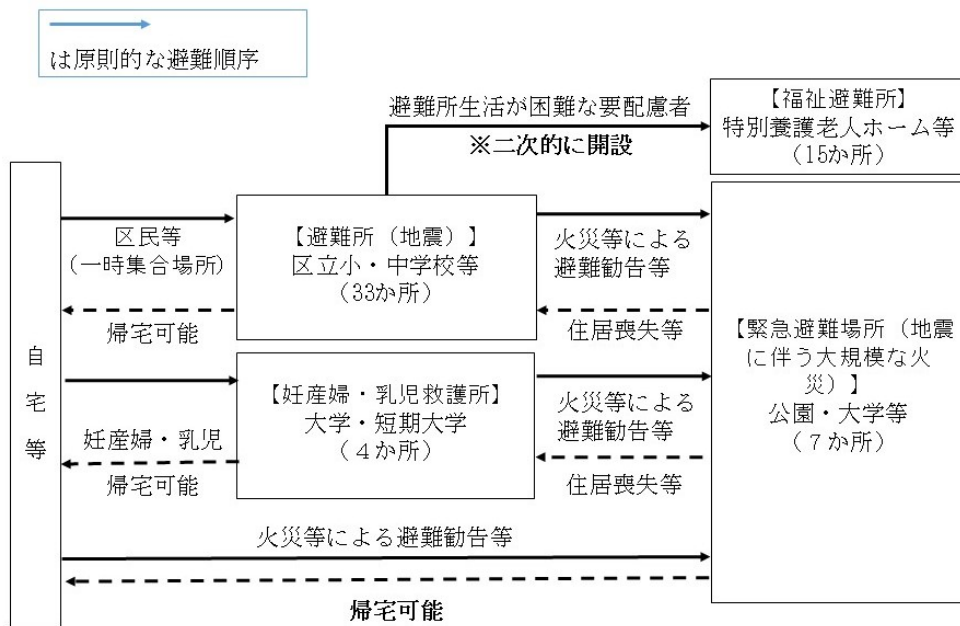
3 避難方式

震災時における避難方式は、住民の避難行動実態にあった実効性のある方式にする必要がある。

このため、地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が高まったときや家屋の倒壊等により一時的に避難する必要があると認められるときは、原則として、近隣住民、区民防災組織、事業所等の人々と一緒に避難所となる最寄りの区立小・中学校等へ避難する。

その後、延焼拡大等により当該避難所が危険になったときは、緊急避難場所又は他の避難所へ移動する。

《基本的な避難パターン》



なお、文京区における避難方式は、前記の「基本的な避難パターン」を原則とするが、地域の実情や発災時の状況に応じて、緊急避難場所へ直接避難し、延焼拡大の状況等事態の推移を見守りながら、安全の確保を図るなどの避難の方法も想定しておく。

## 第2節 避難所の開設・運営等

### 第1 活動方針

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者について、一時的に収容する必要があると認めるときは、避難所を開設し、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、復興支援情報の提供、医療・健康相談などを行う。

避難所は、原則として、区立小・中学校等に設置し、地域住民主体による避難所の運営体制を確立するため、避難所毎に避難所運営協議会を設立し、避難所機能の充実強化を図っている。また、被害の状況によっては避難者数が増加することも予想されるため、区有施設の活用及び区内都立中等教育学校・高等学校（4校）、協定を締結している区内大学へ協力を求めるとともに、今後、ホテル等と協定を締結し、避難所確保に努める。更に、被害状況等必要に応じて、避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、都からの資器材の調達等により目白台運動公園等の野外に受入れ施設を開設する。

### 第2 活動内容

#### 1 避難所の指定等

- (1) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
  - (ア) 避難所は、原則として町会を単位として設置する。
  - (イ) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公共施設等）を利用する。
  - (ウ) 避難所の収容基準  
3.3㎡当たり 2人
- (2) 避難所毎の町会割当  
避難所毎に収容する町会を定め、災害時の混乱を防止する。
- (3) 新たに整備する区有施設の活用  
平成27年4月に開設した教育センターに防災備蓄倉庫や災害用トイレ等の避難所機能を整備し、災害時における避難所として活用する。
- (4) 避難所機能の向上  
区立小・中学校等避難所の出入り口、トイレなどにおいて、バリアフリー整備を促進し、避難者の施設内における安全を図る。また、避難所となる区立小・中学校のうち、洋式トイレが未設置のトイレについて、洋式トイレを設置し、避難所の機能強化を図る。
- (5) 避難所における通信手段の多様化  
災害時に電話がつながりにくい状況でも、メール、インターネット、SNS等を活用して情報収集や情報発信ができるように、避難所となる全ての小・中学校等に公衆無線LAN（Wi-Fi）設備を設置した。
- (6) 避難所の非構造部材の耐震化  
避難所となる区立小・中学校の体育館の非構造部材（天井・照明等）の耐震性能の点検・調査を行い、対応が必要な場合には改修を行っている。
- (7) 避難所誘導ソーラー灯の設置  
災害に伴う停電等に備え、避難所となる区立小・中学校等に避難所誘導ソーラー灯を設置し、停電時や夜間における避難所の視認性を高める。
- (8) 受水槽への給水用蛇口の設置

容易に給水が行えるよう、避難所となる区立小・中学校等の受水槽に給水用の蛇口を設置した。

(9) 避難所表示板の多言語対応

避難所の出入口に設置している避難所表示板を更新し、必要な情報を簡潔にかつわかりやすく伝えられるようピクトグラムを活用する等記載内容を見直すとともに、日本語・英語・中国語・韓国語表記の4か国語対応の多言語化を図る。

(10) 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認

指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて指導を行う。

(11) 緊急避難場所等の水利整備

緊急避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき、当該地域に防火水槽等を整備する。

## 2 避難所の開設

(1) 震度5弱の対応

ア 避難所の開設の決定は、文京区内に震度5弱の地震が発生したとき、災害対策本部が行う。避難所の開設は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員が行う。

イ 避難所は、上記1)の決定があった後、あらかじめ定められた区職員、学校長及び学校教職員は、速やかに避難所を開設し、被災者の受入れ体制を整える。避難所は、数日間の範囲内の運営を想定しているため、原則として区による運営とする。なお、避難所は、被災者の状況等に応じて、区職員、学校長（施設管理者）及び学校教職員それぞれが、独自に先行して被災者を受入れることができる。

ウ 災害対策本部から避難所閉鎖指示が出された時点で区民等が避難している場合は、被災状況等を踏まえ、災害対策本部の指示により、地域活動センター内に一時的避難所を開設し、当該区民等の支援を行う。

(2) 震度5強以上の対応

ア 避難所の開設の決定は、文京区内に震度5強以上の地震が発生したとき、災害対策本部が行う。避難所の開設は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員が避難所運営協議会と協働して行う。

イ 避難所は、上記1)の決定があった後、あらかじめ定められた区職員、学校長及び学校教職員は、速やかに避難所を開設し、避難所運営協議会と協働して、被災者の受入れ体制を整える。

なお、避難所は、被災者の状況等に応じて、区職員、学校長（施設管理者）、学校教職員及び避難所運営協議会それぞれが、独自に先行して被災者を受入れることができる。

ウ 避難所の開設においては、各避難所の備蓄倉庫や主事室に配置している避難所開設キット（平成30年度導入）を活用し避難所開設を行う。

この避難所開設キットは、発災から3時間程度の開設までの行動が「誰もが、躊躇なく、実動できる」行動手順書が在中されており、迅速かつ適切に避難所開設ができるように有効活用を図るとともに、日常から訓練等で使い方を熟練していく。

(3) 震度5弱及び5強以上共通

ア 区は発災に備えて、避難所運営協議会及びあらかじめ直接避難所に参集指定されている職員に、避難所となる学校の開門方法等を周知しておく。

イ 区及び避難所運営協議会は、備蓄倉庫の位置及び物資の確認、避難者の受入れ体制（待機場所・避難スペース・仮設トイレ設置場所・ごみ収集場所等）を、あらかじめ協議検討し、整えておく。

ウ 区は、避難所を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を警察署等防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）により都へ報告する。

エ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、区長は都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

オ 避難所運営協議会及び参集職員からの避難所状況報告を受けた区災害対策本部は、報告被災者数や被災地域等の被災状況、避難収容対象施設の収容力・設備等を総合的に判断し、必要に応じて、地域活動センター、地域アカデミー、交流館及び区民会館等を二次的な避難所として開設する。また、公共施設を二次的な避難所として開設したあとにさらに被災者を収容する場合には、避難所に関する災害時協定を締結している大学や高校などに開設を依頼する。

〈資料編 第67 二次的な避難所の候補施設 P304〉

カ 今後、二次的な避難所の開設時に行う安全点検の方法や避難所への移送手段や支援物資の搬送についての検討を進めていく。また、指定管理者により管理運営する施設を使用する場合には指定管理者に依頼する業務をあらかじめ協議のうえ決定する必要性があり、業務内容について検討を図っていく。

キ 避難所に当てる施設については、区立の小・中学校を基本に、幼児等の二次的な避難所として、区立の幼稚園、児童館等を活用する。また、女性・子どもの二次的な避難所等として、男女平等センターを活用する。

〈資料編 第67 二次的な避難所の候補施設 P304〉

ク 区は、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等を支援するため、区有施設や社会福祉施設等を福祉避難所として活用するよう運営法人との間で、応急業務の協力に関する協定の締結を図っていく。

ケ 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受入れるため、都からの資器材の調達等により目白台運動公園等の野外に受入れ施設を開設する。なお、野外の受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

コ 大規模災害時における避難スペースの不足に備え、大学等と協定を締結し、新たな避難スペースの確保に努める。また、避難生活が長期化する場合を想定し、要配慮者向けの避難施設として寺院や旅館等との協定締結を進める。

(4) 避難所運営協議会

文京区避難所運営協議会設置要綱（19文総防第14号平成19年4月2日区長決定）に基づき、避難所毎に設置し、震災時における避難所の円滑な運営を進めるため、避難所を開設・運営するための様々なルール等を平常時に検討するとともに、避難所運営に係る訓練を実施し、地域の連携及び地域防災力の向上を図る。

避難所運営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

ア 地域住民委員

（ア）区民防災組織役員

（イ）民生委員・児童委員

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係  
機関との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救護及び  
救援に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

(ウ) 当該避難所を設置している学校のPTA役員

(エ) 防災リーダー

イ 学校委員

(ア) 当該避難所を設置している学校の校長

(イ) 当該避難所を設置している学校の副校長

ウ 区職員

エ 協議会に会長及び副会長を置く。

(ア) 会長は、区民防災組織役員のうちから選出する。

(イ) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(ウ) 副会長は、区民防災組織役員のうちから選出する。

(エ) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 3 収容対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者・障害者等を優先して収容する。

(1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全、半壊等を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

(2) 旅館、下宿屋等の宿泊人、一般家庭の来訪者あるいは通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

### 4 避難所の運営

#### 〈資料編 第71 避難所運営本部組織図 P309〉

区は、避難所運営が混乱なく円滑に行われるよう、文京区避難所運営ガイドラインを作成し、避難所の運営基準や運営方法等について定めた。避難所運営協議会は、ガイドラインに基づき、避難所ごとの特徴や構造を踏まえた避難所運営管理マニュアルを作成する。

(1) 震度5弱の対応

ア 職員の勤務時間内に震度5弱の地震が発生した場合には、避難所は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員が運営する。

イ 夜間休日その他職員の勤務時間外に震度5弱の地震が発生した場合には、避難所は、臨時災害対策本部編成員及び非常配備態勢により参集した学校長、学校教職員が運営する。

ウ 避難所は、数日間の運営を想定しているため、原則として区（区職員及び学校長）による運営とする。

(2) 震度5強以上の対応

ア 職員の勤務時間内に震度5強以上の地震が発生した場合には、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員は、避難所運営協議会と協働して、避難所を運営する。

イ 夜間休日その他職員の勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、臨時災害対策本部編成員、非常配備体制により参集した学校長、学校教職員は、避難所運営協議会と協働して、避難所を開設する。

ウ 避難所を開設した後、区職員、学校長及び避難所運営協議会は協働して避難所運営本部を設置する。

エ 避難所に多数の避難者が避難し、避難所運営本部だけでは対応が難しい場合、避難

者に対して、積極的に避難所運営に参加協力をしてもらえるように要請を行う。

(3) 震度5弱及び震度5強以上共通

- ア 区は、文京区避難所運営ガイドラインに基づき、避難所運営協議会と連携し、効果的な活動を展開する。
- イ 区は、避難所における衛生状況を確保するために、住環境の施設点検や室内空気環境測定等により、避難所の住環境改善を図る。また、避難者等の衛生状態の維持及び心身の疲労軽減を図るため、民間事業者と協定を締結するなど、災害時における入浴施設の確保に努める。
- ウ 区は、乳幼児のいる家庭・妊婦・女性等を対象に、プライバシー確保などの対応や物資の備蓄を行う。
- エ 区は、「性自認及び性的指向に関する対応指針」を踏まえ、誰もが安心して避難所生活を送れるように、プライバシー確保などの対応や物資の備蓄を行う他、トイレ、入浴、防災対策等に配慮した環境づくりを行う。
- オ 避難所運営本部は、要配慮者に対して、民生委員・児童委員とともに、文京区避難行動要支援者支援プランに基づく個別計画等を基に、介護等必要なサービスの提供など可能な限り配慮に努める。
- カ 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- キ 学校長は、施設管理者として、区及び区教育委員会と協議の上、避難所が開設された場合の施設利用計画をあらかじめ作成するとともに、避難所における教職員等の役割分担や初動態勢等についても定めておく。
- ク 避難所運営においては、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難者の生活環境上必要な物品の確保、避難者間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法などを留意する。
- ケ 避難所運営においては、要配慮者に配慮した運営を推進するために、トイレ・入浴時の配慮、視覚・聴覚障害者への丁寧な情報伝達、介護を必要とする高齢者や生活支援が必要な障害者の優先的な避難スペースである要配慮者専用スペースの確保等、要配慮者が安心して避難生活を送れる環境づくりを行う。
- コ 避難所運営においては、女性の視点に配慮した避難所運営を推進するために、女性専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場の設置等、女性の視点を積極的に避難所運営に取り入れるとともに、女性の声が届きやすい環境づくりを行う。

5 避難所外避難者

区長は、被災者が避難所以外の場所（自宅等）で生活する場合、町会やボランティア等と協力し、生活している場所、その状況及び要望等を把握する。特に自動車等の狭いスペースで生活している避難者については、体調等が急変する危険性もあるため、健康管理等への啓発を行う。

(1) 避難所外避難者への対応

ア 情報収集の方法

避難所外避難者については、町会・自治会、民生委員、ボランティア等を通じて、避難所運営部が収集し、災害対策本部に報告する。

イ 支援内容

避難所では、避難所外避難者の支援として、避難行動要支援者の把握とニーズの収集、食糧・飲料水の提供、生活必需品の配給、被災者生活再建情報の提供、要望の収集等の

業務を実施する。

#### ウ 情報収集の内容

所在地、人数、性別、年齢構成、生活環境（ライフラインの損傷程度やトイレの衛生状況等）、食糧、飲料水、生活必需品等の有無、要望等を収集する。

#### エ 収集内容の伝達及び活動方法

避難所で収集した情報は、災害対策本部から災対区民部・医療救護部などの関係各部に伝達し、現地を確認の上、各避難所において、食糧・飲料水の提供や生活必需品の配給などの支援につなげていく。

### (2) 避難所外避難者の健康管理の支援

#### ア 情報収集の方法

地域の状況については、災対区民部の地域活動センター班が現地に赴き、情報を収集する。また、避難所運営部が指定避難所で収集した避難所外避難者の情報についても、地域活動センター班が現地を訪問し、状況を確認する。

#### イ 情報収集の内容

地域活動センター班は、避難所外避難者の避難場所、人数、生活状況、健康状態等を調査する。

#### ウ 巡回態勢の構築

避難所外避難者への巡回については、収集した情報に基づき、避難所の巡回に準じて実施する。

#### エ 健康指導の内容

避難所外避難者への健康指導については、感染症、エコノミークラス症候群、生活不活発病等の予防に重点を置き、被災者一人ひとりの健康チェックを行うとともに、健康体操等のチラシなどを配付することで、健康への注意喚起を行う。

また、必要に応じて、医療機関や専門医療チームに引き継ぐなど、被災者の健康管理に取り組む。

## 6 被災者の他地区への移送

(1) 区長は、避難所に被災者を受入れることが困難と判断したときは、被災者を「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。

また、特別区間で対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事（福祉保健局）に移送を要請する。

(2) 各避難所から、被災者の他の地区への移送の要請があった場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させることを原則とする。

(3) 特別区又は都から被災者の受入れを要請された場合、区長は直ちに避難所を開設し、受入れ体制を整備する。また、移送された被災者の避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受入れた区は運営に協力するものとする。

## 第3節 緊急避難場所

### 第1 活動方針

災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための緊急避難場所を区長が指定する。

都は東京都震災対策条例に基づき、大地震火災時の市街地大火から区民の生命を守るた



め、あらかじめ安全な場所を避難場所として指定している。区は、都が指定する避難場所を、地震に伴う大規模な火災時における区の緊急避難場所として指定する。

緊急避難場所の運営については、原則として緊急避難場所所在の区が行うが、二以上の区の避難者が利用する緊急避難場所の運営については、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、共同の現地本部の設置等により対処するものとする。

## 第2 活動内容

### 1 緊急避難場所の地区割当等

#### (1) 緊急避難場所の指定の考え方

- ア 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- イ 震災時に避難者の安全を著しく損なう恐れのある施設が、緊急避難場所内部に存在しないこと。
- ウ 収容人員に対して、緊急避難場所内の建物、道路、池などを除き、更に周辺市街地からの大震火災時のふく射熱に対して安全性を考慮した避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

#### (2) 緊急避難場所の地区割当

区内には7か所の緊急避難場所を指定しており、緊急避難場所ごとに避難する町会を割り当てている。ただし、地域の実情や災害の状況に応じて、安全な緊急避難場所に避難するものとする。

〈資料編 第63 避難場所及び地区割当 P297〉

### 2 緊急避難場所の運営

緊急避難場所の運営については、次のとおりである。

緊急避難場所では、避難者の安全を保持し、人心の安定を図るため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 区長は、警察署、消防署等と協力して、情報収集伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに、応急救護活動を行う。
- (2) 食事等の提供については、乳幼児のミルク等緊急に給食の必要があるものを除いて、原則として、避難所において行うものとする。

ただし、緊急避難場所での避難がある程度長期間にわたる場合には、緊急避難場所近接の避難所や備蓄倉庫から食糧等を調達し配付する。又は、避難者を延焼の恐れのない避難所へ誘導し、食糧等の提供を行うものとする。

- (3) 区は仮設トイレ等の確保や組み立て式トイレ等の備蓄により、避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。

## 第4節 福祉避難所

### 第1 活動方針

福祉避難所は、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等を一時的に受入れ、避難生活の支援・応急的な食料・救援物資等の配給、支援情報等の提供、医療・健康相談などを行う。

福祉避難所は、特別養護老人ホーム等の福祉施設に設置する。

なお、被害の状況によっては避難者数が増加することも予想されるため、福祉施設との協

定締結を進め、福祉避難所の確保に努めるとともに、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等との協力体制の構築についても検討する。

## 第2 活動内容

### 1 福祉避難所の指定等

#### (1) 福祉避難所の指定基準

福祉避難所は、原則、耐震・耐火・鉄筋構造を備え、バリアフリー化された建物等を指定する。

#### (2) 福祉避難所の収容基準

2人（うち1人は介助者）当たり3.3㎡以上とする。

#### (3) 福祉避難所の情報連絡体制の確立

区は、相互協力協定を締結した施設との災害時における情報連絡体制を図るため、地域系防災行政無線、戸別受信機、衛星電話を設置する。

#### (4) 福祉避難所の備蓄物資

区は、相互協力協定を締結した施設へ、福祉避難所の運営に必要な物資を備蓄する。

〈資料編 第68 福祉避難所所在地一覧 P306〉

### 2 福祉避難所の開設

災害時において、原則、要配慮者は、避難所において支援等を行うが、避難所生活を続けることが困難となった要配慮者について、災害対策本部が避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと認めた場合に、福祉避難所を開設し、被災者の救援、救護活動を実施する。

### 3 収容対象者

(1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全、半壊等を含む）の被害を受けた者、又は被害の恐れのある者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等とその介助者。

(2) 旅館、下宿屋等の宿泊人、一般家庭の来訪者あるいは通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等とその介助者。

### 4 福祉避難所の運営

(1) 福祉避難所は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、施設管理者が運営する。

(2) 運営は、福祉避難所の避難者の介助者やボランティア、地域における企業や住民、施設スタッフや福祉事業者等からの応援スタッフの協力を得ながら行う。

(3) その他運営に関しては別途「福祉避難所設置・運営マニュアル」において定める。

### 5 被災者の他地区への移送

(1) 区長は、福祉避難所に被災者を受入れることが困難と判断したときは、被災者を「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。

また、特別区間で対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事（福祉保健局）に移送を要請する。

(2) 各福祉避難所から、被災者の他の地区への移送の要請があった場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送

に当たっては、引率者を添乗させることを原則とする。

- (3) 特別区又は都から被災者の受入れを要請された場合、区長は直ちに福祉避難所を開設し、受入れ体制を整備する。また、移送された被災者の福祉避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受入れた区は運営に協力するものとする。

## 第5節 妊産婦・乳児救護所

### 第1 活動方針

妊産婦・乳児救護所は、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者のうち、妊婦、乳児（0歳児）及びその母親等を一時的に受入れ、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、支援情報等の提供、医療、健康相談などを行う。

妊産婦・乳児救護所は、原則として、跡見学園女子大学、貞静学園短期大学、東洋学園大学、日本女子大学に設置する。

なお、被害の状況によっては、避難者数が増加することも予想されるため、大学等と協定を締結し、妊産婦・乳児救護所の確保に努める。

### 第2 活動内容

#### 1 妊産婦・乳児救護所の指定等

- (1) 妊産婦・乳児救護所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
- ア 妊産婦・乳児救護所は、原則、耐震・耐火・鉄筋構造を備え、バリアフリー化された建物等を利用する。
  - イ 救護所の収容基準は、2人当たり3.3㎡以上とする。区画については、事前に確定及び明示をする。
- (2) 妊産婦・乳児救護所の情報連絡体制の確立を図るため、地域系防災行政無線、戸別受信機、衛星携帯電話を設置する。
- (3) 区は、妊産婦・乳児救護所の運営に必要な物資を備蓄する。
- (4) 妊産婦・乳児救護所は、次の箇所に設置する。
- ア 跡見学園女子大学
  - イ 貞静学園短期大学
  - ウ 東洋学園大学
  - エ 日本女子大学

〈資料編 第69 妊産婦・乳児救護所所在地一覧 P307〉

#### 2 妊産婦・乳児救護所の開設

妊産婦・乳児救護所の開設の決定は、文京区内に震度5弱以上の地震が発生したとき、災害対策本部の決定に基づき行うものとする。

#### 3 収容対象者

下記(1)、(2)を原則とする。

- (1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全、半壊等を含む）の被害を受けた者、又は被害の恐れのある者は、日常起居する居住の場所を失った者のうち、妊婦、乳児（0才児）及びその母親。
- (2) 旅館、下宿屋等の宿泊人、一般家庭の来訪者あるいは通行人等で、自己の住家の被害

とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者のうち、妊婦、乳児（0才児）及びその母親。

#### 4 妊産婦・乳児救護所の運営

##### (1) 運営者及び協力者

災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、施設管理者、助産師及び主任児童委員等が運営する。また避難者、ボランティア及び最寄りの町会等の協力を得ながら行う。

##### (2) 情報機器の設置等

自治体の災害対策本部からの情報を提供・受信できるための戸別受信機その他の通信機器を設置する。なお、平時に妊産婦あてに送っているメールマガジンを活用して、災害時には可能な限罹災害情報や妊産婦・乳児救護所に係る情報提供を行う。

##### (3) 助産師の役割等

ア 妊産婦・乳児救護所等の巡回又は管理もしくは運営

イ 妊産婦等に対する心身のケア

ウ 助産院又は後方医療施設等への転送の要否及び転送順位の決定

エ 助産院又は後方医療施設等への転送が困難な妊産婦等に対する措置

##### (4) 備蓄物資

お産セットその他妊産婦・乳児に特に必要な物資（例えばアレルギー対応ミルク等）・資材等の備蓄を行う。

##### (5) その他運営

ア その他運営に関しては別途妊産婦・乳児救護所運営マニュアルを定める。

イ 上記救護所を円滑に設営及び運営するため、協定締結団体連絡協議会を開催するとともに連携による訓練を行う。

#### 5 後方支援体制

##### (1) 助産院

東京都助産師会館（八千代助産院）に受入要請を行う。

##### (2) 医師会

文京区医師会及び小石川医師会に対し、妊産婦・乳児救護所への医師派遣・巡回を依頼する。

##### (3) 大学病院

順天堂大学附属病院に受入れ要請を行うとともに必要に応じて救護所への医師派遣の要請を行う。

#### 6 その他支援団体との協定

母乳支援団体等との協定等支援団体との協定を進める。

#### 7 被災者の他地区への移送

##### (1) 区長は、避難所に被災者を受入れることが困難と判断したときは、被災者を「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。

また、特別区間で対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事（福祉保健局）に移送を要請する。

##### (2) 各避難所から、被災者の他の地区への移送の要請があった場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させることを原則とする。

- (3) 特別区又は都から被災者の受入れを要請された場合、区長は直ちに避難所を開設し、受入れ体制を整備する。また、移送された被災者の避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受入れた区は運営に協力するものとする。

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
救護に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

## 第9章 救援及び救護に関する計画（防災関係機関）

### 第1節 給水（区・都水道局・都都市整備局）

#### 第1 活動方針

災害時の応急給水は、災害時給水ステーション（給水拠点）で行うこととするが、発災後数日の緊急、混乱時の給水状況については、道路障害物除去作業の進捗状況等の関係で水の運搬が困難な場合が想定されるため、避難所となる学校等にある水を可能な限り使用する。

また、避難所においては水の制限利用やろ過機の使用による水の確保に努める。

#### 第2 活動内容

##### 1 情報の収集

区及び水道局等の防災関係機関は相互に協力して、地震災害に伴う給水施設等の被害、断水地域等の把握に努める。

##### 2 都区の役割分担

給水は、都区の役割分担に基づき、次のとおり行う。

- (1) 本郷給水所における給水については、都が、応急給水に必要な資機材等を設置し、区が区民等への応急給水を行う。  
※敷地の一部を柵で区切った浄水場（所）・給水所では、応急給水エリアの鍵を都の到着を待たずに区が解錠し、あらかじめ設置された蛇口等から区が給水を行う。
- (2) 教育の森公園内応急給水槽の応急給水槽における給水については、「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」に基づき、都が給水施設の維持管理を行い、区が応急給水に必要な資器材の設営及び被災者への応急給水活動を行う。
- (3) 病院、福祉施設及び多量の水が必要となる避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合は、都が仮設給水栓を設置し、都と区が協力して応急給水を行う。
- (4) 都は、後方医療体制に含まれる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。
- (5) 都は、消火栓等からの応急給水について、仮設給水器材の整備を図るほか区・区民防災組織等と実施手法について協議し、多様な応急給水への取り組みを行う。
- (6) 都は、区民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉えて、大規模な新規の民間建築物に対して防災備蓄倉庫の整備を促進する。
- (7) 区設貯水槽等からの給水は、区が行う。また、区は、区施設の水の確保策について検討を行うものとする。

##### 3 給水基準

被災初期の段階で目標とする応急給水量は、1人1日当たり3ℓとするが、給水状況、復旧状況、住民の負担等を勘案しながら、段階的に増やしていくものとする。

##### 4 給水方法

- (1) 給水は、給水対象地域、給水場所、給水予定量、給水資器材、給水従事人員、住民に対する広報等を具体的に定めて実施する。

- (2) 給水を実施するに際しては、必要な情報の収集に努め、運搬先等の優先順位を判断する。
- (3) 給水場所は原則として、区内の災害時給水ステーション（給水拠点）である本郷給水所、教育の森公園内応急給水槽、避難所となる学校とする。また、被災状況等により区内の災害時給水ステーション（給水拠点）での給水が困難な場合は、新宿区立鶴巻南公園（応急給水槽）、東京都立上野恩賜公園（応急給水槽）等の給水拠点を活用する。
- (4) 被災状況等により、きめ細かな給水場所の配置が必要な場合は、応援体制等給水体制の整備状況を勘案して、公園や公共施設等を給水場所とすることを検討する。
- (5) 給水態勢は、本郷給水所及び教育の森公園内応急給水槽での給水活動及び車両による給水班のほか交替要員を含めて、給水活動の拡充を図る。また、各避難所に飲料水を給水するために、各避難所等に備蓄している車載用給水槽等の活用を検証し給水方法の整備を行う。
- (6) 本郷給水所及び教育の森公園内応急給水槽などから避難所となる学校等への道路障害物除去が確保される必要がある。道路障害物除去及び組織体制の確立がなされるまでの間、又は給水対象、給水予定量等が増加した場合は適宜班編成を調整する。
- (7) 備蓄倉庫にある給水袋等を活用し、避難所となる区立小・中学校等の受水槽から給水を実施する。
- (8) 避難所周辺の水道が断水していない場合は、給水用スタンドパイプ、給水栓などの仮設給水資器材を路上の消火栓等に接続し、避難所又は避難所周辺で応急給水を実施する。
- (9) 拠点となる備蓄倉庫に分散してペットボトルを備蓄し、避難所となる区立小・中学校等や緊急避難場所の飲料水需要状況を鑑みて配布する。
- (10) 給水に当たっては、他区や他都市の応援職員、区民防災組織、ボランティア等の協力を得ていく。
- (11) 区設貯水槽及び防災協定井戸、公立学校に設置されている井戸などには、飲料に適さない水質のものがあるので、原則として生活用水とする。ただし、適切な水質管理を行っている施設、煮沸やろ過により飲料水として使用可能なものはその旨表示する。
- (12) 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、受水槽の水、ろ過機によりプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

## 第2節 食品の給与（区・都福祉保健局）

### 第1 活動方針

災害の発生によって、食品流通機構は一時的に麻痺状態をきたすことが予想されるので、日常の食糧を欠くに至った被災者に対して、速やかに食糧の配付ができるよう、平時から、災害用食糧を備蓄するほか、緊急に食糧を調達し得る措置を講じておき、食糧の確保に万全を期するよう計画する。

また、食品給与における都区の役割分担は、下記第2の2のとおりとする。

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係  
関係等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
救護に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

## 第2 活動内容

### 1 情報の収集

区及び防災関係機関は相互に協力して、地震災害に伴う建物の倒壊や火災の被害状況、緊急避難場所に避難した人数、避難所に収容した人数等の把握に努める。

### 2 都区の役割分担

- (1) 区は、都と連携して発災後3日分の食糧の確保に努める。
- (2) 道路障害物除去が本格化する4日目以降は原則として米飯による炊き出しを実施する。なお、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。
- (3) 区と都は、被災乳幼児（2歳未満）用の調製粉乳等をおおむね7日分を確保する。

### 3 調達方法

- (1) 区は、災害時において区が実施する被災者に対する食品の給与のための調達（備蓄を含む）体制を整備しておくものとする。
- (2) 調達が必要な食品・資器材については、あらかじめ作成したリストに基づき、必要量を調達する。
- (3) 調達について、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の数量や調達先その他必要な措置を講じておくものとする。
- (4) 区は、災害救助法適用後、炊き出し等の食品の給与の必要が生じたとき、状況により食品の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、区が現地調達する。
- (5) 4日目以降の食品の給与が間に合わない場合は、区が事業者や他自治体等と締結している協定内容に基づき食品等の調達に努める。
- (6) 区は、避難所生活が長期化すると、避難所での配布食料では食物アレルギーのある乳幼児等健康への重大な影響が発生するため、食物アレルギー対応食品の備蓄又は確保に努める。

### 4 食品給与の配布基準

- (1) 1食分をわかめごはん、2食分をシチューとクラッカーとする。
- (2) かゆは、乳幼児、高齢者、病弱者用とする。
- (3) 乳児粉ミルクは、乳児1人1日150gとする。
- (4) 水のペットボトルは、乳児粉ミルク用（1.5ℓ）、飲料水用（500ml）とする。

### 5 食品配布方法

- (1) 食品の給与は、区が実施する。
- (2) 食品の配布は、原則として、避難所において実施する。
- (3) 食品を必要とする避難所以外の場所（自宅等）で生活している被災者等についても、指定避難所において配布する。
- (4) 避難所における食料の配布は、一時に多数の給食は困難と思われるので、要配慮者等を優先し、避難所運営本部が公平かつ円滑に実施する。
- (5) 炊き出しについては、文京区赤十字婦人奉仕団、区民防災組織、ボランティア、避難者の協力を求め実施する。
- (6) 区において、被災者に対する炊き出しその他、食品等の配布が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援要請する。



- (7) 災害時において、栄養に配慮した食品を可能な限り提供できるよう支援するため、「災害時における栄養・食生活支援活動マニュアル」（平成24年3月特別区栄養指導業務連絡会作成）を活用する。

## 6 災害時における食品の集積地

文京区は、災害地における食品給与の円滑を期するため、次の施設を食品集積地に指定する。

- |                |               |
|----------------|---------------|
| (1) 文京シビックセンター | 文京区春日 1-16-21 |
| (2) 文京スポーツセンター | 文京区大塚 3-29-2  |
| (3) 文京総合体育館    | 文京区本郷 7-1-2   |

## 7 食品の輸送

食品の輸送に関しては、「第6章 輸送」に基づき実施する。

# 第3節 生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）

## 第1 活動方針

拠点となる備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、都と連携して、発災後3日分の物資を備蓄し、区民に対して供給する。

## 第2 活動内容

### 1 調達品目

- (1) 肌着（備蓄）
- (2) 毛布（備蓄）
- (3) ゴザ又はマット（備蓄）

その他、必要に応じて、日用品、食器、光熱材料等を供給する。

### 2 調達方法

- (1) 震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- (2) 調達計画は被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- (3) 災害救助法適用後生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

### 3 生活必需品の配布基準

被災世帯に対する生活必需品の配布は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるためのものである。

生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、事情によりこの基準によりがたい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

#### 4 生活必需品の配布

配布計画は、次の事項を考慮し、事前に定めておく。

- (1) 配布対象者
- (2) 配布方法
- (3) 配布に際しての民間協力
- (4) 配布場所
- (5) 関係書類（給与簿・交付申請書・交付通知書・受領書）

#### 5 災害時における生活必需品の集積地

食品給与の集積地と同じく、次の施設を集積地に指定する。

- (1) 文京シビックセンター 文京区春日 1-16-21
- (2) 文京スポーツセンター 文京区大塚 3-29-2
- (3) 文京総合体育館 文京区本郷 7-1-2

#### 6 生活必需品の輸送

生活必需品の輸送に関しては、「第6章 輸送」に基づき実施する。

### 第4節 救助・救急活動（消防署・警察署）

#### 第1 活動方針

地震等の災害により多数の傷病者が発生した場合、消防署、警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、区・災対医療救護部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、救助・救急活動の万全を図る。

#### 第2 活動内容

項目	対応措置
救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救急処置を要する重症者を最優先とする。 2 出場の原則 救助・救急を伴う場合は、つとめて救急隊と他隊が連携して出場し、救助の伴わない場合は救急隊のみ出動する。 3 現場と都、区、医療機関、警察その他関係者との連絡を図り傷病者の効率的な救護等にあたる。
救急処置	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。 2 救護所、仮設病院等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制の基に行う。
多数傷病者発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置する。 救助隊と医療救護班とが密接な連携を図り、効果的な救護活動を行うものとする。 2 救護能力が不足する場合は、消防団、区民防災組織等に医療機関へ自主的な搬送協力を求めるなど連携し効率的な活動を行う。

第1章 応急  
 第2章 情報  
 第3章 防災関係機関  
 第4章 災害  
 第5章 警備  
 第6章 輸送計画  
 第7章 震災  
 第8章 避難計画  
 第9章 救援及び  
 第10章 応急生活

### 第3 区民の自主救出・救助活動能力の向上

#### 1 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、多数の建物の倒壊が予想され、地域住民による救出活動も必要となる。このため、区民防災組織の救出・救護班及び一般区民に対する救出活動に関する知識や技術の普及啓発活動を積極的に推進する。

#### 2 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の傷病者に対応するためには、区民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。このため、区民に対し応急救護知識及び技術を防災訓練等で普及することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

#### 3 情報連絡体制の充実強化

救助・救急体制の強化を図るためには、警察・消防との連携体制の強化が必要であるため、情報連絡体制の強化を図る。

### 第5節 医療及び助産（区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）

#### 第1 活動方針

震災時において医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止したときにおいても、迅速適切な医療、助産救護を行い、併せて保健衛生対策の事務処理方を強化し、被災救護の万全を図るものとする。

#### 第2 活動内容

##### 1 被害情報等の収集・伝達

区は、区内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班との連絡体制を確立し、災害時には小石川・文京区医師会、小石川・文京区歯科医師会、文京区薬剤師会及び東京都柔道整復師会文京支部（以下、「柔道整復師会」という。）の協力を得て、人的被害及び医療機関（病院（災害拠点病院、都立病院及び救急告示医療機関を除く）、診療所、歯科診療所及び医院の他、保険薬局等）の被害状況等について把握し、広報車やCATV、防災行政無線、掲示板等を活用して区民に周知する。同時に被害状況に応じて都福祉保健局に報告する。

##### 2 区災害医療コーディネーターの設置

区の医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを設置する。区災害医療コーディネーターが、区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

また、平常時より、東京都地域災害医療コーディネーターとの連携を図り、災害時の連絡体制の構築に努める。

##### 3 医療救護所等の設置

医療救護所は、原則として避難所となる区立小・中学校等に設置し、保健室等を活用する。災害現場や緊急避難場所などにおける救護所については、被災状況や避難状況に応じて設置する。

また、発災直後においては、被災者が災害拠点病院等に集中することが想定されるため、医師会等と連携し必要に応じて、災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置する。

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
救護に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

#### 4 医療救護班等の編成

区は、「災害時の医療救護活動についての協定」（医師会）「災害時の歯科医療救護活動についての協定」（歯科医師会）、「災害時における救護活動についての協定」（薬剤師会）、「災害時の柔道接骨師会の協力に関する協定」（柔道整復師会）に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会の協力を得て医療救護班等を編成し、避難所等に設置する医療救護所に派遣する。

また、区において医療救護活動が困難な場合には、都福祉保健局に対し医療救護の派遣の要請を行い、後方支援態勢の確立を依頼する。更に、区は、他自治体からの医療応援者の受入れ・調整は災対医療救護部が行うとともに、医療ボランティアの受入れ・調整については、災対医療救護部がボランティア担当部門と協力し実施する。

#### 5 医療救護活動の体制

(1) 災害時における医療救護活動については、区と関係機関の連携体制を明確にし、発災時に迅速かつ適切な対応を行うため「災害時における医療救護活動マニュアル」を作成している。当該マニュアルでは、区と関係機関との情報連絡体制や避難所に設置される医療救護所の運営、活動内容等について具体的に定めている。

(2) 災害により医療救護の必要があると認めるときは、区は「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、小石川・文京区医師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

なお、災害の状況から多数傷病者が発生し、消防署が緊急に医療救護班を災害現場等に派遣する必要があると判断した場合には、直接、小石川・文京区医師会及び柔道整復師会に連絡し、出動を要請することができる。ただし、この場合には直ちに消防署から区へ連絡する。

(3) 区より要請を受けた小石川・文京区医師会は、医療救護班を編成し、医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。ただし、救護班を出動させるいとまがないなど、やむを得ない事情があるときは、診療所等において医療救護活動を実施することができる。

(4) 災害により医療救護の必要があると認めるときは、区は「災害時における柔道整復師会の協力に関する協定」に基づき、柔道整復師会に速やかに連絡し出動を要請する。区より要請を受けた柔道整復師会は応急救護班を編成し、医療救護所等において、医療救護班の指示の下、救護活動を実施する。

(5) 災害により歯科医療救護の必要があると認めるときは、区は「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づき小石川・文京区歯科医師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

区より要請を受けた小石川・文京区歯科医師会は、歯科医療救護班を編成し医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施する。

(6) 医療救護所等における調剤、服薬指導及び医療品管理等の医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、区は「災害時における救護活動についての協定」に基づき、文京区薬剤師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

区より要請を受けた文京区薬剤師会は、薬剤師班を編成し、医療救護所等において、救護活動を実施する。

(7) 医療ボランティアは、医療救護所等において、被災者に対する医療救護活動を行う。医療救護部は、避難所の状況を把握し、医療救護所等に対して、適切に医療ボランティアを配置する。

## 6 医療救護班等の活動内容

医療救護班等の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班
  - ア 傷病者に対する応急措置
  - イ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
  - ウ 転送の困難な患者、軽症患者等に対する医療
  - エ 助産救護
  - オ 死亡の確認
  - カ 以上の他、状況に応じた遺体の検案に関する協力
- (2) 歯科医療救護班
  - ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
  - イ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
  - ウ 転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科医療、衛生指導
  - エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (3) 薬剤師班
  - ア 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
  - イ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
  - ウ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
  - エ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
- (4) 柔道整復師応急救護班
  - ア 医療救護班の指示による医療救護所における傷病者に対する応急救護

## 7 避難所等における医療救護の活動

発災直後から超急性期（発災から72時間）においては、主に外傷の対応とし、急性期（72時間～1週間）以降においては、主に内科系、慢性疾患、精神科等の対応とする。

## 8 助産救護活動

- (1) 災害時における助産救護活動は、原則として、妊産婦・乳児救護所において対応するが、必要があると認めるときは、区は小石川・文京区医師会に速やかに連絡し、出動を要請する。
- (2) 両医師会は、区より助産救護の要請を受けたときは、医療救護班を編成派遣し、医療救護部と連絡をとり、助産救護を実施する。
- (3) 助産救護の内容は、次のとおりとする。
  - ア 分娩の介助
  - イ 分娩前後の処置
  - ウ 衛生材料の支給

## 9 医療資器材等の備蓄及び調達

- (1) 医療資器材等の備蓄は、医療救護の活動に対応したものとする。
- (2) 文京区薬剤師会及び商工組合日本医療機器協会との協定に基づき、連携・協力体制を整備する。
- (3) 医療救護活動及び助産救護活動においては、現有資器材等を優先的に使用するものとし、不足が生じる場合は、状況に応じて、都又は商工組合日本医療機器協会等に供給

を要請する。

- (4) 医療・助産救護活動に際して、血液が必要な場合、区は都福祉保健局に要請する。都は日赤東京都支部その他から調達し、同支部及び都内各血液センターが献血供給事業団との密接な連絡の下に供給を実施する。

〈資料編 第51 災害用医療資器材の保有状況 P162〉

## 10 医薬品の備蓄及び調達

- (1) 文京区薬剤師会等と災害時の協力協定を締結し、関係機関との連携・協力体制を整備する。さらに、必要な品目のリスト化を図るとともに、卸売販売業者との間に締結した「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に基づいて医薬品の調達を行う。
- (2) 小石川・文京区医師会、小石川・文京区歯科医師会、文京区薬剤師会及び柔道整復師会と連携して医療救護所や避難所等で緊急時に使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。災害薬事センターを設置し、医療救護部は文京区薬剤師会と連携して医療救護所等へ医薬品等の供給活動を行う。医療救護所、避難所等で必要になる医薬品等は災害薬事センターに要請し、災害薬事センターがとりまとめて卸売販売業者へ発注する。卸売販売業者は医療救護所へ直接納品し、薬剤師が服薬指導したうえで避難所の住民（患者）に対し、配布する。
- なお、災害薬事センター長は災害薬事コーディネーターから選任する。
- (3) 医療救護所や避難所等において、発災直後は区が備蓄する医薬品等を使用する。不足する場合は、文京区薬剤師会と協議の上、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、卸売販売業者へ発注または都の備蓄を供出するよう協力を要請する。また、被害が極めて甚大で区の行政機能が喪失され、自ら医薬品等を調達できない事態が生じた場合は、都に支援を要請し、都が区に代わって調達を行い、医薬品等を供給する。

## 11 医療スタッフの搬送

区は、派遣する医療救護班等の医療スタッフについて医師会等と協議し、搬送体制を確立するよう努める。

## 12 傷病者の搬送

- (1) 救護所等の責任者は、医療及び助産の介助を行った者のうち病院又は診療所、医院に収容する必要があると認めるときは、次により処置する。
- ア 東京消防庁救急隊（119番）に搬送を要請する。
- イ 医療救護班が使用している自動車により搬送する。
- ウ 救護所等の責任者は、搬送及び収容に万全を期し難いと認めたとき、区に配車を要請する。
- (2) 区は、上記（1）の（ウ）により配車の要請を受けたときは、土木部の中から緊急輸送班を編成し、派遣する。
- (3) 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都福祉保健局及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。

## 第6節 保健（区・都福祉保健局）

### 第1 活動方針

避難所や被災した家屋等での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康にさまざまな影響を及ぼす。心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の症状悪化等を防ぐための対策が必要である。このため、保健師等による保健活動、メンタルヘルスケア等を実施する。

## 第2 活動内容

### 1 保健活動

#### (1) 保健活動班の編成

区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士、その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

また、区だけでは保健活動が困難な場合には、都災害対策本部（福祉保健局）を通じて他自治体に保健師等の派遣を要請する。他自治体からの応援者の受入れ・調整は、区の災対医療救護部が行う。

#### (2) 保健活動班の活動内容

- ア 被災住民の健康管理
- イ 避難所における健康相談
- ウ 地域における巡回健康相談
- エ その他必要な保健活動

### 2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。そのため、被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制の整備を図り、被災の状況に即して活動する。

このため、区は必要に応じて電話や来所による相談窓口を設置する。

### 3 医療依存度の高い者への対応

在宅療養難病患者等については、できる限り在宅療養が継続できるよう救護体制の支援に努める。

また、在宅人工呼吸器使用者には、災害時に備え、具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画の作成を進め、発災時には、患者及び家族に対して必要な情報を提供していく。

人工透析患者については、区は都を通じて日本透析医会災害時情報ネットワークへ情報提供を行い、発災時に、患者から区への問い合わせがあった場合は、受診可能な医療機関を把握している同ネットワーク連絡先を紹介する。

在宅療養の継続や避難等に際し、支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

## 第7節 防疫（区・都福祉保健局）

### 第1 活動方針

被災地における感染症の発生及び蔓延を防止するため、被災住民への衛生指導、家屋内外の消毒及び感染症の媒体となるねずみ、昆虫の駆除を行い、あわせて災害時における飲食物や調理器具等に起因する危害発生の阻止に努め、衛生確保を図る。

### 第2 活動内容

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係  
機関との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
救護に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

## 1 防疫活動

### (1) 防疫班の編成

区は、避難所設置の通報を受けたとき、若しくは災害の状況により防疫活動が必要と認められた場合は、防疫班を編成する。

また、防疫活動の実施に当たって、区の対応能力では十分でないとする場合は、都（福祉保健局）に協力を要請する。

### (2) 防疫班の業務

区の防疫班は、次の業務を実施する。

- ア 健康調査及び健康相談
- イ 感染症予防のための広報及び健康指導
- ウ 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握
- エ 感染症患者発生時の消毒の実施及び指導
- オ 消毒薬の配布及び消毒の適正実施の確認

### (3) 防疫班の活動

ア 防疫班は、医療救護班、保健活動班、食品衛生指導班及び環境衛生指導班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査及び健康相談を行い、患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

#### イ 感染症予防のための広報及び感染症対策

避難所内の被災住民及びその他一般被災住民に対し、手洗いの励行や、台所、便所等の衛生管理並びに消毒等の感染症発生予防のための広報及び健康指導を行う。

#### ウ 感染症発生時の対応

避難所等において感染症の発生が確認された際には、消毒の適正実施指導を行うほか、感染症の流行状況を踏まえた予防接種を行う。また、必要に応じて保健所や都、その他防災関係機関と密接に連携し、感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

## 2 衛生活動

### (1) 食品衛生指導班の編成

区は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。

また、衛生活動の実施に当たって、区の対応能力では十分でないとする場合は、都（福祉保健局）に協力を要請する。

### (2) 食品衛生指導班の活動

区の食品衛生指導班は、都と連携して次の活動を行う。

- ア 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- イ 食品集積所の衛生確保
- ウ 避難所の食品衛生指導
  - (ア) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
  - (イ) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
  - (ウ) 手洗いの励行
  - (エ) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
  - (オ) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
  - (カ) 情報提供
  - (キ) 殺菌、消毒剤の調整



- (ク) 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導
- エ 仮設店舗等の衛生指導
- オ その他食品に起因する危害発生の防止
- カ 食中毒発生時の対応
- (3) 環境衛生指導班の編成
  - 区は、必要に応じて環境衛生指導班を編成し、避難所及び仮設住宅等の環境衛生面の助言・指導等を行い、環境衛生の維持・向上に努める。
  - また、衛生活動の実施に当たって、区の対応能力では十分ではないと認める場合は、都（福祉保健局）に協力を要請する。
- (4) 環境衛生指導班の活動
  - 区の環境衛生指導班は、次の活動を行う。
  - ア 飲料水の衛生確保
  - イ 仮設トイレ、飲料水タンクなどの配置計画指導
  - ウ 避難所内の空気環境の調査・指導
  - エ 避難所内の過密状況や衛生状態を調査・指導
  - オ 寝具の乾燥、清掃等の指導
  - カ 地下水・雨水等生活用水の衛生確保
  - キ 仮設浴場・仮設シャワー等の衛生確保
  - ク その他、避難所及び仮設住宅等の環境衛生面に関すること。

### 3 防疫・衛生活動に必要な資材の整備等

- (1) 防疫活動に必要な資器材は、区（保健衛生部）の現有する資材、薬品等を優先的に使用するものとする。
- (2) 区の保有する薬品等が不足したときは、災対医療救護部において都との役割分担を明確にした上で補給する。

### 4 衛生確保の支援

区は、保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ、避難者に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。

## 第8節 動物愛護（区・都福祉保健局）

### 第1 活動方針

動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都や防災関係機関・関係団体と連携し、協力体制を整備する。

### 第2 活動内容

#### 1 被災地域における動物の保護

区は、都や文京獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷した動物に対する応急処置、動物の死亡の確認、放し飼い状態の動物等の保護を行う。また、文京獣医師会との協定に基き、発災時の動物救護活動について協力体制を整備する。

#### 2 避難所における動物の適正な飼養

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係係  
機関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
救護に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

区は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取組みを行い、適正飼養を指導する。

- (1) 避難所におけるペット受入れ等についてのルール策定（飼養場所等の確保等）及びその啓発、適正飼養の指導
- (2) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、都・関係団体への情報提供、獣医師の派遣等
- (3) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (4) 他区市への連絡調整及び要請

### 3 避難所における動物飼養場所確保用物資の備蓄

区は、動物の飼養場所確保のために必要なペットゲージ等を避難所に備蓄する。

## 第10章 応急生活確保に関する計画（区・都・消防署）

### 第1節 建物の応急危険度判定

#### 第1 活動方針

大規模な地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止するため、できるだけ早く調査体制を確立するとともに、短期間で被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否について判定する。

#### 第2 活動計画

##### 1 応急危険度判定体制の整備

大規模な地震による被災建築物の安全性を確認するためには、被災地の行政職員のみで対応することは不可能であり、他の自治体や民間建築士等の専門家の協力を得ながら確認作業を行うための応急危険度判定実施本部を設置する。なお、都は、平成7年度から、建築士等を対象に応急危険度判定を行う防災ボランティアの養成及び登録制度を設けている。

〈資料編 第20 応急危険度判定実施本部組織図 P69〉

##### 2 応急危険度判定員の確保

区は、都との緊密な連携と協力を図り、東京都防災ボランティア制度に基づき登録している応急危険度判定員の派遣を要請する。また、協定自治体等に対する職員の派遣要請、区職員の研修の充実など応急危険度判定が円滑に実施できるよう判定員の確保を図る。

##### 3 応急危険度判定の対象建築物と判定実施主体

区は、都、他自治体及び防災ボランティア等と協力して、区災害対策本部が災害の状況に応じて決定した要判定地区内の被害を受けた建築物の応急危険度判定を実施する。

	判定対象建築物	判定実施主体
①	防災上特に重要な建築物 (消防署、警察署、病院、学校等) 〔東京都震災対策条例第17条 重要建築物〕	都区市町村の責任で実施
②	公共の共同住宅 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	所有者・管理者の責任で実施
③	民間の共同住宅 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	民間の判定員の協力を得て、区が実施
④	民間の戸建て住宅 〔東京都震災対策条例第15条 一般建築物〕	民間の判定員の協力を得て、区が実施
⑤	民間の事業所 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	所有者・管理者の責任で実施

##### 4 応急危険度判定の実施期間

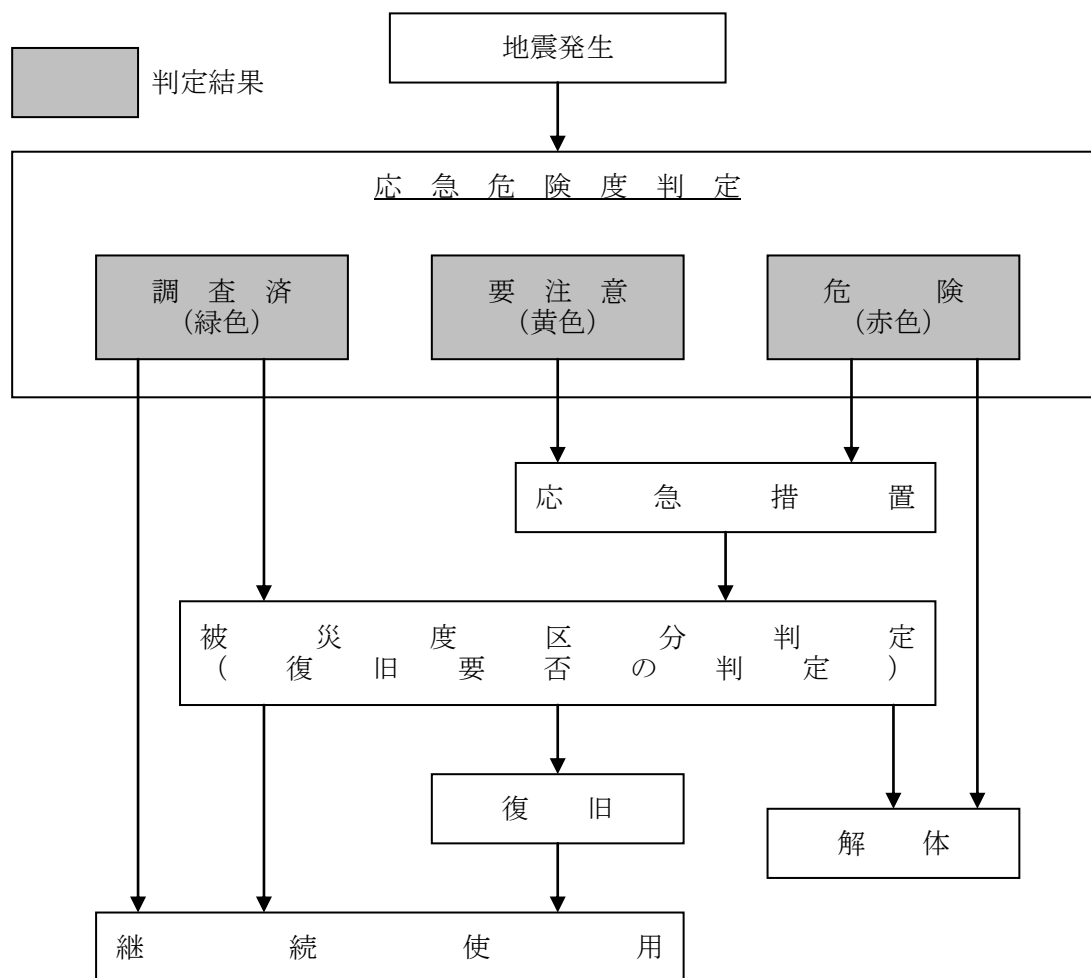
地震発生後12日以内に終了することを目標とする。

##### 5 応急危険度判定の結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

## 6 建築物の被災度判定フロー

(東京都防災ボランティア制度に基づく「被災建築物応急危険度判定員養成講習会テキスト」参照)



(注)

〈応急危険度判定〉

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、当該建築物の建築物の当面の使用の可否について判定する。

判定は判定基準に基づき、「危険」、「要注意」、又は「調査済」に区分される。

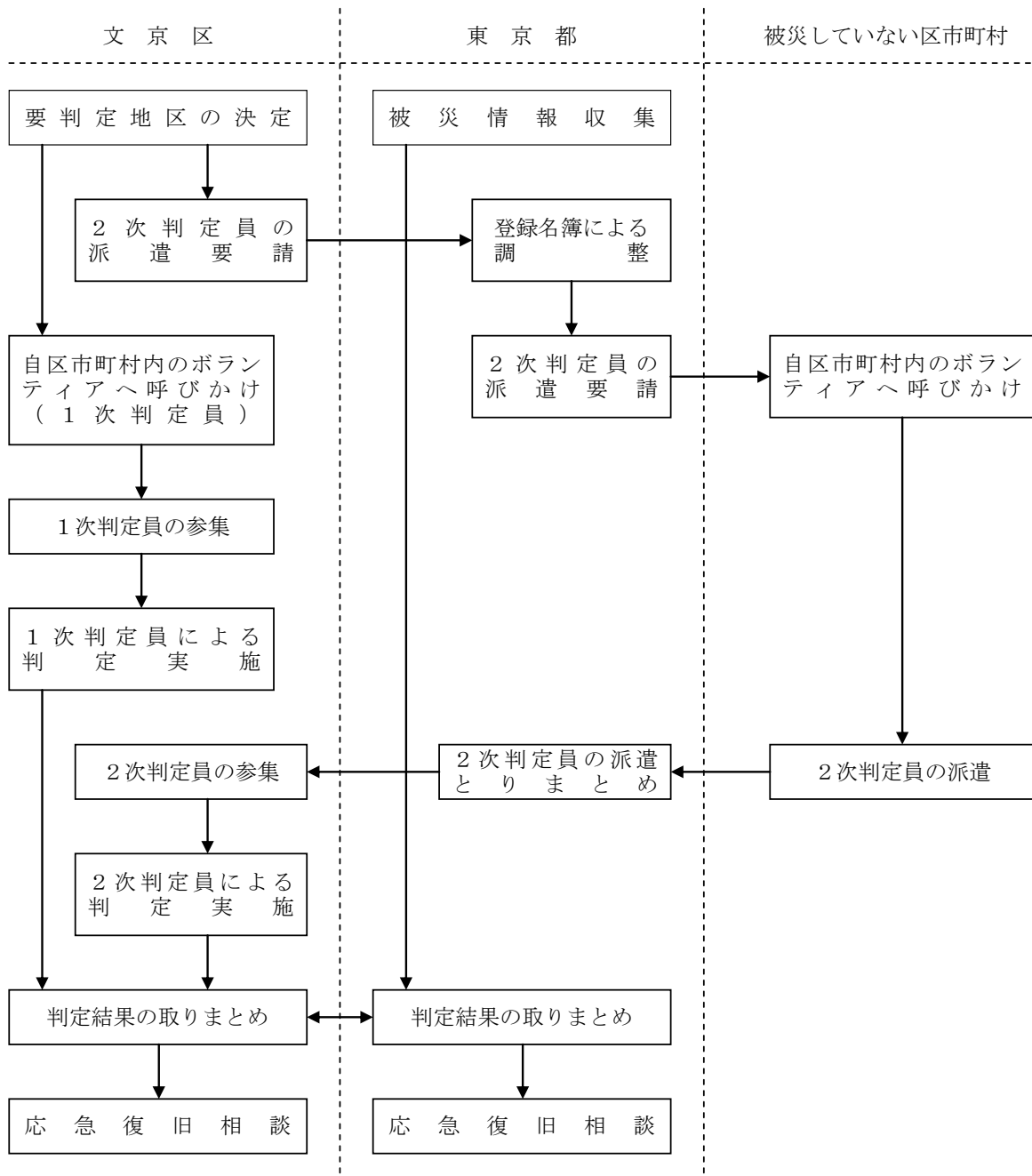
この応急危険度判定が、応急危険度判定員の行う業務である。

〈被災度区分判定〉

地震により被災した建築物を対象に、その建築物の内部に立ち入り、建築物の傾斜、沈下及び構造躯体の損傷状況等を調査することにより、その被災度を区分するとともに、継続使用のための復旧の要否を判定する。

この調査には、建築構造に関する専門的知識が求められるため、判定は原則として建築技術者が行う。

## 7 防災ボランティアによる応急危険度判定の実施手順



(注)

- ・ 1次判定員 被災した区市町村内に在住又は在勤の判定員で活動可能な者
- ・ 2次判定員 都の要請により被災していない区市町村から出動する判定員

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
救護に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

## 第2節 被災宅地の危険度判定

### 第1 活動方針

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度を判定することによって、二次災害を防止し住民の安全確保を図る。

### 第2 活動計画

#### 1 被災宅地危険度判定の実施

区は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災した宅地について調査・判定を実施する。

区は、都に被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を行うなど、協力を依頼する。また、調査結果を取りまとめる。

#### 2 被災宅地危険度判定士の確保

区は、都との緊密な連携と協力を図り、東京都防災ボランティア制度に基づき登録している被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。また、協定自治体等に対する職員の派遣要請、区職員の研修の充実などを行い、被災宅地危険度判定が円滑に実施できるよう判定士の確保を図る。

#### 3 被災宅地危険度判定の結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 第3節 応急住宅対策

### 第1 活動方針

応急仮設住宅の建設による一時的な住宅の供給、公営住宅の空き家や民間賃貸住宅の借り上げ等による既存住宅のストック活用、被害住宅の応急修理、入居者の選考等について必要な計画を樹立し、あわせて建設予定地をあらかじめ選定しておく。

### 第2 活動内容

#### 1 応急仮設住宅の建設・管理

災害のため住宅が滅失又は破損し、避難所閉鎖後も、居住する住家を得られない者を收容するため、応急仮設住宅を設置する。

##### (1) 建設主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において設置する。

##### (2) 建設地の選定

区はあらかじめ次の点を考慮の上、応急仮設住宅の建設予定地を定めておく。

ア 接道及び用地の整備状況

イ ライフラインの状況

ウ 避難所・緊急避難場所としての利用の有無

都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設地の選定に当たっては、各区市町村の当該行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて区市町村相互間で融通を行う。

区は、常に最新の建設予定地の状況を把握し、年1回都に報告する。

(3) 応急仮設住宅の建設

- ア 災害救助法適用後は区長が必要であると認めた場合、直ちに都知事に要請する。
- イ 設置開始時期及び戸数は、災害の状況に応じてその都度定める。
- ウ 建物の型式は、災害の状況に応じてその都度定めるが、原則として平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

(4) 入居者の募集・選定

- ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区市町村に住宅を割り当てる。割り当てに際しては、原則として区内に建設した住宅を区に割り当てるが、それだけでは所要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて区市町村間で融通を行う。住宅の割り当てを受けた場合、区は被災者に対し募集を行う。
- イ 入居者の選定基準は、都が策定し、それに基づき区が入居者の選定を行う。

(5) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、原則として、区が行うものとし、入居者管理等も区が行う。また、入居期間は施工の日から原則として2年以内とする。  
区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

## 2 応急仮設住宅の供給

都では、応急仮設住宅の建設予定地には限りがあるため、都営住宅、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求める他、民間賃貸住宅を確保し、応急仮設住宅として、区に割り当てることとしている。

(1) 応急仮設住宅の供給可能量の算出

区は、区営住宅等のうち、応急仮設住宅として供給可能な量を算出し、都に報告する。

(2) 応急仮設住宅入居者の募集、選定

区は、都から割り当てられた応急仮設住宅について、入居者募集、選定、入居手続を行う。

## 3 一般被災住宅の応急修理

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合、都は区の要請に基づき、応急修理実施の決定をし、区が応急修理を行う。都はこの協力をする。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において実施する。

(2) 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(3) 対象者の調査・選定及び戸数

区による、被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、区が募集・選定事務を行う。

修理対象戸数は、都が厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で都知事が決定する。

(4) 修理の方法

災害救助法適用後、区長が必要であると認めた場合は、直ちに都知事に実施を要請する。都が社団法人東京建設業協会のある旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

(5) 修理の期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

(6) 専門的な技能者の確保

被災住宅の応急修理に必要な大工などの専門的な技能者の確保を図るため、各種業界団体等との協定などを検討する。

(災害救助法が適用された場合は、一般社団法人東京建設業協会から協定により提出された協力業者を都が提示し、区が工事店を指定する。)

#### 4 被災者の生活確保

地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所等を設置し、各種相談、案内及び区民からの電子メールによる問い合わせの対応に当たる。

また、出火による罹災証明の発行については、区の行う罹災証明事務との連携を図り、被災者の利便の向上に努める。

(1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底

(2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底

(3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

(4) 火災による罹災証明等各種手続きの迅速な実施

### 第4節 罹災証明書発行要領

地震、風水害等により、被災した世帯の再建を促進するために、国・都及び区において住宅新築、補修に要する資金の貸付等の各種公的融資や租税、保険料等の減免、徴収猶予などを実施することがある。その場合、当該災害によって被災したという証明が必要であるので、区においては、被災世帯に対して罹災証明書を発行する。

災対区民部は、罹災証明書の発行に当たり、被災住宅を対象とした住家被害認定調査を実施する。

#### 第1 住家被害認定調査の実施

住家被害認定調査に当たっては、調査に必要な人員や物資を調達する方法など、災害規模に応じた調査計画を作成した上で、調査を実施する。

#### 第2 罹災証明書の発行

##### 1 発行所管

(1) 火災

各消防署

(2) 火災以外の災害災害

災対区民部



## 2 発行窓口

災対区民部と各消防署が協議した場所において、合同で窓口を開設する。

## 3 発行方針

災対区民部は、区内の罹災者名簿を備え付け、その名簿（名簿により確認できない者は、申請者の立証資料）等によって、被災者の申請により発行する。

また、消防署長は、区と調整し、火災による被害状況調査を実施し、焼損状況の調査結果等並びに災対区民部の保有する罹災者及び、罹災建物等に関する情報に基づき、火災による罹災証明を発行する。

## 4 証明手数料

免除

### 第3 証明の範囲

1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

(1) 住家、住家以外の建造物の被害

- ア 全壊（焼）
- イ 流失
- ウ 半壊（焼）
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水
- カ 水損

(2) 人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

2 被害程度の判定基準については、資料編による。ただし、消防署長が発行する火災による罹災証明書の様式は東京消防庁が定める。

〈資料編 第79 被災世帯(事業所)調査表 P321〉

### 第4 「被災者生活再建支援システム」の導入

災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、区は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者台帳を作成することができることとなった。

区では、罹災証明の発行等の各種手続きを公平かつ迅速に行うとともに、被災者台帳の作成及び被害状況・支援実施状況等の情報を一括で管理するために、都との連携を図りながら被災者生活再建支援システムを平成31年1月に導入した。

## 第5節 義援金品の配分等

### 第1 活動方針

区民、都民、他道府県民及び企業等から区に寄託された被災者あての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、東京都等で構成する義援金配分委員会の設置や義援金品の受付、保管等について総合的な計画を定める。

## 第2 活動内容

### 1 義援金配分委員会

- (1) 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、東京都災害対策本部に「義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。
  - ア 被災者への義援金の配分計画の策定
  - イ 義援金の受付・配分に係る広報活動
  - ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成する。
  - ア 東京都
  - イ 区市町村
  - ウ 日本赤十字社
  - エ その他防災関係機関
- (4) その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

### 2 義援金品の受付・募集

- (1) 義援金品の受付・募集については、次のとおりとする。

義援金品については、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。なお、義援品を募集する場合は、備蓄物資の状況等を勘案した上で、品目を指定して募集する。

  - ア 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
  - イ 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記（1）の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書に代えることができるものとする。
  - ウ 受領した義援金品の受付状況について、委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は委員会に送金するものとする。ただし、寄託者により用途が特定されている義援金の取り扱いについては、別途協議する。

### 3 義援金品の保管及び配分

- (1) 義援金
  - ア 寄託者より受領した義援金については、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
  - イ 区は、委員会から送金された義援金を、委員会で定める配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
  - ウ 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。
- (2) 義援品

直接受領した義援品及び都、日本赤十字社等から送付された義援品については、区で定める配分計画に基づき被災者に配分する。

## 第6節 災害弔慰金の支給等

### 第1 基本方針

文京区災害弔慰金の支給に関する条例に基づき、地震等の災害により死亡した区民の遺族

に対して災害弔慰金を支給するとともに、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行うことにより、区民の福祉及び生活の安定に資することとする。

## 第2 災害弔慰金の支給

### 1 対象となる災害（平成25年10月1日 内閣府告示第230号）

- (1) 1つの区市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合
- (2) 都道府県内において5世帯以上の住居が滅失した市町村が3つ以上ある場合
- (3) 都道府県内において災害救助法が適用された市長村が1以上ある場合
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合

### 2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

### 3 経費負担

国 2分の1      都 4分の1      区 4分の1

### 4 支給対象

死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（同居又は生計を同じくしていた者に限る。）

### 5 支給額

- (1) 死亡者1人につき主たる生計者の場合      500万円
- (2) その以外の場合      250万円
- (3) 災害障害見舞金の支給を受けている場合は、災害弔慰金からその災害障害見舞金の額を控除する。

## 第3 災害障害見舞金の支給

### 1 対象となる災害

「第2 災害弔慰金の支給 1 対象となる災害」と同様である。

### 2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

### 3 経費負担

国 2分の1      都 4分の1      区 4分の1

### 4 見舞金額

- (1) 障害者1人につき主たる生計者の場合      250万円
- (2) それ以外の場合      125万円

## 第4 災害援護資金の貸付

### 1 貸付対象となる災害

- (1) 区内において災害救助法が適用された場合。

(2) 都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合。

## 2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

## 3 経費負担

国 3分の2 都 3分の1

## 4 貸付対象

災害により家屋等の被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 1人世帯   | 220万円                  |
| (2) 2人世帯   | 430万円                  |
| (3) 3人世帯   | 620万円                  |
| (4) 4人世帯   | 730万円                  |
| (5) 5人以上世帯 | 730万円に1人増す毎に30万円を加算した額 |

(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和

## 5 貸付金額

### (1) 国制度

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ア 世帯主の1カ月以上の負傷  | 150万円        |
| イ 家財等の損害        |              |
| （ア）家財の3分の1以上の損害 | 150万円        |
| （イ）住居の半壊        | 170万円（250万円） |
| （ウ）住居の全壊        | 250万円（350万円） |
| （エ）住居の全体が滅失又は流失 | 350万円        |
| ウ 前記 アとイの重複の場合  |              |
| （ア）ア+ イの（ア）の重複  | 250万円        |
| （イ）ア+ イの（イ）の重複  | 270万円（350万円） |
| （ウ）ア+ イの（ウ）の重複  | 350万円        |

〔ただし、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は（ ）内の額〕

### (2) 都制度

国制度による限度額を超えてなお貸付金を必要とする場合

## 6 据置期間、償還、利率等

### (1) 償還期間

10年〔据置期間はそのうち3年（特別の事情がある場合は、5年）〕

### (2) 償還方法

年賦又は半年賦

### (3) 貸付利率

延滞の場合を除き、年3%（据置期間中は無利子）

### (4) 東日本大震災の特例

償還期間 13年〔据置期間はそのうち6年（特別の事情がある場合は、8年）〕

貸付利率 延滞の場合を除き、年1.5%（保証人を立てる場合は年0%）（据置期間中は無利子）

## 第7節 生活確保のための緊急措置

### 第1 租税等の徴収猶予及び減免に関する計画

#### 1 基本方針

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者」という。）に対し、地方税法又は区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講ずるものとする。

#### 2 期限の延長

災害により納税義務者が、期限内に申告その他書類の提出又は区税の納付若しくは納入することができないと認められる時は、次の方法により当該期限を延長する。

(1) 災害が広範囲にわたる場合。

区長が職権により、適用の地域及び期日を指定する。

(2) その他の場合。

災害が収まったあと速やかに、被災納税義務者の申請により、区長が期日を指定する。

#### 3 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が区税を一時に納入し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内の期間に限り、徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

#### 4 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等、被害を受けた場合は滞納処分の執行の停止、換価の猶予等、適切な措置を講ずる。

#### 5 減免等

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、申請に基づき減免を行う。

(1) 特別区民税（都民税個人分を含む）

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

### 第2 介護保険料、介護サービス利用料の減免等

#### 1 減免

災害により財産に一定以上の損害を受け、介護保険料を納付すること又は介護サービス費の本人負担金額を支払うことが困難と認められるときは、申請に基づき6か月を限度として本人負担額の減免を行う。

#### 2 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納付義務者が、介護保険料を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づき6か月を限度として徴収を猶予する。

### 第3 障害福祉サービス等利用料の減免

災害により財産に著しい損害を受け、障害福祉サービス費等の本人負担金を支払うことが困難と認められる時は、申請に基づき減免を行う。

#### 第4 国民健康保険料、一部負担金の減免等

##### 1 減免

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が著しくその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、申請により、保険料又は一部負担金を減免する。

##### 2 徴収等猶予

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が一時的にその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、申請により、6か月を限度として、保険料又は一部負担金の徴収を猶予する。

#### 第5 後期高齢者医療保険料、一部負担金の減免等

##### 1 減免

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が著しくその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、申請により、保険料又は一部負担金を減免する。

##### 2 徴収等猶予

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が一時的にその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、申請により、6ヶ月を限度として、保険料又は一部負担金の徴収を猶予する。

#### 第6 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき申請書等を年金事務所に送付し、日本年金機構において審査を行う。

#### 第7 区営住宅等使用料の減免等

災害等により著しい被害を受けたときは、使用者の申請に基づき、使用料の減免又は使用料の徴収を猶予する。

#### 第8 保育所徴収金の減額

災害により損失を受けた場合は、「文京区保育の実施に関する条例」に基づき、その損失の程度に応じて減額する。

### 第8節 融資・融資あっ旋・支援金

#### 第1 緊急小口資金（文京区社会福祉協議会）

所得の少ない世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の

生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする。

### 1 対象者（以下のような状況がすべて該当する世帯）

以下のような状況がすべて該当する世帯

- (1) 低所得世帯でこれまで定期的な収入により生計を維持してきた世帯
- (2) 緊急かつ一時的に生活維持が困難な状況であること
- (3) 返済の見通しが立つこと

上記の(1)～(3)に該当する世帯が火災等の被災によって生活費が必要なとき等の貸付対象理由に該当するとき

### 2 貸付限度額

貸付額は、10万円以内の必要額

### 3 貸付条件

- (1) 据置期間 2ヶ月
- (2) 償還期間 据置期間経過後12ヶ月以内
- (3) 利子 無利子
- (4) 連帯保証人 不要

### 4 償還方法

月賦

### 5 申込方法

文京区社会福祉協議会に申請する

## 第2 生活福祉資金貸付（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

### （文京区社会福祉協議会）

災害を受けた世帯等に対して、資金の貸付と相談支援を行うことにより、災害を受けたことによる困窮からの自立更生を図ることを目的とする。

### 1 貸付限度

貸付額は、150万円以内の必要額。

### 2 貸付条件

- (1) 据置期間 6ヶ月以内
- (2) 償還期間 据置期間経過後7年以内
- (3) 利子 保証人有なら無利子。無しなら年1.5%
- (4) 連帯保証人 原則必要だが、無しでも可

65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の人

※現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度で資金を借りている方及びその世帯員は、連帯保証人になることはできない。また、同資金で既に連帯保証人になっている方及びその世帯員は、原則として新たに連帯保証人になることはできない。

### 3 償還方法

月賦

### 4 申込方法

文京区社会福祉協議会へ申請する。（その後官公署の発行する被災証明及び資金使途の

見積書の提出、民生委員の面接有)

### 第3 非常災害向け緊急事業資金融資（平成30年4月1日現在）（区民部）

中小企業者のうち区内の一定地域における広範囲な非常災害を受けた者、または防水板の設置及び関連工事を行おうとする者が、事業活動の正常化を図るための資金融資である。

- 1 限度額 500万円
- 2 利子 契約利率 年1.7%、本人負担 年0.4%、区負担 年1.3%

### 第4 被災者生活再建支援金（平成30年10月1日現在）（福祉部）

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。

#### 1 根拠法令

被災者生活再建支援法

#### 2 実施主体

都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区が行う。）

#### 3 対象となる自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害）

対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害をいう。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1) 又は (2) の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1) ～ (3) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）
- 6) (1) 若しくは (2) の区市町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）

#### 4 制度の対象となる被災世帯

3の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

#### 5 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）



住宅の 被害程度	全壊 4（1）に該当	解体 4（2）に該当	長期避難 4（3）に該当	大規模半壊 4（4）に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公共住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災  
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び  
救護に関する計画

第10章 応急生活  
確保に関する計画

## 第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策

(区・都福祉保健局・警察署・消防署)

### 第1節 避難行動要支援者の安全確保

#### 第1 活動方針

災害発生時において、区民は情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命及び身体を守るため速やかに安全な場所へ避難するなど、適切な防災行動をとることが重要である。

しかし、災害発生時に自らの身を守ることや円滑かつ迅速に避難することが困難で、支援を必要とする者にとって、適切な防災行動をとることは必ずしも容易なことではないことから、災害時における安否確認手段を確保するとともに、生活環境、医療や介護など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図ることにより、要配慮者の人的被害を最小限にとどめる必要がある。

#### 第2 活動内容

避難行動要支援者名簿をはじめとした、様々な情報を集約のうえ、安否確認を実施し、適切に避難誘導、搬送等の支援につなげるとともに、個々の状況に応じた、きめ細かな支援を速やかに行えるよう、地域全体の支え合いによる支援体制を確立するため、「文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を策定し、全体計画に掲載されている各施策について実施する。

#### 第3 事業計画

##### 1 避難行動要支援者に関する情報の管理

###### (1) 避難行動要支援者名簿の整備

区は、平常時から登録希望者を対象とした避難行動要支援者名簿を整備し、災害時に備える。

###### ア 関係機関共有方式名簿

区が定め避難行動要支援者の方全て及び一定の条件の下、名簿掲載を希望した者が掲載された名簿。

###### イ 同意方式名簿

関係機関共有方式名簿に掲載された者のうち、平常時から区民防災組織等に情報提供することに同意した者のみ掲載された名簿。

###### (2) 避難行動要支援者名簿の配付

区は、作成した避難行動要支援者名簿のうち同意方式名簿を、避難支援等関係者へ提供する。なお、災害時にあっては、関係機関共有方式名簿を避難支援等関係者へ提供することができる。

###### (3) 個別計画の作成

災害発生時において、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導、また避難所等での生活支援を的確に行うため、同意を得た避難行動要支援者一人ひとりについて、個別に避難支援計画「個別計画」の作成に努める。

##### 2 避難支援等関係者となる者

区における避難支援等関係者は、以下の範囲とし、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進する。

###### (1) 区民防災組織（町会・自治会）

- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 消防署・警察署
- (4) 文京区社会福祉協議会
- (5) 福祉サービス事業者（居宅介護支援事業者・指定特定相談支援事業者）
- (6) 安否確認者

なお、マンションにおいて自発的な防災活動を行う管理組合等も、区民防災組織として位置付けることが有効であることから、今後、避難支援等関係者の範囲についても、検討を進める。

### 3 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

区における避難行動要支援者は、以下の範囲とする。

- (1) 要介護者
  - 要介護 3～5
- (2) 障害者（児）
  - ア 身体障害者手帳 上肢1～2級、下肢1～2級、体幹1～3級、視覚障害1～2級、聴覚2級
  - イ 愛の手帳 1～3度
  - ウ 精神障害者保健福祉手帳 1級
- (3) 難病患者
  - 難病医療費受給者（日常生活全介助者）
- (4) 以下のいずれかに該当する者で、名簿掲載を希望する者（上記で指定された者以外）
  - ア 65歳以上の単身世帯
  - イ 65歳以上の高齢者のみ世帯
  - ウ 要介護・要支援認定者
  - エ 身体障害者手帳、愛の手帳所持者、又は精神障害者保健福祉手帳所持者
  - オ 難病医療費受給者
- (5) その他、区長が必要と認めた者

※ 社会福祉施設入所者や長期入院患者については、対象者の所在が明らかであり災害発生後についても、当該施設内にて対応を図ることから、対象範囲から除く。

※ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲については、災害が発生した場合の避難行動の状況や関係者等の意見を参考にしながら、継続的に見直していく。

### 4 名簿作成に必要な個人情報及びその収集方法

名簿に掲載される個人情報は、下表のとおり収集する。

個人情報の項目	収集方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>○氏名</li> <li>○生年月日</li> <li>○性別</li> <li>○住所又は居所</li> <li>○住所地の避難所</li> <li>○避難支援等を必要とする理由</li> <li>○町会・自治会名</li> <li>○民生・児童委員名</li> </ul>	区で管理している情報を集約する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人連絡先</li> <li>○情報提供についての同意の有無及び個別計画の有無</li> <li>○利用している福祉サービス事業者</li> <li>○安否確認者の連絡先</li> </ul>	区から名簿掲載対象者等に対して送付する「避難行動要支援者情報の外部提供同意書」に、対象者本人（若しくはその家族等）が記入した情報を利用する。

### 5 名簿の管理及び更新に関する事項

第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策

第12章 帰宅困難者対策

第13章 ボランティア等との連携・協働

第14章 公共施設等の応急対策

第15章 応急教育

第16章 処し尿・がれき等管理計画

第17章 遺体取り扱い

第18章 災害救助法の適用

第19章 災害の指定に關する計画

(1) 区が保有する名簿の管理と更新

ア 管理

区は災害発生時の状況を考慮し、紙媒体と電子データで名簿を管理する。  
紙媒体の管理は、施錠のできる書庫等で管理し、電子データの管理は、あらかじめ所属長が指定した職員のみが、データの管理、更新等を行い、パスワード等により厳正な管理を行う。

なお、電子データは災害情報システムにおいて管理し、避難所別、町会・自治会別、民生委員・児童委員の地区別、避難行動要支援者の住所地別に検索できるようにし、災害時のバックアップ体制を確保する。

イ 更新

区は名簿情報の更新を年1回行う。  
更新の際には、情報提供の同意を得られなかった者に対して、継続的に同意の意思確認を行い、地域における避難体制の確立に努める。

また、避難行動要支援者の転居や死亡、病院への長期入院や社会福祉施設への長期入所等が確認された場合は、名簿から削除する。

(2) 避難支援等関係者が保有する名簿の管理と更新

ア 管理

避難支援等関係者は、紙媒体で名簿を管理する。  
名簿は厳正に管理を行い、名簿の複製及び複写は認めない。また、提供先が団体である場合は、取扱う者をあらかじめ限定する。

イ 更新

区は名簿情報の更新(年1回)に併せて、避難支援等関係者へ名簿を提供し、古い名簿を回収する。また、避難支援等関係者が名簿の適正管理及び個人情報保護を徹底できるよう、区は個人情報保護対策を講じる。

6 個人情報の取り扱いについて

名簿及び個別計画は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報が含まれる。

よって、名簿及び個別計画の提供を受ける避難支援等関係者についても、その取り扱いに注意を要するため、区では以下の個人情報保護対策を講じる。

(1) 受領書の徴収

名簿及び個別計画の提供を受けた避難支援等関係者は、受領書兼誓約書を提出し、個人情報の適正管理を行う。

<遵守事項>

- ・ 秘密の保持を厳守すること
- ・ 名簿及び個別計画の紛失等がないよう適正に管理すること
- ・ 個人情報を目的以外に使用しないこと
- ・ 第三者へ情報提供しないこと
- ・ 災害時の情報提供については、救助活動に必要な範囲内で提供すること
- ・ 名簿及び個別計画の複製及び複写の禁止
- ・ 上記に反する事態が生じたとき、速やかに区へ報告すること
- ・ 登録情報の変更等の連絡を受けた場合、速やかに区へ通知すること

(2) 説明会の実施

名簿及び個別計画を提供した避難支援等関係者について、個人情報の取扱に関する説明会を必要に応じて実施する。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別計画の取扱措置

#### ア 提供の形態

名簿及び個別計画は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する等、提供、共有の範囲は必要最小限度とし、一地区の避難支援等関係者に対して区内全体の名簿及び個別計画を提供することはしない。

#### イ 守秘義務

災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人にも守秘義務が課されていることを十分に説明する。

#### ウ 名簿及び個別計画の管理

施錠可能な場所等への保管を指導し、提供先が団体である場合は、その団体内部で取扱う者を限定する。また、名簿及び個別計画の複製及び複写は禁止する。

### 7 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時において、避難支援等関係者（安否確認者等）は、まず自分自身と自身の家族の安全確保が最優先となる。

避難行動要支援者と避難支援等関係者（安否確認者等）の間で、個別計画を作る際に、双方が安全確保についてのルールを理解し、災害発生時の状況によっては、直ちに支援に來られない場合もあることを、互いに理解していることが必要である。

### 8 防災知識の普及・啓発

#### (1) 家具転倒防止器具の設置

震災時の家具転倒による要配慮者の人的被害を最小限に抑えることを目的に、高齢者・障害者世帯等及び避難行動要支援者名簿に登録されている世帯に対して区が費用の一部助成をおこなうことにより家具転倒防止器具の設置促進を図る。また、未設置の世帯について普及・啓発を図る。

#### (2) 感震ブレーカーの普及・設置

震災時の電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災の被害を最小限に抑えることを目的に、避難行動要支援者名簿に掲載されている木造密集地域に居住する希望世帯を対象に、感震ブレーカーの配付を行う。

#### (3) 避難行動要支援者訓練の実施

区は、避難支援関係者等が連携して、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認訓練等を実施し、安否確認態勢の検証及び改善を図るとともに、地域防災行動力の向上に努める。

### 9 災害時における対策

災害時において、火災の同時多発や交通機関の混乱等により、応急対策活動は著しく困難な場合や制約を伴うことが予想される。

このため、生活環境、医療や介護など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図るものとする。

#### (1) 避難行動要支援者の情報の収集把握の体制

災害発生時、区は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿を元に、避難行動要支援者の安否確認、福祉需要等への対応のために必要な情報を一元管理できる体制の整備を図る。区は、収集した情報を、必要に応じて警察署・消防署へ提供し、安否確認、救助・救出活動等を依頼する。

また、おおむね65歳以上で身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する状態にある一人暮らしの高齢者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステム

を継続して実施する。

(2) 安否確認や介護等の体制整備

ア 安否確認を的確に実施するため、避難支援等関係者と連携・協力し、具体的な実施体制を構築するとともに安否情報の集約方法を明確化する。また、集約した情報について、適切に共有化を図り、支援に反映させていく。

イ 聴覚障害や視覚障害等、障害福祉団体等に対して、災害時における会員同士の安否確認方法等を平常時より組織的に検討するよう要請する。

ウ 福祉ボランティア（手話通訳者、介護ヘルパー、点訳・要約筆記者、ガイドヘルパー等）の確保

(ア) 平常時から、社会福祉協議会と協力して、区内の福祉関係ボランティアグループとの間での災害時における福祉活動について検討を行う。

(イ) 平常時から福祉ボランティアを確保するため、社会福祉協議会と協力して、区民、学生等に呼びかけを推進する。

(ウ) 福祉、医療等の専門的な知識や技能を有する人材をあらかじめ専門ボランティアとして確保するために、ボランティア事前登録制度等の充実を図る。

(3) 避難体制の構築

避難行動要支援者を避難所、福祉避難所等に搬送する際の優先度を判定するためにトリアージ（優先度判定）の基準、搬送の方法、役割分担について整備を図る。

(4) 避難所における支援の充実

避難所において、要配慮者が安全・安心に過ごせるよう、バリアフリー化の推進、洋式トイレの設置推進、要配慮者向け専用スペースの設置、情報伝達手段の確保、生活用品等の充実化など要配慮者のニーズを反映させた支援策を実施する。

(5) 自宅等で生活する要配慮者の支援

自宅等の避難所以外の場所で生活する要配慮者を支援するために、その状況及び要望等を把握するとともに、食糧や生活必需品の給与、医療や保健活動など必要な支援を行う。

(6) 福祉避難所の活用

介護が必要な要介護認定者や障害者等のうち、避難所の要配慮者専用スペースでの避難生活が困難な者については、区内に設置される福祉避難所（二次避難所）にて避難生活を支援する。

また、福祉避難所設置・運営マニュアルを作成し、それに基づいた訓練を実施する。さらに災害時要配慮者対策・福祉避難所検討会において、福祉避難所に関する様々な課題について検討を行うとともに、マニュアルの改善を行っていく。

なお、個別計画を作成する際は、要配慮者の状態に応じて、福祉避難所へ直接避難するケースも含めて検討する。

(7) 医療依存度の高い在宅療養者への支援

自宅外への避難が困難な在宅療養者（人工呼吸器や吸引器等利用者）の非常用電源として、各避難所における発電機を、予備電源確保のための充電ステーションとしても利用できるよう支援体制を整える。

(8) 妊産婦等への支援

災害時に妊産婦や乳児等をもつ保護者が安心して避難生活を送れるように専用の避難スペースの確保に努めるとともに、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、復興支援情報の提供、医療、健康相談などを行う。

なお、被害の状況によっては、避難者数が増加することも予想されるため、大学等と協定を締結し、妊産婦・乳児救護所の確保に努めている。

第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策

第12章 避難者対策  
帰宅

第13章 ボランティア等との連携・協働

第14章 公共施設等の応急対策

第15章 応急教育

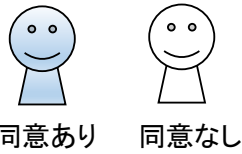
第16章 処理・ごみ・画等

第17章 遺体扱い

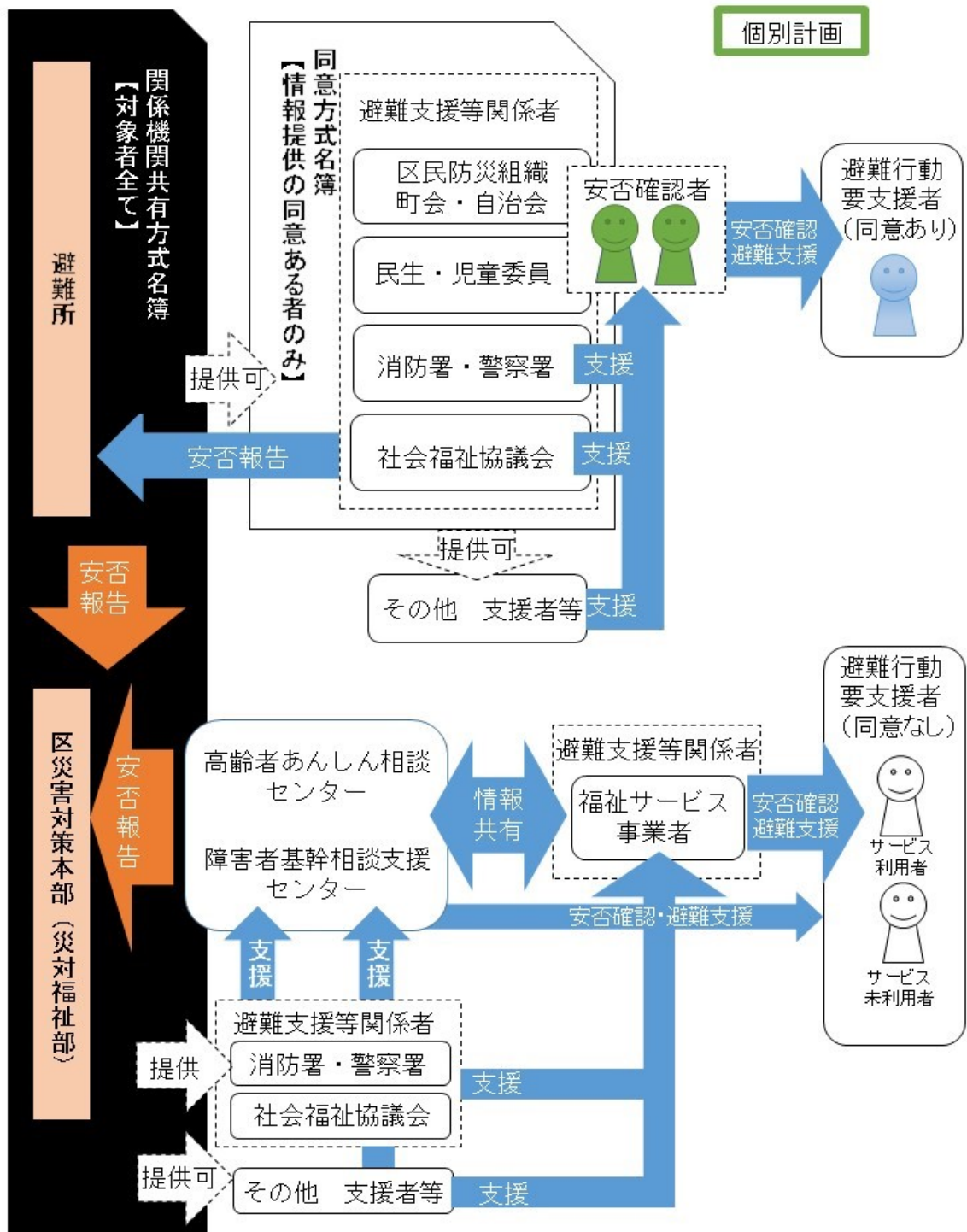
第18章 災害救助法の適用

第19章 激甚災害の指定に関する計画

<避難行動要支援者の安否確認から避難までの流れ>



個別計画を活用し、安否確認者による安否確認や避難支援、情報伝達等を行う。また、緊急時においては、同意の有無に関わらず、必要な限度で名簿情報を支援者へ提供できることとし、安否確認、避難支援を行う。



第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策  
 第12章 帰宅困難者対策  
 第13章 ボランティア等との連携・協働  
 第14章 公共施設等の応急対策  
 第15章 応急教育  
 第16章 ごみ・尿し尿処理計画等  
 第17章 遺体取り扱い  
 第18章 災害救助法の適用  
 第19章 激甚災害の指定に関する計画



## 10 社会福祉施設等の防災対策

### (1) 災害応援協力協定

社会福祉施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、特別養護老人ホーム等の福祉施設において、地元町会との災害応援協力協定の締結を推進し、災害が発生した場合の協力体制の整備を図る。

### (2) 食糧等備蓄物資の充実

#### ア 区立福祉施設

通所施設の利用者が、災害時に交通機関や道路状況の混乱によって、家族の引き取りが遅れる場合等を想定し、家族が迎えに来るまでの間の食糧等を備蓄する。

また、文京福祉センター江戸川橋及び湯島においては、区内の高齢者の他、区民が多数、利用する施設であるため、災害時に安全が確保されるまでの間、地域福祉振興施設の利用者が施設に留まることを想定し、残留者に対する食糧等を備蓄する。

#### イ その他、区内の民間福祉施設

入所施設においては、災害時は物資の調達が困難となることが想定されるため、物資の調達が可能となるまでの間の食糧等を備蓄するように促す。

通所施設においては、災害時に区立福祉施設と同様に安全が確保されるまでの間、施設に留まることも想定されるため、食糧等の備蓄をするように促す。

## 11 区立及び私立保育園の防災対策

(1) 区立及び私立保育園では、在籍園児について災害時の安全、健康管理を図る。職員の災害対応能力の向上と園児の発達段階に応じた安全能力の育成のため、計画的に避難訓練を行う。保護者への円滑な引き渡しのため、年1回、通信機器を活用した訓練を行う。

(2) 緊急一時保育等一時的に預かる児童についても、災害時等を想定し、保護者の理解を求め必要な情報を把握し、安全、健康管理を図る。

(3) 各種事業により在宅子育て家庭の親子が来園している場合は、一時的に在園児とともに避難誘導を行う。

(4) 幼児保育課と保育園は、連絡手段を整え、発災後の園の様子や保護者への引き渡し状況の報告体制を整備する。幼児保育課では、区立及び私立保育園の状況を随時把握し、必要に応じ区からの情報伝達及び指示を行う。

(5) 保育園に乳幼児を預けている保護者は、災害時には速やかに園児を引き取りにくることが原則となっているが、交通機関や道路状況の混乱等により引き取りが遅れることも想定されるため、保護者が迎えにくるまでの間、食糧等を備蓄する。

(6) 保育園においての行動マニュアルは、必要に応じ、別途定める。

## 12 要配慮者に対する地域協力体制の整備（消防署）

(1) 区と協働して、要配慮者に対する防火防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

(2) 区が整備する緊急通報システム等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。

(3) 要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

ア 区等と連携して要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

イ 社会福祉施設等の被災に備え、区民防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

(4) 社会福祉施設と事業所、町会・自治会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するよう、その促進を図る。

(5)「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

参考：「地震その時10のポイント」

## 1 地震だ！まず身の安全

- ・揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたときは、身の安全を最優先に行動する。
- ・丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れが収まるまで様子を見る。

### 高層階（概ね10階以上）での注意点

- ・高層階では、揺れが数分続くことがある。
- ・大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。

## 2 落ち着いて 火の元確認 初期消化

- ・火を使っているときは、揺れが収まってから、あわてずに火の始末をする。
- ・出火したときは、落ち着いて消化する。

## 3 あわてた行動 ケガのもと

- ・屋内での転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
- ・瓦や窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。

## 4 窓や戸を開け 出口を確保

- ・揺れが収まったときに、避難ができるよう出口を確保する。

## 5 門や塀には 近寄らない

- ・屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。

## 6 火災や津波 確かな避難

- ・地域に大規模な火災の危険が迫り、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所に避難する。
- ・沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。

## 7 正しい情報 確かな行動

ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。

## 8 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否

- ・わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。

## 9 協力し合って 救出・救護

- ・倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。

## 10 避難の前に 安全確認 電気・ガス

- ・避難が必要なときには、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めて避難する。

出展：東京防災

## 第12章 帰宅困難者対策（区・都）

### 第1節 帰宅困難者の考え方

#### 第1 活動方針

大規模な地震が発生した場合、自力で帰宅することが困難な通勤・通学者、買物客等が多数発生し、大きな混乱が予測される。

しかしながら、この帰宅困難者への対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及んでおり、ひとつの自治体、ひとつの企業、個人での対応には限界がある。

このため、この課題に関連する全ての機関と事業所や帰宅困難者自身が、その責務と役割を明確にし、おのおのが分担して的確な対策を実施していくものとする。

#### 第2 帰宅困難者の推計

東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、地震発生直後に交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を帰宅困難者としており、都全体で最大約517万人が発生すると推計している。文京区においては、約13万2千人の帰宅困難者の発生が想定されている。

#### 第3 活動内容

災害時における帰宅困難者の対策については、行政機関、事業者、外出者等、社会全体で取り組みを進め、支援体制の構築に努める必要がある。区では、帰宅困難者の発生を抑制するための啓発活動を行うとともに、帰宅困難者向け対応施設の確保及び受入れ方法等の支援体制の構築を図る。

### 第2節 帰宅困難者対策の推進

#### 第1 区における帰宅困難者対策

##### 1 東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発

帰宅困難者を保護するために、区内の事業者、大学、駅、集客施設等に対して、従業員、学生、利用者等の事業所及び施設内待機、物資の備蓄等「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、都と連携のうえ、啓発活動を行う。

##### 2 帰宅困難者用物資の備蓄

区は、職員及び区施設利用者、帰宅困難者用の備蓄を「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、都と連携の上、充実を図る。

##### 3 帰宅困難者の支援態勢の構築

都と連携し、一時滞在施設への誘導方法、情報提供方法、備蓄物資の供出等、帰宅困難者の支援態勢の構築を図る。また、防災アプリ等を活用した新たな情報伝達方法を導入する。

##### 4 安否確認手段の確保

(1) 個人の安否確認手段として、「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話の災害用伝言板

等の普及・啓発を図る。

- (2) ラジオ、テレビ、インターネットによる安否情報など放送メディア等の活用促進を図る。

## 5 一時滞在施設の確保、誘導

震災直後は、余震などから二次災害の恐れがあり、道路の通行や代替交通手段も確保できないため、徒歩での帰宅は困難となることから、一時滞在施設の確保を図り、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に誘導する。一時滞在后、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を提供し、安全に帰宅させる。

- (1) 帰宅困難者受入れの一時滞在施設として、活用することが可能な事業者等との協定締結を推進し、平成30年10月1日までに民間事業者5社と協定を締結した。

また、春日・後楽園駅前地区第一種市街地再開発事業により整備される施設建築物内に、帰宅困難者の一時滞在用スペースや防災備蓄倉庫を確保する。

また、民間事業者との一時滞在施設に関する協定締結による確保に努めていく。

- (2) シビックセンターでは、地震発生時における来館者の安全確保を行った後、シビックセンター低層階を帰宅困難者の一時滞在施設として、災害対策本部の判断により順次開放する。

また、区内の帰宅困難者の発生状況を勘案して、スポーツセンターを開放する。

- (3) 指定管理者により管理される施設については、指定管理者は、東京都帰宅困難者対策条例の規定に基づき、利用者及び施設の安全確認を行う。また、利用者等へ一時滞在施設等の情報提供及び誘導を行うとともに利用者の希望があれば一定時間当該施設内で保護する。

- (4) 区民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発する。また、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知する。

〈資料編 第19 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン P68〉

## 6 災害時帰宅支援ステーションにおける支援

区内で営業する事業者と協定を締結し災害時帰宅支援ステーションの確保に努めるとともに、帰宅支援道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

## 7 避難所、地域活動センターにおける支援

帰宅困難者が学校等の避難所に避難を求めてきたときは、学校運営に支障のないエリアで休憩場所の提供及びトイレの提供など一時的な支援を行うとともに、帰宅困難者の一時滞在施設を案内する。

また、地域活動センターでは、避難所の開設状況や帰宅困難者の一時滞在施設等について情報提供を行う。

## 第2 帰宅困難者の帰宅支援

- 1 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等と連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- 2 徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

## 第3 救護対策の検討

都及び防災関係機関とともに帰宅途中で救護が必要となった人への救護対策を検討する。

#### 第4 駅及び駅周辺の混乱防止

駅周辺に多く滞留者が発生した場合に備え、都と連携し、あらかじめ駅ごとに、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の防災関係機関の役割を定め、混乱を防止する体制づくりを推進する。後楽園駅周辺において、モデル的な検討を行う。

- 1 滞留者の一時滞り場所への誘導方法と役割分担
- 2 誘導場所の選定
- 3 誘導計画、マニュアルの策定
- 4 駅前滞留者対策訓練の実施

〈資料編 第18 大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン P67〉

#### 第5 事業者等における帰宅困難者対策

##### 1 事業者等における施設内待機計画の策定

- (1) 事業者等は「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を策定し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させておくことが重要である。また、テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

〈資料編 第17 事業所における帰宅困難者対策ガイドライン P66〉

- (2) 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するために3日分の水、食糧、生活用品等をあらかじめ備蓄しておくとともに円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。
- (3) 施設内に従業員が留まれるように、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止装置、事務所内のガラス飛散防止措置等に努める。
- (4) 発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。
- (5) 帰宅時間が集中しないための対応として、日頃から、従業員等の居住地、家庭の事情、従業員の帰宅する方面などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。また、帰宅状況を把握するために、従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。
- (6) 自衛消防訓練等を定期的実施する際に、施設内待機に関する訓練を行い、施設内待機の手順等について確認し、必要な場合の改善を行う。

##### 2 集客施設及び駅等の利用者保護

- (1) 事業者は、「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させていく。
- (2) 利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。また、必要と考えられる備蓄品の確保や提供方法、避難行動要支援者や急病人への対応等の具体的な内容についても検討する。

第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策

第12章 帰宅困難者対策

第13章 ボランティア等との連携・協働

第14章 公共施設等の応急対策

第15章 応急教育

第16章 処し尿・がれき管理計画等

第17章 遺体扱い

第18章 災害救助法の適用

第19章 激甚災害の指定に関する計画

- (3) 日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止装置、施設内のガラス飛散防止措置等に努める。また、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じる。
- (4) 施設の特長や事情に応じて、利用者保護のために必要となる飲料水や毛布等を備蓄しておくことが必要である。
- (5) 訓練等を定期的実施することにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。
- (6) 災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

### 3 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要因を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に避難行動要支援者の保護等）に努める。

## 第6 九都県市の帰宅困難者対策

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の九都県市は、災害が発生した場合、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に推進するため相互に協定を締結している。

- (1) 応援調整本部（都県市）は、九都県市の各災害対策本部と連絡をとり、九都県市域内の鉄道等交通機関の状況、道路の通行可否の状況等の情報を収集する。
- (2) 収集した情報を整理し、圏域内の全体情報として九都県市の各災害対策本部に通知し、情報を共有する。

## 第7 都の帰宅困難者対策

### 1 東京都帰宅困難者対策条例の徹底

都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、「東京都帰宅困難者対策条例」について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

#### 【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員が施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員が3日分の備蓄（飲料水、食糧等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

〈資料編 第16 東京都帰宅困難者対策条例 P62〉

### 2 帰宅困難者への情報通信体制整備

震災時の帰宅困難者等に対する安否確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。また、都のホームページにおいて帰宅困難者向けポータルサイト等を設置し、情報提供を行う。

### 3 一時滞在施設の確保

都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知するとともに、都市計画の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。また、都の指定する一時滞在施設の運営が円滑に行われるよう、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、マニュアルを作成する。

区内では、小石川中等教育学校、竹早高等学校、向丘高等学校、工芸高等学校、中央・城北職業能力開発センター、教職員研修センターを一時滞在施設の候補としている。

### 4 災害時帰宅支援ステーションによる支援

都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。さらに災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう、運営ガイドラインを作成する。

#### 【災害時帰宅支援ステーション】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供をうけるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

### 5 徒歩帰宅者の代替輸送

#### (1) 鉄道運行情報等の提供

ガイドライン等に則り災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて事業者や都民等に提供する。

#### (2) 代替輸送手段の確保

バス・船舶による代替輸送手段を確保する。なお、調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。

### 6 徒歩帰宅者の支援

円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について提供する。また、帰宅支援の対象道路として策定した16路線について区民へ周知を図る。

【帰宅支援の対象道路（16路線）】

1 第一京浜（日本橋～六郷橋）	9 北本通り（王子駅～新荒川大橋）
2 第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）	10 日光街道（日本橋元標～水神橋）
3 中原街道（中原口～丸子橋）	11 水戸街道 （本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
4 玉川通り（三宅坂～二子橋）	12 蔵前橋通り（湯島1～市川橋）
5 甲州街道（桜田門～八王子）	13 井の頭通り（大原2～関前）
6 青梅街道・新青梅街道 （新宿大ガード西～箱根ヶ崎）	14 五日市街道（関前～福生）
7 川越街道（本郷3～東玉橋）	15 環状7号線
8 中山道（宝町3～戸田橋）	16 環状8号線

第11章 要  
 者及び避難行動  
 支援者対策  
 要配慮

第12章 帰宅  
 困難者対策

第13章 ボラン  
 ティア等との  
 連携・協働

第14章 公共施  
 設等の応急対策

第15章 応急教育

第16章 ごみ・  
 尿・がれき等  
 の処理計画

第17章 遺体  
 の取り扱い

第18章 災害  
 救助法の適用

第19章 激甚  
 災害の指定に  
 関する計画



## 第13章 ボランティア等との連携・協働（区・都・消防署）

### 第1節 ボランティア・NPO

#### 第1 活動方針

柔軟性・きめ細かさといった特徴を持つボランティアや民間非営利団体（以下「NPO」という。）などの区民活動は、行政とは異なる立場から被災者の救済や被害拡大の防止に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在である。また、ボランティア・NPO活動は、被災者の救援・救護、建築物の応急危険度判定、避難所の管理運営支援、救援物資の保管や運搬、災害時要配慮者の介護等多種多様にわたっており、被災者の生活の安定と再建を図る上で、重要な役割を担っている。

今後は、都をはじめとする防災関係機関等と連携協力体制を構築し、効果的な災害応急対策の実施を図っていくものとする。

#### 第2 活動内容

##### 1 ボランティアの受入体制

特別な知識や技術が不要な一般ボランティアの受入れについては、都は東京ボランティア・市民活動センターと連携し東京都災害ボランティアセンターを開設し、区市町村災害ボランティアセンターを支援する。区では、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し対応することとし、区は連携するとともに必要な支援を行う。

特別な知識や技術が必要な専門ボランティアについては、区担当部署で対応する。

一般ボランティアと専門ボランティアの受入れは次のとおりとして、役割を分担する。

また、区では、文京区社会福祉協議会や都、東京ボランティア・市民活動センター、専門ボランティア、NPO、各団体と発災時のみならず平時から連携し、ボランティアが円滑に活動できる体制をつくる。

##### (1) 一般ボランティア担当部門の設置

区は災対区民部に担当部門を設置し、都との連絡調整や庁内における一般ボランティアのとりまとめ、文京区社会福祉協議会が設置する文京区災害ボランティアセンターとの連携・支援業務を行う。

ア 都との連絡調整

イ 文京区災害ボランティアセンターとの連絡調整

ウ 文京区災害ボランティアセンターへの職員派遣

エ 文京区災害ボランティアセンターへの設置場所の支援

オ 文京区災害ボランティアセンターへの必要物品の支援

カ 文京区災害ボランティアセンターへの財政支援

キ 文京区災害ボランティアセンターに対する避難所や災対各部からの一般ボランティアニーズの収集および振り分け

##### (2) 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティア（機器管理、建築物の応急危険度判定員、土木技術、医療、救護、介護、手話、語学、アマチュア無線通信等一定の知識、技術、経験や特定の資格を有する者）については、行政との連携等一元的な管理調整がなじむため、災害対策本部事務局が所管する。専門ボランティアについては、ボランティア事前登録制度等を導入する。

第11章  
要支援者  
対策

第12章  
避難者  
対策

第13章  
ボランティア  
等との  
連携・  
協働

第14章  
設等の  
応急  
対策

第15章  
応急  
教育

第16章  
処し尿・  
理がれ  
計き等  
画

第17章  
の取り  
扱い  
遺体

第18章  
救助  
法の  
適用  
災害

第19章  
災害の  
指定  
計画  
に  
激甚

なお、医療、福祉、手話、語学の分野については、平成27年8月より登録制度を開始した。今後は、障害者を支援するボランティア団体との協力体制を構築するとともに、災害時における連携方法等について検討を行う。

(3) マニュアル等の作成

ボランティアの募集及び受付方法、活動内容等について、マニュアル等を作成する。

## 2 文京区災害ボランティアセンターの開設

文京区社会福祉協議会が設置する文京区災害ボランティアセンターは、文京区民センター又はシビックセンター地下2階「区民ひろば」、および「産業とくらしプラザ」に活動拠点を開設することを基本とし、資材の保管や車両の配車拠点等として礫川公園等を利用する。これらの施設が使用できない場合を想定し、屋外施設等を含め、複数の施設の利用について検討を進める。

また、活動拠点における業務は、おおむね次のとおりである。

(1) ボランティアの募集及び受付

(2) ボランティアの派遣等需給調整

(3) ボランティア（団体）間及び関係機関の連絡調整

(4) 東京都災害ボランティアセンターからのボランティアコーディネーターや資機材の受入れ、連絡調整

(5) 区等との連絡調整

(6) 災害活動に関する情報の収集及び発信に関すること

(7) 前各号に掲げるもののほか、災害時における応急及び復旧支援に関すること

## 3 ボランティアの育成支援・登録

(1) 一般ボランティアについては、文京区社会福祉協議会が平常時ボランティア意識の啓発やボランティアスタッフの育成等を推進し、区は支援していく。また、ボランティア相互のネットワークを平常時から築き、ボランティア等に関する情報の交換を図り、効果的な連携体制づくりを推進する。

(2) 専門ボランティア（機器管理、建築物の応急危険度判定員、土木技術、医療、救護、介護、手話、語学、アマチュア無線通信等一定の知識、技術、経験や特定の資格を有する者）については、専門部署において養成や事前登録制度等を行う。なお、平成27年8月より登録制度を開始した医療、福祉、手話、語学の分野については、登録者に対し普通救命講習等の受講を推進する。

(3) 東京都防災ボランティアは、一定の知識や経験、資格を必要とする分野のボランティアを事前に登録しておく制度である。現在、建築物の応急危険度判定員や道路等公共土木施設の応急復旧を支援する東京都建設防災ボランティア、そして、被災外国人を支援する語学ボランティアがある。今後、活動対象の種類を拡大していくことに伴い、区としても区民の積極的な活動参加を呼びかけていくものとする。

(4) 交通規制支援ボランティアは、大震災等の発生時に交通規制を支援するボランティアである。交通規制支援ボランティアは、警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施する。

(5) 東京消防庁災害時支援ボランティアは、地震時における消防隊の現場活動を支援する登録ボランティアである。

消防署は、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動を得るた

め、事前に消防署に登録した小石川・本郷各消防ボランティアの受入れ態勢を確立するとともに、育成指導を図る。

- (6) 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者（災害救護ボランティアを含む）、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た個人、団体などにより構成される。

日本赤十字社東京支部は、日頃から個人を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

- (7) 区は、平常時から区内の事業所や大学との連携を図り、ボランティアの事前登録の導入等を検討する。

#### 4 災害支援NPO・NGOとの連携

社会福祉協議会及び全国組織の支援団体と協力し、災害支援を行うNPO・NGOの支援を受ける体制づくりを行う。

## 第2節 労働力の確保

### 第1 活動方針

災害時においては、膨大な労務が必要となるが、労働力の確保については、区職員及び他団体等との協定・協力のみでは必ずしも十分ではない。労働力の不足を補い、救助作業等の円滑な活動の推進を図るため、ハローワーク（公共職業安定所）を通じ労働力の確保に努める。

### 第2 活動内容

#### 1 労働力の事前確保

- (1) 大学との連携強化

ボランティアとしての人的支援をあらかじめ確保しておくために、大学との協定締結項目にボランティア募集を加える等して、大学生ボランティアの確保に努める。

- (2) 専門ボランティアの確保

医療、福祉、語学、危機管理等、専門的な知識・経験・技能等を有する人材をあらかじめ専門ボランティアとして確保するために、ボランティア事前登録制度等を導入する。なお、医療、福祉、手話、語学の分野については平成27年8月より登録制度を開始した。

また、障害者を支援するボランティア団体との協力体制を構築するとともに、災害時における連携方法等について検討を行う。

#### 2 雇用方法

労働者の雇用は、ハローワーク（公共職業安定所）と協力し、雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇用する。

#### 3 労働者の確保手続

- (1) 労働者の確保の要請

ア 区は、所要人員を一括して東京労働局に労務供給（労働者の確保又は求職者の紹介）の要請をする。

イ 要請を受けた東京労働局は、職業安定部を経由の上、ハローワーク（公共職業安定所）に連絡する。

第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画

第13章 ボランティア等との連携・協働

ウ 連絡を受けたハローワーク（公共職業安定所）は、速やかに職業紹介を行い、要請人員を確保し、労働者を所内に待機させる。

(2) 労働者の引渡し

区は、労務確保の通報受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、ハローワーク（公共職業安定所）において公共職業安定所職員の立ち会いのもとに、労働者の引渡しを受ける。

また、区は、作業終了後において、労働者をハローワーク（公共職業安定所）又は交通機関までの輸送することについて協力する。

(3) 賃金の支払い

賃金は、都に準じて定め、就労現場において作業終了後に直ちに支払うものとする。

第11章 要  
者及び避難行動  
支援者対策

第12章 困  
難者対策  
帰宅

第13章 連  
携・協働  
ボランティア等との

第14章 設  
等の  
応急  
対策  
公共施

第15章 第  
15章  
応急  
教育

第16章 処  
理・計  
画  
尿・が  
れき  
ごみ  
等・

第17章 の  
取  
扱  
い  
遺  
体

第18章 救  
助  
法  
の  
適  
用  
災  
害

第19章 関  
する  
計  
画  
災  
害  
の  
指  
定  
に  
激  
甚

## 第14章 公共施設等の応急対策（防災関係機関）

### 第1節 区施設

#### 第1 活動方針

区施設の機能及び人命安全確保を図るため、区有施設が被災した時、直ちにこれに対処できる態勢の整備を図り、かつ各施設の管理者は、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。

#### 第2 活動内容

- 1 各施設の責任者は、施設内の区民等の安全の確保と施設の被害を最小限にとどめるため、被災情報等を収集し、防災計画に基づいた避難行動、消火活動等を的確に行う。
- 2 施設責任者は、防災計画に基づき自衛防災組織を編成し、それぞれの分担を指揮する。
- 3 緊急時には、防災関係機関への臨機な措置を要請する。
- 4 災害により被害を受けたときは、直ちにその被害の内容等を災害対策本部に報告する。

### 第2節 電気施設

#### 第1 計画方針

非常災害の発生、またはそのおそれがある場合に、情勢に応じた態勢への速やかな移行をはじめ、組織運営や応急対策ならびに復旧活動に係わる実施事項を定め、公益的な使命を着実に遂行する。

#### 第2 応急対策に関する事項

##### 1 情報伝達

情報伝達の経路は、あらかじめ社内で定められたとおりとし、その伝達方法は保安通信設備等により迅速かつ確に行う。

##### 2 要員の確保

震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事務所に出勤する。交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出勤し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

##### 3 復旧資機材の確保

災害時には、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は現地調達、非常災害対策本（支）部相互の流用、他電力会社等から融通により可及的速やかに確保する。

##### 4 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

第11章  
要支援者  
避難行動

第12章  
避難者  
対策  
帰宅

第13章  
ボランティア  
等との  
協働

第14章  
公共施設  
等の  
応急対策

第15章  
応急教育

第16章  
がれき  
処理  
計画  
等

第17章  
遺体  
取り扱い

第18章  
災害  
救助法の  
適用

第19章  
指定  
計画  
に  
関する  
計画

## 5 復旧資機材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要なになり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

## 6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、非常災害対策本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

## 7 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

# 第3節 ガス施設

## 第1 活動方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

## 第2 活動内容

### 1 情報の収集・報告

災害が発生した場合には、気象情報、被害情報（一般家屋・ライフライン・地方自治体・官公庁・報道機関等）、ガス施設等の被害の状況及び復旧状況などの各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

### 2 広報活動

災害時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

### 3 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険防止措置を講ずる。

### 4 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

# 第4節 上水道施設

## 第1 活動方針

「東京都水道局震災応急対策計画」は、地震の発生により水道施設に被害が生じ、平常給水が不可能になった場合に、応急対策諸活動を迅速・的確に実施できる態勢を作り、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図ることを目的に策定したものである。

## 第2 活動内容

### 1 災害時の活動態勢

#### (1) 給水対策本部の設置

地震の発生により被害が発生した場合は、平常の組織体制では応急対策の諸活動を適時適切に遂行することが困難となる。このため、都水道局は、地震発生により水道施設に甚大な被害が生じた場合や都に災害対策本部が設置された場合など、一定の場合に給水対策本部を設置する。

#### (2) 他都市、他団体、関係会社等との協力態勢

防災時の応急対策を適時適切に実施するため、あらかじめ民間事業者や他都市等との協力体制を確立し、地震発生後の応急対策活動態勢の確保に努める。

関係会社等との協力態勢では、請負単価契約会社や指定給水装置工事事業者などに、あらかじめ復旧作業への協力について要請している。

また、大規模な地震等が発生し、被災都県、区市独自では十分に応急対策が実施できないとき、友愛的精神に基づいて施設の応急復旧等に必要な資器材の提供等が円滑かつ迅速に図れるよう、相互応援について協定などを締結している。

### 2 情報連絡活動

応急対策を効率良く推進するためには、正確な情報を迅速に収集、伝達することが必要であり、このことから情報連絡の手段、時期、内容等をあらかじめ定めている。

情報収集は、水道局震災情報システムを使用するほか、その他の通信手段として一般加入電話が使用できない場合、通信の疎通状況を勘案して水運用専用電話、東京都防災行政無線、業務用移動無線又は衛星携帯電話を用いる。

### 3 復旧活動

首都中枢機関等への水道水供給に係る管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指し、上記以外の管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

また、取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。

復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協力や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

復旧用材料については被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給体制を確保する。

### 4 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、施設の復旧に全力を挙げるとともに、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、給水拠点等における給水活動を実施する。

#### (1) 震災時の応急給水の方法

##### ア 給水拠点での応急給水

給水所及び応急給水槽を給水拠点として応急給水を行う。

##### イ 車両輸送による応急給水

給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所、後方医療機関となる医療施設（病院、診療所及び人工透析医療施設）及び福祉施設（重症重度心身障害児（者）施設、特別養護老人ホーム等）等について、区から都災害対策本部を通じ緊急要請があ

った場合に行う。

ウ 仮設給水栓による応急給水

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。

(2) 災害時給水ステーション（給水拠点）での水道局と区の役割分担

応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設置及び被災者への応急給水を行う。給水所では、水道局は応急給水に必要な資器材等の設置を、区は被災者への応急給水を行う。

※敷地の一部を柵で区切った浄水場（所）・給水所では、応急給水エリアの鍵を都の到着を待たずに区が解錠し、あらかじめ設置された蛇口等から区が給水を行う。

(3) 給水基準

震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として、1人1日3ℓを基準とする。

(4) 給水態勢

震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を把握し、応急給水の実施に係わる計画を定め給水態勢を確立する。

車両輸送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる病院等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、水道局保有車両及び雇上げ車両などによって輸送する。また、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合は、区において受水槽の水、ろ過器によりプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

## 5 広報活動

震災発生時は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点を周知させるため、水道局の車両及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都災害対策本部を通じ、報道機関の協力を得て実施する。

## 6 訓練

応急対策諸活動を円滑に実施するため、平素から職員の災害時の役割等を踏まえた実践的な研修、訓練等を通じて、職員の震災応急対策計画の習熟及び地震災害への対応能力の向上に努める。

## 第5節 下水道施設

### 第1 活動方針

災害時には、東京都災害対策本部の連絡に基づき、直ちに東京都下水道局災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置して災害に対処し、下水の流下機能を確保する。

災害対策本部は東京都下水道局災害対策運営要綱に基づき、あらかじめ定められた態勢により、情報収集、下水道施設の調査及び応急復旧等を指揮命令する。

### 第2 活動態勢

都本部の非常配備態勢に基づき、職員の配備を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。

応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民



間団体と連携して対処する。

### 第3 活動内容

- 1 災害時には防災関係機関と連絡調整を行い、施設の緊急調査、他都市への支援要請、協力団体への出動要請など迅速な応急対策を実施する。
- 2 被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。
  - (1) 緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。
  - (2) 水再生センター・ポンプ所は、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
  - (3) 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い、応急措置等を行う。
  - (4) 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

### 第4 広報活動

下水道施設の被害及び復旧等の状況についての広報は、災害対策本部を通じて報道機関の協力を得て行う。

### 第5 訓練

防災訓練は、本庁及び全事業所において毎年実施している。

#### 1 参加機関

本局各部、事業所、防災関係機関等

#### 2 訓練項目

緊急点検及び緊急措置、二次被害防止のための訓練、ライフライン停止時のための訓練、情報連絡訓練、防災関係機関等との一体的な訓練、民間団体との連携による応急復旧訓練、相互支援に係る情報連絡訓練、緊急時の参集訓練など。

## 第6節 都営地下鉄

### 第1 活動方針

地震等による災害に対しては、直ちに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧にあたる。

### 第2 活動内容

- 1 5か所（高島平総合庁舎・大島庁舎・高松庁舎・馬込信号扱所・大門庁舎）に設置してある地震計が、震度5弱以上を感知したとき、総合指令所長は直ちに全線に対して運転中止の指令をするとともに、災害情報を収集し、当該課長及び関係所属長へ通報する。

また、平成18年度から、より効率的な施設点検の実施のために、ゾーン地震計を11駅に

設置し早期対応、運転再開に努める。

更に、平成19年9月1日から、緊急地震警報システムを導入し、発災前に迅速な対応が可能となった。

その後の運転再開に当たっては、関係各管理所長と相互の連絡を密にし、管理所長及び保守担当管理所長からの震災箇所点検確認報告に基づき、安全確認後運転規制を解除する。

- 2 全線運転中止の場合は、各駅において列車の出発を見合わせ、旅客を速やかに安全な場所へ誘導する。また、一部運転中止が生じたときは、直ちに運転整理により対応し、旅客輸送に万全を期する。
- 3 ずい道内、特に駅間に列車が停止し運転不能の場合は、直ちに最寄り駅より救援を出し、旅客の避難誘導にあたり安全確保に努める。
- 4 災害施設の復旧については、三田線電気管理所長、大江戸線電気管理所長、志村保線管理所長、木場保線管理所長は早急に被害状況を確認し、交通局災害対策本部に報告するとともに、比較的軽微な損傷については、管轄出張所の保有する維持補修材をもって直ちに復旧に努める。

## 第7節 東京メトロ

### 第1 活動方針

災害が発生した場合、災害・事故等対策本部規定に定める災害及び事故等の種別により対策本部を設置し、東京地下鉄の全機能を上げて旅客の安全確保に努める。

### 第2 活動内容

#### 1 初動措置

##### (1) 列車の措置

- ア 総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により、全列車をいったん停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。
- イ 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を停止させた後、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受け、乗客の安全を図る。

##### (2) 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な判断と的確迅速な行動により、旅客の安全退避に努める。

##### (3) 火災発生の措置

火災が発生した場合には、消防署、警察署へ通報するとともに、初期消火に努める。また、火災発生の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

##### (4) 停電の措置

- ア 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、懐中電灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。  
更に、ガスタービン発電機を地下に初めて採用した。
- イ 列車内停電の場合には、自動的に列車車載の蓄電池に切り替わり、照度2～5ルク

スで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

## 2 旅客に対する避難誘導計画

責任者は、正確な情報判断のもと職員を指揮して、旅客の避難誘導に当たる。

### 第8節 首都高速道路

#### 第1 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、災害の種類及びその程度に応じて、緊急体制又は非常体制をとり、役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。

#### 第2 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- (1) 大地震が発生したとき首都高速道路は、消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等をお客様等に広報する。
- (2) 利用者等の被災状況を速やかに把握し、消防等防災関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

### 第9節 通信施設

#### 第1 活動方針

災害により電気通信設備に被害があった場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、通信の途絶による社会的混乱の発生を防止する。

#### 第2 活動内容

##### 1 震災時の活動態勢

##### (1) 災害対策本部の設置

地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等の情報収集を行い重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、文京区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整を行う。

##### (2) 社員の動員計画

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、業務の運営、応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次のとおり動員計画を定め、この計画に従い関連グループ会社等と情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

- ア 災害対策本部要員の非常収集
- イ 社員の非常配置

第11章 要支援者  
及び避難行動  
要支援者対策

第12章 帰宅  
困難者対策

第13章 ティア  
・等との  
連携・協働

第14章 公共施設  
等の応急対策

第15章 応急教育

第16章 尿・がれき  
処理計画等

第17章 遺体  
の取り扱い

第18章 災害  
救助法の適用

第19章 激甚  
災害の指定  
に関する計画

- ウ 社員の非常収集方法
- エ 事業所相互間の応援

## 2 応急対策

(1) NTTの通信設備が被災し、電話をつなぐ交換機などが被災した場合は、上部機関から配備される非常用交換機と電力を供給する移動電源車により電話回線の復旧に当たる。

また、NTTビル間につなぐケーブルが被災した場合は、上部機関から応急ケーブルや非常用移動電源車などを配備し通信を確保する。

ア 本社等から配備される災害対策機器

- (ア) 非常用交換機
- (イ) 非常用移動無線車
- (ウ) 移動電源車
- (エ) ポータブル衛星車載車
- (オ) ポータブル衛星通信装置
- (カ) 応急ケーブル等

(2) 特設公衆電話の設置、開放

ア 指定された避難所の運用が開始された場合、事前設置した特設公衆電話を避難者の為に開放する。

イ 広域停電時の公衆電話無料化

災害救助法の適用される規模の災害が発生し、かつ、広域停電が発生している場合、被害の状況や通信の著しい輻輳状況等を勘案し公衆電話の無料化を行なう（ただし、国内通話に限る）。

(3) 電気通信設備等の点検

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、次の設備及び資器材の点検を行う。

ア 電気通信設備の巡回・点検並びに防護

イ 災害対策用機器及び車両の点検、設備

ウ 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配

エ 災害時措置計画及び施設記録等の点検、確認

## 3 復旧対策

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧は、次により実施する。

(1) 災害復旧工事の種類

ア 応急復旧工事

(ア) 設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 現状回復までの間、維持に必要な補強、設備工事

イ 現状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の形態に復旧する工事

ウ 本復旧工事

(ア) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

(イ) 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

(2) 災害復旧工事の計画、実施

設備の被災の程度及び通信に対する社会的要請等を考慮し、サービス回復を優先する

応急復旧工事及び現状復旧工事により通信の回復を図る。

### (3) 復旧の順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位を定めておき、その順位に従って実施する。

## 4 広報・広聴活動

### (1) 通信途絶、利用制限の広報及び復旧時の広報

地震災害等による通信の途絶、又は利用の制限を行った場合は、広報車・チラシ・交換機よる知案内（トーキ案内）等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

- ア 災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況
- イ 通信途絶又は利用制限の状況
- ウ 通信途絶又は利用制限をした理由
- エ 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- オ 利用者に協力をお願いする事項
- カ その他必要な事項

### (2) 災害時に注意する事項

ア 重要通信が優先となる。

災害が発生すると電話が殺到し、電話がかかりにくくなる。防災関係機関等が行う救助・復旧活動のための皆様の電話電報の利用を制限することがある。

イ 受話器の外れを確かめる。

地震で受話器が外れたままだと、電話をつなぐ交換機はマヒ状態になり、かかってきた電話もお話し中の状態でつながらない。外れている受話器を元に戻す。

また、停電時には、コードレスホンなどの多機能電話は、利用できない場合があるので注意する。

## 第10節 日本郵便株式会社施設

### 第1 活動方針

#### 1 非常災害応急対策の業務

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、非常災害応急対策として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況等の情報収集・周知連絡及び広報活動
- (2) 郵便業務運行の確保
- (3) 要員配置・被災社員の援護等
- (4) 応急用事業品の調達、輸送災害応急対策等
- (5) 被災した社屋・設備等の復旧
- (6) その他

#### 2 社員の動向

郵便局長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に備え、所属社員の一部、又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等を立て、動員順位等を定めておくものとする。

#### 3 情報連絡等連携の確保

郵便局は、災害時における必要な対応を円滑に遂行するため、「文京区と日本郵便株式

会社郵便局との災害時における相互協力に関する協定」に基づき、文京区との間において情報連絡等緊密な連携の確保に努めるものとする。

## 第2 活動内容

### 1 基本方針

#### (1) 郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の確保又は、早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。

#### (2) 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮社屋施設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

### 2 具体的対応

災害が発生した場合、災害の態様及び区民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

#### (1) 郵便関係

##### ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書筒を無償交付する。

##### イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法が適用された場合、被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

##### ウ 被災地あての救助用郵便物等の料金免除

総務省令の定めるところにより、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用物資を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

##### エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

総務省令の定めるところにより、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であって、総務省令で定めるものにあてた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄付金を内容とする郵便の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

#### (2) 臨時郵便差出箱の設置

郵便局は、文京区災害対策本部の要請に基づき、協議の上、避難所等に臨時に郵便差出箱を設置する。

#### (3) 安否確認

郵便局は、災害時における住民の安否については、文京区との情報を密にして、可能な限り対応する。

## 第15章 応急教育（区・都教育委員会）

### 第1節 応急教育方法

#### 第1 活動方針

区立学校（園）（以下「区立学校等」という。）の災害対策として、災害の予防、応急対策及び復旧を通じて、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全の確保並びに教育活動の継続について万全を期し、学校教育の目標達成を図る。

#### 第2 活動内容

##### 1 事前準備

- (1) 学校（園）長（以下「学校長等」という。）は、学校（園）の立地条件や地域の実情、幼児・児童・生徒の実態等を考慮した上で、災害時の応急教育計画、指導の方法などについてあらかじめ適正な計画を立てておくものとする。
- (2) 学校長等は、災害に備えて、次のような措置を講じなければならない。
  - ア 学校防災計画の作成・改善、学校災害時対策本部の編成など学校防災体制を整備するため、学校防災委員会を設置する。
  - イ 幼児・児童・生徒の避難訓練を実施するほか、区が行う防災訓練等に幼児・児童・生徒も参加協力する。
  - ウ 在校（園）中や休日等のクラブ活動等で幼児・児童・生徒が管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者と連絡体制を整備する。
  - エ 学校施設・設備の安全管理、災害用品等の点検を行う。
  - オ 学校が避難所となる場合の運営計画を作成する。
  - カ 登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
  - キ 教育委員会、区、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
  - ク 勤務時間外における教職員の参集・連絡体制、役割分担等について、区、教育委員会等と協議の上、計画を作成する。
  - ケ 幼児・児童・生徒の安全確保を図るため、学校医等の関係機関との連携を図る。

##### 2 災害時の態勢

- (1) 学校長等は、幼児・児童・生徒が在校（園）中や、休日等のクラブ活動等で幼児・児童・生徒が管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、幼児・児童・生徒を校（園）内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、幼児・児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、幼児・児童・生徒の安全な引渡しを図る。

なお、幼児・児童・生徒が帰宅することが困難な場合に備え、校（園）舎内残留等の保護と安全確保を図るため、保護計画を作成する。

- (2) 学校長等は、災害の規模、幼児・児童・生徒や職員及び施設設備の被害状況を速やか

に把握し、教育委員会へ連絡するとともに、災害対策に協力、学校の管理維持に必要な職員を確保し、万全の態勢を確立する。

- (3) 学校長等は、状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校（園）等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した臨時の教育体制をつくるなど応急の指導を行う。また、避難所となっている場合は、教育活動再開のための場所の確保を図る。
- (5) 学校長等は、応急教育の実施に当たって、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (6) 教育委員会は、学校長に災害対策本部長の指示及び情報を速やかに流すとともに、適切な緊急対策を指示する。

### 3 災害復旧時の態勢

- (1) 教育委員会は、被災学校（園）ごとに職員、指導主事の分担を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- (2) 教育委員会及び学校（園）長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- (3) 学校長等は、教職員を掌握するとともに、学校災害時対策本部等の会議等において、次の事項の分担を決め、速やかに対策を立てる。
  - ア 幼児・児童・生徒の被災状況と安否確認と健康状態の把握
  - イ 職員の被災状況
  - ウ 教材、教具等の備品の被害状況
  - エ 保健指導
  - オ 生活指導
  - カ 幼児・児童・生徒の訪問指導
  - キ 教育活動の早期正常化への対応この結果については、教育委員会教育指導課に報告する。
- (4) 学校長等は、応急教育計画に基づき、学校（園）へ収容可能な幼児・児童・生徒を収容し、指導する。また、指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにするとともに、教育センター教育相談室等と連携し、心のケア対策にも十分留意するよう努めるものとする。
- (5) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- (6) 疎開した幼児・児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努めるとともに、疎開先を訪問するなどして、上記（4）に準じた指導を行うよう努める。
- (7) 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用できない場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急の授業の再開に努める。
- (8) 学校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業（保育）に戻すよう努める。その時期については、早急に保護者に連絡する。

## 第2節 学用品の調達及び支給

### 第1 給与の対象

災害等により住居に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小学校児



童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

なお、災害救助法が適用されない場合その他区長が特に認めた場合は、区において行う。また、災害救助法が適用された場合は、都が実施し、区はこれに協力するものとする。

## 第2 給与の期間

教科書については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶等災害の程度により学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事を通じ内閣総理大臣に協議の上、必要な期間を延長できようになっている。

## 第3 給与の方法

学用品は、原則として都知事が一括購入し、被災児童・生徒に対する配分は区が実施する。

なお、学用品の給与を迅速に行うため、都知事が職権を区長に委任した場合は、区長が学校長及び教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

## 第4 費用の限度

### 1 教科書

児童及び生徒に対して支給する教科書（教材を含む）の実費による。

### 2 文房具及び通学用品

小・中学校児童、生徒一人当たりの金額は、災害救助法施行細則（昭和38年10月東京都規則第136号）の直近の改正で定める額による。

第11章 要支援者  
及び避難行動  
要支援者対策

第12章 帰宅  
困難者対策

第13章 ボラン  
ティア等との  
連携・協働

第14章 公共施  
設等の  
応急対策

第15章 応急教育

第16章 がい  
し尿が  
れきみ  
等・画

第17章 遺  
体  
扱い

第18章 災  
害  
の  
適  
用

第19章 激  
甚  
の  
指  
定  
に  
関  
する  
計  
画

## 第16章 ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）

### 第1節 ごみ処理

#### 第1 活動方針

災害により排出される、ごみの収集処理を速やかに行い、区内の環境保全と住民生活の環境衛生浄化の早期達成を図るものとする。

#### 第2 活動内容

##### 1 活動体制

文京清掃事務所は、本郷分室及び播磨坂清掃事業所を統括する。また、リサイクル清掃課は、ごみ処理計画の策定や機材の調達、支援要請について担当する。

##### 2 ごみ処理

- (1) 区は、事前の想定を基に策定する「ごみ処理計画」に基づき、廃棄物の処理を行う。
- (2) 文京清掃事務所は避難所に設置する「臨時集積所」の設置状況及び既存の集積所の被災状況を確認し、収集体制が整い次第収集作業を行う。なお、避難所の収容者数の減少に応じ臨時集積所での収集は減少し、平常作業との統合を検討する。
- (3) 搬入先は、原則的に稼働の確認が取れた清掃一組の所管する中間処理施設とする。
- (4) 清掃工場等への搬入が困難な場合、環境保全に支障の無い範囲内で、公有地等に一時的に積み置きする。なお、その場合には、環境衛生の確保を図るため、区が消毒作業を行う。
- (5) 被害が大きく、現有能力ではその処理に長期間を要すると判断した場合は、防災関係機関と調整の上、臨時車両、人員、器材の応援を受け処理する。
- (6) 災害時におけるごみについても、分別の徹底を図るため平常時から周知していく。
- (7) 災害時におけるごみの収集体制等の情報提供を防災行政無線等を活用して効果的に広報する。

#### 【文京清掃事務所現有体制】

(平成30年10月1日現在)

職員数		車両台数	
事務	10人	小型プレス車	18台
技能Ⅳ（作業Ⅲ）	79人	軽小型車	6台
技能Ⅳ（自動車運転Ⅱ）	18人	連絡車（ふれあい号）	2台
技能Ⅴ（自動車整備）	1人	指導車	3台
再任用	8人	広報車（みえーる君）	1台
再雇用	4人	計	30台
計	120人		
計画処理量（日量）		70.3 t	

## 第2節 し尿処理

### 第1 活動方針

地震によるライフラインの被災に伴い、通常の上尿処理が困難となることが想定されるが、被災地の衛生環境を確保するため、排出されたし尿を迅速に処理する。

### 第2 活動内容

#### 1 し尿処理の基本的考え方

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、マンホール直結型トイレを活用するほか区の備蓄する組立トイレ及び「震災時における災害対策用物資の調達に関する協定」に基づき供給される仮設トイレ等、貯留式仮設トイレを活用する。
- (3) 避難所付近の耐震化したマンホールを活用するため、各避難所にマンホール直結型トイレを整備する。
- (4) 公園などのオープンスペースを活用して、災害時に使用できるマンホール直結型の仮設トイレなどの充実を図る。
- (5) 避難者50人当たり1基の災害用トイレを確保する。
- (6) 各避難所に備蓄している簡易トイレ、組立式トイレ、自動ラップ式トイレを活用する。  
また、公園や新規に開設する施設等のオープンスペースを利用して、マンホール直結型トイレの整備を促進する。
- (7) 発災後3日目までは、し尿処理収集車によるし尿の収集及び運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用する。  
発災後4日目以降に交通機能支障が解消された場合は、し尿処理収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて対応する。
- (8) 備蓄分のトイレが不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

#### 2 し尿処理方法等

- (1) 被害を受けなかった建築物のトイレは下水道施設に被害がない場合に限り利用するよう促す。
- (2) おおむね、発災翌日までに避難所等の貯留式仮設トイレの設置状況を把握し、「災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書」に基づき東京都環境保全協同組合に収集を要請する。なお、し尿収集車が確保できない場合は都に応援要請を行う。また、し尿の搬入については「災害時における下水道施設へのし尿処理搬入及び受入れに関する覚書」により指定された下水道施設（水再生センター及び管路の受入れ人孔）への投入により処理する。
- (3) 発災後の断水時においても下水道機能の利用を行うため、平常時から各家庭等において風呂水の汲み置き等、水の確保を図るよう意識啓発を行うものとする。なお、災害時にはトイレ用水の節約を呼びかけ、可能な範囲で民間協定井戸等を利用するなどにより対応する。
- (4) 避難所となる学校のトイレで使用する断水時のトイレ用水は消火活動に支障のない範囲でプール、井戸等の水を使用する。

第11章 要配慮者及び避難行動

第12章 避難者対策  
帰宅

第13章 ティア等との連携・協働

第14章 設等の応急対策  
公共施

第15章 応急教育

第16章 し尿・がれき等処理計画

第17章 の取り扱い  
遺体

第18章 救助法の適用  
災害

第19章 災害の指定に関する計画  
激甚

## 第3節 がれき処理

### 第1 活動方針

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、「震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等」（以下「がれき」と言う。）を適正に処理する。

### 第2 活動計画

#### 1 がれき処理対策臨時組織の設置

震災後、速やかに「がれき処理対策班（仮称）」を区に設置する。

#### 2 がれき処理計画の策定

区は、震災直後のさまざまな情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたのがれき処理計画を策定する。

また、所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、都に報告するとともに公表する。

#### 3 がれき処理の実施

「がれき処理マニュアル」に従って、所管の区域におけるがれきの処理を行う。

#### 4 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

がれき処理対策班は、震災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業（第2編第2部第6章第2節参照）により収集した「がれき」を、「がれき」仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分類する。

#### 5 「がれき」の撤去及び建物の解体

「がれき」撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、「がれき処理対策班において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「がれき」の撤去と同様な事務を行う。

「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は次のとおりである。

##### (1) 受付事務

区は、震災後応急対策が落ち着いた段階で住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

##### (2) 民間業者との契約事務

申請を受付し審査を行なった結果、解体・撤去することが適当と認められたものについて、区は、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

##### (3) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、「がれき」を種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹

底する。搬出した「がれき」については、区の対策班の指示する仮置場に搬入する。

## 6 「がれき」の仮置場の設置

建物の解体等により発生した、「がれき」の積替えによる輸送効率の向上と分別の徹底等を図るため、小石川運動場などを一定の収容能力を持つ施設を「がれき」の一時集積所候補地とする。

## 第4節 土石、竹木等の除去

### 第1 活動方針

災害救助法施行令第9条にいう「災害によって住民又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」について実施する。

### 第2 活動計画

#### 1 除去対策

住家に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去に関しては、災害救助法に基づき次の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 原則として当該災害により直接被害を受けたもの。

実施対象は半壊、床上浸水家屋のうち、障害物除去の急を要するものを選定して実施する。

#### 2 実施方法

- (1) 災害救助法適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- (2) 災害救助法適用後は、上記1（除去対策）に基づき除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告し実施する。

第11章  
要支援者  
及び避難  
者対策  
要配慮  
行動

第12章  
困難者  
対策  
帰宅

第13章  
ボランティア  
等との  
協働

第14章  
設等の  
応急対策  
公共施

第15章  
応急教育

第16章  
し尿・  
がれき  
等  
処理計  
画

第17章  
の取り  
扱い  
遺体

第18章  
救助法  
の適用  
災害

第19章  
災害の  
指定に  
関する  
計画  
激甚

## 第17章 遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）

### 第1節 遺体の捜索・収容等

#### 第1 活動方針

災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、都及び防災関係機関との連絡を密にして、遅滞なく処理することにより、人心の安定を図る。

#### 第2 活動計画

##### 1 区

(1) 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、区が都、警察等の協力の下に作業員の雇上げ、機械器具の借り上げ等の方法を講じて、実施するものとする。

また、遺体の安置・保管及び火葬に付す際に必要なドライアイス・棺等の物品については、「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定」に基づき、全東京葬祭業連合会及び社団法人全日冠婚葬祭互助協会に災害応急対策業務の協力依頼を行い、確保に努めるものとする。

(2) 必要帳票等の整備

遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 遺体の捜索状況記録簿
- エ 遺体の捜索用関係支出証拠書類

(3) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

区は、遺体収容所の管理者等に連絡の上、作業員の雇上げ又は、警察署等防災関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

(4) 遺体の収容等

ア 遺体の収容

区は、災害発生後速やかに事前に指定した遺体収容所を開設し、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警察署に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分ではないと認められる時は、都及び防災関係機関に応援を要請する。

なお、遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備する。

イ 遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受付、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じた遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

なお、区は、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び防災関係機関と協議し、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立するものとする。

(ア) 遺体の収容については、区は火葬許可証または特例許可証を発行する。

(イ) 棺に氏名及び番号を記載した「氏名札」を添付する。

(ウ) 家族その他より遺体の引き取りを希望する者があるときは、遺体処理票によって整理の上引き渡す。

## 2 都（総務局）

区が行う遺体の捜索について、防災関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

## 3 警察

- (1) 警察活動に付随して、区の実施する遺体の捜索に協力する。
- (2) 身元不明者に対しては、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存し、身元の発見に努める。

## 第2節 検視・検案等

### 第1 活動方針

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、検視・検案は原則として、同一場所で集中的に実施することとする。

また、都及び区は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるよう警察等防災関係機関と連携体制を確立する。

### 第2 活動計画

#### 1 区

区は、防災関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。

#### 2 都

都は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。

なお、都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

#### 3 警察

- (1) 検視班を遺体収容所に派遣する。
- (2) 検視班は、検視規則及び死体取扱規則に基づき、迅速に処理するとともに、その経過を明らかにする。検視場所は原則として現地とする。
- (3) 遺体の見分・検視終了後は身元確実なものについては、直ちに遺族等に引き渡し、身元不明者のものについては、区に引き継ぐことになる。

## 第3節 火葬等

### 第1 活動方針

被災地における火葬場の機能が低下したり、一度に多数の死亡者が発生した場合には、被災していない区市町村及び近隣県市の火葬場を活用して、広域的な火葬（以下「広域火葬」という。）を行う事態が想定されるため、都は広域火葬実施計画に基づく広域火葬体制を整備していることを踏まえ、区は、広域火葬の円滑な実施に努める。

第11章  
要支援者  
対策  
要配慮  
行動

第12章  
困難者  
対策  
帰宅

第13章  
ボランティア  
等との  
連携・  
協働

第14章  
設等の  
応急  
対策  
公共施

第15章  
応急  
教育

第16章  
処し尿  
理・が  
計れご  
画きみ  
等・

第17章  
の取  
り扱  
い  
遺体

第18章  
救助  
法の  
適用  
災害

第19章  
災害  
の指  
定に  
関す  
る計  
画  
激甚

## 第2 広域火葬の実施

- 1 都の調整のもとで都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う態勢を確保することを目的に、都は平成11年3月に「東京都広域火葬実施計画」を策定した。
- 2 区は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬態勢の円滑な実施に努める。
  - (1) 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
  - (2) 区民に対し、都内全域が広域火葬態勢にあたることを周知し、理解と協力を求める。
  - (3) 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
  - (4) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条の2に定める緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
  - (5) 区は、火葬を実施した場合等は、次の帳票を整備する。
    - ア 救助実施記録日計表
    - イ 埋葬台帳
    - ウ 埋葬費支出証拠書類

## 第3 身元不明遺体の取扱い等

身元不明遺体の取扱いに適正を期するため、区は都及び警察等の関係機関と適切な連携を保持する。身元不明遺体の身元確認調査については、区は警察と協力して行う。

- 1 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。その際、火葬台帳、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保管する。
- 2 火葬に付した身元不明の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に移管する。

## 第4 死亡者に関する公報

区は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（所轄警察署）と連携を保ち、区役所、遺体収容所への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等により、区民等への情報提供を行う体制を整備する。

第11章 要者及び避難行動要配慮者に対する支援対策

第12章 困難者対策  
帰宅

第13章 連携・協働  
ボランティア等

第14章 設等の応急対策  
公共施設

第15章 応急教育

第16章 処し尿・がれき等  
管理計画

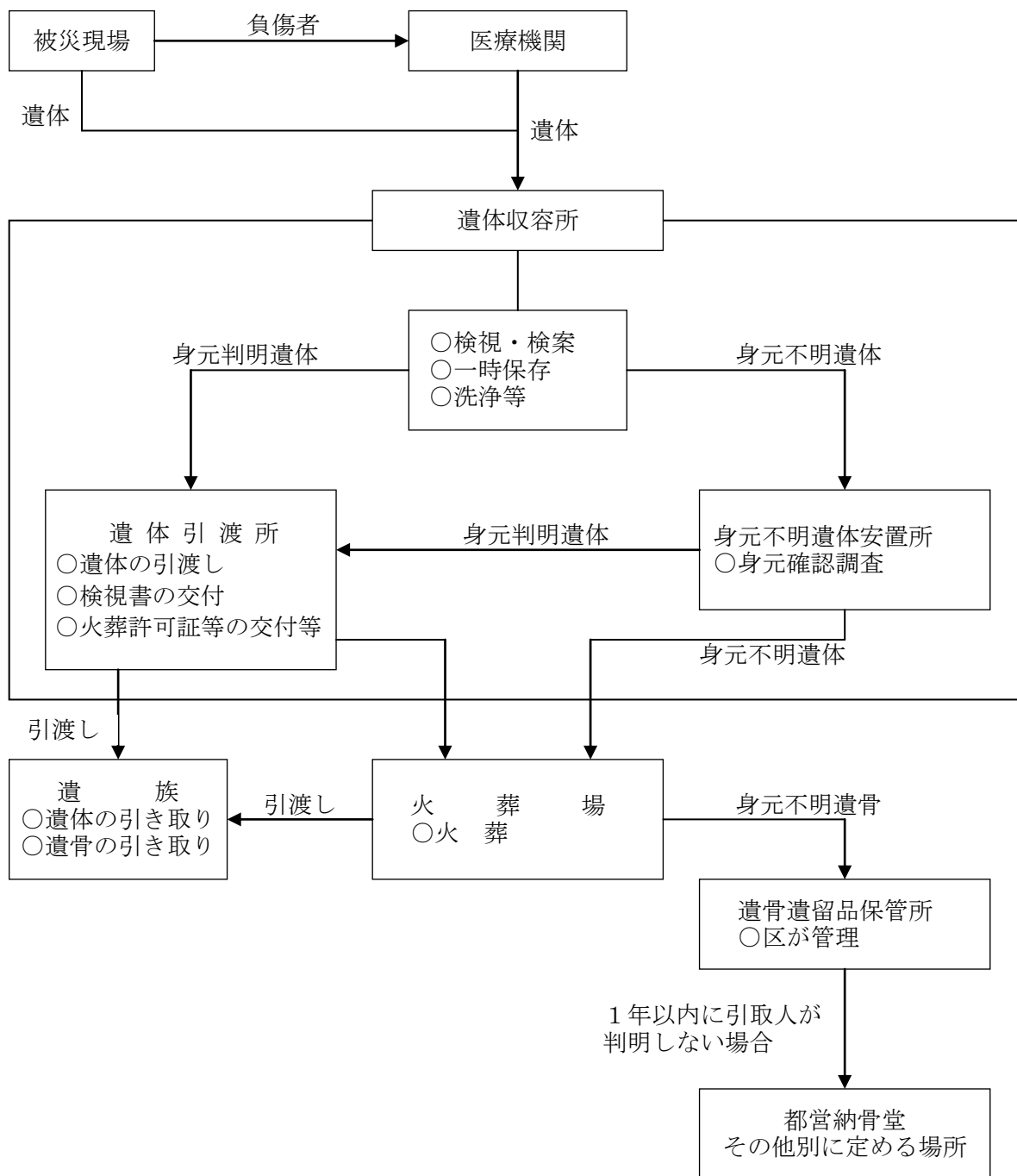
第17章 遺体の取扱い

第18章 救助法の適用  
災害

第19章 災害の指定に  
関する計画  
激甚



第5 遺体取扱いの流れ



第11章 要  
者及び  
支援者  
避難者  
対策  
配慮  
行動

第12章 困  
難者  
対策  
帰宅

第13章 携  
帯・ア  
等との  
協働  
ボラン  
ティヤ

第14章 設  
等の  
応急  
対策  
公共施

第15章 応  
急教育

第16章 処  
理・計  
画等  
がれき  
み・画

第17章 遺  
体の  
取り扱  
い

第18章 救  
助法の  
適用  
災害

第19章 災  
害の指  
定に  
関する  
計画  
激甚

## 第18章 災害救助法の適用（区・都）

### 第1節 活動方針

災害救助法による救助は、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体の協力により応急的に必要な救助を行う。

被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として実施するものであるから、大地震が発生した場合は、被害情報を収集して災害救助法が適用されるかを速やかに判断し、法の要件に該当するときは適切な措置を行う。

### 第2節 活動内容

#### 第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、区における基準は、次のとおりである。

災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害である。

- 1 区の区域内の住家が滅失した世帯の数が、100世帯以上であること。
- 2 都の区域内で滅失した住家が2,500世帯以上で、かつ当区の区域内で滅失した住家が50世帯以上であるとき。
- 3 都の区域内で滅失した住家が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生し、災害を受けた者の救護が著しく困難である等、特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

#### 第2 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、次のいずれかをもって住家滅失一世帯とみなす。

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1 全壊（全焼、流失）    | 1世帯 |
| 2 半壊（半焼）       | 2世帯 |
| 3 床上浸水、土砂のたい積等 | 3世帯 |

#### 第3 住家の滅失等の認定

- 1 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- 2 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊又は、焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
- 3 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの、全壊・半壊に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの。

又は土砂、材木等のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

#### 第4 世帯及び住家の単位

##### 1 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

##### 2 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋が、しゃ断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

### 第3節 災害救助法適用手続き

- 1 災害に際し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、区長は直ちに次の事項を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。
  - (1) 災害発生時の日時及び場所
  - (2) 災害の原因及び被害の状況
  - (3) 法の適用を要請する理由
  - (4) 法の適用を必要とする機関
  - (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置
  - (6) その他必要な事項
- 2 災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告して、その後の処置に関して都知事の指揮を受けなければならない。
- 3 災害救助法が適用された場合は、「東京都地域防災計画」（震災編）により必要な災害報告書を作成する。

〈資料編 第21 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表 P70〉

- 4 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
  - (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
  - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
  - (4) 医療及び助産
  - (5) 被災者の救出
  - (6) 被災した住宅の応急修理
  - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - (8) 学用品の給与
  - (9) 埋葬
  - (10) 死体の捜索及び処理
  - (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策

第12章 帰宅困難者対策

第13章 ボランティア等との連携・協働

第14章 公共施設等の応急対策

第15章 応急教育

第16章 ごみ・し尿・がれき等処理計画

第17章 遺体扱い

第18章 災害救助法の適用

第19章 激甚災害の指定に関する計画

## 第19章 激甚災害の指定に関する計画（区）

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置について定めている。

区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

本章では、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について定める。

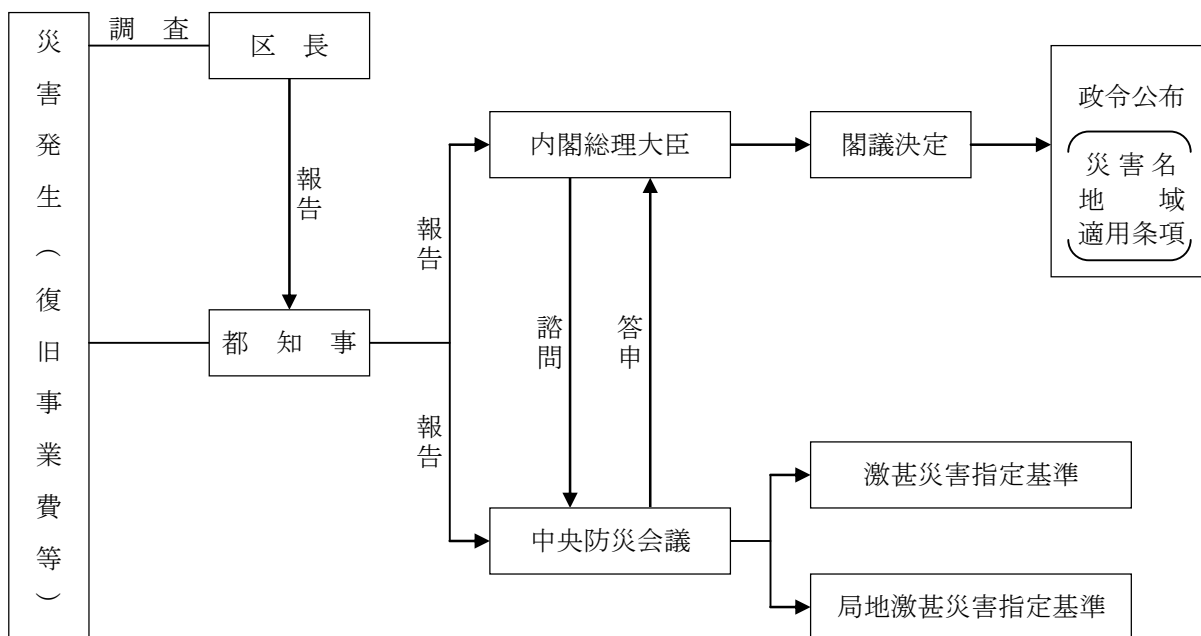
### 第1節 激甚災害指定の手続き

区長は、大規模な災害が発生した場合、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）

内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。

内閣総理大臣は、激甚災害として指定すべきと判断したときは、その激甚災害に対して適用すべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。この手続を図示すると次のとおりである。



注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行う。

第11章 要配慮者及び避難行動要支援者対策  
 第12章 帰宅困難者対策  
 第13章 ボランティア等との連携・協働  
 第14章 公共施設等の応急対策  
 第15章 応急教育  
 第16章 ごみ・し尿・がれき等の処理計画  
 第17章 遺体の取り扱い  
 第18章 災害救助法の適用  
 第19章 激甚災害の指定に関する計画

## 第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

- 1 区内に大規模な災害が発生した場合、区長は、被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部課に必要な調査を行わせる。  
また、局地激甚災害の指定については、1月から12月までの間に発生した災害について、関係部課に必要な調査を翌年当初において行わせる。
- 2 区は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 第3節 特別財政援助の交付手続き

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出する。

- 1 激甚災害指定基準

〈資料編 第22 激甚災害指定基準 P75〉

- 2 局地激甚災害指定基準

〈資料編 第23 局地激甚災害指定基準 P77〉



## 第2編 震災対策

### 第3部 震災復興計画

第1章 震災復興本部の設置

第2章 復興計画





## 第1章 震災復興本部の設置

### 第1節 計画方針

被災直後、災害対策本部内に、復興対策の準備に係わる「文京区震災復興本部準備室」を設置する。

また、被災直後から応急対策が一段落した段階において、復興対策を総合的かつ計画的に実施するため、災害対策本部とは別組織となる「文京区震災復興本部」を臨時的組織として設置する。

〈資料編 第12 文京区震災復興本部の設置に関する条例 P40〉

〈資料編 第13 文京区震災復興本部の設置に関する条例施行規則 P41〉

### 第2節 活動内容

#### 第1 震災復興本部の設置

区長は、文京区が震災により重大な被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、都市の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業（以下、「震災復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するために必要があると認めるときは、文京区震災復興本部（以下、「復興本部」という。）を設置する。

#### 第2 本部組織

- 1 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
- 2 本部長は、区長をもって当てる。
- 3 本部長は、復興本部の事務を統括し、復興本部を代表する。
- 4 副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって当てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

#### 第3 事務局

本部長は、震災復興事業を総合的に推進する必要があると認めるときは、復興本部に事務局を置くことができる。

事務局に局長を置き、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって当てる。

#### 第4 廃止

区長は、震災復興事業が進捗し、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止する。

#### 第5 「災害対策本部」と「復興本部」の関係

##### 1 目的と機能

「災害対策本部」は、震災発生直後からの応急・復旧対策を臨時的、かつ、機動的に実施することを主な設置目的とする。

「復興本部」は、震災後の復興対策及び区民生活の再建等を組織的、かつ、計画的に実施することを主な設置目的とする。

## 2 業務区分

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものである。このため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携し、連絡しながら処理する。

### 第6 復興本部の業務内容

- 1 復興本部の設置・運営
- 2 復興総合計画の策定
- 3 検討会議の設置・運営
- 4 復興関係の予算、財政措置
- 5 復興に係わる人的資源、用地、情報管理、広報、相談、区民活動に関すること
- 6 区有施設、家屋等の被害の把握等
- 7 がれき等の処理
- 8 都市復興の計画策定、事業実施
- 9 時限的市街地の建設・運営
- 10 応急的な宅地の供給・管理
- 11 区営住宅等の供給・管理
- 12 民間住宅に対する住宅再建支援
- 13 区内産業の被害把握、再建支援
- 14 医療機関の復旧状況把握・復旧支援
- 15 被災者の健康管理、メンタルヘルスケア
- 16 被災者の生活実態調査
- 17 被災者の生活再建支援
- 18 福祉施設、在宅福祉サービスの支援
- 19 学校施設の再建、授業の再開
- 20 被災児童・生徒への支援
- 21 文化・社会教育施設等の再開、復旧支援
- 22 文化活動による心のケア

## 第2章 復興計画

阪神・淡路大震災は、高度に発展した都市が大震災に見舞われた場合に備えて、震災予防や震災後の応急対策の充実強化だけでなく、震災復興を迅速かつ円滑に推進するために、あらかじめ都市復興の方針や対応策を準備しておくことの重要性を教訓として提起したところである。

本章では、復興計画の基本的な考え方と復興計画推進のための課題について定める。

### 第1節 復興の基本的考え方

#### 第1 都市復興

震災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。復旧は、市街地形態と道路・鉄道・公園・ライフラインなどの都市施設を、ほぼ従前の状態に回復することであるのに対して、復興は、市街地形態を一新して、道路・公園・ライフラインの充実・改善を図るなどの都市改造を実施し、被災を繰り返さない都市づくりを行うものである。

#### 第2 生活復興

被災者の生活を一日も早く被災前の状態に戻し、その安定を図ること、すなわち「生活の再建」を基本目標としている。また、心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の生活に戻ることが困難な被災者には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した新しい生活のスタイルを構築することができるようにすることも、復興の重要な目標となる。

### 第2節 復興計画策定の取り組み

震災後の復興を迅速かつ円滑に推進するためには、復興の行動手順や復興計画立案の指針など復興に係わる様々な課題について、事前に検討を行う必要がある。

都は、迅速かつ計画的な復興を図るために、予め震災後の復興都市づくりのあり方を都民と共有しておくことが重要であるとの認識から、平成13年5月「震災復興グランドデザイン」を策定した。

また、平成15年3月には震災後の都市復興の進め方についてまとめた「都市復興マニュアル」と「生活復興マニュアル」を統合した「震災復興マニュアル」を策定し、都民向けの「復興プロセス編」と行政職員向けの「復興施策編」に再編成した。これにより住民主体の復興を進めるための新たな仕組みと具体的な施策を提示した。

さらに、東日本大震災を契機に整備された法令等の反映や各種災害の経験等を踏まえ、平成28年3月に修正を行っている。

また、文京区では「文京区震災復興マニュアル」を平成27年3月に修正し、震災復興事業における都・区の緊密な連携や適切な役割分担を定めている。

#### 第1 都市復興

大震災が発生した場合の市街地復興の枠組みを示す復興整備条例の制定に着手するとともに、文京区において被災直後から円滑に復興に取り組むための手順等について取りまとめた都市復興マニュアルを策定する。

なお、「震災復興グランドデザイン」は、都市復興マニュアルの中に地域復興計画のモデルプランとして組み込む。

## 第2 生活復興

住宅、教育、医療、保健、消費生活、産業、雇用など生活の分野に係る復興について、区民が一日も早く従前の生活を取り戻すことができるよう、「文京区震災復興マニュアル」では部門別に復興行動を定めている。今後は、社会の動向等を踏まえて、必要な計画の見直しを適宜行っていく。

## 第3編 風水害対策

### 第1部 風水害予防計画

- 第1章 風水害に強い防災まちづくり
- 第2章 公共施設及び交通施設の安全化
- 第3章 ライフライン施設の安全化
- 第4章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上
- 第5章 気象情報等の把握
- 第6章 物資の備蓄等



## 第1章 風水害に強い防災まちづくり（区・都）

### 第1節 計画方針

東京においては、近年、市街地の拡大に伴い、地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水吹き出しなどの浸水被害にたびたび見舞われている。また、河川的目標整備水準を超えるような降雨が発生した場合など、河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させる恐れもある。文京区が「風水害に強いまち」であるためには、東京都における河川改修事業、下水道整備事業等と連携をとり、雨水流出抑制施設の整備を進めることにより、総合的な治水機能を高め、都市型水害に強い都市構造を構築していくことが必要である。

更に、区民防災組織の育成、警報発表時の適切な避難誘導等、ハード・ソフトの両面にわたる総合的な風水害対策を推進する。

### 第2節 河川等の施設整備

#### 第1 計画方針

都と区は、昭和61年7月の「東京都における総合的な治水対策のあり方について（本報告）」に基づき、総合的な治水対策を実施してきた。現在、神田川では、平成22年11月に策定した「神田川流域河川整備計画」、下水道では、「経営計画2016」に基づく対策を推進している。

#### 第2 現況

##### 1 神田川の整備状況

都の中小河川改修事業として、1時間に50mm程度の降雨に対処できるよう、護岸の整備を基本に調節池や分水路を整備している。神田川流域では、調節池9か所と分水路4か所が完成し、現在、文京区内では船河原橋から江戸川橋の間において、護岸整備・橋梁架替工事を進めている。

また、環状七号線の地下に内径12.5mのトンネルを設置した（環状七号線地下調節池）。

この調節池は、早期に事業効果を発揮させるため、第一期、第二期に事業を分割し、整備を進めてきた。第一期（延長約2.0km、貯留量約24万 $\text{m}^3$ ）が平成9年4月、第二期（延長約2.5km、貯留約30万 $\text{m}^3$ ）が平成17年9月より取水を開始し、下流域の水害軽減に大きな効果を発揮している。

#### 【河川の現況】

河川名	整備延長	流域面積	文京区内延長	文京区内流域面積
神田川	24.6 k m	105 k $\text{m}^2$	4.7 k m	10.3 k $\text{m}^2$

## 2 下水道整備状況

都市機能を浸水被害から守るため、おおむね 50mm/h の降雨に対処するポンプ所や幹線管渠など、基幹施設の雨水排水能力の増強を図るとともに、局所的集中豪雨により浸水被害が発生している地域において、貯留管の整備など緊急的な対応を行い、浸水被害の軽減を図っている。

## 3 雨水流出抑制施設整備

### (1) 区道の整備

雨水を地中に浸透させるため、透水性舗装、浸透ます等を設置している。

### (2) 公園等の整備

雨水を地中に浸透させるため、浸透ます、浸透トレンチや縁石の嵩上げ等、一時貯留する施設を設置している。

### (3) 大規模建築に伴う整備

一定規模以上の建築計画に際し、「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」に基づき、貯留・浸透施設の設置を義務化している。

### (4) 公共施設を活用した整備

平成24年6月に策定した「緊急豪雨対策」に基づく「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」により、公共施設を活用した一時貯留施設等の設置を促進している。

## 第3 事業計画

### 1 対策促進エリアの設定

都においては、「東京都豪雨対策基本方針（改定）（平成26年6月）」に基づき、浸水被害状況、降雨特性、流域特性などを踏まえ、河川・下水道の整備において、「対策強化流域」・「対策強化地区」を選定している。豪雨対策を強化する流域・地区においては、豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透施設の設置などの流域対策、地下空間への浸水対策などの家づくり・まちづくり対策を重点的に促進していく。

### 2 計画

「東京都豪雨対策基本方針（改定）（平成26年6月）」において、文京区では「対策強化流域」として神田川流域、「対策強化地区」として千石、大塚、千駄木の3地区が選定されている。この流域・地区では、河川整備事業、下水道整備事業、流域対策、家づくり対策により、おおむね30年後までに最大で75mm/hまでは浸水被害を防止する。また、75mm/hを超える降雨に対しても、生命の安全を確保することを目標としている。

## 第3節 土砂災害に関する対策

### 第1 計画方針

集中豪雨や台風などの大雨による、急傾斜地の崩壊等による土砂災害の被害を未然に防止するため、危険箇所の整備を図る。また、土砂災害に対する警戒避難態勢を整備する。

### 第2 現況

がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）及び東京都建築安全条例に



に基づき、防災上の指導を行っている。

都は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果に基づき、平成29年3月に区内15か所に土砂災害警戒区域を、そのうち11か所に土砂災害特別警戒区域を指定した。

また、傾斜度30度以上かつ高さ5m以上で想定被害区域内に5戸以上の人家が存在するなど、一定の要件をみたすものを急傾斜地崩壊危険箇所とし、都が調査を実施している。

平成30年10月1日現在、区内の急傾斜地崩壊危険箇所は、自然斜面12か所、人工斜面36か所の計48か所である。

〈資料編 第29 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 P105〉

### 第3 事業計画

#### 1 かけ・擁壁の整備に対する指導と助成制度の活用

かけ・擁壁は、基本的には所有者の責任において自主的に管理され、かつ、安全に維持されなければならない。

今後、かけ地に建築物や擁壁等を新たに設ける工事を行う者に対しては、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づく指導の徹底を図っていく。

また、区は、必要に応じて安全確保のための点検と適切な指導を行うとともに、かけ整備資金助成制度（平成31年4月より助成対象、助成金額を拡充）の活用を図り、所有者に対する改修の指導を進めていく。

#### 2 情報収集と伝達

区は、急傾斜地（かけ・擁壁）等について、区民、警察、消防等から前兆現象や災害発生等の情報を収集し、急傾斜地（かけ・擁壁）等の崩壊等による被害が発生する危険があるときは、防災関係機関等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車等を使用して区民に注意の伝達をする。

〈資料編 第60 土砂災害警戒情報伝達系統図 P173〉

#### 3 水害・土砂災害実施要領の策定

土砂災害に対する警戒避難態勢の充実を図るため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」（国土交通省）に基づき、区の地域特性等を踏まえ、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」を策定した。また、区民等が適切に避難行動を取れるよう、要領の内容について周知を行う。

#### 4 土砂災害警戒情報の活用

東京都及び気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が、文京区に伝達された場合には、避難勧告等を発令して人的被害の防止を図る。避難勧告等の発令対象地域、伝達、避難所の開設等については、文京区水害・土砂災害対策実施要領に基づき対応を行う。

#### 5 土砂災害警戒区域等の基礎調査及び指定

都が実施する、「土砂災害防止法」に基づく基礎調査の結果、平成29年3月に区内に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定された。このため、区では文京区土砂災害ハザードマップ、土砂災害パンフレット「土砂災害に備えて～日頃の備えと早めの避難～」を作成し、区民に土砂災害の危険性を周知し、新たに避難所を指定するなど、警戒態勢の整備を図ってきた。

今後、都の二次調査の結果に基づき、土砂災害警戒区域等の追加指定がなされた場合、区では避難所の見直し等、警戒態勢の更なる整備に取り組んでいく。

## 6 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への支援

土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者又は所有者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等が義務化されたため、区は施設管理者等の計画作成等を支援する。

### 第4節 浸水対策

#### 第1 計画方針

河川の氾濫や雨水出水（内水氾濫）、高潮などにより、地下空間など浸水の危険性のある施設について、浸水想定区域内における円滑、かつ、迅速な避難を確保するための措置を講ずる必要がある。

#### 第2 事業計画

##### 1 洪水予報等の伝達

区ホームページ・SNS・防災行政無線、「文の京」安心・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、Lアラート・CATV・「Yahoo!防災速報」等を活用して情報の伝達を行う。

〈資料編 第59 神田川洪水予報伝達系統図 P172〉

##### 2 円滑かつ迅速な避難の確保

文京区水害ハザードマップや防災パンフレットを区民に広く周知し、避難所や避難経路の確認を行うとともに、災害時に迅速に対応できる態勢を取ることができるよう啓発を行う。また、都から高潮の浸水想定区域の指定を受けた場合には、指定区域のハザードマップを策定し、周知を行う。

##### 3 水害・土砂災害実施要領の運用

水害に対する警戒避難態勢の充実を図るため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）及び「土砂災害警戒避難ガイドライン」（国土交通省）に基づき、区の地域特性等を踏まえ、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」を策定し、運営する。また、区民等が適切に避難行動を取れるよう、要領の内容について周知を行う。

##### 4 地下街等又は要配慮者利用施設への対応

浸水想定区域内に地下街又は要配慮者利用施設その他特に防災上配慮する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地をあらかじめ把握し洪水予報等の情報伝達体制を構築する。

また、浸水想定区域内の地下街等の管理者は、当該施設の利用者が円滑かつ迅速に避難し、当該施設への浸水の防止を図るために、避難確保・浸水防止計画を策定する。計画の策定後、当該施設の管理者は、区に報告し公表するとともに、計画の定めるところにより、自衛水防組織を設置し、避難確保・浸水防止に係る訓練を実施する。

〈資料編 第44 浸水想定区域内の地下街等 P119〉

〈資料編 第43 浸水想定区域内の要配慮者利用施設 P119〉

##### 5 地下空間管理者による情報判断

地下を利用している施設の管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下利用施設の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路の確保に努める。

また、地下を利用している施設の管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

## 6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への支援

水防法に基づき、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者又は所有者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等が義務化されたため、区は施設管理者等の計画作成等を支援する。

## 第5節 窓ガラス等の落下防止

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章（43ページ）】参照

## 第6節 屋外広告物等に対する規制

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章（45ページ）】参照

## 第2章 公共施設及び交通施設の安全化

(区・都・首都高速道路・都交通局・東京地下鉄)

### 第1節 計画方針

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (32ページ)】参照

### 第2節 道路の整備

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (32ページ)】参照

### 第3節 橋梁の整備

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (33ページ)】参照

### 第4節 首都高速道路

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (34ページ)】参照

### 第5節 都営地下鉄

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (35ページ)】参照

### 第6節 メトロ(東京地下鉄)

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第2章 (37ページ)】参照

## 第3章 ライフライン施設の安全化

(東京電力・東京ガス・都水道局・都下水道局・NTT東日本)

### 第1節 基本方針

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第5章 (58ページ)】参照

### 第2節 電気施設

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第5章 (58ページ)】参照

### 第3節 ガス施設

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第5章 (59ページ)】参照

### 第4節 上水道施設

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第5章 (60ページ)】参照

### 第5節 下水道施設

#### 第1 計画方針

区民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、地震や豪雨などの災害に備えた取り組みを行い、被害の規模を最小限にとどめるように努める。

#### 第2 事業概要

##### 1 施設整備

下水道幹線やポンプ所など基幹施設を計画的に整備し、雨水を排除する能力を向上させることで浸水被害を軽減するため、「経営計画2016」を策定し、特に浸水の危険性の高い地区を対策地区として重点化し対策を進めている。

##### 2 気象情報の把握と情報提供

- (1) 降雨情報システム(東京アメッシュ)により、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に降雨情報を的確に把握して、施設の適時適切な運転管理を行っている。
- (2) 降雨情報システムによる情報は、都民の防災活動を支援するためホームページにリアルタイムで掲載している。

##### 3 防災意識の啓発

防災関係機関と連携を図り、イベント等による浸水対策リーフレットの配付、模型による雨水樹の機能確保、地下室浸水体験模型による避難体験、土のう積等による水防訓練の実演等により区民自身が行う浸水に対する備えを周知して防災意識を啓発する。

### 第6節 通信施設

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第5章 (63ページ)】参照

## 第4章 区民の防災意識の啓発と防災行動力の向上（防災関係機関）

### 第1節 基本方針

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第6章（64ページ）】参照

### 第2節 区民の防災意識の啓発

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第6章（64ページ）】参照

### 第3節 事業所の防災意識の啓発

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第6章（67ページ）】参照

### 第4節 区民防災組織等の育成強化

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第6章（68ページ）】参照

### 第5節 事業所における防災体制の育成強化

#### 第1 計画方針

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して、災害時に事業所が行うべき活動内容を定めるとともに、活動組織体制の確立、育成に努め、地域の防災行動力の向上に寄与する。

#### 第2 事業計画

##### 1 事業所における防災行動力の育成、強化

区は、風水害時において、事業所が自らの組織力を活用した活動ができるように、平常時から防災に関する情報提供を行うとともに、自発的な防災訓練の実施等を指導・支援し、防災行動力の育成・強化を図る。

### 第6節 区立学校（園）及び私立保育園における安全指導・安全管理

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第6章（70ページ）】参照

### 第7節 水防訓練の実施

#### 第1 計画方針

水防法及び東京都地域防災計画等に基づき、河川の溢水、堤防の決壊による氾濫等に的確に対処するため、水防工法の習熟等を目的とした訓練を、区、消防等が連携して実施する。

#### 第2 現況

##### 1 訓練の実施時期

原則として、年1回以上、台風上陸時期の前に行う。

## 2 参加機関

区、消防署（小石川、本郷）、消防団（小石川、本郷）、その他

## 3 訓練項目

- (1) 部隊編成訓練
- (2) 文京区災害対策本部運営訓練
- (3) 情報通信訓練
- (4) 水防工法訓練
- (5) 救助・救急訓練
- (6) その他水災時の活動に必要な訓練

## 第3 事業計画

- 1 水防活動を円滑に実施できるよう、水防工法の習熟度を向上させるための訓練を行う。
- 2 防災関係機関が連携した訓練の充実を図る。

# 第8節 水害ハザードマップ

## 第1 計画方針

都市型水害に対処し、被害を最小限にとどめるには、これまでの治水事業の着実な推進や組織的な水防活動に加え、区民一人ひとりが水害の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を整えておく必要がある。そのためには、水害防止に関わる様々な情報を、あらかじめ住民に周知しておくことが重要である。

## 第2 現況

近年、台風や集中豪雨の被害が拡大し、大雨特別警戒や記録的短時間大雨情報が発令されるなど、水害による被害が甚大化している。平成27年5月には水防法が改正され、浸水想定で用いる雨量を「想定し得る最大規模の降雨」に改め、都は平成30年3月に浸水想定区域図等の見直しなどを行った。

区は、平成30年8月に「文京区水害ハザードマップ」を改定するとともに、「神田川洪水ハザードマップ」を作成した。

今後は、「水害ハザードマップ」等を活用し、危険性の認識や、出水時の迅速な避難行動に資するため、一層の周知と水防意識の啓発に取り組んでいく。

なお、都は「想定し得る最大規模の高潮」による氾濫が発生した場合に生じる浸水想定区域を示した図（高潮浸水想定区域図）を作成した。今後、区は都の高潮特別警戒水位の決定を踏まえ、気象情報等の伝達方法や避難所等を記載した「高潮ハザードマップ」を作成し、区民周知を行う。

## 第3 事業計画

- 1 区報、CATV、防災パンフレット等を利用した周知
- 2 区ホームページでの公表
- 3 避難所運営訓練や出前講座等での周知
- 4 浸水想定区域（高潮）の指定時におけるハザードマップの作成・周知

〈資料編 第31 文京区水害ハザードマップ P107〉

〈資料編 第32 神田川洪水ハザードマップ P109〉

## 第9節 土砂災害ハザードマップ

### 第1 計画方針

本区の特徴の1つとして坂と崖の多い起伏に富んだまちの形成が挙げられる。このような地域特徴を持つ本区では、台風や大雨の場合に大量の水分が地中にしみ込み、土砂災害の1つである「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」が発生する恐れがある。

土砂災害は、突発的に大きな破壊力を持って発生することが多く、発生場所や発生時刻を正確に予測することが難しい災害である。このため、土砂災害警戒区域等に居住する区民には、日頃から土砂災害の特徴や危険性の認識を図り、災害の恐れがある場合の避難行動など、避難警戒態勢を十分に周知していく必要がある。

### 第2 現況

近年、台風や長時間にわたる大雨に伴う土砂災害による被害規模が拡大している。特に、平成29年7月の九州北部豪雨や平成30年7月の西日本豪雨では、河川の氾濫とともに、多くの地域で土砂災害による甚大な被害が発生している。土砂災害は発生の予測が難しく、被害が拡大する傾向にある。このため、危険箇所や避難所を記載するハザードマップの必要性は高い。このため、「文京区土砂災害ハザードマップ」を整備の上、区民に広く公表し、危険性の認識や、避難情報の発令時などにおいて避難行動に資するため、一層の周知と土砂災害への意識啓発を図る。

### 第3 事業計画

- 1 区報、CATV、防災パンフレット等を利用した周知
- 2 区ホームページでの公表
- 3 避難所運営訓練や出前講座等での周知



## 第5章 気象情報等の把握（区）

### 第1節 基本方針

文京区及び周辺の降雨量、気象警報、竜巻等の激しい突風の発生するおそれのある時の情報等の各種気象情報を把握し、的確な災害対策態勢を編成するように努める。

### 第2節 気象情報の収集

#### 第1 計画方針

区は、防災センターに整備してある情報関連機器等を有効に活用し、気象情報を収集、分析し、的確な災害対策が実施できるように努める。

#### 第2 現況

##### 1 現況の把握

区では、水防対策として、水防災監視システムの運用による水位・雨量等の情報、気象庁及び民間気象情報会社から気象予測等の情報を収集している。

##### 2 降雨量の把握

区内に設置した5か所の雨量計の観測データ、中野区との協定に基づく神田川上流区の雨量計の観測データを、防災センターの水防災監視システムで常時把握している。

##### 3 神田川の水位の把握

- (1) 区内の神田川の護岸に設置した2か所の水位計の観測データ及び新宿区・中野区との協定に基づく神田川上流区の水位計の観測データを、防災センターの水防災監視システムで常時把握している。
- (2) 区内の神田川護岸に設置（隆慶橋）した河川監視カメラの映像を、防災センターの水防災監視システムで常時把握している。

##### 4 神田川付近のサイレンの吹鳴

華水橋及び隆慶橋付近に設置した水位計が、異常水位となった時はサイレンが吹鳴する。

###### (1) サイレン吹鳴水位とサイレン設置場所

水位計設置場所	護岸天端下距離		サイレン設置場所
	警戒	危険	
華水橋（水道2-9）	約2.4m	約1.2m	青柳保育園仮園舎敷地、関口一丁目児童遊園、古川橋付近
隆慶橋（後楽2-7）	約2.62m	約1.73m	小桜橋付近、白鳥橋付近、隆慶橋付近

###### (2) サイレン吹鳴時間

- 警戒 10秒吹鳴、5秒休み、10秒吹鳴の動作を3分間継続する。  
危険 20秒吹鳴、10秒休み、20秒吹鳴の動作を5分間継続する。

## 5 気象警報の把握

大雨警報、洪水警報等が発表された場合は、都は、その内容を防災センターに連絡することとなっている。また、勤務時間外は、防災宿直が連絡を受けた後、防災関係者に連絡する。

〈資料編 第58 気象情報伝達系統図 P171〉

## 6 気象警報等の発表基準

〈資料編 第77 気象庁が行う警報・注意報発表基準一覧表 P319〉

## 7 特別警報の運用

気象庁は平成25年8月30日から特別警報の運用を開始し、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、特別警報を発表し最大限の警戒を呼びかける。区は、特別警報が発表された場合、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」に基づき応急対策を実施する。

### 第3 事業計画

水防対策業務は、区民の財産と生命を守るため、常に正しい情報が把握できる状態を保つ必要がある。従って、水防災監視システムについては、定期的な更新及び適切な運用・管理に努める。

#### 1 システム更新

区では、平成19年度に水位計・雨量計等観測設備の更新及び河川監視カメラの新設を行っている。常に正しい情報を把握するため、今後とも、システム更新後5年を目途に、再更新について検討する。

#### 2 システム運用

近年、大都市を中心に突発的な集中豪雨が多発している。いつ起こるか分からない集中豪雨等に対応するため、雨量計、水位計、河川監視カメラ等の観測設備、防災センター内の中央処理装置、監視用パソコン等の設備を良好な状態に保ち、常に正確な情報の収集・提供に努める。

### 第3節 気象情報の伝達

#### 第1 計画方針

防災センターで把握した気象情報を災害対策活動等に活用する。

〈資料編 第78 気象警報・通報指示系統図 P320〉

#### 第2 現況

##### 1 防災関係機関との連絡

把握した気象情報を、必要と認められる防災関係機関等に伝達する。

また、一般電話及び携帯電話による連絡が困難な場合は、整備してある防災行政無線や無線FAX等を使用している。

##### 2 休日、夜間の連絡体制

民間気象情報会社から「区内又は神田川上流区域の降雨予報に異常があるとき」又は、「気象注意報・警報発表」などの連絡があった場合は、可能な限り1の体制と同様の体制をとっている。

### 3 ケーブルテレビへの河川情報送信システムの導入

大雨等の警報発令時にケーブルテレビ画面の本編を縮小させ、L字に空いたスペース上に文字等の情報を表示し、区民に対し水害に対する注意を喚起している。

《表示内容》	(1) 文京区内の大雨あるいは洪水警報 (2) 区内4か所の神田川水位の状況
--------	---

### 4 防災気象情報発信サイト(ホームページ)による防災気象情報の提供

文京区内の気象予測、警報等の発表状況、台風情報等を、ホームページにより公開している。また、モバイル向けページも運用しており、携帯電話にて情報収集を行うことができる。

更に、区では、水位・雨量・河川監視カメラ映像など、新たな水防災監視システムで収集した情報について、ホームページで提供している。

## 第3 事業計画

### 1 「文の京」安心・防災メールの活用

気象情報、地震情報、災害情報等を登録者の携帯電話やスマートフォン等のメールアドレスに配信する「文の京」安心・防災メールの活用促進を図る。

### 2 インターネット等を活用した情報伝達

情報伝達の多様化を図るため、ホームページやSNSを活用して気象情報等を発信する。

### 3 情報利用方法の研修

水防災監視システム等で把握した情報を総合的に判断し、適切な対策が取れるように、関係部署の職員に対し、システムの取り扱い方法を研修していく。

## 第6章 物資の備蓄等（区）

### 第1節 基本方針

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第7章（75ページ）】参照

### 第2節 飲料水、生活水の確保

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第7章（75ページ）】参照

### 第3節 食糧の確保

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第7章（76ページ）】参照

### 第4節 生活必需品、応急対策用資器材、医療資器材等の確保

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第7章（78ページ）】参照

### 第5節 区の水防応急対策用物資の備蓄

#### 第1 計画方針

水防管理者は、その管内における水防を十分に果たせるよう、水防用具、資器材及び設備を準備し、実態に応じて機能的な配分ができるよう備蓄する。

#### 第2 現況

##### 1 水防倉庫及び備蓄資材

〈資料編 第52 水防用備蓄資器材一覧表 P164〉

##### 2 水害対策用土のう堆積数及び場所

〈資料編 第53 水害対策用土のう堆積場所一覧表 P165〉

#### 第3 事業計画

水防用資器材及び水害対策用土のうについては、常に必要数を確保し、緊急の場合に対処できるよう整備点検に努める。

## 第3編 風水害対策

### 第2部 風水害応急・復旧対策計画

- 第1章 応急対策の活動態勢
- 第2章 情報連絡体制の整備
- 第3章 防災関係機関等との相互協力
- 第4章 災害広報・広聴計画
- 第5章 警備・交通規制
- 第6章 避難計画
- 第7章 救援及び救護に関する計画
- 第8章 応急生活確保に関する計画
- 第9章 災害時要援護者対策
- 第10章 ボランティア等との連携・協働
- 第11章 公共施設等の応急対策
- 第12章 応急教育
- 第13章 ごみ・し尿・がれき等処理計画
- 第14章 遺体の取り扱い
- 第15章 災害救助法の適用
- 第16章 激甚災害の指定に関する計画



## 第1章 応急対策の活動態勢（区）

### 第1節 区の災害対策本部の活動態勢

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（81ページ）】参照

### 第2節 水害即応態勢の活動態勢

#### 第1 水害即応態勢の設置

台風や集中豪雨等による被害が予想される場合、水害即応態勢を設置し、情報の収集を図るとともに初動態勢を確立する。

水害即応態勢は、台風、集中豪雨等による局地的な災害が発生する恐れがあると、危機管理室長が認めた場合に設置する。

#### 第2 水害即応態勢の構成

水害即応態勢は、企画政策部、総務部、区民部、土木部及び施設管理部をもって組織する。なお、土砂災害の恐れのある場合は、都市計画部を加える。

水害即応態勢の編成については、企画政策部、総務部、区民部、都市計画部、土木部及び施設管理部の職員で、部長があらかじめ指名した者とする。

#### 第3 水害即応態勢の役割

- 1 災害情報等の収集・伝達
- 2 台風、集中豪雨等の被害に対応する初動態勢の確立
- 3 対応部署の役割分担の確認・共有
- 4 臨時水害対策本部及び災害対策本部設置の検討

#### 第4 同一河川・圏域・流域における情報の共有

都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の他区と連携し、必要な情報（避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図る。

都から区に対して提供される情報の内容は、次のとおりである。

- 1 同一河川・圏域・流域の区が発表した避難勧告等
- 2 同一河川・圏域・流域の区からの浸水状況報告等
- 3 避難が必要な区域
- 4 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
- 5 その他

## 第3節 区の臨時水害対策本部の活動態勢

### 第1 活動方針

豪雨、洪水等により、区の地域に水害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策本部を設置するまでの間における初期の事態に迅速に対処するため、文京区臨時水害対策本部要領に基づき、文京区臨時水害対策本部（以下「臨時水対本部」という。）を設置する。

### 第2 活動内容

#### 1 臨時水対本部の設置

- (1) 危機管理室長は、臨時水対本部を設置する必要があると認めたときは、企画政策部広報課長、総務部長、区民部長、土木部長及び施設管理部長と協議の上、臨時水対本部を設置しなければならない。
- (2) 台風、集中豪雨等による風水害の発生の恐れがあるとき、又は、水害の発生があったときは、企画政策部広報課長、総務部長、区民部長、土木部長及び施設管理部長は、文京区臨時水害対策本部の設置を危機管理室長に要請することができる。

〈資料編 第9 文京区臨時水害対策本部要領 P30〉

#### 2 臨時水対本部の設置の通知

臨時水対本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

#### 3 臨時水対本部の掲示

臨時水対本部が設置された場合、シビックセンター内災害対策本部室内に「文京区臨時水害対策本部」を掲示する。

#### 4 臨時水対本部の組織

臨時水対本部は、企画政策部広報課、総務部、区民部、土木部及び施設管理部をもって組織する。なお、土砂災害の恐れのある場合は、福祉部、子ども家庭部、都市計画部及び教育推進部を加える。

臨時水対本部は、企画政策部広報課、総務部、区民部、福祉部、子ども家庭部、都市計画部、土木部、施設管理部及び教育推進部の職員で、部長及び課長があらかじめ指名した者をもって編成する。

#### 5 臨時水対本部の廃止

- (1) 臨時水対本部室が、被害の状況等を勘案の上、臨時水対本部の配備を不要と認めたとき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

## 第4節 災害対策本部員の配置及び服務

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（85ページ）】参照



## 第5節 動員態勢の強化

### 第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立

#### 1 公益財団法人文京アカデミーとの「災害時における応急対策に関する協定」

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（87ページ）】参照

#### 2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（87ページ）】参照

### 第2 防災用職員住宅の充実

職員の勤務時間外における初動態勢の充実強化を図るために既存の職員用住宅等を設置している。

## 第6節 監視及び警戒

### 第1 活動方針

台風や集中豪雨等により水害及び土砂災害の発生する恐れのある場合、災害対策本部、臨時水対本部又は水害即応態勢は、降雨量や神田川水位の変化等の気象情報を的確に収集し、状況の把握に努める。

### 第2 活動態勢

#### 1 監視

災害対策本部、臨時水対本部又は水害即応態勢が設置されたときは、防災センターの情報機器等で区内及び上流区の降雨量及び神田川の水位を監視し、随時、防災関係機関に状況を連絡する。

#### 2 警戒

神田川の護岸、急傾斜地崩壊危険箇所の状況等を把握するため、職員を現地に派遣するとともに、区内の巡回を行い、災害対策本部等と連絡をとりながら警戒を行う。

#### 3 情報収集

水害又は土砂災害の発生する恐れのある場合、水防監視システム、気象庁、民間気象会社等の情報を活用し、下記情報の収集を行い、災害対策本部等に報告する。

また、荒川の氾濫については、国土交通省荒川下流河川事務所や気象庁からの気象情報や水位情報を収集するとともに、ホットライン等により状況の把握に努める。

- (1) 気象・雨量・神田川水位情報・荒川水位情報
- (2) 大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報
- (3) 大雨特別警報
- (4) 土砂災害警戒判定メッシュ情報
- (5) 記録的短時間大雨情報
- (6) 神田川氾濫危険情報
- (7) 荒川氾濫発生情報
- (8) 土砂災害警戒情報
- (9) 現地確認情報
- (10) 近隣区等における災害発生情報

#### 4 タイムラインの活用

水害及び土砂災害の応急対策は、台風を想定したタイムライン（行動の手順）を作成し、これに基づき実施する。なお、タイムラインの活用にあたっては、台風の進路、規模、雨量等の状況に応じて応急対策活動を取捨選択するなど臨機応変な対応を行う。

また、荒川外水氾濫については、荒川下流タイムライン（国土交通省荒川下流河川事務所）を運用し、水害被害の軽減に努めている。

### 第7節 区の水防活動

- 1 河川や区内の監視、警戒により、異常又は水防上危険であると認められる箇所（河川等）があるときは、防災関係機関等に連絡するとともに、事態に応じた措置をとる。
- 2 事態に即応した水防活動が行えるよう備蓄資器材等の調達及び配置を行う。
- 3 水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。
- 4 神田川が溢水の恐れがある場合は、橋梁に設置してある防水扉等を閉鎖する。その際、交通管理者及び隣接区への連絡調整を行う。また、緊急時には、消防署へ協力要請するとともに、居住者等で協力体制が整った場合は、業務を任せることができる。
- 5 洪水による著しい危険が切迫しているときは、区は必要と認める区域の居住者に対し避難のための退去又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知する。
- 6 水防のため、必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため、警察署長に対し警察官の出動を求める。
- 7 河川施設の決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは、区は直ちに都水防本部及び国土交通省関東地方整備局関係工事事務所及び関係水防管理団体に通報し、相互に連絡を取る。
- 8 区長は、水防活動終了後3日以内に水防各箇所毎に水防実施状況報告を、とりまとめて都知事に報告する。

〈資料編 第30 東京都水防計画に基づく水防上注意を要する箇所 P106〉

〈資料編 第80 水防活動報告表様式 P327〉

### 第8節 消防機関の応急対策の活動

#### 第1 活動方針

洪水、高潮、内水氾濫、暴風雨、豪雨等により大規模な水害の発生の危険があるとき、又は発生したときは、区の要請又は消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関と密接な連携のもとに実施して、水害の軽減に努める。

#### 第2 活動態勢

##### 1 水防態勢

消防署長は、気象情報その他により水災の発生する恐れのあるときは、平常時の勤務体制において水防態勢を発令して防災関係機関と密接な連絡を行い、情報を収集分析し、水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

##### 2 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢の発令は、警防本部長の命による。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され、又は発生した場合は、第五消防方面本部長又は当該消防署長が方面、署ごとに水防第1非常配備態勢又は水防第2非常配備態勢を発令することができる。

態 勢	主 た る 処 置
水防第1非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防部隊の編成</li> <li>2 救命ボートの運用準備</li> <li>3 水防資器材の点検整備</li> <li>4 防災関係機関との連絡、情報の収集</li> <li>5 庁舎施設の防護</li> <li>6 河川、水防施設、その他水災発生危険箇所の把握及び広報</li> <li>7 団員の出動態勢の確立</li> </ol>
水防第2非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方面本部及び署隊本部機能の強化</li> <li>2 水防小隊及び監視警戒隊の編成</li> <li>3 防災関係機関等への職員派遣</li> <li>4 監視警戒及び必要な広報の実施</li> <li>5 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね3分の1及び所要の消防団員の動員</li> </ol>
水防第3非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方面隊本部及び署隊本部機能の強化</li> <li>2 当番の職員並びに勤務時間外職員のおおむね半数及び所要の消防団員の動員</li> <li>3 水防部隊及び広報監視警戒の増強</li> <li>4 監視警戒及び広報の強化</li> <li>5 防災関係機関等への職員の派遣の強化</li> <li>6 水防活動、被害状況の把握</li> </ol>
水防第4非常配備態勢	<p>前各号に掲げる事項を強化するほか、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 長期の水防作業を行うために、交替制の確立並びに資器材、燃料、食料の準備</li> <li>2 全水防小隊及び監視警戒隊の編成</li> <li>3 応援態勢、又は応援受入態勢の確立</li> <li>4 当番の職員並びに勤務時間外の全職員及び全消防団員の動員</li> </ol>

### 3 活動内容

- (1) 消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤して水防作業を行う。
- (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡し、必要な措置を求める。
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防法（昭和24年法律第193号）第21条に基づき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- (4) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊した時は、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (5) 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、水防法第24条に基づき、

その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

## 第9節 防災会議の招集

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章（87ページ）】参照

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 避難  
計画

第7章 救援及び  
救護に関する計画

第8章 応急生活  
確保に関する計画

第9章 災害時  
要援護者対策

## 第2章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）

### 第1節 基本方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（88ページ）】参照

### 第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制

#### 第1 計画方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（88ページ）】参照

#### 第2 現況

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（88ページ）】参照

#### 第3 事業計画

##### 1 情報連絡窓口の一本化

- (1) 情報連絡の錯そうを避けるため、区及び防災関係機関に情報連絡の責任者を置き、情報連絡窓口の統一を図る。
- (2) 区における情報連絡窓口は、防災センターとする。

##### 2 災害情報システムの整備と活用

- (1) 防災センター  
防災行政無線FAX、NTT優先電話等により収集した被害情報を災害情報システムに登録し、共有する。収集した被害状況について、ホームページ等を活用して情報提供する。
- (2) 避難所(区立小・中学校等)  
避難所では、避難してきた区民等の名簿(避難者名簿)を作成する。  
また、食料等の各種要請については、災害情報システム、地域系防災行政無線等を利用し、各避難所から区災害対策本部、又は臨時水害対策本部に対して行う。

##### 3 通信機器の習熟

- (1) 現在確保している複数の情報伝達機器及び情報伝達手段について、運用方法マニュアルを作成し、関係職員による運用方法を研修している。
- (2) 区及び防災関係機関等は、平常時において機器操作に従事する職員に対し、定期的又は必要に応じて情報通信機器の操作訓練を実施するとともに、災害時に的確に運用できるよう機器操作マニュアルを作成した。操作訓練については、いつ起こるか分からない災害に備え、夜間も含めた実施を検討していく。また、操作を行える職員を多数確保するために、災害対策従事職員に対する訓練を強化する。
- (3) 区は、災害時における連絡体制や早期復旧協力体制の整備を図るため、情報通信機器業者やNTT等と協議していくものとする。
- (4) 区は、機器操作に従事する職員に対して、無線技士免許取得を奨励し、免許取得者の増大・確保を図る。

##### 4 東京都災害情報システムの活用

区は、平常時において、東京都が気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報をD

I S 端末機により情報を得ている。また、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に東京都災害情報システム（D I S）で受信している。

災害時には、区の被害・措置等に関する情報を入力するとともに、他区の状況等の情報の共有化を図る。

### 5 東京都とのホットラインの運用

都は、災害が差し迫った場合で、緊急性又は危険度が非常に高い場合において、通常の通信連絡に加え、区長とのホットラインを活用する。

### 6 住民への周知

区及び防災関係機関等は、区と防災関係機関との情報連絡体制等について地域住民の理解と協力を得るように訓練等の機会を活用して周知する。

また、地震情報、気象情報、災害情報等を携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メールや、SNSの活用促進を図る。

### 7 情報伝達手段の活用

区民等に、気象・雨量情報等の災害に関する情報や避難勧告等の避難に関する情報を確実に伝達するため、様々な情報伝達手段を組み合わせ活用する。

伝達する情報	伝達手段
気象・雨量情報等	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール CATV
避難準備・高齢者等避難開始	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 緊急速報メール（エリアメール） 「Yahoo!防災速報」
避難勧告及び避難指示 (神田川氾濫危険情報、土砂災害警戒情報を含む。)	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート（公共情報コモンズ） CATV 防災行政無線 緊急速報メール（エリアメール） 「Yahoo!防災速報」 直接的な声かけ（防災関係機関等） 庁有車

## 第3節 消防署の通信連絡体制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（92ページ）】参照

## 第4節 警察署の通信連絡体制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章（93ページ）】参照

## 第3章 防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）

### 第1節 防災関係機関との協力

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3章（94ページ）】参照

### 第2節 自衛隊への災害派遣要請

#### 第1 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3章（97ページ）】参照

#### 第2 災害派遣要請の手続き等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3章（97ページ）】参照

#### 5 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難を援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

## 第3節 民間団体等との協力

### 第1 活動方針

区及び防災関係機関は、公共的な団体、民間団体、区民防災組織及び事業所等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めていく。

### 第2 活動内容

#### 1 民間団体との協力

区は、災害応急対策の万全を期するため、民間団体との協定を締結し、災害時における協力業務を定めていく。

〈資料編 第61 文京区協定先一覧表 P174〉

#### 2 公共的な団体及び自発的な防災組織との協力

区は、災害時における応急活動を迅速、かつ、適切に実施できるよう、公共的な団体に対して、防災体制をあらかじめ確立するよう依頼するとともに、平素から相互の連絡を密にし、広く防災についての積極的な協力体制の確立に努めるものとする。

また、住民の共助の精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。

さらに、災害時において事業者等から積極的な協力が得られるように事業者等との協定締結を推進し、多様な協力体制の構築に努める。

これらの団体の協力事業内容としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予・警報、その他の情報を地域住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報・広聴活動に協力すること。
- (4) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
- (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (6) 被害状況の調査に協力すること。
- (7) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (8) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (9) その他の災害応急対策業務に協力すること。

#### 3 安全な避難方法の確保

都市型水害による急激な増水に備え、地域住民等の高層ビルへの一時的な避難について、ビル所有者等に受入れの周知を図っていく。



## 第4章 災害広報・広聴計画（区・消防署）

### 第1節 区の広報・広聴

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第4章（101ページ）】参照

### 第2節 消防署の広報・広聴

#### 第1 広報活動

災害に関する情報を収集し、防災関係機関と協力して次の事項に重点を置き、適時的確な広報活動を実施する。

- 1 気象、水象の状況
- 2 水災及び土砂災害に関する情報
- 3 被災者への安否情報
- 4 水防活動状況

#### 第2 広報手段

消防車の巡回やホームページ等により、適時的確な広報活動を実施する。

#### 第3 広聴活動

災害の規模に応じて、消防署、出張所等のうち、必要な場所に消防相談所を開設し、消防関係の相談に当たる。

## 第5章 警備・交通規制（警察署）

### 第1節 警備

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第5章（104ページ）】参照

### 第2節 交通規制

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第5章（104ページ）】参照

## 第6章 避難計画（区・警察署・消防署）

### 第1節 避難態勢

#### 第1 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第8章（118ページ）】参照

#### <避難所（神田川外水氾濫）>

施設名	所在地
小日向台町小学校	小日向二丁目3番8号
第三中学校	春日一丁目9番31号
茗台中学校	春日二丁目9番5号
音羽中学校	大塚一丁目9番24号

#### <避難所（荒川外水氾濫）>

施設名	所在地
湯島小学校	湯島二丁目28番14号

#### <避難所（内水氾濫）>

施設名	所在地
指ヶ谷小学校	白山二丁目28番4号
青柳小学校	大塚五丁目40番18号
小日向台町小学校	小日向二丁目3番8号
第三中学校	春日一丁目9番31号
第六中学校	向丘一丁目2番2号
茗台中学校	春日二丁目9番5号
音羽中学校	大塚一丁目9番24号

#### <避難所（土砂災害）>

施設名	所在地
青柳小学校	大塚五丁目40番18号
目白台交流館（目白台総合センター内）	目白台三丁目18番7号
音羽中学校	大塚一丁目9番24号
小日向台町小学校	小日向二丁目3番8号
茗台中学校	春日二丁目9番5号
文林中学校	千駄木五丁目25番10号
指ヶ谷小学校	白山二丁目28番4号
第六中学校	向丘一丁目2番2号
本郷台中学校	本郷二丁目38番23号
湯島小学校	湯島二丁目28番14号

※ 避難所の開設については、被災状況や浸水予想等を踏まえ、指定された避難所以外の避難所を開設することがある。また、神田川の氾濫等により指定された避難所への避難が難しい場合は、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、近隣区の避難所へ避難するよう区民等に伝達する。

## 第2 活動内容

### 1 避難行動

水害時及び土砂災害時における避難行動は、立ち退き避難（避難所や安全な場所へ移動する行動）に加え、近隣の安全な場所への避難※<sup>1</sup>や屋内安全確保※<sup>2</sup>も避難行動とする。

※<sup>1</sup> 指定避難所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※<sup>2</sup> 建物の上階やがけ・河川からなるべく離れた、より安全な部屋等への移動

### 2 避難の勧告及び指示

#### (1) 事前避難

##### ア 区

災害時において、事前避難が必要な地域・場所を定め、その地域の区民等に対して、避難所、避難経路、避難の方法等を周知し、積極的に自主避難するよう啓発する。また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始を発表する。

##### イ 警察署

災害が発生する恐れがある場合には、区と協力のもと早期に避難の指示、指導を行い、避難行動要支援者を指定した施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難させる。

#### (2) 勧告又は指示の発令

##### ア 区

区の管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と連絡の上、避難対象地域及び避難先を定めて、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」を発令する。この場合、区は直ちに都本部に報告するものとする。

区民の生命・身体を保護するために、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は撤去を命ずる。

##### イ 警察署

現地において、著しい危険が切迫しており、区が避難の勧告又は指示をすることができないと認めるとき、又は区から要求があった場合は、警察官が直接住民等に避難の指示をすることができる。この場合には、警察官は直ちにその旨を区に通報する。

### 3 避難誘導

避難の勧告又は指示（緊急）が発令された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織（町会・自治会）単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導する。

また、避難の勧告又は指示を行う時間がない場合は、地域の実情や災害時の状況に応じた避難方法等をあらかじめ想定しておく。

#### (1) 防災関係機関の分担

ア 区

- (ア) 区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所へ職員の派遣等を行い、施設管理者と連絡を密にし、支障をきたさないようにする。
- (イ) 保育園（等）は、建物に損傷のおそれがある等災害の状況に応じ、園長以下各担任保育士等を中心として、園児を安全に避難誘導するよう努める。
- (ウ) 児童館・育成室は、災害の状況に応じ、職員を中心として、来館児を安全に避難誘導するよう努める。

イ 区教育委員会

学校（園）は、災害の状況に応じ、学校（園）長以下各担任教師を中心として、園児、児童、生徒を安全に避難誘導するよう努める。

ウ 警察署

- (ア) 避難の勧告又は指示が出された場合には、区及び消防署等と協力して、区民等を避難誘導する。なお、病人、高齢者、障害者等の避難行動要支援者は、優先して避難させる。
- (イ) 誘導する場合は、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報等を行い、事故防止に努める。  
また、夜間の場合は、照明器具を活用するなど、安全に配慮する。
- (ウ) 風水害等の規模や態様により、できる限り部隊を配置し、区民防災組織や事業所等のリーダーと連携を図り、必要な避難措置を講じる。

エ 消防署

- (ア) 避難の勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、道路・橋梁等の状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況等を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。
- (イ) 避難が開始された場合、避難経路等の安全確保に努める。

## 第2節 避難勧告等の発令・伝達

### 第1 活動方針

水害及び土砂災害から区民の身体及び財産を守り、区における被害を最小限にとどめるため、区民等に対して的確に警戒避難を行えるよう、避難勧告等の発令及び伝達について定める。なお、具体的な避難勧告等の発令及び伝達については、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」に記載し、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や「土砂災害警戒避難ガイドライン」に改定があった場合は、必要に応じて修正する。

### 第2 活動内容

#### 1 避難勧告等の発令

- (1) 避難勧告等は、災害種別ごとに発令基準を設け、避難行動が必要な地域を示して発令する。
- (2) 避難を行う場合は、立ち退き避難を行うことを基本とする。なお、災害が発生又は災害の発生が切迫し屋外で移動することが危険な場合は、屋内安全確保（屋内に留まる安全確保）を指示する。
- (3) 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の避難にかかる移動時間等を考慮して「避難

準備・高齢者等避難開始」を発令する。

- (4) 避難勧告等は、避難所の開設の有無に係らず躊躇なく発令する。
- (5) 避難勧告等の発令の判断に際し、東京都等の防災関係機関に助言を求めることができる。

## 2 避難勧告等の発令基準

避難勧告等は、災害種別ごとに気象情報等に基づく避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令基準を設け、発令基準を満たした場合に発令の判断を行う。

- (1) 神田川外水氾濫  
気象情報や神田川水位計の情報等に基づき基準を設定する。
- (2) 荒川外水氾濫  
気象情報や荒川水位計の情報等に基づき基準を設定する。
- (3) 内水氾濫  
気象情報や区内雨量計の情報等に基づき基準を設定する。
- (4) 土砂災害  
土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報等に基づき基準を設定する。

## 3 避難勧告等の発令対象地域

災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。

- (1) 神田川外水氾濫  
文京区水害ハザードマップの神田川外水氾濫区域に該当する地域を対象に発令する。
- (2) 荒川外水氾濫  
気象情報や荒川水位計の情報等に基づき基準を設置する。
- (3) 内水氾濫  
内水地域における想定浸水深が2 m以上にランクされている地域を対象に発令する。  
なお、想定浸水深が2 m未満の地域については、区民や防災関係機関等から提供される現地情報等を踏まえ、必要に応じて発令対象地域を追加する。
- (4) 土砂災害  
急傾斜地崩壊危険箇所を対象に発令する。なお、都が土砂災害防止法に基づき実施している土砂災害警戒区域等の基礎調査の結果等を踏まえ、発令対象地域の見直しを行う。

## 4 避難勧告等の伝達

- (1) 避難勧告等の伝達手段  
避難勧告等を区民等に確実に伝達するため、発令の時間帯や職員の参集状況等を考慮の上、以下の伝達手段を用いて避難を呼びかける。

伝達する情報	伝達手段
気象・雨量情報等	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール CATV
避難準備・高齢者等避難開始	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート（公共情報commons） CATV 緊急速報メール（エリアメール）

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章 避難計画

第7章 救援及び  
救護に関する計画

第8章 応急生活  
確保に関する計画

第9章 災害時  
要援護者対策

伝達する情報	伝達手段
	「Yahoo!防災速報」
避難勧告及び避難指示 (神田川氾濫危険情報・土砂災害警戒情報を含む。)	ホームページ SNS 文の京安心・防災メール Lアラート(公共情報コモンズ) CATV 防災行政無線 緊急速報メール(エリアメール) 「Yahoo!防災速報」 直接的な声かけ(防災関係機関等) 庁有車

(2) 避難勧告等の伝達内容

伝達文は、簡潔かつ緊迫感のある内容で伝達する。

5 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は、大雨警報(浸水害・土砂災害)、神田川氾濫危険情報、土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として解除する。また、解除の判断に際しては、東京都等の防災関係機関に助言を求めることができる。

6 区民等に求める行動

避難勧告等により立ち退き避難が必要な区民等に次の行動を求める。

なお、指定避難所への立退き避難が、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※<sup>1</sup>)への避難や、少しでも命の助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※<sup>2</sup>)を行うよう周知をする。

※<sup>1</sup> 指定避難所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※<sup>2</sup> その時点に居る建物内において、建物の上階やがけ・河川からなるべく離れた、より安全な部屋等への移動

避難勧告等	立ち退き避難が必要な区民等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。

避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した避難所等へ立ち退き避難する（ただし、土砂災害や神田川外水氾濫・内水氾濫による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困難であるため、避難所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。</li> <li>・内水氾濫による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。</li> <li>・避難所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。</li> <li>・避難所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</li> </ul>

## 7 要配慮者の支援

### (1) 要配慮者利用施設の避難支援

神田川外水氾濫区域・荒川外水氾濫区域及び急傾斜地崩壊危険箇所に含まれる要配慮者利用施設、神田川外水氾濫区域に含まれる地下街及び地下施設を把握し、避難勧告等を発令した場合は、電話により避難勧告等の内容や避難所の情報等を施設に伝達する。要配慮者利用施設と連絡が取れない場合は、区職員等による直接的な声かけを行う。

### (2) 在宅の要配慮者への避難支援

避難勧告等の発令対象地域のうち自力で避難することが困難な在宅の要配慮者について、民生委員・児童委員や防災関係機関等と連携を図り、避難勧告等の内容を伝達し安全かつ迅速に避難できるよう支援を行う。

## 8 雨水出水（内水）及び高潮の浸水想定区域の指定

水防法改正（平成27年5月）に伴い、東京都から雨水出水（内水）及び高潮の浸水想定区域の指定があった場合は、水位周知情報の伝達方法や避難に関する事項等について定め、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」に記載の上、周知を図る。

## 第2 水防災監視システムの活用

区は、区内に5か所設置している雨量計及び神田川流域に2か所設置している水位計等を活用し、ホームページやケーブルテレビ等を通じて水位情報等を広く区民に周知する。

## 第3 避難勧告等の判断・伝達に対するデータ、情報整理

区は、都から災害に関する情報提供、避難勧告等の判断・伝達のための検証・分析などの技術的な支援を受け、避難勧告等の発令基準に関するデータ・情報整理を行う。

都から区に提供されるデータ、情報は次のとおりである。

## 1 堤防の決壊や越水氾濫のデータ

- (1) 警戒すべき区間
- (2) 河川の特長
- (3) 施設の整備状況

## 2 内水氾濫のデータ

- (1) 警戒すべき区間
- (2) 内水氾濫の特長

## 3 土砂災害に関する情報

- (1) 土砂災害警戒情報

## 4 洪水予報河川に関する情報

- (1) 神田川洪水予報

### 第3節 避難所の開設・運営等

#### 第1 活動方針

風水害による家屋の倒壊、流出などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者について、一時的に収容する必要があると認めるときは、避難所を開設し、応急的な食料等の配布などの保護を行う。

避難所は、災害種別ごとに区立小・中学校等を指定するとともに、避難所機能の強化を図っていくものとする。また、被災状況等必要に応じて、その他の公共施設や協定を定めた施設を開設する。

#### 第2 活動内容

##### 1 避難所の指定等

- (1) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
  - ア 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公共施設等）を利用する。
  - イ 避難所の収容基準  
3.3㎡当たり 2人
- (2) 避難所毎の割当  
避難勧告等の発令対象地域ごとに避難所の割当は行わない。

##### 2 避難所の開設

- (1) 避難所の開設の決定は、臨時水対本部等が行う。避難所の開設は、臨時水対本部等の管理及び責任の下、区職員が行う。
- (2) 避難所の開設が決定した場合、臨時水対本部等は施設管理者等（副校長等）に連絡し、避難者の受入体制等について確認を行う。
- (3) 避難所の開設は、原則として、臨時水対本部が判断し、避難準備・高齢者等避難開始の発令までに開始し終える。
- (4) あらかじめ定められた区職員は、速やかに避難所を開設し、被災者の受入れ体制を整える。
- (5) 区は発災に備えて、避難所運営協議会及び避難所開設班に指定されている職員に避難



所となる学校の開門方法等を周知するものとする。

- (6) 区は、備蓄倉庫の位置及び物資の確認、避難者の受入体制（避難スペース等）を、あらかじめ協議検討し、整えておくものとする。
- (7) 区は、避難所を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を警察署等防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）により都へ報告する。
- (8) 参集した区職員から避難所状況報告を受けた臨時水対本部等は、報告被災者数や被災地域等の被災状況、避難収容対象施設の収容力・設備等を総合的に判断し、必要に応じてその他の公共施設等に避難所を設置する。
- (9) 区は、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等を支援するため、区有施設や社会福祉施設等を福祉避難所として活用するよう運営法人との間で、応急業務の協力に関する協定の締結を図っていく。

### 3 収容対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者・障害者等を優先して収容する。

### 4 避難所の運営

- (1) 避難所の運営は、区職員を中心に運営し、可能な範囲で学校長・学校教職員の協力を得る。
- (2) 区職員は、避難所運営が混乱なく円滑に行われるよう、文京区避難所運営ガイドラインに基づき避難所の運営を行う。
- (3) 区職員は、体育館や多目的スペース等に避難者数に応じた避難スペースを設置し、備蓄倉庫から必要な物資を供出する。また、要配慮者に対して、要配慮者用に備蓄している食糧や生活用品を供出するなど可能な限り配慮に努める。
- (4) 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。

〈資料編 第71 避難所運営本部組織図 P309〉

## 第7章 救援及び救護に関する計画（防災関係機関）

### 第1節 給水（区・都水道局・都都市整備局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（134ページ）】参照

### 第2節 食品の給与（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（135ページ）】参照

### 第3節 生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（137ページ）】参照

### 第4節 救助・救急活動（消防署・警察署）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（138ページ）】参照

### 第5節 医療及び助産（区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（139ページ）】参照

### 第6節 保健（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（142ページ）】参照

### 第7節 防疫（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（143ページ）】参照

### 第8節 動物愛護（区・都福祉保健局）

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第9章（145ページ）】参照

## 第8章 応急生活確保に関する計画（区・都）

### 第1節 建物の応急危険度判定

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（147ページ）】参照

### 第2節 被災宅地の応急危険度判定

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（150ページ）】参照

### 第3節 罹災証明書発行要領

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（152ページ）】参照

### 第4節 義援金品の配分等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（153ページ）】参照

### 第5節 災害弔慰金の支給等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（154ページ）】参照

### 第6節 生活確保のための緊急措置

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（157ページ）】参照

### 第7節 融資・融資あっ旋計画

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第10章（158ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画  
第9章 要配慮者及び避難行動要支援者対策

## 第9章 要配慮者及び避難行動要支援者対策（区・都福祉保健局・警察署・消防署）

### 第1節 避難行動要支援者の安全確保

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第11章（162ページ）】参照

#### 第3 事業計画

##### 13 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(1) 避難勧告等の発令・伝達

区は、災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に避難することができるよう、「文京区水害・土砂災害対策実施要領」に基づき、適時適切に避難勧告等を発令する。

なお、避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者の避難にかかる移動時間等を考慮して発令する。

#### (2) 多様な情報伝達手段の活用

要配慮者に、災害に関する情報や避難勧告等の避難に関する情報を確実に伝達するため、防災行政無線や文の京安心・防災メールによる情報伝達に加え、緊急速報メール（エリアメール）、Lアラート、インターネット（SNSを含む）、CATV、「Yahoo!防災速報」など多様な情報伝達手段を組み合わせ活用し情報伝達を行う。

第1章 応急  
対策の活動態勢

第2章 情報  
連絡体制の整備

第3章 防災関係機  
関等との相互協力

第4章 災害  
広報・広聴計画

第5章 警備  
・交通規制

第6章  
避難計画

第7章 救援及び  
救護に関する計画

第8章 応急生活  
確保に関する計画

第9章 災害時  
要援護者対策

## 第10章 ボランティア等との連携・協働（区・都・消防署）

### 第1節 ボランティア・NPO

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第13章（177ページ）】参照

### 第2節 労働力の確保

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第13章（179ページ）】参照

## 第11章 公共施設等の応急対策（防災関係機関）

### 第1節 区施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（181ページ）】参照

### 第2節 電気施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（181ページ）】参照

### 第3節 ガス施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（182ページ）】参照

### 第4節 上水道施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（182ページ）】参照

### 第5節 下水道施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（184ページ）】参照

### 第6節 都営地下鉄

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（185ページ）】参照

### 第7節 東京メトロ

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（186ページ）】参照

## 第8節 首都高速道路

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（187ページ）】参照

## 第9節 通信施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（187ページ）】参照

## 第10節 日本郵便株式会社施設

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（189ページ）】参照

## 第12章 応急教育（区・都教育委員会）

### 第1節 応急教育方法

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第15章（191ページ）】参照

### 第2節 学用品の調達及び支給

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第14章（192ページ）】参照

## 第13章 ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）

### 第1節 ごみ処理

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（194ページ）】参照

### 第2節 し尿処理

#### 第1 活動方針

ライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが想定されるが、被災地の衛生環境を確保するため、排出されたし尿を迅速に処理する。

#### 第2 活動内容

##### 1 し尿処理の基本的考え方

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、マンホール直結型トイレを活用するほか区の備蓄する組立トイレ及び「震災時における災害対策用物資の調達に関する協定」に基づき供給される仮設トイレ等、貯留式仮設トイレを活用する。
- (3) 避難者50人当たり1基の災害用トイレを確保する。

##### 2 し尿処理方法等

- (1) 被害を受けなかった建築物のトイレは下水道施設に被害がない場合に限り利用するよう促す。
- (2) おおむね、発災翌日までに避難所等の貯留式仮設トイレの設置状況を把握し、「災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書」に基づき東京都環境保全協同組合に収集を要請する。なお、し尿収集車が確保できない場合は都に応援要請を行う。また、し尿の搬入については「災害時における下水道施設へのし尿処理搬入及び受入れに関する覚書」により指定された下水道施設（水再生センター及び管路の受入れ人孔）への投入により処理する。
- (3) 発災後の断水時においても下水道機能の利用を行うため、平常時から各家庭等において風呂水の汲み置き等、水の確保を図るよう意識啓発を行うものとする。なお、災害時にはトイレ用水の節約を呼びかけ、可能な範囲で民間協定井戸等を利用するなどにより対応する。
- (4) 避難所となる学校のトイレで使用する断水時のトイレ用水は消火活動に支障のない範囲でプール、井戸等の水を使用する。

### 第3節 がれき処理

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（196ページ）】参照

### 第4節 土石、竹木等の除去

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第16章（197ページ）】参照

## 第14章 遺体の取扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）

### 第1節 遺体の搜索・収容等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第17章（198ページ）】参照

### 第2節 検視・検案等

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第17章（199ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画  
第15章 災害救助法の適用

## 第15章 災害救助法の適用（区・都）

### 第1節 活動方針

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（202ページ）】参照

### 第2節 活動内容

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（202ページ）】参照

### 第3節 災害救助法適用手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第18章（203ページ）】参照

第3編 風水害対策／第2部 風水害応急・復旧対策計画  
第16章 激甚災害の指定に関する計画

## 第16章 激甚災害の指定に関する計画（区）

### 第1節 激甚災害指定の手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（204ページ）】参照

### 第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（205ページ）】参照

### 第3節 特別財政援助の交付手続き

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第19章（205ページ）】参照



## 付編 警戒宣言に伴う対応措置

第1章 対策の考え方

第2章 事前の備え

第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時  
から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第4章 警戒宣言時の対応措置

第5章 区民のとりべき措置



## 第1章 対策の考え方

### 第1節 策定の趣旨及び経緯

昭和53年4月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災事前対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生じる恐れがある震度6弱以上と予想される地域（6県167市町村）が「強化地域」として指定された。

さらに、東海地震の新たな震源域による大きな地震動、津波の生じる地域等の見直しを行い、平成14年4月23日中央防災会議により、新たな強化地域に2都県96市町村が追加決定され、4月24日告示された。

一方、文京区は、東海地震が発生した場合、震度5強程度と予想されるところから、強化地域として指定されなかったため、大規模地震対策特別措置法に基づく、地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、震度5強程度の揺れであっても、局地的には、かなりの被害が発生することが予想されるとともに、東京は、首都として政治、経済、文化等の中心であり、高度に人口及び都市機能等が集中しているところから、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、文京区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、文京区地域防災計画の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

### 第2節 基本的考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

第1 警戒宣言が発せられた場合においても、区の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、①警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための措置、②東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

第2 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置を定めたものであるが、「東海地震注意情報」発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。

第3 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、区地域防災計画の「震災予防計画」及び「震災応急・復旧対策計画」で対処する。

第4 区は強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては行政指導及び協力要請で対応する。

〈資料編 第24 文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備体制の設置要綱 P78〉

- 第5 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施に際しても、十分に配慮するものとする。
- 1 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとる。
  - 2 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性のあることから、対策の優先度を配慮する。
  - 3 都及び防災関係機関並びに隣接区等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

### 第3節 前提条件

本計画に当たっては、次に掲げる前提条件をおいた。

- 第1 東海地震が発生した場合、中央防災会議に設置された「東海地震に関する専門調査会」が発表した震度分布予想によると、区の予想震度は、おおむね震度5強程度である。
- 第2 震度5強の地域における被害状況等の程度は、気象庁震度階級関連解説表のとおりである。
- 第3 警戒宣言が発せられる時刻は、原則として、最も混乱が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。  
ただし、防災関係機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

〈資料編 第76 気象庁震度階級関連解説表 P315〉

### 第4節 今後の課題

本計画は、現時点において考えられる対策を可能な限り盛り込んだところであるが、具体化に至らない対応措置については、今後の調査、検討等の結果を待って、区の実情を加味し、より充実した計画に改めていくものとする。

## 第2章 事前の備え

本章では、特に定める項目以外については、第2編 震災対策の第1部 震災予防計画並びに第2部 震災応急・復旧対策計画を準用する。

### 第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、区地域防災計画震災対策の震災予防計画に基づき実施しているが、特に予知情報の発表による社会的混乱の防止という見地から、①東海地震にかかわる注意情報及び予知情報並びに警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備、資器材等の整備と、②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するために整備すべき事業をとりあげるものとする。

#### 第1 社会的混乱を防止するために整備する事業

##### 1 情報連絡体制の整備

【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第2章 情報連絡体制の整備】を準用する。

#### 第2 被害の発生を最小限にとどめるために整備する事業

##### 1 ブロック塀等の倒壊防止

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修】を準用する。

##### 2 落下物の防止

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第4節 窓ガラス等の落下防止、第6節 屋外広告物等に対する規制】を準用する。

##### 3 がけ・擁壁等対策

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第8節 がけ・擁壁・ブロック塀の改修】を準用する。

##### 4 通信施設対策

判定会招集の報道に伴い、区民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。この場合において、NTT東日本は、防災関係の重要な通信を確保するため、次の措置をとる。

- (1) 著しく、かかりにくくなった場合は、一般電話の利用を制限する。
- (2) 一般電話の利用制限を行った場合でも、公衆電話からの通話は優先する。
- (3) 防災関係機関等の非常・緊急電報及び非常・緊急通話は、最優先に確保する。

##### 5 公共施設対策

【第2編 震災対策／第1部 震災予防計画／第3章 建造物等の安全化／第1節 建築物の耐震化・不燃化の推進】を準用する。

## 第2節 広報及び教育

地震予知が行われる可能性のある東海地震に適切に対応するためには、区民の意識と活動のあり方が最大の課題となる。区民が東海地震に対する正確な知識に基づき、的確な行動がとれるように、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発、指導する。

### 第1 広報

地震予知を正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、区の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会混乱の防止と災害発生に伴う被害の軽減を図る。

#### 1 広報の基本的な流れ

広報の基本的な流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から災害発生まで、④注意情報が解除された時の4つに区分し、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止などの安全対策とともに、民心安定のための広報活動を中心に広報する。

#### 2 広報の内容

- (1) 東海地震についての教育、啓発及び指導
- (2) 東海地震に関する観測情報、注意情報について
- (3) 注意情報発表時から警戒宣言の発令、地震発生までの情報提供や防災措置・各種規制の内容
- (4) 区の予想震度及び被害程度
- (5) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項
- (6) 民心安定のため警戒宣言時に防災関係機関が行う措置
- (7) 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生の恐れがなくなったと認めた場合の準備体制の解除の発表

#### 【主な例】

- 1 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止の措置
  - ①列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
  - ②警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
  - ③その他防災上必要な事項
- 2 道路交通の混乱防止のための広報
  - ①警戒宣言時の交通規制の内容
  - ②自動車利用自粛の呼びかけ
  - ③その他防災上必要な事項
- 3 電話のふくそうによる混乱防止のための広報
  - ①警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
  - ②回線のふくそうと規制の内容
- 4 買い急ぎによる混乱防止のための広報
  - ①生活関連物資取扱店の営業
  - ②生活物資の流通状況と買い急ぎ控への広報
- 5 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
  - ①金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
- 6 その他の広報
  - ①電気・ガス等の使用上の注意

### 3 広報の手段

- (1) 印刷物による広報  
区報をはじめ各防災関係機関が各種印刷物により防災知識の普及を図る。
- (2) 映画・スライド、イベント等による広報  
「東海地震対策」に関する映画やスライド等を作成するほか、防災イベントや講演会の開催等を通じ、防災意識の普及を図る。
- (3) ホームページ等による広報  
ホームページやケーブルテレビを通じ、防災知識の周知を図る。
- (4) テレビ・ラジオによる広報
  - 1) 各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成する等、防災知識の向上に努める。
  - 2) 各防災関係機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

## 第2 教育指導

### 1 幼児・児童・生徒等に対する教育

区内の保育園、幼稚園、小学校、中学校等においては、次の事項について関係職員及び幼児・児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者への連絡の徹底を図る。

- (1) 教育指導事項
  - 1) 地震に関する基本的事項
  - 2) 教職員の分担業務
  - 3) 警戒宣言時の臨時休校措置
  - 4) 幼児・児童・生徒等の下校時等の安全措置
  - 5) 学校（園）に残留する幼児・児童・生徒等の保護方法
  - 6) その他の防災措置
- (2) 教育指導方法
  - 1) 幼児・児童・生徒等に対しては、都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」、「地震と安全」、「3. 11を忘れない」を使用し、防災教育を行う。
  - 2) 保護者に対しては、PTA総会・保護者会等の活動を通じて周知徹底を図る。
  - 3) 職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
  - 4) 学校（園）としての防災訓練を通しての啓発指導や地域の防災活動の紹介、地域と連携した訓練の実施等により、啓発を行う。

## 第3節 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きいため、消防計画の作成等の指導を行う。

### 第1 対象事業所

- 1 消防法第8条及び東京都火災予防条例第55条の3により、消防計画等を作成することとされている事業所
- 2 東京都震災対策条例第10条により事業所防災計画を作成することとされている事業所
- 3 危険物施設のうち、消防法により予防規定を作成することとされている事業所

## 第2 指導内容

警戒宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めておくよう指導する。

### 1 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

### 2 情報の収集伝達

- (1) テレビ・ラジオ等による情報の把握
- (2) 顧客、従業員に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- (3) 本社、支社間等の通信手段の確保
- (4) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- (5) 顧客、従業員に対する安全の確保

### 3 安全面からの営業の方針

- (1) 劇場、映画館、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- (2) 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- (3) その他消防計画等に定める事項の徹底

### 4 出火防止及び初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物、薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

### 5 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

## 第4節 防災訓練

区及び防災関係機関は、警戒宣言時における防災活動の円滑を期すため、情報伝達体制に重点を置いた訓練を実施する。

### 第1 文京区総合防災訓練

区は、原則として8月の最終日曜日又は土曜日に防災関係機関及び区民と協力して、文京区総合防災訓練を実施しているが、この訓練は発災時及び判定会招集時、警戒宣言が発せられた場合の措置を含めた訓練であり、今後も実施するものとする。

#### 1 参加機関

- |            |            |
|------------|------------|
| (1) 区      | (2) 防災関係機関 |
| (3) 区民防災組織 | (4) 区民     |
| (5) 事業所    | (6) ボランティア |

#### 2 訓練項目

- (1) 非常参集訓練
- (2) 災害対策本部準備及び運営訓練
- (3) 警戒宣言時の伝達、広報、通信訓練



(4) 現地訓練

**第2 警備、交通規制訓練（警察署）**

警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災関係機関及び区民の協力を得て総合的訓練を行う。

**1 参加機関**

- (1) 区及び防災関係機関
- (2) 区民及び事業所

**2 訓練項目**

- (1) 部隊の招集、編成訓練
- (2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む）
- (3) 情報収集伝達訓練
- (4) 通信訓練
- (5) 部隊配備運用訓練
- (6) 装備資器材操作訓練

**3 実施回数及び場所**

毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

**第3 消防訓練（消防署）**

警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、次により訓練を行う。

**1 参加機関等**

- (1) 消防団
- (2) 区民及び事業所
- (3) 防災関係機関
- (4) 東京消防庁災害時支援ボランティア

**2 訓練内容**

- (1) 非常招集命令伝達訓練
- (2) 参集訓練
- (3) 初動措置訓練
- (4) 情報収集訓練
- (5) 通信運用訓練
- (6) 震災署隊本部等運営訓練
- (7) 部隊編成及び部隊運用訓練
- (8) 消防団及び防災関係機関との連携訓練
- (9) 区民及び事業所と連携した訓練
- (10) 区民及び防災関係機関の総合訓練
- (11) 協定締結等の民間団体との連携訓練
- (12) 各種計画、協定等の検証

**3 実施回数及び場所**

必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。

#### 第4 交通機関防災訓練（都営地下鉄・メトロ）

防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の訓練を実施する。

- 1 非常招集訓練
- 2 情報収集訓練
- 3 旅客誘導案内訓練
- 4 担当業務に必要な訓練

また、区、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能を習得する。

#### 第5 東日本電信電話株式会社が実施する防災訓練

地震発生後の措置とともに、警戒宣言発令下等における措置について防災訓練を実施する。

- 1 警戒宣言等の伝達
- 2 非常招集
- 3 警戒宣言時の地震予防対策
- 4 大規模地震発生時の災害対応策
- 5 避難及び救護
- 6 その他必要とするもの
- 7 区等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し協力する。

#### 第6 東京電力防災訓練

防災業務計画に定める防災訓練にあつては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資器材の整備・点検を主たる内容とする防災訓練を実施する。

また、区が主催する地震防災訓練には積極的に参加する。

#### 第7 東京ガス防災訓練

各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

#### 第8 水道局防災訓練

訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び監理団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。

##### (1) 総合訓練

ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練

##### (2) 個別訓練

ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他

#### 第9 下水道局防災訓練

地震防災訓練を以下の内容で実施する。

- 1 職員の参集及び任務分担の確立情報連絡訓練
- 2 施設の諸設備の操作と点検及び応急措置
- 3 受注者との連携等

## 第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震に関連する調査情報及び注意情報は、観測データの変化により、段階的に気象庁から発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施しなければならない措置について定める。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する必要がある。

### 第1節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応

#### 第1 情報内容及び配備態勢

気象庁から、東海地震に関連する調査情報が発表された場合、区及び防災関係機関は、平常時の活動を継続しつつ、次の態勢をとる。

情報の種類	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性については直ちには、評価できない場合に発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生の恐れがなくなったと認められた場合、東海地震と前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。	連絡要員を確保する態勢

#### 第2 観測情報の伝達

東海地震に関連する調査情報の伝達経路及び伝達方法は、東海地震に関連する情報連絡系統図のとおりとする。また、防災関係機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

### 第2節 東海地震注意情報発表時の対応

#### 第1 情報内容及び配備態勢

気象庁から、東海地震注意情報が発表された場合、区及び防災関係機関は、担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

また、注意情報は、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報の種類	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に発表される。 また、判定会の開催についても、本情報の中で発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

## 第2 伝達体制

東海地震注意情報が発表された場合、防災関係機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。

このため、ここでは東海地震注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

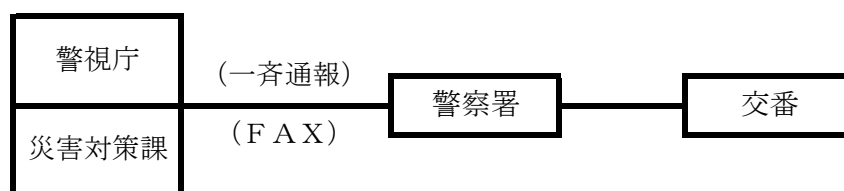
### 1 区

- (1) 総務部防災課は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、無線・有線を活用し区各部・教育委員会、防災関係機関に伝達する。
- (2) 区各部長は、伝達を受けたときは、部内各課、所管施設に伝達する。
- (3) 男女協働子育て支援部は、伝達を受けたときは、区立保育園、児童館及び育成室に伝達する。
- (4) 教育委員会は、伝達を受けたときは、区立の各学校（園）長及び所管施設に伝達する。

### 2 警察署

- (1) 伝達方法・経路

警視庁から一斉通報、FAXにより警察署に伝達される。



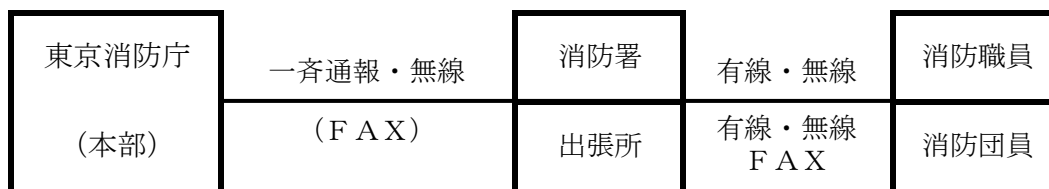
- (2) 伝達事項

東海地震注意情報が発表されたこと。

### 3 消防署

- (1) 伝達方法・経路

活動準備態勢に入る必要があるため、東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちに一斉通報、消防無線その他の手段により、出張所及び消防団に伝達する。



- (2) 伝達事項

震災警戒第2態勢が発令されたこと。

### 4 その他防災関係機関

東海地震注意情報を受けた時は、直ちに関係部署及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

### 第3 活動態勢

東海地震注意情報を受けた場合は、区及び防災関係機関は災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとるものとする。

#### 1 区

##### (1) 災害対策本部の設置準備

区は、東海地震注意情報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。

なお、休日、夜間等の勤務時間外において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令があったとき、区の初動態勢は文京区臨時災害対策本部要領で対応するものとする。

##### (2) 職員態勢

職員態勢は、文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備態勢の設置要綱による。

##### (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務

本部が設置されるまでの間、総務部防災課が各部課、防災関係機関の協力を得て次の所掌事務を行う。

- 1) 東海地震注意情報連絡報、地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達
- 2) 社会的混乱防止のための広報
- 3) 都及び防災関係機関との連絡

#### 2 警察署

(1) 東海地震注意情報連絡報が発表された場合は、警察署長は現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。

(2) 警備要員は、東海地震注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は東海地震注意情報の発表を知ったときは、速やかに自所属に参集する。

#### 3 消防署

東海地震注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令して、次の対応を行う。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 防災関係機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張り員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

#### 4 都営地下鉄

東海地震注意情報を災害対策本部等から受けた場合、直ちに局内部課及び各事務所の長に伝達し、伝達の対象となる職員に対して周知を図る。

なお、退庁後及び休日等の勤務時間外においては、電話、電報、伝令等の方法をもって連絡する。

## 第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

## 5 メトロ（東京地下鉄）

東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに非常招集して非常災害対策本部を設置する。

## 6 NTT東日本

東海地震注意情報を受けた場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。

- (1) 通話量等通信疎通状況の監視
- (2) 電力機器等通信設備の運転状況の監視
- (3) ふくそう発生時の重要通信確保のための規制措置の準備

## 7 東京電力

東海地震注意情報が発せられた場合は、次に掲げる予防措置を講ずる。

- (1) 非常災害対策要員は、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに所属する事業所に参集する。
- (2) 電力施設等の特別巡視・点検並びに機器調整等を実施する。
- (3) 保安通信設備の活用を図り、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には公衆通信、鉄道、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
- (4) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

## 8 水道局

東海地震予知情報が発表された場合、直ちに給水対策本部の設置準備に入り、警戒宣言発令と同時に本部を設置する。職員の活動態勢は、東海地震に係る情報が発表された場合、当局は、都総務局総合防災部から連絡を受け、次の態勢により活動に従事する。

なお、夜間、休日等に情報が発表された場合、職員は、情報の種別の応じて所属に参集し活動に従事する。

- (1) 東海地震観測情報
 

平常時の態勢を維持しながら、情報の監視を行い、情報の内容に応じて必要な態勢を確保する。
- (2) 東海地震注意情報
 

第1非常配備要員により、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報を共有する。
- (3) 東海地震予知情報
 

第1非常配備要員及び第2非常配備要員により、直ちに本部の設置準備に入り、警戒宣言発令と同時に給水対策本部を設置する。本部各班は、あらかじめ定められた活動に従事する。

## 9 首都高速道路株式会社

東海地震注意情報を受けた場合は、緊急体制をとり、あらかじめ指定された役員及び社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。また、地震発生に備え、あらかじめ定められた点検体制及び点検事項により地震発生前に点検を実施する。

### 第3節 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期であることから、この時期の広報は、原則としてテレビ・ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼びかけるものとなる。

この段階での各現場で混乱発生の恐れが予測される場合は、各防災関係機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、都総務局、警視庁、東京消防庁等へ依頼し、必要な情報等を区民に広報し、適切な対応をとるように呼びかける。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、区においても迅速に同様の内容を区民に伝達する。

#### 第1 放送機関の態勢

東海地震注意情報を受けた時点から職員の緊急動員を行い、速やかに非常配備に移行できる準備態勢をとる。

#### 第2 放送内容

テレビ、ラジオの平常番組を中断し、地震関係の放送を開始する。その主な内容は次のとおりである。

- 1 判定会の機能の解説
- 2 強化地域、観測データの解説
- 3 混乱防止呼びかけ
- 4 家庭、職場での心得及び防災知識の紹介

### 第4節 混乱防止措置

東海地震注意情報により種々の混乱の発生の恐れのあるとき、又は、混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための対応措置、防災関係機関は次のとおりである。

#### 第1 区

##### 1 対応措置の内容

- (1) 都から混乱防止に必要な情報を入手する。
- (2) 混乱発生が予想される地区、発生した地区に広報する。
- (3) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。
- (4) その他の必要事項

#### 第2 警察署

##### 1 駅等の警備

- (1) 東海地震注意情報の発表後はあらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅、混乱が発生した駅等に部隊を配備する。
- (2) 鉄道機関
  - 1) 都営地下鉄三田線各駅
  - 2) 都営地下鉄大江戸線各駅
  - 3) メトロ（東京地下鉄）千代田線各駅

## 第3章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

- 4) メトロ（東京地下鉄）丸ノ内線各駅
- 5) メトロ（東京地下鉄）有楽町線各駅
- 6) メトロ（東京地下鉄）南北線各駅

## 第3 都営地下鉄

混乱による二次災害の防止及び輸送に対する安全の確保を図るため、関係個所と密接な連絡を行い、利用客の動向を把握し、次により混乱防止措置を行う。

## 1 交通局災害対策本部及び電車部で行う措置

- (1) 迅速かつ的確な情報提供
- (2) 各駅の混雑、規制状況等の把握
- (3) 列車の運転状況等の把握
- (4) 職員の配置状況の把握及び調整
- (5) 他機関（警察等）との情報交換及び連絡調整
- (6) 混雑の状況に応じた運行量の調整及び運行中止の決定
- (7) 対策課を通じ利用者への協力要請
- (8) その他必要な措置

## 2 駅で行う措置

- (1) 管理所警戒本部の設置
- (2) 規制措置の実施（出入口、改札等の入場制限）
- (3) 旅客の誘導案内
- (4) 警備、警戒要領（混乱時の警察官と係員の緊密な連携）
- (5) 報告及び応援要請
- (6) 負傷者の救護
- (7) 広報活動
- (8) 連絡駅及び合築ビルとの協力体制

## 3 乗務員による措置

- (1) 情報の提供
- (2) 状況の報告と協力方の要請

## 第4 メトロ（東京地下鉄）

職員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに、警察官の派遣を要請する。

## 第5 NTT東日本

東海地震注意情報の発表に伴い、区民及び事業所による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定される。この場合においては、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本とし、次により措置する。

- 1 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。
- 2 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関、公衆電話等からの通話は確保する。
- 3 防災関係機関等の非常、緊急電報及び非常、緊急通話は最優先に確保する。



## 第4章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに強化地域に係る都知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。

これを受けた都知事等は、地震防災応急対策を実施することになっている。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生を防止するため、的確な対応措置を講ずる必要がある。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

### 第1節 活動態勢

#### 第1 区

##### 1 災害対策本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生する恐れがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

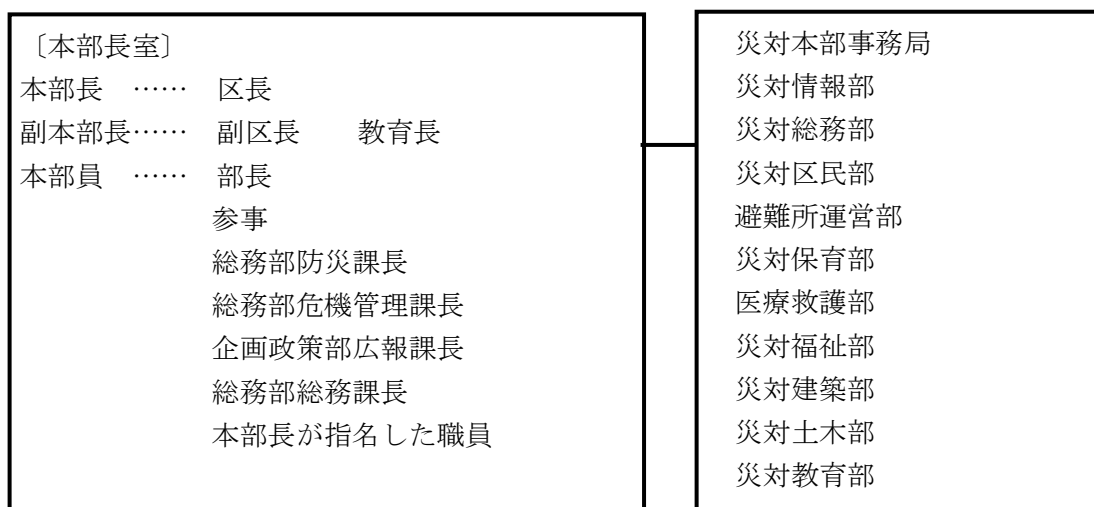
##### 2 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、シビックセンター災害対策本部室とする。

##### 3 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、文京区災害対策本部条例及び同施行規則によるが、その概要は次のとおりである。

#### 【文京区災害対策本部の組織】



#### 4 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- (3) 生活物資等の確保及び調達準備体制の決定
- (4) 防災関係機関の業務に関する連絡調整
- (5) 区民への情報提供

## 5 配備態勢

警戒宣言発令時における本部職員の配備態勢は、文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備態勢の設置要綱によるものとする。

### 第2 警察署

- 1 現場警備本部を次の警察署内に設置する。  
富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署
- 2 職員の動員  
警戒宣言発令時には、全職員を動員し防災対策を講じる。
- 3 相互協力

### 第3 消防署、消防団

- 1 次の消防署に設置してある署隊本部の機能を強化する。  
小石川消防署、本郷消防署
- 2 職団員の配備  
警戒宣言発令時には、全消防職員、全消防団員を配備し、震災に対処する態勢を確保する。
- 3 相互協力  
区及び防災関係機関等に職員を派遣し、相互に情報交換等協力態勢を確立する。

### 第4 都営地下鉄

警戒宣言時における職員の配備態勢（電車部）は原則として第2非常配備態勢とし、本局に交通局災害対策本部を設置し、発災に備えて次の措置を行う。

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 旅客に対する協力要請と混乱防止
- 3 職員の確保
- 4 あらかじめ指定した箇所の特別巡回の実施
- 5 必要により作業の中止及び施設物の補修措置
- 6 防災、緊急用品、設備機器等の点検整備
- 7 その他の必要事項

### 第5 首都高速道路株式会社

警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役員及び社員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材の確保等の必要な措置を講じて災害発生に備える。

### 第6 東日本電信電話株式会社

#### 1 東京東支店地震災害警戒本部設置

警戒宣言の発令に伴い、東京東支店に地震災害警戒本部を設置し地震災害の未然防止、防災関係機関等の重要通信の確保及び災害が発生した場合の被害の軽減策など、地震防災応急対策を実施する。

## 2 職員の動員数

- (1) 東海地震注意情報発表時  
可能な限り平常業務を継続することを基本に、保安要員、応急対策業務実施要員等を確保する。
- (2) 警戒宣言時  
応急対策業務実施のため、平常業務のうち顧客サービスに直接関係しないもの及び屋外における工事を中断することを原則に、保安要員、応急対策業務実施要員等を確保する。

## 第7 水道局

警戒宣言が発令された場合、都総務局は、直ちに防災行政無線、有線電話及びその他の手段により、その旨を都各局等に伝達する。総務局からの警戒宣言の通報を受けた場合は、給水対策本部を設置する。本部各班は、あらかじめ定められた活動に従事する。

### 1 平常給水の維持

- (1) 浄水場（所）、給水所等は、必要な配水圧力を確保する。
- (2) 地震発生後の応急給水に備え、給水拠点の保有水量を確保する。

### 2 保安点検措置

- (1) 貯水及び取水施設の保安点検
- (2) 浄水場（所）、給水所等の保安点検
- (3) 送・配水管等の漏水に対する措置
- (4) 応急給水槽の保安点検
- (5) 当局の工事現場の保安点検措置
- (6) 他企業の工事現場内の当局施設の保安要請

### 3 応急給水活動の準備

- (1) 応急給水用資器材の点検及び準備
- (2) 関係会社の輸送用車両の手配及び受け入れ

## 第8 東京電力

警戒宣言が発せられた場合は、あらかじめ定められた非常災害対策要員は、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに所属する事業所に参集し、非常災害対策本（支）部を設置する。

## 第9 東京ガス

### 1 ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発令された場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い、巡視点検及び検査を行う。

### 2 工事等の中断

警戒宣言が発令された場合、工事中又は作業中のガス工作物については、状況に応じて応急的保安措置を実施の上、工事又は作業を中断する。

### 3 対策要員の確保

- (1) 勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理しておく。
- (2) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は、あらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。

### 4 安全広報

お客様に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

## 第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、防災関係機関が、警戒宣言・地震予知情報を、迅速かつ的確に伝達するとともに、区民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

### 第1 警戒宣言等の伝達

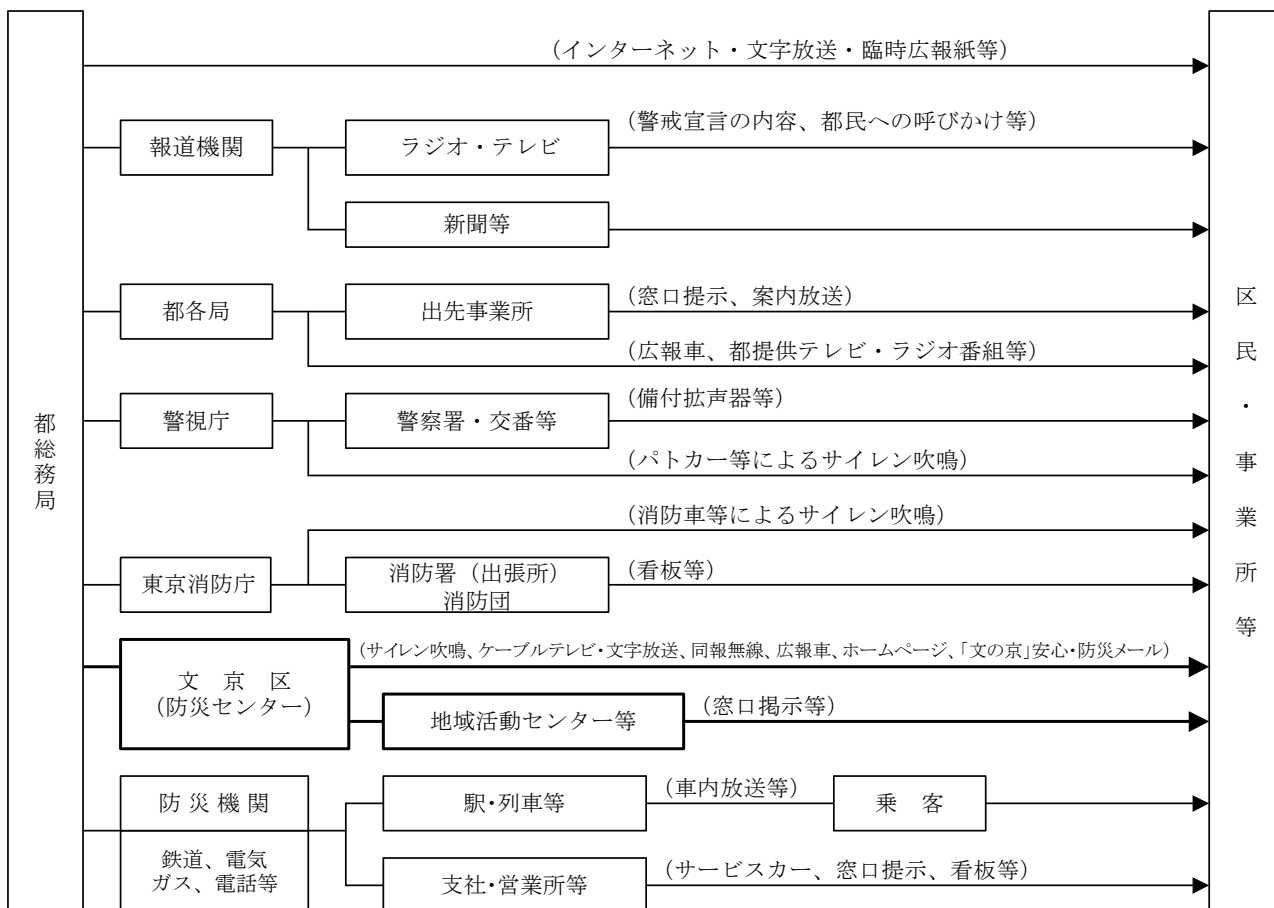
#### 1 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりである。

- (1) 防災関係機関の情報伝達系統は東海地震に関連する情報連絡系統を準用する。
- (2) 区民に対する警戒宣言の伝達及び手段は次のとおりである。

#### 2 伝達態勢（区）

- (1) 区は、都から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部課、区立施設及び防災関係機関に対し、庁内放送、優先電話、地域系防災行政無線等にて伝達する。
- (2) 区民に対しては、防災行政無線によるほか、警察署・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）、広報車等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

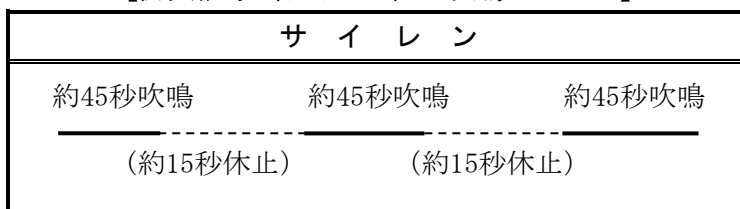


### 3 伝達事項（区及び警察署・消防署）

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 文京区の予想震度
- (3) 防災対策の実施の徹底
- (4) その他特に必要な事項

#### 【防災信号（サイレン）の吹鳴パターン】



## 第2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅や道路での混雑、電話の異常ふくそう等の混乱が予想される。これらに対処するため、テレビ・ラジオ等による広報が行われるが、区及び防災関係機関においても所掌に応じた広報を実施する。

### 1 区

- (1) 広報項目

- 1) 警戒宣言の内容
  - 2) 区民がとるべき措置
  - 3) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- (2) 広報の方法

広報は防災行政無線、ホームページ、「文の京」安心・防災メール、ケーブルテレビ、広報車を活用するほか、区庁舎、区施設の玄関等に立看板等を掲げて行う。

〈資料編 第56 広報文例 P168〉

## 2 警察署

- (1) 帰宅ラッシュに伴う、駅等の混乱防止のための広報
- (2) 道路交通の混乱防止のための広報
  - 1) 自動車利用の自粛
  - 2) 交通規制の実施要領
  - 3) 道路の渋滞状況
- (3) 警察署においては、広報車等を利用して警戒宣言とその内容の周知徹底を図る。

## 3 消防署

現場対応広報活動を実施する。  
広報内容は、第2章第2節第1の2に準ずる。

## 4 都営地下鉄

駅長（指揮者）又は列車乗務員は地震が発生した場合に地下という不安感から生じる混乱を予想し、積極的に駅放送、車内放送等により旅客及び乗客の動揺防止に努め、二次災害の発生を防ぐ体制を整えるとともに列車の運行状況を周知する。

## 5 NTT東日本

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、テレビ・ラジオ・新聞等を通じて以下の情報提供を必要に応じて行う。
  - 1) 通信のそ通状況並びに利用宣言等の措置状況
  - 2) 電話工事並びに故障修理等の実施状況
  - 3) 営業業務等の業務実施状況
  - 4) 災害用伝言ダイヤル等の利用方法
  - 5) その他必要とする事項
- (2) 前項の広報を実施するに当たり、必要に応じ報道機関と事前協議等を行い、的確・迅速な実施を可能にする措置を講ずる。

## 6 水道局

警戒宣言発令中の広報については、水道施設の稼働状況や住民への協力要請など給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する。

### 第3節 消防・危険物対策

#### 第1 消防対策

##### 1 活動体制

注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下であり、主に次の対策をとる。

- (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集

- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 防災関係機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張り員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

## 2 情報連絡体制の確立

- (1) 地震予知情報等の伝達方法
  - 1) 消防機関への伝達経路  
第3章第2節第2. 3. (1) に準じて伝達する。
  - 2) 区民への伝達経路  
第4章 第2節に準じて伝達する。  
伝達内容は第5章第1節による。
- (2) 対応状況等情報の収集、伝達  
警戒派遣所派遣隊、高所見張り員、移動防災指導班等から各種情報を収集する一方、区、警察への派遣職員を通じ、情報の交換を行う。

(3) 区民（事業所を含む）に対する呼びかけ

区民に対する呼びかけ	情報の把握	テレビ、ラジオ、インターネット、防災メール並びに警察、消防、区等からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、バケツ、消火水の確保
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確認 2 ブロック塀、門塀、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	1 テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3 不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続停止及び退社	1 劇場及び超高層ビル等不特定多数の者を収容する施設に対する営業の中止又は自粛 2 飲食店及び炉を使用する工場等多量の火気を使用する事業所に対する営業（操業）の中止又は自粛 3 大型店舗、スーパーマーケット等に対する生活必需物資の継続販売及び病院、銀行等都民の生活維持に必要なサービスを提供する事業所に対する可能な限りの営業等の維持 4 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
	出火防止及び初期消火	1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火態勢の確保
	危険防止	商品、設備器具等の転倒、落下、移動防止措置
その他、消防計画等に定める事項の徹底		

第2 危険物対策

警戒宣言発令時の要請事項

1 石油类等危険物の取扱施設

機 関	内 容
東京消防庁 小石川消防署 本郷消防署	<p>予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 操業の制限又は停止</li> <li>2 流出拡散防止等資器材の点検、配置</li> <li>3 緊急しゃ断装置等の点検、確認</li> <li>4 火気使用の制限</li> <li>5 消防用設備等の点検、確認</li> </ol>



機 関	内 容
警察署 富坂警察署 大塚警察署 本富士警察署 駒込警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱及び運搬の抑制</li> <li>2 危険物及び保管施設に対する警戒強化</li> </ol>
下水道局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発せられた場合は直ちに関連の作業を中止し、下記の措置を講ずるとともに、火気厳禁等の指令及び保管庫周辺への付近住民等の立ち入りを厳禁する。</li> <li>2 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを締める（除く、自家用発電機設備）。</li> <li>3 タンクローリーが貯蔵タンクへ移送中の場合は、即時中止する。</li> </ol>

## 2 危険物輸送

機 関	内 容
東京消防庁 小石川消防署 本郷消防署	<p>消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し、災害予防の観点から、次の応急措置を検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 出荷、受け入れの停止又は制限</li> <li>2 輸送途中車両における措置の徹底</li> </ol>

## 3 化学薬品等取扱施設

機 関	内 容
東京消防庁 小石川消防署 本郷消防署	<p>学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</li> <li>2 引火又は混合混触等による出火防止措置</li> <li>3 化学薬品等取り扱いの中止又は制限</li> <li>4 火気使用の中止又は制限</li> <li>5 消防用設備等の点検確認</li> </ol>

### 第3 劇場、高層ビル等対策

劇場、超高層ビル等不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の対応措置について検討・実施するよう指導する。

#### 1 劇場、映画館等

機関	対応措置
消防署	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難設備の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導

#### 2 高層ビル

機関	対応措置
消防署	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難設備の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用者に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達、及び時間差を設けての誘導 7 エレベータ（地震時管制運転装置を除く）の運転中止及び避難時の階段利用

## 第4節 警備・交通対策

### 第1 警備対策

- 1 警備部隊の編成
- 2 警備部隊の配備  
混乱の恐れのある駅、交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を要点等に配備する。
- 3 治安維持活動  
日常業務の処理のほか、次の点に重点をおき、区民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。
  - (1) 区内の実態把握に努める。
  - (2) 正確な情報収集及び伝達を図り、区民の不安要素を解消する。
  - (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

### 第2 交通対策

#### 1 交通対策の基本

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生し

た場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

- (1) 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- (2) 神奈川県及び山梨県方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
- (3) 神奈川県及び山梨県方向から流入する車両の走行は、できる限り制限する。
- (4) 強化地域の車両の通行は、できる限り制限する。

## 2 運転者のとるべき措置

運転者のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

- (1) 走行中の車両
  - 1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速で走行すること。
  - 2) カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取し、その状況に応じて行動すること。
  - 3) 目的地に到達後は、車両を使用しないこと。
  - 4) バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って安全な方法で走行すること。
  - 5) 危険物を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。
  - 6) 現場の警察官の指示に従うこと。
- (2) 駐車中の車両
  - 1) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は、原則として使用しないこと。
  - 2) 路上に駐車中の車両は、速やかに道路外に移動すること。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する場合は、交差点を避け、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを止めること。この場合において、エンジンキーは付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。また、貴重品を車内に残さないこと。
  - 3) 車両による避難の禁止  
警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 警戒宣言時の交通規制
  - 1) 警戒宣言が発せられたときは、次のような規制を行う
    - ① 都県境
      - a 神奈川県又は山梨県との都県境においては、流出する車両の通行については原則として制限を行い、都内に流入する車両の通行については混乱が生じない限り制限は行わない。
      - b 埼玉県又は千葉県との都県境においては、都内に流入する車両の通行についてはできる限り抑制し、流出する車両の通行については制限を行わない。
    - ② 環状7号線内側区域の道路  
環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行は、できる限り制限する。
    - ③ 緊急交通路の指定  
国道4号、国道17号、国道20号、国道1号、国道15号、中原街道、目黒通り、国道254号、国道122号、国道6号、国道14号、蔵前橋通り及び国道16号の13路線を、必要に応じて緊急交通路に指定し、車両の通行を制限する。
    - ④ 首都高速道路等  
状況により車両の流入を制限する。
    - ⑤ 強化地域  
強化地域においては、津波により被害が発生するおそれのある道路は、車両の通行を制限する。

- 2) 交通規制の見直し  
状況に応じて、交通規制の見直しを行う。
- (4) 交通規制の方法等  
警察署長は、速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置するとともに、必要により交通検問所を設置して次の任務を行うものとする。

- 1) 交通整備及び誘導
- 2) 交通規制の実施
- 3) 交通情報の収集
- 4) 運転者に対する交通情報の提供
- 5) 運転者のとるべき措置の指導
- 6) その他交通対策上必要と認められる措置
- (5) 緊急通行車両等の確認事務

警察署長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の確認事務を行う。

### 第3 道路管理者のとるべき措置

#### 1 区土木部

- (1) 危険箇所の点検  
緊急道路障害物除去路線を重点に、その他の崩壊の恐れのある擁壁、階段道路及び橋梁について緊急点検を実施し、保安態勢を確認して応急資器材の点検整備を行う。
- (2) 工事中の道路についての安全対策  
道路管理者施行の道路工事については、急施の小規模の維持補修工事を除いて中止する。工事箇所については、可能な限り仮復旧及び埋戻しの応急措置をし、原則的には一般の交通に開放する。  
道路占用工事（上下水道、電気、電話、ガス等）の箇所については、緊急の安全対策工事（ガス漏れ、漏水等）を除いて中止させ、仮復旧して一般の交通に開放し、通行の確保を図る。

#### 2 都建設局第六建設事務所

- (1) 避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に地震発災時に交通の障害となる恐れがある道路の損傷等について点検を実施する。
- (2) 工事中の道路については原則として工事を中止し、安全対策を実施する。

#### 3 首都高速道路株式会社

警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。

- (1) 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占有物件の整備等の必要な要請を行う。
- (2) 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して、規制状況等の必要な広報を行う。
- (3) 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。
- (4) 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

## 第5節 公共輸送対策

### 第1 都営地下鉄

#### 1 警戒宣言が発令された当日

警戒宣言が発令されたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。

なお、これに伴う列車の遅延については、運転整理により対応するため一部列車の間引きを余儀なくされるので、輸送力は平常より減少する。

#### 2 翌日以降

各線（浅草、三田、新宿、大江戸）別に、地震ダイヤにより減速運転を行う。

なお、地震ダイヤでは、一部列車の運転中止等を考慮するので輸送力は平常時より減少する。

#### 3 列車の運転中止

混乱防止に努めても、なお、旅客の協力が得られない駅等で混乱が発生した場合は、人命の安全確保の見地からやむを得ず運転を中止することがある。

### 第2 警察署

あらゆる手段を用いて正確な情報収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

### 第3 消防署

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱による被害が発生することが予想されるとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられることから、平常時から各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導する。

## 第6節 学校（園）・福祉施設等

### 第1 学校（幼稚園、小学校、中学校）

区から警戒宣言が発せられた旨の連絡を受けた学校（園）では、直ちに職員会議を開いて、全教職員にこの旨伝達するとともに、各学校（園）の防災計画に基づく行動を起こす。

#### 1 在校時

(1) 警戒宣言が発せられたら直ちに授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休校の措置をとる。

(2) 幼児・児童・生徒は、保護者又はあらかじめ届け出た代理人（以下「保護者」という）に引き渡して帰宅させる。

(3) 幼児・児童・生徒の保護者への引き渡しについては、その方法等をあらかじめ保護者等に周知しておくとともに、引取者と帰宅先を確認して引き渡すようにする。

引き渡すまでは、学校（園）で保護する。

#### 2 校外指導時

(1) 宿泊を伴う指導時（移動教室・夏季施設・冬季施設・修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その他の対策本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は対応の状況を教育委員会に報告するとともに、保

護者への周知を図る。

- (2) 遠足、社会科見学等の場合は、その地の地元官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、幼児・児童・生徒を在校（園）と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが、危険と判断される場合は、適宜の措置をとる。
- (3) 電話のふくそうにより、学校や教育委員会と連絡がとれないことも予測されるが、極力連絡するように努力する。

### 3 学校（園）におけるその他の対応策

- (1) 幼児・児童・生徒を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒、落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等地震による被害軽減の措置をとる。
- (2) 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、また区から供給が受けられるように手配しておく。
- (3) 残留する幼児・児童・生徒の安全確保のために必要な人員については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置する。
- (4) 残留する幼児・児童・生徒の安全確保のためにとった措置等について、できるだけ早く教育委員会へ報告するようにする。

### 4 警戒宣言解除の連絡等

- (1) 警戒宣言解除の情報は、区の災害対策本部の防災行政無線によって一斉に通知するほか、ラジオ・テレビの報道によって行うものとする。
- (2) 解除後の授業再開の日時は、別に教育委員会から通知するところによる。

### 5 判定会招集時の幼児・児童・生徒に対する伝達と指導

学校（園）は、判定会招集が区の防災行政無線やラジオ・テレビ等により報道された後、判定会の結論がでるまでの間に授業を学級指導に切りかえる。そして、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項宣言解除後又は地震後の授業の再開等について説明し、幼児・児童・生徒の安全を図る指導にあたりとともに、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定められた計画に従って引き渡し・帰宅させるよう準備を整える。

### 6 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

判定会招集が報道されると、幼児・児童・生徒の保護者が引き取りに来校する事態が予想される。

学校（園）においては、判定会招集時は平常事業は中止し学級指導に切りかえ、児童・生徒に地震に対する対応について認識を与え帰宅の準備に入る。

その間、保護者に連絡をとり、引き取りに来校するよう通知する。

従って、そのような事態が起きても対応できるように、学校（園）は平素から保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。

判定会招集の報道を得た家庭は、水・食料・救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引き取りに出る準備を整えるよう連絡しておく。

なお、上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引き取りに来校した場合、校長の責任において臨機の措置をとる。

## 第2 学校開放

### 1 事業実施前の場合の対応

学校長及び指導員に事業の中止について直ちに連絡するほか、区民に対する周知を図るため、中止の表示を行うほか、団体利用申込者に対してはできる限りの周知を図る。

### 2 事業実施中の場合の対応

直ちに事業中止の事情について説明を行い、正確な情報を伝達して速やかに帰宅させる措置をとる。

- (1) 団体利用の場合においては、責任者に引率させて帰宅させるが、帰路途中においても同じ方向の者はできる限り複数で帰宅させる。
- (2) 個人利用の場合、直ちに帰宅させるが、同じ方向の者は一緒に帰宅させるようにする。この場合、保護者及び同伴者のいない幼児・低学年児童がいる場合は、自宅の方向別に班編成をして、高学年の児童・生徒等に引率させるようにする。
- (3) (2)の方法によっても直ちに帰宅することが出来ない幼児等がいる場合は、保護者を確認し連絡して引き渡す。直ちに引き渡しの出来ない場合は、引き渡し完了するまでの間、安全に保護する措置をとる。
- (4) 身体障害者が利用している場合の対応については、幼児・児童の場合と同様とする。

## 第3 保育園

### 1 伝達方法

判定会が招集された旨を継送電話連絡網で通報し、全園職員は全員待機、夜間休日等勤務時間外の連絡方法も同様とする。

### 2 保護者への引き渡し

警戒宣言が発令された時は、子ども家庭部長より各園に通知し、園長は緊急連絡網にて保護者に連絡（混乱する場合もあるので文言を整理しておく）する。

なお、電話連絡が不能になる場合を考慮し、毎回の園だよりの中で、警戒宣言が発令された際には、連絡の有無にかかわらず、園児とともに速やかに帰宅するようPRする。

### 3 食糧備蓄

非常用保存食のほかに、普段提供するおやつをローリングストック法<sup>\*</sup>に準じた方法により、購入・保存しておく。

（ローリングストック法：普段食べる米やレトルト食品などを多めに買って置き、消費したらその分を補充することで常に一定量の食糧を家に備蓄する方法）

### 4 再開方法

警戒宣言解除の時間にもよるが翌日より再開

## 第4 児童館・育成室

### 1 伝達方法

児童青少年課は、判定会が招集された旨、FAX電話を利用した継走電話連絡網により各児童館、育成室に通報する。（一般電話は、保護者などの緊急応対用に空けておく。）

各児童館、育成室では直ちに全職員へ伝達し、全員待機する。夜間、休日等の勤務時間外は、緊急電話連絡網により連絡を行い、指示があるまで待機する。

来館（室）児童に対しては、地震に対する注意、安全指導を行う。

職員は、電話が不通になることも想定し、テレビ、ラジオ等の地震予知情報及び警戒宣言発令情報を正確に収集するとともに区の防災行政無線、サイレン等に十分注意する。

## 2 緊急体制への移行

判定会が招集された時点で、行事等全ての事業を中止し、来館（室）児童の把握を行い、保護者同伴の児童は速やかに帰宅させる。職員は、館（室）内の安全点検、避難路の確保を行うと同時に、児童に帰宅の準備をさせ全員を安全な場所に誘導する。

児童の引き取り確認名簿を備え、非常時持ち出し袋の用意と水の汲み置きを行う。また、指示により、施設の入口に区からの広報内容を掲示する。

警戒宣言が発令された時点で、児童が来館（室）していない場合は、施設を閉鎖して、その旨を児童青少年課長に報告し、職員は指示があるまで待機する。

館（室）外保育中に警戒宣言発令等の情報を知った場合、引率職員は地元官公署等からの確な情報収集を行うとともに、速やかに児童館（育成室）又は児童青少年課と連絡を取り、児童の安全確保を図りながら帰館（室）する。

## 3 保護者への引き渡し

警戒宣言が発令された場合は、部長より各館（室）へ通知するが、テレビ、ラジオ報道等により、先に情報を知った時点で対応を開始する。

発令時に在館（室）するすべての児童を保護者に引き渡せるよう手立てを講じる。

育成室では、児童台帳、出席簿及びあらかじめ保護者より提出されている警戒宣言発令時における送迎時間等の調査表を用意し、保護者への緊急連絡を行い、児童の引き取りの通知をする。児童館でも、登録簿、登録カードを用意し、保護者への緊急連絡を行い、児童の引き取りの通知をする。混乱が予想されるので、保護者への引き渡しに関する文言をあらかじめ整理しておく。

保護者が引き取りに来たときは、児童の引き取り確認名簿へ記入させ、確実に引渡しを行う。

なお、電話連絡が不能になる場合も考慮して、育成室では、防災のしおりの配布や警戒宣言発令時における送迎時間等調査表の提出のほか、育成室だよりなどで、警戒宣言発令時は、連絡の有無にかかわらず、速やかに児童を引き取るよう保護者への周知を徹底する。児童館でも、定期的に児童館だよりのなかで同様の周知に努める。

各館（室）職員は、全児童の引き渡しが完了したら館（室）を閉鎖し、入口にその旨を掲示するとともに、児童青少年課長へ報告する。

## 4 再開方法

警戒宣言解除後、施設の異常を点検し、異常が無ければ、解除の時間にもよるが翌日より再開する。

## 第5 文京福祉センター江戸川橋及び湯島

### 1 利用者について

警戒宣言が発せられた後、利用者に対して直ちに帰宅させる。

また、交通機関の運行や道路の状況により帰宅することが危険と判断される場合は、センターにて適宜措置する。



## 2 施設について

施設においては、センター利用者が退館した後、直ちに建物内外を点検し、火気の使用を停止し、水の汲み置き、備品等の転倒・落下防止・消火器及び備品の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

職員は、消防計画等による役割分担に従い対応する。

## 第6 福祉作業所・本郷福祉センター

- 1 警戒宣言発令同時に作業や活動を中止させる。
- 2 原則として速やかに帰宅させるものとし、遠隔利用者については、利用交通機関の運行状況等を把握し、適切な指示を与え、帰宅させるものとする。
- 3 交通機関の運行や道路の状況により帰宅することが危険と判断される場合は、家族と連絡の上、作業所にて適宜措置する。
- 4 全員帰宅後、直ちに閉所措置をとる。
- 5 警戒宣言解除後、施設の異常を点検し、利用を再開する。

## 第7 勤労福祉会館

### 1 防災体制の確立

自衛消防隊の編成をとるとともに、あらかじめ定められている役割分担に基づく隊員の配備及び適宜対応措置をとる。

### 2 情報の収集、伝達等

- (1) ラジオ等による正確な情報の把握
- (2) 利用者及び従事者等に対する迅速正確な情報の伝達
- (3) 施設内における混乱の防止
- (4) 利用者及び従事者等に対する安全の確保

### 3 施設利用の停止及び退館等

- (1) 原則、利用者は直ちに退館させる。
- (2) 施設利用を停止し、警戒宣言が解除するまでは、臨時休館の措置をとる。

### 4 出火防止及び初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物・薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

### 5 危険防止

- (1) 設備器具等の転倒・落下防止措置

## 第8 アカデミー施設

### 1 施設等の対応

会館利用者及び講習・講座等の参加者に対し、館内放送等により中止に至る状況を説明し、正確な情報を伝達して安全に帰宅させる。

- (1) 団体利用の場合は責任者と十分な協議の上、同じ方向の場合は可能な限り複数で帰宅

するよう指導する。

- (2) 個人利用者については、直ちに帰宅させるが、児童・生徒がいる場合は極力成人と一緒に帰宅するよう指導し、成人に協力要請を行う。
- (3) 会館利用者等が退館したあと、直ちに館内外を点検し、災害発生時に備えて転倒、落下の恐れのある備品等について防止策を講ずるとともに、保安上必要な電気以外は電源を切り、火気の扱いについては特に注意する。
- (4) 臨時休館の場合は出入口に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時の会館利用申込者（団体代表者）並びに講習、講座等参加申込者に対し可能な限り連絡する。
- (5) 閉館時（夜間・休館日）の場合は、館長はあらかじめ指定した職員に連絡し、災害発生時に備えて随時出勤できるよう態勢をとる。このため、平常時においても全職員に対して対応策を周知する。

## 2 措置の報告

前記1による対応措置をとったあと、直ちにアカデミー推進課長に報告する。

## 第9 ふるさと歴史館

- 1 一般観覧者及び講習・講座の参加者に対し、直ちに休館措置をとることについて周知を図るため、館内放送等により正確な情報を伝達して来館者の混乱の防止を図り、安全に帰宅するよう指導する。

### (1) 観覧者への対応

ふるさと歴史館は、不特定多数の人が広範囲な地域から来館しているが、同じ方向に帰宅する者についてはできる限り集団で、安全と思われる経路により帰宅するよう呼びかける。

児童・生徒だけで来館している場合は、高学年の児童・生徒が低学年の児童等を引率して帰宅するよう指導するほか、来館中の一般成人に対し協力を要請して安全な帰宅を図る。

保護者及び成人の同伴者のいない低学年の児童等が来館し、前記の方法によっても直ちに帰宅することができない者がいるときは、保護者を確認し、連絡の上引き渡すよう対応する。

### (2) 美術品・資料等の保護

展示品・収蔵品等の転倒及び落下による損傷を防ぐため万全の措置をとり、警戒宣言が発せられた場合は状況に応じて収蔵庫に収納する。

### (3) 施設管理

観覧者等が退館したあと、直ちに館内外を点検し、災害発生時に備え保安上必要な電気以外は電源を切る。転倒、落下の恐れのある物については除去する等の措置をするほか、ケース等のガラスの飛散防止の措置をとる。また、火気の扱いについては、特に注意する。

### (4) 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時に講習会等を予定しているときは、直ちに参加予定者に対し可能な限り連絡する。

## 2 閉館時（夜間・休館日）の場合の対応

職員が退庁したあと、及び休館日の場合は、館長は職員に対し状況を伝達し、災害の発生時に備えて直ちに出勤できる体制をとる。

このため、平常時から全職員に対して対応策を周知する。

- 3 前記1及び2による対応措置をとったあと、直ちにアカデミー推進課長に報告する。

## 第10 森鷗外記念館

- 1 観覧者及び講習・講座の参加者に対し、直ちに休館措置をとることについて周知を図るため、館内放送等により正確な情報を伝達して来館者の混乱の防止を図り、安全に帰宅するよう指導する。

### (1) 観覧者への対応

森鷗外記念館は、不特定多数の人が広範囲な地域から来館しているが、同じ方向に帰宅する者については、できる限り集団で安全と思われる経路により帰宅するよう呼びかける。

児童・生徒だけで来館している場合は、高学年の児童・生徒が低学年の児童等を引率して帰宅するよう指導するほか、来館中の一般成人に対し協力を要請して安全な帰宅を図る。

保護者及び成人の同伴者のいない低学年の児童等が来館し、前記の方法によっても直ちに帰宅することができない者がいるときは、保護者を確認し、連絡の上引き渡すよう対応する。

### (2) 美術品・資料等の保護

展示品・収蔵品等の転倒及び落下による損傷を防ぐため万全の措置をとり、警戒宣言が

発せられた場合は、状況に応じて収蔵庫に収納する。

### (3) 施設管理

観覧者等が退館したあと、直ちに館内外を点検し、災害発生時に備え保安上必要な電機以外は電源を切る。転倒、落下の恐れのある物については、除去する等の措置をするほか、ケース等のガラス飛散防止措置をとる。また、火気の扱いについては、特に注意する。

### (4) 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時に講習会等を予定しているときは、直ちに参加予定者に対し可能な限り連絡する。

- 2 閉館時（夜間・休館日）の場合の対応

職員が退庁したあと、及び休館日の場合は、館長は職員に対し状況を伝達し、災害の発生時に備えて直ちに出勤できる体制をとる。

このため、平常時から全職員に対し対応策を周知する。

- 3 前記1及び2による対応措置をとったあと、直ちにアカデミー推進課長に報告する。

## 第11 体育施設

### 1 警戒宣言が発せられたときは、全ての事業を中止し閉館する。

- (1) 付き添いのある幼児・児童及び心身障害者については即時帰宅させる。付き添いのない者についてはできる限り保護者に連絡し、保護者に引き渡す。付き添いのない者で単身帰宅を申し出た者は、利用者の中の近隣者に同行させて帰宅の措置をとる。

- (2) 発災に備え施設内の備品等の転倒、落下防止、薬品類による被害防止、消火器の点検等地震による防災の措置をとる。

- (3) 屋外運動場については区民の避難場所になるので、備品類を定められた場所に格納しておく。

## 2 閉館時（夜間・休館日等）の場合の対応

施設長は職員に対し状況を伝達し、災害発生時に備えて直ちに出勤できる体制をとる。このため、平常時から全職員に対し対応策を周知する。

## 3 前記1及び2による対応措置をとったあと、直ちにスポーツ振興課長に報告する。

# 第12 図書館

## 1 各図書館への周知及び対応

- (1) 真砂中央図書館は、判定会が招集された旨、電話やメールを利用して各図書館に連絡し、利用者に周知するよう指示する。各図書館の職員は、電話が不通になることも想定し、テレビ、ラジオ等の地震予知情報及び警戒宣言発令情報を正確に収集するとともに、利用者に逐次周知する。
- (2) 警戒宣言が発せられたときは、真砂中央図書館は、その旨を上記方法で各図書館に伝え、閉館の措置をとり、利用者に周知するよう指示する。

## 2 利用者への対応

- (1) 利用者に対し、館内放送等により逐次正確な情報を伝達して来館者の混乱の防止を図る。
- (2) 館周辺の交通事情を調査すると同時に、鉄道、バス等の交通機関の状況についても把握し周知する。
- (3) 警戒宣言が発せられたときは、中学生以上の利用者は退館させる。この際全員が一時に退館することのないよう指導する。また、混乱が発生しないよう利用者に対する「呼びかけ」を十分行う。利用者の協力が必要な場合は協力を求める。
- (4) 小学生以下の利用者については、できる限り保護者に連絡をとり、保護者に引き渡す等の方法をとる。
- (5) 心身障害者が保護者同伴のときは他の者に優先して退館させるものとし、保護者同伴でない者については、保護者に連絡をとり引き渡す。
- (6) 前記(4)、(5)のとき、保護者に引き渡すことのできない場合は、保護者に連絡がとれ、引き渡し完了するまで、館にとどめておくこととし、必要に応じて給食等の措置をとる。

## 3 館内施設の準備

- (1) 備品の転倒防止等必要な措置をとる。
- (2) 重油等危険物の安全管理に十分注意し、発災の際、重油類等の流出による火災が発生することがないようにする。
- (3) 給食を行うこともあるので、態勢を整える。
- (4) 水・薬品の管理を行うこと。
- (5) 電動ドアは手動式に切りかえておくこと。
- (6) 窓ガラス等施設破損による被害がでないよう十分施設の点検を行い、簡単な補修工事を行うこと。

# 第13 教育センター

センター利用者、事業参加者に対し状況を説明し、直ちに事業を中止するとともに休館措置をとる。また、できるだけ正確な情報を提供して、安全に帰宅するよう促す。若し

くは、一時待機を指示する。

なお、警戒宣言に伴い避難勧告等が発令された場合は、避難所開設に向けた対応措置を行う。

### 1 利用者への対応

利用者、事業参加者に対しては、帰宅の準備をさせ、全員を安全な場所に誘導する。幼児・児童・生徒の保護者への引き渡しについては、その方法等をあらかじめ保護者等に周知しておくとともに、引取者と帰宅先を確認して引き渡すようにする。交通機関の運行や道路の状況により帰宅することが危険と判断される場合は、家族と連絡の上、センターにて適宜措置する。団体利用の場合は、責任者と十分協議した上で、上記に準じた取扱いをする。以上の措置を完了するまでは、施設内で安全に保護する。

### 2 施設管理

発災に備え、施設内の備品等の転倒・落下防止、薬品等による被害防止、消火器の確認、在籍職員の確認等を行う。職員は、消防計画等による役割分担に従い対応する。

### 3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、同日及び直近の日時の利用者等に対し可能な限り連絡をする。

## 第14 子育てひろば及び親子ひろば

### 1 利用者への対応

子育てひろば及び親子ひろば利用者に対し、直ちに休館措置をとることについての状況等正確な情報を伝達して安全に帰宅するよう指導する。

### 2 施設管理

発災に備え、施設内の備品等の転倒・落下防止、薬品等による被害防止、消火器の点検等地震による防災の措置をとる。

### 3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行うほか、子育てひろば及び親子ひろば利用者等に対し可能な限り連絡をする。

## 第15 一時保育所（キッズルーム）及び病児・病後児保育施設

### 1 利用者への対応

各施設に電話で通知し、施設責任者は保護者の緊急連絡先へ連絡し、児童の引き渡しを行う。直ちに引き渡しが出来ない場合は、引き渡し完了までの間、安全に保護する措置をとる。

### 2 施設管理

災害に備え、施設内の備品等の転倒・落下防止、備蓄物資・職員体制の確認、消火器の点検等地震による防災の措置をとる。

### 3 臨時休室措置の周知

出入口等に臨時休室の表示を行うほか、キッズルーム及び病児・病後児保育の予約者等に対し連絡をする。

## 第16 青少年プラザ

利用者に対し状況を説明し、直ちに事業を中止するとともに休館措置をとる。また、できるだけ正確な情報を提供して、安全に帰宅するよう促す。若しくは、一時待機を指示する。

## 第17 男女平等センター

### 1 利用者への対応

施設利用者に対し、館内放送等により直ちに休館措置をとることについての状況を説明し、正確な情報を伝達して利用者の混乱防止を図り、安全に帰宅するよう促す。

### 2 施設管理

施設利用者が退館した後、発災に備え、施設内外の点検を行い、備品等の転倒・落下防止、消火器の確認等、被害軽減の措置をとる。また、保安上必要な電気以外は電源を切り、火災の発生には特に注意する。

### 3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行い、同日及び直近の日時の利用予定者に対し、可能な限り連絡する。

## 第18 区民センター

### 1 利用者への対応

施設利用者に対し、館内放送等により直ちに休館措置をとることについての状況を説明し、正確な情報を伝達して利用者の混乱防止を図り、安全に帰宅するよう促す。

### 2 施設管理

施設利用者が退館した後、発災に備え、施設内外の点検を行い、備品等の転倒・落下防止、消火器の確認等、被害軽減の措置をとる。また、保安上必要な電気以外は電源を切り、火災の発生には特に注意する。

### 3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行い、同日及び直近の日時の利用予定者に対し、可能な限り連絡する。

## 第19 地域活動センター・区民会館・交流館

### 1 利用者への対応

施設利用者に対し、館内放送等により直ちに休館措置をとることについての状況を説明し、正確な情報を伝達して利用者の混乱防止を図り、安全に帰宅するよう促す。

### 2 施設管理

施設利用者が退館した後、発災に備え、施設内外の点検を行い、備品等の転倒・落下防止、消火器の確認等、被害軽減の措置をとる。また、保安上必要な電気以外は電源を切り、火災の発生には特に注意する。

### 3 臨時休館措置の周知

出入口等に臨時休館の表示を行い、同日及び直近の日時の利用予定者に対し、可能な限り連絡する。

## 第7節 電話・電報対策

### 第1 広報

判定会招集の報道開始後及び警戒宣言発令後、一般の利用者に対し、次の事項についてテレビ・ラジオ及び地域の広報活動を通じて広報する。

#### 1 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置及び代替となる通信手段

(自動通話に関するもののほか、手動台扱いの通話、番号案内業務を含む)

#### 2 電報の受付及び配達状況

(遅延承知のものに限り取り扱うこと等利用制限の周知も含む)

#### 3 支店等営業窓口における業務実施状況

#### 4 利用者に対し協力を要請する事項

業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼びかけること、及び災害用特設公衆電話の利用あるいは通話混雑時の電話利用等について協力を求める周知等

#### 5 街頭公衆電話の無料化措置時の利用方法等についての周知

## 第8節 電気・ガス・上下水道対策

### 第1 電気

#### 1 電気の供給

警戒宣言が発令された場合においても電力の供給を継続する。

#### 2 人員、資器材の点検確保

##### (1) 要員の確保

非常災害対策組織の構成員は、判定会招集情報又は警戒宣言情報を知ったときは速やかに事業所へ参集する。

##### (2) 資器材の確保

警戒宣言が発せられたときは、必要な資材・工具・車両・無線等を確保整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資器材の数量確認及び緊急確保に努める。

#### 3 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設等に関する各号の予防措置を講ずる。

##### (1) 特別巡視及び特別点検

地震予知情報に基づき、電力施設等に対する特別巡視・特別点検及び配電設備等を実施する。

##### (2) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、またNTT東日本・鉄道・警察・消防及び防災関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

##### (3) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設等については、事故防止のため状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を講ずる。

## 第2 ガス

### 1 ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造・供給は継続する。

### 2 人員の確保と資器材点検

- (1) 勤務時間内においては、地震防災応急対策に必要な要員を確保し、休日及び時間外においてもあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。
- (2) 資器材の点検確保  
通常保管されている支社倉庫・管材倉庫・その他から復旧工事に必要な資器材の数量の点検、整備を行う。

### 3 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容

- (1) 広報の内容
  - 1) 警戒宣言・地震予知情報の伝達
  - 2) 引き続きガスを供給していること
  - 3) ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱方法
  - 4) 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処理方法
  - 5) 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等
- (2) 広報の方法
  - 1) 広報車等により、広報内容を直接需要者に呼びかける。
  - 2) テレビ・ラジオ及び防災関係機関に対し広報を行うよう協力を求める。

### 4 施設等の保安措置

- (1) 緊急しゃ断装置・放散設備・用水設備・保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確保を行う。
- (2) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
- (3) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講ずる。

## 第3 上水道

警戒宣言発令中の広報は、区民自らが当座の飲料水を確保し、地震の発生に備えるよう、次の内容の広報を行う。

- 1 当座の飲料水の汲み置き要請
- 2 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- 3 地震発生後の広報等の実施方法
- 4 地震発生後における区民への注意事項

## 第4 下水道

### 1 危険物に対する保安措置

危険物のある水再生センター、ポンプ所においては、三交替勤務態勢により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、第2次非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

### 2 施設等の保安措置

- (1) 施設の被害を最小限度にとどめ、汚水・雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保



に万全を期すため、下記施設について巡視点検の強化及び整備を行う。

- ①管渠施設
- ②ポンプ施設

## (2) 工事現場

工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

## 第9節 生活物資対策

区は、食料及び生活必需品の安定供給を確保するため次の措置を行う。

### 第1 営業の要請等

食料及び生活必需品を取り扱う百貨店・スーパーマーケット・小売店等に対し、出来るだけ営業を継続し、売りおしめ・価格操作等を行わないよう要請する。

### 第2 連絡態勢

商店街連合会、産業連合会に対し、警戒宣言が発せられた場合の連絡網として組織の中に非常災害時継送表を作成するよう要請する。

## 第10節 金融対策

区は、警戒宣言発令時においては、金融機関及び郵便局は出来るだけ窓口業務を確保するよう協力依頼し、区民に対しては、金融機関の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを広報車、無線放送等により呼びかけを行い、金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員・職員の安全を十分配慮し、店頭顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客にそなえて店頭その旨を掲示する。

### 第1 文京区指定金融機関区役所内派出所における対応措置

文京区指定金融機関区役所内派出所の業務の円滑な遂行を確保し、次の各号に掲げる措置をとらせる。

- 1 原則として平常通りの業務を行う。
- 2 緊急の場合に備え、災害見舞金・救援物資の調達等の支出を遅滞なく遂行できるよう必要な資金と体制を確保する。
- 3 派出所窓口の区民に対して、警戒宣言が発せられたことを直ちに周知するとともに、その旨を店頭に掲示する。

### 第2 区税等の対応措置

- 1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、区税の申告や納税、国民健康保険、国民年金の各届出書の提出や保険料の納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- 2 警戒宣言発令中において、区の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、区税、保険料の減免及び納付期限の延長等に適切な措置を講ずる。
- 3 臨戸調査等により税務課職員が区内地域に外出中、警戒宣言が発令された場合は直ちに帰庁する。

### 第3 福祉資金貸付金の対応措置

- 1 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、貸付金返済等の納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- 2 警戒宣言発令後引き続き、区の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、貸付金の償還免除及び期限の延長等適切な措置を講ずる。

## 第11節 避難対策

特に危険が予測される指定地域については、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

- 1 危険が予測される地域
- 2 がけ地等で危険が予測される地域については、土砂災害警戒情報が発令されたとき、避難勧告を発令する。
- 3 避難勧告は区長が行う。
- 4 避難所（原則として区立小中学校等）開設に伴う対応措置  
警察署は原則として危険地域から避難所までの避難に当たり、避難所においては区職員等に引き継ぐものとする。

## 第12節 救援・救護対策

### 第1 給水態勢

#### 1 応急態勢の確立

発災後に備え、中央支所においては本部との情報連絡及び保安点検強化、応急資器材等の点検整備を行う。

### 第2 物資等の配付態勢

#### 1 配付態勢

区は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送配付態勢をとる。

#### 2 運搬計画

備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、東京都トラック協会文京支部に待機の態勢を要請する。

### 第3 医療救護態勢

#### 1 医療班の編成準備

- (1) 区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道接骨師会に医療救護班の編成準備要請
- (2) 救護班携行器材の点検準備

#### 2 助産救護体制の確保

- (1) 医師、看護師等の確保
- (2) 医療資器材の点検、補充
- (3) 助産収容態勢の整備
- (4) 小石川・文京区医師会に対する受け入れ態勢確保の要請

## 第5章 区民のとりべき措置

文京区は「東海地震」が発生した場合、震度5強になると予想されている。

震度5強の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。

また、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、区及び防災関係機関は万全の措置を講じるものであるが、被害及び混乱を防止するためには、区民及び事業所の果たす役割は極めて大きい。

区民一人ひとりが、また、各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、混乱及び被害は大幅に減少させることができる。

本章においては、区民、区民防災組織及び事業所が、平常時、判定会招集時及び警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

### 第1節 区民のとりべき措置

#### 第1 平常時

- 1 日頃から出火の防止に努める。
  - (1) 東海地震に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
  - (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
  - (3) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
  - (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
  - (5) 水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食糧の3日分程度の備蓄、並びに医薬品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備をしておく。
  - (6) 家庭で対応処置を話し合っておく。
    - 1) 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
    - 2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
  - (7) 防災訓練や防災事業へ参加する。

都・区市町村・消防署、区民防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
  - (8) 災害時要援護者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に住民組織や消防署・交番等に知らせておく。

#### 第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
- 2 家庭で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 3 電話の使用を自粛する。
- 4 自動車の利用を自粛する。

### 第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 情報の把握を行う。
  - (1) 区の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
  - (2) 区、警察、消防等防災関係機関の情報に注意する。
  - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
  - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
  - (2) 火気器具周辺の整理整頓を確認する。
  - (3) ガスメーターコックの位置を確認する。（避難する時は、ガスメーターコック及び元栓を閉じる）
  - (4) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。
  - (5) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
  - (6) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器、バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- 4 テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- 6 窓ガラス等の落下防止をはかる。
  - (1) 窓ガラスに荷物用テープを貼る。
  - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- 8 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるように取りまとめておく。（非常持ち出し品の準備）
- 9 火に強くなるべく動きやすい服装にする。
- 10 電話の使用を自粛する。特に役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
- 11 自家用車の利用を自粛する。
  - (1) 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
  - (2) 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。
  - (3) 走行中の自家用車は目的地まで走行したら後は車を使わない。
- 12 幼児、児童の行動に注意する。
  - (1) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
  - (2) 幼児、児童、生徒が登園・登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて引き取りに行く。
- 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- 14 エレベータの使用はさける。
- 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 16 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 17 買い急ぎをしない。

## 第2節 区民防災組織のとりべき措置

### 第1 平常時

- 1 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民に周知しておく。
- 2 情報収集・伝達態勢を確立する。  
(1) 区及び防災関係機関から知らされた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する態勢を確立する。  
(2) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- 3 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 4 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 5 消火、救助、炊き出し資器材等の整備、保守及び非常食の備蓄を図る。
- 6 地域内の災害時要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 7 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

### 第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 1 テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 2 区民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

### 第3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 区からの情報を区内住民に伝達する。
- 2 区民防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- 3 区民に区民のとりべき措置（前節参照）を呼びかける。
- 4 可搬式動力ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 5 街頭設置消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 6 高齢者や病人の安全に配慮する。
- 7 がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- 8 救急医薬品等を確認する。
- 9 食糧、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

## 第3節 事業所のとりべき措置

### 第1 平常時

- 1 事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下等による危害防止措置、防火用品の備蓄並びに出火防止対策及び従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規定及びその他の規定等を含む）に基づいて措置し、注意情報発表時以降の行動に備えておくものとする。  
なお、防災計画等作成上の留意事項は次による。
- 2 従業員に対する防災教育の実施
- 3 自衛消防訓練の実施
- 4 情報の収集・伝達態勢の確立
- 5 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- 6 水・食糧・医薬品その他必需品の備蓄

## 第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとりべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他状況により、必要な防災措置を行う。  
この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。

## 第3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- 1 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等警戒態勢を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。  
百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。  
この場合、災害時要援護者の安全確保に留意する。
- 4 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。  
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火の恐れのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ、必要な安全措置を講じる。  
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- 6 建築物の防火又は避難上重要な設備及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。
- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- 8 不要不急の電話（携帯電話を含む）の使用は中止するとともに、都・区・警察・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- 9 バス・タクシー生活物資輸送車等区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- 10 救助、救急資器材及び飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- 11 建築工事、隧道工事及び金属熔触作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 12 事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄りの駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して安全を確認の上で時差退社させるものとする。  
ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

# 文京区地域防災計画

(平成30年度修正) 案

【資料編】



文京区防災会議





## 地域防災計画 資料編 目次

### 1 法令関係

第1	文京区防災対策条例.....	1
第2	文京区防災会議条例.....	7
第3	文京区防災会議運営規程.....	9
第4	文京区防災会議委員名簿.....	10
第5	文京区災害対策本部条例.....	11
第6	文京区災害対策本部条例施行規則.....	12
第7	文京区災害対策本部組織図.....	25
第8	文京区臨時災害対策本部要領.....	27
第9	文京区臨時水害対策本部要領.....	30
第10	文京区議会地震等災害対策本部設置要綱.....	33
第11	文京区警戒態勢に関する宿日直勤務規程.....	38
第12	文京区震災復興本部の設置に関する条例.....	40
第13	文京区震災復興本部の設置に関する条例施行規則.....	41
第14	東京都震災対策条例.....	44
第15	東京都震災対策条例施行規則.....	54
第16	東京都帰宅困難者対策条例.....	62
第17	事業所における帰宅困難者対策ガイドライン.....	66
第18	大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン.....	67
第19	一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン.....	68
第20	応急危険度判定実施本部組織図.....	69
第21	災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表（災害救助法施行規則）.....	70
第22	激甚災害指定基準.....	75
第23	局地激甚災害指定基準.....	77
第24	文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備体制の設置要綱.....	78

### 2 被害想定関係

第25	「首都直下地震等による東京の被害想定」における東京都の被害想定.....	81
第26	「首都直下地震等による東京の被害想定」における文京区の被害想定.....	98
第27	文京区地域危険度一覧表.....	102
第28	土砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧表.....	104
第29	急傾斜地危険箇所一覧表.....	105
第30	東京都水防計画に基づく水防上注意を要する箇所.....	106
第31	文京区水害ハザードマップ.....	107

第 32	神田川洪水ハザードマップ	109
第 33	文京区土砂災害ハザードマップ	111

### 3 施設・設備関係

第 34	耐震改修促進税制の内容	113
第 35	危険物製造所等一覧表	114
第 36	放射性物質関係施設	114
第 37	毒劇物製造業・同輸入業・同販売業及び業務取扱者（めっき業）一覧表	114
第 38	区設貯水槽一覧表	115
第 39	区有井戸一覧表	116
第 40	協定井戸一覧表 (東京都豆腐商工組合文京支部・東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部)	116
第 41	協定井戸一覧表（民間）	117
第 42	区内及び隣接区の災害時給水ステーション一覧表	118
第 43	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	119
第 44	浸水想定区域内の地下街等	119

### 4 備蓄関係

第 45	備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表	120
第 46	学校等併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表	129
第 47	福祉避難所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表	154
第 48	妊産婦乳児救護所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表	158
第 49	警察・消防資器材備蓄保有状況	161
第 50	消防非常用救護資器材（小石川・本郷）備蓄保有状況	161
第 51	災害用医療資器材の保有状況	162
第 52	水防用備蓄資器材一覧表	164
第 53	水害対策用土のう堆積場所一覧表	165

### 5 情報連絡体制等

第 54	屋外スピーカ設置場所一覧表	166
第 55	区災害対策本部を中心とする無線系統図	167
第 56	広報文例	168
第 57	区及び指定地方行政機関等の電話番号一覧表	170
第 58	気象情報伝達系統図	171
第 59	神田川洪水予報伝達系統図	172
第 60	土砂災害警戒情報伝達系統図	173

## 6 協定関係

第 61 文京区協定先一覧表 .....	174
第 61-1 災害時の応急給食（麺類等の提供）に関する協定書 .....	179
第 61-2 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書 .....	180
第 61-3 災害時における井戸水の確保に関する要綱 .....	180
第 61-4 災害時における小石川植物園井戸の使用に関する協定 .....	181
第 61-5 災害時における豆腐組合所有井戸の使用に関する協定 .....	181
第 61-6 災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関する協定 .....	182
第 61-7.8 災害時の医療救護活動についての協定書 .....	182
第 61-9.10 災害時の歯科医療救護活動についての協定書 .....	184
第 61-11 災害時における救護活動についての協定書 .....	186
第 61-12 災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書 .....	188
第 61-13 災害時における医療機器等の供給に関する協定書 .....	189
第 61-14 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 .....	190
第 61-15 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 .....	192
第 61-16 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 .....	194
第 61-17 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 .....	196
第 61-18 災害時における応急対策活動支援に関する協定書 .....	198
第 61-19 災害時における応急対策活動支援に関する協定書 .....	199
第 61-20 災害時における応急対策活動支援に関する協定書 .....	201
第 61-21 災害時における応急対策活動支援に関する協定書 .....	201
第 61-22 災害時における応急対策業務に関する協定書 .....	202
第 61-23 災害時における応急対策業務に関する協定書 .....	203
第 61-24 災害時における応急対策業務に関する協定書 .....	205
第 61-25 災害時における応急対策業務に関する協定書 .....	206
第 61-26 災害時における応急対策業務に関する協定書 .....	208
第 61-27 災害時における応急対策業務に関する協定書 .....	209
第 61-28 災害時における応急対策活動に関する協定書 .....	210
第 61-29 災害時における応急対策業務に関する協定書 .....	211
第 61-30 災害時における応急対策業務に関する協定書 .....	212
第 61-31 災害時における理容業務活動に関する協定書 .....	213
第 61-32 災害時における応急対策に関する協定書 .....	214
第 61-33 災害時における軽自動車運送の協力に関する協定書 .....	215
第 61-34 災害時における物流業務に関する協定書 .....	215
第 61-35 災害時における灯油及び固型燃料等の供給に関する協定書 .....	217
第 61-36 災害時における石油類等の供給に関する協定書 .....	218

第 61-37	災害時における石油類等の供給に関する協定書	220
第 61-38	災害時における石油類等の供給に関する協定書	221
第 61-39	文京区と日本郵便株式会社小石川郵便局及び本郷郵便局との 災害対策に係る相互協力に関する覚書	222
第 61-40	災害時における文京区と文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会との 情報収集等の協力に関する協定	223
第 61-41	災害時における特設公衆電話の設置及び利用に関する協定書	223
第 61-42	災害時におけるボランティアの活動に関する協定書	225
第 61-43	災害時における特別法律相談に関する協定書	226
第 61-44	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	226
第 61-45	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書	229
第 61-46	一時避難場所の施設利用に関する協定書	230
第 61-47	一時集合場所の土地利用に関する協定書	231
第 61-48	災害時における相互協力に関する協定書	232
第 61-49	災害時における相互協力に関する協定書	233
第 61-50	災害時における相互協力に関する協定書	234
第 61-51	災害時における相互協力に関する協定書	235
第 61-52	災害時における相互協力に関する協定書	236
第 61-53	災害時における相互協力に関する協定書	237
第 61-54	災害時における相互協力に関する協定書	238
第 61-55	震災時における災害対策用物資の調達に関する協定書	239
第 61-56	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	240
第 61-57	災害時における相互応援に関する協定書	249
第 61-58	災害時における相互応援に関する協定書	250
第 61-59	「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定書	251
第 61-60	津和野町と文京区における相互協力及び災害応援に関する協定書	252
第 61-61	甲州市と文京区との相互協力に関する協定	253
第 61-62	文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書	253
第 61-63	天草市と文京区との相互協力に関する協定	254
第 61-64	福山市と文京区との相互協力に関する協定	254
第 61-65	河川水位計・雨量計の観測値の配信に関する協定書	255
第 61-66	河川水位計の観測値の配信に関する協定書	256
第 61-67	防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書	258
第 61-68	避難所施設利用に関する協定書	259
第 61-69	避難所施設利用に関する協定書	260
第 61-70	避難所施設利用に関する協定書	261

第 61-71	避難所施設利用に関する協定書	262
第 61-72	災害時における動物救護活動に関する協定書	263
第 61-73	災害発生時における救出救助資器材等の使用に関する協定書	264
第 61-74	災害時における母子救護所の提供に関する協定書	265
第 61-75	災害時における母子救護所の提供に関する協定書	266
第 61-76	災害時における母子救護所の提供に関する協定書	267
第 61-77	災害時における母子救護所の提供に関する協定書	268
第 61-78	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	269
第 61-79	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	270
第 61-80	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書	271
第 61-81	災害時における母乳育児支援に関する協定書	272
第 61-82	災害に係る情報発信等に関する協定	273
第 61-83	災害時における情報の収集、伝達活動等に関する協定書	274
第 61-84	災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書	275
第 61-85	災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書	276
第 61-86	災害時における清涼飲料水の供給に関する協定書	277
第 61-87	災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書	278
第 61-88	災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書	280
第 61-89	災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書	281
第 61-90	災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書	283
第 61-91	災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書	284
第 61-92	災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書	285
第 61-93	災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書	286
第 61-94	災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書	287
第 61-95	災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書	288
第 61-96	災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書	289
第 61-97	災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書	290
第 61-98	災害時における相互協力に関する協定書	291
第 61-99	災害時における相互協力に関する協定書	292
第 61-100	災害時における相互協力に関する協定書	293
第 61-101	災害時における相互協力に関する協定書	294
第 61-102	災害時における相互協力に関する協定書	295
第 61-103	災害時における相互協力に関する協定書	296

## 7 避難所・避難場所関係

第 62	避難所における耐震補強工事進捗状況	297
第 63	避難場所及び地区割当	298
第 64	避難場所の町会別割当	299
第 65	文京区防災地図	301
第 66	避難所に当てる学校施設等一覧表	303
第 67	二次的な避難所の候補施設	305
第 68	福祉避難所所在地一覧	307
第 69	妊産婦・乳児救護所所在地一覧	308
第 70	避難所運営協議会による避難所開設の流れ	309
第 71	避難所運営本部組織図	310

## 8 関係機関の活動等

第 72	災害時医療救護機関	311
第 73	震災時における交通規制	312

## 9 輸送関係

第 74	庁有車車種別配置一覧表	313
第 75	緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図	314

## 10 その他

第 76	気象庁震度階級関連解説表	316
第 77	気象庁が行う警報・注意報発表基準一覧表	320
第 78	気象警報・通報指示系統図	321
第 79	被災世帯（事業所）調査票	322
第 80	水防活動報告表様式	328

# 資料編

## 1 法令関係





## 第1 文京区防災対策条例

平成18年3月9日  
条例第十三号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、防災対策における区民、事業者及び区の責務並びに協働することの意義を明らかにするとともに、災害の予防対策、応急対策及び復興対策に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 地震、暴風、豪雨、洪水その他の異常な自然現象、大規模な火事又は爆発等により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。
- 三 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- 四 事業者 区内において事業活動を行うもの（学校を含む。第三十五条を除き、以下同じ。）をいう。
- 五 区民防災組織 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二項に規定する町会、自治会等を単位として自主的に組織するものをいう。
- 六 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の防災対策を実施する東京都の関係機関（以下「都」という。）、法第二条第三号から第六号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

#### (基本理念)

第三条 区民、事業者及び区は、自らの命は自らが守るという自助、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという共助及び区民の安全を確保するという公助のそれぞれの役割を果たし、並びに「文の京」自治基本条例（平成十六年十二月文京区条例第三十二号）の協働・協治の考え方に基づき、防災対策の充実及び実践に努め、もって災害に強いまちづくりを推進していくことを基本としなければならない。

#### (区の責務)

第四条 区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払わなければならない。

2 区は、平常時から国、都及び他の地方公共団体との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。

#### (地域防災計画の実施)

第五条 区は、法第四十二条第一項の規定により作成する文京区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、防災対策を適確かつ円滑に実施するものとする。

#### (区の職員の責務)

第六条 区の職員は、災害時に迅速な応急活動等が実施できるよう、あらかじめ防災に関する知識及び技能の習得に努めなければならない。

### (区民の責務)

**第七条** 区民は、自ら災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

2 区民は、三日分の飲料水及び食糧並びに生活必需品の備蓄に努めなければならない。

3 区民は、防災訓練、防災に関する研修その他の防災対策に関する事業（以下「防災対策事業」という。）に自発的に参加し、及び協力して、災害時の行動力の向上に努めなければならない。

4 区民は、災害時に自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、その地域の区民の安全の確保に努めなければならない。

### (事業者の責務)

**第八条** 事業者は、その社会的責任を自覚し、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域における区民の安全の確保のため、災害時の危険を除去し、災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、防災対策事業に協力するとともに、自ら防災訓練等を実施し、防災対策の充実に努めなければならない。

3 事業者は、平常時から従業員に防災に関する知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

4 事業者は、災害時に区民に対して防災対策に関する活動を行うとともに、区民との連携及び協力をするよう努めなければならない。

## 第二章 防災に関する組織

### (区民防災組織)

**第九条** 区民は、区民防災組織を結成する。

### (防災会議)

**第十条** 法第十六条第一項の規定により設置する文京区防災会議は、第三条に規定する基本理念を反映させて地域防災計画の作成又は修正を行うものとする。

### (災害対策本部)

**第十一条** 法第二十三条の二第一項の規定により設置する文京区災害対策本部は、前条の地域防災計画の定めるところにより区内に係る災害の予防対策及び応急対策を実施するものとする。

## 第三章 区民、事業者、区等の協働

### (協働の推進)

**第十二条** 区は、防災対策を推進するに当たって、区民、事業者等と協働するものとする。

### (区民防災組織の活動)

**第十三条** 区民防災組織は、自分たちのまちは自分たちで守るという地域の連帯意識に基づき、次に掲げる事項を行うものとする。

一 初期消火活動、救助活動及び救護活動のために必要な資器材を備え付けること。

二 定期的に訓練を行い、初期消火活動、救助活動及び救護活動に関する技能を習得し、並びに当該技能の向上に努めること。

三 災害時に区、防災関係機関及び事業者と協働し、初期消火活動、救助活動、救護活動、避難誘導活動等を行うこと。

四 災害時に区、防災関係機関等と協働し、避難所を運営すること。

五 区、防災関係機関等と協働し、被災後の地域の防犯に努めること。

### (区民防災組織の育成)

**第十四条** 区は、活動経費の助成、防災に関する研修の実施、防災意識の啓発その他の支援により、区民防災組織の育成に努めなければならない。

2 区は、平常時から区民防災組織の活動の促進を図るため、防災リーダー（区民防災組織の活動において中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めなければならない。

**(ネットワークづくり)**

**第十五条** 区は、区民防災組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体が協働して効果的に活動を行えるよう、平常時からネットワークづくりの促進に努めなければならない。

**(ボランティア活動)**

**第十六条** 区民は、災害時にボランティア活動に参加するよう努めなければならない。

2 区は、ボランティアと協働して行う被災者に対する支援活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ活動の拠点の提供その他の体制の確立に努めなければならない。

3 区は、平常時に防災関係機関と連携を図り、ボランティア活動の啓発及びボランティアの育成に努めなければならない。

**(要配慮者・避難行動要支援者対策)**

**第十七条** 区民は、近隣に居住し、災害時に迅速かつ適切な行動をとることが困難である、又は必要な情報を得ることができない高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の状況の把握及び救出に努めなければならない。

2 区は、防災対策を実施するときは、要配慮者の安全に配慮するよう努めなければならない。

3 区は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めなければならない。

4 区は、区民、区民防災組織及び事業者と協働し、避難行動要支援者の状況をあらかじめ把握するとともに、災害時の支援及び情報提供の体制を確立するよう努めなければならない。

**第四章 予防対策**

**(都市基盤の整備)**

**第十八条** 区民及び事業者は、安全な地域の整備に努めなければならない。

2 区は、道路、河川、公園等の都市基盤の整備に関し防災関係機関と連携し、地球環境の変化を視野に入れた総合的な施策を推進するものとする。

**(民間建築物等の安全の確保)**

**第十九条** 区民及び事業者は、その管理する建築物その他の工作物の安全を確認するとともに、耐震性及び耐火性の確保並びに窓ガラス等の落下防止に努めなければならない。

2 区は、前項の目的を達成するため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。

**(公共施設等の安全の確保)**

**第二十条** 区は、その管理する公共施設の耐震性及び耐火性を確保し、その安全を図るものとする。

**(風水害対策)**

**第二十一条** 区民及び事業者は、その管理する建築物その他の工作物の暴風、豪雨、洪水等による風水害に対する備えに努めなければならない。

2 区は、都と連携を図り、総合的な治水対策を実施するものとする。

3 区は、風水害が発生したときは、都と連携を図り、区民及び事業者はその情報を提供するものとする。

**(鉄道、道路等の安全の確保)**

**第二十二条** 鉄道事業を営業者は、施設の耐震性及び耐火性を確保するとともに、利用者への情報提供、安全な避難誘導等の体制の確立に努めなければならない。

1 法令関係

- 2 区民は、災害時の避難路を確保し、及び消防活動を促進するため、道路上に自転車を放置し、又はみだりに自動車を駐車しないよう努めなければならない。
- 3 道路を管理する者は、災害時の避難路及び延焼防止機能の確保並びに消防活動の促進のため、歩車道の分離・拡幅、細街路の整備等に努めなければならない。

**(電気、都市ガス、水道施設等の安全の確保)**

**第二十三条** 電気、都市ガス、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設（以下「ライフライン」という。）の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

- 2 区民及び事業者は、ライフラインの供給停止時及び供給再開時の安全点検に努めなければならない。

**(がけ・擁壁、ブロック塀等の安全の確保)**

**第二十四条** 区民及び事業者は、その管理する土地に係るがけ・擁壁、ブロック塀、自動販売機等の安全の確保に努めなければならない。

- 2 区は、前項の目的を達成するため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。

**(家具の転倒・落下防止等)**

**第二十五条** 区民及び事業者は、家具の転倒・落下及び窓ガラスの飛散の防止に努めなければならない。

**(火災の防止等)**

**第二十六条** 区民及び事業者は、火災の発生を防止するとともに、出火に備えて住宅用火災警報器、消火器等を設置し、出火に際しては初期消火に努めなければならない。

- 2 事業者は、自主的な防災組織の設置に努めなければならない。
- 3 区は、災害時の初期消火及び火災の延焼防止のため、都と連携を図り、消火器、消防水利の設置等の必要な施策を推進するものとする。

**(消防団への支援)**

**第二十七条** 区は、消防団が行う消防活動、救助活動、救護活動、訓練等の活動を支援するとともに、消防団員の確保について協力するものとする。

**(知識の普及及び情報の提供)**

**第二十八条** 区民は、平常時から防災に関する知識及び情報を収集することにより、防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

- 2 区は、平常時から防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

**(防災教育の推進)**

**第二十九条** 区は、平常時から学校教育及び生涯学習を通じて防災教育の充実に努めるとともに、区民防災組織、事業所、消防団等が行う防災教育に対し支援を行うよう努めなければならない。

**(防災訓練の実施)**

**第三十条** 区民及び事業者は、防災訓練に自主的かつ継続的に参加し、災害時の行動力を向上させるよう努めなければならない。

- 2 区は、区民防災組織、防災関係機関等と連携を図り、防災訓練を積極的に実施するものとする。
- 3 前項の防災訓練に参加した者が当該防災訓練により死亡し、又は負傷したときは、区は補償を行うものとする。

**第五章 応急対策**

**(応急体制の確立)**

**第三十一条** 区は、災害時の避難及び救援を円滑に行うため、医療救護体制その他の必要な体制を確立し、防災に関する施設及び設備を整備し、並びに必要な物資及び資器材を備蓄するものとする。

**(情報連絡体制の確立)**

**第三十二条** 区は、あらかじめ災害に関する情報の収集及び連絡の体制を確立し、並びに災害時に適確な情報を迅速に区民に周知する方法を整備するものとする。

2 区は、要配慮者に対する情報提供に努めなければならない。

**(活動の拠点)**

**第三十三条** 避難所は、区立の小学校及び中学校その他の公共施設等に設置し、災害時における地域の避難及び救援の活動の拠点とする。

2 区は、あらかじめ前項に規定する施設の安全の確保、人員の確保、食糧及び生活必需品の備蓄、飲料水の確保等を行うものとする。

3 区民防災組織及び区は、災害時に避難及び救援活動並びに避難所の運営が円滑に行われるよう必要な体制の確立に努めなければならない。

4 区は、災害時に速やかに避難所に医療救護所を設置し、医療機関及び防災関係機関と協力して傷病者への医療措置等を行うものとする。

**(避難誘導)**

**第三十四条** 区は、都と連携を図り、災害時に区民が避難所及び東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第四十七条第一項に規定する避難場所に安全に避難するため、必要な避難路の確保に努めなければならない。

2 区は、あらかじめ避難誘導の方法を確立し、周知するものとする。

3 区民及び事業者は、あらかじめ避難所及び避難場所の位置、避難の経路、避難の方法並びに家族との連絡手段の確認をするよう努めなければならない。

4 区民防災組織は、災害時に避難誘導に努めなければならない。

**(帰宅困難者対策)**

**第三十五条** 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの（以下「帰宅困難者」という。）は、一斉に帰宅の行動をとらないように努めなければならない。

2 帰宅困難者は、災害時において安全に帰宅するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他の準備を行うよう努めなければならない。

3 事業者、学校等は、あらかじめ従業員又は教職員、児童・生徒等を一定期間収容できる体制の整備に努めなければならない。

4 事業者、学校等は、従業員又は教職員、児童・生徒等のため、食糧及び生活必需品の備蓄並びに飲料水の確保に努めなければならない。

5 区は、あらかじめ他の地方公共団体、事業者及び区内に存する大学等教育機関と連携を図り、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を実施するよう努めなければならない。

6 区は、災害時に他の地方公共団体及び事業者と連携を図り、帰宅困難者に対して適切な情報提供を行うよう努めなければならない。

7 区、事業者、学校等は、災害時に事業所、学校等に留まった帰宅困難者が地域の救助活動の担い手として活動できるよう努めなければならない。

**(防災に係る協定)**

**第三十六条** 区は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。

1 法令関係

(他の地方公共団体への支援)

**第三十七条** 区は、前条の協定の有無にかかわらず、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策等に関する支援を行うことができる。

**第六章 復興対策**

**(復興対策)**

**第三十八条** 区民及び事業者は、災害が発生したときは、相互に協力して速やかに被災地の復興及び区民生活の再建に努めなければならない。

2 区は、災害が発生したときは、国、防災関係機関等と連携し、総力を挙げて被災地の復興及び区民生活の再建を図らなければならない。

(復興体制の確立等)

**第三十九条** 区は、被災地の復興及び区民生活の再建を円滑に行うため、あらかじめ復興体制を確立するとともに、復興の計画を策定するものとする。

2 前項に規定する復興体制の確立は、文京区震災復興本部の設置に関する条例（平成十八年三月文京区条例第二号）第二条の規定により設置する文京区震災復興本部によって行う。

付 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二四年一〇月二日条例第四一号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

この条例は、平成二八年四月一日から施行する。

## 第2 文京区防災会議条例

昭和38年7月10日  
条例第10号

### (目的)

**第一条** この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十六条第六項の規定により、文京区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

**第二条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文京区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

**第三条** 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、区長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。
  - 一 副区長、教育長及び区の職員
  - 二 東京都の知事の部内の職員
  - 三 東京都の経営する企業の職員
  - 四 警視庁の警察官
  - 五 東京消防庁の消防吏員
  - 六 消防団長
  - 七 陸上自衛隊第一師団の隊員
  - 八 法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の職員
  - 九 法第二条第五号に規定する指定公共機関又は同条第六号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員
  - 十 法第五条第二項に規定する自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - 十一 その他特に区長が必要があると認めた者
- 6 前項の委員の総数は、五十五人以内とする。

### (専門委員)

**第四条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、前条第五項に掲げる機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (議事等)

**第五条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料編

### 1 法令関係

付 則（昭和五一年三月三十一日条例第二一号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成八年一二月一〇日条例第三一号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成一二年三月二三日条例第一一号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則（平成一四年一二月六日条例第三八号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則（平成一九年三月一日条例第四号）

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二四年一〇月二日条例第三九号）

この条例は、公布の日から施行する。



### 第3 文京区防災会議運営規程

#### (趣 旨)

第一条 この規程は、文京区防災会議条例（昭和38年7月10日条例第10号）第5条の規定に基づき、文京区防災会議（以下「防災会議」という。）の議事、その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (招 集)

第二条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員は必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

#### (議事手続)

第三条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

#### (会議の記録)

第四条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 議事録には、次の事項を記録しなければならない。
  - 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員の職名及び氏名
  - 三 議事の件名及び概要並びに議決事項
  - 四 その他必要と認める事項

#### (委 任)

第五条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

- 2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

#### (専門委員)

第六条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

付 則

この規程は、昭和51年2月19日から施行する。

付 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

## 第4 文京区防災会議委員名簿

平成31年3月現在

No.	所 属	No.	所 属
1	文京区長	27	東京消防庁第五消防方面本部長
2	文京副区長	28	東京消防庁小石川消防署長
3	文京区教育委員会教育長	29	東京消防庁本郷消防署長
4	文京区企画政策部長	30	小石川消防団長
5	文京区総務部長	31	本郷消防団長
6	文京区危機管理室長	32	陸上自衛隊第一師団 第一普通科連隊第二中隊長
7	文京区区民部長	33	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所万世橋出張所長
8	文京区アカデミー推進部長	34	東日本電信電話株式会社 東京事業部東京東支店長
9	文京区福祉部長	35	東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社長
10	文京区子ども家庭部長	36	東京ガス株式会社東部支店長
11	文京区保健衛生部長	37	首都高速道路株式会社 東京西局総務・管理部長
12	文京区都市計画部長	38	東京地下鉄株式会社後樂園駅務管区長
13	文京区土木部長	39	文京区議会議長
14	文京区資源環境部長	40	文京区議会総務区民委員会委員長
15	文京区施設管理部長	41	文京区議会災害対策調査特別委員会委員長
16	文京区会計管理者	42	文京区町会連合会会長
17	文京区教育委員会教育推進部長	43	一般社団法人小石川医師会会長
18	東京都建設局第六建設事務所長	44	一般社団法人文京区医師会会長
19	東京都交通局上野御徒町駅務区長	45	一般社団法人 東京都文京区小石川歯科医師会会長
20	東京都水道局中央支所長	46	一般社団法人 東京都文京区歯科医師会会長
21	東京都下水道局北部下水道事務所長	47	一般社団法人文京区薬剤師会会長
22	警視庁第五方面本部長	48	日本郵便株式会社小石川郵便局長
23	警視庁富坂警察署長	49	日本郵便株式会社本郷郵便局長
24	警視庁大塚警察署長	50	日本女子大学家政学部教授
25	警視庁本富士警察署長	51	文京区民生委員児童委員協議会長
26	警視庁駒込警察署長	52	順天堂大学医学部附属順天堂医院

## 第5 文京区災害対策本部条例

昭和38年7月10日  
条例第11号

### (目的)

**第一条** この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の二第八項の規定に基づき、文京区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (本部の組織)

**第二条** 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長をおく。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

### (職務)

**第三条** 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

### (委任)

**第四条** この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成八年六月二六日条例第二四号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成一四年一二月六日条例第三八号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二四年一〇月二日条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 第6 文京区災害対策本部条例施行規則

昭和49年12月7日  
規則第36号

東京都文京区災害対策本部条例施行規則（昭和三十八年十一月文京区規則第十四号）の全部を次のように改正する。

### （目的）

第一条 この規則は、文京区災害対策本部条例（昭和三十八年七月文京区条例第十一号。以下「条例」という。）第二条第三項及び第四条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （本部長室の所掌事務）

第二条 本部長室は、次に掲げる文京区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議し、及び策定する。

- 一 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- 二 水防その他の応急措置に関すること。
- 三 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
- 四 警報の伝達及び警告に関すること。
- 五 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- 六 避難の勧告又は指示に関すること。
- 七 教育委員会に対する災害予防又は応急対策の指示に関すること。
- 八 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用の要請に関すること。
- 九 警戒区域の設定の要請に関すること。
- 十 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- 十一 東京都知事に対する応援等の要請に関すること。
- 十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の規定に基づく指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請に関すること。
- 十三 被災者の救出に関すること。
- 十四 応急公用負担等に関すること。
- 十五 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 十六 部長会議の招集に関すること。
- 十七 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

### （本部長室の構成等）

第三条 本部長室は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）をもつて構成する。

- 2 本部長は、法第二十三条の二第二項の規定により区長をもつて充てる。
- 3 副本部長は、副区長及び教育委員会教育長をもつて充て、条例第三条第二項の規定による本部長の職務を代理する場合の順位は、副区長、教育委員会教育長の順とする。
- 4 本部員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。
  - 一 文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）第一条に規定する部の部長、担当部長及び危機管理室長、会計管理者、保健所長、監査事務局長、議会事務局長並びに文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）第二条に規定する部の部長
  - 二 企画政策部広報課長、総務部総務課長、総務部危機管理課長及び総務部防災課長
- 5 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めたときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

#### (分掌事務)

第四条 本部に設置する部の名称及び分掌事務は、次に掲げる期間に応じて定める。

- 一 発災期 災害の発生の直後（以下「発生直後」という。）から三時間以内の期間をいう。
- 二 初動期 発生直後から三時間を超え、七十二時間以内の期間をいう。
- 三 中期 発生直後から七十二時間を超え、災害の発生した日（以下「発生日」という。）から起算して七日目までの期間をいう。
- 四 後期 発生日から起算して八日目以後の期間をいう。

2 本部に設置する部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

一 発災期、初動期及び中期

ア 災对本部事務局

- (1) 本部の設置、庶務及び統括に関すること。
- (2) 災害情報の分析及び対策立案に関すること。
- (3) 本部の指示及び要請の発議に関すること。
- (4) 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。
- (5) 他の地方公共団体への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。
- (6) 本部長室の庶務に関すること。
- (7) 各部との連絡及び調整に関すること。
- (8) その他本部長が特に必要があると認めたこと。

イ 災対情報部

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）の情報収集に関すること。
- (2) 災害情報の集約及び整理に関すること。
- (3) 防災行政無線の管理及び統制に関すること。

## 資料編

### 1 法令関係

- (4) 本部の指示、要請及び情報の伝達に関する事。
- (5) 災害についての広報及び広聴に関する事。
- (6) 被災者の相談業務の連絡及び調整に関する事。
- (7) 報道機関への連絡に関する事。
- (8) 災害資料の収集及び記録に関する事。
- (9) 災害対策の予算に関する事。
- (10) 災害救助法の適用による財政措置に関する事。
- (11) 住民情報システムの被害調査及び復旧に関する事。
- (12) 区報臨時号の発行に関する事。

#### ウ 災対総務部

- (1) 職員の動員数の把握に関する事。
- (2) 職員のサービス及び食糧に関する事。
- (3) シビックセンターの防災対策及び被害調査に関する事。
- (4) シビックセンターの復旧及び整備に関する事。
- (5) 現金及び物品の出納及び保管に関する事。
- (6) 区有施設の被害調査の統括に関する事。
- (7) 区議会に対する災害情報の連絡に関する事。
- (8) 文京区議会地震等災害対策本部に関する事。
- (9) 男女平等施設の災害対策及び被害調査に関する事。
- (10) 他の部に属さない事。

#### エ 災対区民部

- (1) 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関する事。
- (2) 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関する事。
- (3) 帰宅困難者の誘導及び支援に関する事。
- (4) 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関する事。
- (5) 災害時の一般ボランティアの活動支援に関する事。
- (6) 救援物資及び食糧の受入れ、保管及び配分に関する事。
- (7) 食品及び生活用品の配付に関する事。
- (8) 各種民間団体等との連絡及び調整に関する事。
- (9) 住民登録の管理に関する事。
- (10) 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。
- (11) 被災地の環境整備に関する事。

- (12) ごみ、し尿等の処理に関すること。
- (13) 死体埋葬・火葬許可書の発行に関すること。
- (14) 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。

オ 避難所運営部

- (1) 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関すること。
- (2) 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関すること。
- (3) 被災者の安否等の情報収集に関すること。
- (4) 避難者の誘導及び収容に関すること。
- (5) 児童施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- (6) 学校教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- (7) 区立図書館の災害対策及び被害調査に関すること。
- (8) 学校教育施設の再開準備に関すること。

カ 災対保育部

- (1) 保育所等の災害対策及び被害調査に関すること。
- (2) 園児等の避難に関すること。
- (3) 被災した園児等の救援に関すること。
- (4) 保育所等の再開準備に関すること。

キ 医療救護部

- (1) 医療、助産及び応急救護に関すること。
- (2) 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- (4) 医療ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。
- (5) 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関すること。
- (6) 傷病者及び医療スタッフの搬送に関すること。
- (7) 被災者の健康管理に関すること。
- (8) 被災者の栄養管理指導に関すること。
- (9) 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。
- (10) 被災者の医療相談に関すること。
- (11) 防疫及び衛生監視に関すること。
- (12) 食品等の衛生に関すること。
- (13) 飲み水の検査に関すること。
- (14) 避難所の衛生管理に関すること。
- (15) 保健衛生部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- (16) 遺体の身元確認に関すること。

ク 災対福祉部

- (1) 高齢者及び心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。
- (2) 福祉避難所の開設及び運営管理に関すること。
- (3) 被災者の実態調査に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の設置に関すること。
- (5) 生活必需品等の支給に関すること。
- (6) 社会福祉団体との連絡に関すること。
- (7) 福祉部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- (8) 遺体及び行方不明者の捜査及び収容に関すること。

ケ 災対建築部

- (1) 区有施設の被害判定及び応急修理に関すること。
- (2) 応急危険度判定に関すること。
- (3) 建築被害判定調査に関すること。
- (4) 応急仮設住宅の設置に関すること。
- (5) 建築ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関すること。
- (6) 崖及び擁壁の応急対策に関すること。

コ 災対土木部

- (1) 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。
- (2) 水防に係る業務に関すること。
- (3) 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関すること。
- (4) がれきの処理に関すること。
- (5) 道路、橋梁、公共溝渠等の災害対策及び被害調査に関すること。
- (6) 公園、児童遊園等の災害対策及び被害調査に関すること。
- (7) 飲料水の配送に関すること。
- (8) 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。
- (9) 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。

サ 災対教育部

- (1) 学校教育施設における避難所の開設に当たつての連絡及び調整に関すること。
- (2) 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。
- (3) 児童及び生徒の避難計画に関すること。
- (4) 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。
- (5) 被災した児童及び生徒の救援並びに教育活動の再開に関すること。
- (6) 教育推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。

二 後期



ア 災対本部事務局

- (1) 本部の庶務及び統括に関すること。
- (2) 災害情報の分析及び対策立案に関すること。
- (3) 本部の指示及び要請の発議に関すること。
- (4) 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。
- (5) 他の地方公共団体への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。
- (6) 本部長室の庶務に関すること。
- (7) 各部との連絡及び調整に関すること。
- (8) その他本部長が特に必要があると認めたこと。

イ 災対情報部

- (1) 区内の情報収集に関すること。
- (2) 災害情報の集約及び整理に関すること。
- (3) 防災行政無線の管理及び統制に関すること。
- (4) 本部の指示、要請及び情報の伝達に関すること。
- (5) 災害についての広報及び広聴に関すること。
- (6) 被災者の相談業務の連絡及び調整に関すること。
- (7) 報道機関への連絡に関すること。
- (8) 災害資料の収集及び記録に関すること。
- (9) 災害対策の予算に関すること。
- (10) 災害救助法の適用による財政措置に関すること。
- (11) 住民情報システムの復旧に関すること。
- (12) 災害復旧及び復興計画の立案に関すること。
- (13) 区報臨時号の発行に関すること。

ウ 災対総務部

- (1) 職員の動員数の把握に関すること。
- (2) 職員の服務及び食糧に関すること。
- (3) シビックセンターの復旧及び整備に関すること。
- (4) 現金及び物品の出納及び保管に関すること。
- (5) 区有施設の被害調査の統括に関すること。
- (6) 区議会に対する災害情報の連絡に関すること。
- (7) 文京区議会地震等災害対策本部に関すること。
- (8) 男女平等施設の復旧及び整備に関すること。
- (9) 他の部に属さないこと。

エ 災対区民部

## 資料編

### 1 法令関係

- (1) 帰宅困難者の支援に関する事。
- (2) 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関する事。
- (3) 災害時の一般ボランティアの活動支援に関する事。
- (4) 救援物資及び食糧の受入れ、保管及び配分に関する事。
- (5) 食品及び生活用品の配付に関する事。
- (6) 商工業関係の融資に関する事。
- (7) 各種民間団体等との連絡及び調整に関する事。
- (8) 被災度判定調査に関する事。
- (9) 被災証明書の発行に関する事。
- (10) 義援金品等の受領に関する事。
- (11) 災害見舞金の支給に関する事。
- (12) 融資等の支援対策に関する事。
- (13) 住民登録の管理に関する事。
- (14) 被災工場の実態調査及び公害防除に関する事。
- (15) 被災地の環境整備に関する事。
- (16) ごみ、し尿等の処理に関する事。
- (17) 死体埋葬・火葬許可書の発行に関する事。
- (18) 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の復旧及び整備に関する事。

#### オ 避難所運営部

- (1) 避難所及び妊産婦・乳児救護所の運営管理に関する事。
- (2) 避難所及び妊産婦・乳児救護所の環境衛生に関する事。
- (3) 国民健康保険料の減免又は徴収猶予に関する事。
- (4) 国民年金保険料の免除に関する事。
- (5) 区税等の徴収猶予又は減額若しくは免除に関する事。
- (6) 児童施設の復旧及び整備に関する事。
- (7) 学校教育施設の復旧及び整備に関する事。
- (8) 区立図書館の復旧及び整備に関する事。
- (9) 学校教育施設の再開準備に関する事。
- (10) 被災した児童及び生徒への学用品等の支給に関する事。

#### カ 災対保育部

- (1) 文京区事業継続計画に基づく保育所の運営管理に関する事。
- (2) 保育所等の復旧及び整備に関する事。
- (3) 保育所等の再開準備に関する事。

#### キ 医療救護部

- (1) 医療、助産及び応急救護に関する事。
- (2) 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関する事。
- (3) 医療ボランティアの受入れ、編成及び活動支援に関する事。
- (4) 医療資器材、医薬品等の調達、保管及び輸送に関する事。
- (5) 被災者の健康管理に関する事。
- (6) 被災者の栄養管理指導に関する事。
- (7) 被災者のメンタルヘルスケアに関する事。
- (8) 被災者の医療相談に関する事。
- (9) 防疫及び衛生監視に関する事。
- (10) 食品等の衛生に関する事。
- (11) 飲み水の検査に関する事。
- (12) 避難所の衛生管理に関する事。
- (13) 保健衛生部の所管施設の復旧及び整備に関する事。
- (14) 遺体の身元確認に関する事。

ク 災対福祉部

- (1) 高齢者及び心身障害者等の安全対策及び支援に関する事。
- (2) 福祉避難所の運営管理に関する事。
- (3) 被災者の実態調査に関する事。
- (4) 応急仮設住宅の運営管理に関する事。
- (5) 生活困窮者の保護に関する事。
- (6) 生活必需品等の支給に関する事。
- (7) 義援金品の配分に関する事。
- (8) 義援金の配付に関する事。
- (9) 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害救助金に関する事。
- (10) 社会福祉団体との連絡に関する事。
- (11) 福祉部の所管施設の復旧及び整備に関する事。
- (12) 遺体及び行方不明者の捜査及び収容に関する事。

ケ 災対復旧部

- (1) 災害街区の復興計画に関する事。
- (2) 復興に伴う防災都市づくりに関する事。
- (3) 災害救助法の適用による住宅の応急修理の対象者の選定に関する事。
- (4) 応急仮設住宅の建設及び運営管理に関する事。
- (5) 応急危険度判定等のボランティアの活動支援に関する事。
- (6) 倒壊建物の解体及び処理に関する事。

## 資料編

### 1 法令関係

(7) 災害復旧工事に関すること。

#### コ 災対土木部

(1) 障害物の除去に関すること。

(2) がれきの処理に関すること。

(3) 道路、橋梁、公共溝渠等の復旧計画に関すること。

(4) 道路、橋梁、公共溝渠等の復旧及び整備に関すること。

(5) 公園、児童遊園等の復旧及び整備に関すること。

(6) 飲料水の配送に関すること。

(7) 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。

(8) 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。

#### サ 災対教育部

(1) 学校教育施設における避難所の運営管理に当たつての連絡及び調整に関すること。

(2) 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。

(3) 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。

(4) 教育活動の再開に関すること。

(5) 教育推進部の所管施設の復旧及び整備に関すること。

(6) 文化財の災害対策及び被害調査に関すること。

(7) 被災した児童及び生徒への教科書等の支給に関すること。

3 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を一時分掌させることができる。

4 部に部長補佐を置く。

5 部長及び部長補佐は別表に定める職にある者をもつて充て、部は同表に定める通常の行政組織をもつて充て、部に属すべきその他の職員は同表に定める部に属する通常の行政組織における部又は課（行政機関等を含む。）の所属職員のうちから、部長が定める。

6 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、本部の職員の属すべき部を変更し、又は新たに部に属すべき職員を定めることができる。

7 部長に事故がある場合は、部長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

#### (部長会議)

第五条 本部長は、災害対策の推進を図るため、必要があると認めるときは、部長会議を招集することができる。

#### (職務権限)

第六条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

#### (委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

略

別表（第四条関係）

一 発災期、初動期及び中期

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
災対本部事務局	部長	危機管理室長 総務部長	総務部総務課 総務部職員課
	部長補佐	総務部危機管理課長 総務部防災課長	総務部危機管理課 総務部防災課 選挙管理委員会事務局
災対情報部	部長	企画政策部長	企画政策部企画課
	部長補佐	企画政策部企画課長 企画政策部広報課長	企画政策部財政課 企画政策部広報課 企画政策部情報政策課
災対総務部	部長	会計管理者	総務部総務課
	部長補佐	区議会事務局長 総務部総務課長	総務部職員課 施設管理部施設管理課 施設管理部保全技術課 会計管理室 区議会事務局
災対区民部	部長	区民部長	区民部区民課
	部長補佐	アカデミー推進部長 資源環境部長	区民部経済課 区民部戸籍住民課 アカデミー推進部アカデミー推進課 アカデミー推進部スポーツ振興課 資源環境部環境政策課 資源環境部リサイクル清掃課 資源環境部文京清掃事務所
避難所運営部	部長	監査事務局長	総務部税務課
	部長補佐	総務部税務課長	福祉部国保年金課

## 資料編

## 1 法令関係

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
		福祉部国保年金課長	子ども家庭部子ども家庭支援センター 教育推進部学務課 教育推進部児童青少年課 真砂中央図書館 監査事務局
災対保育部	部長	子ども家庭部長	子ども家庭部子育て支援課 子ども家庭部幼児保育課
	部長補佐	子ども家庭部子育て支援課長	
医療救護部	部長	保健衛生部長	保健衛生部生活衛生課 保健衛生部健康推進課 保健衛生部予防対策課 保健衛生部保健サービスセンター
	部長補佐	保健衛生部生活衛生課長 保健衛生部健康推進課長 保健衛生部予防対策課長	
災対福祉部	部長	福祉部長	福祉部福祉政策課 福祉部高齢福祉課 福祉部障害福祉課 福祉部生活福祉課 福祉部介護保険課
	部長補佐	福祉部福祉政策課長	
災対建築部	部長	都市計画部長	都市計画部都市計画課 都市計画部地域整備課 都市計画部住環境課 都市計画部建築指導課 施設管理部整備技術課
	部長補佐	施設管理部長 都市計画部都市計画課長	
災対土木部	部長	土木部長	総務部契約管財課 土木部管理課 土木部道路課 土木部みどり公園課
	部長補佐	土木部管理課長	
災対教育部	部長	教育推進部長	教育推進部教育総務課 教育推進部教育指導課 教育推進部児童青少年課 教育センター
	部長補佐	教育推進部教育総務課長	

二 後期

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
災対本部事務局	部長	危機管理室長 総務部長	総務部総務課 総務部職員課
	部長補佐	総務部危機管理課長 総務部防災課長	総務部危機管理課 総務部防災課 選挙管理委員会事務局
災対情報部	部長	企画政策部長	企画政策部企画課
	部長補佐	企画政策部企画課長 企画政策部広報課長	企画政策部財政課 企画政策部広報課 企画政策部情報政策課
災対総務部	部長	会計管理者	総務部総務課
	部長補佐	区議会事務局長 総務部総務課長	総務部職員課 施設管理部施設管理課 施設管理部保全技術課 会計管理室 区議会事務局
災対区民部	部長	区民部長	区民部区民課
	部長補佐	アカデミー推進部長 資源環境部長	区民部経済課 区民部戸籍住民課 アカデミー推進部アカデミー推進課 アカデミー推進部スポーツ振興課 資源環境部環境政策課 資源環境部リサイクル清掃課 資源環境部文京清掃事務所
避難所運営部	部長	監査事務局長	総務部税務課
	部長補佐	総務部税務課長 福祉部国保年金課長	福祉部国保年金課 子ども家庭部子ども家庭支援センター 教育推進部学務課 教育推進部児童青少年課

## 資料編

## 1 法令関係

部	部長及び部長補佐		部に属する行政組織
			真砂中央図書館
災対保育部	部長	子ども家庭部長	子ども家庭部子育て支援課
	部長補佐	子ども家庭部子育て支援課長	子ども家庭部幼児保育課
医療救護部	部長	保健衛生部長	保健衛生部生活衛生課
	部長補佐	保健衛生部生活衛生課長 保健衛生部健康推進課長 保健衛生部予防対策課長	保健衛生部健康推進課 保健衛生部予防対策課 保健衛生部保健サービスセンター
災対福祉部	部長	福祉部長	福祉部福祉政策課
	部長補佐	福祉部福祉政策課長	福祉部高齢福祉課 福祉部障害福祉課 福祉部生活福祉課 福祉部介護保険課 監査事務局
災対復旧部	部長	都市計画部長	都市計画部都市計画課
	部長補佐	施設管理部長 都市計画部都市計画課長	都市計画部地域整備課 都市計画部住環境課 都市計画部建築指導課 施設管理部整備技術課
災対土木部	部長	土木部長	総務部契約管財課
	部長補佐	土木部管理課長	土木部管理課 土木部道路課 土木部みどり公園課
災対教育部	部長	教育推進部長	教育推進部教育総務課
	部長補佐	教育推進部教育総務課長	教育推進部教育指導課 教育推進部児童青少年課 教育センター



第7 文京区災害対策本部組織図

災害対策本部（勤務時間内）				
本部長室	警戒期シフト (発災前)	発災期シフト (発災～3時間)	初動期シフト (3時間～72時間)	中期シフト (72時間～1週間)
<b>【本部長】</b> 区長  <b>【副本部長】</b> 副区長 教育長  <b>【本部員】</b> 部長 広報課長 総務課長 危機管理課長 防災課長	1 水害即応態勢	1 災対本部事務局	【部長】 危機管理室長、総務部長 【部長補佐】 危機管理課長、防災課長	総務課 危機管理課 防災課 選挙管理委員会事務局
	2 臨時水害対策本部	2 災対情報部	【部長】 企画政策部長 【部長補佐】 企画課長、広報課長	企画課 財政課 広報課 情報政策課
	3 臨時水害対策本部	3 災対総務部	【部長】 会計管理者 【部長補佐】 区議会事務局長 総務課長	総務課 職員課 施設管理課 会計管理室 区議会事務局
	4 臨時水害対策本部	4 災対区民部	【部長】 区民部長 【部長補佐】 アカデミー推進部長 資源環境部長	区民課 経済課 戸籍住民課 アカデミー推進課 スポーツ振興課 環境政策課 リサイクル清掃課 文京清掃事務所
	5 臨時水害対策本部	5 避難所運営部	【部長】 監査事務局長 【部長補佐】 税務課長 国保年金課長	税務課 国保年金課 子ども家庭支援センター 学務課 児童青少年課 真砂中央図書館 監査事務局（～中期）
	6 臨時水害対策本部	6 災対保育部	【部長】 子ども家庭部長 【部長補佐】 子育て支援課長	子育て支援課 幼児保育課
	7 臨時水害対策本部	7 医療救護部	【部長】 保健衛生部長 【部長補佐】 生活衛生課長 健康推進課長 予防対策課長	生活衛生課 健康推進課 予防対策課 保健サービスセンター
	8 臨時水害対策本部	8 災対福祉部	【部長】 福祉部長 【部長補佐】 福祉政策課長	福祉政策課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 介護保険課
	9 臨時水害対策本部	9 災対建築部	【部長】 都市計画部長 【部長補佐】 施設管理部長 都市計画課長	都市計画課 地域整備課 建築指導課 住環境課 施設管理課
	10 臨時水害対策本部	10 災対土木部	【部長】 土木部長 【部長補佐】 管理課長	契約管財課 管理課 道路課 みどり公園課
	11 臨時水害対策本部	11 災対教育部	【部長】 教育推進部長 【部長補佐】 庶務課長	教育総務課 教育指導課 児童青少年課 教育センター

\*1土砂災害のおそれのある場合、都市計画部を加える。  
\*2土砂災害のおそれのある場合、都市計画部及び教育推進部を加える。

臨時災害対策本部（勤務時間外）		
本部長室	発災期シフト (発災～3時間)	初動期シフト (3時間～72時間)
<b>【本部長】</b> 区長  <b>【副本部長】</b> 区長があらかじめ指定する管理職  <b>【本部員】</b> 班長 副班長	1 本部班	管理職及び一般職員 本庁舎又は地域活動センターから5km以内の区域に居住する職員
	2 救護班	同上
	3 地域活動センター班	同上
	4 避難所開設班	同上



## 第8 文京区臨時災害対策本部要領

### (目的)

第1条 この要領は、文京区の執務時間に関する規則（平成元年4月文京区規則第23号）に規定する執務時間外（以下「夜間等」という。）において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、かつ、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に規定する災害の程度のものをいう。以下同じ。）により、区若しくは周辺区に非常事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、初期における事態に敏速に対処するため、初動態勢の組織、運営等について定め、災害応急対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

### (臨時災害対策本部の組織)

- 第2条 文京区臨時災害対策本部（以下「臨時災対本部」という。）に臨時災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び臨時災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置く。
- 2 臨時災対本部に臨時災害対策本部長室並びに本部班、救護班、地域活動センター班及び避難所開設班を置く。
  - 3 臨時災害対策本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
  - 4 第2項に規定する班に班長及び副班長を置く。

### (編成員)

- 第3条 臨時災対本部の編成員（以下「編成員」という。）は、本庁舎又は地域活動センターから5km以内の区域に居住する職員（病弱者その他区長が認めた職員を除く。）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、臨時災対本部の編成に当たり、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる職員以外の職員を編成員として指名することができる。

### (職責)

- 第4条 本部長は、臨時災対本部の事務を総括し、臨時災対本部の編成員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 3 班長は、本部長の命を受け、班の事務を掌理する。
  - 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 5 前各項に規定する者以外の編成員は、上司の命を受け、事務に従事する。
  - 6 本部長は、区長をもって充てる。
  - 7 副本部長及び班長は、前条第1項に規定する編成員であって、管理職である者のうちから、区長があらかじめ指定する。

### (臨時災害対策本部長室の分掌事務)

- 第5条 臨時災害対策本部長室の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 本部班が収集した災害に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定すること。
  - (2) 前号の応急対策の方針に基づき、各班に指示を行うこと。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、臨時災対本部の班に属さないこと。

### (班の分掌事務)

- 第6条 班の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 本部班

- ア 臨時災対本部の設置、庶務及び統括に関すること。
- イ 臨時災対本部の指示及び要請に関すること。
- ウ 東京都災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。
- エ 他の区市町村への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。
- オ 区内の情報収集に関すること。
- カ 災害情報の集約及び整理に関すること。
- キ 災害情報の分析及び対策立案に関すること。
- ク 防災行政無線の管理及び統制に関すること。
- ケ 災害についての広報に関すること。
- コ 報道機関への連絡に関すること。
- サ 職員の動員数の把握に関すること。
- シ 職員の服務及び食糧に関すること。
- ス シビックセンターの防災対策及び被害調査に関すること。
- セ シビックセンターの復旧及び整備に関すること。
- ソ 区議会に対する災害情報の連絡に関すること。
- タ 文京区議会地震等災害対策本部に関すること。
- チ 文京区災害対策本部の設置準備及び庶務に関すること。
- ツ 本部長室の庶務に関すること。
- テ 各班との連絡及び調整に関すること。
- ト 他の班に属さないこと。

(2) 救護班

- ア 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。
- イ 医療、助産及び応急救護に関すること。
- ウ 東京都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。
- エ 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
- オ 緊急道路における障害物の除去及び応急の補修に関すること。
- カ 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。
- キ 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。
- ク 帰宅困難者の誘導及び支援に関すること。

(3) 地域活動センター班

- ア 地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握、調査及び報告に関すること。
- イ 地域活動センターの事業を行う地域における倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。

(4) 避難所開設班

- ア 避難所及び妊産婦・乳児救護所の開設及び運営管理に関すること。
- イ 被災者の安否等の情報収集に関すること。
- ウ 避難者の誘導及び収容に関すること。

### (編成員の義務)

第7条 編成員は、夜間等において次の各号のいずれかに該当するときは、家族の安全を確認の上、速やかに参集し、臨時災対本部の職務に従事しなければならない。

- (1) 区で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 区で気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2第1項に規定する警報（以下「特別警報」という。）が発表されたとき。
- (3) 前2号のほか、区で災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、臨時災害対策本部長室から参集の指示があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、夜間等において次の各号のいずれかに該当するときは、編成員は、この要領による執務義務を解除される。

- (1) 本部長が被害の状況等を勘案の上、臨時災対本部を設置する必要がないと認めたとき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

### (編成員以外の職員の義務)

第8条 編成員以外の職員（病弱者その他区長が特に認めた者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、家族の安全を確認の上、速やかに登庁し、文京区災害対策本部が設置されるまでの間、臨時災対本部の編成員に協力して事態に対処しなければならない。

- (1) 区で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 区で特別警報が発表されたとき。
- (3) 前2号のほか、区で災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、臨時災害対策本部長室から登庁の指示があったとき。

### (委任)

第9条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則  
略

## 第9 文京区臨時水害対策本部要領

### (目的)

第1条 この要領は、豪雨、洪水、土砂災害等により、区若しくは周辺区に非常事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、初期における事態に敏速に対処するため、初動態勢の組織、運営等について定め、災害応急対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

### (臨時水害対策本部の組織)

第2条 文京区臨時水害対策本部（以下「臨時水対本部」という。）に、臨時水害対策本部長（以下「本部長」という。）及び臨時水害対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置く。

2 臨時水対本部に、臨時水害対策本部室（以下「臨時水対本部室」という。）を置く。

3 臨時水対本部室は、別表1に掲げる部及び課の管理職をもって構成する。

### (編成員)

第3条 臨時水対本部の編成員は、管理職及び別表1に掲げる課の職員で、当該課の課長があらかじめ指定した者とする。

2 本部長は、前項の規定にかかわらず、臨時水対本部の編成に当たり、特に必要があると認めるときは、編成員以外の職員を編成員として指名することができる。

### (職責)

第4条 本部長は、臨時水対本部の事務を総括し、臨時水対本部の編成員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 前2項に規定するもの以外の編成員は、本部長又は上司の命を受けて事務に従事する。

4 本部長及び副本部長は、管理職のうちから、区長があらかじめ指定する。

### (臨時水対本部室の分掌事務)

第5条 臨時水対本部室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)別表1に掲げる課が収集した豪雨、洪水、土砂災害等に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定すること。

(2)応急対策の方針に基づき、各部に指示を行うこと。

(3)文京区災害対策本部の設置準備及び庶務に関すること。

### (編成員の分掌事務)

第6条 編成員（管理職を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 総務部

(1)臨時水対本部室の庶務に関すること。

(2)編成員の服務に関すること。

(3)東京都及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(4)気象状況、豪雨、洪水、土砂災害等に関連する情報の収集及び発信に関すること。

(5)総務部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。

(6)区有施設以外の施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。

(7)区有施設以外の施設及び施設利用者への情報伝達に関すること。

#### 区民部

- (1) 各地域活動センター等からの情報収集及び伝達に関すること。
- (2) 区民部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。
- (3) 区民部が所管する避難施設の開設に係る連絡調整に関すること。

#### 都市計画部

- (1) 土砂災害警戒区域等の状況把握に関すること。

#### 土木部

- (1) 河川等の状況把握に関すること。
- (2) 土嚢の配備等水害の発生防御に関すること。
- (3) 災害現場における緊急措置に関すること。
- (4) 土木部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。
- (5) 土木部が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関すること。

#### 施設管理部

- (1) 災害対策に使用するシビックセンター内の各施設、設備の維持管理に関すること。
- (2) 別表1に掲げる部（施設管理部を除く。）並びに福祉部福祉政策課及び子ども家庭部幼児保育課が所管する施設以外の区有施設等の被害状況の収集に関すること。

#### 教育推進部

- (1) 教育推進部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。
- (2) 教育推進部が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関すること。
- (3) 教育推進部が所管する避難施設の開設に係る連絡調整に関すること。

#### 企画政策部広報課

- (1) 区民への情報伝達及び周知、区民からの問合せ等に関すること。
- (2) 報道機関との連絡調整に関すること。

#### 福祉部福祉政策課

- (1) 福祉部が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。
- (2) 福祉部が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関すること。

#### 子ども家庭部幼児保育課

- (1) 子ども家庭部幼児保育課が所管する施設及び施設利用者の被害状況の収集に関すること。
- (2) 子ども家庭部幼児保育課が所管する施設及び施設利用者への情報伝達に関すること。

（緊急配備）

**第7条** 編成員は、執務時間外において臨時水对本部室から登庁の指示があったときは、家族の安全を確認の上、速やかに登庁し、臨時水对本部の事務に従事しなければならない。

2 本部長は、執務時間外に豪雨、洪水等により被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められ、臨時水对本部のみでは対応が不可能であると判断したときは、文京区臨時災害対策本部要領（6文区防発第48号）第6条に規定する各班の全部又は一部の編成員に登庁を指示し、指定した事務に従事させることができる。

（応援対応）

**第8条** 本部長は、文京区の執務時間に関する規則（平成元年4月文京区規則第23号）に規定

資料編

1 法令関係

する執務時間（以下「執務時間」という。）内において、河川及び降雨の状況により、避難所の開設等臨時水对本部のみでは対応が不可能であると判断したときは、文京区災害対策本部条例施行規則（昭和49年12月文京区規則第36号）の規定に準じて部又は班を編成し、当該部又は班の職員を指定した事務に従事させることができる。

**(執務の解除)**

**第9条** 編成員は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要領による執務義務を解除される。

- (1) 臨時水对本部室が被害の状況等を勘案の上、臨時水对本部の設置を不要と認めたとき。
- (2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

（委任）

**第10条** この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年 月 日から施行する。

**別表1（第2条、第3条、第5条、第6条関係）**

臨時水害対策本部室の構成員

部	総務部
	区民部
	都市計画部
	土木部
	施設管理部
	教育推進部
課	企画政策部 広報課
	総務部 総務課
	総務部 危機管理課
	総務部 防災課
	区民部 区民課
	福祉部 福祉政策課
	子ども家庭部 幼児保育課
	都市計画部 建築指導課
	土木部 管理課
	施設管理部 施設管理課
	教育推進部 教育総務課



## 第10 文京区議会地震等災害対策本部設置要綱

昭和60年3月30日  
59文区議発第423号

### (趣旨)

第一条 この要綱は、文京区議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第二条 文京区議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の大災害により文京区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、副議長に諮り、文京区議会内に本部を設置することができる。

### (本部)

第三条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、次の期間に応じて別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 一 初動期 災害の発生した日（以下「発生日」という。）
  - 二 中期 発生日の翌日から、発生日から起算して七日目までの期間
  - 三 後期 発生日から起算して八日目以降の期間
- 5 本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

### (所掌事務)

第四条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 文京区の地域に係る災害が発生した場合において、情報を収集し、区対策本部と密接な連絡をとること。
- 二 区対策本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図ること。
- 三 被災地及び避難場所等の状況調査を行うこと。

### (議員の対応)

第五条 文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長、副本部長及び本部員を除く。以下同じ。）の所掌事務は、第三条第四項各項に掲げる期間に応じて定める。

- 2 初動期において、文京区議会議員は、その属する会派の幹事長（無所属議員にあつては議長）に対し、自らの安否及び居所又は連絡場所を明らかにすることにより、連絡体制を確立するものとする。
- 3 文京区議会議員の所掌事務は、別表第二のとおりとする。

### (班)

第六条 後期においては、本部に総務区民班、厚生班、建設班及び文教班を置く。

- 2 各班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。
- 3 班長は、班を代表し、その事務を総括する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 班長、副班長及び班員は、別表第三に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 各班の所掌事務は、別表第四のとおりとする。

### (委任)

第七条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

別表第一（第三条関係）

期 間	所 掌 事 務
発災期 初動期	各会派幹事長
中 期	各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長
後 期	各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長 各常任委員会委員長

別表第二（第五条関係）

順位	議長（本部長）の職務を代理する者	副議長（副本部長）の職務を代理する者
第一位	副議長	議会運営委員会委員長
第二位	議会運営委員会委員長	総務区民委員会委員長
第三位	総務区民委員会委員長	厚生委員会委員長
第四位	厚生委員会委員長	建設委員会委員長
第五位	建設委員会委員長	文教委員会委員長
第六位	文教委員会委員長	—

別表第三（第六条関係）

期 間	所 掌 事 務
発災期 初動期	被災地における救出・救護活動に関すること。
中 期	一 本部及び区対策本部の情報交換に関すること。 二 被災地及び避難所等における調査に関すること。 三 被災地及び避難所等における情報収集及び要請事項の報告に関すること。 四 被災者に対する相談及び助言に関すること。
後 期	第七条第六項に規定する各班の所掌事務に関すること。

別表第四（第七条関係）

班 名	班 長	副 班 長	班 員
総務区民班	総務区民委員会委員長	総務区民委員会副委員長	総務区民委員会委員 (委員長及び副委員長を除く。)
厚生班	厚生委員会委員長	厚生委員会副委員長	厚生委員会委員 (委員長及び副委員長を除く。)
建設班	建設委員会委員長	建設委員会副委員長	建設委員会委員 (委員長及び副委員長を除く。)
文教班	文教委員会委員長	文教委員会副委員長	文教委員会委員 (委員長及び副委員長を除く。)

別表第五（第七条関係）

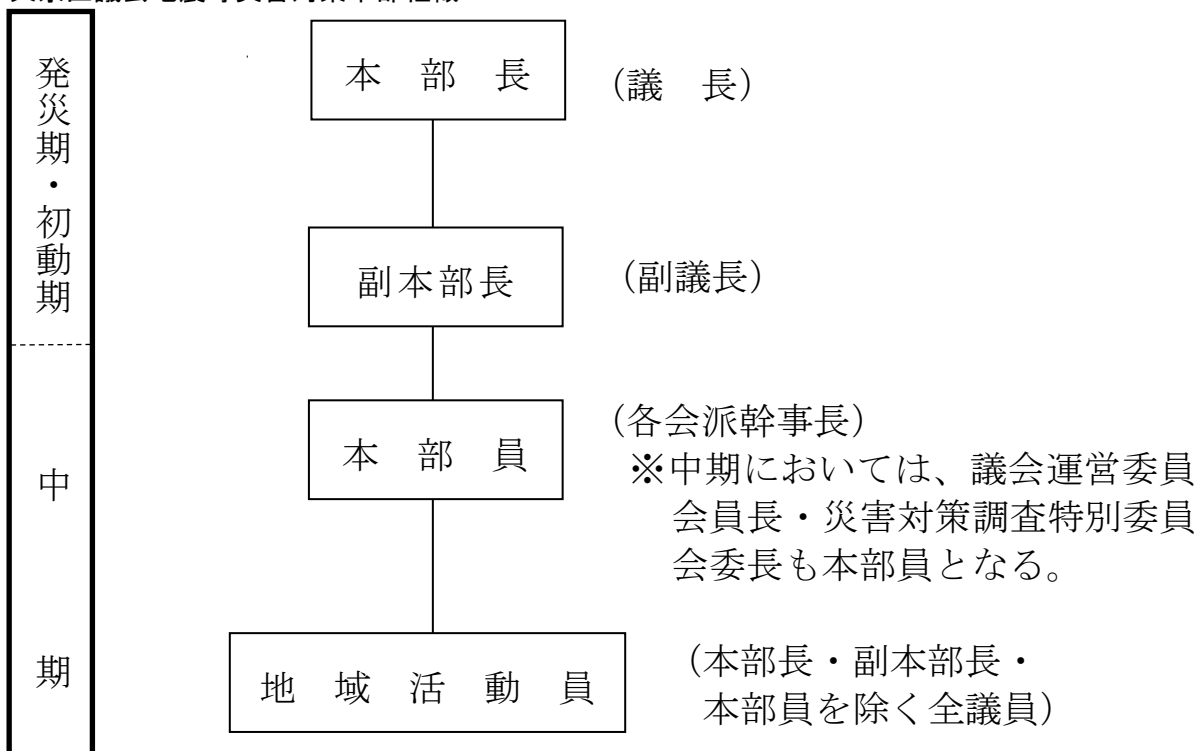
班 名	所 掌 事 務
総務区民班	区対策本部の災対本部事務局、災対情報部、災対総務部、災対区民部及び輸送部に関すること。
厚生班	区対策本部の医療救護部及び災対福祉部に関すること。
建設班	区対策本部の災害復旧部及び災対土木部に関すること。
文教班	区対策本部の避難所運営部及び災対教育部に関すること。

## 〔文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(1)〕

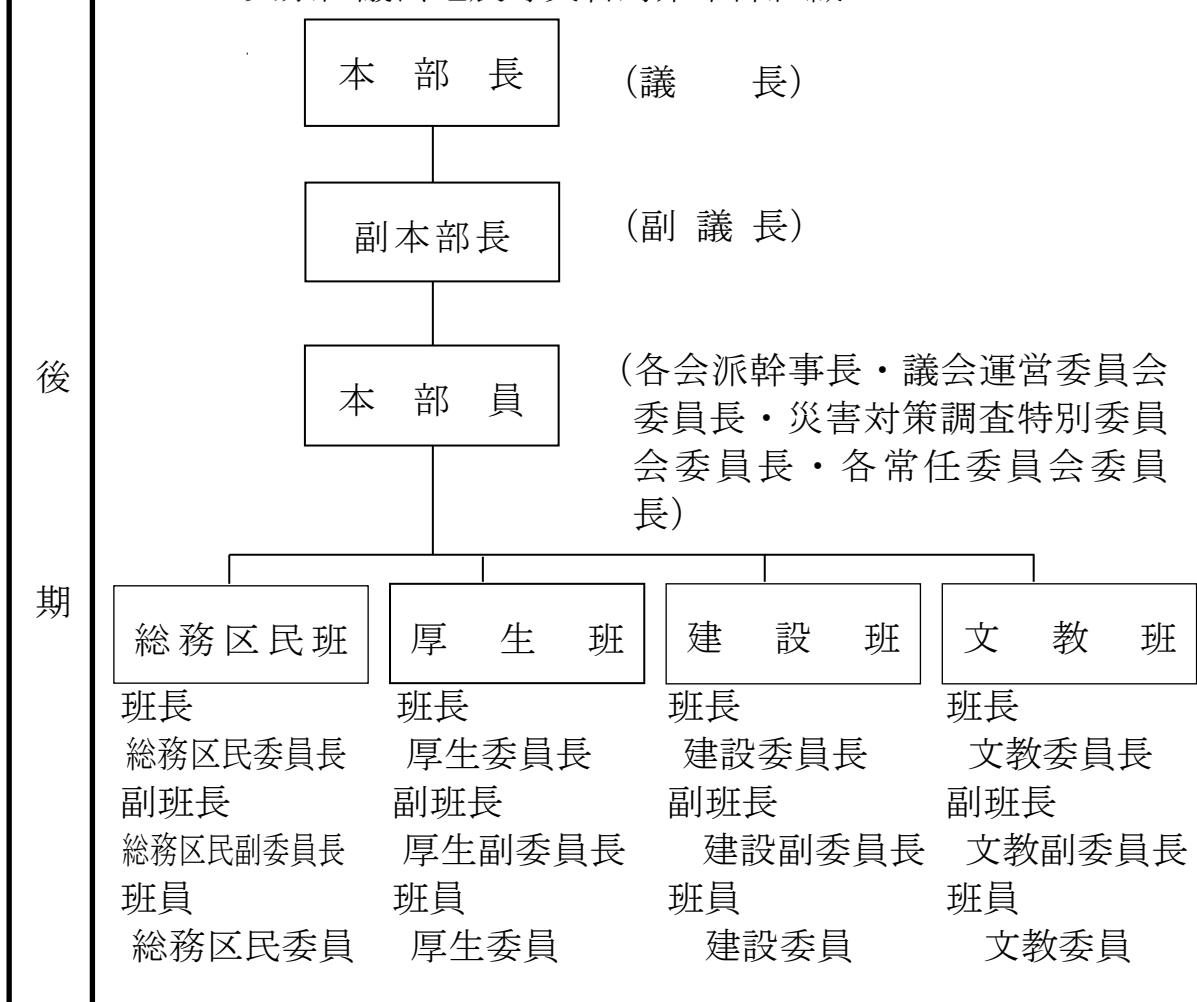
防 災 対 応	
発 災 期 ・ 初 動 期	<p>【本部及び議員の対応】</p> <p>(1) 議長、副議長、区議会事務局長及び区議会事務局職員は、文京区において、震度5弱以上の地震が観測された場合又は風水害による大規模な被害が確認された場合は、速やかに文京シビックセンターに参集する。</p> <p>(2) 議長は、文京区災害対策本部(以下「区対策本部」という。)の設置を確認し、これに協力するため必要があると認めるときは、文京区議会地震等災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。</p> <p>(3) 文京区議会議員(本部が設置された場合は、本部長、副本部長を除く。発災期・初動期において「議員」という。)は、文京区において、震度5弱以上の地震が観測された場合又は風水害による大規模な被害が確認された場合は、本部の設置状況を確認するとともに、自らの安否及び居所又は連絡場所を区議会事務局(本部が設置された場合は、本部)に速やかに連絡する。連絡のない議員に対しては、区議会事務局から安否等の確認を行う。連絡方法は、電話、災害用伝言ダイヤル、メール及び文京シビックセンターへの参集等とする。</p> <p>(4) 議員は、各地域における救助活動等を行う。</p> <p>【本会議(委員会)中における議会の対応】</p> <p>(1) 議長(委員長)は、会議(委員会)の継続が困難であると認めるときは、直ちに休憩又は延会(散会)を宣告する。</p> <p>(2) 議長(委員長)は、議場(委員会室)から避難する必要があると認めるときは、傍聴人を安全な場所へ避難誘導するとともに、出席議員及び出席説明員に対し、速やかに避難するよう指示する。</p>
中 期	<p>【本部及び議員の対応】</p> <p>(1) 本部長、副本部長、本部員、区議会事務局長及び区議会事務局職員は、原則として、各日、午前10時までに文京シビックセンターに参集する。</p> <p>(2) 本部は、原則として午前10時から開催し、本部長及び区議会事務局長から区対策本部の情報等の報告を受けるとともに、今後の活動方針やスケジュールなどを協議する。</p> <p>(3) 本部は、文京区議会議員(本部長、副本部長及び本部員を除く。中期において「議員」という。)に対し、随時、区対策本部からの正確で新しい情報を提供する。</p> <p>(4) 議員は、本部の協議結果に基づき、担当する被災地及び避難所等に赴き、被災状況等の調査を行う。</p> <p>(5) 議員は、担当する被災地及び避難所等での調査結果及び要請事項等を本部長に報告する。</p> <p>(6) 本部長及び区議会事務局長は、議員の調査結果、要請事項等を取りまとめ、区議会事務局長が区対策本部に報告する。</p> <p>(7) 議員は、担当地域における被災者に対する相談及び助言等を行う。</p>
後 期	<p>【本部の対応】</p> <p>(1) 区対策本部と連携して、復旧及び復興に向けた区の取組等を検討する。</p> <p>(2) 本部に、総務区民班、厚生班、建設班、文教班を置き、被災地の現地調査、区民との意見交換等を行い、文京区議会地震等災害対策本部設置要綱第7条第6項に規定する各班の所掌事務に係る復旧及び復興に必要な施策、国、東京都等の関係機関に対する要望等を取りまとめる。</p> <p>【議会の対応】</p> <p>(1) 全員協議会を開催する。</p> <p>(2) 災害対策調査特別委員会を開催する。</p> <p>(3) 被災地及び避難所等の視察を行う。</p> <p>(4) 区へ要請を行う。</p> <p>(5) 国、東京都等へ要望等を行う。</p> <p>(6) 定例議会又は臨時議会を開く。</p>

[文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(2)]

文京区議会地震等災害対策本部組織



文京区議会地震等災害対策本部組織



## 第11 文京区警戒態勢に関する宿日直勤務規程

昭和56年4月1日  
訓令甲第4号

### (目的)

第一条 この規程は、夜間、日曜日及び土曜日並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号）第十条の規定により休日（以下「休日」という。）における災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に定める災害に対する警戒態勢（以下「警戒態勢」という。）の実施について必要な事項を定め、もって災害対策の円滑化を図ることを目的とする。

### (職務)

第二条 警戒態勢に従事する職員（以下「職員」という。）は、区長の指定する場所で輪番により宿日直勤務を行い、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

- 一 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- 二 災害対策本部の設置に関すること。
- 三 文京区臨時災害対策本部要領（六文区防発第四十八号）に基づき参集した職員の指揮監督に関すること。
- 四 その他災害対策に関すること。

### (職責)

第三条 職員の範囲は、職員の職名に関する規則（昭和四十六年四月文京区規則第十三号）第三条に規定する副参事又は専門副参事以上の職員とする。

### (勤務時間)

第四条 職員の勤務時間は、別表のとおりとする。

### (勤務の命令)

第五条 職員の勤務は、区長が命令する。

### (事務の引継ぎ)

- 第六条 職員は、勤務時間が終了したときは、危機管理室長に事務を引き継がなければならない。ただし、日曜日及び土曜日並びに休日に勤務時間が終了したときは、当該職員に交替して勤務する職員に引き継がなければならない。
- 2 前項ただし書の事務の引継ぎを終わらない職員は、その引継ぎが終わるまでの間、なお、第二条に定める職務を行わなければならない。

### (疾病等による勤務の交替)

第七条 職員が疾病その他やむを得ない事情により勤務できなくなつたときは、当該職員の属する部（文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）第一条に規定する部並びに保健所及び教育局の部をいう。）の長は、当該部の職員のうちから代わつて勤務すべき職員を定め、区長に届け出なければならない。この場合において、会計管理室、区議会事務局、監査事務局及び選挙管理委員会事務局は総務部に属する（以下同じ。）ものとする。

- 2 職員が人事異動、退職等の理由により勤務できなくなつたときは、次の各号に定めるところにより、当該職員の属する部の長又は危機管理室長は、代わつて勤務すべき職員を定め、区長に届け出なければならない。
- 一 人事異動、退職等により職員が勤務することができなくなつたときは、前任者の勤務日を後任者の勤務日とする。この場合において、後任者が未定であるとき又は勤務するいとまがないときは、当該職員の属する部の長は、当該部の職員のうちから、代わ

つて勤務すべき職員を定めなければならない。

二 前号により職員を定めることができないときは、危機管理室長は、代わつて勤務すべき職員を定めなければならない。

**(事務の所管)**

第八条 この規程の実施に関し必要な事項は、総務部防災課、総務部危機管理課及び総務部総務課が行う。

付 則  
略

**別表（第四条関係）**

区分	勤務時間	
日曜日及び土曜日並びに休日	第一勤務	午前八時三十分から午後五時十五分まで
	第二勤務	午後五時十五分から翌日の午前八時三十分まで
月曜日から金曜日まで (休日を除く。)	午後五時十五分から翌日の午前八時三十分まで	

## 第12 文京区震災復興本部の設置に関する条例

平成18年3月31日  
規則第23号

### (目的)

第一条 この条例は、被災地の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する施策を速やかに、かつ、計画的に実施するため、文京区震災復興本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第二条 区長は、区が震災等により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めたときは、本部を設置する。

### (所掌事務)

第三条 本部は、次の事務をつかさどる。

- 一 震災復興に係る基本的な方針及び総合的な計画の策定
- 二 震災復興に係る重要な事業の進行管理
- 三 その他本部長が必要があると認めた事務

### (組織)

第四条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

### (部)

第五条 本部に規則で定めるところにより、部を置くことができる。

- 2 部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

### (廃止)

第六条 区長は、本部を設置した目的が達成されたと認めたときは、本部を廃止する。

### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。



## 第13 文京区震災復興本部の設置に関する条例施行規則

平成18年3月31日  
規則第23号

### (趣旨)

第一条 この規則は、文京区震災復興本部の設置に関する条例（平成十八年三月文京区条例第二号。以下「条例」という。）の規定に基づき、文京区震災復興本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (副本部長)

第二条 条例第四条第一項に規定する副本部長は、副区長及び教育委員会教育長をもって充て、本部長の職務を代理する場合の順位は、副区長、教育委員会教育長の順とする。

### (本部員)

第三条 条例第四条第一項に規定する本部員は、文京区役所組織条例（昭和四十七年三月文京区条例第三号）第一条に規定する部の部長（担当部長を含む。）、文京保健所長、文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）第二条に規定する部の部長、会計管理者、監査事務局長及び議会事務局長をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、前項に定める以外の区の職員のうちから本部員を指名することができる。

### (本部員の職責)

第四条 本部員は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 本部長の命を受け、又は本部の決定に従い、震災復興に係る事務事業の企画立案を行うこと。
- 二 本部長の命を受け、又は本部の決定に従い、震災復興に係る事務事業を実施すること。
- 三 震災復興に関して担任する事務事業の執行状況について本部長又は本部に報告すること。
- 四 その他本部長の特命に関すること。

2 本部員は、前項各号に掲げる事務を実施するに当たり、文京区役所組織規則（平成十二年三月文京区規則第三十一号）、文京区教育局処務規則その他の規則等に定める職務権限に基づいて所属職員を指揮監督する。

### (分掌事務)

第五条 条例第五条第一項の規定により本部に置く部（以下「部」という。）の名称及び分掌事務は別表のとおりとし、震災復興に係る事務事業を実施する。ただし、各部の分掌事務には、別表に定めるもののほか、別表に定める部に属する通常の行政組織における部（行政機関等を含み、会計管理部に属する通常の行政組織は会計管理室と、選挙管理部に属する通常の行政組織は選挙管理委員会事務局と、監査部に属する通常の行政組織は監査事務局と、区議会部に属する通常の行政組織は区議会事務局とする。第三項及び第七条において同じ。）の分掌事務のうち、震災復興に係るものを含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を一時的に分掌させることができる。

3 部に属すべき職員は、別表に定める部に属する通常の行政組織における部の所属職員のうちから部長が指名する。

4 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、本部の職員の属すべき部を変更し、又は新たに部に属すべき職員を定めることができる。

### (復興本部事務局)

資料編

1 法令関係

第六条 本部長は、震災復興事業を総合的に調整するため必要があると認めるときは、本部に復興本部事務局（以下「事務局」という。）を置くことができる。

2 事務局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 震災復興事業に関する重要な方針及び計画に係る国、東京都及び他の地方公共団体等との連絡に関すること。
- 二 震災復興事業に係る基本的な方針並びに事業、財政、人事及び組織に関する計画の総合調整に関すること。
- 三 震災復興事業の推進に係る土地利用その他重要事項に係る全庁的な調整に関すること。
- 四 その他本部に係る庶務に関すること。

3 事務局に事務局長を置き、企画政策部長をもって充てる。

4 事務局に属する職員は、区の職員のうちから本部長が指名する。

**(職務権限)**

第七条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における部の職務権限に基づき本部の事務を処理する。

**(委任)**

第八条 この規則に定めるもののほか、施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成一九年三月三〇日規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二〇年三月二五日規則第一六号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

付 則（平成二一年三月三一日規則第一八号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

**別表（第五条関係）**

名称	分掌事務
企画政策部	一 震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。 二 震災復興計画の策定及び進行管理に関すること。 三 情報システムの復旧に関すること。 四 震災復興に係る予算及び財政計画等経理に関すること。 五 復興に係る広報及び広聴に関すること。 六 被災者の相談業務に関すること。
総務部	一 震災復興本部の設置・運営・廃止に関すること。 二 用地の確保に関すること。 三 課税、減税等の措置に関すること。 四 人的資源の確保に関すること。 五 震災復興本部の業務と災害対策本部の業務の総合調整に関すること。 六 国、都及び関係行政機関との連絡に関すること。
区民部	一 被災者総合相談所の設置・運営に関すること。 二 町会・自治会のコミュニティ活動の支援に関すること。 三 区内産業（公衆浴場を除く。）の被害状況の把握に関すること。 四 区内産業の再建支援全般に関すること。
アカデミー推進部	一 所管施設の被害状況等の把握に関すること。 二 所管施設の再建に関すること。 三 文化活動によるメンタルヘルスケアに関すること。

名称	分掌事務
福祉部	一 被災者の生活実態調査兼地域福祉需要調査に関する事 二 災害援護資金等の貸付けに関する事 三 福祉サービスに関する事 四 義援金品の配分に関する事 五 被災者の相談業務（主に災害要援護者対応）に関する事 六 介護保険料の減額、徴収猶予又は免除に関する事 七 国民健康保険料の減額、徴収猶予又は免除に関する事
男女協働 子育て支援部	一 被災児童の支援に関する事 二 被災児童のメンタルヘルスクエアに関する事
保健衛生部	一 医療機関の復旧状況に係る情報提供に関する事 二 防疫活動の実施に関する事 三 公衆浴場の被害状況の把握及び再開支援に関する事 四 被災者等のメンタルヘルスクエア及び健康管理に関する事 五 食品衛生監視指導及び飲料水の検査指導に関する事
都市計画部	一 震災復興本部の設置・運営・廃止に関する事 二 都市復興基本方針、都市復興基本計画の策定・公表に関する事 三 家屋・住家の被害調査に関する事 四 宅地の応急危険度判定に関する事 五 応急的な住宅の供給・管理に関する事 六 応急仮設住宅の設置及び運営に関する事 七 住宅の応急修理に関する事
土木部	一 がれき等の処理に関する事 二 道路等の復興事業に関する事 三 区立公園等の復旧及び土地利用の調整に関する事
資源環境部	一 がれき等の障害物の処理計画に関する事 二 ごみ及びし尿の応急的収集及び処理に関する事
施設管理部	一 区有施設等の被害把握等に関する事 二 区有施設の復旧計画及び復旧工事に関する事
会計管理部	一 復興事業の実施に係る公金の支出及び収入に関する事
教育推進部	一 区立学校等の被害状況の調査に関する事 二 区立学校等の再建に関する事 三 被災児童及び生徒の健康の維持及び支援に関する事 四 被災児童及び生徒への学用品等の支給に関する事 五 被災児童及び生徒のメンタルヘルスクエアに関する事 六 文化財の復旧に関する事
選挙管理部	一 他部との連絡調整に関する事
監査部	一 他部との連絡調整に関する事
区議会部	一 区議会との調整に関する事

## 第14 東京都震災対策条例

平成12年12月22日  
条例第202号

東京都震災対策条例を公布する。

東京都震災対策条例

東京都震災予防条例(昭和四十六年東京都条例第百二十一号)の全部を改正する。

### 目次

前文

第一章 総則

第一節 目的(第一条)

第二節 知事の責務(第二条―第七条)

第三節 都民の責務(第八条)

第四節 事業者の責務(第九条―第十一条)

第二章 予防対策

第一節 震災に関する研究、公表等(第十二条)

第二節 防災都市づくりの推進(第十三条)

第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保(第十四条―第二十三条)

第四節 火災の防止等(第二十四条―第三十一条)

第五節 防災広報及び防災教育(第三十二条・第三十三条)

第六節 防災組織(第三十四条―第三十七条)

第七節 地域における相互支援ネットワークづくり(第三十八条)

第八節 ボランティアへの支援(第三十九条)

第九節 要援護者に対する施策(第四十条)

第十節 防災訓練(第四十一条・第四十二条)

第十一節 都民等の意見(第四十三条)

第三章 応急対策

第一節 応急体制等の整備(第四十四条―第四十六条)

第二節 避難(第四十七条―第五十一条)

第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保(第五十二条)

第四節 帰宅困難者対策(第五十三条・第五十四条)

第四章 復興対策

第一節 震災復興の推進(第五十五条・第五十六条)

第二節 地域協働復興(第五十七条・第五十八条)

第五章 委任(第五十九条)

附則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### 第一節 目的

第一条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

### 第二節 知事の責務

#### (基本的責務)

第二条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

3 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア(以下「都民等」という。)、第三十四条から第三十六条までの防災組織並びに第五十八条第一項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

#### (都民及び事業者に対する指導等)

第三条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

#### (ボランティアに対する支援)

第四条 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

### (都民等への助成)

第五条 知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

### (区市町村との連絡調整及び助成)

第六条 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

### (協力要請)

第七条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

## 第三節 都民の責務

第八条 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

一 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

二 家具の転倒防止

三 出火の防止

四 初期消火に必要な用具の準備

五 飲料水及び食糧の確保

六 避難の経路、場所及び方法についての確認

3 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第五十七条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

4 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

## 第四節 事業者の責務

### (基本的責務)

第九条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力を努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

### (事業所防災計画の作成)

第十条 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

#### **(事業所防災計画の届出)**

第十一条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

### **第二章 予防対策**

#### **第一節 震災に関する研究、公表等**

第十二条 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

- 2 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。
- 3 知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。
- 4 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

#### **第二節 防災都市づくりの推進**

第十三条 知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 防災都市づくりに関する施策の指針
  - 二 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定
  - 三 重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定
- 3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第一項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

#### **第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保**

##### **(都市施設等の耐震性等の確保)**

第十四条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

##### **(一般建築物の耐震性等の確保)**

第十五条 知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

##### **(特殊建築物等の耐震性等の確保)**

第十六条 知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街(消防法(昭和二十三

1 法令関係

年法律第八十六号)に規定する地下街をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

**(重要建築物の耐震性等の強化)**

第十七条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

- 一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物
- 二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

**(公共施設等の安全の確保)**

第十八条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

- 2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

**(都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保)**

第十九条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

- 2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

**(危険物の落下防止)**

第二十条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

**(宅地造成地の安全の確保)**

第二十一条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

**(宅地造成地の検査)**

第二十二条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

**(地盤沈下の防止)**

第二十三条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)の定めるところにより、地下水について揚水の抑制に努めなければならない。

**第四節 火災の防止等**

**(火災の防止)**

第二十四条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

**(初期消火)**

第二十五条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地



震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

#### (火気使用器具の規制)

第二十六条 知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

#### (消防水利の確保及び消防力の強化)

第二十七条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

#### (建築物の不燃化)

第二十八条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2 消防法第九条の三の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

#### (延焼遮断帯の整備)

第二十九条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯(火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。)の整備に努めなければならない。

#### (危険物取扱施設の安全の確保)

第三十条 知事は、消防法第二条第七項の危険物、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

#### (有害物取扱施設の安全の確保)

第三十一条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

### 第五節 防災広報及び防災教育

#### (防災広報)

第三十二条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

#### (防災教育)

第三十三条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第三十六条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

### 第六節 防災組織

#### (防災市民組織)

第三十四条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力をを行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

#### (施設の防災組織)

第三十五条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

#### (業種別の防災組織)

1 法令関係

第三十六条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

**(防災リーダーの育成)**

第三十七条 知事は、第三十四条の防災市民組織及び第三十五条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー(これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。)の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

**第七節 地域における相互支援ネットワークづくり**

第三十八条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク(当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

**第八節 ボランティアへの支援**

第三十九条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

**第九節 要援護者に対する施策**

第四十条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**第十節 防災訓練**

**(防災訓練の実施)**

第四十一条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

**(防災組織の訓練)**

第四十二条 第三十四条から第三十六条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3 知事は、第一項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

**第十一節 都民等の意見**

第四十三条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2 都民は、第四十七条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べるができる。

- 3 知事は、前二項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

### 第三章 応急対策

#### 第一節 応急体制等の整備

##### (災害応急体制の整備)

- 第四十四条 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。
- 2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

##### (情報連絡体制の整備等)

- 第四十五条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

##### (他団体への協力要請の方法)

- 第四十六条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

#### 第二節 避難

##### (避難場所の指定)

- 第四十七条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。
- 2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

##### (避難道路の指定)

- 第四十八条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

##### (避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

- 第四十九条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

##### (避難誘導方法の確立)

- 第五十条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

##### (車両による避難の禁止)

- 第五十一条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第八号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。
- 2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

#### 第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保

- 第五十二条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。
- 2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

1 法令関係

- 3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。
- 4 知事は、震災時に、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第九条第一項又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十一条第一項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

(平二五条例一一四・一部改正)

**第四節 帰宅困難者対策**

**(帰宅困難者の事前準備)**

第五十三条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

**(帰宅困難者対策の実施)**

第五十四条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

**第四章 復興対策**

**第一節 震災復興の推進**

(平一五条例一二四・節名追加)

**(震災復興体制の確立)**

第五十五条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例(平成十年東京都条例第七十七号)に基づく体制をとるものとする。

**(震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進)**

- 第五十六条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。
- 2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。
- 3 知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。
- 4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

**第二節 地域協働復興**

(平一五条例一二四・追加)

**(地域協働復興に対する理解の促進等)**

第五十七条 知事は、地域協働復興(震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

(平一五条例一二四・追加)

**(復興市民組織)**

第五十八条 知事は、区市町村が行う復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。)の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

2 知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・追加)

**第五章 委任**

第五十九条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

(平一五条例一二四・旧第五十七条繰下)

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一二四号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一一四号)

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)第三条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成二五年一〇月一日)

## 第15 東京都震災対策条例施行規則

平成13年3月30日  
規則第52号

東京都震災対策条例施行規則を公布する。

東京都震災対策条例施行規則

東京都震災予防条例施行規則（昭和四十七年東京都規則第八十五号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第一条 この規則は、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### （事業所防災計画に規定すべき事項）

第二条 条例第十条の規定に基づき事業者が作成する事業所防災計画に規定すべき事項は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画その他の防災上必要な事項とし、消防総監が別に定める。

### （事業所防災計画を届け出なければならない施設）

第三条 条例第十一条に規定する知事が指定する施設は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条に規定する指定公共機関、指定地方公共機関その他これらに準ずる機関が管理する施設のうちから、消防総監が別に定める。

### （事業所防災計画の届出）

第四条 条例第十一条の規定による届出をしようとする事業者は、消防総監が別に定める様式による届出書を、所轄の消防署長を経由して消防総監に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正副各一部とする。

3 前二項に定めるもののほか、届出に関し必要な事項は、消防総監が定める。

### （地域危険度の測定）

第五条 知事は、条例第十二条第一項に規定する地震に関する地域の危険度の調査及び研究に係る測定については、おおむね五年ごとに実施しなければならない。

### （強震計を設置する工作物）

第六条 条例第十二条第二項の規定により強震計を設置する工作物は、次に掲げるものとする。

一 公立学校

二 公営共同住宅

三 庁舎及び公会堂

四 橋及び鉄道

五 ダム、堤防及び水門

六 岸壁及びさん橋

七 その他防災対策上特に重要な工作物

2 前項の工作物に強震計を設置するときは、地盤の性質、工作物の構造及び用途並びに強震計の地域的分布を考慮しなければならない。

### （特殊建築物等の指定）

第七条 条例第十六条の規定により知事が指定する特殊建築物及び地下街は、東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第九十四号）第十条の表の（い）欄各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表の（ろ）欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとする。

### （重要建築物の種類）

第八条 条例第十七条第一号のその他の官公庁建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防署、警察署、都の本庁舎、地域防災センター及び防災通信施設
- 二 建設事務所、東京港建設事務所、東京港管理事務所及び空港管理事務所
- 三 治水事務所
- 四 都立葬儀所
- 五 保健所、浄水場、給水所及び下水処理場
- 六 防災備蓄倉庫及び中央卸売市場
- 七 災害対策住宅及び職務住宅

2 条例第十七条第二号のその他これらに準ずる建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 東京都養護老人ホーム条例（平成十一年東京都条例第百三十六号）に規定する養護老人ホーム及び東京都立ナーシングホーム条例（平成十一年東京都条例第百三十五号）に規定するナーシングホーム
- 二 都立の障害児者施設（平二〇規則一〇七・一部改正）

#### **(落下危険物の安全性の基準)**

第九条 条例第二十条に規定する落下危険物の落下を防止するための防災上安全な基準は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条の定めによる。

#### **(宅地造成地の安全性の基準)**

第十条 条例第二十一条に規定する宅地造成地の地震に対する防災上安全な基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二章に定める工事の技術的基準とする。

#### **(有害物取扱施設の安全性の基準)**

第十一条 条例第三十一条に規定する有害物を取り扱う施設の防災上安全な基準は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十三条に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める基準とする。

#### **(防災訓練の範囲)**

第十二条 条例第四十一条第一項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

- 一 東京都が主催するもの
- 二 警視庁又は警察署が主催するもの
- 三 東京消防庁又は東京消防庁所管の消防署が主催するもの

#### **(災害補償の実施)**

第十三条 知事は、条例第四十一条第二項の規定に基づき、前条の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練上の事故（以下単に「事故」という。）により、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、その者に係る災害補償として、次条から第十七条まで及び第十九条から第二十二条までに定めるところにより災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、支給する。

#### **(災害補償の種類)**

第十四条 前条の規定により知事が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 入院療養補償
- 二 通院療養補償
- 三 休業補償
- 四 後遺障害一時金
- 五 死亡一時金

#### **(災害補償の金額)**

第十五条 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償は、事故により負傷した者が、別表第一の上欄に掲げる区分に応じて、同表中欄に掲げる災害補償の要件に該当する場合に、同表下欄に掲げる方法により計算して得た金額を支給する。ただし、同一の事故により入院

療養補償及び通院療養補償を併せて行う場合には、三十一万五千円を限度とする。

#### **(後遺障害一時金)**

第十六条 後遺障害一時金は、第十二条の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して百八十日以内で、かつ、事故発生の日から起算して一年六箇月以内において、別表第二に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に対応する等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の二以上に該当する場合の等級は、重い後遺障害に対応する等級による。

2 事故発生の日から起算して一年六箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第二に定める後遺障害があるため、知事が補償を行う必要があると認めたときは、同項の規定を準用する。

3 前二項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、これらの規定の例により算出した金額から従前の障害に対応するこれらの規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

#### **(死亡一時金)**

第十七条 死亡一時金は、第十二条の防災訓練に参加した者が、事故を原因として、事故発生の日から起算して百八十日を経過する日までに死亡した場合に、その者の遺族（特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）第十一条の規定において、「遺族補償金」を「死亡一時金」と、「消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。）に対し支給し、その額は、七百万円とする。

#### **(訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償)**

第十八条 知事は、第十二条に規定する防災訓練に参加するため防災訓練会場までの往復経路（合理的な経路及び方法によるものに限る。）上において、死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合は、災害補償を受けるべき者又は遺族に対し、前三条の規定を準用する。ただし、支給する金額は、これらの規定に従って算出した金額の二分の一を限度として知事が定めるものとする。

#### **(災害補償金計算の特例)**

第十九条 正当な理由なくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、前四条の規定を適用する。

2 事故等（事故及び前条に規定する場合をいう。以下同じ。）の発生時に既に有していた疾病又は事故等後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、前四条の規定を適用する。

3 知事は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

#### **(防災訓練に係る災害補償の認定)**

第二十条 第十二条に規定する防災訓練の主催者（以下「主催者」という。）は、その主催した防災訓練において事故等が発生した場合は、事故等の発生の日から七日以内に知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査した結果、災害補償の対象になると決定したときは、主催者を經由して、その補償を受けるべき者又は遺族に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

#### **(災害補償の請求及び決定)**



第二十一条 災害補償を受けようとする者は、前条第二項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の区分に応じてそれぞれ当該各号に定めるときに、知事に速やかに補償の請求を行わなければならない。

- 一 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償 当該療養又は休業が終了したとき。ただし、その療養又は休業が一月を超えるときは、一月ごとに、当該月を経過したとき。
  - 二 後遺障害一時金 当該後遺障害が固定したとき。
  - 三 死亡一時金 災害認定の通知を受けたとき又は、事故等の発生の日から起算して百八十日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。
- 2 知事は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に対して通知しなければならない。

#### **(災害補償に係る事項の委任)**

第二十二条 第十三条から前条までに定めるもののほか、防災訓練に参加した者に対する災害補償に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

#### **(避難場所の指定基準)**

第二十三条 条例第四十七条第一項に規定する避難場所は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

- 一 周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有する場所であること。
- 二 避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

#### **(避難道路の指定基準)**

第二十四条 条例第四十八条に規定する避難道路は、避難場所と当該避難場所に避難しなければならない人の居住地との距離が長く、又は火災による延焼の危険性が著しく、自由に避難することが困難な地域について指定するものとする。

- 2 前項に規定する避難道路は、幅員十五メートル以上のものとする。

#### **(避難場所又は道路の指定等の告示)**

第二十五条 知事は、条例第四十七条の避難場所又は条例第四十八条の避難道路を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

#### **(土地及び家屋の利用計画)**

第二十六条 条例第五十二条第二項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

- 一 救出及び救助活動
- 二 災害時におけるヘリコプター緊急離着陸
- 三 ボランティアの活動
- 四 生活物資の集積及び輸送
- 五 公営住宅等の建設
- 六 庁舎の建設
- 七 その他知事が必要と認める事項

#### **(活動拠点の指定等の告示)**

第二十七条 知事は、条例第五十二条第四項に規定する救出及び救助の活動拠点を指定し、又は取り消したときは、速やかに告示しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事及び区市町村が行う防災訓練

## 1 法令関係

に参加した都民が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けた場合で、施行日において現に補償の決定を受けていない都民に対する補償については、この規則による改正後の東京都震災対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十三条から第二十二條までの規定を適用する。

- 3 この規則の施行の際現に特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の例により補償を受けている者又は補償の決定を受けている者に対する補償については、改正後の規則第十三条から第二十二條までの規定にかかわらず、同条例の例による。

附 則（平成二〇年規則第一〇七号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表第一 災害補償の金額（第十五条関係）

災害補償の種類	災害補償の要件	災害補償の金額
一 入院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に入院したとき。	三千五百円に入院日数を乗じて得た金額とする。ただし、入院日数が九十日を超えるときは九十日とする。
二 通院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に一週間以上通院したとき。	二千五百円に実通院日数を乗じて得た金額とする。ただし、当該事故発生の日から起算して九十日以内の通院に限る。
三 休業補償	事故により負傷し、就業できないとき。	三千円に実休業日数を乗じて得た金額とする。ただし、午後五時を経過した後に発生した事故の当日は、実休業日数に含めず、実休業日数が九十日を超えるときは九十日とする。

## 別表第二 災害補償後遺障害等級表（第十六条関係）

等級	金額	後遺障害の程度
第一級	七百万円	一 両眼が失明したもの 二 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 四 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 五 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 六 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 七 両上肢を腕関節以上で失ったもの 八 両上肢の用を全廃したもの 九 両下肢を足関節以上で失ったもの 十 両下肢の用を全廃したもの
第二級	五百五十万円	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 三 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 四 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 五 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 六 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

等級	金額	後遺障害の程度
		七 両耳の聴力を全く失ったもの 八 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 九 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 十 両手の手指の全部を失ったもの 十一 両手の手指の全部の用を廃したもの 十二 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第三級	四百万円	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの 二 両眼の視力が〇・一以下になったもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 六 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 七 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 八 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 九 一上肢を腕関節以上で失ったもの 十 一上肢の用を全廃したもの 十一 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 十二 一下肢を足関節以上で失ったもの 十三 一下肢の用を全廃したもの 十四 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 十五 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失ったもの 十六 両足の足指の全部を失ったもの
第四級	三百万円	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの 二 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 五 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 六 胸腹部臓器の機能に障害等を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 七 脊柱に運動障害を残すもの 八 一手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み三以上の手指を失ったもの 九 一手の母指を含み二の手指を失ったもの 十 一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指の用を廃したもの 十一 一手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの 十二 両足の足指の全部の用を廃したもの 十三 一足をリスフラン関節以上で失ったもの 十四 一上肢に仮関節を残すもの 十五 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 十六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの

等級	金額	後遺障害の程度
		十七 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 十八 一下肢に仮関節を残すもの 十九 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 二十 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 二十一 一足の足指の全部を失ったもの 二十二 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 二十三 両側の睪丸を失ったもの 二十四 脾臓又は一側の腎臓を失ったもの
第五級	二百万円	一 両眼の視力が〇・六以下になったもの 二 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 一眼の視力が〇・一以下になったもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 八 一耳の聴力を全く失ったもの 九 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難な程度になったもの 十 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 十一 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 十二 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十三 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十四 一手の母指を失ったもの、示指を含み二の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の三の手指を失ったもの 十五 一手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の二の手指を失ったもの 十六 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの 十七 一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの 十八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 十九 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 二十 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 二十一 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 二十二 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 二十三 一足の足指の全部の用を廃したもの 二十四 生殖器に著しい障害を残すもの
第六級	百三十万円	一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 四 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 六 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの

等級	金額	後遺障害の程度
		<p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>八 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>九 耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>十 胸腹部臓器に障害を残すもの</p> <p>十一 脊柱に奇形を残すもの</p> <p>十二 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>十三 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>十四 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>十五 一手の中指又は薬指を失ったもの</p> <p>十六 一手の示指の用を廃したものの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの</p> <p>十七 一手の中指又は薬指の用を廃したもの</p> <p>十八 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>十九 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</p> <p>二十 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>二十一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</p> <p>二十二 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>二十三 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>二十四 女子の外貌に醜状を残すもの</p>
第七級	七十万円	<p>一 一眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>四 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>五 三歯以上に対して歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>七 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>八 一手の小指を失ったもの</p> <p>九 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>十 一手の示指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>十一 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>十二 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>十三 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>十四 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>十五 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十六 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>十七 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</p> <p>十八 一足の第二の足指の用を廃したものの又は第二の足指を含み二の足指の用を廃したものの若しくは第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p> <p>十九 一足の第三足指以下の一又は二足指の用を廃したもの</p> <p>二十 局部に神経症状を残すもの</p> <p>二十一 男子の外貌に醜状を残すもの</p>

## 第16 東京都帰宅困難者対策条例

### 東京都帰宅困難者対策条例

#### 目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第七条―第九条）
- 第三章 安否確認及び情報提供（第十条・第十一条）
- 第四章 一時滞在施設の確保（第十二条）
- 第五章 帰宅支援（第十三条）
- 第六章 雑則（第十四条）

#### 附則

##### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

#### （知事の責務）

- 第二条** 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。
- 2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができる場合と認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

#### （都民の責務）

- 第三条** 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。
- 2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

#### （事業者の責務）

**第四条** 事業者は、その社会的責任を認識して、事業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の

- 事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。
- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における事業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。
  - 3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力を努めなければならない。
  - 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画に従事者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

#### **（帰宅困難者対策実施状況の報告）**

**第五条** 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

#### **（事業者等に対する支援）**

**第六条** 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

### **第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進**

#### **（従業者の一斉帰宅抑制）**

- 第七条** 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。
- 2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従事者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

#### **（公共交通事業者等による利用者の保護）**

- 第八条** 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と関連し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及びその他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
  - 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### **（学校等における生徒等の安全確保）**

**第九条** 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」と

いう。)第一条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。))及び各種学校(法第三百三十四条に規定する各種学校をいう。))並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### 第三章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

#### (安否確認及び情報提供のための体制整備)

**第十条** 知事は、大規模災害の発生時において、安否確認の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。))の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を貞児湯するために必要な体制を確立しなければならない。

#### (安否確認手段の周知等)

**第十一条** 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

### 第四章 一時滞在施設の確保

#### (一時滞在施設の確保等)

**第十二条** 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。))を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

### 第五章 帰宅支援

#### (帰宅支援)

**第十三条** 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び運送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。))を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

### 第六章 雑則

#### (委任)



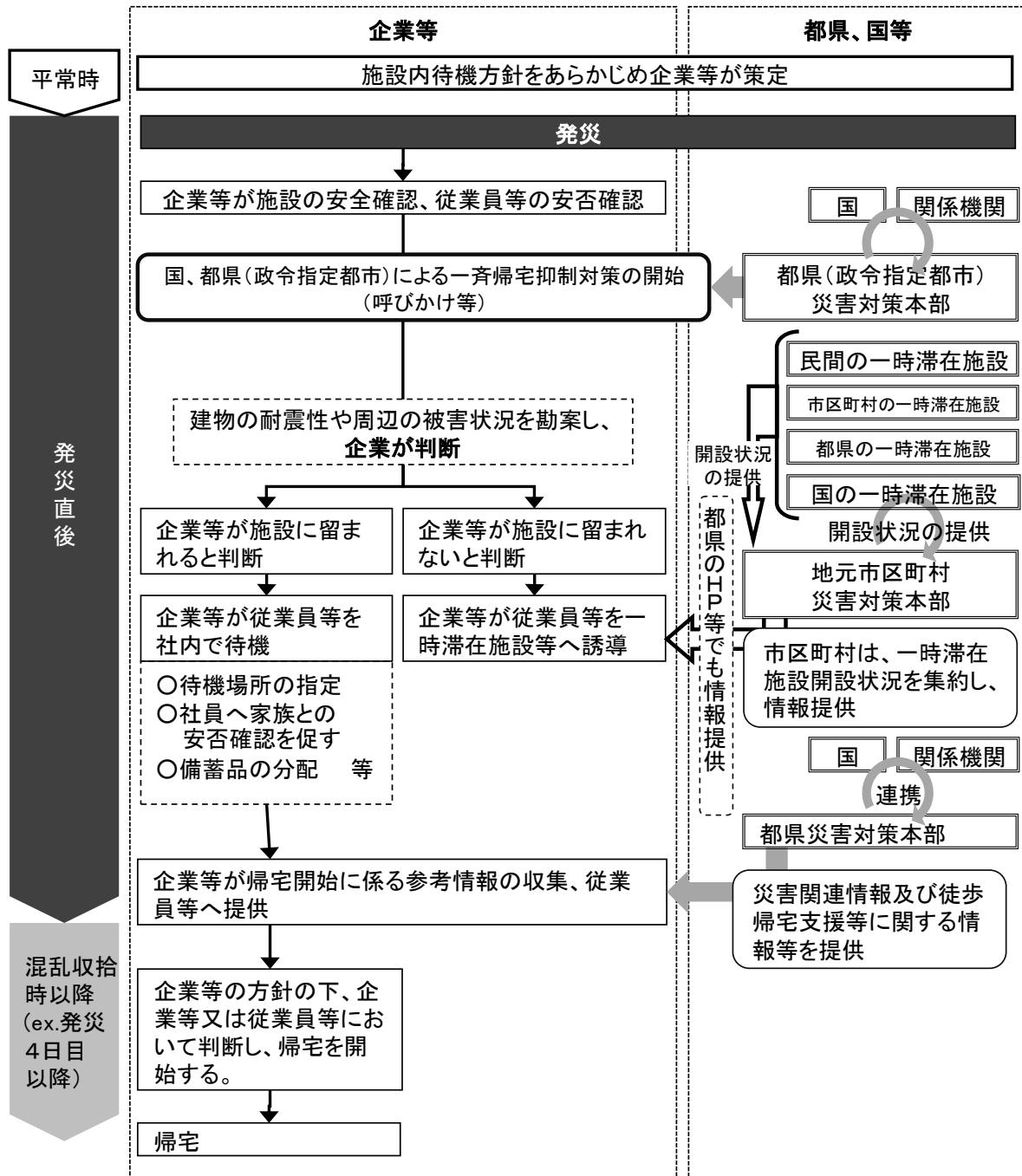
**第十四条** この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

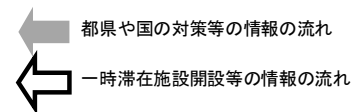
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 第17 事業所における帰宅困難者対策ガイドライン

### 一斉帰宅抑制のフロー図

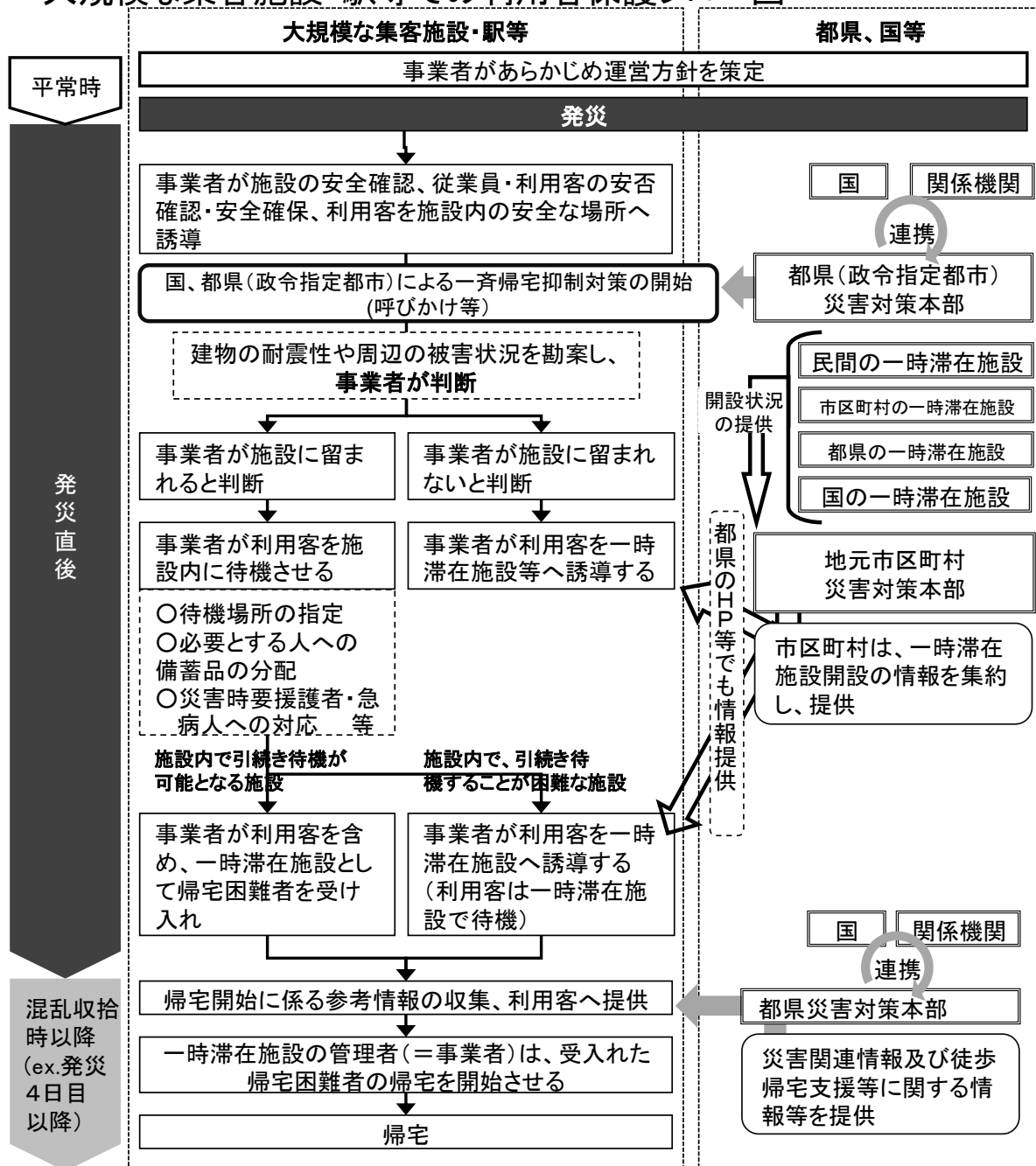


災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

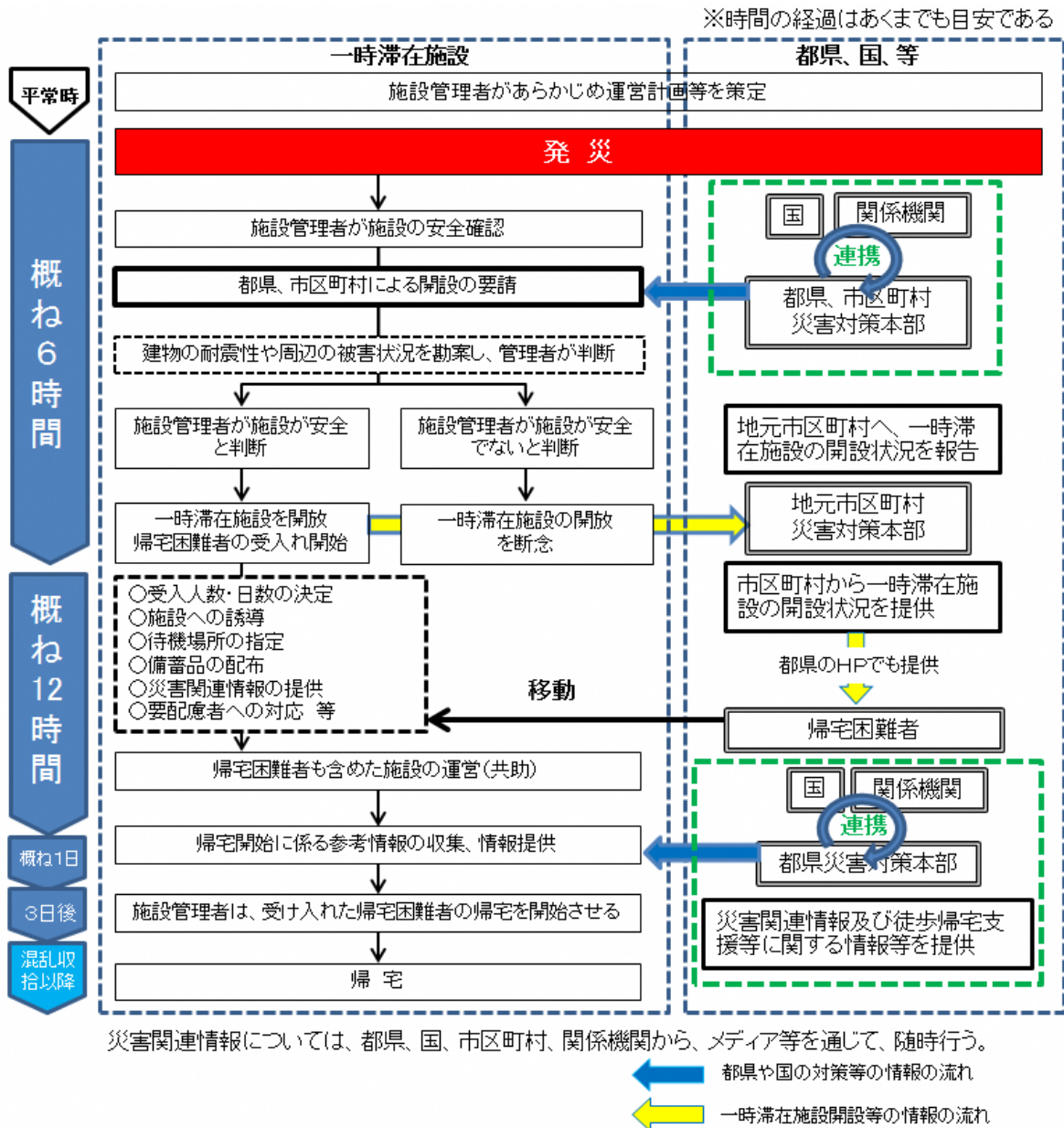


## 第18 大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン

### 大規模な集客施設・駅等での利用客保護フロー図

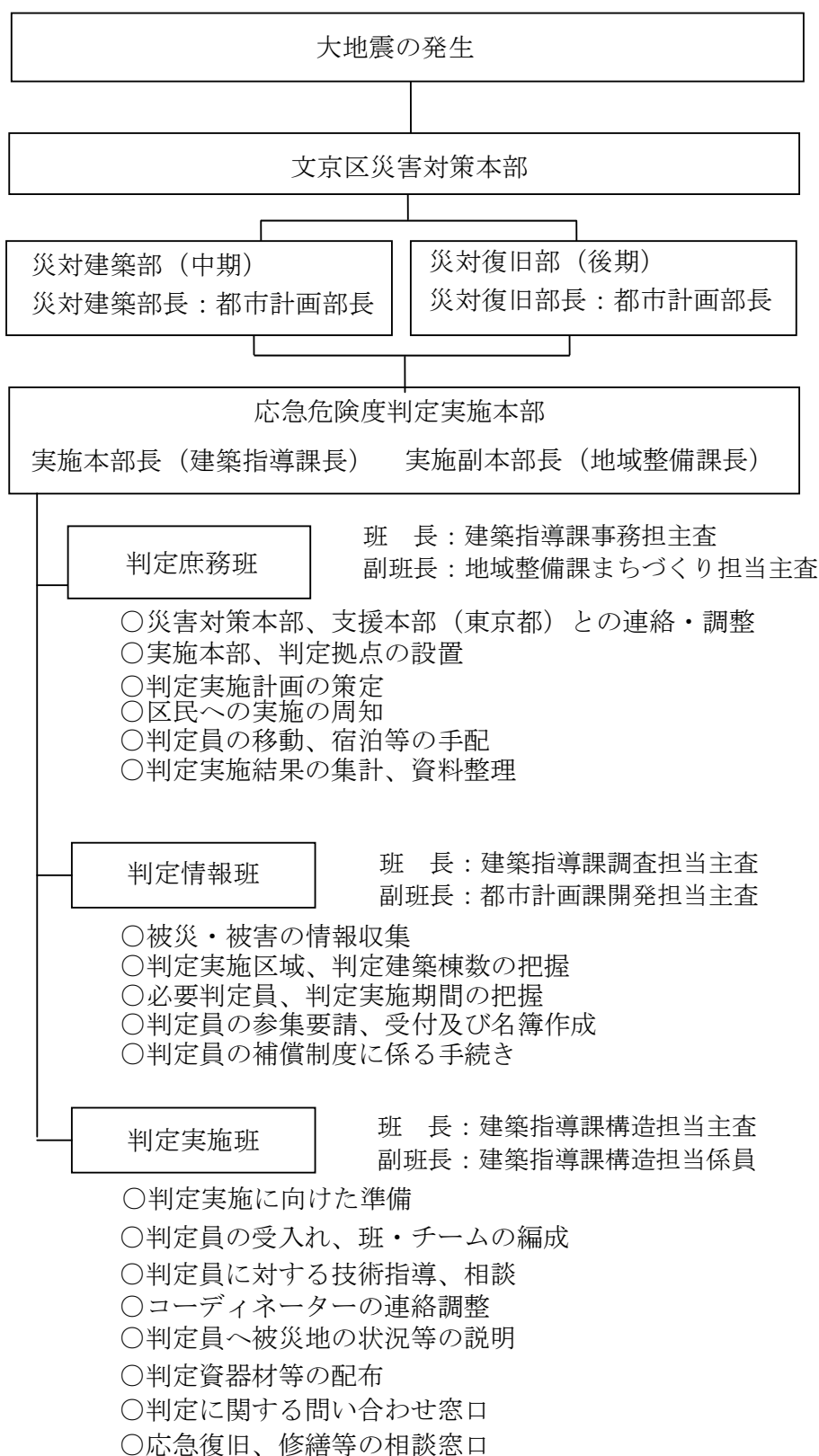


## 第19 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン



一時滞在施設運営のフロー(例)

## 第20 応急危険度判定実施本部組織図



## 第21 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表（災害救助法施行規則）

## 1. 救助の程度・方法及び期間

(平成30年10月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1日1人当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内  ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工  ただし、 内閣総理大臣の承認により 着工期間の延長あり	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設施設」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考							
炊き出し その他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内  (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水、又は炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内  (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他、生活必需品の供与、又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは破損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内  (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること							
				区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
				全壊 全焼 流出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
					冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
				半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800	12,800	18,100		21,500	27,100	3,500				

資料編

1 法令関係

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内  (ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり)	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内  (ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり)	妊婦等の移送日は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内  (ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分  1 世帯当りの限度額 584,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内  (ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり)	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人あたり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校生徒 5,100円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内  (ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり)	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。



救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者でも対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の実情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 一体当り3,400円以内  一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 一体当り 5,300円以内  検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内  ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 1 世帯当たり 135,400円以内	災害発生の日から10日以内  ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり	
輸送費及び賃金 職員等 雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内  ただし、 内閣総理大臣の承認により 期間延長あり	

## 資料編

## 1 法令関係

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額内
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費） 5 使用料及び賃貸料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 第22 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.5%を超える災害 （B基準） 事業費査定見込額が全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額のおおむね0.2%を超える災害 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる災害 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額が当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる災害</p>
<p>法第12条、第13条、第15条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害 （B基準） 中小企業関係被害額が当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える災害 ただし、火災の場合又は法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する被害の実情に応じ特例措置を講ずることがある。</p>
<p>法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条・18条（私立学校施設災害復旧事業の補助）及び19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね 4,000戸以上の災害 (B基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害実情に応じた特例的措置を講ずることがある。 1 滅失住宅戸数が被災地全域でおおむね 2,000戸以上 一市町村の区域内で 200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上の災害 2 滅失住宅戸数が被災地全域で 1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で 400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上の災害
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のとど災害の実情に応じ個別に考慮

## 第23 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地的激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係) 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額が当該市町村の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費 1,000万円未満を除く）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係) 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額 1,000万円未満を除く）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね 5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

## 第24 文京区東海地震注意情報及び警戒宣言に伴う職員の非常配備体制の設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生防止を図るとともに、東海地震による被害を最小限にいとめるため、文京区職員の非常配備態勢について必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東海地震注意情報 気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の2に定める気象庁長官の任務の遂行にあたり、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発する情報をいう。
- (2) 警戒宣言 大規模地震対策特別措置法第9条に基づき内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

### (編成員)

第3条 非常配備態勢の編成員は全職員とする。ただし、病弱者並びに中学生以下の子ども、介助者の必要な高齢者、病弱者及び障害者をかかえている職員は編成員から除く。

### (編成員の構成)

第4条 非常配備態勢の編成員の構成は次のとおりとする。

- (1) 課長相当職以上の職員
- (2) 文京区災害時における臨時非常配備態勢の編成員（以下「臨時非常配備態勢の編成員」という。）
- (3) 上記以外の職員（以下「一般職員」という。）

### (職務)

第5条 この要綱に基づき非常配備態勢につく編成員の職務は、文京区地域防災計画「警戒宣言に伴う対応措置」に定めるところによる。

### (非常配備態勢)

第6条 非常配備態勢は次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合

	勤務時間内に発表の場合		勤務時間外に発表の場合
	勤務時間内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職以上の職員	一部職員は、警戒宣言に備え準備活動に入る。	勤務時間終了後は、東海地震注意情報が解除されるまで全員準備活動に入る。	東海地震注意情報の発表を知ったときは、全員登庁して準備活動に入る。
一般職員	同上	同上	東海地震注意情報の発表を知ったときは、第1班の職員は登庁して準備活動に入る。
臨時非常配備態勢の編成員	一部編成員は、警戒宣言に備え準備活動に入る。	同上	東海地震注意情報の発表を知ったときは、班長補佐以上の編成員は登庁して準備活動に入る。

(2) 警戒宣言が発せられた場合

1) 数時間以内に地震が発生する恐れのある場合

	勤務時間内に発せられた場合		勤務時間外に 発せられた場合
	勤務時間内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職 以上の職員	一部職員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は、全員災害対策本部の業務に従事する。	全員災害対策本部の業務に従事する。
一般職員	同上	同上	1 第1班の職員は、直ちに災害対策本部の業務に従事する。 2 第2班及び第3班の職員は、警戒宣言の発せられたことを知ったときは、登庁して災害対策本部の業務に従事する。
臨時非常配備態勢の編 成員	一部編成員は、災害対策本部の業務に従事する。	同上	1 班長補佐以上の編成員は、直ちに災害対策本部の業務に従事する。 2 その他の編成員は、警戒宣言の発せられたことを知ったときは登庁して災害対策本部の業務に従事する。

2) 2、3日以内に地震が発生する恐れのある場合

	勤務時間内に発せられた場合		勤務時間外に 発せられた場合
	勤務時間内	勤務時間外に及ぶ場合	
課長相当職 以上の職員	一部職員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は、解除宣言が発せられるまで、全員災害対策本部の業務に従事する。	全員、解除宣言が発せられるまで、全員災害対策本部の業務に従事する。
一般職員	同上	1 勤務時間終了後は、翌日の午前8時30分まで第1班の職員が災害対策本部の業務に従事する。 2 以後は順次、第2班、第3班の職員が災害対策本部の業務に従事する。	1 第1班の職員は、翌日の午前8時30分まで災害対策本部の業務に従事する。 2 以後は順次、第2班、第3班の職員が災害対策本部の業務に従事する。
臨時非常配備態勢の編 成員	一部編成員は、災害対策本部の業務に従事する。	勤務時間終了後は自宅で待機する。	1 班長補佐以上の編成員は、翌日の午前8時30分まで災害対策本部の業務に従事する。 2 2日以後は、勤務時間終了後は全員自宅で待機する。

資料編

1 法令関係

**(解 除)**

第7条 次の各号に掲げる場合は、非常配備態勢を解除する。

- (1) 東海地震注意情報が解除になった場合
- (2) 警戒解除宣言が発せられた場合

**(委 任)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年1月5日から適用する。



## 2 被害想定関係



## 第25 「首都直下地震等による東京の被害想定」における東京都の被害想定

### <想定するシーン>

時間帯によって人々の滞留特性は大きく異なるため、地震の発生時刻が変わると人的被害の発生する様相も変化する。

また、時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、火災の出火件数も変化すると考えられる。このため、本調査では、想定される被害が異なる3種類の特徴的なシーン（季節・時刻）を設定する。

シーン設定		想定される被害の特徴
基本シーン	①冬、朝5時	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県南部地震と同じ発生時間帯</li> <li>多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。</li> <li>オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ul>
	②冬、昼12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。</li> <li>住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。</li> </ul>
	③冬、夕18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース</li> <li>オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留</li> <li>ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。</li> </ul>

<東京湾北部地震（M7.3）の主な被害>

条件	規模	東京湾北部地震						
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
人的被害	死者	7,613人	7,649人	6,228人	6,296人	9,413人	9,641人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	6,927人	6,927人	4,972人	4,972人	5,378人	5,378人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	76人	76人	79人	79人	76人	76人
		地震火災	504人	540人	1,071人	1,138人	3,853人	4,081人
		ブロック塀	103人	103人	103人	103人	103人	103人
		落下物	4人	4人	4人	4人	4人	4人
		負傷者	138,657人	138,804人	134,562人	134,854人	146,596人	147,611人
		(重傷者)	18,032人	18,073人	18,186人	18,267人	21,609人	21,893人
	原因別	ゆれによる建物全壊	133,140人	133,140人	126,530人	126,530人	125,964人	125,964人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	95人	95人	99人	99人	94人	94人
		地震火災	1,578人	1,725人	4,089人	4,381人	16,694人	17,709人
		ブロック塀	3,543人	3,543人	3,543人	3,543人	3,543人	3,543人
		落下物	301人	301人	301人	301人	301人	301人
		建物被害※2	134,974棟	136,297棟	163,604棟	166,906棟	293,153棟	304,300棟
	物的被害	原因別	ゆれ液状化などによる建物全壊	116,224棟	116,224棟	116,224棟	116,224棟	116,224棟
地震火災			19,842棟	21,240棟	50,904棟	54,417棟	189,406棟	201,249棟
交通		道路	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%	6.8%
鉄道※3		2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	
ライフライン		電力施設	11.9%	11.9%	12.8%	12.9%	17.2%	17.6%
		通信施設	1.2%	1.3%	2.4%	2.6%	7.2%	7.6%
		ガス施設	26.8~74.2%	26.8~74.2%	26.8~74.2%	26.8~74.2%	26.8~74.2%	26.8~74.2%
		上水道施設	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%
	下水道施設	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	
その他	帰宅困難者	5,166,126人						
	避難者	2,651,297人	2,656,898人	2,774,238人	2,788,191人	3,337,937人	3,385,489人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	7,005台	7,008台	7,089台	7,096台	7,447台	7,473台	
	災害要援護者死者数	3,638人	3,654人	2,894人	2,934人	4,786人	4,921人	
	自力脱出困難者	60,844人	60,844人	56,531人	56,531人	56,666人	56,666人	
	震災廃棄物	3,878万t	3,882万t	3,949万t	3,957万t	4,263万t	4,289万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

※3 新幹線の被害を除く。

<多摩直下地震（M7.3）の主な被害>

条件	規模	多摩直下地震						
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	
人的被害	死者	5,089人	5,115人	3,516人	3,546人	4,658人	4,732人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	4,489人	4,489人	2,840人	2,840人	3,220人	3,220人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	123人	123人	111人	111人	109人	109人
		地震火災	378人	403人	465人	496人	1,229人	1,302人
		ブロック塀	97人	97人	97人	97人	97人	97人
		落下物	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	負傷者	114,600人	114,658人	94,701人	94,799人	100,983人	101,102人	
	(重傷者)	11,302人	11,319人	9,696人	9,724人	10,871人	10,902人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	110,119人	110,119人	89,859人	89,859人	92,831人	92,831人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	154人	154人	139人	139人	137人	137人
		地震火災	805人	864人	1,182人	1,280人	4,494人	4,614人
		ブロック塀	3,349人	3,349人	3,349人	3,349人	3,349人	3,349人
		落下物	172人	172人	172人	172人	172人	172人
	物的被害	建物被害※2	89,976棟	90,947棟	98,230棟	99,788棟	135,118棟	139,436棟
		原因別	ゆれ液状化などによる建物全壊	75,668棟	75,668棟	75,668棟	75,668棟	75,668棟
地震火災			14,711棟	15,707棟	23,211棟	24,811棟	61,323棟	65,770棟
交通		道路	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%
鉄道※3		0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	
ライフライン		電力施設	7.3%	7.3%	7.6%	7.6%	8.7%	8.8%
		通信施設	0.7%	0.7%	0.9%	1.0%	1.9%	2.0%
		ガス施設	6.5~84.6%	6.5~84.6%	6.5~84.6%	6.5~84.6%	6.5~84.6%	6.5~84.6%
	上水道施設	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%	
下水道施設	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%		
その他	帰宅困難者	5,166,126人						
	避難者	2,556,330人	2,560,236人	2,589,796人	2,596,041人	2,739,518人	2,756,681人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	5,047台	5,048台	5,063台	5,066台	5,123台	5,130台	
	災害要援護者死者数	2,343人	2,354人	1,825人	1,842人	2,505人	2,549人	
	自力脱出困難者	36,761人	36,761人	29,523人	29,523人	30,626人	30,626人	
	震災廃棄物	3,005万t	3,007万t	3,024万t	3,028万t	3,111万t	3,121万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

※3 新幹線の被害を除く。

<元禄型関東地震（M8. 2）の主な被害>

条件	規 模	元禄型関東地震						
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風 速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	
人的被害	死 者	5,099 人	5,125 人	3,694 人	3,736 人	5,732 人	5,875 人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	4,552 人	4,552 人	2,955 人	2,955 人	3,330 人	3,330 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	113 人	113 人	103 人	103 人	101 人	101 人
		地震火災	345 人	371 人	547 人	589 人	2,212 人	2,355 人
		津波浸水※4（水門開放時）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		ブロック塀	87 人	87 人	87 人	87 人	87 人	87 人
		落下物	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	負傷者	113,420 人	113,511 人	98,036 人	98,198 人	107,723 人	108,341 人	
	（重傷者）	11,664 人	11,690 人	10,511 人	10,556 人	12,774 人	12,946 人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	109,307 人	109,307 人	92,898 人	92,898 人	95,256 人	95,256 人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	141 人	141 人	129 人	129 人	127 人	127 人
		地震火災	824 人	914 人	1,862 人	2,023 人	9,192 人	9,811 人
		ブロック塀	2,988 人	2,988 人	2,988 人	2,988 人	2,988 人	2,988 人
		落下物	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人
	物的被害	建物被害※2	89,838 棟	90,834 棟	101,835 棟	103,834 棟	177,845 棟	184,794 棟
原因別		ゆれ液状化などによる建物全壊	76,465 棟	76,465 棟	76,465 棟	76,465 棟	76,465 棟	76,465 棟
		地震火災	13,697 棟	14,736 棟	26,455 棟	28,565 棟	107,194 棟	114,534 棟
		津波浸水（水門開放時）	230 棟	230 棟	230 棟	230 棟	230 棟	230 棟
交通		道 路	3.6 %	3.6 %	3.6 %	3.6 %	3.6 %	3.6 %
		鉄 道 ※ 3	1.0 %	1.0 %	1.0 %	1.0 %	1.0 %	1.0 %
ライフライン		電力施設	8.6 %	8.6 %	9.0 %	9.1 %	11.6 %	11.8 %
		通信施設	2.8 %	2.8 %	3.2 %	3.2 %	5.8 %	6.1 %
		ガス施設	3.0~53.1 %	3.0~53.1 %	3.0~53.1 %	3.0~53.1 %	3.0~53.1 %	3.0~53.1 %
		上水道施設	45.2 %	45.2 %	45.2 %	45.2 %	45.2 %	45.2 %
	下水道施設	22.9 %	22.9 %	22.9 %	22.9 %	22.9 %	22.9 %	
その他	帰宅困難者			5,166,126 人				
	避難者	2,807,568 人	2,811,542 人	2,855,698 人	2,863,681 人	3,172,713 人	3,200,981 人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	5,673 台	5,676 台	5,710 台	5,716 台	5,971 台	5,991 台	
	災害要援護者死者数	2,330 人	2,341 人	1,761 人	1,784 人	2,889 人	2,971 人	
	自力脱出困難者	38,598 人	38,598 人	32,194 人	32,194 人	33,222 人	33,222 人	
	震災廃棄物	2,892 万t	2,895 万t	2,921 万t	2,926 万t	3,104 万t	3,121 万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

※3 新幹線の被害を除く。

※4 津波死者は堤外地（河川敷含む）や浸水域の地下空間にいる人口は考慮していない。

<立川断層帯地震（M7.4）の主な被害>

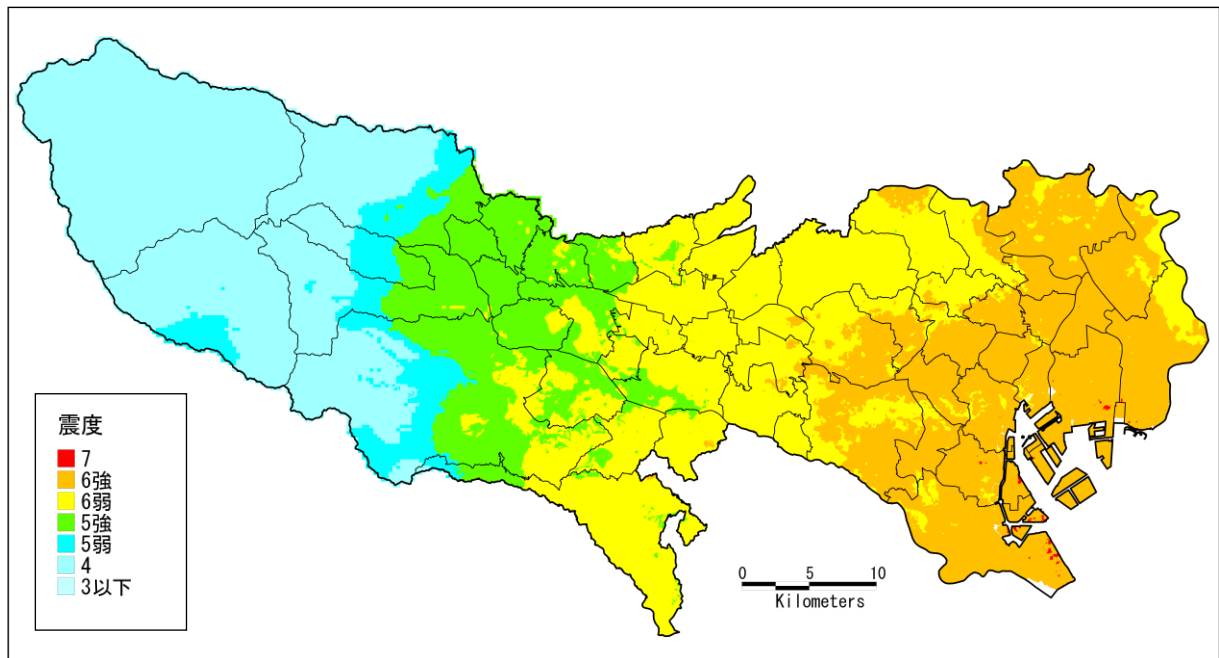
条件	規模	立川断層帯地震						
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	
人的被害	死者	2,427人	2,442人	1,658人	1,681人	2,512人	2,582人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	2,083人	2,083人	1,193人	1,193人	1,417人	1,417人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	83人	83人	64人	64人	66人	66人
		地震火災	219人	233人	358人	381人	986人	1,056人
		ブロック塀	42人	42人	42人	42人	42人	42人
		落下物	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		負傷者	36,966人	36,987人	27,168人	27,243人	31,399人	31,690人
	(重傷者)	4,731人	4,737人	3,630人	3,651人	4,586人	4,668人	
	原因別	ゆれによる建物全壊	34,965人	34,965人	24,645人	24,645人	26,183人	26,183人
		急傾斜地崩壊による建物全壊	103人	103人	80人	80人	82人	82人
		地震火災	396人	417人	941人	1,016人	3,631人	3,922人
		ブロック塀	1,453人	1,453人	1,453人	1,453人	1,453人	1,453人
		落下物	49人	49人	49人	49人	49人	49人
		建物被害※2	43,575棟	44,127棟	52,368棟	53,482棟	82,342棟	85,735棟
	原因別	ゆれ液状化などによる建物全壊	35,407棟	35,407棟	35,407棟	35,407棟	35,407棟	35,407棟
		地震火災	8,565棟	9,147棟	17,907棟	19,089棟	49,689棟	53,302棟
	物的被害	道路	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
		鉄道※3	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
電力施設		2.8%	2.8%	3.1%	3.1%	3.9%	4.0%	
通信施設		0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	1.3%	1.4%	
ガス施設		0.8~11.3%	0.8~11.3%	0.8~11.3%	0.8~11.3%	0.8~11.3%	0.8~11.3%	
上水道施設		13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	
下水道施設		18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	
その他	帰宅困難者	5,166,126人						
	避難者	850,596人	852,491人	882,979人	886,785人	995,083人	1,007,138人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	2,253台	2,253台	2,264台	2,266台	2,304台	2,308台	
	災害要援護者死者数	1,050人	1,056人	911人	923人	1,373人	1,412人	
	自力脱出困難者	15,364人	15,364人	10,528人	10,528人	11,320人	11,320人	
	震災廃棄物	1,065万t	1,066万t	1,086万t	1,089万t	1,158万t	1,166万t	

※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

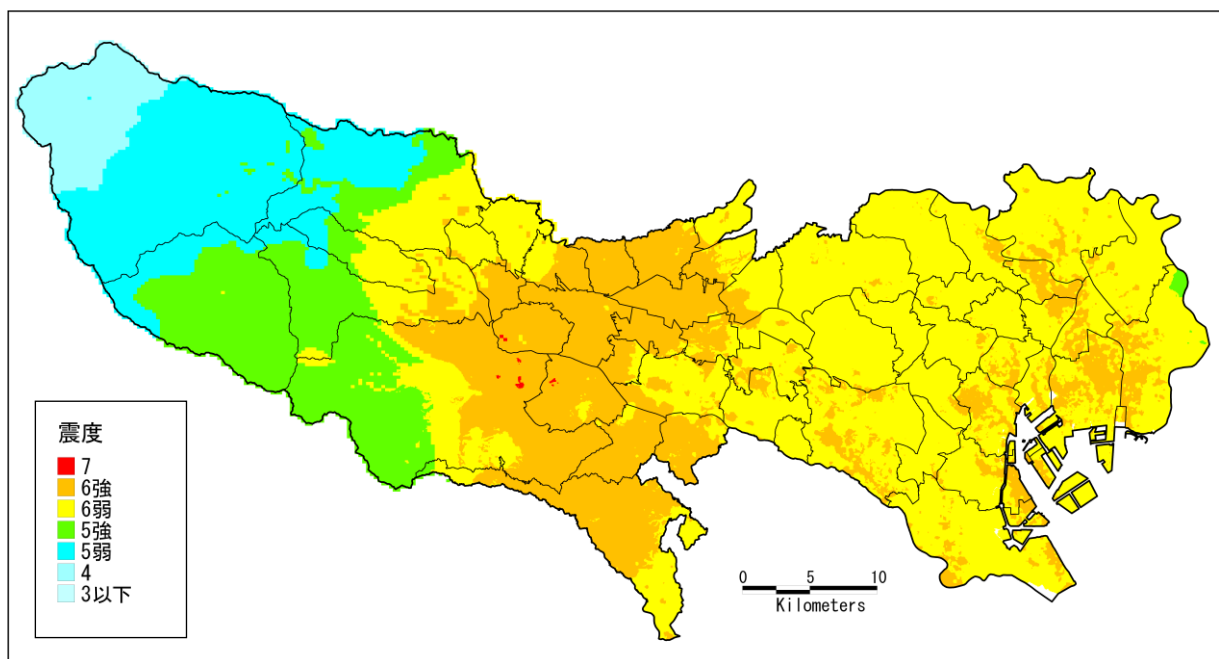
※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

※3 新幹線の被害を除く。

<東京湾北部地震 (M7.3) の地震動分布>

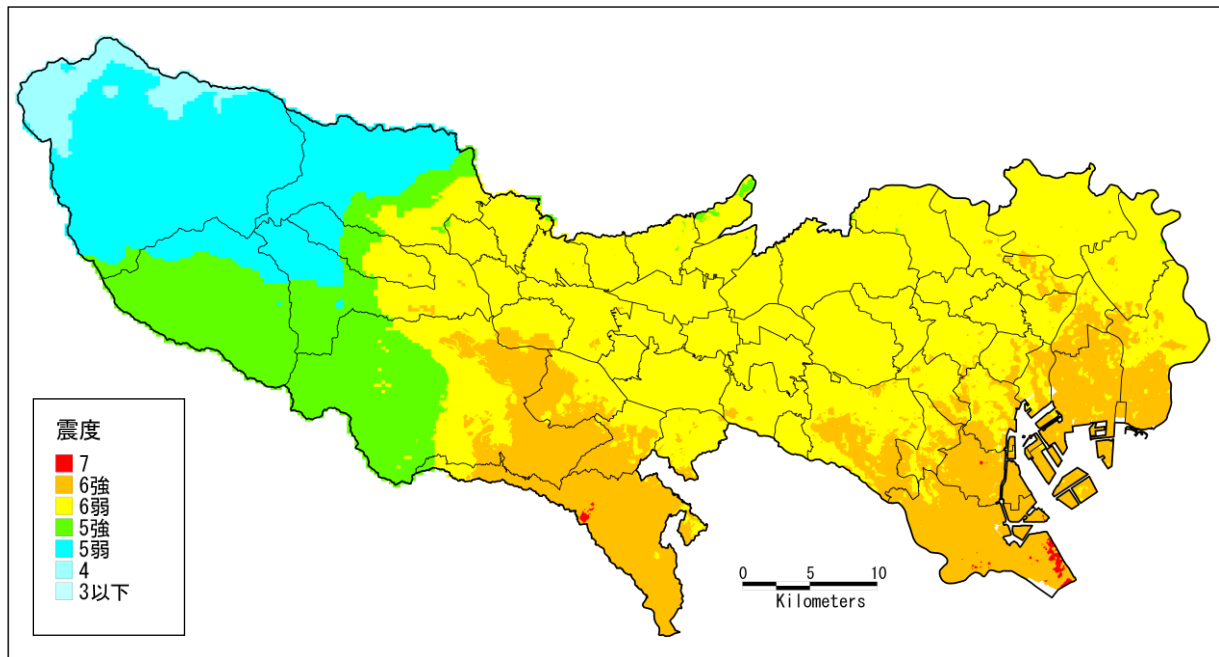


<多摩直下地震 (M7.3) の地震動分布>

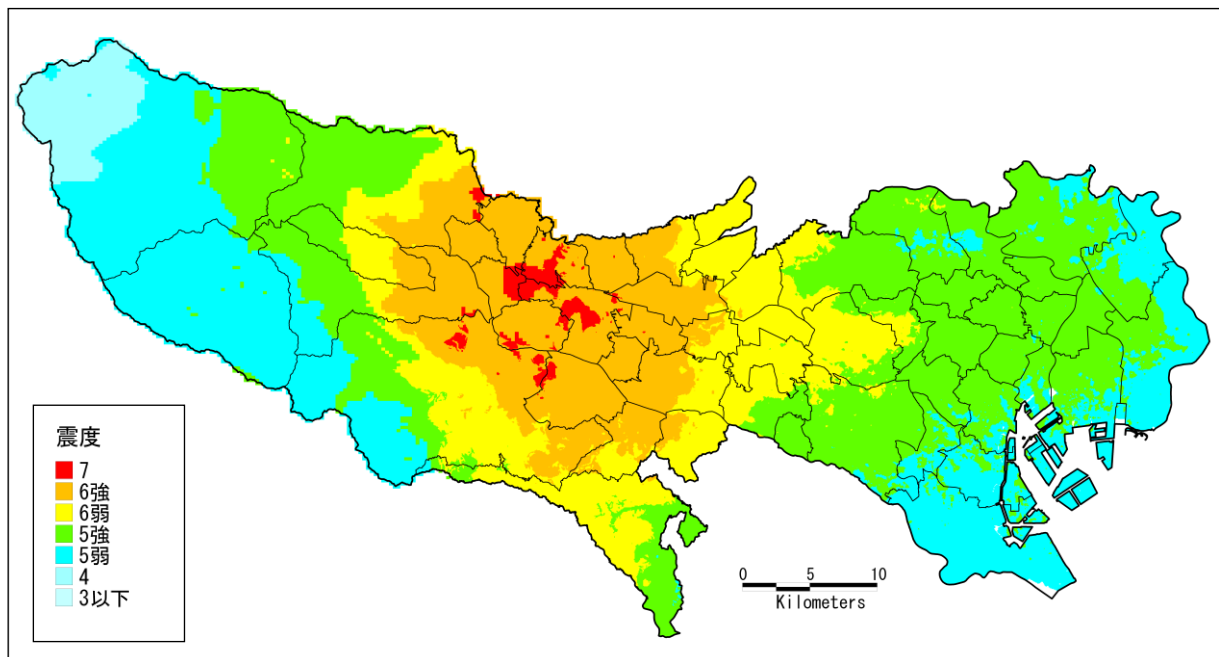




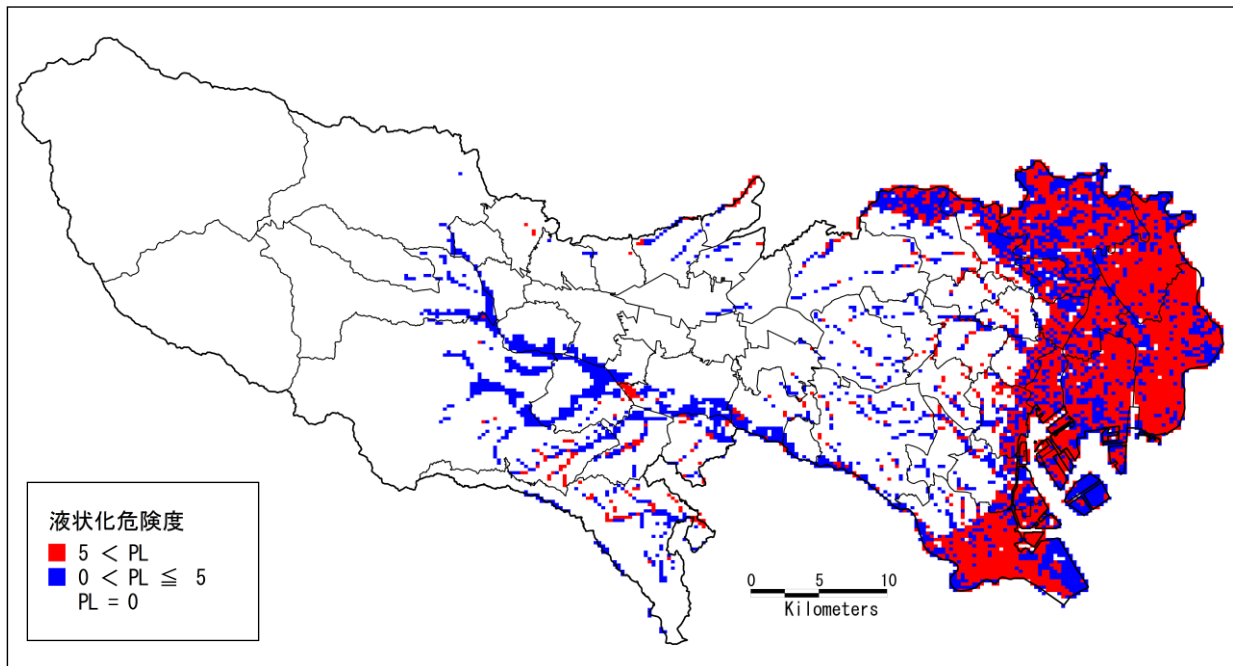
<元禄型関東地震 (M8.2) の地震動分布>



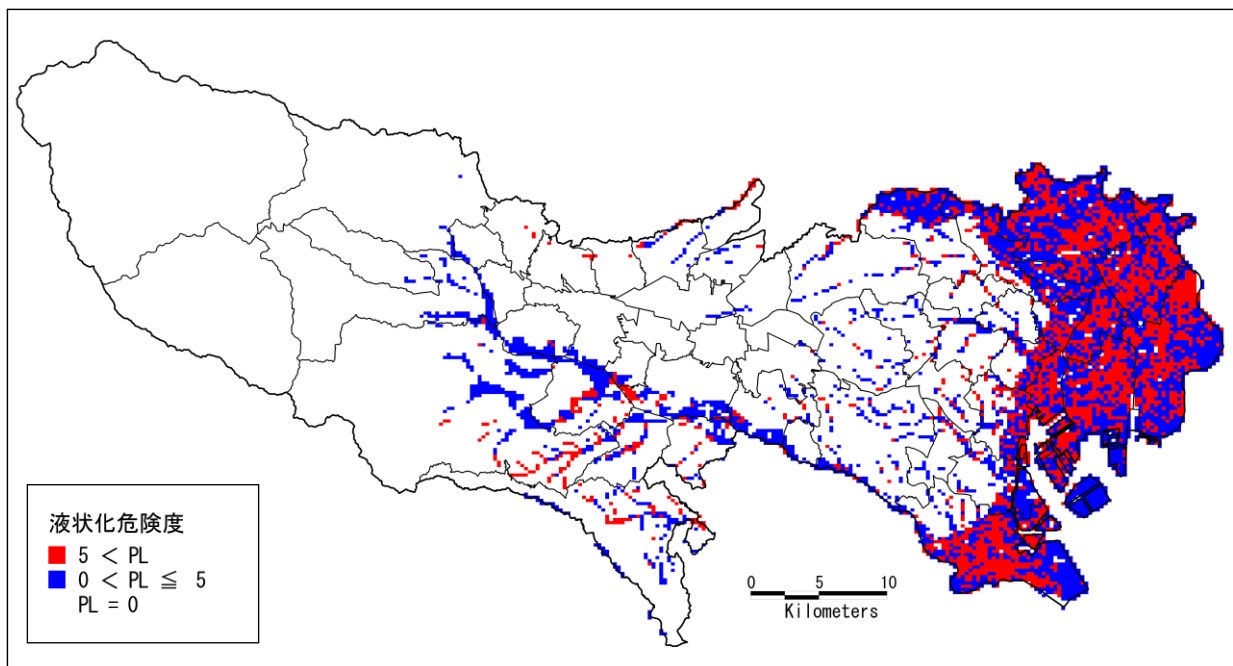
<立川断層帯地震 (M7.4) の地震動分布>



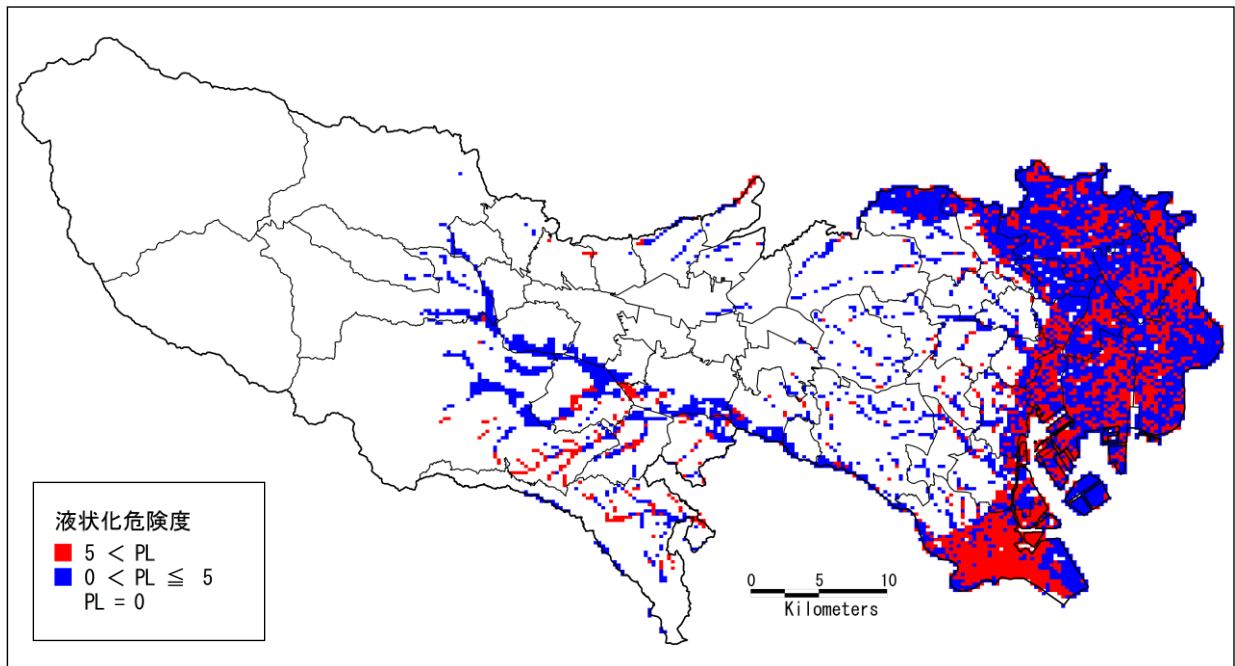
<東京湾北部地震 (M7.3) の液状化危険度分布>



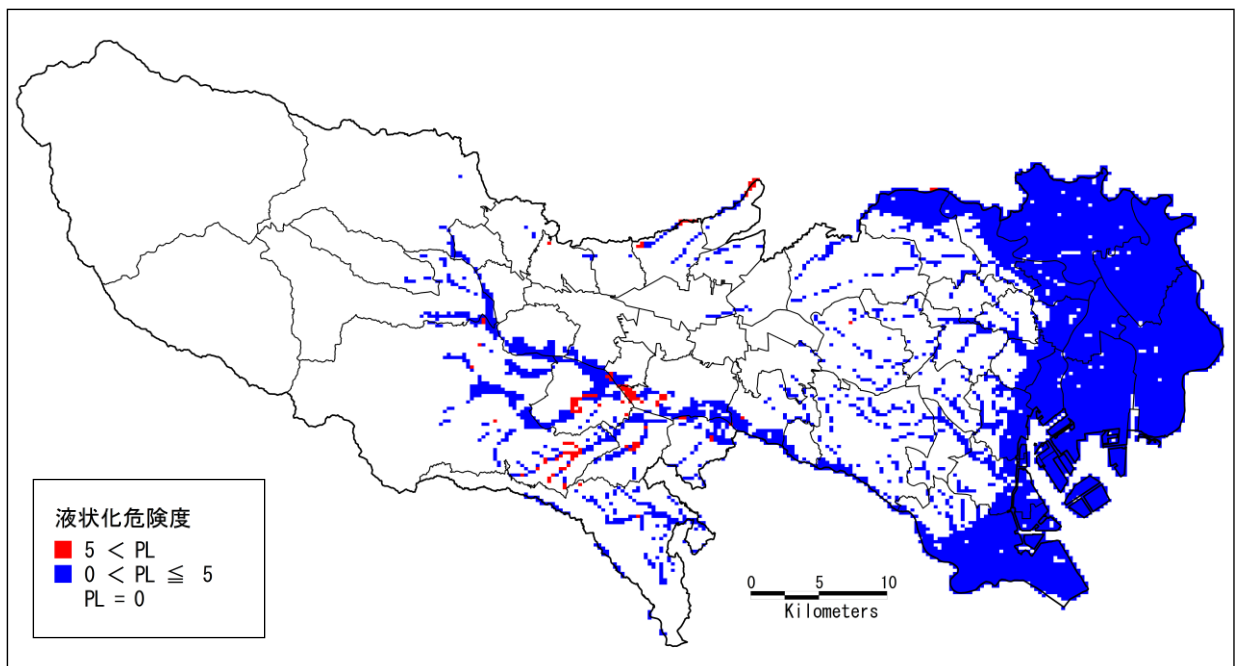
<多摩直下地震 (M7.3) の液状化危険度分布>



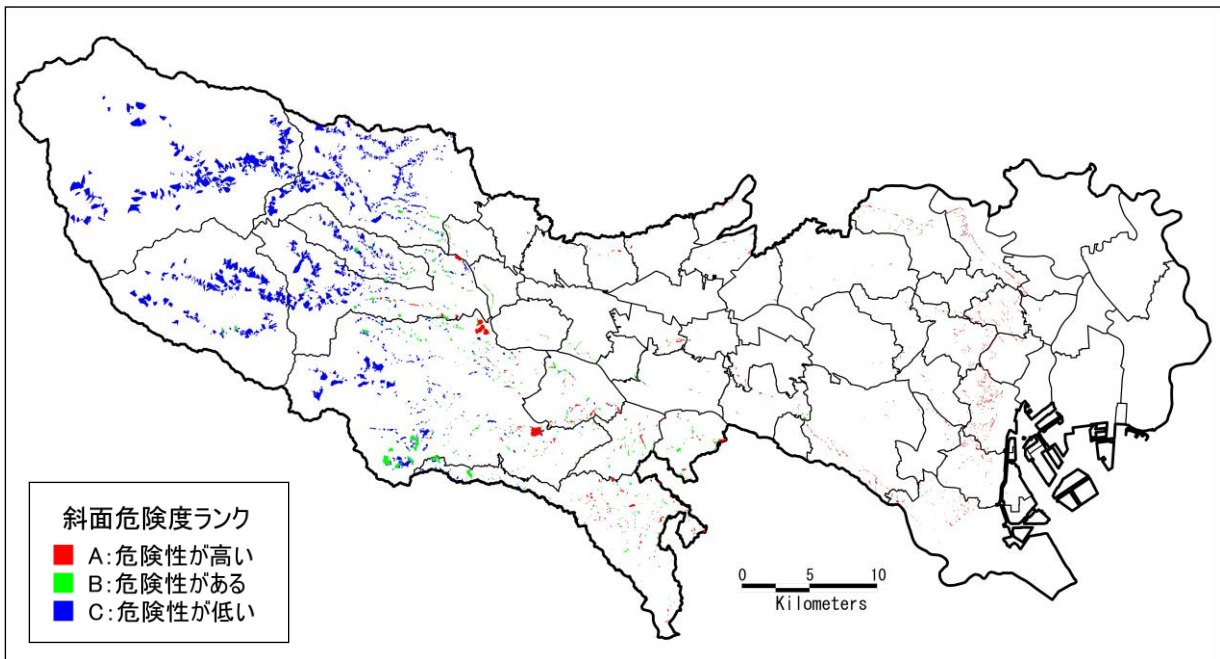
＜元禄型関東地震（M8.2）の液状化危険度分布＞



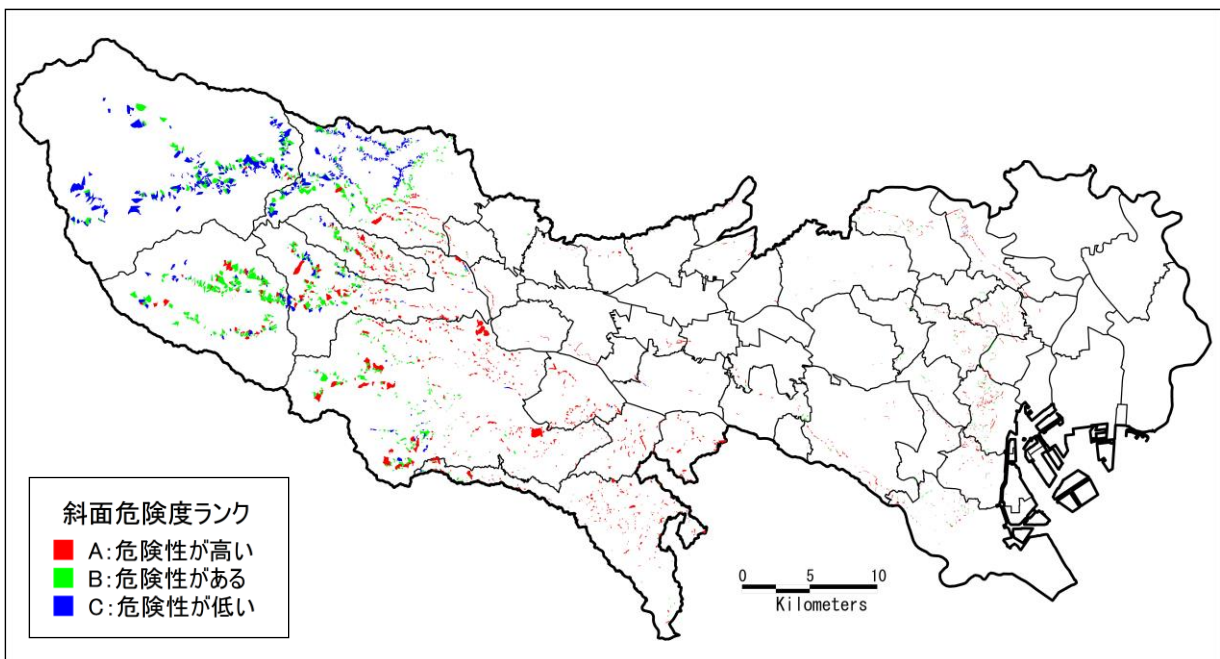
＜立川断層帯地震（M7.4）の液状化危険度分布＞



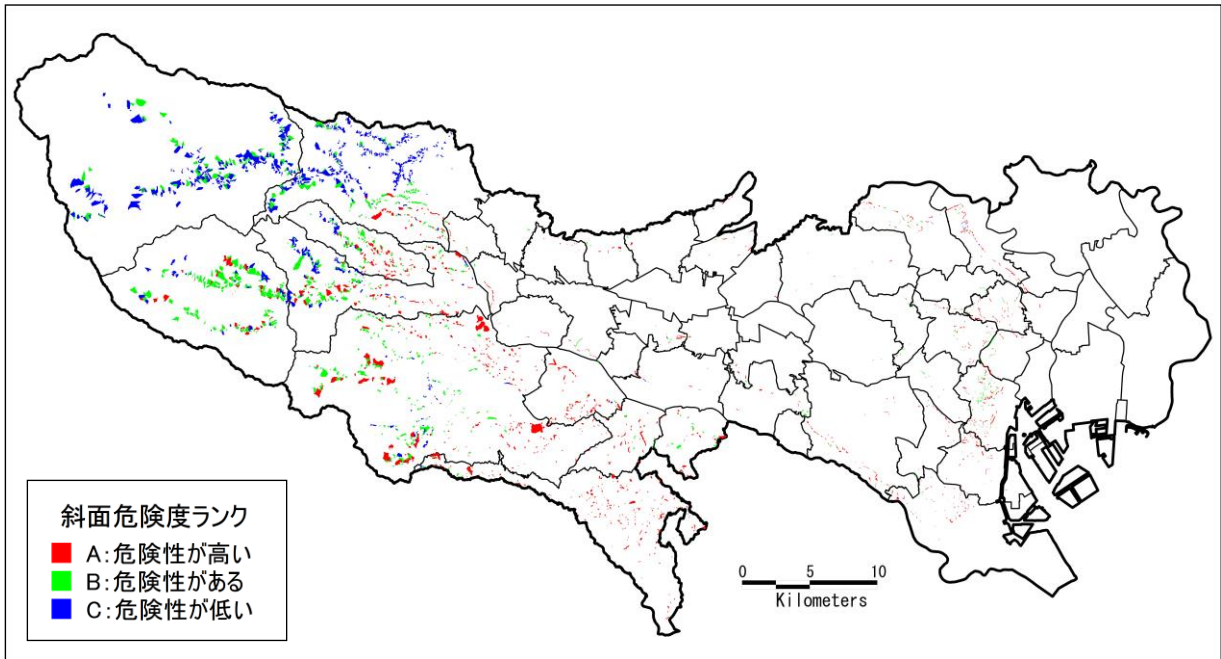
<東京湾北部地震 (M7.3) の急傾斜地崩壊危険箇所>



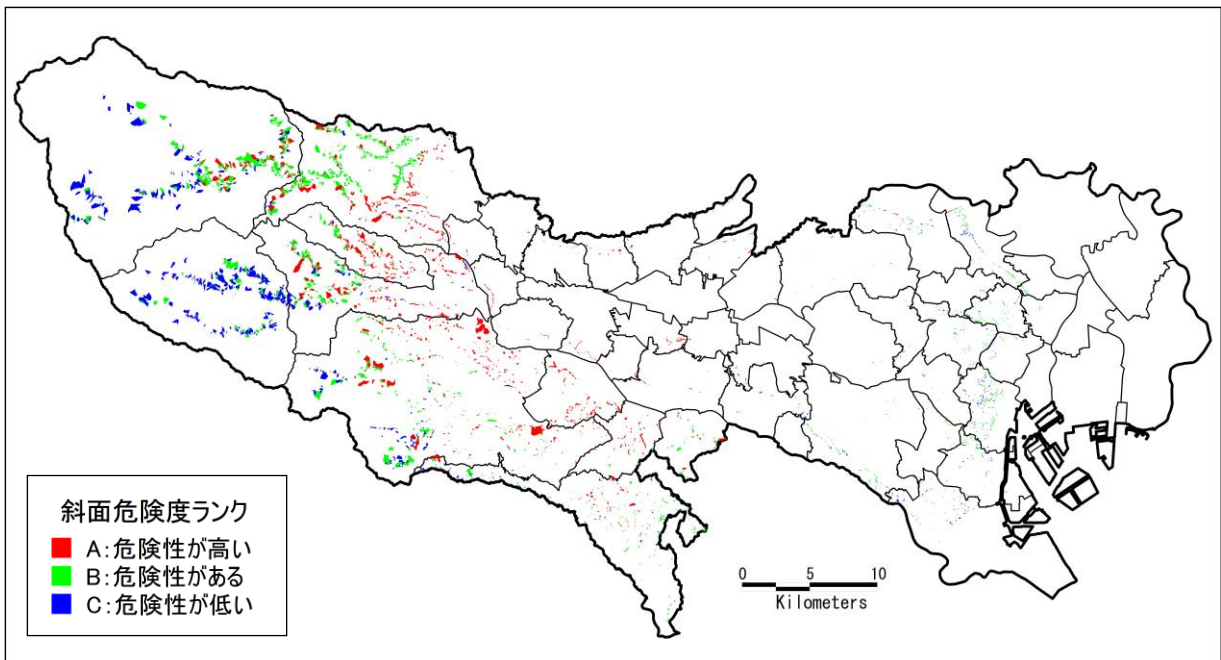
<多摩直下地震 (M7.3) の急傾斜地崩壊危険箇所>



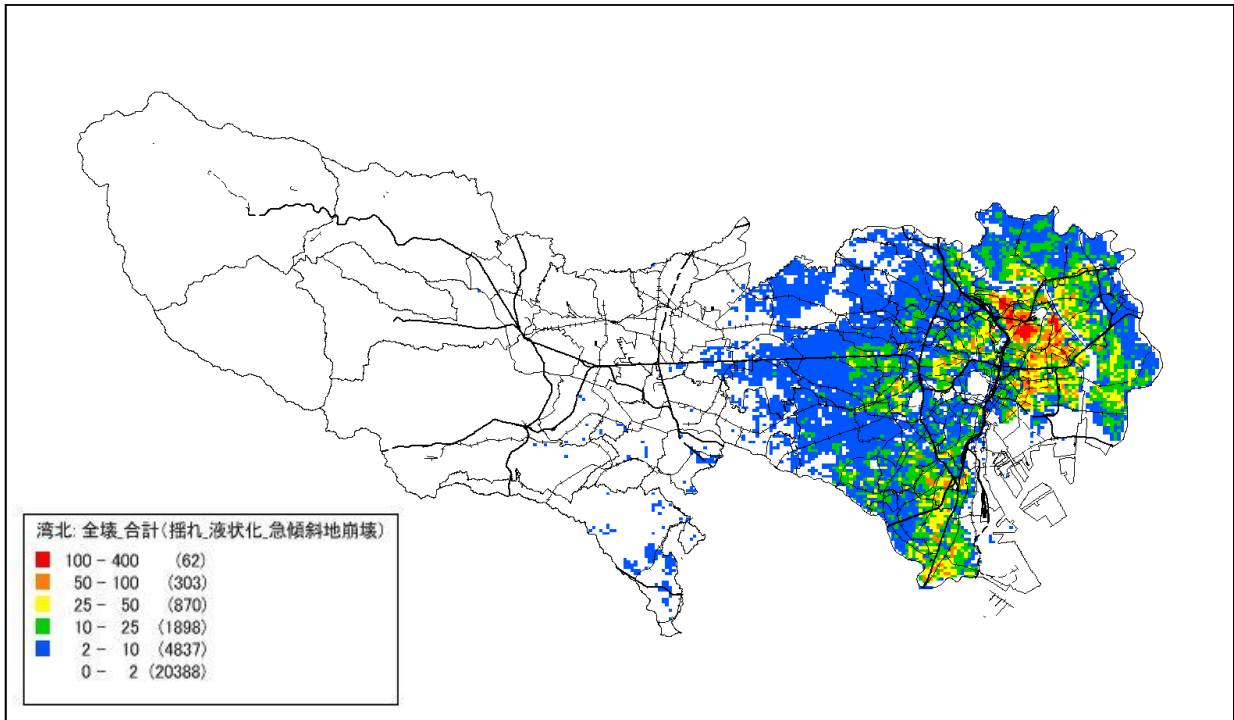
<元禄型関東地震 (M8.2) の急傾斜地崩壊危険箇所>



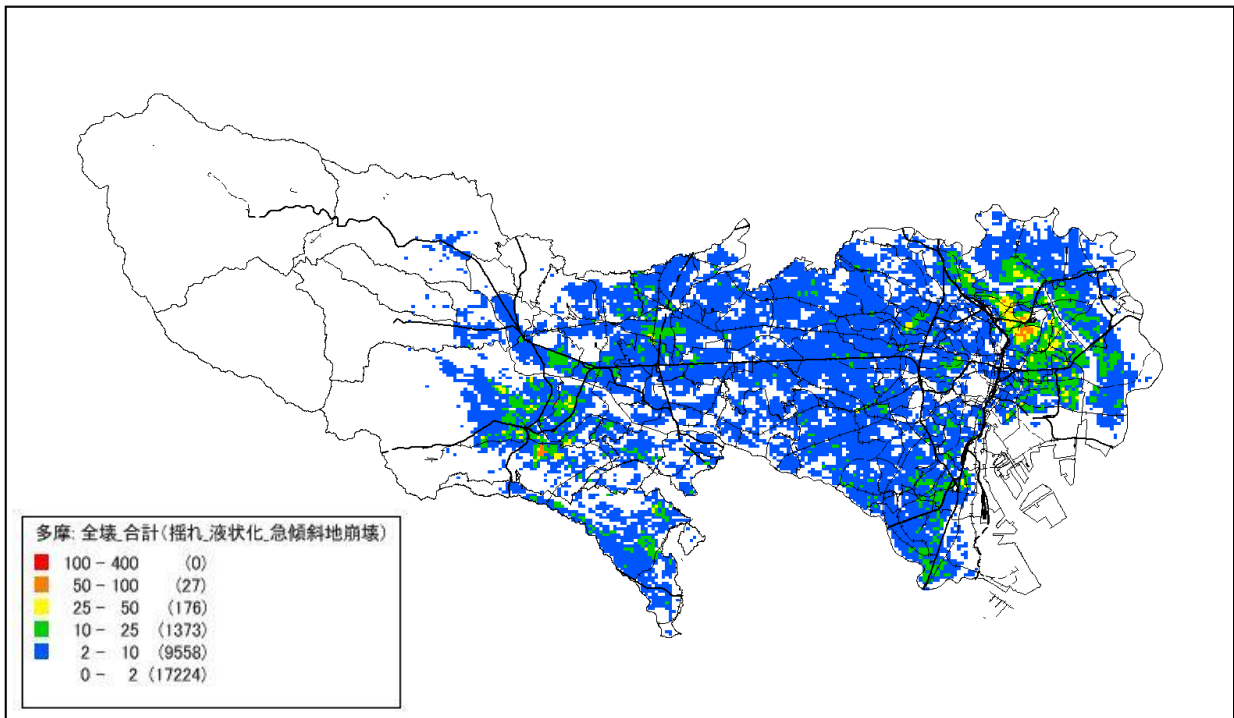
<立川断層帯地震 (M7.4) の急傾斜地崩壊危険箇所>



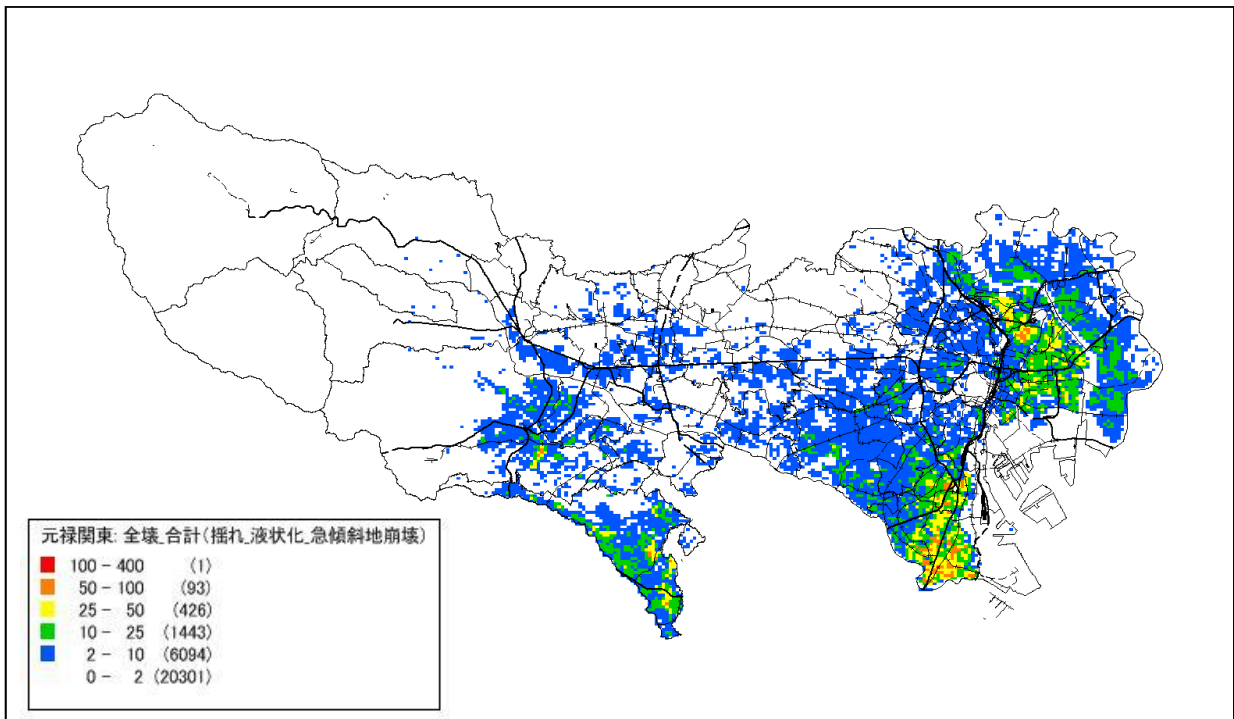
＜東京湾北部地震（M7.3）の全壊建物棟数分布＞



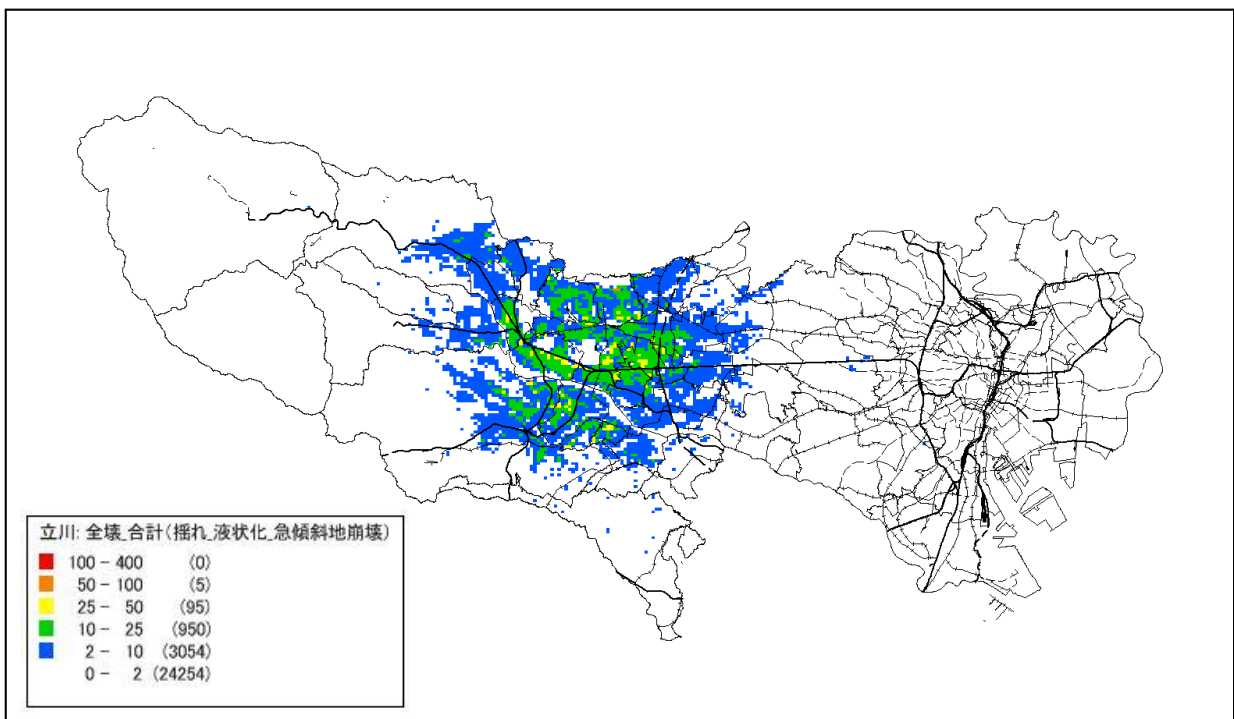
＜多摩直下地震（M7.3）の全壊建物棟数分布＞



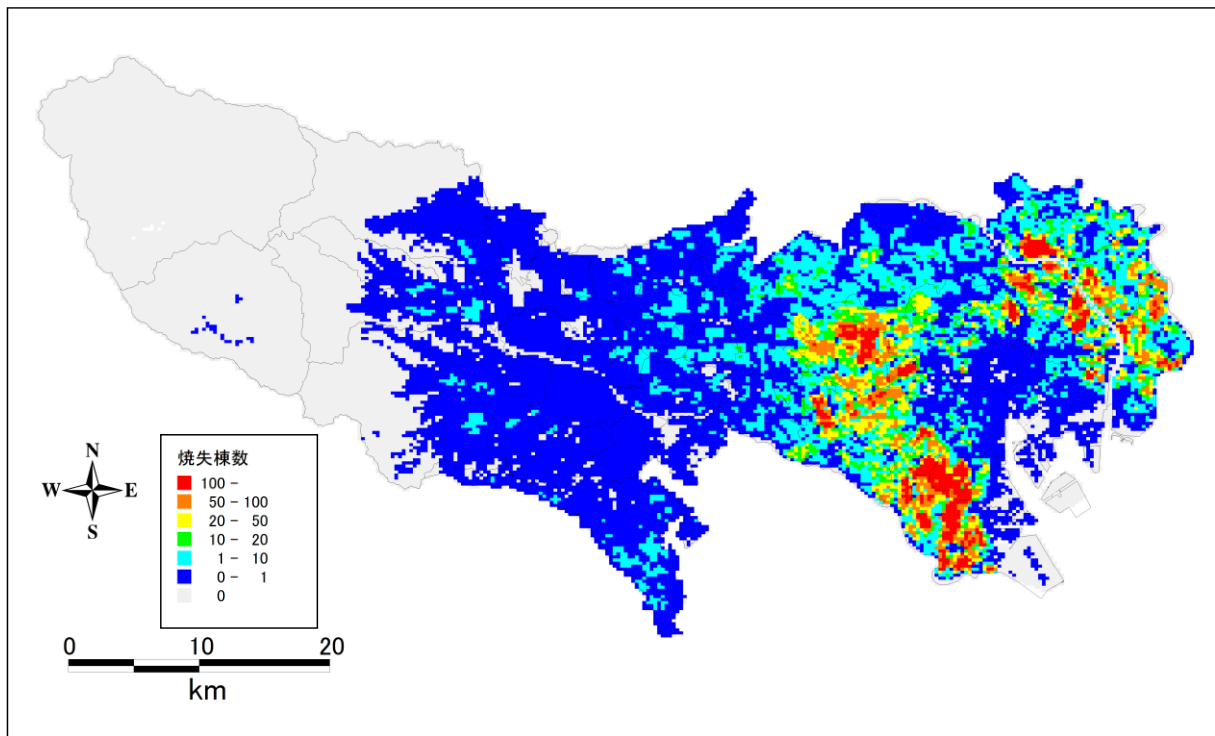
<元禄型関東地震 (M8.2) の全壊建物棟数分布>



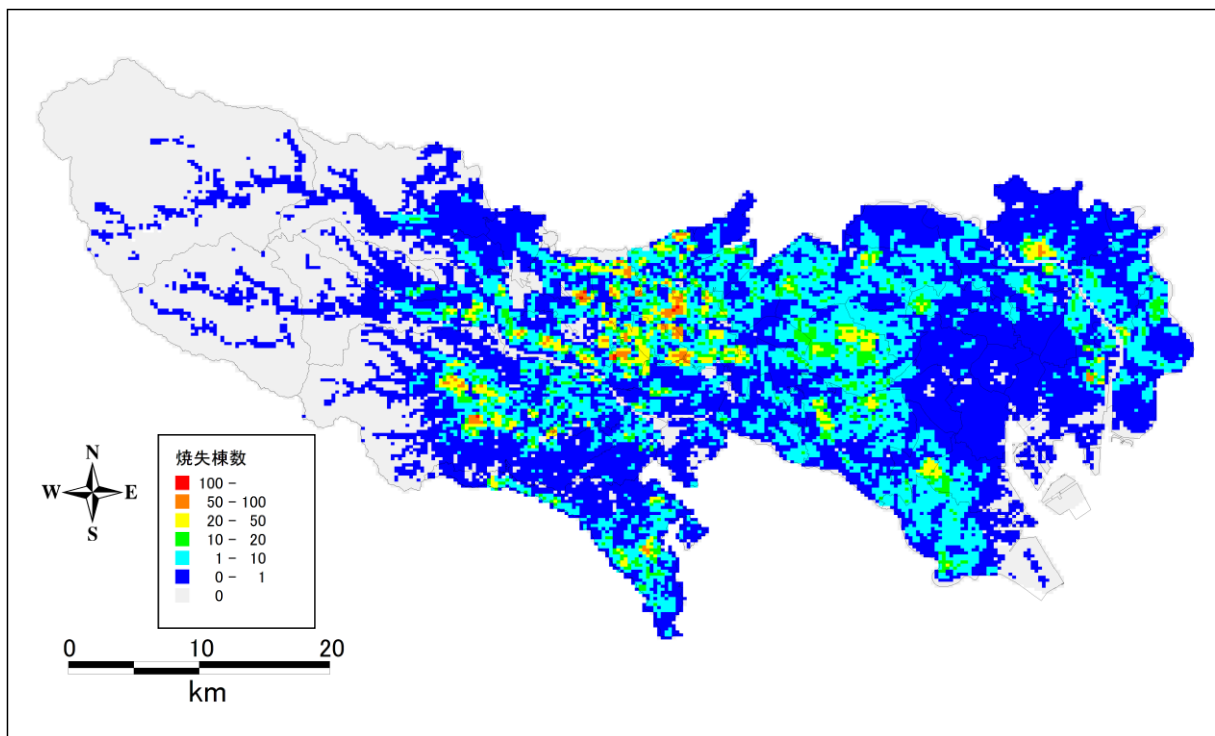
<立川断層帯地震 (M7.4) の全壊建物棟数分布>



<東京湾北部地震（M7.3）の焼失建物棟数分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）>

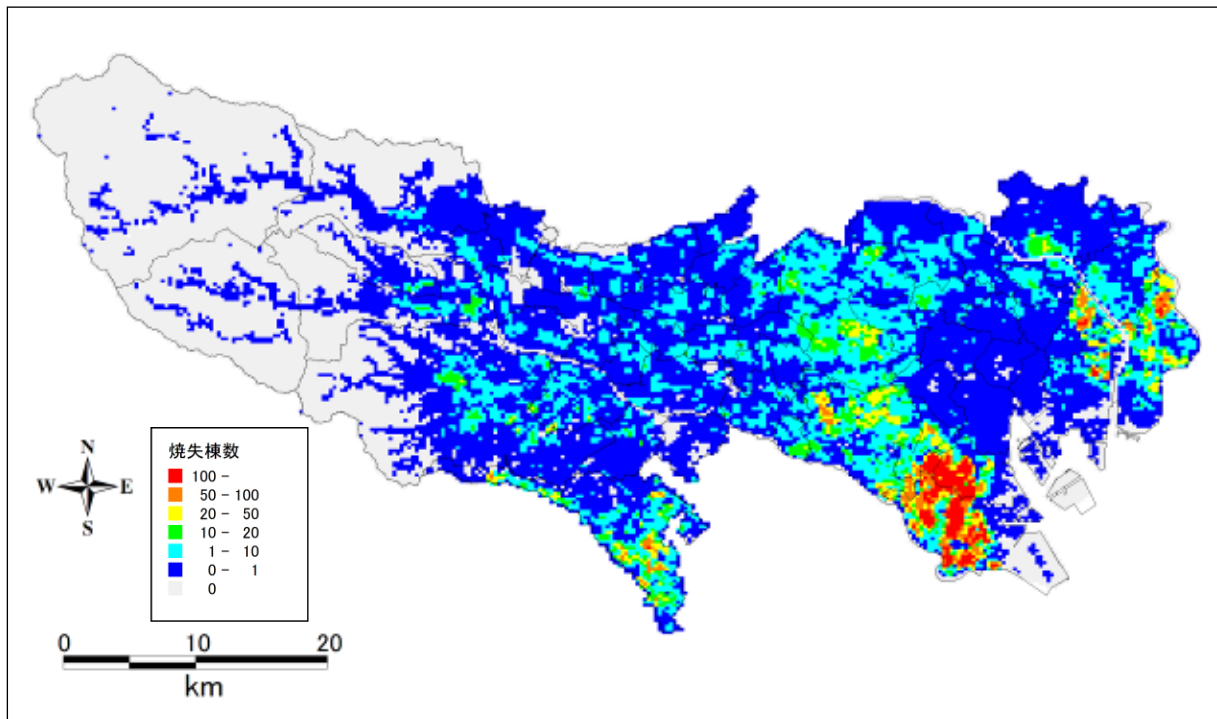


<多摩直下地震（M7.3）の焼失建物棟数分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）>

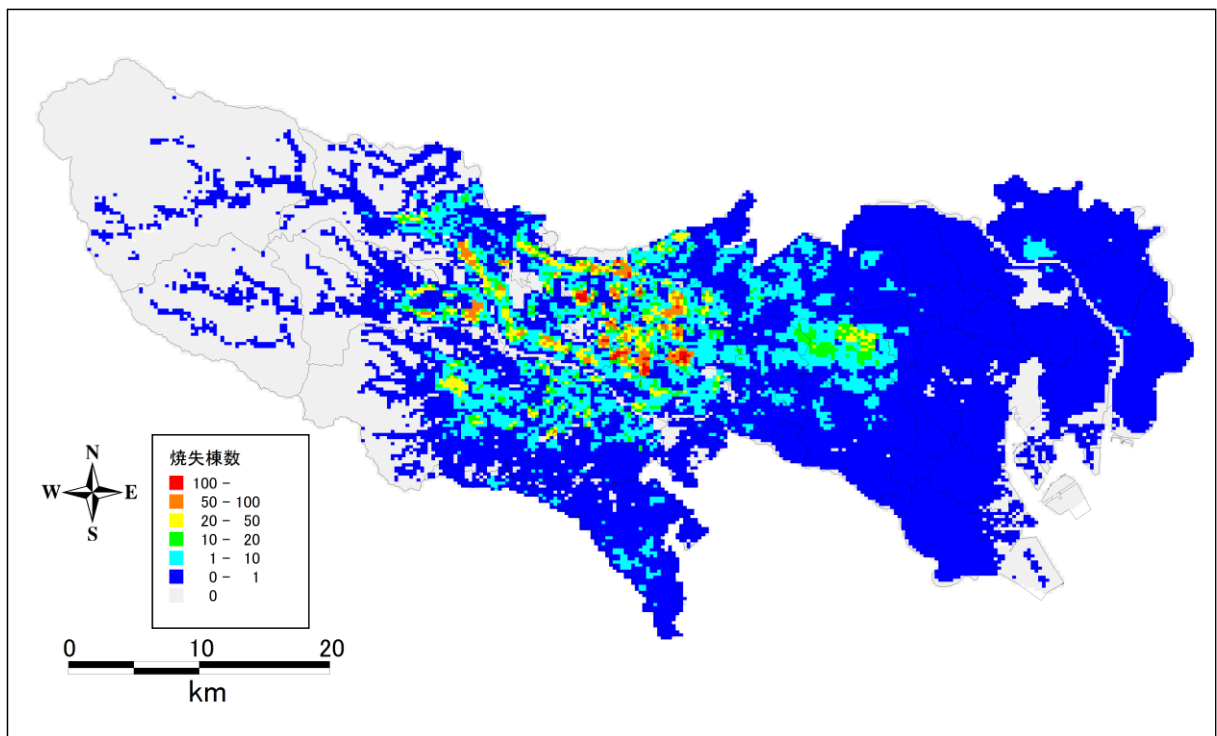




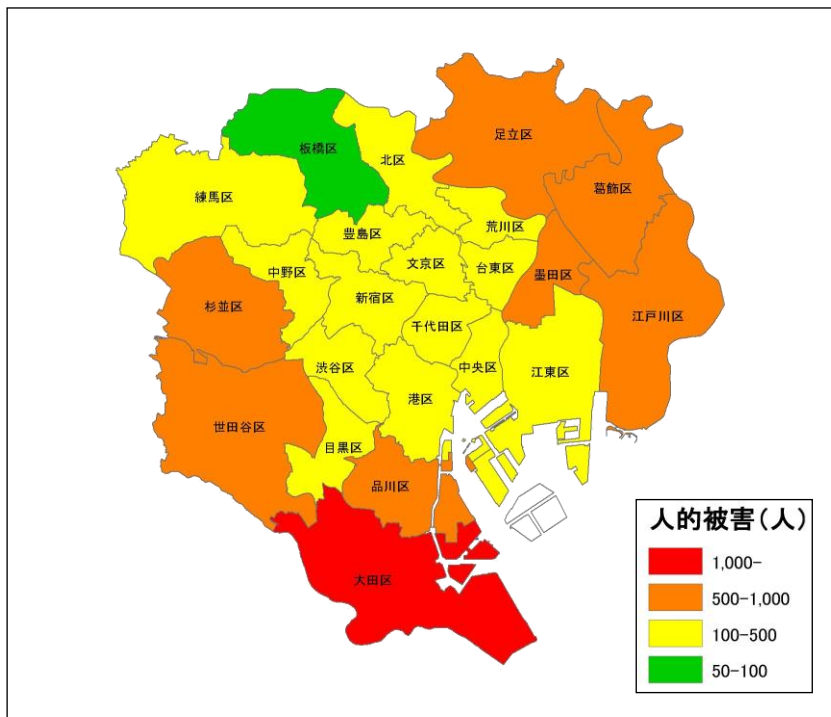
＜元禄型関東地震（M8.2）の焼失建物棟数分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）＞



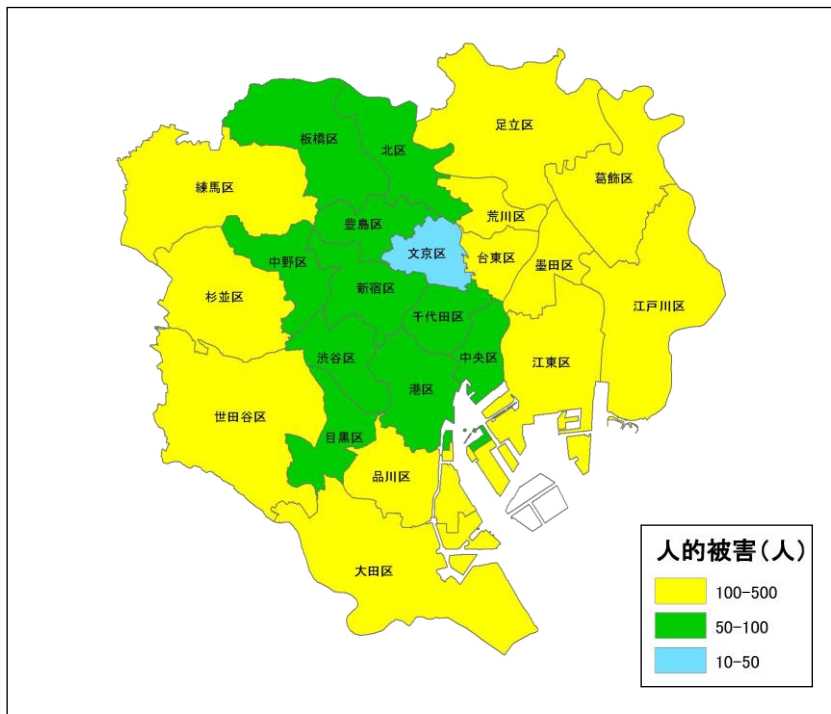
＜立川断層帯地震（M7.4）の焼失建物棟数分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）＞



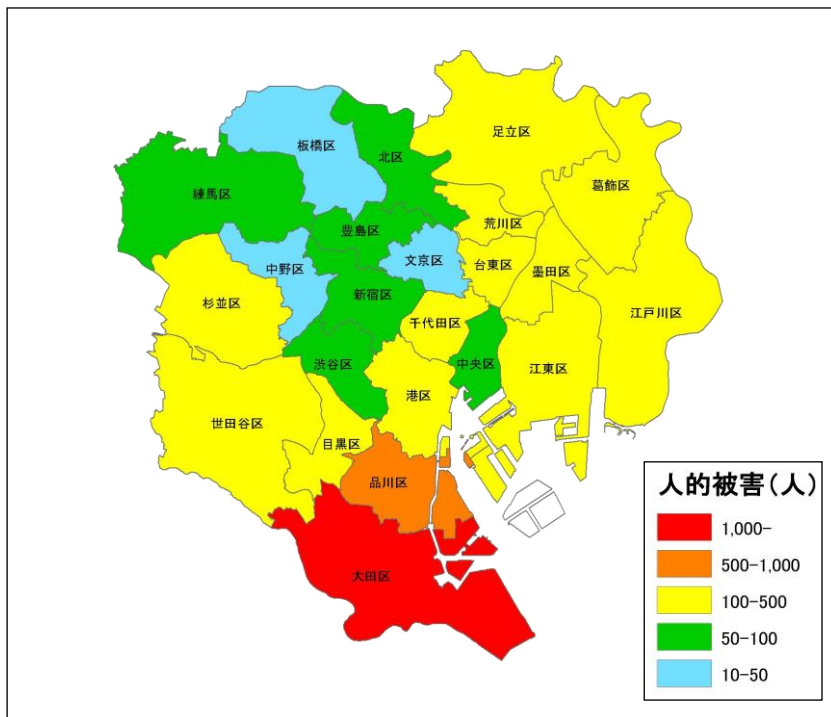
<東京湾北部地震（M7.3）の人的被害分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）>



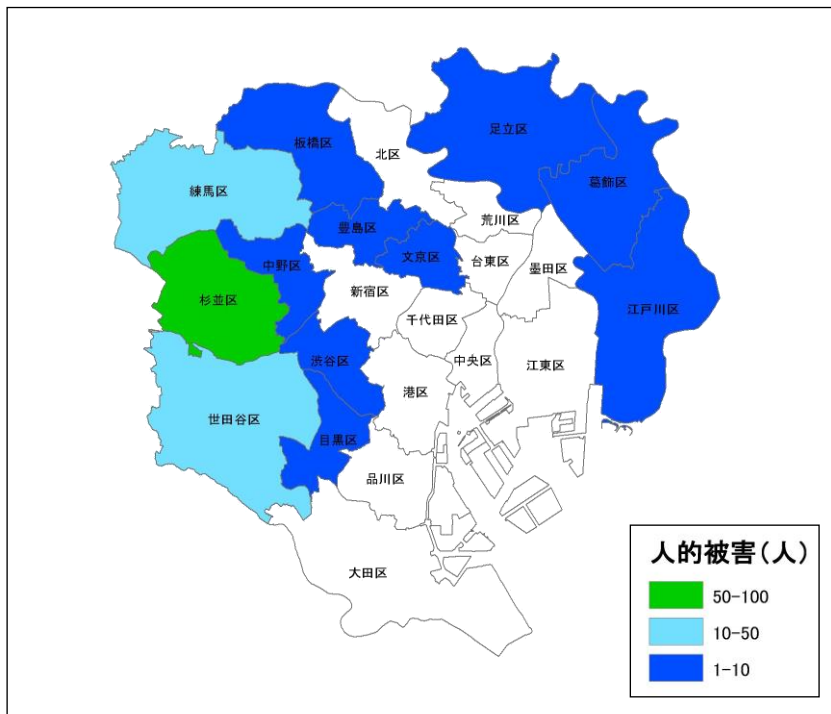
<多摩直下地震（M7.3）の人的被害分布（冬の夕方18時、風速8m/秒）>



<元禄型関東地震 (M8.2) の人的被害分布 (冬の夕方18時、風速8m/秒) >



<立川断層帯地震 (M7.4) の人的被害分布 (冬の夕方18時、風速8m/秒) >



## 第26 「首都直下地震等による東京の被害想定」における文京区の被害想定

### <東京湾北部地震（M7.3）の主な被害>

条件	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
	風速	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
震度別面積率	震度5弱以下	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	震度5強	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	震度6弱	11.9 %	11.9 %	11.9 %	11.9 %	11.9 %	11.9 %
	震度6強	88.1 %	88.1 %	88.1 %	88.1 %	88.1 %	88.1 %
	震度7	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
人的被害	死者	226 人	226 人	222 人	223 人	253 人	253 人
	ゆれ/液状化/建物被害	216 人	216 人	197 人	197 人	185 人	185 人
	急傾斜地崩壊	4 人	4 人	5 人	5 人	4 人	4 人
	火災	2 人	2 人	16 人	16 人	59 人	59 人
	ブロック塀等	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
	落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	負傷者	3,920 人	3,920 人	4,547 人	4,547 人	4,214 人	4,217 人
	(内 重傷者)	550 人	550 人	613 人	613 人	607 人	608 人
	ゆれ/液状化/建物被害	3,743 人	3,743 人	4,343 人	4,343 人	3,815 人	3,815 人
	(内 重傷者)	488 人	488 人	543 人	543 人	482 人	482 人
	急傾斜地崩壊	5 人	5 人	7 人	7 人	6 人	6 人
	(内 重傷者)	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	火災	7 人	7 人	32 人	32 人	229 人	232 人
	(内 重傷者)	2 人	2 人	9 人	9 人	64 人	65 人
	ブロック塀等	141 人	141 人	141 人	141 人	141 人	141 人
(内 重傷者)	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人	
落下物	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人	
(内 重傷者)	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	
建物被害	建物全壊	3,602 棟	3,602 棟	3,602 棟	3,602 棟	3,602 棟	3,602 棟
	ゆれ	3,543 棟	3,543 棟	3,543 棟	3,543 棟	3,543 棟	3,543 棟
	木造	3,141 棟	3,141 棟	3,141 棟	3,141 棟	3,141 棟	3,141 棟
	非木造	402 棟	402 棟	402 棟	402 棟	402 棟	402 棟
	液状化	5 棟	5 棟	5 棟	5 棟	5 棟	5 棟
	急傾斜地崩壊	54 棟	54 棟	54 棟	54 棟	54 棟	54 棟
	火災件数	7 件	7 件	13 件	13 件	22 件	22 件
	焼失棟数(全壊建物含む)	124 棟	126 棟	504 棟	507 棟	2,415 棟	2,443 棟
焼失棟数(全壊建物含まず)	114 棟	116 棟	466 棟	469 棟	2,234 棟	2,259 棟	
ライフライン	電力(停電率)	24.7 %	24.7 %	26.0 %	26.0 %	30.1 %	30.2 %
	通信(不通率)	1.3 %	1.3 %	2.6 %	2.6 %	7.5 %	7.6 %
	ガス(供給停止率)	2.3~100.0 %	2.3~100.0 %	2.3~100.0 %	2.3~100.0 %	2.3~100.0 %	2.3~100.0 %
	上水道(断水率)	38.5 %	38.5 %	38.5 %	38.5 %	38.5 %	38.5 %
	下水道(管きよ被害率)	29.6 %	29.6 %	29.6 %	29.6 %	29.6 %	29.6 %
その他被害	避難者発生数	52,895 人	52,902 人	54,366 人	54,378 人	61,758 人	61,865 人
	避難所生活者数	34,382 人	34,386 人	35,338 人	35,346 人	40,143 人	40,213 人
	帰宅困難者数	- 人	- 人	131,632 人	131,632 人	131,632 人	131,632 人
	エレベータ停止台数	254 台	254 台	256 台	256 台	266 台	267 台
	災害時要援護者死者数	102 人	102 人	57 人	57 人	81 人	81 人
	自力脱出困難者発生数	1,605 人	1,605 人	1,795 人	1,795 人	1,592 人	1,592 人
震災廃棄物	102 万t	102 万t	103 万t	103 万t	107 万t	107 万t	

※1 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

## <多摩直下地震（M7.3）の主な被害>

条件	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
震度別面積率	震度5弱以下	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	震度5強	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	震度6弱	99.5 %	99.5 %	99.5 %	99.5 %	99.5 %	99.5 %
	震度6強	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %
	震度7	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
人的被害	死者	42 人	42 人	41 人	41 人	40 人	39 人
	ゆれ/液状化/建物被害	36 人	36 人	33 人	33 人	31 人	31 人
	急傾斜地崩壊	3 人	3 人	4 人	4 人	3 人	3 人
	火災	0 人	0 人	1 人	1 人	3 人	2 人
	ブロック塀等	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	負傷者	1,534 人	1,534 人	1,684 人	1,684 人	1,528 人	1,511 人
	(内 重傷者)	118 人	118 人	133 人	133 人	126 人	121 人
	ゆれ/液状化/建物被害	1,442 人	1,442 人	1,587 人	1,587 人	1,414 人	1,414 人
	(内 重傷者)	83 人	83 人	96 人	96 人	84 人	84 人
	急傾斜地崩壊	4 人	4 人	5 人	5 人	4 人	4 人
	(内 重傷者)	2 人	2 人	3 人	3 人	2 人	2 人
	火災	1 人	1 人	4 人	4 人	22 人	6 人
	(内 重傷者)	0 人	0 人	1 人	1 人	6 人	2 人
ブロック塀等	83 人	83 人	83 人	83 人	83 人	83 人	
(内 重傷者)	32 人	32 人	32 人	32 人	32 人	32 人	
落下物	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	
(内 重傷者)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
建物被害	建物全壊	649 棟	649 棟	649 棟	649 棟	649 棟	649 棟
	ゆれ	603 棟	603 棟	603 棟	603 棟	603 棟	603 棟
	木造	521 棟	521 棟	521 棟	521 棟	521 棟	521 棟
	非木造	81 棟	81 棟	81 棟	81 棟	81 棟	81 棟
	液状化	4 棟	4 棟	4 棟	4 棟	4 棟	4 棟
	急傾斜地崩壊	42 棟	42 棟	42 棟	42 棟	42 棟	42 棟
	火災件数	1 件	1 件	2 件	2 件	4 件	4 件
	焼失棟数(全壊建物含む)	23 棟	23 棟	37 棟	38 棟	71 棟	73 棟
	焼失棟数(全壊建物含まず)	23 棟	23 棟	37 棟	38 棟	71 棟	73 棟
	ライフライン	電力(停電率)	4.8 %	4.8 %	4.9 %	4.9 %	5.0 %
通信(不通率)	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.4 %	0.4 %	
ガス(供給停止率)	0.0~2.3 %	0.0~100.0 %	0.0~2.3 %	0.0~100.0 %	0.0~2.3 %	0.0~2.3 %	
上水道(断水率)	21.4 %	37.8 %	21.4 %	37.8 %	21.4 %	21.4 %	
下水道(管きよ被害率)	24.8 %	24.7 %	24.8 %	24.7 %	24.8 %	24.8 %	
その他被害	避難者発生数	25,479 人	25,481 人	25,539 人	25,543 人	25,678 人	25,687 人
	避難所生活者数	16,561 人	16,563 人	16,600 人	16,603 人	16,691 人	16,696 人
	帰宅困難者数	- 人	- 人	131,632 人	131,632 人	131,632 人	131,632 人
	エレベータ停止台数	134 台	134 台	134 台	134 台	134 台	134 台
	災害時要援護者死者数	19 人	19 人	11 人	11 人	13 人	13 人
	自力脱出困難者発生数	273 人	273 人	318 人	318 人	279 人	279 人
	震災廃棄物	37 万t	37 万t	37 万t	37 万t	37 万t	37 万t

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

## <元禄型関東地震（M8.2）の主な被害>

条件	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
震度別面積率	震度5弱以下	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	震度5強	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	震度6弱	99.7 %	99.7 %	99.7 %	99.7 %	99.7 %	99.7 %
	震度6強	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %
	震度7	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
人的被害	死者	47 人	47 人	46 人	46 人	43 人	43 人
	ゆれ/液状化/建物被害	41 人	41 人	37 人	37 人	35 人	35 人
	急傾斜地崩壊	3 人	3 人	4 人	4 人	3 人	3 人
	火災	0 人	0 人	1 人	1 人	2 人	2 人
	ブロック塀等	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	負傷者	1,676 人	1,676 人	1,828 人	1,828 人	1,643 人	1,643 人
	(内 重傷者)	130 人	130 人	145 人	145 人	132 人	132 人
	ゆれ/液状化/建物被害	1,581 人	1,581 人	1,729 人	1,729 人	1,543 人	1,543 人
	(内 重傷者)	94 人	94 人	107 人	107 人	95 人	95 人
	急傾斜地崩壊	4 人	4 人	5 人	5 人	4 人	4 人
	(内 重傷者)	2 人	2 人	3 人	3 人	2 人	2 人
	火災	1 人	1 人	4 人	4 人	6 人	6 人
	(内 重傷者)	0 人	0 人	1 人	1 人	2 人	2 人
ブロック塀等	85 人	85 人	85 人	85 人	85 人	85 人	
(内 重傷者)	33 人	33 人	33 人	33 人	33 人	33 人	
落下物	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	
(内 重傷者)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	
建物被害	建物全壊	726 棟	726 棟	726 棟	726 棟	726 棟	726 棟
	ゆれ	681 棟	681 棟	681 棟	681 棟	681 棟	681 棟
	木造	593 棟	593 棟	593 棟	593 棟	593 棟	593 棟
	非木造	88 棟	88 棟	88 棟	88 棟	88 棟	88 棟
	液状化	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟
	急傾斜地崩壊	42 棟	42 棟	42 棟	42 棟	42 棟	42 棟
	火災件数	1 件	1 件	2 件	2 件	4 件	4 件
	焼失棟数(全壊建物含む)	25 棟	25 棟	39 棟	40 棟	73 棟	75 棟
焼失棟数(全壊建物含まず)	24 棟	25 棟	39 棟	40 棟	72 棟	74 棟	
ライフライン	電力(停電率)	5.5 %	5.5 %	5.6 %	5.6 %	5.7 %	5.7 %
	通信(不通率)	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.3 %	0.4 %	0.4 %
	ガス(供給停止率)	0.0~2.3 %	0.0~2.3 %	0.0~2.3 %	0.0~2.3 %	0.0~2.3 %	0.0~2.3 %
	上水道(断水率)	37.2 %	37.2 %	37.2 %	37.2 %	37.2 %	37.2 %
	下水道(管きよ被害率)	24.7 %	24.7 %	24.7 %	24.7 %	24.7 %	24.7 %
その他被害	避難者発生数	35,709 人	35,711 人	35,766 人	35,770 人	35,898 人	35,906 人
	避難所生活者数	23,211 人	23,212 人	23,248 人	23,250 人	23,334 人	23,339 人
	帰宅困難者数	- 人	- 人	131,632 人	131,632 人	131,632 人	131,632 人
	エレベータ停止台数	136 台	136 台	137 台	137 台	137 台	137 台
	災害時要援護者死者数	21 人	21 人	11 人	11 人	14 人	14 人
	自力脱出困難者発生数	308 人	308 人	355 人	355 人	313 人	313 人
	震災廃棄物	39 万t	39 万t	39 万t	39 万t	39 万t	39 万t

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

## <立川断層帯地震（M7.4）の主な被害>

条件	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時	
		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
震度別面積率	震度5弱以下	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	震度5強	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	震度6弱	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	震度6強	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	震度7	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
人的被害	死者	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	ゆれ/液状化/建物被害	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	ブロック塀等	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	負傷者	75 人	75 人	92 人	92 人	82 人	82 人
	(内 重傷者)	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	ゆれ/液状化/建物被害	50 人	50 人	67 人	67 人	57 人	57 人
	(内 重傷者)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	急傾斜地崩壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	(内 重傷者)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	火災	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	(内 重傷者)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
ブロック塀等	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人	24 人	
(内 重傷者)	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人	
落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
(内 重傷者)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
建物被害	建物全壊	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟
	ゆれ	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	木造	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	非木造	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	液状化	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
	急傾斜地崩壊	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟	3 棟
	火災件数	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件
	焼失棟数(全壊建物含む)	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	3 棟	3 棟
焼失棟数(全壊建物含まず)	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	3 棟	3 棟	
ライフライン	電力(停電率)	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	通信(不通率)	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
	ガス(供給停止率)	0.0~0.0 %	0.0~0.0 %	0.0~0.0 %	0.0~0.0 %	0.0~0.0 %	0.0~0.0 %
	上水道(断水率)	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %
	下水道(管きよ被害率)	19.6 %	19.6 %	19.6 %	19.6 %	19.6 %	19.6 %
その他被害	避難者発生数	742 人	742 人	745 人	745 人	752 人	753 人
	避難所生活者数	482 人	482 人	484 人	484 人	489 人	489 人
	帰宅困難者数	- 人	- 人	131,632 人	131,632 人	131,632 人	131,632 人
	エレベータ停止台数	62 台	62 台	62 台	62 台	62 台	62 台
	災害時要援護者死者数	1 人	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人
	自力脱出困難者発生数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	震災廃棄物	2 万t	2 万t	2 万t	2 万t	2 万t	2 万t

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

※2 ゆれ液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。

## 第27 文京区地域危険度一覧表

町名	町丁目	建物倒壊 危険度	火災 危険度	災害時活動 困難度	総合 危険度
大塚	一丁目	1	1	3	1
大塚	二丁目	1	1	3	2
大塚	三丁目	1	1	1	1
大塚	四丁目	3	3	2	3
大塚	五丁目	2	2	3	3
大塚	六丁目	3	4	4	4
音羽	一丁目	2	1	2	2
音羽	二丁目	2	1	2	2
春日	一丁目	1	1	1	1
春日	二丁目	1	1	2	2
小石川	一丁目	2	1	1	2
小石川	二丁目	2	2	2	2
小石川	三丁目	2	2	3	3
小石川	四丁目	1	1	2	2
小石川	五丁目	2	1	1	1
後楽	一丁目	1	1	1	1
後楽	二丁目	2	2	1	2
小日向	一丁目	2	1	4	2
小日向	二丁目	2	2	4	3
小日向	三丁目	3	2	5	4
小日向	四丁目	2	1	2	2
水道	一丁目	2	1	2	2
水道	二丁目	3	2	1	2
関口	一丁目	2	1	1	2
関口	二丁目	1	1	3	1
関口	三丁目	1	1	2	1
千石	一丁目	3	3	3	3
千石	二丁目	2	2	3	3
千石	三丁目	2	2	2	2
千石	四丁目	3	3	1	2
千駄木	一丁目	2	3	3	3
千駄木	二丁目	3	3	3	4
千駄木	三丁目	3	3	2	3
千駄木	四丁目	3	3	1	2
千駄木	五丁目	3	4	3	4
西片	一丁目	2	1	2	2
西片	二丁目	2	2	3	3
根津	一丁目	2	2	2	2
根津	二丁目	4	4	2	4
白山	一丁目	3	2	2	3
白山	二丁目	2	2	2	3
白山	三丁目	3	2	3	3
白山	四丁目	2	3	4	3
白山	五丁目	2	1	2	2



町名	町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	災害時活動困難度	総合危険度
本駒込	一丁目	2	2	2	3
本駒込	二丁目	2	2	3	3
本駒込	三丁目	2	2	2	3
本駒込	四丁目	2	2	1	1
本駒込	五丁目	2	2	1	1
本駒込	六丁目	1	1	1	1
本郷	一丁目	1	1	1	1
本郷	二丁目	2	1	1	1
本郷	三丁目	1	1	1	1
本郷	四丁目	2	2	1	2
本郷	五丁目	2	2	2	3
本郷	六丁目	2	2	2	3
本郷	七丁目	1	1	2	1
向丘	一丁目	2	2	2	3
向丘	二丁目	2	2	2	2
目白台	一丁目	1	2	3	2
目白台	二丁目	2	3	2	2
目白台	三丁目	2	2	3	3
弥生	一丁目	1	2	1	1
弥生	二丁目	1	1	2	2
湯島	一丁目	1	1	1	1
湯島	二丁目	2	1	1	1
湯島	三丁目	2	1	1	1
湯島	四丁目	1	1	2	2

#### <建物倒壊危険度>

地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したものが「建物倒壊危険度」である。

建物倒壊危険度は、地域の建物の種別と地盤分類により測定している。

#### <火災危険度>

地震が起こると、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性があります。その危険性の度合いを測定したものが「火災危険度」である。

火災危険度は、出火の危険性と延焼の危険性をもとに測定している。

#### <災害時活動困難度>

災害時の活動のしやすさ（困難さ）を、地域の道路網の稠密さや広い道路の多さなど、道路基盤の整備状況から評価したものが「災害時活動困難度」である。

#### <総合危険度>

地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を1つの指標にまとめたものが「総合危険度」である。

## 第28 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧表

(平成30年10月1日現在)

区域の所在地		土砂災害の発生原因となる自然災害の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	備考
文京区	大塚5丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	
			○	○	
	大塚2丁目		○	×	所在地の一部は、音羽二丁目。
	大塚1丁目		○	○	所在地の一部は、大塚一丁目・音羽一丁目・音羽二丁目。
	大塚1丁目		○	○	所在地の一部は、大塚二丁目。
	目白台1丁目		○	○	
	関口2丁目		○	○	
			○	○	
	音羽1丁目		○	○	
	小日向1丁目		○	○	所在地の一部は、春日二丁目。
	千駄木3丁目		○	×	
	弥生2丁目		○	×	所在地の一部は、弥生一丁目。
	湯島3丁目		○	○	
	本郷1丁目		○	×	

※ ○印は区域が存在することを表す。×印は区域が存在しないことを表す。

※2 詳細については、地図4を参照

## 第29 急傾斜地危険箇所一覧表

### <自然斜面> (12か所)

番号	がけの位置	延長 (m)	急傾斜度 (度)	高さ (m)
1	大塚 5-40	90	50	7
2	〃 5-20	95	45	7
3	目白台 1-18	48	30	6
4	〃 1-20	83	35	11
5	関口 2-10	210	45	10
6	春日 2-8	75	45	6
7	白山 2-3	135	45	8
8	〃 5-7	276	35	5
9	西片 2-7	71	45	6
10	千駄木 1-11	194	35	8
11	弥生 2-20	174	45	8
12	〃 2-11	144	55	12

### <人工斜面> (36か所)

番号	がけの位置	延長 (m)	急傾斜度 (度)	高さ (m)
1	西片 2-14	132	85	7
2	小日向 2-17	112	60	13
3	目白台 1-8	107	85	6
4	〃 3-26	41	80	7
5	関口 2-1	378	30	19
6	大塚 1-10	228	80	6
7	〃 2-3	129	70	11
8	〃 5-16	152	90	6
9	音羽 1-10	57	85	5
10	〃 1-6	132	80	6
11	小日向 2-22	99	85	7
12	〃 2-16	78	80	6
13	春日 1-9	137	85	7
14	〃 2-4	203	85	6
15	〃 2-21	117	85	7
16	〃 2-16	75	50	10
17	千石 2-16	261	80	10
18	小石川 2-19	81	60	10
19	〃 3-17	119	45	7
20	白山 1-34	216	85	6
21	〃 2-19~20	125	85	8
22	〃 5-24	125	85	5
23	本郷 1-1~3	113	85	6
24	〃 1-5	123	85	8
25	〃 1-33	176	85	7

番号	がけの位置	延長 (m)	急傾斜度 (度)	高さ (m)
26	本郷 6-12	110	85	6
27	西片 1-13~14	189	60	10
28	千駄木 2-19	201	85	8
29	〃 3-4	95	30	6
30	〃 3-11	113	85	8
31	湯島 3-5	189	80	8
32	〃 3-19	134	85	8
33	〃 3-28	41	85	5
34	春日 2-13	92	80	7
35	千駄木 3-2	39	80	5
36	大塚 一丁目	110	42	8

\*危険箇所とは下記の条件（国土交通省基準）を満たす箇所を網羅的にリストアップしたものです。

- ① がけ地の傾斜度が30度以上であること。
- ② がけ地の高さが5m以上であること。
- ③ 周辺に人家が5戸以上または公共建物があること。

### 第30 東京都水防計画に基づく水防上注意を要する箇所

#### <洪水、高潮、堤防・護岸の強さ>

	河川名	左右岸	位置(目標)	陸閘(m)	所管事務所
1	神田川	右	新宿区新小川町～水道町(隆慶橋～石切橋)	100 陸閘5箇所	三建
2	神田川	左	文京区後楽二丁目～水道二丁目(隆慶橋～華水橋)	160 陸閘8箇所	六建
3	神田川	右	文京区関口一丁目(古川橋～華水橋)	60 陸閘3箇所	六建

#### <工事施工>

	河川名	左右岸	位置(目標)	延長(m)	所管事務所
1	神田川	右	新宿区新小川町(白鳥橋下流)	70	六建

第31 文京区水害ハザードマップ



第32 神田川洪水ハザードマップ





第33 文京区土砂災害ハザードマップ



### **3 施設・設備関係**



## 第34 耐震改修促進税制の内容

### 1 所得税の特別控除

条 件	平成33年12月31日までに自己の住宅を耐震改修した場合
控除の内容	耐震改修に係る耐震改修工事の標準的な費用の10%（上限25万円）を控除
控除を受けられる家屋の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和56年5月31日以前に建築された家屋であって、自己の居住の用に供するものであること</li> <li>・ 耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること</li> </ul>
耐震改修証明書等の発行	地方公共団体、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅性能評価機関
手続き	証明書等を添付して税務署へ確定申告を行う

### 2 固定資産税の減額措置

条件	平成32年3月31日までの間に耐震改修が完了した場合
減額の内容	<p>耐震改修が完了した日に応じ、当該完了日の属する翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日の場合には、同日）を賦課期日とする年度から下記の年度分に限り固定資産税額の全額が減免される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修完了期間が平成20年1月2日～平成21年12月31日の場合は、減額期間3年間</li> <li>・ 改修完了期間が平成22年1月1日～平成24年12月31日の場合は、減額期間2年間</li> <li>・ 改修完了期間が平成25年1月1日～平成32年12月31日の場合は、減額期間1年間</li> </ul>
減額を受けられる家屋の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和57年1月1日以前から所在する住宅</li> <li>・ 平成20年1月2日から平成32年3月31日までの間に耐震改修が完了していること</li> <li>・ 居住部分の割合が当該家屋の1/2以上あること</li> <li>・ 耐震改修に要した費用が1戸あたり50万円を超えていること</li> </ul>
耐震改修証明書等の発行	地方公共団体、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、住宅性能評価機関
手続き	耐震改修が完了した日から3か月以内に、証明書等を添付して都税事務所に申請する

## 第35 危険物製造所等一覧表

(平成30年10月1日現在)

	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所					製 造 所 等 合 計	
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所			販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所		
									営 業 所	自 動 車	家 用 鉄 道				船 舶 航 空 機
小石川消防署	0	11	0	0	13	26	0	0	7	1	0	0	3	23	84
本郷消防署	0	24	0	0	5	29	0	0	6	2	0	0	2	29	97

## 第36 放射性物質関係施設

(平成30年10月1日現在)

区分 管轄	教育機関	研究機関	医療機関	その他の機関	計
小石川消防署	2	1	0	0	3
本郷消防署	9	8	8	0	25
計	11	9	8	0	28

## 第37 毒劇物製造業・同輸入業・同販売業及び業務取扱者（めっき業）一覧表

(平成30年10月1日現在)

区 分	製造業	輸入業	販売業	めっき業	計
小石川	0	0	0	1	1
本郷	0	0	0	0	0

## 第38 区設貯水槽一覧表

	容 量	名 称	所 在 地	備 考
1	350m <sup>3</sup>	教育の森公園	大 塚 5 - 29	
1	100m <sup>3</sup>	目白台運動公園	目白台 1 - 20	井戸水循環式
1	40m <sup>3</sup>	本郷五丁目児童遊園	本 郷 5 - 22	
2	〃	千駄木三丁目第二児童遊園	千駄木 3 - 12	
3	〃	千石四丁目児童遊園	千 石 4 - 40	
4	〃	白山五丁目児童遊園	白 山 5 - 12	
5	〃	西片二丁目児童遊園	西 片 2 - 19	
6	〃	白山一丁目児童遊園	白 山 1 - 29	
7	〃	本駒込一丁目第二児童遊園	本駒込 1 - 16	
8	〃	根津二丁目児童遊園	根 津 2 - 22	
9	〃	丸山新町公園	白 山 1 - 27	
10	〃	白山二丁目第二児童遊園	白 山 2 - 25	
11	〃	根津二丁目第二児童遊園	根 津 2 - 13	
12	〃	千駄木児童遊園	千駄木 5 - 17	
13	〃	森川町児童遊園	本 郷 6 - 10	
14	〃	水道一丁目児童遊園	水 道 1 - 6	
15	〃	関口三丁目公園	関 口 3 - 2	
16	〃	向丘一丁目児童遊園	向 丘 1 - 10	
17	〃	千石一丁目児童遊園	千 石 1 - 24	
18	〃	後楽公園	後 楽 1 - 6	水道水循環式
19	〃	六義公園	本駒込 6 - 16	水道水循環式
20	〃	神明都電車庫前跡公園	本駒込 4 - 35	
21	〃	大塚公園	大 塚 4 - 49	水道水循環式
22	〃	新江戸川公園	目白台 1 - 1	井戸水循環式
23	〃	駒込公園	本駒込 3 - 18	
24	〃	文京宮下公園	千 石 4 - 23	
25	〃	新大塚公園	大 塚 1 - 8	
26	〃	林町児童遊園	千 石 1 - 6	
27	〃	小石川四丁目児童遊園	小石川 4 - 13	
28	〃	江戸川公園	関 口 2 - 1	井戸水循環式
29	〃	千駄木公園	千駄木 5 - 43	
30	〃	白山二丁目児童遊園	白 山 2 - 7	
31	〃	関口一丁目児童遊園	関 口 1 - 9	
1	20m <sup>3</sup>	須藤公園	千駄木 3 - 4	

## 第39 区有井戸一覧表

(平成30年10月1日現在)

番号	場所	住所	備考
1	大塚公園	大塚4-49	
2	ポポー広場	大塚5-13	
3	大塚5丁目児童遊園	大塚5-16	
4	えのき広場	大塚6-19	
5	ひょうたん広場	大塚6-33	
6	江戸川公園	関口2-1	
7	新江戸川公園	目白台1-1	
8	目白台運動公園	目白台1-20	

番号	場所	住所	備考
9	清和公園	本郷4-22	
10	大塚五丁目児童遊園	本郷5-22	
11	須藤公園	千駄木3-4	
12	団子坂上広場	千駄木5-4	
13	駕籠町公園	本駒込2-10	
14	神明車庫跡公園	本駒込4-35	
15	六義公園	本駒込6-16	
16	新大塚公園	大塚1-8	

## 第40 協定井戸一覧表

(東京都豆腐商工組合文京支部・東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部)

(平成30年10月1日現在)

&lt;東京都豆腐商工組合 文京支部&gt;

No	屋号	所有者名	住所
1	美乃屋豆腐店	野沢 嘉一郎	本駒込5-24-1

&lt;東京都公衆浴場生活衛生同業組合 文京支部&gt;

No	屋号	所有者名	住所
1	歌舞伎湯	飯島 政男	小石川3-12-1
2	富士見湯	浦西 康友	白山1-3-5
3	白山浴場	戸波 恵之助	白山2-7-1
4	大黒湯	岡嶋 武夫	大塚3-8-6
5	豊川浴場	岡嶋 三郎	目白台1-13-1
6	ふくの湯	村西 彰	千駄木5-41-5



## 第41 協定井戸一覧表（民間）

（平成30年10月1日現在）

番号	名称	所有者名	井戸所在地
1	龍閑寺	今井 正昭	春日2-6-12
2		北詰 三郎	春日2-12-6
3		三井 依子	春日2-26-3
4		丸山 しげ子	小石川3-6-12
5		石井 道彦	小石川3-7-4
6	真珠院	宮田 広昭	小石川3-17-8
7	善光寺	広瀬 泰正	小石川3-26-10
8		河合君枝	小石川4-6-3
9		佐々木 惟雄	小石川4-7-9
10	慈照院	村瀬 道仙	小石川4-12-6
11	宮沢宅裏	光円寺	小石川4-12-8
12	奈良宅裏	青山 昌雄	小石川4-13-19
13	善仁寺	〃	〃
14		〃	〃
15	宗慶寺	本多 浄道	小石川4-15-17
16		神谷 英子	小石川4-16-24
17	森ビル		後楽1-4
18		渡辺 昭典	白山1-9-3
19		滝沢 直助	白山2-17-3
20		野村 恵一	白山2-29-1
21		橋高 智光	白山2-38-14
22	小石川植物園		白山3-7
23		板倉 勝己	白山4-16-9
24	心光寺	清水 龍光	白山5-36-5
25	一行院	八木 季生	千石1-14-11
26		藪下 守	千石1-19-18
27		志村 喜美子	千石1-24-23
28		森 美智子	千石2-8-18
29		伊藤 忠雄	千石2-31-9
30		江 澤 竹治	千石4-42-13
31	日輪寺	土蔵 利考	小日向1-4-18
32	大円寺	吉田 俊光	小日向2-9-20
33	藤寺(伝明寺)	佐武 宣邦	小日向4-3-11
34		金子 庄一	大塚1-1-13
35		大谷 文尚	大塚1-1-20
36		濱野 昭二	大塚2-10-9
37		松田 智	大塚4-17-10
38		井上 和子	大塚4-19-10
39	善心寺	鈴木 昭吾	大塚5-2-7
40		杉山 元一	大塚5-15-6
41		関根 かつ枝	大塚5-15-7
42		〃	〃
43		梅田 清美	大塚5-19-13
44		松本 長次	大塚5-18-26
45		重信慰子	大塚5-21-1
46		五木田 明	大塚6-3-2
47		尾崎 郁次	関口1-6-10
48		山中 晃一	目白台1-5-1
49		堀井 隆造	目白台2-5-17
50		駒 周一	目白台2-7-18

番号	名称	所有者名	井戸所在地
51		戸張 謙二	目白台2-10-15
52		永島 仁	目白台3-13-14
53	今宮神社	菊池 岩男	音羽1-4-4
54		島村 勝之	本郷1-20-6
55		木村 幸一郎	本郷4-23-18
56		楠 富子	本郷4-31-9
57		永瀬 智江子 (連絡人) 永瀬 邦子 板倉 トシ子 吉岡 尉登 神谷 弘和	本郷5-9-5
58		松岡 博一	本郷5-28-5
59	喜福寺	今井 一路	本郷5-29-13
60		堀江 忠	湯島3-13-5
61	心城院	醍醐 賢隆	湯島3-32-4
62	願行寺	羽田 芳隆	向丘2-1-5
63	西教寺	村松 賢雄	向丘2-1-10
64	光源寺	島田 昭博	向丘2-38-22
65		長谷部 光延	千駄木4-2-4
66		和田 清司	千駄木4-5-10
67		長谷川 昭洋	千駄木4-9-6
68	養昌寺	高木 隆孝	本駒込1-20-17
69	南谷寺	森岡 玄生	本駒込1-20-20
70		中村 修	本駒込2-10-9
71	大運寺	高木 誘道	本駒込2-18-12
72	円通禅寺	来山 泰龍	本駒込2-19-8
73	江岸寺	来馬 輝雄	本駒込2-26-15
74	常德寺	長谷川 輝昭	本駒込3-7-16
75		三澤 泰勝	本駒込6-8-5
76		穴原 光興	本駒込6-17-21
77	住友不動産 飯田橋ファーストタワー	ラ・トゥール 飯田橋管理組合	後楽2-6-1
78		板寺 一太郎	小日向2-1-6
79		伊豆山 健夫	千駄木4-2-19
80		嶺岸 光	小石川4-13-7
81		光山 大亮	小石川2-22-2
82	善雄寺	清水 正一	千石1-17-18
83		川上 清一	大塚6-10-9
84		伊藤 公一	小日向2-10-10
85		松本 宏	大塚5-21-2
86		古川 博	本郷4-28-12
87	蓮久寺	三國 正隆	白山5-30-6
88	ラテル後楽ビル	ラテルテクノサービス 株式会社	後楽2-3-27
89		川井秀夫	白山2-1-5
90	文京ひかりの里	医療法人創健会	本駒込5-66-5
91		佐藤 ヨキ	千駄木3-29-5

## 第42 区内及び隣接区の災害時給水ステーション一覧表

(平成30年10月1日現在)

	名 称	所在地	水量(m <sup>3</sup> )
1	本郷給水所	文京区本郷 2-7-29	20,000
2	区立教育の森公園	文京区大塚 3-29	1,500
3	区立東郷元帥記念公園	千代田区三番町18	1,500
4	都立日比谷公園	千代田区日比谷公園1	1,500
5	都立一橋高等学校	千代田区東神田 1-12-13	100
6	淀橋給水所	新宿区西新宿 2-10-1	24,000
7	区立鶴巻南公園	新宿区早稲田鶴巻町507	1,500
8	区立百人町ふれあい公園	新宿区百人町 3-28	1,500
9	都立上野恩賜公園	台東区上野公園 8-51	1,500
10	区立隅田公園山谷堀広場	台東区浅草7-1	100
11	区立西池袋公園	豊島区西池袋3-20-1	1,500
12	都立文京高等学校	豊島区西巣鴨1-1-5	100
13	区立桐ヶ丘中央公園	北区桐ヶ丘1-8	1,500
14	区立滝野川公園	北区西ヶ原2-1	1,500
15	区立北運動公園	北区神谷2-47-6	1,500
16	南千住給水所	荒川区南千住8-2-6	33,300
17	区立日暮里南公園	荒川区東日暮里5-19-1	1,500

### 第43 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(平成30年10月1日現在)

施設種類	施設名	所在地	電話番号
保育園	水道保育園	水道1-3-26	03-3812-2237
	目白台保育園	目白台1-5-1	03-3945-4220
	グローバルキッズ後楽二丁目園分園	後楽2-6-1	03-5684-1020
	損保ジャパン日本興亜 スマイルキッズ江戸川橋保育園	関口1-45-15	03-5229-3007
児童館	水道児童館	水道1-3-26	03-3812-2238
	目白台児童館	目白台1-5-1	03-3941-8837
子育てひろば	子育てひろば水道	水道1-3-26	03-3812-2345
医療施設	星合病院	水道2-9-9	03-3943-2626

### 第44 浸水想定区域内の地下街等

(平成30年10月1日現在)

施設種類	施設名	所在地	電話番号
駅	都営地下鉄大江戸線飯田橋駅	後楽1-9-5	03-5689-4264
	東京メトロ有楽町線江戸川橋駅	関口1-19-6	03-3267-2636
	東京メトロ千代田線湯島駅	湯島3-47-10	03-3832-0841



## 4 備蓄關係



## 第45 備蓄倉庫及び備蓄物資等一覧表

倉庫名		駕籠町	スポーツセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂	
所在地		本駒込	大塚	千駄木	目白台	大塚	小石川	
		6-2-5	3-29-2	3-42-4	3-18-7	5-40-15	5-40-21	
面積	m <sup>2</sup>	210.64	269.15	81.20	83.73	189.30	94.27	
完成年月日		S58.2	S61.10	S61.8	H3.5	H5.5	H12.4	
物資名	単位							
サバイバルクラッカー (1箱=6缶×20食)	箱				10	134		
	食				1,200	16,080		
リッツクラッカー (1箱=140食)	箱		172					
	食		24,080					
わかめご飯 (1箱50食)	箱		25					
	食		1,250					
おかゆ (1箱50食)	箱		8					
	食		400					
シチュー(野菜) 1箱=6缶×20食	箱			15	15	94	15	
	食			1,800	1,800	11,280	1,800	
シチュー(チキン) 1箱=6缶×20食	箱			15	15	93	15	
	食			1,800	1,800	11,160	1,800	
水(1.5ℓ)	本							
水(500ml) 1箱=24本	箱	85	160	85	85	85	85	
	本	2,040	3,840	2,040	2,040	2,040	2,040	
梅干(10kg)	樽		2			3	2	
食塩(1kg)	kg	25	56			5		
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	13		9	4	114	10	
	個	156		108	48	1,368	120	
安全ローソク (1箱60本入)	箱					4		
	本					240		
ローソク	本	550				100		
哺乳びん	本		824					
替え乳首	個		720					
ラジオ付ライト	個	3	17	3				
ヘッドランプ	個	15	90					
乾電池(単3)	本	88		28				
マッチ	箱	40	30	100	40	180	40	
毛布	※都 (枚)						150	
	区 (枚)	707	40	1,470	520	1,120	400	
床敷物	ゴザ	枚	83	65		210	265	
	マット	枚		150	1,500	700	320	
	カーペット	※都 (枚)						
		区 (枚)						1,500
保温衣具	枚		3,000					
タオル	枚	2,460	4,000	1,000	2,000	22,500	3,000	
ポリバケツ	個	59	144			20		
給水袋(3ℓ)	袋		3,550	1,800		900	800	

## 資料編

## 4 備蓄関係

倉庫名		駕籠町	スポーツセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂
給水袋(10ℓ)	袋		2,465				
給水袋(20ℓ)	袋	50	400		150	400	300
給水 1t 槽タンク	基	5	4			12	1
車載式 2t 給水槽	基						
エンジンポンプ浄水器	台	1	1	1	1	1	1
五徳セット(はさみ等)	個		52			12	15
ティッシュペーパー	箱		290	1	170	60	30
紙コップ	個	8,000	58,000	8,000	8,000	40,000	20,000
紙皿	枚				600	1,000	1,000
スプーン	本		10,000		3,000		
割り箸	膳	10,000	25,000	10,000	10,000	10,000	20,000
ラップ	箱		30				
ごみ袋(90ℓ)	枚	200	100	200	100	200	100
簡易便器	個	20				12	
便器用収納袋	袋	200		60,480		1,800	10,080
サンターⅡ(簡易トイレ)	個		99			2	
サンターⅡ用スペア袋	袋	55,080	16,680		600	8,100	
マンホール型トイレ	台					7	
マンホール型トイレ・テントセット(中)	組						
マンホール型トイレ・テントセット(大)	組						
組立式便器(小)	台		3		2	4	
組立式便器(大)	台		4		1	7	
簡易便器(障)	台		2			2	
簡易トイレ用テント	張						
トイレットペーパー (1箱48ロール)	箱		5				
	ロール		240				
テント	張					3	
テント	張		5				
テント用台車	台		2				
ワンタッチ式テント	張		5				
エアードームテント	張						
軽量折畳式車椅子	台	2			2	2	2
リヤカー	台	1	10	2	1	9	3
レスキューカー	台	6	8	1	2	3	
投光機(バルーン)	台		2				
投光機(ハンディ)	台		1				
投光機(卓上)	台		5				
投光機(卓上・三脚付き)	台		5				
投光器用発電機	台		5				
投光器用発電機燃料(カセットボンベ)	本		40				
一 式 投 光 機	発電機		1		1		
	三脚		2		1	2	
	ハロゲン		1	1	1	1	
	コードリール		1	1	1	1	2
ト ク ー セ ッ	バーナー		3	1	3	1	
	発電機		1		2	2	
	灯油(10ℓ)		1				
	コードリール		4	1			2
釜	式	2			2		
炊き出し用プレート	台		4				



倉庫名		駕籠町	スポーツセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂
調理レンジセット	台	1	2			1	
炊出し用 PP 袋	袋		13,400	36,000		36,000	32,000
ネジリッコ	箱		613				20
ガソリン安全缶(1ℓ)	缶			30	30	30	30
オイル(1ℓ)	缶	39	5	2	2	2	2
携行ガスコンロ	個	20	68		40		20
コンロ用ボンベ	本	60	96		120		60
三角巾	枚		2,560				
さらし	反		32	12	60	180	60
子供用おむつ	枚		3,584		500		
大人用おむつ	枚		500				
生理用品	個	2,000	15,080				
担架	架	1	4	2		2	
遺体収納袋	袋						
折畳式ベッド	台				7	3	10
ヘルメット	個	15	15	15	15	15	14
軍手	双		156				
ケブラー手袋	双		220		100		
防塵マスク	個						
防水シート	枚	200	365	200	100	350	200
拡声器	個	2	9	2			2
ジャッキ(7t)	台					1	
ジャッキ(4t)	台		4				
ボール	本		6				5
スコップ	本		7				5
のこぎり(替刃式)	本		7				3
のこぎり(折込式)	本						2
ボルトクリッパー	本		6				5
ロープ(20m)	本	10	28	10	10		10
ロープ(10m)	本	10	26	10	10		10
小弁慶(万能斧)	個						2
台車	台	2	9	2	1	9	2
掃除機	台		15			2	
洗面器	個	100	969	200	200	300	200
ホーロー式洗面器	個		30				
ビニール袋	枚		200				
ビニール手袋	組						500
腕章(文京区)	個	50	12				
ゼッケン(白・赤・青・黄)	組		10				
パレット	枚		10				
かご台車	台		9				
ハンドリフト	台		2				
カナテコ	本						
※帰宅困難者食料(ショートブレッド)(100食)	箱						191
※帰宅困難者食料(五目)(100食)	箱				200		
※帰宅困難者食料(白米)(50食)	箱						
※帰宅困難者食料(わかめご飯)(50食)	箱		12				
※帰宅困難者食料(わかめご飯)(100食)	箱						
※帰宅困難者食料(白粥)(50食)	箱		20				
※帰宅困難者食料(白米タンパク制限用)(50食)	箱		12				

## 資料編

## 4 備蓄関係

倉庫名		駕籠町	スポーツセンター	千駄木	目白台	音羽	播磨坂
※ビックテント	張					2	
※男性肌着(M)	着		400				
※男性肌着(L)	着		430				
※女性肌着(M)	着		200				
※女性肌着(L)	着		200				
●釜	台				9		7
●災害救助天幕	張		3				
●折りたたみ寝台	台						
●テント	張		7				2

※物資は、都からの委託物資      ●物資は、日赤からの委託物資

倉庫名		目白台 運動公園	音羽中 グラウンド	区役所	駒込	区民 センター	合計	
所在地		目白台 1-19-20	大塚 2-2	春日 1-16-21	本駒込 5-7-19	本郷 4-15-14	計 11 か 所	
面積	m <sup>2</sup>	164.00	140.00	108.13	87.48	88.96	1,516.86	
完成年月日		H21.4	H21.9	H11.10	H27.3	H28.4		
物資名	単位							
サバイバルクラッカー (1箱=6缶×20食)	箱						144	
	食						17,280	
リッツクラッカー (1箱=140食)	箱						172	
	食						24,080	
わかめご飯 (1箱50食)	箱						25	
	食						1,250	
おかゆ (1箱50食)	箱						8	
	食						400	
シチュー(野菜) 1箱=6缶×20食	箱						139	
	食						16,680	
シチュー(チキン) 1箱=6缶×20食	箱						138	
	食						16,560	
水(1.5ℓ)	本			24			24	
水(500ml) 1箱=24本	箱	85	85	85	336		1,176	
	本	2,040	2,040	2,040	8,064		28,224	
梅干(10kg)	樽			2			9	
食塩(1kg)	kg			72			158	
安全キャンドル (1箱12個入)	箱						150	
	個						1,800	
安全ローソク (1箱60本入)	箱						4	
	本						240	
ローソク	本						650	
哺乳びん	本						824	
替え乳首	個						720	
ラジオ付ライト	個						23	
ヘッドランプ	個						105	
乾電池(単3)	本			180			296	
マッチ	箱			36			466	
毛布	※都 (枚)					330	480	
	区 (枚)	2,000	3,350	130		280	10,017	
床敷物	ゴザ	枚		65		100	788	
	マット	枚				60	2,730	
	カーペット	※都 (枚)		1,500				1,500
		区 (枚)	1,250	2,760				5,510
保温衣具	枚					3,000		
タオル	枚						34,960	
ポリバケツ	個					157	380	
給水袋(3ℓ)	袋			120			7,170	
給水袋(10ℓ)	袋						2,465	

## 資料編

## 4 備蓄関係

倉庫名		目白台 運動公園	音羽中 グラウンド	区役所	駒込	区民 センター	合計
給水袋(20ℓ)	袋			12			1,312
給水 1t 槽タンク	基						22
車載式 2t 給水槽	基			11			11
エンジンポンプ浄水器	台		1			1	8
五徳セット(はさみ等)	個						79
ティッシュペーパー	箱						551
紙コップ	個			2,000			144,000
紙皿	枚			2,000			4,600
スプーン	本			1,500			14,500
割り箸	膳			5,000			90,000
ラップ	箱						30
ごみ袋(90ℓ)	枚						900
簡易便器	個			11			43
便器用収納袋	袋			500			73,060
サンターⅡ(簡易トイレ)	個						101
サンターⅡ用スペア袋	袋					30	80,490
マンホール型トイレ	台	12					19
マンホール型トイレ・テントセット(中)	組		6				6
マンホール型トイレ・テントセット(大)	組		1				1
組立式便器(小)	台						9
組立式便器(大)	台			1			13
簡易便器(障)	台						4
簡易トイレ用テント	張	16					16
トイレトペーパー (1箱48ロール)	箱						5
	ロール		120				360
テント	張						3
テント	張						5
テント用台車	台						2
ワンタッチ式テント	張	10					15
エアードームテント	張	100					100
軽量折畳式車椅子	台						8
リヤカー	台					1	27
レスキューカー	台					1	21
投光機(バルーン)	台			2			4
投光機(ハンディ)	台			2			3
投光機(卓上)	台			5			10
投光機(卓上・三脚付き)	台			5			10
投光器用発電機	台			6			11
投光器用発電機燃料(カセットボンベ)	本			40			80
— 投 光 機	発電機		10			7	19
	三脚		10	3			18
	ハロゲン		10	3			17
	コードリール		10	6		10	32
バー ナー 炊 出 し 用 セ ッ	バーナー			1			9
	発電機			1			6
	灯油(10ℓ)			1			2
	コードリール			1			8
釜	式			1			5
炊き出し用プレート	台			1			5

倉庫名		目白台 運動公園	音羽中 グラウンド	区役所	駒込	区民 センター	合計
調理レンジセット	台	2		4			10
炊出し用 PP 袋	袋			18,000			135,400
ネジリッコ	箱						633
ガソリン安全缶(1ℓ)	缶	30	30				180
オイル(1ℓ)	缶			18			70
携行ガスコンロ	個			14			162
コンロ用ポンベ	本			60			396
三角巾	枚			445			3,005
さらし	反			50			394
子供用おむつ	枚						4,084
大人用おむつ	枚						500
生理用品	個						17,080
担架	架			4			13
遺体収納袋	袋					22	22
折畳式ベッド	台			8			28
ヘルメット	個			15			104
軍手	双			80			236
ケブラー手袋	双						320
防塵マスク	個					2,000	2,000
防水シート	枚					80	1,495
拡声器	個						15
ジャッキ(7t)	台						1
ジャッキ(4t)	台					6	10
ボール	本						11
スコップ	本			6			18
のこぎり(替刃式)	本						10
のこぎり(折込式)	本						2
ボルトクリッパー	本						11
ロープ(20m)	本			4			72
ロープ(10m)	本			5			71
小弁慶(万能斧)	個					60	62
台車	台			4			29
掃除機	台			2			19
洗面器	個						1,969
ホーロー式洗面器	個						30
ビニール袋	枚						200
ビニール手袋	組						500
腕章(文京区)	個			671			733
ゼッケン(白・赤・青・黄)	組						10
パレット	枚						10
かご台車	台						9
ハンドリフト	台						2
カナテコ	本					60	60
※帰宅困難者食料(ショートブレッド)(100食)	箱				30	30	251
※帰宅困難者食料(五目)(100食)	箱	200					400
※帰宅困難者食料(白米)(50食)	箱					20	20
※帰宅困難者食料(わかめご飯)(50食)	箱	50					62
※帰宅困難者食料(わかめご飯)(100食)	箱	50					50
※帰宅困難者食料(白粥)(50食)	箱	80					100
※帰宅困難者食料(白米タンパク制限用)(50食)	箱						12

## 資料編

## 4 備蓄関係

倉庫名		目白台 運動公園	音羽中 グラウンド	区役所	駒込	区民 センター	合計
※ビックテント	張						2
※男性肌着(M)	着						400
※男性肌着(L)	着						430
※女性肌着(M)	着						200
※女性肌着(L)	着						200
●釜	台						16
●災害救助天幕	張						3
●折りたたみ寝台	台					8	8
●テント	張						9

※物資は、都からの委託物資      ●物資は、日赤からの委託物資

## 地域活動センター保管備蓄物資

地域活動センター名		礪川	大原	大塚	音羽	湯島	向丘	根津	汐見	駒込	合計
所在地		小石川 2-18-18	千石 1-4-3	大塚 1-5-17	目白台 3-4-11	本郷 7-1-2	向丘 1-20-8	根津 2-20-7	千駄木 3-2-6	本駒込 3-22-4	計9 か所
物資名	単位										
わかめごはん 1箱=50食	箱	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
	食	100	100	100	100	100	100	100	100	100	900
シチュー 1箱=6缶×20食	箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	食	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,080
水(1.5L)	本	40	40	40	40	40	40	40	40	40	360
ラジオライト	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
LED非常灯	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
乾電池(単三)	本	100	100	100	100	100	100	100	100	100	900
投光機 一式	発電機	式	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	三脚		1	1	1	1	1	1	1	1	9
	ハロゲン		1	1	1	1	1	1	1	1	9
	コードリール		1	1	1	1	1	1	1	1	9
LED投 光器 一式	本体	式	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	発電機		1	1	1	1	1	1	1	1	9
ガソリン安全缶(10ℓ)	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
ガソリン安全缶(1ℓ)	缶	2	2	2	3	2	2	2	2	3	20
オイル(1ℓ)	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
ガソリン携行缶(空)	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
トイレ	簡易トイレ レセット	セット	2	2	2	2	2	2	2	2	18
	便袋	枚	140	140	140	140	140	140	140	140	1,260
	収納袋	枚	15	15	15	15	15	15	15	15	135
毛布	枚	5	5	5	5	5	5	5	5	5	45
ヘルメット	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	90
拡声器	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	18
バール	本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	27
スコップ	本	3	3	3	3	3	3	3	3	3	27
救助 セット	軍手	双	12	12	12	12	12	12	12	12	108
	のこぎり (折込式)	本	2	2	2	2	2	2	2	2	18
	のこぎり (替刃式)	本	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	斧	個	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	ボルトク リツパ	本	1	1	1	1	1	1	1	1	9

## 第46 学校等併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表

学校名		礫川小	柳町小	指ヶ谷小	林町小	明化小	青柳小	関口台町小
所在地		小石川	小石川	白山	千石	千石	大塚	関口
		2-13-2	1-23-16	2-28-4	2-36-3	1-13-9	5-40-18	2-60-1
面積	m <sup>2</sup>	64.00	59.04	26.95	10.37	47.48	44.30	63.73
	階	1階	1階	1階	外倉庫	地階、外倉庫	1階・外倉庫	4階、外倉庫
物資名	単位							
サバイバルクラッカー (1箱=6缶×20食)	箱	0	0	0	0	0	23	28
	食	0	0	0	0	0	2,760	3,360
リッツクラッカー (1箱=140食)	箱	18	18	18	18	18		
	食	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	0	0
わかめご飯 (1箱=50食)	箱	25	25	25	27	25	13	24
	食	1,250	1,250	1,250	1,350	1,250	650	1,200
おかゆ (1箱=50食)	箱	7	7	7	5	7	5	5
	食	350	350	350	250	350	250	250
チキンシチュー 1箱=6缶(120食) (オレゴンフ リーズドライ社)	箱							
	缶							
野菜シチュー 1箱=6缶(120食) (オレゴンフ リーズドライ社)	箱						22	22
	缶						132	132
チリソースシチュー 1箱=6缶(120食) (オレゴンフ リーズドライ社)	箱						15	21
	缶						90	126
クリーミー・チキン・シチュー 1箱=6缶(160食) (アルパ インエア社)	箱				7			
	缶				42			
野菜シチュー 1箱=6缶(160食) (アルパ インエア社)	箱				8			
	缶				48			
ホワイトシチュー アルファファ ーズ株式会社 (レトルタイプ) (1箱=50食)	箱	49	49	49	49	49	49	49
	食	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
粉ミルク(新生児用)	本	40	40	40	40	40	40	40
粉ミルク(9ヶ月以降用)	本	350	350	350	350	350	350	350
粉ミルク(アレルギー対応用)	本	132	132	132	132	132	132	132
水(1.5ℓ) 1箱=8本	箱	6	6	6	4	6	4	
	本	48	48	48	32	48	32	
水(500ml) 1箱=24本	箱							
	本							
梅干(10kg)	樽	1	1	1	1	1	1	1
食塩(1kg)	kg	5	5	5	5	5	5	5
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	4	4	4	4	4	4	4
	個	48	48	48	48	48	48	48
安全ローソク (1箱60本入)	箱	3	3	3	3	3	3	3
	本	180	180	180	180	180	180	180



学校名		礪川小	柳町小	指ヶ谷小	林町小	明化小	青柳小	関口台町小	
ローソク	本								
哺乳びん	本	13	13	13	13	13	13	13	
哺乳びん用替え乳首	組	13	13	13	13	13	13	13	
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	3	3	3	
ヘッドランプ	個	15	15	15	15	15	15	15	
LED ヘッドライト	個	5	5	5	5	5	5	5	
LED ライト	個	6	6	6	6	6	6	6	
LED ライト用電池	個	20	20	20	20	20	20	20	
乾電池(単3)	本	200	200	200	200	200	200	200	
マッチ	箱	20	900	20	20	20		20	
毛布	※都 (枚)	1,000				1,000		1,000	
	区(枚)			1,000	150		1,000		
床敷物	ゴザ	枚		1,000	1,000	160	1,000	1,000	
	マット	枚							
	カーペット	※都 (枚)	1,005						1,005
		区(枚)							
	エアマット	枚	200	200	200	200	200	200	
エアマット空気入れ	個	8	8	8	8	8	8		
保温衣具	枚	200	350	1,000	1,000	650	200	150	
女性用肌着セット	枚	70	80	70	80	70	80	80	
タオル	枚	1,960	2,000	2,000	1,500	1,960	1,940	1,960	
ポリバケツ	個	10	10	10	10	10	10	10	
給水袋(3ℓ)	袋	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
給水袋(10ℓ)	袋	32	32	32	32	32	32	32	
給水コック	個	15	15	15	15	15	15	15	
給水 1t 槽タンク	基	1	2	2		2	1	2	
手動式浄水器	台	2	2	2	2	2	2	2	
五徳セット(はさみ等)	個	6	6	6	6	6	6	6	
缶切り	個	10	10	10	10	10	38	10	
ティッシュペーパー	箱	30	27	30	30	30	30	30	
紙コップ	個	8,000	8,000	8,000		8,000	8,000	8,000	
紙皿	枚	1,000	1,200	1,200	1,000	1,200		1,000	
スプーン	本								
フォークスプーン	本	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
ラップ	箱	56	86	56	60	56	90	56	
ごみ袋(90ℓ)	枚	80	100	100	100	100	400	100	
簡易便器	個		30		30	30	30		
便器用収納袋	袋		600		600	600	600		
サニターⅡ(簡易トイレ)	個	30	30	30	15	30	30	30	
サニターⅡ用スペア袋	袋	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	

## 資料編

## 4 備蓄関係

学校名		礫川小	柳町小	指ヶ谷小	林町小	明化小	青柳小	関口台町小
マンホール型トイレ	台	1	1	1	1	1	1	1
マンホールシューター	個	1	1	1	1	1	1	1
マンホールトイレテントセット	組	3	3	3	2	2	3	3
組立式便器(大)	台	2	2	2		2		2
スベア便槽	個	2	2			2		2
簡易トイレ用テント	張	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ(本体)	台	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ(消耗品)(1箱5セット)	箱	2	2	2	2	2	2	2
トイレットペーパー (1箱12ロール)	箱							
	ロール							
トイレットペーパー (1箱48ロール)	箱	4	4	4	4	4	2	4
	ロール	192	192	192	192	192	96	192
テント	張	1	1	2	1	1	1	
大型テント	張	1	1	1		1	1	1
プライベートテント(中)	張	3	3	3	3	3	3	3
プライベートテント(大)	張	2	2	2	2	2	2	2
軽量折畳式車椅子	台	2	2	3	1	2	2	2
リヤカー	台	2	2	1		2	2	2
レスキューカー	台	1	1	1		1	1	1
一式 投光器	発電機	2	2	2	2	2	2	2
	発電機	3	3	3	3	3	3	3
	発電機	2	2	2		2		
	三脚	3	3	3	3	3	3	3
	ハロゲン	3	3	3	3	3	3	3
	LED	8	8	8		8		
	コードリール	3	3	3	3	3	3	3
バーナー 炊出し用 セット	バーナー	1	1	1		1	2	1
	発電機	1	2	1		1	1	1
	灯油(1ℓ×8缶)	1	1	1	1	1	1	1
	コードリール	1	1	1	1	1		1
灯油(1ℓ)	個							
釜	式	2	2	2		2	2	2
炊き出し用プレート	台	1	1	1	1	1	1	1
調理レンジセット	台	1	1	1	1	1	3	1
炊出し用 PP 袋	袋	16,000	16,000	16,000	16,000	12,000	16,000	16,000
ネジリッコ	箱	80	80	60	80	80	80	78
ガソリン安全缶(1ℓ)	缶	10	10	10	10	10	10	10
ガソリン安全缶(10ℓ)	缶							
オイル(1ℓ)	缶	2	1	1	1	1	1	1

学校名		礪川小	柳町小	指ヶ谷小	林町小	明化小	青柳小	関口台町小
携行ガスコンロ	個	20	20	20	20	20	20	20
コンロ用ボンベ	本	60	60	60	60	60	60	60
鍋セット	組	1	1	1	1	1	1	1
三角巾	枚	100	100	100	100	100	100	100
包帯(1袋10巻)	袋							
包帯(1袋40巻)	袋	3	3	3	3	3	3	3
ガーゼ(1袋12巻)	袋	1	1	1	1	1	1	1
さらし	反	30	30	30	30	30	30	30
子供用おむつ	枚	300	300	300	300	300	300	300
大人用おむつ	枚	300	300	300	300	300	300	300
生理用品	個	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
担架	架	4	4	7	4	4	4	4
遺体収納袋	袋	4	4	4	4	4	4	4
折畳式ベッド	台	7	7	7		7		7
ヘルメット	個	16	16	16	16	16	16	16
軍手	双	50	50	50	50	50	50	50
ケブラー手袋	双	10	10	10	10	10	10	10
防塵マスク	個	50	50	50	40	50	50	60
防水シート	枚	100	100	100	100	110	100	100
拡声器	個	5	5	5	5	5	5	5
ジャッキ(7t)	台	1	1	1	1	1	1	1
ジャッキ(4t)	台	1	1	1	1	1	1	1
油圧爪付ジャッキ(2.5t)	台	1	1	1	1	1	1	1
モンキーレンチ	丁	1	1	1	1	1	1	1
パール	本	5	5	5	5	5	5	5
スコップ	本	5	5	5	5	5	5	5
のこぎり(替刃式)	本	3	3	3	3	3	3	3
のこぎり(折込式)	本	2	2	2	2	2	2	2
ボルトクリッパー	本	5	5	5	5	5	5	5
ロープ(20m)	本	10	10	10	10	10	10	10
ロープ(10m)	本	10	10	10	10	10	10	10
弁慶(万能斧)	個	2	2	2	2	2	2	2
小弁慶(万能斧)	個	2	2	2	2	2	2	2
台車	台	2	2	2	2	2	2	2
掃除機	台	2	2	2	2	2	2	2
ウエットティッシュ	枚	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
清拭タオル	枚	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660
洗面器	個	100	100	100	100	100	100	100
ホーロー式洗面器	個	10	10	10	10	10	10	10
メンディングテープ	箱	10	10	10	10	10	10	10

## 資料編

## 4 備蓄関係

学校名		礫川小	柳町小	指ヶ谷小	林町小	明化小	青柳小	関口台町小
ビニール袋	枚	200	200	200	200	200	200	200
ビニール手袋	組	300	250	250	250	250	250	250
旗	式	1	1	1	1	1	1	1
腕章(文京区)	個	50	50	50	50	50	50	50
腕章(文京区・ボランティア)	個	50	50	50	50	50	50	50
ゼッケン(白・赤・青・黄)	組	20	20	20	20	20	20	20
カナテコ	本							
災害特設公衆電話	台	6	8	8	10	10	8	10
トリアージタック	枚	150	150	150	150	150	150	150
工具セット	式	1	1	1	1	1	1	1
のぼり旗(運営本部用)	式	1	1	1	1	1	1	1
ペットゲージ	個	5	5	5	5	5	5	5
※帰宅困難者食料(五目)(100食)	箱							
公衆無線 LAN 機器(USB 給電・AC アダプタ含む)	個	3	3	3	3	3	3	3

学校名		小日向台町小	金富小	窪町小	大塚小	駕籠町倉庫	湯島小	誠之小
所在地		小日向 2-3-8	春日 2-6-15	大塚 3-2-3	大塚 4-1-7	大塚小 物資	湯島 2-28-14	西片 2-14-6
面積	m <sup>2</sup>	58.80	87.34	61.76	5.91		37.28	46.63
	階	1階、外 倉庫	地階	地階	外倉庫		地階	外倉庫
物資名		単位						
サバイバルクラッカー (1箱=6缶×20食)	箱	0	0	0	0	0	0	0
	食	0	0	0	0	0	0	0
リッツクラッカー (1箱=140食)	箱	18	20	18	18		18	18
	食	2,520	2,800	2,520	2,520	0	2,520	2,520
わかめご飯 (1箱=50食)	箱	24	25	25	35		25	23
	食	1,200	1,250	1,250	1,750		1,250	1,150
おかゆ (1箱=50食)	箱	5	5	7	2		7	5
	食	250	250	350	100		350	250
チキンシチュー 1箱=6缶(120食) (オレゴンフリーズ ドライ社)	箱	24	24					
	缶	144	144					
野菜シチュー 1箱=6缶(120食) (オレゴンフリーズ ドライ社)	箱	18	21					
	缶	108	126					
チリソースシチュー 1箱=6缶(120食) (オレゴンフリーズ ドライ社)	箱	21	22					
	缶	126	132					
クリーミー・チキン・シチュー 1箱=6缶(160食) (アルパイン エア社)	箱				7			7
	缶				42			42
野菜シチュー 1箱=6缶(160食) (アルパイン エア社)	箱				8			8
	缶				48			48
ホワイトシチュー アルファフーズ 株式会社 (レトルトタイプ) (1箱=50食)	箱	49	49	49	49		49	49
	食	2,450	2,450	2,450	2,450		2,450	2,450
粉ミルク(新生児用)	本	40	40	40	40		40	40
粉ミルク(9ヶ月以降用)	本	350	350	350	350		350	350
粉ミルク(アレルギー対応用)	本	132	132	132	132		132	132
水(1.5ℓ) 1箱=8本	箱		4	6			6	4
	本		32	48			48	32
水(500ml) 1箱=24本	箱				170			
	本				4,080			
梅干(10kg)	樽	1	1	1	1		1	1
食塩(1kg)	kg	5	5	5	5		8	5
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	4	4	4	4		6	4
	個	48	48	48	48		72	48
安全ローソク (1箱60本入)	箱	3	2	2	3		5	3
	本	180	120	160	180		300	180
ローソク	本							
哺乳びん	本	13	13	13	13		13	13

## 資料編

## 4 備蓄関係

学校名		小日向台町小	金富小	窪町小	大塚小	駕籠町倉庫	湯島小	誠之小	
哺乳びん用替え乳首	組	13	13	13	13		13	13	
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3		3	3	
ヘッドランプ	個	15	15	15	15		23	15	
LED ヘッドライト	個	5	5	5	5		5	5	
LED ライト	個	6	6	6	6		6	6	
LED ライト用電池	個	20	20	20	20		20	20	
乾電池(単3)	本	200	200	200	200		200	200	
マッチ	箱	20	20	20	20	20	30	20	
毛布	※都(枚)						900		
	区(枚)	1,000	920	1,000	150	850	600	1,000	
床敷物	ゴザ	枚	1,000	1,000	1,010	160	840	1,500	1,000
	マット	枚				160			
	カーペット	※都(枚)							
		区(枚)							
	エアマット	枚	200	200	200	200		200	200
エアマット空気入れ	個	8	8	8	8		8	8	
保温衣具	枚	150	600	600		350	615	200	
女性用肌着セット	枚	70	70	70	50		80	70	
タオル	枚	2,000	2,000	2,000	1,500	1,500	3,000	2,000	
ポリバケツ	個	10	10	10		10	15	10	
給水袋(30ℓ)	袋	1,250	1,250	1,250	1,250		1,250	1,250	
給水袋(10ℓ)	袋	32	32	32	32		32	32	
給水コック	個	15	15	15	15		15	15	
給水 1t 槽タンク	基	2	2	2		1	3	2	
手動式浄水器	台	2	2	2		2	2	2	
五徳セット(はさみ等)	個	6	6	6	6		13	6	
缶切り	個	10	20	10		10	20	10	
ティッシュペーパー	箱	30	30	30	20		45	30	
紙コップ	個	8,000	8,000	7,992		8,000	12,000	8,000	
紙皿	枚	1,000	1,000	1,000		1,000	2,200	1,000	
スプーン	本								
フォークスプーン	本	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
ラップ	箱	48	56	56	56		84	56	
ごみ袋(90ℓ)	枚	100	100	200		100	200	100	
簡易便器	個	30		30	30		30	30	
便器用収納袋	袋	600		600	600		600	600	
サニターⅡ(簡易トイレ)	個	30	30	18		30	30	30	
サニターⅡ用スペア袋	袋	1,200	1,200	1,200		1,200	1,200	1,200	
マンホール型トイレ	台	1	1	1		1	1	1	
マンホールシューター	個	1	1	1		1	1	1	

学校名		小日向台 町小	金富小	窪町小	大塚小	駕籠町 倉庫	湯島小	誠之小	
マンホールトイレセット	組	3	2	3	2		3	3	
組立式便器(大)	台	2	2	2		2	3	2	
スベア便槽	個						3		
簡易トイレ用テント	張	2		2	2		3	2	
自動ラップ式トイレ(本体)	台	2	2	2		2	2	2	
自動ラップ式トイレ(消耗品)(1箱5 セット)	箱	2	2	2		2	2	2	
トイレトーパー (1箱12ロール)	箱								
	ロール								
トイレトーパー (1箱48ロール)	箱	4	5	5	3	1	10	4	
	ロール	192	240	240	144	48	480	192	
テント	張	1	1				1	1	
大型テント	張	1	1	1		1	1	1	
プライベートテント(中)	張	3	3	3		3	3	3	
プライベートテント(大)	張	2	2	2		2	2	2	
軽量折畳式車椅子	台	2	2	2		2	1	2	
リヤカー	台	2	2	2			2	2	
レスキューカー	台	1	2	1			1	1	
一 式 投 光 器	発電機	式	2	2	2	2		2	2
	発電機		3	3	3	3		3	3
	発電機				2			2	
	三脚		3	3	3	3		3	3
	ハロゲン		3	3	3	3		3	3
	LED				8			8	
	コードリール		3	3	3	3		3	3
バー ナー 炊 出 し 用 セ ット	バーナー	組	1		1		2	1	
	発電機		1	1	2		1	1	
	灯油(1ℓ×8缶)		1	1	1	1	1	1	
	コードリール		1				1	1	
灯油(1ℓ)	個								
釜	式	2	2	2		2	1		
炊き出し用プレート	台	1	1	1		1	1		
調理レンジセット	台	1	1	1	1		1		
炊出し用PP袋	袋	16,000	16,000	16,000	10,000		24,000	16,000	
ネジリッコ	箱	80	80	100	10		120	80	
ガソリン安全缶(1ℓ)	缶	10	10	10	10		10	10	
ガソリン安全缶(10ℓ)	缶								
オイル(1ℓ)	缶	1	1	1	1		1	1	
携行ガスコンロ	個	20	20	20	20		30	20	
コンロ用ボンベ	本	60	60	60	60		90	60	
鍋セット	組	1	1	1	1		1	1	

## 資料編

## 4 備蓄関係

学校名		小日向台 町小	金富小	窪町小	大塚小	駕籠町 倉庫	湯島小	誠之小
三角巾	枚	100	70	100	100		150	100
包帯(1袋10巻)	袋							
包帯(1袋40巻)	袋	3	3	3	3		6	3
ガーゼ(1袋12巻)	袋	1	1	1	1		1	1
さらし	反	30	30	30	30		55	30
子供用おむつ	枚	300	300	300	300		400	300
大人用おむつ	枚	300	300	300	300		300	300
生理用品	個	1,000	1,000	1,000	1,000		2,000	1,000
担架	架	4	4	4	4		4	4
遺体収納袋	袋	4	4	4		4	4	4
折畳式ベッド	台	7	5	7		2	9	7
ヘルメット	個	16	16	16	16		16	16
軍手	双	50	50	50	50	50	100	50
ケブラー手袋	双	10	10	10	10		10	10
防塵マスク	個	50	50	60	10	50	50	50
防水シート	枚	100	100	100	100		160	100
拡声器	個	5	5	5	2	3	6	5
ジャッキ(7t)	台	1	1	1	1		1	1
ジャッキ(4t)	台	1	1	1	1		2	1
油圧爪付ジャッキ(2.5t)	台	1	1	1	1		1	1
モンキーレンチ	丁	1	1	1	1		1	1
バール	本	5	5	5	5		7	5
スコップ	本	5	5	5	5		7	5
のこぎり(替刃式)	本	3	3	3	3		4	3
のこぎり(折込式)	本	2	2	2	2		3	2
ボルトクリッパー	本	5	5	5	5		7	5
ロープ(20m)	本	10	10	10	10		16	10
ロープ(10m)	本	10	10	10	10		16	10
弁慶(万能斧)	個	2	2	2	2		3	2
小弁慶(万能斧)	個	2	2	2	2		3	2
台車	台	1	2	2		2	2	2
掃除機	台	2	2	2	2		3	2
ウエットティッシュ	枚	1,260	1,260	1,260	1,260		1,260	1,260
清拭タオル	枚	3,660	3,660	3,660	3,660		3,660	3,660
洗面器	個	100	100	100		100	150	100
ホーロー式洗面器	個	10	10	10		10	15	10
メンディングテープ	箱	10	10	10	10		10	10
ビニール袋	枚	200	200	200	200		200	200
ビニール手袋	組	250	250	250	500		500	250
旗	式	1	1	1	1		2	1



学校名		小日向台 町小	金富小	窪町小	大塚小	駕籠町 倉庫	湯島小	誠之小
腕章(文京区・ボランティア)	個	50	50	50	50		50	
ゼッケン(白・赤・青・黄)	組	20	20	20	20		50	20
カナテコ	本							
災害特設公衆電話	台	7	7	10	7		10	10
トリアージタック	枚	150	150	150	150		150	150
工具セット	式	1	1	1	1		1	1
のぼり旗(運営本部用)	式	1	1	1	1		1	1
ペットゲージ	個	5	5	5	5		5	5
※帰宅困難者食料(五日)(100食)	箱			20				
公衆無線LAN機器(USB給電・ACアダプタ含む)	個	3	3	3	3	3	3	3

資料編  
4 備蓄関係

学校名		根津小	千駄木小	汐見小	昭和小	駒本小	駕籠町小	本郷小
所在地		根津 1-24-3	千駄木 5-44-2	千駄木 2-19-23	本駒込 2-28-31	向丘 2-37-5	本駒込 2-29-6	本郷 4-5-15
面積	m <sup>2</sup>	60.90	59.76	69.27	59.96	84.75	57.52	76.86
	階	2階	1階	地階	地階	2階、外倉庫	1階	地階
物資名		単位						
サバイバルクラッカー (1箱=6缶×20食)	箱	29	0	0	0	18	0	24
	食	3,480	0	0	0	2,160	0	2,880
リッツクラッカー (1箱=140食)	箱		18	18	18		18	
	食	0	2,520	2,520	2,520	0	2,520	0
わかめご飯 (1箱=50食)	箱	25	25	25	25	25	24	24
	食	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,200	1,200
おかゆ (1箱=50食)	箱	5	7	7	7	2	2	3
	食	250	350	350	350	100	100	150
チキンシチュー 1箱=6缶(120食)(オレゴンフリーズ ドライ社)	箱	23					23	
	缶	138					138	
野菜シチュー 1箱=6缶(120食)(オレゴンフリーズ ドライ社)	箱	21					22	
	缶	126					132	
チリソースシチュー 1箱=6缶(120食)(オレゴンフリーズ ドライ社)	箱	22					22	
	缶	132					132	
クリーミー・チキン・シチュー 1箱=6缶(160食)(アルパイン エア社)	箱					7		7
	缶					42		42
野菜シチュー 1箱=6缶(160食)(アルパイン エア社)	箱					8		8
	缶					48		48
ホワイトシチュー アルファフーズ 株式会社 (レトルトタイプ)(1箱=50食)	箱	49	49	49	49	49	49	49
	食	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
粉ミルク(新生児用)	本	40	40	40	40	40	40	40
粉ミルク(9ヶ月以降用)	本	350	350	350	350	350	350	350
粉ミルク(アレルギー対応用)	本	132	132	132	132	132	132	132
水(1.5ℓ) 1箱=8本	箱	5	6	6	6		2	4
	本	40	48	48	48		16	32
水(500ml) 1箱=24本	箱							
	本							
梅干(10kg)	樽	1	1	1	1	1	1	1
食塩(1kg)	kg	5	5	5	5	5	5	5
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	4	4	4	4	4	4	4
	個	48	48	48	48	48	48	48
安全ローソク (1箱60本入)	箱	3	3	3	3	3	3	3
	本	180	180	180	180	180	180	180
ローソク	本							

学校名		根津小	千駄木小	汐見小	昭和小	駒本小	駕籠町小	本郷小	
哺乳びん	本	13	13	13	13	13	13	13	
哺乳びん用替え乳首	組	13	13	13	13	13	13	13	
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	3	3	3	
ヘッドランプ	個	15	15	15	15	15	15	15	
LED ヘッドライト	個	5	5	5	5	5	5	5	
LED ライト	個	6	6	6	6	6	6	6	
LED ライト用電池	個	20	20	20	20	20	20	20	
乾電池(単3)	本	200	200	200	200	200	200	200	
マッチ	箱	20	20	20	20	20	20	20	
毛布	※都 (枚)	1,000	1,000	600	1,000	950	1,000	1,000	
	区(枚)			400					
床敷物	ゴザ	枚		1,000	1,000	1,000	460		1,000
	マット	枚	1,000				560	1,000	
	カーペット	※都 (枚)							
		区(枚)							
	エアマット	枚	200	200	200	200	200	200	200
エアマット空気入れ	個	8	8	8	8	8	8	8	
保温衣具	枚	150	350	400	300	400	350	1,000	
女性用肌着セット	枚	80	70	70	70	50	70	70	
タオル	枚	2,000	2,000	2,000	1,960	2,000	2,000	2,000	
ポリバケツ	個	10	10	10	10	10	10	9	
給水袋(30ℓ)	袋	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	
給水袋(10ℓ)	袋	32	32	32	32	32	32	32	
給水コック	個	15	15	15	15	15	15	15	
給水 1t 槽タンク	基	2	1	2	2	2	2	1	
手動式浄水器	台	2	2	2	2	2	2	2	
五徳セット(はさみ等)	個	6	6	6	6	6	6	6	
缶切り	個	10	10	10	10	38	10	10	
ティッシュペーパー	箱	30	30	30	30	30	30	30	
紙コップ	個	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
紙皿	枚	1,000	1,200	1,000	1,000	1,000	1,000	979	
スプーン	本								
フォークスプーン	本	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
ラップ	箱	56	56	56	56	56	26	56	
ゴミ袋(90ℓ)	枚	100	100	100	90	100	100	95	
簡易便器	個		30	30	30	30			
便器用収納袋	袋		600	600	600	600			
サニターⅡ(簡易トイレ)	個	30	30	30	30	30	30	30	
サニターⅡ用スペア袋	袋	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
マンホール型トイレ	台	1	1	1	1	1	1	1	

## 資料編

## 4 備蓄関係

学校名		根津小	千駄木小	汐見小	昭和小	駒本小	駕籠町小	本郷小
マンホールシューター	個	1	1	1	1	1	1	1
マンホールトイレテントセット	組	3	3	3	3	2	2	2
組立式便器(大)	台	2	2	2	2	2	2	2
スベア便槽	個	2	2		2	2		2
簡易トイレ用テント	張	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ(本体)	台	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ(消耗品)(1箱5セット)	箱	2	2	2	2	2	2	2
トイレトーパー (1箱12ロール)	箱							
	ロール							
トイレトーパー (1箱48ロール)	箱	4	6	4	4	6	4	6
	ロール	192	288	192	192	288	192	288
テント	張	1	1	1	1	1	1	1
大型テント	張	1	1	1	1	1	1	1
プライベートテント(中)	張	3	3	3	3	3	3	3
プライベートテント(大)	張	2	2	2	2	2	2	2
軽量折畳式車椅子	台	2	2	2	2	2	2	2
リヤカー	台	2	2	2	2	2	2	2
レスキューカー	台	1	1	1	1	1	1	1
一式 投光器	発電機	2	2	2	2	2	2	2
	発電機	3	3	3	3	3	3	3
	発電機		2	2	2			
	三脚	3	3	3	3	3	3	3
	ハロゲン	3	3	3	3	3	3	3
	LED		8	8	8			
	コードリール	3	3	3	3	3	3	3
バーナー 炊出し用 セット	バーナー	1	1	1	2	1	1	1
	発電機	1	2	1	2	1	1	2
	灯油(1ℓ×8缶)	1	1	1	1	1	1	1
	コードリール	1	1	1	1	1	1	1
灯油(1ℓ)	個							
釜	式	2	2	2	2	2	2	2
炊き出し用プレート	台	1	1	1	1	1	1	1
調理レンジセット	台	1	1	1	1	1	1	1
炊出し用 PP 袋	袋	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
ネジリッコ	箱	80	80	80	60	80	80	80
ガソリン安全缶(1ℓ)	缶	10	10	10	10	10	10	10
ガソリン安全缶(10ℓ)	缶							
オイル(1ℓ)	缶	1	1	1	1	1	1	1
携行ガスコンロ	個	20	20	20	20	20	20	20
コンロ用ポンペ	本	60	60	60	60	60	60	60

学校名		根津小	千駄木小	汐見小	昭和小	駒本小	駕籠町小	本郷小
鍋セット	組	1	1	1	1	1	1	1
三角巾	枚	100	100	100	100	100	100	100
包帯(1袋10巻)	袋							
包帯(1袋40巻)	袋	3	3	3	3	3	3	3
ガーゼ(1袋12巻)	袋	1	1	1	1	1	1	1
さらし	反	30	30	30	30	30	30	30
子供用おむつ	枚	300	300	300	300	300	300	300
大人用おむつ	枚	300	300	300	300	300	300	300
生理用品	個	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
担架	架	4	4	4	4	4	4	4
遺体収納袋	袋	4	4	4	4	4	4	4
折畳式ベッド	台	7	7	7	7	7	7	7
ヘルメット	個	16	16	16	16	16	16	16
軍手	双	50	50	50	50	50	50	50
ケブラー手袋	双	10	10	10	10	10	10	
防塵マスク	個	50	40	50	50	50	60	50
防水シート	枚	100	100	100	100	100	100	100
拡声器	個	5	5	5	5	5	5	5
ジャッキ(7t)	台	1	1	1	1	1	1	1
ジャッキ(4t)	台	1	1	1	1	1	1	1
油圧爪付ジャッキ(2.5t)	台	1	1	1	1	1	1	1
モンキーレンチ	丁	1	1	1	1	1	1	1
バール	本	5	5	5	5	5	5	5
スコップ	本	5	5	5	5	5	5	5
のこぎり(替刃式)	本	3	3	3	3	3	3	3
のこぎり(折込式)	本	2	2	2	2	2	2	2
ボルトクリッパー	本	5	5	5	5	5	5	5
ロープ(20m)	本	10	10	10	10	10	10	10
ロープ(10m)	本	10	10	10	10	10	10	10
弁慶(万能斧)	個	2	2	2	2	2	2	2
小弁慶(万能斧)	個	2	2	2	2	2	2	2
台車	台	2	2	2	2	2	2	2
掃除機	台	2	2	2	2	2	2	2
ウエットティッシュ	枚	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
清拭タオル	枚	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660
洗面器	個	100	100	100	100	100	100	100
ホーロー式洗面器	個	10	10	10	10	5	10	10
メンディングテープ	箱	10	10	10	10	10	10	10
ビニール袋	枚	200	148	200	200	200	200	200
ビニール手袋	組	250	250	250	500	250	250	150

## 資料編

## 4 備蓄関係

学校名		根津小	千駄木小	汐見小	昭和小	駒本小	駕籠町小	本郷小
旗	式	1	1	1	1	1	1	1
腕章(文京区)	個	50	50	50	50	50	50	50
腕章(文京区・ボランティア)	個	50	50	50	50	50	50	50
ゼッケン(白・赤・青・黄)	組	20	20	20	20	20	20	20
カナテコ	本							
災害特設公衆電話	台	8	11	10	8	8	8	9
トリアージタック	枚	150	150	150	150	150	150	150
工具セット	式	1	1	1	1	1	1	1
のぼり旗(運営本部用)	式	1	1	1	1	1	1	1
ペットゲージ	個	5	5	5	5	5	5	5
※帰宅困難者食料(五日)(100食)	箱				50			50
公衆無線LAN機器(USB給電・ACアダプタ含む)	個	3	3	3	3	3	3	3

学校名		旧元町小	一中	三中	六中	八中	九中	十中
所在地		本郷 1-1-19	小石川 5-8-9	春日 1-9-31	向丘 1-2-2	千駄木 2-19-22	本駒込 3-28-9	千石 2-40-17
面積	m <sup>2</sup>	76.73	64.52	70.56	90.97	63.75	64.71	63.00
	階	地階、外倉庫	1階	1階、外倉庫	地階	1階	1階	1階
物資名	単位							
サバイバルクラッカー (1箱=6缶×20食)	箱	0	0	23	0	0	0	20
	食	0	0	2,760	0	0	0	2,400
リッツクラッカー (1箱=140食)	箱	18	18		18	18	18	
	食	2,520	2,520	0	2,520	2,520	2,520	0
わかめご飯 (1箱=50食)	箱	25	25	24	25	25	24	25
	食	1,250	1,250	1,200	1,250	1,250	1,200	1,250
おかゆ (1箱=50食)	箱	7	7	5	7	7		5
	食	350	350	250	350	350		250
チキンシチュー 1箱=6缶(120食)(オレゴンフリーズドライ社)	箱			23			22	23
	缶			138			132	138
野菜シチュー 1箱=6缶(120食)(オレゴンフリーズドライ社)	箱			22			23	22
	缶			132			138	132
チリソースシチュー 1箱=6缶(120食)(オレゴンフリーズドライ社)	箱			22			22	22
	缶			132			132	132
クリーミー・チキン・シチュー 1箱=6缶(160食)(アルパインエア社)	箱							
	缶							
野菜シチュー 1箱=6缶(160食)(アルパインエア社)	箱							
	缶							
ホワイトシチュー アルファフーズ株式会社 (レトルトタイプ)(1箱=50食)	箱	49	49	49	49	49	49	49
	食	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
粉ミルク(新生児用)	本	40	40	40	40	40	40	40
粉ミルク(9ヶ月以降用)	本	350	350	350	350	350	350	350
粉ミルク(アレルギー対応用)	本	132	132	132	132	132	132	132
水(1.5ℓ) 1箱=8本	箱	6	6		6	6		4
	本	48	48		48	48		32
水(500ml) 1箱=24本	箱				335			
	本				8,040			
梅干(10kg)	樽	1	1	1	1	1	1	1
食塩(1kg)	kg	5	5	5	5	5	4	5
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	4	4	4	4	4	4	4
	個	48	48	48	48	48	48	48
安全ローソク (1箱60本入)	箱	3	3	3	3	3	3	3
	本	180	180	180	180	180	180	180
ローソク	本							
哺乳びん	本	13	13	13	13	13	13	13

## 資料編

## 4 備蓄関係

学校名		旧元町小	一中	三中	六中	八中	九中	十中
哺乳びん用替え乳首	組	13	13	13	13	13	13	13
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	3	3	3
ヘッドランプ	個	15	15	15	15	15	15	15
LED ヘッドライト	個	5	5	5	5	5	5	5
LED ライト	個	6	6	6	6	6	6	6
LED ライト用電池	個	20	20	20	20	20	20	20
乾電池(単3)	本	200	200	200	200	200	200	200
マッチ	箱	20	20	20	20	20	20	20
毛布	※都 (枚)		1,000	760	1,000		1,000	1,000
	区 (枚)	1,000		230		1,000		
床敷物	ゴザ	枚	550			1,000		1,000
	マット	枚	450	1,000	1,000		1,000	1,000
	カーペット	※都 (枚) 区 (枚)						
	エアマット	枚	200	200	200	200	200	200
	エアマット空気入れ	個	8	8	8	8	8	8
保温衣具	枚	200	150	200	550	200	350	150
女性用肌着セット	枚	50	50	70	70	50	70	50
タオル	枚	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,980	2,000
ポリバケツ	個	10	10	10	10	10	10	10
給水袋(30ℓ)	袋	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
給水袋(10ℓ)	袋	32	32	32	32	32	32	32
給水コック	個	15	15	15	15	15	15	15
給水 1t 槽タンク	基	2	1	2	1	2	1	2
手動式浄水器	台	2	2	2	2	2	2	2
五徳セット(はさみ等)	個	6	6	6	6	6	6	6
缶切り	個	10	10	10	10	10	15	10
ティッシュペーパー	箱	30	30	30	30	30	30	30
紙コップ	個	8,000	7,840	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
紙皿	枚	1,000	1,000	1,000	1,200	1,000	950	1,200
スプーン	本							
フォークスプーン	本	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
ラップ	箱	60	56	56	34	56	56	56
ごみ袋(90ℓ)	枚	100	100	120	100	100	100	100
簡易便器	個	30		30	30		30	
便器用収納袋	袋	600		600	600		600	
サニターⅡ(簡易トイレ)	個	30	30	30	30	30	30	30
サニターⅡ用スペア袋	袋	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
マンホール型トイレ	台	1	1	1	1	1	1	1
マンホールシューター	個	1	1	1	1	1	1	1



学校名		旧元町小	一中	三中	六中	八中	九中	十中
マンホールトイレtentセット	組	3	4	3	3	2	3	3
組立式便器(大)	台	2	2	2	2	2	2	2
スベア便槽	個		2		2	2		2
簡易トイレ用テント	張	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ(本体)	台	2	2	2	2	2	2	2
自動ラップ式トイレ(消耗品)(1箱5セット)	箱	2	2	2	2	2	2	2
トイレtペーパー (1箱12ロール)	箱							
	ロール							
トイレtペーパー (1箱48ロール)	箱	4	4	5	5	5	5	5
	ロール	192	192	240	240	240	240	240
テント	張	1	1	1	1	1	1	
大型テント	張		1	1	1	1	1	1
プライベートテント(中)	張	3	3	3	3	3	3	3
プライベートテント(大)	張	2	2	2	2	2	2	2
軽量折畳式車椅子	台	2	2	2	2	2	2	3
リヤカー	台	2	2	2	2	2	2	2
レスキューカー	台	1	1	1	1	1	1	1
一式 投光器	発電機		2	2	2	2	2	2
	発電機		3	3	3	3	3	3
	発電機		2	2		2	2	
	三脚		3	3	3	3	3	3
	ハロゲン		3	3	3	3	3	3
	LED		8	8		8	8	
	コードリール		3	3	3	3	3	3
バーナー 炊出し用 セット	バーナー		1	2	1	1	1	1
	発電機		1	1	1	2	1	2
	灯油(10×8缶)		1	1	1	1	1	1
	コードリール		1	1	1	1	1	1
灯油(10)	個							
釜	式		2	2	2	2	2	2
炊き出し用プレート	台	1	1	1	1	1	1	1
調理レンジセット	台	1	1	1	1	1	1	1
炊出し用PP袋	袋	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
ネジリッコ	箱	80	80	80	80	80	80	80
ガソリン安全缶(10)	缶	10	10	10	10	10	10	10
ガソリン安全缶(100)	缶							
オイル(10)	缶	1	1	1	1	1	1	1
携行ガスコンロ	個	20	20	20	20	20	20	20
コンロ用ボンベ	本	60	60	60	60	60	54	60
鍋セット	組	1	1	1	1	1	1	1

資料編  
4 備蓄関係

学校名		旧元町小	一中	三中	六中	八中	九中	十中
三角巾	枚	100	100	100	100	100	100	100
包帯(1袋10巻)	袋							
包帯(1袋40巻)	袋	3	3	3	3	3	3	3
ガーゼ(1袋12巻)	袋	1	1	1	1	1	1	1
さらし	反	30	30	30	30	30	30	30
子供用おむつ	枚	300	300	300	300	300	300	300
大人用おむつ	枚	300	300	300	300	300	300	300
生理用品	個	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
担架	架	4	4	4	4	4	4	4
遺体収納袋	袋	4	4	4	4	4	4	4
折畳式ベッド	台		7	7	7	7	7	7
ヘルメット	個	16	16	16	16	16	16	16
軍手	双	50	50	50	50	50	50	50
ケブラー手袋	双	10	10	10	10	10	10	10
防塵マスク	個	50	50	50	60	50	50	50
防水シート	枚	100	100	100	100	100	100	100
拡声器	個	5	5	5	5	5	5	5
ジャッキ(7t)	台	1	1	1	1	1	1	1
ジャッキ(4t)	台	1	1	1	1	1	1	1
油圧爪付ジャッキ(2.5t)	台	1	1	1	1	1	1	1
モンキーレンチ	丁	1	1	1	1	1	1	1
バール	本	5	5	5	5	5	5	5
スコップ	本	5	5	5	5	5	5	5
のこぎり(替刃式)	本	2	3	3	3	3	3	3
のこぎり(折込式)	本	1	2	2	2	2	2	2
ボルトクリッパー	本	5	5	5	5	5	5	5
ロープ(20m)	本	10	10	10	10	10	10	10
ロープ(10m)	本	10	10	10	10	10	10	10
弁慶(万能斧)	個	2	2	2	2	2	2	2
小弁慶(万能斧)	個	2	2	2	2	2	2	2
台車	台	2	2	2	2	2	2	2
掃除機	台	2	2	2	2	2	2	2
ウエットティッシュ	枚	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260
清拭タオル	枚	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660
洗面器	個	100	100	90	200	100	100	100
ホーロー式洗面器	個	10	10	10	10	10	10	10
メンディングテープ	箱	10	10	10	10	10	10	10
ビニール袋	枚	200	200	200	200	200	193	200
ビニール手袋	組	250	250	250	250	250	250	250
旗	式	1	1	1	1	1	1	1

学校名		旧元町 小	一中	三中	六中	八中	九中	十中
腕章(文京区)	個	50	50	50	50	50	50	50
腕章(文京区・ボランティア)	個	50	50	50	50	50		50
ゼッケン(白・赤・青・黄)	組	20	20	20	20	20	20	20
カナテコ	本							
災害特設公衆電話	台	9	10	10	10	8	10	10
トリアージタック	枚	150	150	150	150	150	150	150
工具セット	式	1	1	1	1	1	1	1
のぼり旗(運営本部用)	式	1	1	1	1	1	1	1
ペットゲージ	個	5	5	5	5	5	5	5
※帰宅困難者食料(五日)(100食)	箱		30					30
公衆無線LAN機器(USB給電・ACアダプタ含む)	個	3	3	3	3	3	3	3

資料編  
4 備蓄関係

学校名		文林中	茗台中	本郷台 中	音羽中	江戸川橋 体育館	教育 センター	合計
所在地		千駄木 5-25-10	春日 2-9-5	本郷 2-3-23	大塚 1-9-24	小日向 1-7-4	湯島 4-7-10	
面積	m <sup>2</sup>	16.29	36.02	93.90	127.80	65.78	49.28	1,965.92
	階	1階、外 倉庫	地階	1階	地階	地階、 外倉庫	1階	
物資名		単位						
サバイバルクラッカー (1箱=6缶×20食)	箱	26	0	0	0	0	0	191
	食	3,120	0	0	0	0	0	22,920
リッツクラッカー (1箱=140食)	箱		16	18	18	24	18	456
	食	0	2,240	2,520	2,520	3,360	2,520	63,840
わかめご飯 (1箱=50食)	箱	20	25	25	25	18	25	805
	食	1,000	1,250	1,250	1,250	900	1,250	40,250
おかゆ (1箱=50食)	箱	5	5	7	7	5	7	181
	食	250	250	350	350	250	350	9,050
チキンシチュー 1箱=6缶(120食)(オレゴンフリー ズドライ社)	箱	23						185
	缶	138						1,110
野菜シチュー 1箱=6缶(120食)(オレゴンフリー ズドライ社)	箱	22						215
	缶	132						1,290
チリソースシチュー 1箱=6缶(120食)(オレゴンフリー ズドライ社)	箱	22						211
	缶	132						1,266
クリーミー・チキン・シチュー 1箱=6缶(160食)(アルパイ ンエア社)	箱		7			7		49
	缶		42			42		294
野菜シチュー 1箱=6缶(160食)(アルパイ ンエア社)	箱		8			8		56
	缶		48			48		336
ホワイトシチュー アルファフー ズ株式会社 (レトルタイプ)(1箱=50食)	箱	49	49	49	49	49	49	1,617
	食	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450	80,850
粉ミルク(新生児用)	本	40	40	40	40	40	40	1,320
粉ミルク(9ヶ月以降用)	本	350	350	350	350	350	350	11,550
粉ミルク(アレルギー対応用)	本	132	132	132	132	132	132	4,356
水(1.5ℓ) 1箱=8本	箱	1	4	6	6	21	6	153
	本	8	32	48	48	168	48	1,224
水(500ml) 1箱=24本	箱							505
	本							12,120
梅干(10kg)	樽	1	1	2	1	1		33
食塩(1kg)	kg	5	5	7	5	5		164
安全キャンドル (1箱12個入)	箱	4	4	7	4	4		133
	個	48	48	84	48	48		1,596
安全ローソク (1箱60本入)	箱	3	3	3	3	3	3	99
	本	180	180	180	180	180	180	5,980
ローソク	本			60			48	108

学校名		文林中	茗台中	本郷台 中	音羽中	江戸川橋 体育館	教育 センター	合計	
哺乳びん	本	13	13	13	13	13	12	428	
哺乳びん用替え乳首	組	13	13	13	13	13	12	428	
ラジオ付ライト	個	3	3	3	3	3	3	99	
ヘッドランプ	個	15	15	22	15	15	15	510	
LED ヘッドライト	個	5	5	5	5	5		160	
LED ライト	個	6	6	6	6	6	6	198	
LED ライト用電池	個	20	20	20	20	20	24	664	
乾電池(単3)	本	200	200	200	200	200		6,400	
マッチ	箱	20	20	30	20	20	20	1,560	
毛布	※都 (枚)	1,000	380	1,100	1,000			18,690	
	区 (枚)		620	400		1,000	1,000	13,320	
床敷物	ゴザ	枚	1,000	900	1,500	500	1,050	22,630	
	マット	枚					1,000	8,170	
	カーペット	※都 (枚)							2,010
		区 (枚)				500			500
	エアマット	枚	200	200	200	200	200	200	6,600
エアマット空気入れ	個	8	8	8	8	8		256	
保温衣具	枚	300	150	700	150	800	200	13,115	
女性用肌着セット	枚	70	70	70	80	80	70	2,270	
タオル	枚	2,000	2,000	3,000	2,000	2,000	2,000	68,260	
ポリバケツ	個	10	10	15	10	10	10	339	
給水袋(3ℓ)	袋	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	41,250	
給水袋(10ℓ)	袋	32	32	32	32	32	100	1,124	
給水コック	個	15	15	15	15	15		480	
給水 1t 槽タンク	基	3	1	1	2	2	2	56	
手動式浄水器	台	2	2	2	2	2	2	66	
五徳セット(はさみ等)	個	6	6	9	6	6	6	208	
缶切り	個	10	13	15	10	10	10	419	
ティッシュペーパー	箱	30	30	39	30	30	30	1,001	
紙コップ	個	8,000	8,000	12,000	8,000	8,000	8,000	263,832	
紙皿	枚	1,200	1,000	2,000	1,200	1,000	1,000	35,729	
スプーン	本						2,000	2,000	
フォークスプーン	本	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		99,000	
ラップ	箱	56	56	84	56	86	56	1,946	
ごみ袋(90ℓ)	枚	100	100	150	100	100	100	3,835	
簡易便器	個	30		30	30	30		630	
便器用収納袋	袋	600		600	600	600		12,600	
サニターⅡ(簡易トイレ)	個	30	30	30	30	30	30	963	
サニターⅡ用スペア袋	袋	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	39,600	
マンホール型トイレ	台	1	1	1	1	1		32	

## 資料編

## 4 備蓄関係

学校名		文林中	茗台中	本郷台中	音羽中	江戸川橋 体育館	教育 センター	合計
マンホールシューター	個	1	1	1	1	1		32
マンホールトイレテントセット	組	2	3	3	2	2	7	93
組立式便器(大)	台	2	2	3	2	2	2	64
スベア便槽	個	2	2	3	2			38
簡易トイレ用テント	張	2	2	3	1	2	2	65
自動ラップ式トイレ(本体)	台	2	2	2	2	2	2	66
自動ラップ式トイレ(消耗品)(1箱 5セット)	箱	2	2	2	2	2	2	66
トイレトーパー (1箱12ロール)	箱						16	16
	ロール						192	192
トイレトーパー (1箱48ロール)	箱	5	5	10	5	5		155
	ロール	240	240	480	240	240		7,440
テント	張	1	1	1	1		1	29
大型テント	張	1	1	1	1	1	1	31
プライベートテント(中)	張	3	3	3	3	3	3	99
プライベートテント(大)	張	2	2	2	2	2	2	66
軽量折畳式車椅子	台	2	2	3	3	3	2	69
リヤカー	台	2	2	3	1	2	2	61
レスキューカー	台	1	1	1	1	1	1	32
一 式 投 光 器	発電機	2	2	3	2	2	5	70
	発電機	3	3	3	3	3		96
	発電機			2	2		2	32
	三脚	3	3	4	3	3	3	100
	ハロゲン	3	3	4	3	3	3	100
	LED			8	8		8	128
	コードリール	3	3	4	3	3		97
バー ナー 炊 出 し 用 セ ット	バーナー	1	1	2	1		1	33
	発電機	2	1	2	2	1	1	41
	灯油(10×8缶)	1	1	1	1	1	1	33
	コードリール	1	1	2	1		1	28
灯油(10)	個					8	8	
釜	式	2	2	4	2			57
炊き出し用プレート	台	1	1	2	2	1		34
調理レンジセット	台	1	1	1	1	1	1	34
炊出し用PP袋	袋	20,000	16,000	24,000	16,000	16,000	16,000	538,000
ネジリッコ	箱	80	80	130	81	80	80	2,639
ガソリン安全缶(10)	缶	10	10	10	10	10		320
ガソリン安全缶(100)	缶						1	1
オイル(10)	缶	2	1	2	1	1	1	36
携行ガスコンロ	個	20	20	30	20	20	20	680
コンロ用ポンプ	本	60	60	90	60	60	180	2,154

学校名		文林中	茗台中	本郷台 中	音羽中	江戸川橋 体育館	教育 センター	合計
鍋セット	組	1	1	1	1	1		32
三角巾	枚	100	100	150	100	100	100	3,370
包帯(1袋10巻)	袋						12	12
包帯(1袋40巻)	袋	3	3	3	3	3		99
ガーゼ(1袋12巻)	袋	1	1	2	1	1	12	45
さらし	反	60	30	45	30	30	30	1,060
子供用おむつ	枚	300	300	400	300	300	348	10,148
大人用おむつ	枚	300	300	300	300	300	300	9,900
生理用品	個	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	35,000
担架	架	4	4	4	4	4	3	134
遺体収納袋	袋	4	4	4	4	4	4	132
折畳式ベッド	台	7	5	10	5	5		195
ヘルメット	個	16	16	16	16	16	15	527
軍手	双	100	50	150	50	50	50	1,900
ケブラー手袋	双	10	10	10	10	10	10	320
防塵マスク	個	50	50	40	50	50	1	1,621
防水シート	枚	100	100	150	100	100	100	3,420
拡声器	個	5	5	6	5	5	5	167
ジャッキ(7t)	台	1	1	1	1	1		32
ジャッキ(4t)	台	1	1	1	1	1		33
油圧爪付ジャッキ(2.5t)	台	1	1	1	1	1		32
モンキーレンチ	丁	1	1	1	1	1	1	33
パール	本	5	5	8	5	5	5	170
スコップ	本	5	5	8	5	5	5	170
のこぎり(替刃式)	本	3	3	5	3	3	3	101
のこぎり(折込式)	本	2	2	3	2	2	2	67
ボルトクリッパー	本	5	5	8	5	5	5	170
ロープ(20m)	本	10	10	15	10	10	10	341
ロープ(10m)	本	10	10	15	10	10	10	341
弁慶(万能斧)	個	2	2	3	2	2	2	68
小弁慶(万能斧)	個	2	2	3	2	2	2	68
台車	台	2	2	3	2	2	4	68
掃除機	台	2	2	2	2	2	2	67
ウエットティッシュ	枚	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,000	41,320
清拭タオル	枚	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660	120,780
洗面器	個	100	100	150	100	100	100	3,490
ホーロー式洗面器	個	10	10	10	10	10	10	330
メンディングテープ	箱	10	10	10	10	10	10	330
ビニール袋	枚	200	88	300	200	200	200	6,529
ビニール手袋	組	250	250	500	500	250	300	9,500

## 資料編

## 4 備蓄関係

学校名		文林中	茗台中	本郷台中	音羽中	江戸川橋 体育館	教育 センター	合計
ビニール手袋	組	250	250	500	500	250	300	9,500
旗	式	1	1	1	1	1		33
腕章(文京区)	個	50	50	150	50	50		1,800
腕章(文京区・ボランティア)	個	50	50			50		1,400
ゼッケン(白・赤・青・黄)	組	20	20	30	20	20		680
カナテコ	本							0
災害特設公衆電話	台	10	10	8	8	10		286
トリアージタック	枚	150	180	150	150	150		4,830
工具セット	式	1	1	1	1	1	1	33
のぼり旗(運営本部用)	式	1	1	1	1	1		32
ペットゲージ	個	5	5	5	5	5	5	165
※帰宅困難者食料(五目)(100食)	箱			50				230
公衆無線LAN機器(USB給電・ACアダプタ含む)	個	3	3	3	3	3	3	102



## 第47 福祉避難所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表

倉庫名		文京大塚 みどりの 郷	文京 くすのき の郷	文京 白山の 郷	文京 千駄木 の郷	ゆしまの 郷	小石川 福祉作 業所	大塚 福祉作 業所	福祉 センター (リアン文 京)
所在地		大塚 4-50-1	大塚 4-18-1	白山 5-16-3	千駄木 5-19-2	湯島 3-29-10	小石川 3-30-6	大塚 4-50-1	小日向 2-16-15
配置		H25	H25	H25	H25	H25	H25	H25	H26
物資名	単位								
わかめごはん	食						123	324	816
おかゆ	食	108	243	123	195	180	123	324	816
水 1.5ℓ	本	72	162	82	130	120	164	390	1088
携行ガスコンロ	個	2	4	3	3	3	4	11	16
ボンベ(コンロ・発電機 用)	本	30	36	33	33	33	36	51	144
鍋	個	4	4	4	4	4	4	4	
大人用おむつ	枚	324	729	369	585	540			630
紙おむつパット	枚								450
大人用おむつ(S)	枚								
大人用おむつ(M)	枚								
大人用おむつ(L)	枚								
紙おむつ子ども用	枚								256
ポータブルトイレ(介護 用)	台								
簡易トイレ	個	2	4	3	3	3	4	11	16
簡易トイレ スペア用	枚	100	100	100	100	100	100	100	400
トイレトーパー	ロール								
発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	4
発電機用オイル	本	1	1	1	1	1	1	1	1
コードリール	台								
LED投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	4
濃厚流動食 A	食	54	121	61	97	90			
濃厚流動食 B	食	54	122	62	98	90			
災害用食器セット	組	1	1	1	1	1	1	1	6
ラップ(30cm×20m)	個	5	5	5	5	5	5	5	
ラップ(30cm×75m)	個								20
毛布	枚	20	44	16	37	21	59	130	544
エアマットレス		20	44	16	37	21	59	130	544
エアマットレス用ポンプ	枚	2	5	2	4	3	6	13	28
アルミマット	枚								
ふとんマット	枚								
サバイバルブランケット	枚	16	37	25	28	39	23	86	
折りたたみ式ベット	台	3	3	3	3	3	3	3	12
タオル	枚	60	60	60	60	60	60	60	600
ボックスティッシュ	箱	15	15	15	15	15	15	15	60
ごみ袋(90ℓ)	枚	100	100	100	100	100	100	100	400
懐中電灯(LED)	個	2	2	2	2	2	2	2	8
ランタン(LED)	台								
ラジオ	台	2	2	2	2	2	2	2	8
乾電池(単1)	本								
乾電池(単3)	本	56	56	56	56	56	56	56	192
折りたたみ式ポリタンク (10ℓ)	個	5	5	5	5	5	5	5	164
マスク	枚	150	150	150	150	150	150	150	600
ゴム手袋(S.M.L)	枚	300	300	300	300	300	300	300	1,200
口腔ケア ウエットシート	枚	300	300	300	300	300	300	300	1,200

## 資料編

## 4 備蓄関係

倉庫名		文京大塚 みどりの 郷	文京 くすのき の郷	文京 白山の 郷	文京 千駄木 の郷	ゆしまの 郷	小石川 福祉作 業所	大塚 福祉作 業所	福祉 センター (リアン文 京)
手指消毒剤	本	3	3	3	3	3	3	3	12
生理用品	枚	84	84	84	84	84	84	84	264
圧縮下着(女性・男性)	組	20	20	20	20	20	20	20	40
ウエットティッシュ	枚	300	300	300	300	300	300	300	1,200
応急セット	箱	1	1	1	1	1	1	1	4
ベスト(赤・青・黄)	枚								
携帯型酸素ボンベ	本								20
ストーマ用品袋(消化器系)	枚								150
ストーマ用品袋(尿路系)	枚								20
ストーマ用品袋(はさみ)	個								5
ストーマ用品袋(洗浄用品)	パック								170
ガーゼ	枚								900
4点杖	本								5
杖	本								50
簡易筆談器	個								5
白杖	本								30
マンホールトイレセット	セット								10
ネブライザ	台								2
電気式たん吸引器	台								2
特殊マット	枚								10
担架	台								2
プライベートパーティション	セット								5
公衆無線LAN機器(USB給電・ACアダプタ含む)	個	3	3	3	3	3	3	3	3

倉庫名		あけぼし	向丘高 齢者在 宅サー ビスセン ター	昭和高 齢者在 宅サー ビスセン ター	湯島高 齢者在 宅サー ビスセン ター	本郷高 齢者在 宅サー ビスセン ター	音羽 えびす の郷	洛和ヴィ ラ文京 春日	合計
所在地		小石川 5-11-8	向丘 2-22-9	本駒込 2-28-31	湯島 2-28-14	本郷 4-21-2	音羽 1-22-14	春日 1-9-21	計 15 か所
配置		H27	H28	H28	H28	H29	H29	H29	
物資名	単位								
わかめごはん	食		50	100	100	150	78	39	1,780
おかゆ	食	36	48	51	60	126	78	39	2,550
水 1.5ℓ	本	24	64	68	80	168	104	52	2,768
携行ガスコンロ	個	1	2	2	2	5	3	2	63
ボンベ(コンロ・発電機 用)	本	37	30	30	30	39	33	30	625
鍋	個	4							32
大人用おむつ	枚	108							3,285
紙おむつパット	枚								450
大人用おむつ(S)	枚		34				68	34	136
大人用おむつ(M)	枚		60				90	60	210
大人用おむつ(L)	枚		52				78	26	156
紙おむつ子ども用	枚								256
ポータブルトイレ(介護 用)	台		1	1	1		1	1	5
簡易トイレ	個	2							48
簡易トイレ スペア用	枚	100	500	500	500	1,300	800	400	5,200
トイレトーパー	ロール		60				60	60	180
発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	18
発電機用オイル	本	1	1	1	1	1	1	1	15
コードリール	台		1	1	1	1	1	1	6
LED投光器	台		1	1	1	1	1	1	17
濃厚流動食 A	食	12							435
濃厚流動食 B	食	12							438
災害用食器セット	組	1	1						15
ラップ(30cm×20m)	個	5	15				15	15	85
ラップ(30cm×75m)	個								20
毛布	枚	8	32	34	40	84	52	26	1,147
エアマットレス		8	16	17	20	42	26	13	1,013
エアマットレス用ポンプ	枚	1	2	2	2	4	3	2	79
アルミマット	枚		16				26	13	55
ふとんマット	枚		16				26	13	55
サバイバルブランケット	枚	4	32	34	40	84	52	26	526
折りたたみ式ベット	台	3							36
タオル	枚	60	80				120	60	1,340
ボックスティッシュ	箱	15	15				15	15	225
ごみ袋(90ℓ)	枚	100	100	100	100	100	100	100	1,800
懐中電灯(LED)	個	2	5	5	5	5	5	5	54
ランタン(LED)	台		3	3	3	3	3	3	18
ラジオ	台	2	2	2	2	2	2	2	36
乾電池(単1)	本		28	28	28	28	28	28	168
乾電池(単3)	本	56	56	56	56	56	56	56	976
折りたたみ式ポリタンク (10ℓ)	個	5	5	5	5	5	5	5	234
マスク	枚	150	150				150	150	2,250
ゴム手袋(S.M.L)	枚	300	300				300	300	4,500

## 資料編

## 4 備蓄関係

倉庫名		あけぼし	向丘高 齢者在 宅サー ビスセン ター	昭和高 齢者在 宅サー ビスセン ター	湯島高 齢者在 宅サー ビスセン ター	本郷高 齢者在 宅サー ビスセン ター	音羽 えびす の郷	洛和ヴィ ラ文京 春日	合計
口腔ケア ウエットシート	枚	300	300				300	300	4,500
手指消毒剤	本	3	3				3	3	45
生理用品	枚	84	36	36		56	56	56	1,176
圧縮下着(女性・男性)	組	20	40	40	40	100	30	20	470
ウエットティッシュ	枚	300	1,000				1,000	1,000	6,600
応急セット	箱	1	1				1	1	15
ベスト(赤・青・黄)	枚		15	15	15	15	15	15	90
携帯型酸素ボンベ	本								20
ストーマ用品袋(消化器系)	枚								150
ストーマ用品袋(尿路系)	枚								20
ストーマ用品袋(はさみ)	個								5
ストーマ用品袋(洗浄用品)	パック								170
ガーゼ	枚								900
4点杖	本								5
杖	本								50
簡易筆談器	個								5
白杖	本								30
マンホールトイレセット	セット								10
ネブライザ	台								2
電気式たん吸引器	台								2
特殊マット	枚								10
担架	台								2
プライベートパーティション	セット								5
公衆無線LAN機器(USB給電・ACアダプタ含む)	個	3							27

## 第48 妊産婦乳児救護所併設備蓄倉庫の備蓄物資一覧表

倉庫名		跡見学園 女子大学	貞静学園 短期大学	東洋学園 大学	日本女子 大学	合計
所在地		大塚 1-5-2	小日向 1-26-13	本郷 1-26-3	目白台 2-8-1	計4か所
物資名	単位					
粉ミルク(普通)	本	1,960	1,960	1,960	1,960	7,840
アレルギー対応粉ミルク (ミルフィーHP)	本	672	672	672	672	2,688
アレルギー対応粉ミルク (エレメンタルフォーミュラ)	本	90	90	90	90	360
水 1.5ℓ	本	1,140	1,140	1,140	1,140	4,560
一日セット	セット	480	480	480	480	1,920
紙おむつ(新生児用)	枚	816	816	816	816	3,264
紙おむつ(Sサイズ)	枚	868	868	868	868	3,472
紙おむつ(Mサイズ)	枚	850	850	850	850	3,400
おしりふき	枚	5,040	5,040	5,040	5,040	20,160
ウェットティッシュ	枚	6,400	6,400	6,400	6,400	25,600
哺乳瓶	個	80	80	80	80	320
洗口液	本	10	10	10	10	40
毛布	枚	160	160	160	160	640
エアマット	枚	160	160	160	160	640
給水袋(3ℓ)	枚	160	160	160	160	640
トイレセット	箱	8	8	8	8	32
分娩セット A	セット	5	5	5	5	20
分娩シーツ (1枚)						
胎盤受けシーツ (1枚)						
ディスポ膿盆 (1個)						
ガーゼ (10枚)						
カット綿 (10枚)						
臍帯クリップ (2個)						
はさみ (1本)						
手術手袋 (1双)						
ディスポガウン (1枚)						
ディスポ脚袋 (1組)						
分娩セット B	セット	5	5	5	5	20
大人用おむつ (2枚)						
オサンパット M (10枚)						
オサンパット L (5枚)						
生理用ナプキン夜用 (11枚)						
生理用ナプキン普通用 (40枚)						
アルコール綿 (25包)						
新生児用肌着 (長袖・半袖各2枚)						
綿棒 (50本)						
バスタオル (1枚)						
フェイスタオル (1枚)						
晒布 (1反)						

## 資料編

## 4 備蓄関係

倉庫名		跡見学園 女子大学	貞静学園 短期大学	東洋学園 大学	日本女子 大学	合計
処置器具 A	セット	1	1	1	1	4
	羊水吸引カテーテル (5 本)					
	導尿カテーテル (6 本)					
	ヘルフクレンメ (5 個)					
	アルコール消毒剤 (1 本)					
	滅菌ゴム手袋 (100 双)					
	滅菌ガーゼ (100 双)					
	はさみ (1 本)					
	ポアテープ (2 本)					
	湯たんぽ (2 個)					
	使い捨てマスク (5 箱)					
	ラップ (5 本)					
	アルコール綿 (5 箱)					
処置器具 B	セット	1	1	1	1	4
	輸液セット (5 セット)					
	三方活栓付延長チューブ (5 本)					
	静脈留置針 (5 本)					
	針固定用テープ (35 枚)					
	針付注射器 (5 本)					
	腔鏡 (5 本)					
	セッシン (5 本)					
体重計	台	1	1	1	1	4
聴診器	台	1	1	1	1	4
血圧計	台	1	1	1	1	4
体温計	本	1	1	1	1	4
メジャー	本	1	1	1	1	4
超音波ドプラ	台	1	1	1	1	4
アンビューバック(成人用・新生児用)	台	1	1	1	1	4
酸素ポンベ	本	1	1	1	1	4
ポンベ架台	台	1	1	1	1	4
減圧弁	個	1	1	1	1	4
酸素マスク	セット	1	1	1	1	4
	成人用 (5 個)					
	新生児用 (5 個)					
薬剤等	セット	1	1	1	1	4
	子宮収縮止血剤					
	輸液用製剤					
	新生児出血性疾患予防薬					
	点眼用抗生剤					
	鉄分補給用錠剤					
	消毒剤					
ラジオライト	本	3	3	3	3	12
乾電池	本	100	100	100	100	400
やかん	個	4	4	4	4	16
両手鍋	個	4	4	4	4	16
カセットコンロ	台	8	8	8	8	32
カセットボンベ	本	96	96	96	96	384
紙コップ	個	1,600	1,600	1,600	1,600	6,400
フォークスプーン	本	500	500	500	500	2,000
ペーパータオル	パック	15	15	15	15	60
ゴミ袋 (90ℓ)	枚	50	50	50	50	200

倉庫名		跡見学園 女子大学	貞静学園 短期大学	東洋学園 大学	日本女子 大学	合計
ゴミ袋(45ℓ)	枚	100	100	100	100	400
食器用洗剤	本	5	5	5	5	20
肌着	セット	160	160	160	160	640
新生児用肌着(2枚組)	セット	80	80	80	80	320
公衆無線LAN機器(USB給電・ACアダプタ 含む)	個	3	3	3	3	12

### 第49 警察・消防資器材備蓄保有状況

(平成30年10月1日現在)

倉庫名	所在地	麻袋 (枚)	ツルハシ (丁)	スコップ (丁)	掛矢 (個)	のこぎり 鋸 (個)	なた 鉈 (個)	ペンチ (個)
富坂警察署倉庫	小石川 2-14-2	50	10	10	6	5	3	2
大塚警察署倉庫	音羽 2-12-26	50	4	8	2	5	3	2
本富士警察署倉庫	本郷 7-1-7	50	5	18	5	6	4	4
駒込警察署倉庫	本駒込 2-28-18	10	10	20	6	10	2	4
小石川消防署倉庫	白山 3-3-1	1,200	20	147	12	5	0	3
本郷消防署倉庫	本郷 7-1-11	1,800	13	102	7	5	0	4
計		3,160	62	305	38	36	12	19

### 第50 消防非常用救護資器材（小石川・本郷）備蓄保有状況

(平成30年10月1日現在)

品名	数量	品名	数量
担架	20 基	巻軸包帯	0 個
三角巾	2,500 個	救急絆創膏	100 包
創面消毒剤	50 個	梯状副子	500 本
救急包帯	中	直剪刀	47 丁
	小	軽便洗眼器	110 個
滅菌ガーゼ	3,000 包	携行かん (ポリタンク20リットル)	16 個



## 第51 災害用医療資器材の保有状況

### 1 災害用医療資材セット（通称7点セット）

#### （1）セット1組の名称・内容品の品目数

セ ッ ト 名	箱の数	内容品目数	備 考
蘇 生 セ ッ ト	1	35	
創 傷 セ ッ ト	1	18	
熱 傷 セ ッ ト	1	15	
骨 折 セ ッ ト	3	14	1、2、3号箱
輸 血 ・ 輸 液 セ ッ ト	2	20	1、2号箱
緊 急 医 薬 品 セ ッ ト	1	26	
雑 品 セ ッ ト	1	18	

#### （2）整備組数 3組

#### （3）設置場所（平成24年6月現在）

- ① 文京区シビックセンター備蓄倉庫（春日1-16-21） 1組  
 ② 文京スポーツセンター備蓄倉庫（大塚3-29-2） 2組

### 2 救急医療セット（通称JM-8）

#### （1）セット1組の名称・内容品の品目数

セ ッ ト 名	箱の数	内容品目数	備 考
蘇 生 セ ッ ト	2	44	1、2号箱
創傷・耳鼻科眼科セット	1	29	
熱 傷 セ ッ ト	1	17	
骨 折 セ ッ ト	1	20	
輸 液 ・ 助 産 セ ッ ト	1	20	
補 充 セ ッ ト	1	26	
救 急 医 薬 品 セ ッ ト	1	37	

#### （2）整備組数 3組

#### （3）保管場所

- ① 文京シビックホール健康センター（春日1-16-21） 1組  
 ② 保健サービスセンター本郷支所（千駄木5-20-18） 1組  
 ③ 文京スポーツセンター備蓄倉庫（大塚3-29-2） 1組

**3 新外科セット****(1) セット1組の名称・内容品の品目数**

セ ッ ト 名	箱の数	内容品目数	備 考
救 急 外 科 セ ッ ト	2	52	1、2号箱

**(2) 整備組数 6組****(3) 保管場所**

- ① 小石川医師会事務所（小石川5-6-9） 3組
- ② 文京区医師会事務所（千駄木1-13-9） 1組
- ③ 大塚診療所（湯島3-31-6） 1組

**4 歯科セット****(1) セット1組内容品目数 60****(2) 整備組数 3組****(3) 保管場所**

- ① 文京シビックセンター8階倉庫（春日1-16-21） 1組
- ② 文京シビックセンター健康センター（春日1-16-21） 2組

**5 陰圧テント****(1) 整備組数 2張****(2) 保管場所**

- ① 文京スポーツセンター（春日3-29-2） 1張
- ② 保健サービスセンター本郷支所（千駄木5-20-18） 1張

## 第52 水防用備蓄資器材一覧表

(平成30年10月1日現在)

品名	呼称	規格	道路課 地下3F 倉庫	同心町 土木詰 所	江戸川 水防倉 庫	千駄木 土木詰 所	音羽 資材置 場	合計
土のう袋	枚	480mm×620mm	5,400	0	1,000	4,000	5,000	15,400
トラロープ	巻	9mm×200m	5	0	2	2	0	9
鉄線	kg	2.8mm×25kg	1	0	2	1	0	4
釘	kg	9cm 4kg	0	1	2	0	0	3
釘	kg	15cm 4kg	0	1	2	0	0	3
スコップ	丁	大スコ	5	25	30	86	0	146
スコップ	丁	角スコ	50	86	35	192	0	363
スコップ	丁	剣スコ	20	145	30	189	0	384
斧	丁		5	0	4	5	0	14
とび口	本		3	2	2	2	0	9
つるはし	丁		2	10	38	44	0	94
排水ポンプ	両	台車付き	2	0	0	0	0	2
SPパイル	本		350	400	275	0	0	1,025
かけや	丁		1	8	7	14	0	30
のこぎり	丁		3	0	3	2	0	8
ペンチ	丁		5	0	4	0	0	9
鎌	丁		2	0	4	3	0	9
バール	本		6	0	8	1	0	15
ワイヤーカッター	丁		2	0	0	1	0	3
しの	丁		5	0	5	0	0	10
げんとう	丁		20	0	56	13	0	89
ビニールシート	枚	ブルー 2.7m× 2.7m	8	0	0	0	0	8
ビニールシート	枚	ブルー 3.6m× 5.4m	10	0	2	2	0	14
土留鋼鉄	枚		50	10	60	50	0	170
なた	丁		1	0	2	0	0	3
塩化カルシウム	袋		0	547	30	70	300	947
スナダン	台		0	23	0	0	0	23
排水ポンプ	台	フレキ式	6	0	0	0	0	6
土留パイル	本		60	20	50	40	0	170
大ハンマー	丁		2	1	2	1	0	6
手袋	双	軍手	360	0	120	24	0	504
手袋	双	軍手 (滑り止 め付き)	36	0	0	0	0	36
ゴム手袋	双		20	0	0	0	0	20
大バール	丁		0	0	2	0	0	2
投光機	台		5	0	0	0	1	6
発電機	台		5	0	0	0	1	6
鉄パイプ アングル	個	固定	0	0	17	0	0	17
鉄パイプ アングル	個	自在	0	0	7	0	0	7
鉄パイプ アングル	個	固定ベース	0	0	18	0	0	18
鉄筋カッター	台		0	0	2	0	0	2
先細鉄パイル	本		0	0	20	0	0	20
道板	枚		0	30	0	0	0	30
丸太	本		0	30	0	0	0	30
コンクリート台座	個		0	15	0	0	0	15
水中ポンプ	台	電動	5	0	0	0	0	5

第53 水害対策用土のう堆積場所一覧表

(平成30年10月1日現在)

No.	設置場所	袋数	備考
1	関口一丁目23 (江戸川橋バス停横)	80	土のうステーション
2	関口一丁目21 (華水橋右岸下流)	80	土のうステーション
3	関口一丁目18 (掃部橋右岸下流)	80	土のうステーション
4	関口一丁目18 (古川橋右岸上流)	80	土のうステーション
5	水道二丁目5 (石切橋左岸下流植込内)	80	土のうステーション
6	水道二丁目1 (小桜橋左岸上流)	80	土のうステーション
7	水道一丁目3 (中ノ橋左岸下流植込内)	80	土のうステーション
8	後楽二丁目16 (新隆慶橋左岸上流)	160	土のうステーション
9	後楽二丁目3 (隆慶橋脇左岸下流)	160	土のうステーション
10	後楽二丁目3 (隆慶橋左岸下流)	80	土のうステーション
11	後楽一丁目1 (後楽園歩道橋下)	80	土のうステーション
12	大塚四丁目2 (健生病院前歩道)	160	土のうステーション
13	小石川五丁目41 (播磨坂最下部)	80	土のうステーション
14	後楽一丁目8 (小石川運動場内)	300	施錠あり (町会管理)
15	根津一丁目17 (八重垣第一児童遊園内)	70	施錠あり (町会管理)
16	根津二丁目27 (都道拡張予定地内)	300	施錠あり (町会管理)
17	本駒込四丁目35 (勤労福祉会館)	160	土のうステーション
18	音羽一丁目18 (首都高高架下)	80	土のうステーション
19	音羽一丁目19 (関口台公園前)	80	土のうステーション
20	音羽一丁目23 (第一自転車保管所横)	80	土のうステーション
21	音羽一丁目23 (関口三丁目公園前)	80	土のうステーション
22	千駄木二丁目1 (千駄木二丁目交差点)	80	
23	本駒込四丁目36 (不忍通り歩道)	80	土のうステーション
24	本駒込四丁目40 (道坂下交差点歩道)	240	土のうステーション
25	千駄木三丁目48 (道灌山下交差点歩道)	80	土のうステーション
26	千駄木三丁目37 (団子坂下交差点歩道)	80	土のうステーション
27	音羽資材置き場	1000	
28	千駄木土木詰所	300	
29	シビックセンター地下3階	80	
計		4370	

## **5 情報連絡体制等**



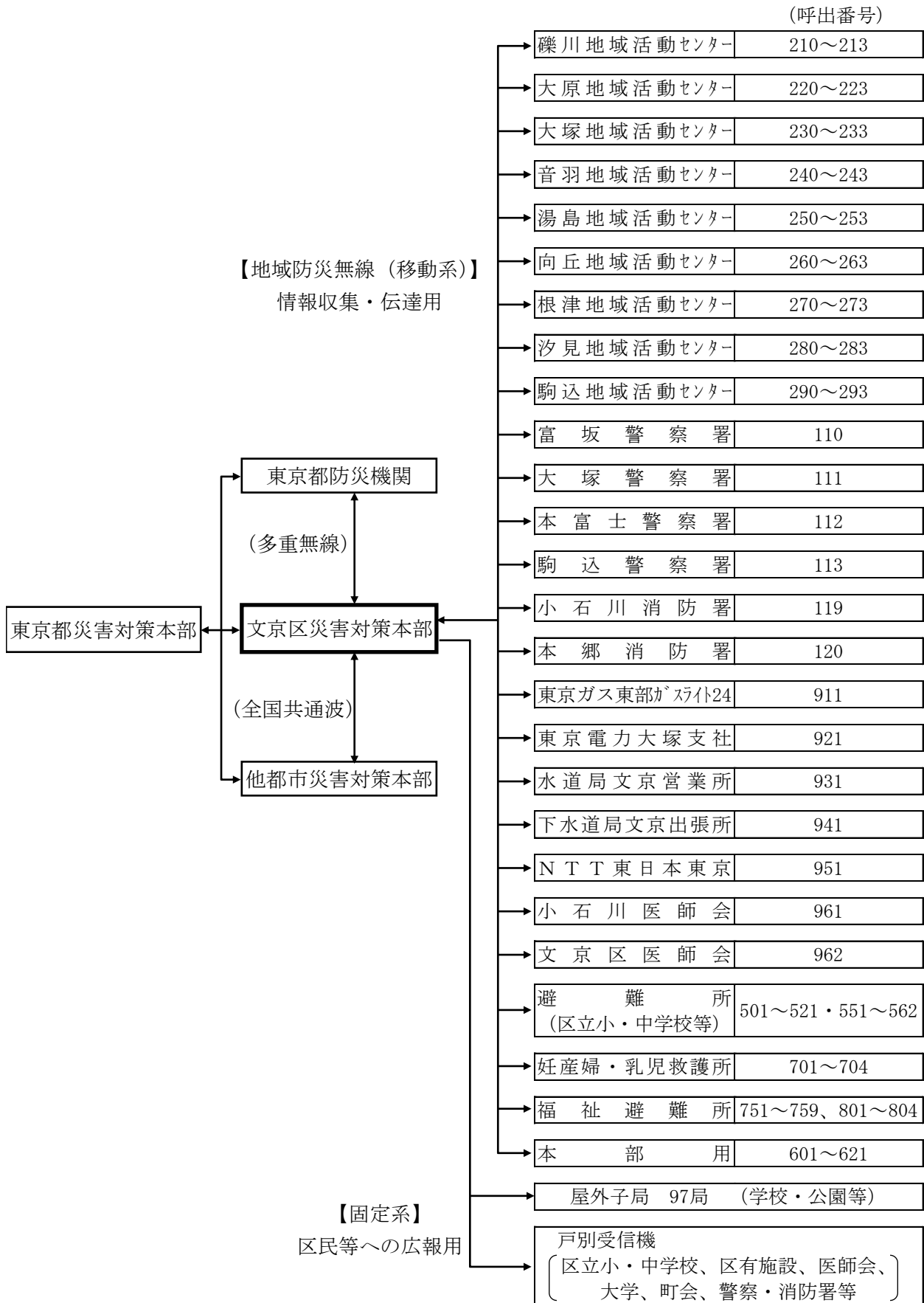
## 第54 屋外スピーカー設置場所一覧表

(平成30年10月1日現在)

NO	設置場所	住所	NO	設置場所	住所
1	区役所庁舎	春日1-16-21	52	誠之小学校	西片2-14-6
2	後楽公園	後楽1-6	53	向丘一丁目児童遊園	西片1-10
3	小石川運動場	後楽1-8-23	54	アカデミー向丘	向丘2-5-7
4	洛和ヴィラ文京春日	春日1-9-21	55	駒本小学校	向丘2-37-5
5	柳町小学校	小石川1-23-16	56	東京大学情報基盤センター	弥生2-11-6
6	礪川小学校	小石川2-13-2	57	根津小学校	根津1-14-3
7	防災課保管	—	58	汐見小学校	千駄木2-19-23
8	指ヶ谷小学校	白山2-28-4	59	須藤公園	千駄木3-4
9	白山四丁目第2児童遊園	白山4-4	60	千駄木児童遊園	千駄木5-17
10	白山公園	白山5-31	61	千駄木小学校	千駄木5-44-2
11	明化小学校	千石1-13-9	62	本駒込一丁目第2児童遊園	本駒込1-16
12	林町小学校	千石2-36-3	63	本駒込南児童館	本駒込3-11-14
13	千石にじの家	千石4-1-2	64	第九中学校	本駒込3-28-9
14	宮下公園	千石4-23	65	みずほ銀行動坂支店	千駄木4-7-8
15	駕籠町小学校	本駒込2-29-6	66	富士前公園	本駒込5-17
16	金富小学校	春日2-6-15	67	神明北公園	本駒込5-67
17	小石川四丁目児童遊園	小石川4-13	68	六義公園運動場	本駒込6-16-10
18	小石川図書館	小石川5-9-20	69	白山五丁目児童遊園	白山5-12
19	水道端図書館	水道2-16-14	70	藍染保育園	根津2-34-15
20	小日向台町小学校	小日向2-3-8	71	真砂中央図書館	本郷4-8-15
21	音羽中学校	大塚1-9-24	73	神明公園	本駒込4-13
22	音羽中学校校庭	大塚2-2	74	根津二丁目第2児童遊園	根津2-13
23	窪町小学校	大塚3-2-3	75	筑波大学付属視覚特別支援学校	目白台3-27-3
25	窪町東公園	大塚3-30	76	江戸川公園	関口2-1
26	大塚小学校	大塚4-1-7	77	向丘二丁目第2児童遊園	向丘2-12
27	大塚公園	大塚4-49	78	拓殖大学	小日向3-4-14
28	青柳小学校	大塚5-40-18	79	日本女子大学	目白台2-8-1
29	大塚五丁目児童遊園	大塚5-16-19	80	東都文京病院	湯島3-5-7
30	大塚児童館	大塚6-22-19	81	東京大学工学部5号館	本郷7-3-1
31	水道交流館跡地	水道2-9-6	82	本駒込二丁目第2児童遊園	本駒込2-12
32	関口一丁目児童遊園	関口1-9-16	83	東京大学本部管理棟	本郷7-3-1
33	肥後細川庭園	目白台1-1	84	古川橋	関口1-18
34	目白台1-16遊び場	目白台1-16	85	小桜橋	水道1-4
35	関口台町小学校	関口2-6-1	86	白鳥橋	後楽2-23
36	音羽地域活動センター	音羽1-22-14	87	隆慶橋	後楽2-7
37	目白台三丁目児童遊園	目白台3-15	88	日火江戸川橋ビル	関口1-45
38	音羽地域活動センター跡地	目白台3-4-11	89	小石川植物園管理棟	白山3-7-1
39	旧元町小学校	本郷1-1-19	90	小石川植物園	白山3-7-1
40	桜蔭学園	本郷1-5-25	91	グリーンコーポ第2	大塚5-11-1
41	J E I 本郷ビル	本郷2-38-16	92	茗台中学校	春日2-9-5
42	J F Aハウス(日本サッカー協会)	本郷3-10-15	93	西原町児童遊園	千石4-34
43	台町児童遊園	本郷5-13	94	清和公園	本郷4-22
44	本郷消防署	本郷7-1-11	95	江戸川橋体育館	小日向1-7-4
45	東京大学大講堂	本郷7-3-1	96	朝日信用金庫根津支店	千駄木2-44-3
46	お茶の水公園横	湯島1-4	97	文京学院大学女子高等学校	本駒込6-18-3
47	湯島小学校	湯島2-28-14	98	東洋女子高等学校	千石3-29-8
49	湯島ハイタウン	湯島4-6	99	ドン・キホーテ後楽園店	本郷1-33
50	医療法人社団同友会	西片1-15-10	100	瀧野川信用金庫白山支店	白山2-38-11
51	西片公園	西片2-3	101	丸山町遊び場	千石3-39

※設置子局数(屋外スピーカー) 97局(欠番24・48・72)、7は防災課保管

第55 区災害対策本部を中心とする無線系統図





## 第56 広報文例

### 1. 警戒宣言が発せられたときの文京区長コメント案文

こちらは文京区災害対策本部長です。ただいま内閣総理大臣から、東海地震に係る警戒宣言が発せられました。地震が発生した場合の文京区の予想震度は、5強から5弱程度であり、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

ただいま区、警察、消防署などの防災機関は、災害対策本部を設置し、混乱の防止と被害を最小限にとどめるための対策に努力しています。

誤報にまどわされることなくラジオ、テレビ等の報道に注意し、落ち着いて行動するようにお願いします。

### 2. 警戒宣言が発せられたときの東京都知事コメント案文

都民の皆様、東京都知事〇〇〇〇です。

内閣総理大臣から、東海地震に係る「警戒宣言」が発せられております。

東海地震が発生した場合、地震防災対策強化地域に指定されている新島村、神津島村、三宅村については津波の襲来が心配されますので十分に注意してください。その他の島しょ地域についても津波には十分注意してください。

都内のその他の地域の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きいゆれがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、家具の固定等も行ってください。

東京都と各区市町村においては、すでに警戒本部等を設置しております。

地震が何時起きてもいいように、応急対策の体制を確立しておりますからご安心ください。

地震が起きましてもあわてずに落ちついて行動してください。

### 3. 警戒宣言及び国民に対する呼びかけ

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等の異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

資料編

5 情報連絡体制等

強化地域内の居住者、潜在者及び事業所は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ちついて行動してください。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。

地震予知情報のくわしい内容については、気象庁長官に説明させますがラジオ、テレビに注意してください。

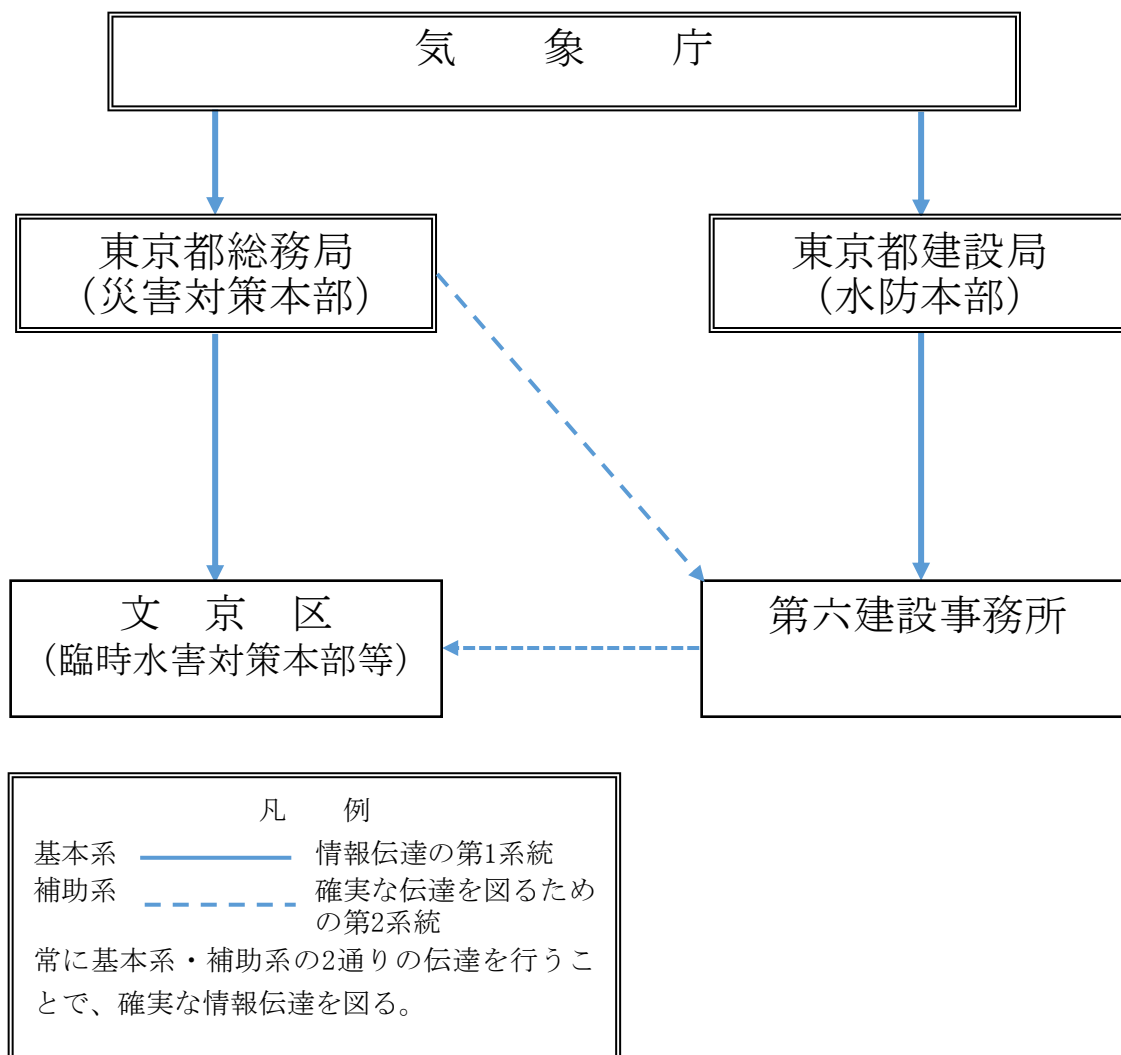
内閣総理大臣

第57 区及び指定地方行政機関等の電話番号一覧表

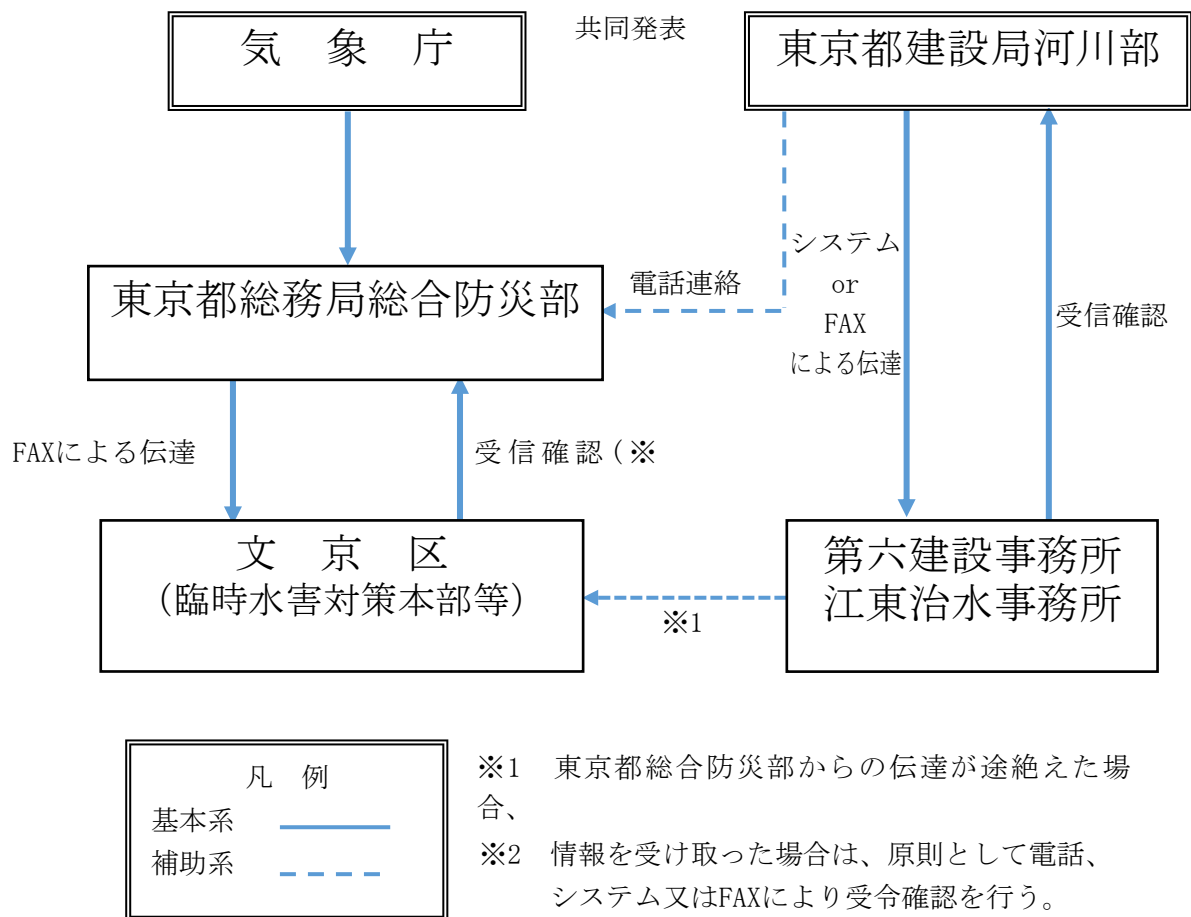
(平成27年12月現在)

機 関 名	代 表 電 話	正 連 絡 先		副 連 絡 先		宿 日 直 等 の 電 話
		部 係	課 名 電 話	部 係	課 名 電 話	
文 京 区 役 所	(3812)7111	総 務 部 防 災 課	(5689)6850	総 務 部 防 災 課	(5803)1179	(3812)7111
文京区教育委員会	(3812)7111	庶 務 課 庶 務 係	(5803)1291			
保健サービスセン ター本郷支所	(3821)5106	健 康 相 談 係	(3821)5106			
文京清掃事務所	(3813)6661	管 理 係	(3813)6661			
水道局文京営業所	(5840)8021	営 業 担 当	(5840)8021			中 央 支 所 給 水 課 (3256)6162
下 水 道 局 北 部 下 水 道 事 務 所	(5820)4341	庶 務 課 庶 務 係	(5820)4345	文 京 出 張 所	(5976)2516	
都 ・ 建 設 局 第 六 建 設 事 務 所	—	工 事 課	(3882)4084	補 修 課	(3882)1156	
警視庁第五方面本部	(5840)0110		(5840)0110	庶 務 係	(5840)0110	(5840)0110
富 坂 警 察 署	(3817)0110	警 備 課	(3817)0110	警 務 課	(3817)0110	(3817)0110
大 塚 警 察 署	(3941)0110	警 備 課	(3941)0110	警 務 課	(3941)0110	(3941)0110
本 富 士 警 察 署	(3818)0110	警 備 課	(3818)0110	警 務 課	(3818)0110	(3818)0110
駒 込 警 察 署	(3944)0110	警 備 課	(3944)0110	警 務 課	(3944)0110	(3944)0110
東京消防庁第五 消 防 方 面 本 部	(3590)0119	指 揮 隊	(3590)0119	指 揮 隊	(3590)0119	(3590)0119
小 石 川 消 防 署	(3812)0119	警 防 課	(3812)0119	総 務 課	(3812)0119	(3812)0119
本 郷 消 防 署	(3815)0119	警 防 課	(3815)0119	総 務 課	(3815)0119	(3815)0119
陸上自衛隊第一師団 第 一 普 通 科 連 隊	(3933)1161					
N T T 東 日 本 南 関 東 東 京 事 業 部 東 京 東 支 店 設 備 部	(5846)8762	台 東 サ ー ビ ス セ ン タ ( 運 営 )	(5846)8762			災 害 時 等 連 絡 先 (3834)9331
東京電力パワーグ リッド株式会社 東 京 総 支 社	(6375)5322	業 務 総 括 グ ル ー プ	(6375)5322			(6375)5379
東京ガス株式会社 東 部 支 店	(3633)4993	総 務 広 報 部	(3633)4993			(0570)00221 1
交通局水道橋駅務区	(3815)7068		(3815)7068			
関東地方整備局 東京国道事務所 万 世 橋 出 張 所	(3253)8361	管 理 係	(3253)8361	技 術 係	(3253)8364	(3253)8364
首都高速道路株式 会 社 東 京 西 局	(3264)8201	総 務 ・ 経 理 課 渉 外 担 当 課 長	(3264)8283	総 務 ・ 経 理 課 課 長 代 理	(3264)8201	(3264)2750 交 通 管 制 室
東京地下鉄株式会 社 後 楽 園 駅 務 区	(3812)1722					
日本郵便株式会社 小 石 川 郵 便 局	(3815)7153	総 務 課				
日本郵便株式会社 本 郷 郵 便 局	(5689)0303	総 務 部				

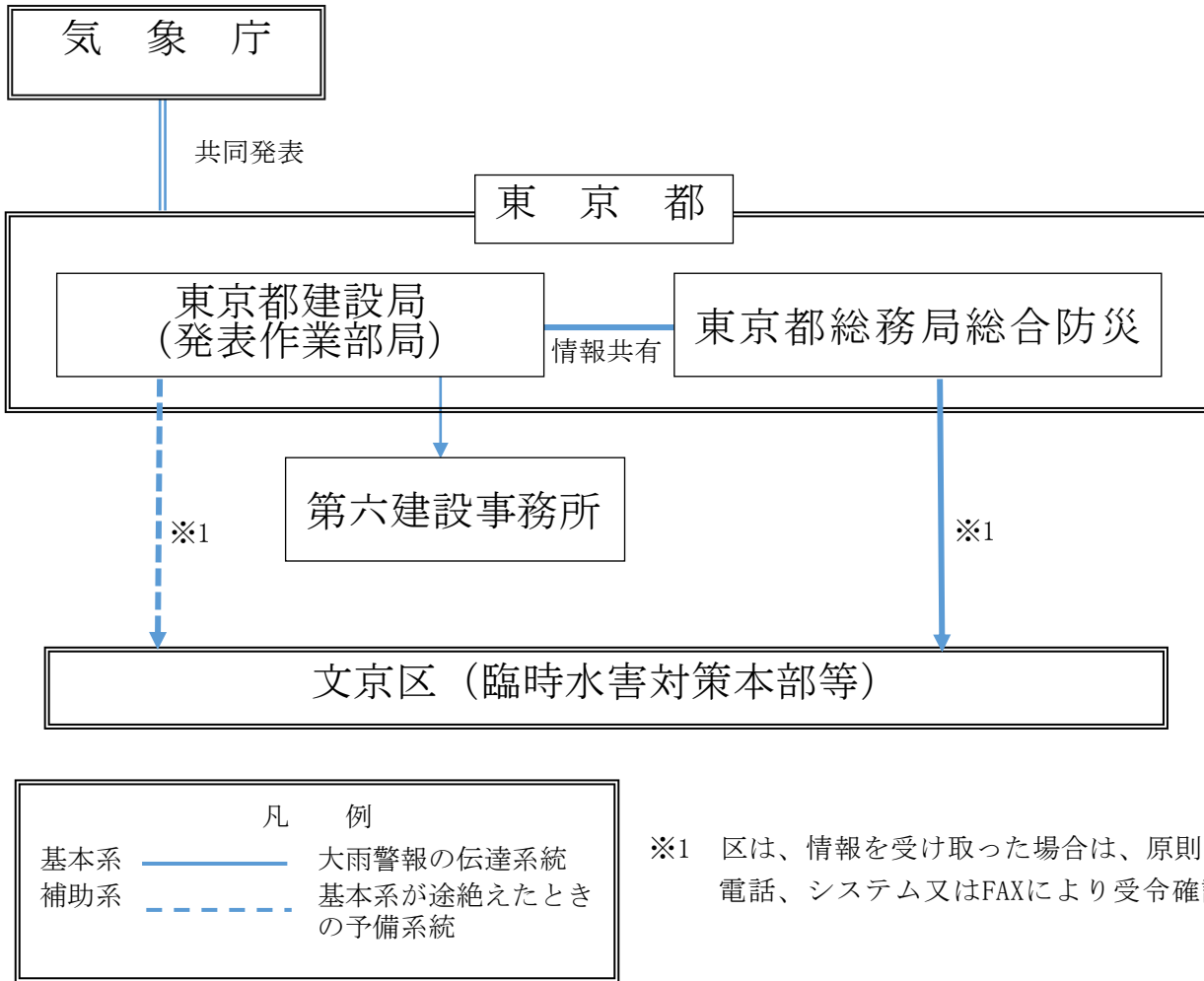
### 第58 気象情報伝達系統図



第59 神田川洪水予報伝達系統図



### 第60 土砂災害警戒情報伝達系統図



## 6 協定関係





## 第61 文京区協定先一覧表

(平成30年10月現在)

種別	No	内容	協定先	締結年月日
食料	1	災害時の応急給食（麺類等の提供）に関する協定*	東京都麺類協同組合 小石川支部	平成25年3月22日
			東京都麺類協同組合 駒込支部	
水	2	給水施設の維持管理及び運用に関する協定	東京都水道局	昭和60年5月31日
	3	災害時における井戸水の確保に関する要綱	民間協定井戸所有者	昭和51年～
	4	災害時における小石川植物園井戸の使用に関する協定	東京大学大学院理学系研究科（小石川植物園）	平成20年2月29日
	5	災害時における豆腐商工組合所有井戸の使用に関する協定	東京都豆腐商工組合 文京支部	平成20年2月29日
	6	災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関する協定	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 文京支部	平成20年2月29日
	医療・保健	7	災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人小石川医師会
8		一般社団法人文京区医師会		
9		災害時の歯科医療救護活動についての協定	一般社団法人 東京都文京区小石川歯科医師会	平成25年3月22日
10			一般社団法人 東京都文京区歯科医師会	
11		災害時における救護活動についての協定	一般社団法人 文京区薬剤師会	平成8年11月5日
12		災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定	東京都柔道整復師会文京支部	平成25年3月15日
13		災害時における医療機器等の供給に関する協定	商工組合日本医療機器協会	平成25年3月15日
14		災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	(株)メディセオ文京支店	平成25年12月10日
15			(株)スズケン文京支店	平成25年12月10日
16			東邦薬品(株)新宿・千代田営業所	平成25年12月10日
17	アルフレッサ(株)文京・豊島支店		平成25年12月10日	
応急対策活動	18	災害時における応急対策活動支援に関する協定	東京都印刷工業組合文京支部	平成8年11月6日
	19		東京都製本工業組合文京支部	
			東京都製本工業組合本郷支部	
	20	共同印刷株式会社	平成17年1月6日	
	21	三弘紙業株式会社	平成17年1月6日	
22	災害時における応急対策	文京区建設業協会	平成24年7月1日	

種別	No	内容	協定先	締結年月日
	23	業務に関する協定	文京区衛生空調防災協力会	平成24年7月1日
	24		文京区電設防災協力会	平成24年7月1日
	25	災害時における応急対策業務に関する協定	文京舗装協会	平成24年7月1日
	26		宝電設工業株式会社	平成24年7月1日
	27		東京都自動車整備振興会 文京支部	平成24年10月10日
	28		東京都管工事工業協同組合 文京支部	平成13年8月1日
	29		東京土建一般労働組合	平成25年3月22日
	30	株式会社 ビッググループ	平成29年4月20日	
	31	災害時における理容業務活動に関する協定	東京都理容生活衛生同業組合	平成25年3月15日
			東京都理容生活衛生同業組合 文京支部	
32	災害時における応急対策に関する協定	公益財団法人文京アカデミー	平成23年4月1日	
輸送	33	災害時における軽自動車運送の協力に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城北支部	平成8年3月7日
	34	災害時における物流業務に関する協定	一般社団法人 東京都トラック協会文京支部	平成29年11月6日
燃料供給	35	災害時における灯油及び固型燃料等の供給に関する協定	東京都燃料小売商業組合 小石川支部	昭和55年4月21日
			東京都燃料小売商業組合 本郷支部	
	36	災害時における石油類等の供給に関する協定*	東京都石油商組合文京支部	平成8年10月31日
	37		二引株式会社	平成24年7月20日
38		ダイヤ通商株式会社	平成24年7月20日	
連絡	39	文京区と日本郵便株式会社小石川郵便局及び本郷郵便局との災害対策に係る相互協力に関する覚書	日本郵便株式会社 小石川郵便局	平成25年3月15日
			日本郵便株式会社 本郷郵便局	
	40	災害時における文京区と文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会との情報収集等の協力に関する協定	文京区アマチュア無線局 災害非常通信連絡会	平成16年8月10日
41	災害時における特設公衆電話の設置及び利用に関する協定	東日本電信電話株式会社	平成25年10月7日	

種別	No	内容	協定先	締結年月日
ボランティア	42	災害時におけるボランティアの活動に関する協定	文京区社会福祉協議会	平成27年4月1日
相法律談	43	災害時における特別法律相談に関する協定	文京法曹会	平成13年3月26日
用品葬祭	44	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	全東京葬祭業連合会	平成25年3月15日
	45		全日本冠婚葬祭互助協会	平成13年8月1日
一時避難場所	46	一時避難場所の施設利用に関する協定	東京都立向丘高等学校	平成11年5月7日
	47	一時集合場所の土地利用に関する協定	東京学芸大学 (竹早小学校・竹早中学校)	平成18年4月20日
学校との相互協力	48	災害時における相互協力に関する協定	拓殖大学	平成17年11月2日
	49		お茶の水女子大学	平成30年12月13日
	50		筑波大学	平成24年3月15日
	51		東洋大学	平成26年3月18日
	52		東洋女子高等学校	平成26年11月11日
	53		学校法人三室戸学園	平成27年2月20日
	54		学校法人郁文館夢学園	平成30年7月19日
トイレ	55	震災時における災害対策用物資の調達に関する協定	東海リース(株)	平成14年12月2日
他自治体との相互協力	56	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	特別区	平成8年2月16日
	57	災害時における相互応援に関する協定	茨城県石岡市	平成8年8月8日
			新潟県魚沼市	平成16年12月14日
	59	「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定	岩手県盛岡市	平成23年11月10日
	60	津和野町と文京区における相互協力及び災害応援に関する協定	島根県津和野町	平成24年10月1日
	61	甲州市と文京区との相互協力に関する協定	山梨県甲州市	平成27年10月28日
	62	文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書	熊本県、熊本市、新宿区	平成27年10月21日
	63	上天草市と文京区との相互協力に関する協定	熊本県上天草市	平成29年2月17日

種別	No	内容	協定先	締結年月日
	64	福山市と文京区との相互協力に関する協定	広島県福山市	平成30年3月20日
	65	河川水位計・雨量計の観測値の配信に関する協定	中野区	平成20年4月1日
	66	河川水位計の観測値の配信に関する協定	新宿区	平成20年4月1日
	67	防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定	千代田区、新宿区、墨田区、大田区、中野区、杉並区、練馬区、足立区、江戸川区	平成27年3月19日
都立高校	68	避難所施設利用に関する協定	東京都立小石川中等教育学校	平成25年3月15日
	69		東京都立工芸高等学校	平成20年9月1日
	70		東京都立向丘高等学校	平成20年9月1日
	71		東京都立竹早高等学校	平成20年10月1日
ペット	72	災害時における動物救護活動に関する協定	東京都獣医師会文京支部	平成23年5月24日
警察	73	災害発生時における救出救助資器材等の使用に関する協定	富坂警察署	平成24年8月13日
			大塚警察署	
			本富士警察署	
			駒込警察署	
妊産婦・乳児	74	災害時における母子救護所の提供に関する協定	跡見学園女子大学	平成24年9月7日
	75		学校法人貞静学園 貞静学園短期大学	平成24年9月7日
	76		学校法人日本女子大学	平成24年12月10日
	77		東洋学園大学	平成24年12月10日
	78	災害時における妊産婦等支援活動に関する協定	一般社団法人東京都助産師会	平成24年9月7日
	79		財団法人東京都助産師会館	平成24年9月7日
	80		学校法人順天堂	平成24年10月24日
	81	災害時における母乳育児支援に関する協定書	災害時の母と子の育児支援 共同特別委員会	平成25年3月27日
情報	82	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成24年9月10日
	83	災害時における情報の収集、伝達活動等に関する協定	文京区新聞販売同業組合	平成24年11月2日
販売機 自動	84	災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定	株式会社伊藤園 池袋支店	平成24年10月1日
	85		東京キリンビバレッジサービス株式会社	平成24年10月1日

種別	No	内容	協定先	締結年月日
飲料水	86	災害時における清涼飲料水の供給に関する協定	株式会社八洋	平成24年11月29日
収集尿	87	災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定	東京都環境保全協同組合	平成25年2月20日
福祉避難所	88	災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定	社会福祉法人フロンティア	平成25年4月1日
	89		社会福祉法人福音会	平成25年4月1日
	90		社会福祉法人桜栄会	平成25年4月1日
	91		社会福祉法人東六会	平成25年4月1日
	92		社会福祉法人佑啓会	平成25年4月1日
	93		医療法人社団珠泉会	平成27年4月1日
	94		社会福祉法人武蔵野会	平成27年4月1日
	95		社会福祉法人洛和福祉会	平成29年4月1日
	96		社会福祉法人芙蓉会	平成29年4月1日
	97		医療法人社団日成会	平成30年3月1日
帰宅困難者対策	98	災害時における相互協力に関する協定	株式会社東京ドーム	平成25年3月19日
	99		住友不動産飯田橋ファーストタワー・ラ・トゥール飯田橋管理組合 住友不動産株式会社	平成26年1月31日
	100		文化シヤッター株式会社	平成27年7月28日
	101		湯島地方合同庁舎管理庁 財務省関東財務局 東京財務事務所	平成28年3月30日
	102		文京学院大学	平成28年6月23日
	103		朝日信用金庫	平成31年 月 日

\* 協定内容見直し予定

## 第61—1 災害時の応急給食（麺類等の提供）に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東京都麺類協同組合小石川支部及び東京都麺類協同組合駒込支部（以下「乙」という。）は、災害時の応急給食に関し次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災者において食糧を確保することができない場合、甲は区民の生命と生活を守るため、これらの被災者に対し給食を行うものであるが、そうした被災時の応急給食に当たり区内麺類業者の協力を得て被災者の食糧を確保するものである。

（協 力）

第2条 乙は、区内に災害が発生し、応急給食を必要とする事態が発生したときは、文京区長の要請に応じて優先的に応急給食に協力する。

（協力の内容）

第3条 協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 麺類等給食に関する原材料の提供
- (2) 麺類等給食に関する設備機器の提供
- (3) 麺類等給食に関する労務の提供

（要請手続）

第4条 甲は、災害が発生し応急給食を必要とするときは乙に協力を要請する。

2 乙に対する甲の要請手続きは、文京区役所区民部経済課が担当する。

3 第1項に規定する要請に当たっては、数量を示して行う。

（支払い）

第5条 乙は、応急給食の業務の終了後、給食にかかわる代金（原材料及び所要経費）を甲に対し請求する。

2 甲は、前項の規定により乙から請求された給食代金をできる限り速やかに支払う。

（連 絡）

第6条 乙は、甲の要請により応急給食に提供できる原材料及び設備器材の数量を毎年1回区長に連絡する。

（看板の掲示）

第7条 甲は、乙の組合員の承諾を得て各店舗に「災害時麺類等の提供の店」の看板を掲出することができる。看板は甲が乙に供与する。

（協 議）

第8条 この協定の実施に関しては必要な事項及び協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし期間満了1か月前に双方が協定解除の意思表示をしないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月22日

甲 文京区  
代表者 文京区長 成 澤 廣 修

乙 東京都麺類協同組合 小石川支部  
代表者 支 部 長 小 澤 栄 造

東京都麺類協同組合 駒込支部  
代表者 支 部 長 金 子 誠

## 第61—2 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都を甲とし、東京都文京区を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例(昭和46年東京都条例121号)に基づき(仮称)旧東京教育大学跡地公園内に設置した給水施設(以下「給水施設」という。)の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局の承認を得るものとする。

(費用分担)

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

(関連区)

第6条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

(実施細目)

第7条 乙と東京都水道局は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

(適用期日)

第8条 この協定は、昭和60年5月31日から適用する。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和60年5月31日

甲 代表者 東京都知事

乙 代表者 東京都文京区長

## 第61—3 災害時における井戸水の確保に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時において、区民の生活用水として井戸水を確保するため、防災協定井戸の指定及び維持管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 防災協定井戸の種類は次の2種類とする。

(1) 手動式ポンプ井戸

(2) 電動式ポンプ井戸

(要件)

第3条 防災協定井戸は、次の要件を備えるものとする。

(1) 文京区内にあること。

(2) 日常使用していること。

(3) 地域住民も使用しやすい場所にあること。

(指定)

第4条 区長は、井戸を防災協定井戸として指定する場合は、所有者の了承を得るものとする。この場合において、了承は、承諾書(別記様式第1号)を受け取るにより行う。

2 区長は、所有者の了承を得たときは、当該所有者に対して防災協定井戸指定通知書(別記様式第2号)及び標示板を交付する。

(所有者への要請)

第5条 所有者は、災害時には生活用水を区民へ提供するものとする。

(維持管理)

第6条 防災協定井戸の水くみ及びポンプの作動状態の点検等日常の維持管理は所有者が行う。

2 防災協定井戸が故障した場合は区の負担で修理を行う。ただし、手動式ポンプの本体及び電動式ポンプの本体を交換し、又は設置する場合の費用は所有者の負担とする。

(指定解除)

第7条 次の場合は、防災協定井戸の指定を解除する。

(1) 第3条に指定する指定要件に合わなくなったとき。

(2) 所有者から解除の申出があったとき。

付 則

1 この要綱は、平成9年10月20日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に「区民の飲料水確保のための協定」を結んでいる井戸については、この要綱の施行の日において、この要綱による防災協定井戸とみなす。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

## 第61—4 災害時における小石川植物園井戸の使用に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と東京大学大学院理学系研究科（以下「乙」という。）は、災害時における井戸の使用及び維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時に区民の生活用水等を確保するため、乙の所有する井戸（以下「井戸」という。）の使用及び維持管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（ポンプの種類）

**第2条** 甲は、井戸に電動式ポンプ（以下「ポンプ」という。）を設置する。

2 前項の規定により設置するポンプは、甲の所有に属するものとする。

（発電機の保管）

**第3条** 乙は、前条に規定するポンプを稼働するための発電機を保管し、災害時に甲の使用に供するものとする。

2 前項に規定する発電機は、甲の所有に属するものとする。

（費用負担）

**第4条** 甲は、第2条に規定するポンプの設置に係る費用を負担する。

（標示）

**第5条** 甲は、乙に「文京区防災協定井戸」の標示板を交付する。

（要請）

**第6条** 乙は、災害時に生活用水等を区民へ提供するものとする。

（修理）

**第7条** 甲は、ポンプ又は発電機の使用ができなくなったときは、修理に係る費用を負担する。

（維持管理）

**第8条** 甲は、ポンプ及び発電機の作動状態の点検等、日常の維持管理を行う。

2 前項に規定する保守点検は、年1回実施するものとする。

（協定期間）

**第9条** この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成20年2月29日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤廣修

東京都文京区本郷七丁目3番1号  
乙 東京大学大学院理学系研究科  
代表者 研究科長 山本正幸

## 第61—5 災害時における豆腐組合所有井戸の使用に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と東京都豆腐商工組合文京支部（以下「乙」という。）は、災害時における豆腐組合所有井戸の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時に乙の協力により、乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する井戸を使用することにより、区民の生活用水等を確保することを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 組合員は、災害時には井戸水を生活用水等として区民に提供する。ただし、井戸の使用は組合員の営業に支障のない範囲に限るものとする。

（標示）

**第3条** 甲は、組合員に「防災協定井戸」の標示板を交付する。

（維持管理）

**第4条** 井戸が故障した場合の修理費用は、組合員が負担する。

（協定期間）

**第5条** この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

**第6条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成20年2月29日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤廣修

東京都文京区大塚五丁目16番4号  
乙 東京都豆腐商工組合文京支部  
代表者 文京支部長 浅井恒夫



## 第61—6 災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部（以下「乙」という。）は、災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時に乙の協力により、乙の組合員（以下「組合員」という。）が所有する井戸を使用することにより、区民の生活用水等を確保することを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 組合員は、災害時には井戸水を生活用水等として区民に提供する。ただし、井戸の使用は組合員の営業に支障のない範囲に限るものとする。

（標示）

**第3条** 甲は、組合員に「防災協定井戸」の標示板を交付する。

（維持管理）

**第4条** 井戸が故障した場合の修理費用は、組合員が負担する。

（協定期間）

**第5条** この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

**第6条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成20年2月29日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 **成澤 廣 修**

東京都文京区白山二丁目7番1号  
乙 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部  
代表者 文京支部長 **戸波 恵之助**

## 第61—7. 8 災害時の医療救護活動についての協定書

東京都文京区を「甲」とし、社団法人 医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

**第1条** この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

**第2条** 甲は、文京区地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

**2** 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

**第3条** 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

**2** 前条に定める医療救護班の構成人員は、原則として次のとおりとする。

- |              |       |
|--------------|-------|
| (1) 医 師      | } 若干名 |
| (2) 看護婦      |       |
| (3) その他の補助事務 |       |

（医療救護班の活動場所）

**第4条** 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

**第5条** 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

（指揮命令）

**第6条** 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

**第7条** 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医療品等の備蓄・輸送）

**第8条** 乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

**2** 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

**3** 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

**第9条** 救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入を要請することができる。

（医療費）

**第10条** 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班に携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する文京区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第16条 本協定の有効期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとし、期間満了までの間に甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、順次2か年ずつ協定の更新をしたものとみなす。

甲と乙は、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和51年12月15日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 東京都文京区

代表者 東京都文京区長 遠藤正則

乙

## 災害時の医療救護活動実施細目

昭和51年12月15日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」(以下「協定書」という。)第14条に基づく細目は、次のとおりとする。

(医療救護班の緊急活動)

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲からの要請を待たずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

2 前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

(救護所設置の特例)

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要があると認めたときは、東京都地域防災計画に基づき甲が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

2 甲は、災害状況により必要があると認めたときは、前項による後方医療施設のほか医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に救護所を設置する。

(費用弁償等)

第3条 前条により救護所を設置した医療施設について、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(費用弁償等の請求及び報告)

第4条 協定書第12条及び前条の定めによる費用弁償等の請求及び報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次の各号により甲に行うものとする。

(1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」(様式1)に各医療救護班ごとの「医療救護班活動報告・医療救護班班員名簿」(様式1-1)及び「医療救護診療記録」(様式1-2)を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」(様式2)を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」(様式3)に「事故傷病者概要」(様式3-1)を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、第1号、第2号及び前号規定を準用する。

(5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る実費弁償は、第1号による様式1に「物件損傷等報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。

(6) その他医療救護活動のための必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和38年東京都規則第136号)で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第5条 甲は、前条により請求し、及び報告された実費弁償の請求等の内容を調査の上甲乙協議し、協定書第12条第2項による基準により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

(医事紛争の処理)

第6条 医療救護班の医師等による医療救護活動及び合同訓練時における医療救護活動において、医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し甲乙協議の上、誠意をもって解決のため、適切な措置をとるものとする。

(経過措置)

第7条 東京都地域防災計画に定める後方医療施設の指定が行われるまでの間は、協定書及び本細目中の「後方医療施設」を「救急告示医療機関又は一般医療機関」に読み替えるものとする。

付 則

この細目は、昭和51年12月15日から施行する。

付 則

この細目は、平成9年3月25日から施行する。

## 第61—9.10 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

文京区を「甲」とし、一般社団法人東京都文京区小石川歯科医師会及び一般社団法人東京都文京区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、文京区地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 若干名
- (2) 歯科衛生士 若干名
- (3) その他補助事務 若干名

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導

(指揮命令等)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第8条 救護所等における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の歯科医師等が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡し

た場合の扶助費

(2) 合同訓練時における前号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。  
(災害医療運営連絡会への参画)

第11条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する文京区災害医療連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定期間)

第14条 本協定の有効期間は、平成25年3月22日から平成27年3月31日までとし、期間満了までの間に甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、順次2か年ずつ協定の更新をしたものとみなす。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月22日

甲	東京都文京区春日一丁目16番21号 文京区
代表者	文京区長 成 澤 廣 修
乙	東京都文京区小石川五丁目5番6号 一般社団法人東京都文京区小石川歯科医師会
代表者	会 長 柴 田 芳 樹
乙	東京都文京区小石川五丁目5番6号 一般社団法人東京都文京区歯科医師会
代表者	会 長 安 東 治 家

## 災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成25年3月22日付で締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」(以下「協定書」という。)第12条に基づく細目は、次のとおりとする。

(歯科医療救護班の緊急活動)

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲からの要請を待たずに歯科医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

2 前項の定めによる報告があったものについては、歯科医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

(救護所設置の特例)

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか、必要と認めたときは、東京都地域防災計画に基づき東京都が指定した後方医療施設に救護所を設置する。

2 甲は、災害状況により必要と認めたときは、前項による後方医療施設のほか歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設に救護所を設置する。

(費用弁償等)

第3条 前条により救護所を設置した医療施設について、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

(費用弁償等の請求・報告)

第4条 協定書第10条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、歯科医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

(1) 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償請求書」(様式1)に各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護班活動報告・歯科医療救護班班員名簿」(様式1-2)及び「歯科医療救護診療記録」(様式1-3)を添えて請求するものとする。

(2) 歯科医療救護班が携行した医療品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前号による様式1に「薬品・衛生材料使用報告書」(様式2)を添えて請求するものとする。

(3) 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」(様式3)に「事故傷病者概要」(様式3-2)を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、第1号から前号の規定を準用する。

(5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る費用は、第1号による様式1に「物件損傷等報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。

(6) その他歯科医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和38年規則第136号)で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第5条 甲は、前条により請求・報告された実費請求等の内容を調査の上甲、乙協議し、規定第10条第2項による基準により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

## 第61—11 災害時における救護活動についての協定書

東京都文京区を「甲」とし、文京区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、災害から区民の生命と身体を守ることを基本的な施策とする東京都文京区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動及び避難所生活に必要な医薬品等の確保に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 医療救護活動

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、東京都文京区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品等の集積場所等（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品等の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所等における医薬品等の仕分け及び管理

(指揮命令等)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 薬剤師班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医薬品等の輸送等)

第8条 薬剤師班は、原則として、甲が調達する医薬品等及び乙が緊急に提供する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。  
3 甲の調達する医薬品等の輸送は、原則として、甲が行う。ただし、甲による輸送が困難な場合には、乙にこれを依頼するものとする。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者の中で傷病者が発生した場合の調剤及び服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成及び派遣に伴うもの

ア 薬剤師班の編成及び派遣に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班に属する薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における前号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する文京区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

### 第3章 医薬品等の確保

(協力業務)

第13条 乙は、災害時における甲の医薬品等の確保について協力要請があったときは、これに応じ優先的に協力する。

(要請)

第14条 甲は、区内に災害が発生し、医薬品等の確保を必要とするときは、乙に対しこの旨協力要請する。

2 前項に規定する要請を行うにあたっては、品名、数量、確保すべき場所、その他必要な事項を示すものとする。

(医薬品等)

第15条 前条の規定により、乙が甲の確保に協力する医薬品等については、次に掲げるものとする。

- (1) 救護所等で医療救護班の医師及び歯科医師救護班の歯科医師が処方する医薬品、衛生材料等
- (2) 内用・外用薬、衛生材料、その他救急医薬品

(代金請求)

第16条 乙は、甲に対し、甲の協力要請に伴う医薬品費及び所要経費等の費用負担を請求する。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙から医薬品費及び所要経費等の費用負担の請求があったときは、できる限り速やかに支払うものとする。

### 第4章 細目

第17条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

### 第5章 協議

第18条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

## 第6章 雑 則

第19条 この協定は、平成8年11月5日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年11月5日

	東京都文京区春日一丁目16番21号
甲	文京区
代表者	文京区長 遠藤正則
	東京都文京区目白台二丁目11番7号
乙	文京区薬剤師会
代表者	会長 大場荘介

## 災害時における救護活動実施細目

平成8年11月5日付けで締結した「災害時における救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第18条に基づく細目は、次のとおりとする。

（薬剤師班の構成）

第1条 協定書第2条に定める薬剤師班の構成は、次のとおりとする。

薬剤師—原則3名

2 災害時の救護活動状況により必要と認めるときは、その他補助を置くことができる。

（費用弁償等の請求・報告）

第2条 協定書第11条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により請求・報告するものとする。

- (1) 薬剤師班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各薬剤師班ごとに「薬剤師班活動報告・薬剤師班員名簿」（様式1-2）を添えて請求するものとする。
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償は、前号による様式1に「薬品等使用報告書」（様式1-3）を添えて請求するものとする。
- (3) 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式2）に「事故傷病者概要7（様式2-2）を添えて請求するものとする。
- (4) その他救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行規則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第3条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めるときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

（医薬品等の代金請求）

第4条 協定書第16条の定めによる医薬品及び所要経費の請求は、「医薬品等供給報告書」（様式3）を添えて請求するものとする。

## 第61—12 災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書

文京区を甲とし、公益社団法人東京都柔道接骨師会文京支部を乙とし、甲乙間において、災害時の応急救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、文京区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣協力内容)

第2条 乙は、災害時において、甲の要請に基づき、乙の構成員（以下「従事者」という。）を派遣し、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- (1) 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施
- (2) 傷病者に対する応急救護に必要な衛生材料等の提供
- 2 乙が救護所（甲が計画に基づき設置したものをいう。以下同じ。）等において行う応急救護は、社団法人文京区医師会及び社団法人小石川医師会が文京区との協定により編成した医療救護班（以下「医療救護班」という。）の編成下において応急救護班を編成し、医師の指示により救護活動を行うものとする。

(費用弁償等)

第3条 甲は、乙が前条に規定する協力を行った場合は、次の各号に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 乙が従事者を医療救護班への派遣に擁した経費
  - (2) 乙が従事者を医療救護班に携行した衛生材料等を使用した場合の経費
  - (3) 乙が従事者を医療救護活動において負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合にける扶助費
  - (4) 合同防災訓練に要した経費
- 2 前項に定める経費の額については、甲乙協議の上、別に定める。

(災害医療計画策定及び提出)

第4条 乙は、第2条第1項第1号に規定する応急救護を実施するために、災害医療計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害医療計画を策定するに当たっては、社団法人小石川医師会及び社団法人文京区医師会との密接な連携の下に行うものとする。

(災害医療運営連絡会)

第5条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が、必要があると認められた関係機関により構成する文京区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成25年3月15日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙双方から何らの申出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例による。

(細目)

第7条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定を証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月15日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区

代表者 文京区長 成澤廣修

乙 文京区関口一丁目28番11号  
公益社団法人東京都柔道接骨師会文京支部

代表者 支部長 市原功

## 災害時における柔道接骨師会の協力に関する細目

平成25年3月15日付けをもって締結した、災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条による細目は、次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲からの要請を待たずに応急救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告があった応急救護については、応急救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（費用弁償等の請求及び報告）

第2条 協定書第3条に規定する費用弁償等の請求及び報告については、応急救護活動終了後速やかに、乙が一括して次の各号により甲に行うものとする。

(1) 医療救護班への派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（別記様式第1号）に各医療救護班ごとの応急救護班活動報告・応急救護班班員名簿（別記様式第2号）及び応急救護診療記録（別記様式第3号）を添えて請求するものとする。

(2) 応急救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、費用弁償等請求書に薬品・衛生材料使用報告書（別記様式第4号）を添えて請求するものとする。

(3) 応急救護活動において負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合は、事故報告書（別記様式第5号）に、事故傷病者概要（別記様式第6号）を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加した医療救護班に係る費用弁償等については、前3号の規定を準用する。

(5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、応急救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る実費弁償は、第1号に掲げる様式第1号に、物件損傷等報告書（別記様式第7号）を添えて請求するものとする。

(6) 前各号に規定するもののほか、必要な様式については、災害救助法施行規則（昭和38年東京規則第136号）を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第3条 甲は、前条の規定により乙が請求し、報告した費用弁償等の請求等の内容を調査の上、協定書第3条第2項により定めた基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

（医事紛争の処理）

第4条 応急救護班による応急救護活動及び合同防災訓練時における応急救護活動において、医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたとき、速やかに調査し、甲乙協議の上、誠意をもって解決するため、適切な措置を採るものとする。

付 則

この細目は、平成25年3月15日から施行する。

## 第61—13 災害時における医療機器等の供給に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と商工組合日本医療機器協会（以下「乙」という。）は、区内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、医療機器、衛生材料、福祉用補装具等（以下「医療機器等」という。）の調達が必要となった場合における医療機器等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、災害から区民の生命と身体を守り、生活の確保を図ることを基本的な施策とし、文京区地域防災計画に基づき、医療救護活動及び避難所生活に必要な医療機器等の確保について、乙の協力を得て対処する。

（協力）

第2条 乙は、区内に災害が発生したときは、区民に必要な医療機器等の確保に協力することを社会的な責務と考え、甲からの要請に対して優先的に協力する。

（要請）

第3条 甲は、区内に災害が発生し、医療機器等の調達を必要とするときは、乙に対しこの旨要請するものとする。

2 前項に規定する要請を行うに当たっては、品名、数量及び納入場所を示すものとする。

（業務）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、医療機器等を甲の指定する場所に納入する。この場合において、医療機器等の搬送については、乙は、甲の協力を求めることができる。

（代金請求）

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対し医療機器等の代金（又は借上費用）及び所要経費を請求する。

2 甲は、前項の規定により、乙から医療機器等の代金（又は借上費用）及び所要経費の請求があったときは、できる限り速やかに支払うものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成25年3月15日から平成27年3月31日までとし、期間満了までの間に甲又は乙から何らかの申出がない場合は、順次2か年ずつ協定の更新をするものとする。

（雑則）

第8条 この協定は、平成18年3月3日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月15日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区本郷三丁目39番15号  
乙 商工組合日本医療機器協会  
代表者 理事長 今村 清



## 第61—14 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ文京支店（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によるものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 第2条第1項の規定により甲が供給を要請する医薬品等の種類は、次のとおりとし、それぞれ乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）医療器具
- （4）その他甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 災害時における医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、当該搬送に係る経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、乙が、甲に協力を求めることができる。

2 前項の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）については、別表のとおりとし、その他必要に応じて甲が指定するものとする。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

4 前項に規定する医薬品等の受領については、原則として、一般社団法人文京区薬剤師会に所属する薬剤師が行うものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により災害時に乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は乙から請求があった後、遅滞なくその支払をするものとする。

2 前項に規定する医薬品等の代金のうち、医薬品の価格については、災害発生時の直前における業価とする。

3 前項のほか、衛生材料及び医療機器並びに医薬品等の搬送に係る費用については、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（有効期限）

第7条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議

の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月10日

文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成 澤 廣 修

北区東田端一丁目17番42号  
乙 株式会社メディセオ 文京支店  
代表者 文京支店長 長 浜 雄 一

## 災害時における医薬品等の調達業務に関する実施細目

文京区（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ文京支店（以下「乙」という。）は、平成25年12月10日付けで締結した災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づく災害時における医薬品等の調達業務の実施に関し、次のとおり実施細目を定める。

（目的）

第1条 この実施細目は、医薬品等の調達業務の実施に関する細目を定めることにより、災害時における迅速かつ円滑な調達体制を実現し、必要な医薬品等を適切に確保することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 協定書第2条第1項の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、協定書第4条に規定する医薬品等の調達及び当該医薬品等の搬送に係る業務（以下「本業務」という。）とする。

（搬送場所）

第3条 協定書第5条の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、別表のとおりとし、甲があらかじめ別記様式により指定する。この場合において、乙は、原則として一区域を担当するものとする。

- 前項の規定により指定された担当区域を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。
- 甲は、乙に対し、被災状況により文京区内での担当区域以外の搬送場所についても指定することができるものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、乙に対し、担当区域の具体的な被災状況に応じ、医師、薬剤師による必要な医薬品等の種類を指定して、電話等により本業務の実施を要請する。

- 乙は、前項の規定による要請があった場合は、乙において供給可能な品目及び数量について、本業務を実施するものとする。

（実費用の請求及び支払）

第5条 乙は、協定書による医薬品等の調達業務に要した実費について、原則として一月ごとに甲に請求する。

- 甲は、前条第2項による請求があったときは、協定書第6条の規定により甲が負担する費用を精算し、速やかにその費用を支払う。

（その他）

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 江東区佐賀二丁目8番20号  
株式会社メディセオ 文京支店  
代表者 文京支店長 長浜 雄一

## 第61—15 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社スズケン文京支店（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要性が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によるものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 第2条第1項の規定により甲が供給を要請する医薬品等の種類は、次のとおりとし、それぞれ乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）医療器具
- （4）その他甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 災害時における医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、当該搬送に係る経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、乙が、甲に協力を求めることができる。

2 前項の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）については、別表のとおりとし、その他必要に応じて甲が指定するものとする。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

4 前項に規定する医薬品等の受領については、原則として、一般社団法人文京区薬剤師会に所属する薬剤師が行うものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により災害時に乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は乙から請求があった後、遅滞なくその支払をするものとする。

2 前項に規定する医薬品等の代金のうち、医薬品の価格については、災害発生時の直前における薬価とする。

3 前項のほか、衛生材料及び医療機器並びに医薬品等の搬送に係る費用については、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（有効期限）

第7条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、

甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月10日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 文京区千石四丁目29番14号  
株式会社スズケン 文京支店  
代表者 文京支店長 笈川 瑞喜

## 災害時における医薬品等の調達業務に関する実施細目

文京区（以下「甲」という。）と株式会社スズケン文京支店（以下「乙」という。）は、平成25年12月10日付で締結した災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づく災害時における医薬品等の調達業務の実施に関し、次のとおり実施細目を定める。

（目的）

第1条 この実施細目は、医薬品等の調達業務の実施に関する細目を定めることにより、災害時における迅速かつ円滑な調達体制を実現し、必要な医薬品等を適切に確保することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 協定書第2条第1項の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、協定書第4条に規定する医薬品等の調達及び当該医薬品等の搬送に係る業務（以下「本業務」という。）とする。

（搬送場所）

第3条 協定書第5条の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、別表のとおりとし、甲があらかじめ別記様式により指定する。この場合において、乙は、原則として一区域を担当するものとする。

2 前項の規定により指定された担当区域を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

3 甲は、乙に対し、被災状況により文京区内での担当区域以外の搬送場所についても指定することができるものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、乙に対し、担当区域の具体的な被災状況に応じ、医師、薬剤師による必要な医薬品等の種類を指定して、電話等により本業務の実施を要請する。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、乙において供給可能な品目及び数量について、本業務を実施するものとする。

（実費用の請求及び支払）

第5条 乙は、協定書による医薬品等の調達業務に要した実費について、原則として一月ごとに甲に請求する。

2 甲は、前条第2項による請求があったときは、協定書第6条の規定により甲が負担する費用を精算し、速やかにその費用を支払う。

（その他）

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 北区東十条六丁目3番3号  
株式会社スズケン 文京支店  
代表者 文京支店長 笈川 瑞喜

## 第61—16 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社新宿・千代田営業所（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によるものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 第2条第1項の規定により甲が供給を要請する医薬品等の種類は、次のとおりとし、それぞれ乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）医療器具
- （4）その他甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 災害時における医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、当該搬送に係る経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、乙が、甲に協力を求めることができる。

2 前項の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）については、別表のとおりとし、その他必要に応じて甲が指定するものとする。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

4 前項に規定する医薬品等の受領については、原則として、一般社団法人文京区薬剤師会に所属する薬剤師が行うものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により災害時に乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は乙から請求があった後、遅滞なくその支払をするものとする。

2 前項に規定する医薬品等の代金のうち、医薬品の価格については、災害発生時の直前における薬価とする。

3 前項のほか、衛生材料及び医療機器並びに医薬品等の搬送に係る費用については、災害発生時の直前における適正な価格とする。

（有効期限）

第7条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、

甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月10日

文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣 修

文京区水道二丁目16番4号

乙 東邦薬品株式会社 新宿・千代田営業所  
代表者 新宿・千代田営業所長 藤本 征 和

## 災害時における医薬品等の調達業務に関する実施細目

文京区（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社新宿・千代田営業所（以下「乙」という。）は、平成25年12月10日付けで締結した災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づく災害時における医薬品等の調達業務の実施に関し、次のとおり実施細目を定める。

### （目的）

第1条 この実施細目は、医薬品等の調達業務の実施に関する細目を定めることにより、災害時における迅速かつ円滑な調達体制を実現し、必要な医薬品等を適切に確保することを目的とする。

### （業務の内容）

第2条 協定書第2条第1項の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、協定書第4条に規定する医薬品等の調達及び当該医薬品等の搬送に係る業務（以下「本業務」という。）とする。

### （搬送場所）

第3条 協定書第5条の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、別表のとおりとし、甲があらかじめ別記様式により指定する。この場合において、乙は、原則として一区域を担当するものとする。

- 前項の規定により指定された担当区域を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。
- 甲は、乙に対し、被災状況により文京区内での担当区域以外の搬送場所についても指定することができるものとする。

### （協力の要請）

第4条 甲は、乙に対し、担当区域の具体的な被災状況に応じ、医師、薬剤師による必要な医薬品等の種類を指定して、電話等により本業務の実施を要請する。

- 乙は、前項の規定による要請があった場合は、乙において供給可能な品目及び数量について、本業務を実施するものとする。

### （実費用の請求及び支払）

第5条 乙は、協定書による医薬品等の調達業務に要した実費について、原則として一月ごとに甲に請求する。

- 甲は、前条第2項による請求があったときは、協定書第6条の規定により甲が負担する費用を精算し、速やかにその費用を支払う。

### （その他）

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 文京区水道二丁目16番4号  
東邦薬品株式会社 新宿・千代田営業所  
代表者 新宿・千代田営業所長 藤本 征和

## 第61—17 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社文京・豊島支店（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等によるものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 第2条第1項の規定により甲が供給を要請する医薬品等の種類は、次のとおりとし、それぞれ乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）医療器具
- （4）その他甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 災害時における医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、当該搬送に係る経路の確保及び交通規制区域内の通行等については、乙が、甲に協力を求めることができる。

2 前項の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）については、別表のとおりとし、その他必要に応じて甲が指定するものとする。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

4 前項に規定する医薬品等の受領については、原則として、一般社団法人文京区薬剤師会に所属する薬剤師が行うものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により災害時に乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は乙から請求があった後、遅滞なくその支払をするものとする。

2 前項に規定する医薬品等の代金のうち、医薬品の価格については、災害発生時の直前における薬価とする。

3 前項のほか、衛生材料及び医療機器並びに医薬品等の搬送に係る費用については、災害発生時

の直前における適正な価格とする。

（有効期限）

第7条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月10日

文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤廣修

文京区水道一丁目6番13号  
乙 アルフレッサ株式会社 文京・豊島支店  
代表者 文京・豊島支店長 清塚浩行

## 災害時における医薬品等の調達業務に関する実施細目

文京区（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社文京・豊島支店（以下「乙」という。）は、平成25年12月10日付けで締結した災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づく災害時における医薬品等の調達業務の実施に関し、次のとおり実施細目を定める。

（目的）

第1条 この実施細目は、医薬品等の調達業務の実施に関する細目を定めることにより、災害時における迅速かつ円滑な調達体制を実現し、必要な医薬品等を適切に確保することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 協定書第2条第1項の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、協定書第4条に規定する医薬品等の調達及び当該医薬品等の搬送に係る業務（以下「本業務」という。）とする。

（搬送場所）

第3条 協定書第5条の規定により乙が医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、別表のとおりとし、甲があらかじめ別記様式により指定する。この場合において、乙は、原則として一区域を担当するものとする。

- 前項の規定により指定された担当区域を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。
- 甲は、乙に対し、被災状況により文京区内での担当区域以外の搬送場所についても指定することができるものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、乙に対し、担当区域の具体的な被災状況に応じ、医師、薬剤師による必要な医薬品等の種類を指定して、電話等により本業務の実施を要請する。

- 乙は、前項の規定による要請があった場合は、乙において供給可能な品目及び数量について、本業務を実施するものとする。

（実費用の請求及び支払）

第5条 乙は、協定書による医薬品等の調達業務に要した実費について、原則として一月ごとに甲に請求する。

- 甲は、前条第2項による請求があったときは、協定書第6条の規定により甲が負担する費用を精算し、速やかにその費用を支払う。

（その他）

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 文京区水道一丁目6番13号  
アルフレッサ株式会社 文京・豊島支店  
代表者 文京・豊島支店長 清塚 浩行



## 第61—18 災害時における応急対策活動支援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都文京区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力の一環として、文京区が東京都印刷工業組合文京支部に対し、災害応急対策業務に関する協力をを行うことを求めるときの手続等を定めるものである。

(協力要請)

第2条 東京都文京区（以下「甲」という。）は、災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、東京都印刷工業組合文京支部（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務に関する協力を要請することができる。

(業務の指示)

第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める部及び課の分掌業務に従い、各部長及び課長より事業内容、日時及び場所を指定してフォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材等」という。）の提供を求めるものとする。

(作業用資器材等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し作業用資器材等を提供する。

(費用負担)

第5条 甲の使用した作業用資器材等に要する費用は、甲が負担する。

(請求)

第6条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費を甲に請求するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈について疑義を生じた場合、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第8条 この協定は、平成8年11月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年11月6日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 東京都文京区  
代表者 文京区長 遠藤正則

東京都文京区大塚四丁目39番13号  
乙 東京都印刷工業組合文京支部  
代表者 支部長 木元武一

## 災害時における応急対策活動支援に関する細目協定書

東京都文京区（以下「甲」という。）と東京都印刷工業組合文京支部（以下「乙」という。）は、平成8年11月6日をもって甲と乙の間に締結した災害時における応急対策活動支援に関する協定書第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定する。

(業務の内容)

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業、救援・調達物資等の運搬作業（以下「業務」という。）とする。

(出動の要請)

第2条 甲は乙に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時及び場所を指定して、フォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材等」という。）の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

(業務の実施)

第3条 乙は、前条の規定に基づく出動要請があったときは、乙に属する会員のうち業務に従事するもの（以下「会員」という。）を作業用資器材等を指定された場所へ出動させ、消防署、警察署、区等防災関係職員の指示の下に、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに、出動責任者、出動時間、作業用資器材を甲に報告するものとする。

(業務の完了)

第4条 会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(実費の請求及び支払い)

第5条 会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責めについて、甲乙協議して定める。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、会員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年条例第16号）に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

## 第61—19 災害時における応急対策活動支援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都文京区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力の一環として、東京都文京区が東京都製本工業組合文京支部に対し、災害応急対策業務に関する協力を行うことを求めるときの手続等を定めるものである。

(協力要請)

第2条 東京都文京区（以下「甲」という。）は、災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、東京都製本工業組合文京支部（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務に関する協力を要請することができる。

(業務の指示)

第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める部及び課の分掌業務に従い、各部長及び課長より業務内容、日時及び場所を指定してフォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材等」という。）の提供を求めるものとする。

(作業用資器材等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し作業用資器材等を提供する。

(費用負担)

第5条 甲の使用した作業用資器材等に要する費用は、甲が負担する。

(請求)

第6条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費を甲に請求するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第8条 この協定は、平成8年11月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年11月6日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
東京都文京区  
代表者 文京区長 遠藤正則

乙 東京都文京区小石川三丁目9番3号  
東京都製本工業組合文京支部  
代表者 支部長 星野一男

## 災害時における応急対策活動支援に関する細目協定書

東京都文京区（以下「甲」という。）と東京都製本工業組合文京支部（以下「乙」という。）は、平成8年11月6日をもって甲と乙の間に締結した災害時における応急対策活動支援に関する協定書第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定する。

(業務の内容)

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊・倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業、救援・調達物資等の運搬作業（以下「業務」という。）とする。

(出動の要請)

第2条 甲は乙に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時及び場所を指定して、フォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材」という。）の出動を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

(業務の実施)

第3条 乙は、前条の規定に基づく出動要請があったときは、乙に属する会員のうち業務に従事するもの（以下「会員」という。）を作業用資器材等を指定された場所へ出動させ、消防署、警察署、区等防災関係機関の指示の下に、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに、出動責任者、出動時間、作業用資器材等を甲に報告するものとする。

(業務の完了)

第4条 会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(実費の請求及び支払い)

第5条 会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責めについて、甲乙協議して定める。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、会員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年条例第16号）に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

## 災害時における応急対策活動支援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都文京区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力の一環として、東京都文京区が東京都製本工業組合本郷支部に対し、災害応急対策業務に関する協力をを行うことを求めるときの手続等を定めるものである。

(協力要請)

第2条 東京都文京区（以下「甲」という。）は、災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、東京都製本工業組合本郷支部（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務に関する協力を要請することができる。

(業務の指示)

第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める部及び課の分掌業務に従い、各部長及び課長より業務内容、日時及び場所を指定してフォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材等」という。）の提供を求めるものとする。

(作業用資器材等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し作業用資器材等を提供する。

(費用負担)

第5条 甲の使用した作業用資器材等に要する費用は、甲が負担する。

(請求)

第6条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費を甲に請求するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第8条 この協定は、平成8年11月6日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年11月6日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
東京都文京区  
代表者 文京区長 遠藤正則

乙 東京都文京区白山一丁目9番9号  
東京都製本工業組合本郷支部  
代表者 支部長 染野寿夫

## 災害時における応急対策活動支援に関する細目協定書

東京都文京区（以下「甲」という。）と東京都製本工業組合本郷支部（以下「乙」という。）は、平成8年11月6日をもって甲と乙の間に締結した災害時における応急対策活動支援に関する協定書第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定する。

(業務の内容)

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊・倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業、救援・調達物資等の運搬作業（以下「業務」という。）とする。

(出勤の要請)

第2条 甲は乙に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時及び場所を指定して、フォークリフト等作業用資器材、操作員等（以下「作業用資器材等」という。）の出勤を、文書、電話等の方法により要請するものとする。

(業務の実施)

第3条 乙は、前条の規定に基づく出勤要請があったときは、乙に属する会員のうち業務に従事するもの（以下「会員」という。）を作業用資器材等を指定された場所へ出勤させ、消防署、警察署、区等防災関係機関の指示の下に、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出勤後直ちに、出勤責任者、出勤時間、作業用資器材等を甲に報告するものとする。

(業務の完了)

第4条 会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(実費の請求及び支払い)

第5条 会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責めについて、甲乙協議して定める。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、会員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年条例第16号）に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

## 第61—20 災害時における応急対策活動支援に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と、共同印刷株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策業務に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、災害応急対策業務に関し、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（作業用器材の貸与）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、特別の理由がある場合を除き、甲に対しフォークリフトを貸与するものとする。

2 前項の規定により貸与されたフォークリフトに係る操作員は、甲が確保するものとする。

（費用負担）

第4条 前条の規定により貸与されたフォークリフトに係る費用は、甲が負担する。

2 乙は、災害応急対策業務の終了後、前項に規定する費用を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の費用の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに乙に支払わなければならない。

（損害の負担）

第5条 この協定による災害応急対策業務により損害が生じたときは、甲が負担する。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

（適用）

第7条 この協定は、平成17年1月6日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年1月6日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 煙山力

乙 文京区小石川四丁目14番12号  
共同印刷株式会社  
代表者 代表取締役社長 山口政廣

## 第61—21 災害時における応急対策活動支援に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と、三弘紙業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策業務に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、災害応急対策業務に関し、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（作業用器材の貸与）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、特別の理由がある場合を除き、甲に対しフォークリフトを貸与するものとする。

2 前項の規定により貸与されたフォークリフトに係る操作員は、甲が確保するものとする。

（費用負担）

第4条 前条の規定により貸与されたフォークリフトに係る費用は、甲が負担する。

2 乙は、災害応急対策業務の終了後、前項に規定する費用を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の費用の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに乙に支払わなければならない。

（損害の負担）

第5条 この協定による災害応急対策業務により損害が生じたときは、甲が負担する。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

（適用）

第7条 この協定は、平成17年1月6日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年1月6日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 煙山力

乙 文京区小石川三丁目39番6号  
三弘紙業株式会社  
代表者 代表取締役社長 上田雄健

## 第61—22 災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京区建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、建設資機材、車両、人員等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の使用した建設資機材等の使用に要する費用は、甲が負担する。

2 乙は、業務の終了後、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。

3 甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月1日

甲	文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣 修
乙	文京区小石川一丁目13番11号 文京区建設業協会 代表者 会長 八幡 長 吉

## 災害時における応急対策業務に関する細目協定

文京区（以下「甲」という。）と文京区建設業協会（以下「乙」という。）は、平成24年7月1日をもって締結した災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第6条に基づく災害時における応急対策業務の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 協定書第2条の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、道路における応急の補修及び障害物の除去並びに災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第2条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める。

2 前項の会員又は業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な建設資機材、車両、人員等（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。

2 乙は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、当該建設資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、協定書第3条の規定により業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、日時を指定して、建設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請する。

2 甲は、前項の規定による出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請する。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による出動要請があったときは、会員に対し出動を要請する。

2 会員は、前条第2項又は前項の規定により甲又は乙から出動要請があったときは、業務実施区間に出勤し、本業務を実施する。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第6条 本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、会員は、その指示に従う。

（完了報告）

第7条 会員は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。

（実費用の請求及び支払）

第8条 会員は、本業務完了後、当該業務に要した実費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、協定書第5条第3項の規定により甲が負担する費用を決定し、速やかにその費用を支払う。

（損害の負担）

第9条 本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（損害補償）

第10条 この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措

置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）に基づき、甲が補償する。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月1日

甲	文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	文京区小石川一丁目13番11号 文京区建設業協会 代表者 会長 八幡 長吉

## 第61—23 災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京区衛生空調防災協力会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、設備建設資機材、車両、人員等（以下「設備建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（設備建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し設備建設資機材等を提供するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の使用した設備建設資機材等の使用に要する費用は、甲が負担する。

2 乙は、業務の終了後、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。

3 甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月1日

甲	文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	文京区本郷一丁目19番6号 文京区衛生空調防災協力会 代表者 会長 本田 周平

## 災害時における応急対策業務に関する細目協定

文京区（以下「甲」という。）と文京区衛生空調防災協力会（以下「乙」という。）は、平成24年7月1日をもって締結した災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第6条に基づき災害時における応急対策業務の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 協定書第2条の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第2条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める。

2 前項の会員又は業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

（設備建設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な設備建設資材、車両、人員等（以下「設備建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。

2 乙は、前項の設備建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、当該設備建設資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。

（出勤の要請）

第4条 甲は、乙に対し、協定書第3条の規定により業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、日時を指定して、設備建設資機材等の出勤を、文書、電話等の方法により要請する。

2 甲は、前項の規定による出勤要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出勤を要請する。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による出勤要請があったときは、会員に対し出勤を要請する。

2 会員は、前条第2項又は前項の規定により甲又は乙から出勤要請があったときは、業務実施区間に出勤し、本業務を実施する。

3 会員は、出勤後直ちに、現場責任者、出勤時間及び設備建設資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第6条 本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、会員は、その指示に従う。

（完了報告）

第7条 会員は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。

（実費用の請求及び支払）

第8条 会員は、本業務完了後、当該業務に要した実費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、協定書第5条第3項の規定により甲が負担する費用を決定し、速やかにその費用を支払う。

（損害の負担）

第9条 本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（損害補償）

第10条 この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措

置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）に基づき、甲が補償する。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月1日

甲	文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	文京区本郷一丁目19番6号 文京区衛生空調防災協力会 代表者 会長 本田 周平

## 第61—24 災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京区電設防災協力会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、電設資機材、車両、人員等（以下「電設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（電設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し電設資機材等を提供するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の使用した電設資機材等の使用に要する費用は、甲が負担する。

2 乙は、業務の終了後、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。

3 甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月1日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 文京区千石四丁目40番25号  
文京区電設防災協力会  
代表者 会長 樋口 晴雄

## 災害時における応急対策業務に関する細目協定

文京区（以下「甲」という。）と文京区電設防災協力会（以下「乙」という。）は、平成24年7月1日をもって締結した災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第6条に基づく災害時における応急対策業務の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 協定書第2条の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、道路における応急の補修及び障害物の除去並びに災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第2条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める。

2 前項の会員又は業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

（電設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な電設資機材、車両、人員等（以下「電設資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。

2 乙は、前項の電設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、当該電設資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、協定書第3条の規定により業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、日時を指定して、電設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請する。

2 甲は、前項の規定による出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請する。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による出動要請があったときは、会員に対し出動を要請する。

2 会員は、前条第2項又は前項の規定により甲又は乙から出動要請があったときは、業務実施区間に出勤し、本業務を実施する。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び電設資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第6条 本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、会員は、その指示に従う。

（完了報告）

第7条 会員は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。

（実費用の請求及び支払）

第8条 会員は、本業務完了後、当該業務に要した実費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、協定書第5条第3項の規定により甲が負担する費用を決定し、速やかにその費用を支払う。

（損害の負担）

第9条 本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（損害補償）

第10条 この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措



置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）に基づき、甲が補償する。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月1日

甲	文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	文京区千石四丁目40番25号 文京区電設防災協力会 代表者 会長 樋口 晴雄

## 第61—25 災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京舗装協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、舗装資機材、車両、人員等（以下「舗装資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（舗装資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し舗装資機材等を提供するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の使用した舗装資機材等の使用に要する費用は、甲が負担する。

2 乙は、業務の終了後、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。

3 甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月1日

甲	文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	文京区千駄木三丁目40番17号 文京舗装協会 代表者 会長 田口 進

## 災害時における応急対策業務に関する細目協定

文京区（以下「甲」という。）と文京舗装協会（以下「乙」という。）は、平成24年7月1日をもって締結した災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第6条に基づき災害時における応急対策業務の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 協定書第2条の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、道路における応急の補修及び障害物の除去並びに災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第2条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める。

2 前項の会員又は業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

（舗装資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な舗装資機材、車両、人員等（以下「舗装資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。

2 乙は、前項の舗装資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、舗装資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、協定書第3条の規定により業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、日時を指定して、舗装資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請する。

2 甲は、前項の規定による出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請する。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による出動要請があったときは、会員に対し出動を要請する。

2 会員は、前条第2項又は前項の規定により甲又は乙から出動要請があったときは、業務実施区間に出勤し、本業務を実施する。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び舗装資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第6条 本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、会員は、その指示に従う。

（完了報告）

第7条 会員は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。

（実費用の請求及び支払）

第8条 会員は、本業務完了後、当該業務に要した実費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、協定書第5条第3項の規定により甲が負担する費用を決定し、速やかにその費用を支払う。

（損害の負担）

第9条 本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（損害補償）

第10条 この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措

置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）に基づき、甲が補償する。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月1日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣 修

乙 文京区千駄木三丁目40番17号  
文京舗装協会  
代表者 会 長 田 口 進

## 第61—26 災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と宝電設工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。

（業務の指示）

第3条 甲は、災害の状況に応じて、乙に対し、業務の内容、日時及び場所を指定して、電設資機材、車両、人員等（以下「電設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（電設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し電設資機材等を提供するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の使用した電設資機材等の使用に要する費用は、甲が負担する。

2 乙は、業務の終了後、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。

3 甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月1日

甲	文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	文京区千石四丁目16番2号 宝電設工業株式会社 代表者 代表取締役 横田 秋雄

## 災害時における応急対策業務に関する細目協定

文京区（以下「甲」という。）と宝電設工業株式会社（以下「乙」という。）は、平成24年7月1日をもって締結した災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定書」という。）第6条に基づく災害時における応急対策業務の細目に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 協定書第2条の規定により甲が乙に協力を要請する業務は、道路における応急の補修及び障害物の除去並びに災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第2条 乙の業務実施区間は、別に定める。

2 前項の業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

（電設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ保有する災害時に稼働可能な電設資機材、車両、人員等（以下「電設資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。

2 乙は、前項の電設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、当該電設資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、協定書第3条の規定により業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、日時を指定して、電設資機材等の出動を、文書、電話等の方法により要請する。

2 甲は、前項の規定による出動要請が不可能な場合は、乙に対し、公共放送等により出動を要請する。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による出動要請があったときは、業務実施区間に出勤し、本業務を実施する。

2 乙は、出勤後直ちに、現場責任者、出勤時間及び電設資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第6条 本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、乙は、その指示に従う。

（完了報告）

第7条 乙は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。

（実費用の請求及び支払）

第8条 乙は、本業務完了後、当該業務に要した実費を甲に請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、協定書第5条第3項の規定により甲が負担する費用を決定し、速やかにその費用を支払う。

（損害の負担）

第9条 本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（損害補償）

第10条 この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）に基づき、甲が補償する。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月1日

甲	文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	文京区千石四丁目16番2号 宝電設工業株式会社 代表者 代表取締役 横田 秋雄

## 第61—27 災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社団法人東京都自動車整備振興会文京支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、次に掲げる業務を行うため、災害の状況により乙に対し、資機材、車両、人員等（以下「資機材等」という。）の出勤を要請することができる。

- (1) 道路啓開のため車両等の障害物を除去すること。
- (2) 救出活動等に要する資機材の提供

（出勤可能な資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ乙の会員（以下「会員」という。）が保有する災害時に出勤可能な資機材等を把握し、出勤可能資機材等報告書（別記様式第1号）により、甲に報告する。

（協力要請）

第4条 第2条の規定による協力要請を行うに当たっては、応急対策業務要請書（別記様式第2号）により、業務内容、日時、場所その他必要な事項を示すものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定による協力要請があったときは、会員に対し協力内容に係る業務の実施を要請する。

- 2 会員は、前項の規定により乙から要請があったときは、速やかに業務を実施する。この場合において、会員は、第2条第2号に掲げる業務に係る乙の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し資機材等を提供する。
- 3 会員は、業務が完了したときは、業務内容及び出勤した資機材等の数量等について、速やかに乙に報告するものとする。
- 4 乙は、前項の規定による会員からの報告を取りまとめ、出勤報告書（別記様式第3号）及び出勤実績総括表（別記様式第4号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、業務が完了した後、応急対策業務費用請求書（別記様式第5号）により、業務に要した費用として、平常時における費用に相当する額を甲に請求する。

- 2 甲が負担する費用については、甲と乙の協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により決定した費用を速やかに乙に支払う。

（損害補償）

第7条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年10月10日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 文京区関口一丁目27番3号  
社団法人 東京都自動車整備振興会文京支部  
代表者 支部長 鯉沼 誠一

## 第61—28 災害時における応急対策活動に関する協定書

文京区を甲とし、東京都管工事工業協同組合文京支部を乙として、甲乙間において、災害時の応急対策活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都文京区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、甲が行う災害応急対策活動について、災害時における民間協力計画の一環として、乙に対し、協力を求める場合の基本的な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、文京区のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、状況により乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、災害応急対策活動について協力を要請することができる。

2 甲が乙に要請する協力の内容は、甲が実施する応急対策活動に必要な施設の復旧及び必要な仮設施設の設置（以下「業務等」という。）とする。

3 第1項の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、口頭、電話等で行い、後日改めて文書により処理するものとする。  
(建設資機材等の報告)

第3条 乙は、会員が保有する車両、建設資材及び労力（以下「建設資機材等」という。）で、災害時に提供可能なものをあらかじめ把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要請があったときは、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。  
(業務等の依頼)

第4条 甲は、第2条第2項に定める業務等について、災害の実状により乙に対し、計画に定める文京区の各部課の業務分掌に従い、内容、日時及び場所を指定して依頼を行うものとする。

2 前項に規定する業務の依頼は、都市計画部長が行うものとし、会員は、その業務等に従事するものとする。  
(建設資機材等の提供)

第5条 乙は、甲から業務等の依頼があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し、建設資機材等を提供するものとする。  
(業務の実施)

第6条 乙は、前条の規定に基づく依頼を受けたときは、会員に対し、建設資機材等を指定された場所へ出動させるものとする。

2 乙は、会員が前項の規定により出動した場合は、現場責任者、出動時間及び提供した建設資機材等を甲に報告する。  
(業務の完了)

第7条 乙は、業務等が完了したときは、直ちに甲に報告する。  
(費用負担等)

第8条 第6条に規定する業務等により使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。

第9条 乙は、前条に規定する費用について、業務の終了後甲の確認を受けて、実費を甲に請求する。  
(災害補償)

第10条 甲は、会員がその従事した業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡し

た場合は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）に基づきこれを補償する。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成13年8月1日から平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙双方から何らの申出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例

よる。

（協議）

第12条 この協定の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、

その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年8月1日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 東京都文京区  
代表者 東京都文京区長 煙 山 力

東京都文京区春日一丁目16番21号  
乙 東京都管工事工業協同組合文京支部  
代表者 文京支部長 大 山 光 洋

## 第61—29 災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合文京支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う業務に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみで十分な応急処置を実施することができない場合において、災害の状況により乙に対し、業務への協力を要請することができる。

2 前項に規定する協力を要請する場合は、文書により業務内容、日時、場所その他必要な事項を示すものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力内容）

第3条 前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 倒壊家屋等における救出・救護活動に要する人員及び資機材の提供
- (2) 避難所等の応急修理

（協力の実施等）

第4条 乙は、第2条の規定による協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲の指示に従い業務に協力するものとする。ただし、前条第1号の協力内容について、甲の指示が受けられない場合であって、緊急を要するときは、甲の指示を待たずに、協力内容を実施するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、その協力内容について文書により速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、業務の完了後、第3条に定める協力を要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。この場合において、人員の提供に係る費用は、東京都が定める東京都工事設計単価表の設計労務単価により算出する。

3 甲は、前項の規定により決定した費用を速やかに乙に支払う。

（災害補償）

第6条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この協定は、1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自

その1通を保有する。

平成25年3月22日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣 修

東京都文京千駄木二丁目23番7号  
乙 東京土建一般労働組合文京支部  
代表者 執行委員長 大谷 隆 司

## 第61-30 災害時における応急対策業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社ビッググループ（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において甲が行う応急対策に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務（以下「本業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）道路における応急の補修及び障害物の除去
- （2）災害応急対策業務に必要な施設の応急修理及び仮設施設の建設

（業務実施区間）

第3条 乙の業務実施区間は、別に定める。

- 2 前項の業務実施区間を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙で協議する。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、あらかじめ保有する災害時に稼働可能な建設資機材、車両、人員等（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告する。

- 2 乙は、前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、当該建設資機材等の保有状況を速やかに甲に報告する。

（協力の要請等）

第5条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急対策を実施することができないときは、災害の状況により乙に対し、本業務への協力を要請することができる。

- 2 甲は、前項の要請に当たっては、業務実施区間の具体的な災害の状況に応じ、業務の内容、日時及び場所を指定して、建設資機材等の出動を要請するものとする。
- 3 前項の要請は、文書、電話等の方法により行うものとする。
- 4 甲は、前項の規定による出動要請が不可能なときは、乙に対し、公共放送等により出動を要請する。
- 5 乙は、甲から協力の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し協力するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、前条の規定による出動要請があったときは、業務実施区間に出動し、本業務を実施する。

- 2 乙は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び出動した建設資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第7条 本業務の指示は、文京区災害対策本部災対建築部長又は文京区災害対策本部災対土木部長が行うものとし、乙は、その指示に従う。

（完了報告）

第8条 乙は、本業務が完了したときは、直ちに甲に報告する。

（費用負担等）

第9条 本業務に要した実費のうち、甲が負担する費用については、本業務完了後、甲乙協議の上、

決定するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の負担する費用が決定したときは、速やかに当該費用を甲に請求する。

3 甲は、前項の請求があったときは、速やかにその費用を支払う。

(損害の負担)

第10条 本業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。  
(損害補償)

第11条 この協定に基づき本業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和41年7月文京区条例第16号)の規定に基づき、甲が補償する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の3月前までに甲乙のいずれからも解除に関する申出がない場合は、この協定は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月20日

甲	文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	文京区春日二丁目1番6号 株式会社ビックルーフ 代表者 代表取締役 大屋 高広

## 第61-31 災害時における理容業務活動に関する協定書

文京区(以下、「甲」という。)と東京都理容生活衛生同業組合(以下、「乙」という。)は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、理容師法(昭和22年法律第234号)に規定する理容の業務(以下「理容業務」という。)に関し、災害時における協力体制を確立し、もって区民生活の安定の確保を図ることを目的とする。

(協力内容)

第2条 乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における理容業務の実施
- (2) 前号の理容業務に必要な資器材及び消耗品の提供

(協力要請)

第3条 甲は、前条の協力を必要とするときは、活動協力要請書(別記様式)を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要すると認めたときは、口頭により要請できることとし、後日活動協力要請書を提出する。

(理容業務の実施)

第4条 乙は、前条の協力の要請を受けたときは、特別な事由がない限り、理容業務を実施する。  
(連絡窓口)

第5条 乙は、甲と円滑に連絡を行えるよう、担当窓口を設置する。

(理容費)

第6条 第2条第1号の理容業務に要する費用は、無償とする。

(費用負担)

第7条 第2条第2号の資器材及び消耗品の費用は、甲が負担する。この場合において、その価格は、当該災害の発生の直前の時価とする。

(損害補償)

第8条 甲の要請により乙が行った理容業務の実施中において乙の組合員が死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障害の状態となったときの補償については、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和41年7月文京区条例第16号)の例による。

(協定機関)

第9条 この協定は、甲乙いずれかが指定解除又は変更の申し出がない限り、継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定める。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、おのおの1通を保管する。

平成25年3月15日



東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修  
東京都新宿区下落合四丁目26番7号  
東京都理容生活衛生同業組合  
乙 代表者 理事長 飛田 英雄  
文京支部長 松信 洋治

## 第61—32 災害時における応急対策に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と公益財団法人文京アカデミー（以下「乙」という。）は、災害対策に係る相互協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における民間協力計画の一環として、甲が行う災害応急業務に対する乙の協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは十分な応急処理を実施することができないときは、乙に対し、次に定める災害応急業務の協力を要請することができる。

（1） 役務、労力等を提供すること。

（2） 甲が乙に指定管理者として管理を委任している施設を被災者の二次避難所として使用すること。

2 甲は、前項の要請をする場合は、業務の内容、日時、場所等を指定して行う。

3 乙は、甲の要請があったときは、速やかに前項の業務に協力するものとする。

（経費の負担）

第3条 この協定に基づく業務に要する経費は、甲が負担する。

2 経費の請求手続その他経費負担について必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この協定は、1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 東京都文京区春日一丁目16番21号  
公益財団法人文京アカデミー  
代表者 理事長 宮下 眞

## 第61—33 災害時における軽自動車運送の協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、軽自動車の調達が必要であると認めるときは、乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して軽自動車及び運転者（以下「車両等」という。）の供給を求めることができる。

（車両等の供給）

第2条 乙は、前条の規定により甲の求めがあったときは、特別の理由がない限り、甲に対し車両等を供給する。

（費用負担）

第3条 乙が使用した車両等に係る経費は、甲が負担する。

（供給の継続）

第4条 乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交替してその供給を継続しなければならない。

（賠償及び報告）

第5条 乙は、その供給した車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により、車両の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、その供給した車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（賠償）

第6条 甲は、その責めに帰する理由により使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

（損害補償）

第7条 甲は、使用中の車両の運転者について、その者の責めに帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例」（昭和41年7月文京区条例第16号）の定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該運転者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの価額の限度において損害補償の責めを免れる。

（協 議）

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名、押印の上、その1通を保管する。

平成8年3月7日

甲 東京都文京区長 遠 藤 正 則

乙 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合  
城北支部長 佐 藤 忠 生

## 第61—34 災害時における物流業務に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会文京支部（以下「乙」という。）は、災害時における物流業務について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が乙に対して要請する物流業務に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合をいう。

(2) 物資等 救援物資、食料、飲料、生活必需品、資器材等、災害時に被災者の支援に要する物資をいう。

(3) 物資集積所 文京区地域防災計画に定める物資集積所をいう。

(4) 避難所 文京区地域防災計画に定める避難所をいう。

(5) 災害時物流コーディネーター 甲が法第23条の2の規定に基づき設置する文京区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に対して、乙が派遣する物流業務に関する実務の見識や経験を有する専門家をいう。

(6) 物流業務 災害時における次の業務をいう。

ア 物資等の輸送

イ 物資輸送拠点における物資等の搬入、荷役、仕分け、搬出等

ウ 物資等の輸送に必要な車両の供給

エ 災害時物流コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣

オ アからエまでに掲げるもののほか、甲が乙との協議により必要と認める業務

(7) 供給車両 乙の会員が所有する車両で、災害時に本協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（要請）

第3条 甲は、文京区の区域内で災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙に対して物流業務に関する協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。

3 前項の規定による要請ができないときは、甲が指定する連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）が、乙に対して口頭により要請した後、速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（コーディネーター）

第5条 乙は、乙の会員からコーディネーターを指名し、平常時において、あらかじめ甲に対して文書により報告するものとする。

2 コーディネーターは、第3条の規定による要請があったとき又は文京区の区域内で震度5弱以上の地震が発生したときは、速やかに災害対策本部に参集するものとする。

3 コーディネーターは、前項の規定にかかわらず参集できないときは、速やかに乙及び連絡責任者に連絡し、その後の対応については甲及び乙が協議の上、決定する。

4 コーディネーターは、災害対策本部において、次に掲げる業務を行う。

(1) 物資集積所と避難所との間における物資等の輸送ルートの策定、輸送手段の確保等に係る助言及び調整

(2) 物資集積所における物資等の搬入、荷役、仕分け、搬出等に係る助言及び調整

(3) 物資集積所の管理運営、新たな物資等の保管場所の確保等に関する助言及び調整

(4) 物資等の配分計画の立案、在庫管理等に関する助言及び調整

(5) その他物流業務全般に関する助言及び調整

(実施期間)

第6条 物流業務の実施期間は、第3条の規定による要請の日から7日以内とする。ただし、甲及び乙が協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

(報告)

第7条 乙は、第4条の規定による協力により物流業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく、次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 物資等の輸送に従事した乙の会員名、供給車両数、車種及び人員

(2) 物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離

(3) 輸送した物資等の品目、内容及び数量

(4) コーディネーターが業務に従事した期間及び人員

(5) その他甲が必要と認める事項

(費用負担)

第8条 第4条の規定による協力により、物流業務に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用のうち、供給車両に係る費用については、災害時において一般社団法人東京都トラック協会が定める統一運賃に基づき定めるものとする。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲及び乙が協議の上、決定する。

4 乙は、第1項の費用について、前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に書面により請求するものとする。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、物流業務の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の供給車両を確保する等の必要な措置を講じて、物流業務を継続するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、物流業務の継続が困難なときは、乙は甲に対して速やかに報告し、その後の対応について甲及び乙が協議の上、決定する。

(補償等)

第10条 甲は、この協定に基づく物流業務における乙の従事者が、業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月7日文京区条例第16号）に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価

額の限度において損害の責を免れる。

2 甲又は乙が、この協定に基づく物流業務において、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(緊急通行車両の事前届出)

第11条 乙は、乙の会員から供給車両を指定し、平常時において、あらかじめ甲に対して当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出を公安委員会に対して申請するものとする。

3 甲は、公安委員会から緊急通行車両事前届出済証が交付されたときは、遅滞なく乙に引き渡すものとする。

(燃料の確保)

第12条 甲は、平常時から供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(連絡体制等)

第13条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

2 乙は、乙の会員の名簿及び供給車両の内訳について、毎年度当初に甲へ提出するものとする。

(防災訓練への参加)

第14条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ参加するよう努めるものとする。

(被災自治体支援への協力)

第15条 甲は、他自治体と締結した災害時における相互応援に関する協定等に基づき、他自治体の支援を行う場合、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があったときは、乙は当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(解除)

第17条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第18条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(廃止)

第19条 この協定の締結に伴い、災害応急対策用貨物自動車供給協定書（昭和55年10月21日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月6日

- 甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣 修
- 乙 東京都文京区湯島三丁目13番6号 東貨協ビル3階  
一般社団法人東京都トラック協会文京支部  
代表者 支部長 石井 秀 男

## 第61—35 災害時における灯油及び固型燃料等の供給に関する協定書

東京都文京区（以下「甲」という。）と東京都燃料小売商業組合小石川支部・本郷支部（以下「乙」という。）とは、区内に災害が発生し、灯油及び固型燃料等（以下「燃料」という。）の調達が必要となった場合において、区民の生活を確保するため燃料の供給につき、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生したとき、ガス施設及び電気施設が一次的に麻痺し、ガス及び電気の供給が不可能になることが予想される。このような事態が発生したときは、甲は区民の生活を確保することを目的として、燃料の確保について、乙の協力を得て対処する。

（協 力）

第2条 乙は、区内に災害が発生したときは、区民の生活確保に協力することを社会的責務と考え、甲からの要請に対して優先的に協力する。

（要 請）

第3条 甲は、区内に災害が発生し、第1条前段に規定する事態が生じて燃料の調達をする必要があるときは、乙に対しこの旨要請する。

2 前項に規定する要請を行うについては、品名及び数量を示して行うものとし、区民部経済課が担当する。

（業 務）

第4条 乙の組合員は、前条の規定に基づき甲から要請があったときは、燃料の保管場所において、甲に燃料を引き渡す。

この場合において燃料の搬送については、甲は乙に協力を求めることができる。

（代金請求）

第5条 乙は、前条の規定に基づき燃料を甲に引き渡したときは、甲に対し第7条に規定する協定価格により当該燃料代金及び所要経費を請求する。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙から当該燃料代金及び所要経費の請求があったときは、できる限り速やかに支払う。

（連 絡）

第6条 乙は、災害時において甲からの要請により、その供給につき協力できる燃料の平均貯蔵量等の状況を年1回甲に連絡する。

（協定価格）

第7条 第4条の規定により、乙が甲に燃料を引き渡した場合において、第5条の規定により甲に対し請求できる当該燃料の価格は、災害発生直前における小売価格とする。

（看板の掲示）

第8条 甲は、乙の組合員の承諾を得て店頭「文京区災害時燃料類協力店」の看板を掲出することができる。

2 前項の看板に要する経費は、予算の範囲内において甲が負担する。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲・乙の双方が協議のうえ決定する。

（協定期間及び更新）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定期間満了1ヵ月前

に双方が協定解除の意思表示をしないときは、これによりこの協定は向う1年間延長されたものとし、以後この例による。協定解除の意思表示は文書によって行うものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し双方押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年4月21日

甲 東京都文京区  
代表者 東京都文京区長 遠藤正則 印

東京都燃料小売商業組合小石川支部  
乙 代表者 支部長 青柳光太郎 印

東京都燃料小売商業組合本郷支部  
代表者 支部長 小島真 印

## 第61—36 災害時における石油類等の供給に関する協定書

東京都文京区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合文京支部（以下「乙」という。）は、区内に地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急車両等の燃料及び区民の生活を確保するため、次のとおり石油類等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、東京都文京区地域防災計画に基づき、甲が実施する石油類等の確保に対して、乙の協力を得て対処する。

（協力）

第2条 乙は、甲が実施する石油類等の確保について、甲から協力の要請があったときは、優先的に協力する。

（要請）

第3条 甲は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、石油類等の供給を必要とするときは、乙に対しその旨要請する。

2 前項に規定する要請を行うに当たっては、品名、数量、供給場所その他必要な事項を示すものとする。

（石油類等）

第4条 前条の規定により、乙が甲に供給する石油類等については、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) その他石油製品
- (5) 石油類等の供給に伴う役務の提供

（業務）

第5条 乙は、甲の要請があったときは、これに応じて要請のあった石油類等を速やかに供給するものとする。

2 乙は、甲の指定する車両等が乙に属する給油所に燃料の供給を求めたときは、これに供給するものとする。

3 乙は、甲の要請があったときは、甲が指定する場所へ石油類等を納入するものとする。ただし、やむを得ない事情により、納入ができない場合は、甲へ連絡するものとする。

（代金請求）

第6条 乙は、業務の終了後、甲に対して所要経費を請求する。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙から所要経費の請求があったときは、できる限り速やかに支払うものとする。

（協定価格）

第7条 乙が供給する石油類等の価格については、当該災害発生の前直における小売価格とする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、第5条に規定する業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月条例第16号）に基づき、これを補償するものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第10条 この協定の解釈に疑義を生じた場合、及びこの協定の実施に関し必要な事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第11条 この協定は、平成8年10月31日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年10月31日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
東京都文京区  
代表者 文京区長 遠 藤 正 則

乙 東京都文京区本郷三丁目38番12号  
東京都石油商業組合文京支部  
代表者 文京支部長 北 島 一 幸

## 災害時における石油類等の供給に関する協定書細目

平成8年10月31日をもって締結した災害時における石油類等の供給に関する協定書（以下「協定書」という。）第9条に基づく細目は、次のとおりとする。

(要 請)

第1条 協定書第3条に定める甲の要請は、要請書（様式1）により乙に対して行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

(請 求)

第2条 協定書第6条に定める請求は、別紙石油類等の供給に基づく請求書（様式2）により行うものとする。

## 第61—37 災害時における石油類等の供給に関する協定書

平成24年 7月20日

文京区（以下「甲」という。）と二引株式会社（以下「乙」という。）は、区の区域内（以下「区内」という。）に地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急車両等の活動、避難所の運営等に必要となる燃料を確保するため、次のとおり石油類等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が実施する石油類等の確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「石油類等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) その他石油製品

（協力要請）

第3条 甲は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、石油類等の供給を必要とするときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による協力要請を行うに当たっては、石油類等供給要請書（別記様式第1号）により、品名、数量、供給場所その他必要な事項を示すものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、甲の指定する車両等が乙に属する給油所に燃料の供給を求めたときは、これに供給するものとする。

2 乙は、甲の協力要請があったときは、甲が指定する場所に石油類等を納入するものとする。ただし、やむを得ない事情により、納入できない場合は、甲に連絡するものとする。

（経費の請求）

第5条 乙は、前条の規定により、石油類等を供給した場合は、石油類等の供給に係る請求書（別記様式第2号）により、甲に対して所要経費を請求する。

2 甲は、前項の規定により、乙から所要経費の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定価格）

第6条 この協定に基づき乙が供給する石油類等の価格については、災害発生の直前における小売価格とする。

（損害補償）

第7条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（協議）

第8条 この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣 修

東京都千代田区神田淡路町一丁目5号  
二引株式会社  
代表者 代表取締役社長 中澤 公 男

## 第61—38 災害時における石油類等の供給に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）とダイヤ通商株式会社（以下「乙」という。）は、区の区域内（以下「区内」という。）に地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急車両等の活動、避難所の運営等に必要となる燃料を確保するため、次のとおり石油類等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が実施する石油類等の確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「石油類等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ガソリン
- (2) 灯油
- (3) その他石油製品

（協力要請）

第3条 甲は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、石油類等の供給を必要とするときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による協力要請を行うに当たっては、石油類等供給要請書（別記様式第1号）により、品名、数量、供給場所その他必要な事項を示すものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力内容）

第4条 乙は、甲の指定する車両等が乙に属する給油所に燃料の供給を求めたときは、これに供給するものとする。

2 乙は、甲の協力要請があったときは、甲が指定する場所に石油類等を納入するものとする。ただし、やむを得ない事情により、納入できない場合は、甲に連絡するものとする。

（経費の請求）

第5条 乙は、前条の規定により、石油類等を供給した場合は、石油類等の供給に係る請求書（別記様式第2号）により、甲に対して所要経費を請求する。

2 甲は、前項の規定により、乙から所要経費の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（協定価格）

第6条 この協定に基づき乙が供給する石油類等の価格については、災害発生の直前における小売価格とする。

（損害補償）

第7条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（協議）

第8条 この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月20日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区本郷三丁目15番9号 SWTビル4階  
乙 ダイヤ通商株式会社  
代表者 代表取締役 大矢 晃久



## 第61—39 文京区と日本郵便株式会社小石川郵便局及び本郷郵便局との災害対策に係る相互協力に関する覚書

文京区（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社小石川郵便局及び本郷郵便局（以下「乙」という。）は、災害対策に係る相互協力体制に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

**第1条** この覚書は、郵便事業等に関し、災害対策に係る協力体制を確立し、もって区民生活の安定の確保を図ることを目的とする。

（協力内容）

**第2条** 甲又は乙が相手方に要請できる内容は、次のとおりとする。

- （1） 甲は、乙に対し、災害発生時に甲が開設した避難所等に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- （2） 甲は、乙に対し、甲の実施する防災訓練に協力すること。
- （3） 乙は、甲が所有し、又は管理する施設及び用地を災害発生時に各地から送付されてきた災害救済物品等の保管場所として一時的に使用すること。
- （4） 区民の被災状況等、災害発生時の被災に関する情報を相互に連絡すること。
- （5） その他前各号に定めのない事項で、協力できること。

（協力の実施）

**第3条** 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な事由がない限り、これに協力するものとする。

（費用の負担）

**第4条** 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担することを原則とする。

（災害情報連絡体制の整備）

**第5条** 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

**第6条** 甲及び乙は、この覚書が災害時において有効に機能するよう、平常時において、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、文京区防災会議への乙の出席等を通じて、情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

**第7条** この覚書に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災課長、乙においては日本郵便株式会社小石川郵便局業務企画室長とする。

（覚書期間）

**第8条** この覚書の有効期間は、覚書の交換の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がない場合は、この覚書は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

**第9条** この覚書の解釈について疑義が生じたとき又はこの覚書の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成25年3月15日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤廣修

乙 東京都文京区小石川四丁目4番2号  
日本郵便株式会社小石川郵便局  
代表者 小石川郵便局長 納谷真

東京都文京区本郷六丁目1番15号  
日本郵便株式会社本郷郵便局  
代表者 本郷支店長 原幸男

## 第61—40 災害時における文京区と文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会との情報収集等の協力に関する協定

文京区を甲とし、文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会を乙として、甲乙間において、災害時の情報収集等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に、甲が行う情報収集等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請等)

第2条 甲は、災害発生時等に災害情報の収集、報告及び伝達（以下「災害情報通信」という。）に関し、乙の協力が必要であると認めたときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の災害情報通信に協力する。

3 災害状況により緊急を要すると判断し、第1項の要請を待たずに乙が災害情報通信を行ったときは、甲の要請があったものとみなす。

(統制)

第3条 乙は、災害情報通信を行うときは、文京区災害対策本部に設置する基地局の統制に従うものとする。

(補償)

第4条 甲は、乙の会員が災害情報通信により負傷等をしたときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）の定めるところにより、その損害を補償する。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年8月10日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 煙山力

乙 文京区春日一丁目16番21号  
文京区アマチュア無線局災害非常通信連絡会  
代表者 斑目直方

## 第61—41 災害時における特設公衆電話の設置及び利用に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）の発生時において乙が提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において被災者等の通信を確保するため、特設公衆電話の設置、利用、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定において「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上あらかじめ定めた場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することにより、被災者等に対する通信の提供を可能とするものをいう。

(設置場所及び設置箇所)

第3条 特設公衆電話を設置する施設（以下「設置場所」という。）及び電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

2 設置場所において特設公衆電話を利用する場所（以下「設置箇所」という。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

3 設置場所、設置箇所その他の特設公衆電話の設置に関して必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は、甲乙相互に保管するものとする。この場合において、甲乙相互に情報管理責任者を置き、その者の氏名を書面により相互に通知するものとする。

(通信機器等の設置)

第4条 甲は、特設公衆電話の設置について必要となる配管、引込み柱、端子盤、電話機等を甲の費用負担により設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を速やかに利用することができるよう、電話機等を適切な場所に保管するものとする。

3 乙は、特設公衆電話の設置について必要となる電気通信回線（モジュージャックを含む。）の配線を乙の費用負担により設置するものとする。

(移転、廃止等)

第5条 甲は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等を行おうとする場合又は新たに設置場所を追加しようとする場合は、速やかにその旨を書面により乙に通知しなければならない。この場合において、特設公衆電話の設置に係る費用負担については、前条の規定によるものとする。

2 設置場所内で特設公衆電話の設置箇所を移動する場合に要する費用については、甲が負担するものとする。

(利用料)

第6条 特設公衆電話の利用に係る利用料は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

(利用の開始)

第7条 災害が発生した場合における特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話を速やかに設置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特設公衆電話の設置場所が甲の避難所である場合は、甲が特設公衆電話の利用の開始を決定することができるものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話の利用を開始した旨を乙に通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、前条の規定により特設公衆電話の利用を開始した場合は、特設公衆電話の適切かつ円滑な利用が行われるよう被災者等の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特設公衆電話の設置場所が甲の避難所である場合であって、乙が特設公衆電話の利用の終了を決定する前に甲が避難所を閉鎖したときは、甲は、速やかに特設公衆電話の利用を終了し、撤去するものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話の利用を終了した旨を乙に通知するものとする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、特設公衆電話の設置場所等について、甲と協議の上、乙のホームページにより公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、災害の発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、年1回を目安として、別に定めるところにより接続試験を実施するものとする。

(故障等の取扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話の設置に係る電気通信回線について故障その他の異常が発生した場合は、速やかに確認し、回線の復旧のため協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 特設公衆電話は、第7条に規定する利用、第11条に規定する定期試験のための利用及び甲が実施する防災訓練等に伴う利用以外の利用（以下「目的外利用」という。）を行ってはならない。

2 乙は、特設公衆電話の利用の実績について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙から特設公衆電話について目的外利用の実績がある旨の通知を受けた場合は、速やかに当該目的外利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告しなければならない。

4 前項の措置を講じた場合において、特設公衆電話の目的外利用が継続するときは、特設公衆電話の取扱いについて、甲乙で協議するものとする。

5 前項の協議の結果、特設公衆電話を撤去することとなった場合は、撤去に関する工事費用等については、甲が負担するものとする。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、この協定により知り得た相手方の営業上、技術上の秘密を第三者に漏えい

してはならない。この義務は、この協定の終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年10月7日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 東京都江戸川区北葛西4-1-43 葛西ビル1F  
東日本電信電話株式会社  
代表者  
NTT東日本-東京 サービス運営部  
東フィールドサービスセンタ所長  
沼田 哲宏

## 第61—42 災害時におけるボランティアの活動に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人文京区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害発生時において甲及び乙が災害ボランティア（特別な知識又は技術を必要としない一般ボランティアをいう。以下同じ。）と連携し、及び協働する際の甲及び乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙の協力内容は、次のとおりとする。

(1) 甲及び乙は、文京区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項について相互に連携し、及び協力するものとする。

(2) 甲は、乙が要請した場合において、必要があると認めるときは、センターの運営に必要な職員を乙に派遣するものとする。

(3) 甲は、センターの設置に必要な資機材及び災害ボランティア活動に必要な物資、活動場所等を確保するものとする。

(4) 甲及び乙は、災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう、文京区地域防災計画その他の必要な資料及び情報を交換するとともに、文京区災害対策本部及びセンターの間における情報共有、連絡調整等を行い、密接な連携を図るものとする。

（センターの設置）

第3条 乙は、甲がセンターの設置の要請をしたときは、センターを設置するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げるときは、乙は、甲からの要請の有無にかかわらず、センターを設置するものとする。

(1) 区内で震度6弱以上の地震が発生したとき。

(2) 乙がセンターを設置する必要があると判断したとき。

2 前項ただし書の規定によりセンターを設置したときは、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

（設置要請）

第4条 甲は、前条第1項の規定によりセンターの開設を乙に要請するときは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭又は電話により行い、後日文書により行うものとする。

（設置場所）

第5条 センターの設置場所は、文京区民センター又は文京シビックセンターとし、資材の保管場所、車両の配車拠点等は、礫川公園等とする。ただし、当該施設又は公園が被害を受け、センターの設置等が困難なときは、甲及び乙の協議の上、甲が代替場所を確保するものとする。

（センターの業務）

第6条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

(1) 災害ボランティアの募集及び受付に関すること。

(2) 災害ボランティア活動の需給調整及び災害ボランティアの派遣に関すること。

(3) 災害ボランティア活動に関する情報の収集及び発信に関すること。

(4) 東京都災害ボランティアセンターからのボランティアコーディネーター及び資機材の受入れ並びに東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。

(5) 災害ボランティア間及び関係機関との連絡調整に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、災害時における応急及び復旧支援に関すること。

（センターの閉鎖時期）

第7条 センターの閉鎖時期は、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（関係団体との協力関係）

第9条 甲及び乙は、平常時から相互に協議し、及び連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との協力体制の確立を図るものとする。

（費用負担）

第10条 センターの運営に要する費用は、乙が支出した費用のうち甲が認めたものについては、乙の請求により甲が負担するものとする。

（損害補償）

第11条 この協定に基づいて行った災害ボランティア活動により生じた損害の補償については、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項に規定するボランティア保険の加入に係る経費は、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区本郷四丁目15番14号  
乙 社会福祉法人 文京区社会福祉協議会

代表者 会長理事 煙山 力

## 第61—43 災害時における特別法律相談に関する協定書

東京都文京区を甲とし、文京法曹会を乙とし、甲乙間において、災害時の被災者相談活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、文京区の区域内で災害が発生した場合において、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う応急対策活動の一環として実施する特別法律相談（以下「相談」という。）に係る弁護士の相談業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣の要請)

第2条 甲は、相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し、相談を担当する弁護士の派遣を要請するものとする。

(派遣計画の提出等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により策定した派遣計画に基づき、甲が指定する特別法律相談所に弁護士を派遣し、相談に当たらせるものとする。

(費用弁償)

第4条 相談業務に従事した弁護士に対する謝礼は、平常時における相談室での法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

(応援弁護士)

第5条 乙は、乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく相談業務への協力の要請をすることができる。

2 前項の協力の要請に基づき相談業務に従事した弁護士に対する謝礼その他必要な事項は、この協定の定めに準ずるものとする。

(損害補償)

第6条 相談業務に従事した弁護士の損害補償は、東京都文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）の例による。

(疑義の決定等)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成13年3月26日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
東京都文京区  
代表者 東京都文京区長 煙山 力

乙 東京都文京区千石一丁目12番5号  
文京法曹会  
幹事長 井手 雄介

## 第61—44 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）とは、文京区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動について、災害が発生した時における民間協力計画の一環として、甲の要請に対する乙の協力業務及びその他必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、状況により乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(協力業務の内容)

第3条 乙の協力業務（以下「業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害により死亡した者の遺体（以下「遺体」という。）の安置に必要な施設の提供
- (2) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体の搬送
- (3) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲が要請した事項

(要請手続)

第4条 甲の要請は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。ただし、災害の状況により、副本部長又は本部員が要請を行うことができるものとする。

2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を口頭、電話等により連絡するものとし、その後速やかに災害時協力要請書（別記様式第1号）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職及び氏名並びに担当者の氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 履行の期日（又は期間）及び場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要があると認めた事項

(業務の実施)

第5条 乙は、甲の指示に従い、第3条に規定する業務を実施するものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定により業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告するものとし、その後速やかに災害時要請業務報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 実施した業務の内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要があると認めた事項

(経費の負担)

第7条 第5条の規定により実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 乙が災害により死亡した者の遺族等の要請により、甲が要請した業務以外の行為を行った場合において、その行為に要した費用は、前項の経費には含まない。

(額の決定)

第8条 甲が負担する経費の額は、災害発生の前直における災害救助法（昭和22年法律第118号）に

基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

第9条 乙は、第7条第1項の規定により甲が負担すべき経費については、甲に対し一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払の請求があったときは、乙に対して速やかに、これを支払うものとする。

(支援体制の整備)

第11条 乙は、災害時における業務の円滑な実施を図るため、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部防災課長とし、乙にあつては事務局長とする。

(災害時の情報提供)

第13条 乙は、業務の実施中に得た災害に関する情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(名簿の提出)

第14条 乙は、業務の円滑な実施をはかるため、乙に加盟している会員の名簿を毎年3月末日までに甲に提出するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月15日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成 澤 廣 修

乙 東京都文京区本駒込三丁目30番3号  
全東京葬祭業連合会  
会 長 濱 名 雅 一

東京都葬祭業協同組合  
理 事 長 濱 名 雅 一

山手葬祭協同組合  
理 事 長 亀 井 喜 一 郎

東武葬祭協同組合  
理 事 長 泉 幸 延

東都聖典協同組合  
理 事 長

酒 井 政 雄

東京多摩葬祭業協同組合  
理 事 長

金 子 重 明

別記様式第1号（第4条関係）

災害時協力要請書

年 月 日

全東京葬祭業連合会会長 殿

文京区長



災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第4条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 電話番号
要請日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行場所	
履行期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
備考	

別記様式第2号（第6条関係）

災害時要請業務報告書

年 月 日

文京区長 殿

全東京葬祭業連合会 会長



災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書第6条の規定により、次のとおり要請業務を実施しました。

報告担当者	職名 氏名 電話番号
報告日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履行場所	
履行期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日から 年 月 日まで
備考	

## 第61—45 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、文京区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都文京区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策活動について、災害が発生した時における民間協力計画の一環として、甲の要請に対する乙の協力業務及びその他必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、文京区のみでは十分な応急処置を実施することができない場合において、状況により乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（協力業務の内容）

第3条 乙の協力業務（以下「業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害により死亡した者の遺体（以下「遺体」という。）の安置に必要な施設の提供
- (2) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体の搬送
- (3) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に甲が要請した事項

（要請手続）

第4条 甲の要請は、東京都文京区災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。ただし、災害の状況により、副本部長又は本部長が要請を行うことができるものとする。

2 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を口頭、電話等により連絡するものとし、その後速やかに災害時協力要請書（別記様式第1号）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職及び氏名並びに担当者の氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 履行の期日（又は期間）及び場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要があると認めた事項

（業務の実施）

第5条 乙は、甲の指示に従い、第3条に規定する業務を実施するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定により業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により甲に報告するものとし、その後速やかに災害時要請業務報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 実施した業務の内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要があると認めた事項

（経費の負担）

第7条 第5条の規定により実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 乙が災害により死亡した者の遺族等の要請により、甲が要請した業務以外の行為を行った場合において、その行為に要した費用は、前項の経費には含まない。

（額の決定）

第8条 甲が負担する経費の額は、災害発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に

基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第9条 乙は、第7条第1項の規定により甲が負担すべき経費については、甲に対し一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払の請求があったときは、乙に対して速やかに、これを支払うものとする。

（支援体制の整備）

第11条 乙は、災害時における業務の円滑な実施を図るため、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部防災課長とし、乙にあつては事務局専務理事とする。

（災害時の情報提供）

第13条 乙は、業務の実施中に得た災害に関する情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（名簿の提出）

第14条 乙は、業務の円滑な実施をはかるため、乙に加盟している会員の名簿を毎年3月末日までに甲に提出するものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年8月1日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 東京都文京区

代表者 東京都文京区長 煙山力

東京都港区虎ノ門五丁目13番1号

乙 社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

代表者 会長 山下宗吉



## 第61—46 一時避難場所の施設利用に関する協定書

東京都文京区を甲とし、東京都立向丘高等学校を乙とし、甲乙の間において、次のとおり一時避難場所（以下「避難場所」という。）としての土地利用に関する協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、甲が乙の管理する東京都立向丘高等学校の土地の一部を災害時に避難場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所の周知）

**第2条** 甲は、乙の管理する土地のうち避難場所の範囲を地域住民に周知するものとする。

2 避難場所として利用できる場所は、別図のとおりとする。

（避難場所の開設）

**第3条** 甲は、災害時に避難場所を開設する必要がある場合に乙の指定した場所に開設することができるものとする。

（鍵の引き渡し）

**第4条** 乙は、学校への避難が安全かつ円滑にできるように事前に避難口の鍵を甲に引き渡すものとする。

2 甲は、前項の規定により受領した鍵を、地元町会及び自治会に引き渡すものとする。

（開設の通知）

**第5条** 甲は、前条の規定により避難場所を開設しようとするときは、乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難場所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難場所として開設することができるものとする。

3 甲は、前項に規定する避難場所を開設したときは、乙に対してその旨を速やかに通知するものとする。

（避難場所の管理）

**第6条** 避難場所の管理及び運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、前項に規定する管理及び運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

**第7条** 甲は、避難場所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

**第8条** 避難場所の開設時期は、災害発生の日から2日以内とするものとする。ただし、甲は、状況により期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に利用の延長の申請をするものとする。

（避難場所解消への努力）

**第9条** 甲は、避難場所を開設したときは、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難場所としての土地の利用の早期解消に努めるものとする。

（避難場所の終了）

**第10条** 甲は、避難場所の利用を終了したときは、乙に避難場所利用終了届けを提出するとともに、その土地を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

**第11条** この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲の代表者を東京都文京区長とし、乙の代表者を東京都立向丘高等学校校長とし甲と乙とは、この協定を証するために、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成11年5月7日

甲 東京都文京区長 煙山力

乙 東京都立向丘高等学校校長 北村正生

## 第61—47 一時集合場所の土地利用に関する協定書

文京区を甲とし、東京学芸大学を乙とし、甲乙の間において、次のとおり一時集合場所(以下「集合場所」という。)としての土地利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙の間において、乙が管理し、東京学芸大学附属竹早小学校、同附属竹早中学校及び同附属幼稚園竹早園舎の各校長・主事(以下「各附属学校長」という。)に補助執行させる土地の一部を、災害時に甲が集合場所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(集合場所として利用できる土地の周知)

第2条 甲は、各附属学校長が補助執行して管理している土地のうち、集合場所として利用できる土地の範囲を地域住民に周知するために必要な措置を講じるものとする。

2 集合場所として利用できる土地の範囲は、別図のとおりとする。

(集合場所の開設)

第3条 甲は、災害が発生したときは、前条第2項に規定する範囲の土地に集合場所を開設することができるものとする。

(鍵の開閉)

第4条 乙は、集合場所への集合が安全かつ円滑にできるように、事前に集合口の錠の暗証番号を甲に文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、前項の規定により通知を受けた錠の暗証番号を地元町会長(以下「町会長」という。)に文書又は口頭で通知するものとし、通知をした場合は、速やかに通知先の詳細を文書で各附属学校長に提出するものとする。通知先に一部変更が生じた場合も同様とする。

3 甲及び町会長は、錠の開閉及び暗証番号の管理について、別に覚書を交わし、錠の管理責任の所在を明確に定めておくものとする。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条の規定により集合場所を開設しようとするときは、事前に各附属学校長に対してその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、集合場所を開設することができるものとする。

3 甲は、前項の規定により集合場所を開設したときは、乙及び各附属学校長に対してその旨を速やかに通知するものとする。

(集合場所の管理及び運営)

第6条 開設した集合場所の管理及び運営方法は、各附属学校長と協議し、甲の責任において行うものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、開設した集合場所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 集合場所の開設期間は、災害発生の日から2日以内とする。ただし、甲は、必要があると認めたときは、各附属学校長と協議の上、開設期間を延長することができる。

(集合場所の解消への努力)

第9条 甲は、前条ただし書の規定により集合場所の開設期間を延長したときは、各附属学校長が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、集合場所としての土地利用の早期解消に努めるものとする。

(集合場所の終了)

第10条 甲は、集合場所の開設を終了したときは、各附属学校長に集合場所使用終了届を提出するとともに、土地を原状に復し、各附属学校長の確認を受けた後、各附属学校長に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第13条 平成13年10月17日甲と乙が締結した一時避難場所の施設利用に関する協定は、この協定の締結とともに効力を失う。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年4月20日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 煙山力

乙 東京都小金井市貫井北町四丁目1番1号  
東京学芸大学  
代表者 東京学芸大学長 鷲山恭彦

## 第61—48 災害時における相互協力に関する協定書

文京区を「甲」とし、学校法人拓殖大学を「乙」とし、甲乙の間において、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、文京区地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づき、災害時における区民、在勤者及び区内訪問者(以下「区民等」という。)並びに乙の学生及び教職員の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

(協力内容)

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供すること。
- (2) 甲は、乙の施設内に大型消火器を設置すること。
- (3) 乙は、災害時に区民等の安全確保のため、施設の一部を一時的避難施設(以下「避難施設」という。)として、甲に提供すること。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (4) 乙は、避難施設に収容した被災者へ、乙の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が行う災害対策上必要とする事項に協力するよう努めること。

(協力要請)

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

(避難施設の開設等)

第4条 甲は、避難施設を開設し、管理・運営する。

- 2 甲は、避難施設を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮する。
- 3 甲は、避難施設を開設するときは、早期の閉鎖に努めるものとする。
- 4 乙は、避難施設の管理・運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、避難施設の管理・運営に係る費用を負担する。

(開設期間)

第6条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

(原状回復)

第7条 甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、及び乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(防災訓練の協力)

第8条 甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年11月2日

甲 文京区  
代表者 文京区長 煙山 力

乙 文京区小日向三丁目4番14号  
学校法人 拓殖大学  
代表者 理事長 藤渡 辰信

## 第61—49 災害時における相互協力に関する協定書

文京区を甲とし、国立大学法人お茶の水女子大学を乙とし、甲乙の間において、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における甲の指定する幼児及びその保護者（以下「幼児等」という。）並びに乙の園児、児童、生徒、学生及び職員の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に幼児等の安全確保のため、施設の一部を幼児及びその保護者のための避難所（以下「避難所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 乙は、甲から要請があったときは、避難所等へ職員、学生等のボランティアを派遣するよう努めるものとする。
- (4) 乙は、避難所に収容した被災者に対し、応急医療資材及び備蓄物資を提供するよう努めるものとする。
- (5) 甲は、乙の避難所に収容した被災者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた事項のうち、甲が要請したものに協力するよう努めるものとする。

(協力要請)

第3条 前条に規定する協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

(ボランティアの募集等)

第4条 乙は、第2条第3号の職員、学生等のボランティアの募集に努めるものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の活動を支援するため、必要な資器材の提供等を行うこととする。

(避難所の開設等)

第5条 甲は、避難所を開設し、管理・運営する。

- 2 甲は、避難所を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとする。
- 3 甲は、避難所を開設するときは、早期の閉鎖に努めるものとする。
- 4 乙は、避難所の管理・運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の開設及び管理・運営に係る費用並びに第2条第4号の規定により乙が提供した応急医療資材及び備蓄物資の費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、避難所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙との協議の上、延長するこ

とができるものとする。ただし、1回の延長につき、7日を限度とする。

(原状回復)

第8条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(防災訓練の協力)

第9条 甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項についてこれを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(旧協定の廃止)

第11条 平成19年3月26日付けにて甲乙間で締結した災害時における相互協力に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月13日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区大塚二丁目1番1号

乙

国立大学法人 お茶の水女子大学

代表者 学長 室伏 きみ子

## 第61—50 災害時における相互協力に関する協定書

文京区を甲とし、国立大学法人筑波大学を乙とし、甲乙の間において、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者及び甲の区域内(以下「区内」という。)を訪れた者(以下「区民等」という。)並びに区内に所在する乙の附属学校の生徒及び職員の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に区民等の安全確保のため、施設の一部を一時的避難施設(以下「避難施設」という。)として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 甲は、乙が提供した避難施設に収容した者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

(協力要請)

第3条 甲が前条第1号、第2号及び第4号に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

(避難施設の開設等)

第4条 甲は、乙が提供した避難施設を開設し、管理し、及び運営する。

- 2 甲は、前項の避難施設を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとする。
- 3 甲は、避難施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該避難施設を閉鎖するものとする。
- 4 乙は、避難施設の管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、避難施設の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第6条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

- 2 甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

(原状回復)

第7条 甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(防災訓練の協力)

第8条 甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲

と乙とが協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月15日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 茨城県つくば市天王台一丁目1番1号  
国立大学法人 筑波大学  
代表者 学 長 山田 信博

## 第61—51 災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と学校法人東洋大学（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者及び甲の区域内を訪れた者（以下「区民等」という。）並びに乙の学生、教職員及び役員の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 乙は、甲から要請があったときは、避難施設等に乙の教職員、学生等のボランティアを派遣するよう努めるものとする。この場合において、甲は、ボランティア活動に必要な資器材の提供等を行うこととする。
- (4) 乙は、避難施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。
- (5) 甲は、乙が提供した避難施設に収容した者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。
- (6) 乙は、避難施設に収容した者に対し、乙の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するよう努めるものとする。
- (7) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（ボランティアの募集）

第4条 乙は、第2条第3号の教職員、学生等のボランティアの募集に努めるものとする。

（避難施設の開設等）

第5条 乙は、避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。

- 2 甲は、乙が提供した避難施設を開設し、管理し、及び運営する。
- 3 甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙の教育研究活動の妨げとならないよう配慮するものとする。
- 4 甲は、避難施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該避難施設を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係る費用並びに第2条第6号の規定により乙が提供した応急医療資材及び備蓄物資の費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

（原状回復）

第8条 甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月18日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区白山五丁目28番20号  
乙 学校法人東洋大学  
代表者 理事長 福川 伸次

## 第61—52 災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と学校法人東洋女子学園（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における女性及び子どもの安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機等を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に女性及び子どもの安全確保のため、乙の施設の一部を女性及び子どものための避難所（以下「女性・子ども避難所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 乙は、甲の要請により、女性・子ども避難所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- (4) 甲は、女性・子ども避難所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めるときは、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条各号（第4号を除く。）に定める協力を乙に要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（女性・子ども避難所の開設等）

第4条 甲は、乙が提供した施設において女性・子ども避難所を開設し、管理し、及び運営する。  
2 甲は、女性・子ども避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該避難所を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、女性・子ども避難所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第6条 女性・子ども避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。  
2 甲は、女性・子ども避難所の開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

（原状回復）

第7条 甲は、女性・子ども避難所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）第8条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

（協定の発効）

第10条 この協定は、平成27年4月1日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月11日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区千石三丁目29番8号  
乙 学校法人東洋女子学園  
代表者 理事長 村上 精一

## 第61—53 災害時における相互協力に関する協定書

文京区を甲とし、学校法人三室戸学園を乙とし、甲乙の間において、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在学者、在勤者及び甲の区域内（以下「区内」という。）を訪れた者（以下「区民等」という。）並びに乙の学生、生徒及び教職員等の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機等を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に区民等の安全確保のため、施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 乙は、甲から要請があったときは、避難施設へ学生及び教職員のボランティアを派遣するよう努めるものとする。
- (4) 甲は、乙の避難施設に収容した者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた事項のうち、甲が要請したものに協力するよう努めるものとする。

(協力要請)

第3条 甲は、前条（第4号を除く。）に規定する協力を乙に要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

(ボランティアの募集)

第4条 乙は、第2条第3号の学生及び教職員のボランティアの募集に努めるものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の活動を支援するため、必要な資材の提供等を行うものとする。

(避難施設の開設等)

第5条 甲は、避難施設を開設し、管理し、及び運営する。

2 甲は、前項の避難施設を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

3 甲は、避難施設として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該避難施設を閉鎖するものとする。

4 乙は、避難施設の管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難施設の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙との協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

(原状回復)

第8条 甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を現状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(防災訓練の協力)

第9条 甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年2月20日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区大塚四丁目46番9号  
乙 学校法人 三室戸学園  
代表者 理事長 三室戸 東光



## 第61-54 災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と学校法人郁文館夢学園（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、区の区域内を訪れた者（以下、「区民等」という）、乙の生徒及び教職員並びに乙に來校している者の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 甲は、乙の施設内に個別受信機を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。

(2) 乙は、災害時に区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時的避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 乙は、避難施設の開設、管理及び運営について甲に協力するよう努めるものとする。

(4) 甲は、乙が提供した避難施設に収容した者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。

(5) 乙は、避難施設に収容した者に対し、乙の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するよう努めるものとする。

(6) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲から災害対策上必要な要請があった場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。この場合、事後速やかに文書を交付するものとする。

（避難施設の開設等）

第4条 乙は、避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。

2 甲は、乙が提供した避難施設を開設し、管理及び運営する。

3 甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙の教育活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

4 甲は、避難施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該避難施設を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係わる費用並びに第2条第5号の規定により乙が提供した応急医療資材及び備蓄物資の費用を負担するものとする。

（開設期間）

第6条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

（原状復帰）

第7条 甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受

けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第8条 甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協議に定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、双方それぞれ1通を保有する。

平成30年7月19日

甲 文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 文京区向丘二丁目19番1号  
学校法人郁文館夢学園  
代表者 理事長 渡邊 美樹

## 第61—55 震災時における災害対策用物資の調達に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東海リース株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害から区民の生命と身体を守ることを基本的な施策とする文京区地域防災計画に基づき、甲が行う避難所生活に必要な仮設トイレ（以下「トイレ」という。）の確保に対する乙の協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（供給要請及び協力）

第2条 甲は、災害時の応急対策活動においてトイレの調達を必要とする場合は、乙に対し、口頭、電話等により、他に優先してトイレの提供を受けることを要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他に優先してこれに協力する。

3 甲は、第1項の規定によりトイレの提供を要請したときは、速やかに要請文書を乙に送付するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の協力の内容は、甲が指示する避難所に甲が指示する種類のトイレを一避難所につき5基を上限として提供し、設置工事をするものとする。この場合において、提供するトイレの運搬方法は、甲乙の協議により定める

（要請手続）

第4条 甲は、乙にトイレの提供を要請する場合は、トイレの型式、提供日時、提供場所その他必要な事項を明らかにしなければならない。

（納品書の届出）

第5条 乙は、甲の要請によりトイレを提供し、設置工事をしたときは、納品書を作成し、甲に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が第2条の規定によりトイレを提供し設置工事をしたときは、その費用を負担する。

2 前項の規定により甲の負担する費用は、震災発生直前のトイレの提供及び設置工事に係る費用を基準とする。

（請求及び支払）

第7条 甲は、乙が前条の規定に基づきトイレの提供及び設置工事に係る費用を請求したときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、できる限り速やかに支払う。

2 前項に規定する請求は、文書により行うものとする。

（数量の報告）

第8条 甲は、震災発生時において提供が可能なトイレの型式及び数量について、随時乙に対して報告を求めることができる。

（連絡調整）

第9条 この協力に係る連絡調整は、甲においては保健衛生部長が、乙においては乙の指定する者が行う。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

（協定期間）

第11条 この協定の期間は、協定の締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3か月前までに、甲乙いずれかから何らの申出がない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年12月2日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 煙山 力

大阪市北区天神橋二丁目北2番6号  
乙 東海リース株式会社  
代表者 取締役社長 塚本 幸司

## 第61—56 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
- 3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
- 4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っているのは応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
- 5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
- 6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

- 2 本部の支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
- 3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとみなす。

(相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づき相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
  - イ 被災区への応援職員の派遣
  - ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舍、食料等の提供
  - ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
  - イ 被災区への救援物資の提供
  - ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
  - ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他非難場所の運営協力上必要な事項
- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
  - イ 被災区へのボランティアの斡旋
  - ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舍の提供

ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項

- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害弱者の救援支援に関する次の事項
  - イ 被災区への専門職員等の派遣
  - ロ 支援区での二次避難所の提供等災害弱者の受入れ
  - ハ その他災害弱者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 建物被害の判定に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
  - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
  - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
  - ハ その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

- 2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用一時繰替支弁するものとする。
- 3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。  
(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。  
(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。  
(協定内容等の直し)

第10条 各区は、この協定内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 その協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。  
付 則

この協定は、平成8年2月16日から適用する。

## 特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目

### (協定第2条・3条・4条関係)

この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年2月16日

- 1 本部の設置  
特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。
- 2 本部設置区の決定  
発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。
  - (1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。
    - ① 第1順位 区長会会長区
    - ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
    - ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区
  - (2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順位により本部設置区を決定する。
    - ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
    - ② ①による該当区がなかった場合、支援区の中から、区長会拡大役員区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
    - ③ ②による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。
- 3 本部設置区の変更
  - (1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。
  - (2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。
  - (3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。
    - ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
    - ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合
- 4 被災区及び支援区等への連絡  
本部設置区となった区は、その旨を各区ならびに東京都等の関係団体に連絡する。
- 5 本部の組織及び運営
  - (1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。
  - (2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。
  - (3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を

要請することができる。

- (4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

#### 6 本部の役割と支援区の協力体制

- (1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担を掛けない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

#### 7 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区ならびに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

#### 8 本部の解散

本部は、7の(3)の決定により解散する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の 受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第1号関係)

#### 1 被災区への応援職員の派遣

- ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
- ② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
- ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
- ④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

#### 2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

- ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。
- ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
- ③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

#### 3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自からの食料・飲料水・野営用具等を装備の上被災地に向かうこととする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の 受入れ支援に関する実施細目

### (協定第5条第2号関係)

- 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。  
なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車輛をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置 その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目

### (協定第5条第3号関係)

- 避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
  - 避難勧告を発令した場合
  - その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。  
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
  - 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
    - 避難者数
    - 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
    - その他緊急に対応する必要がある事項
  - 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。  
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
    - 避難場所周辺の被災の状況
    - 避難所に関する情報
    - 交通機関の状況
    - その他被災者に必要な情報
  - 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
  - その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目

### (協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 被災住民の受入れに関する実施細目

### (協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。  
なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 動物の保護に関する実施細目

### (協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 医療救護活動に関する実施細目

### (協定第5条第7号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。  
なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療器材の確保に努めるとともに、保健所医療救護班を編成し、支援体制を整えるものとする。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。



## ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

### (協定第5条第8号関係)

- 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分け・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 災害弱者の救援支援に関する実施細目

### (協定第5条第9号関係)

- 被災区への専門職員等の派遣
  - 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害弱者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

    - 応援を要請する職員の職種と人員数
    - 応援を必要とする期間
    - その他必要な事項
  - 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。
- 支援区での二次避難所提供
  - 被災区は、災害弱者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

    - 災害弱者の態様と人員
    - 開設を希望する施設の種類
    - 開設を希望する期間
    - 避難者の移送方法
    - その他必要な事項
  - 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害弱者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。
- 被災区への資機材の提供
  - 被災区は、災害弱者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。
  - 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

### (協定第5条第10号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。  
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。
- 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。  
この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。
- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。
- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。
- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 道路の早期復旧に関する実施細目

### (協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。  
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 建物被害の判定に関する実施細目

### (協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し建物の被害判定に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害判定に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 仮設住宅の提供に関する実施細目

### (協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成8年2月16日から適用する。

## 第61—57 災害時における相互応援に関する協定書

茨城県石岡市  
代表者 石岡市長 木村芳城

(目的)

第1条 東京都文京区(以下「文京区」という。)と茨城県石岡市(以下「石岡市」という。)は、地震、風水害等による大規模災害(以下「災害」という。)が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合には、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 文京区と石岡市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手續)

第3条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

なお、通常の通信手段が途絶し、直接要請することが不可能なとき、又は応援を要すると認められる状況が判明したときは、要請を待たずに、速やかに対応するものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
- (2) 応援対策用資器材の提供
- (3) 応援職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な物資

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が行うものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体にこれを依頼するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援する自治体は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協議によりさだめるものとする。

(雑則)

第8条 この協定は、平成8年8月8日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、文京区、石岡市が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年8月8日

東京都文京区  
代表者 文京区長 遠藤正則

## 第61—58 災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 文京区と魚沼市は、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 文京区と魚沼市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに、速やかに応援するものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等 救援物資の提供
- (2) 医療資器材、防疫資器材、車両等応急対策用資器材の提供
- (3) 一般事務職、医療職、技術職、技能職等応援職員の派遣
- (4) ボランティアの派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設等の提供及び紹介
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、人員等の輸送は、応援を要請した自治体が行うものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、応援を要請した自治体が負担するものとする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した自治体から依頼があった場合には、応援の要請を受けた自治体は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 第一項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

(その他)

第8条 平成8年8月23日文京区と湯之谷村が締結した災害時における相互応援に関する協定は、この協定の締結とともに効力を失う。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成16年12月14日

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長 煙山 力

新潟県魚沼市小出島130番地1

魚沼市

代表者 魚沼市長 星野 芳昭

## 第61—59 「石川啄木ゆかりの地」災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 石川啄木ゆかりの地である盛岡市と文京区は、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 盛岡市と文京区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接応援を要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに、速やかに応援するものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設等の提供及び紹介
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、人員等の輸送は、応援を要請した自治体が行うものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、応援を要請した自治体が負担するものとする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、応援の要請を受けた自治体は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 第一項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(その他)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

平成23年11月10日

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市

代表者 盛岡市長

谷藤裕明

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

成澤廣修

## 第61—60 津和野町と文京区における相互協力及び災害応援に関する協定書

近代日本の文豪森鷗外の生誕の地である津和野町と終焉の地である文京区は、次のとおり相互協力及び災害応援に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、森鷗外に係る功績の顕彰を通じ、各種施策及び事業について協力することにより、相互の地域活性化を図るとともに、地震、風水害等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、相互に応援協力することにより、被災地域の復旧等を円滑かつ迅速に遂行することを目的とする。

(相互協力)

第2条 相互協力の内容は、次のとおりとする。

- 1) 観光、広報活動及び住民等の文化交流に関すること。
- 2) 職員の人事交流に関すること。
- 3) その他津和野町と文京区が協議して定めた事項

(災害応援)

第3条 相互に協力する災害応援の内容は、次のとおりとする。

- 1) 食糧、飲料水その他の生活必需物資及びその供給のために必要な資器材の提供に関すること。
- 2) 被災者の救出、医療活動及び防疫活動並びに施設の保全のために必要な物資の提供に関すること。
- 3) 被災者等を一時収容するための施設等の提供及び紹介に関すること。
- 4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣に関すること。
- 5) その他特に災害応援を要する自治体（以下「被災自治体」という。）から要請のあった事項

(災害応援の要請)

第4条 被災自治体は、第6条に規定する連絡窓口を通じて、災害応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に対し、電話等により応援を要請し、後日、速やかに災害応援要請書を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信手段が途絶し、被災自治体が直接応援を要請することができない場合又は応援の要請がある前であっても、応援自治体が応援を要すると認めた場合は、応援自治体は、速やかに被災自治体を応援するものとする。

(経費負担)

第5条 第3条各号に規定する災害応援に要する経費は、被災自治体が負担するものとする。

2 被災自治体が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 第1項の規定による経費を被災自治体が負担し難い場合は、双方協議して定めるものとする。

(連絡窓口の設置)

第6条 津和野町と文京区は、相互協力及び災害応援に関する連絡窓口を設置し、相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、双方協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

平成24年10月1日

所在地 島根県鹿足郡津和野町日原54番地25  
名称 津和野町  
代表者 津和野町長

所在地 東京都文京区春日一丁目16番21号  
名称 文京区  
代表者 文京区長

## 第61—61 甲州市と文京区との相互協力に関する協定

明治の文人樋口一葉ゆかりの甲州市と文京区は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲州市及び文京区が各種施策及び事業について相互に協力し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の目的を達成するため、相互に協力する事業は、次のとおりとする。

- (1) 甲州市と文京区の住民の交流に関すること。
- (2) 文化及びスポーツを通じた交流に関すること。
- (3) 観光及び産業の振興に関すること。
- (4) 災害時における相互の応援に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するため甲州市及び文京区が必要があると認めた事業(連絡調整)

第3条 双方は、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、本協定による相互協力の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた事項及び本協定の実施に関し必要の事項については、双方の協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月28日

山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1  
甲州市  
代表者 甲州市長

東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長

## 第61—62 文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書

熊本県(以下「甲」という。)、熊本市(以下「乙」という。)、新宿区(以下「丙」という。)及び文京区(以下「丁」という。)は、それぞれの自治体間で共通する「夏目漱石」、「小泉八雲」又は「肥後熊本藩主細川家」に関連した優れた文化及び歴史の資産を背景に、文化、歴史、観光、広報等の各分野(以下「各分野」という。)において、相互に連携を図ることを目的として、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲、乙、丙及び丁は、相互に各分野における連携及び協力を通じて関係の強化に努める。

第2条 前条の関係の強化のために行う事業の実施については、甲、乙、丙及び丁の協議の上決定するものとする。

この覚書の成立を証明するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年10月21日

甲 熊本県  
代表者 熊本県知事 \_\_\_\_\_

乙 熊本市  
代表者 熊本市長 \_\_\_\_\_

丙 新宿区  
代表者 新宿区長 \_\_\_\_\_

丁 文京区  
代表者 文京区長 \_\_\_\_\_



## 第61—63 上天草市と文京区との相互協力に関する協定

上天草市と文京区は、「湯島」という同じ地名の縁により築かれてきた人々の繋がりを契機として、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、上天草市及び文京区が各種施策及び事業について相互に協力し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の目的を達成するため、相互に協力する事業は、次のとおりとする。

- (1) 上天草市と文京区の住民の交流に関すること。
- (2) 観光及び産業の振興に関すること。
- (3) 災害時における相互の応援に関すること。
- (4) その他本協定の目的を達成するため上天草市及び文京区が必要があると認めた事業

(連絡調整)

第3条 双方は、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、本協定による相互協力の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた事項及び本協定の実施に関し必要な事項については、双方の協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月17日

熊本県上天草市大矢野町上1514番地  
上天草市  
代表者 上天草市長

東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長

## 第61—64 福山市と文京区との相互協力に関する協定

福山市と文京区は、江戸時代に備後国福山藩邸が文京区にあったことを契機として、現在にも受け継がれている互いの歴史・文化を縁に、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、福山市及び文京区が各種施策及び事業について相互に協力し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の目的を達成するために相互に協力する事業は、次のとおりとする。

- (1) 福山市及び文京区の住民の交流に関すること。
- (2) 文化交流並びに観光及び産業の振興に関すること。
- (3) 災害時における相互の応援に関すること。
- (4) その他本協定の目的を達成するため福山市及び文京区が必要があると認めた事業

(連絡調整)

第3条 福山市及び文京区は、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、本協定による相互協力の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第4条 本協定に定めのない事項、本協定の解釈に疑義を生じた事項及び本協定の実施に関し必要な事項については、双方の協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月20日

広島県福山市東桜町3番5号  
福山市  
代表者 福山市長

東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長

## 第61—65 河川水位計・雨量計の観測値の配信に関する協定書

中野区（以下「甲」という。）と文京区（以下「乙」という。）は、乙の水防災監視システム更新による機能拡充に伴い、甲が設置した河川水位計及び雨量計の観測値（以下「観測値」という。）を乙に配信することについて、次のとおり協定を締結する。

（内容）

第1条 甲は、観測値を乙の水防業務遂行のためN T T回線を利用し、乙に配信する。

（観測値の種類等）

第2条 甲が配信する観測値の種類及び観測局の位置については、平成17年度増設分を含むものとし、詳細は別表のとおりとする。

（維持管理）

第3条 観測値の配信のため甲の施設内に乙が設置した機器の維持管理は、乙が行う。

（費用負担等）

第4条 観測値の配信に必要な機器の維持管理等に要する費用及びN T T回線利用料は、乙の負担とする。

2 甲のシステム変更等により乙が設置した装置に変更が生じたときの費用は、乙の負担とする。

（システムの変更）

第5条 甲は、甲の河川水位計・雨量計の観測システムの変更をするときは、乙に事前に連絡するものとする。

2 乙は、その都合により乙のシステム変更等を行うときは、事前に甲と協議するものとする。

（工事等）

第6条 乙は、配信に関わる工事を行うときは、事前に甲と協議するものとする。

2 乙は、工事竣工後、関係図書を甲に提出するものとする。

（観測値の欠測）

第7条 甲は、観測値の精度、甲の機器の故障及び保守により生じた観測値の欠測については、その責を負わない。

（観測値の目的外利用等）

第8条 乙は、配信された観測値を水防業務以外の目的には利用しないものとする。

2 乙は、配信された観測値を他機関に提供するときは、別途、甲に協議するものとする。

（期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈について疑義が生じたとき及び本協定に定めがない事項については、その都度、甲乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、その1通を保有する。

東京都中野区中野四丁目8番1号

甲 中野区

代表者 中野区長 田中 大輔

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

平成20年4月1日

別表

	観測局	住所
水位局	神善合流	中野区弥生町6-3先
	寿橋	中野区弥生町5-26先
	氷川橋	中野区弥生町2-24先
	末広橋	中野区中央1-12先
	千歳橋	中野区沼袋3-14先
	天神橋	中野区松が丘2-29先 (妙江合流)
	西原橋	中野区江古田3-14先
	双鷺橋	中野区若宮3-58先
	太陽橋	中野区若宮1-1先
	鷲盛橋	中野区大和町4-51先
	久我山橋	杉並区久我山2-16先
	和泉	杉並区和泉4-16先
	武蔵野橋	杉並区堀ノ内1-27先
	永久橋	杉並区下井草3-7先
佃橋	杉並区高井戸東2-26先	
雨量局	弥生地域センター	中野区弥生町1-58-14
	鍋横地域センター	中野区本町5-47-13
	中野区役所	中野区中野4-8-1
	江古田地域センター	中野区江原町2-3-15
	鷲宮地域センター	中野区鷲宮3-22-5
	下井草	杉並区下井草4-21-8
	原寺分橋	杉並区善福寺1-8
	久我山	杉並区久我山2-11-7

## 第61-66 河川水位計の観測値の配信に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と文京区（以下「乙」という。）は、甲が設置した河川水位計の観測値（以下「観測値」という。）を乙に配信することについて、次のとおり協定を締結する。

（内容）

第1条 甲は、観測値を乙の水防業務遂行のためN T T回線を利用し、乙に配信する。

（観測値の種類等）

第2条 甲が配信する観測値の種類及び観測局の位置については、別表のとおりとする。

（維持管理）

第3条 観測値の配信のため甲の施設内に乙が設置した機器の維持管理は、乙が行う。

（費用負担等）

第4条 観測値の配信に必要な機器の維持管理等に要する費用及びN T T回線利用料は、乙の負担とする。

2 甲のシステム変更等により乙が設置した装置に変更が生じたときの費用は、乙の負担とする。

（システムの変更）

第5条 甲は、甲の河川水位計の観測システムの変更をするときは、乙に事前に連絡するものとする。

2 乙は、その都合により乙のシステム変更等を行うときは、事前に甲と協議するものとする。

（工事等）

第6条 乙は、配信に関わる工事を行うときは、事前に甲と協議するものとする。

2 乙は、工事竣工後、関係図書を甲に提出するものとする。

（観測値の欠測）

第7条 甲は、観測値の精度、甲の機器の故障及び保守により生じた観測値の欠測については、その責を負わない。

（観測値の目的外利用等）

第8条 乙は、配信された観測値を水防業務以外の目的には利用しないものとする。

2 乙は、配信された観測値を他機関に提供するときは、別途、甲に協議するものとする。

（期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに、甲又は乙から書面による解除の申出がないときは、この協定は、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈について疑義が生じたとき及び本協定に定めがない事項については、その都度、甲乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成20年4月1日

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号  
甲 新宿区  
代表者 新宿区長 中山弘子

東京都文京区春日一丁目16番21号  
乙 文京区  
代表者 文京区長 成澤廣修

別表

	観測局	住所
水位局	白鳥橋	新宿区新小川町7-17先
	一休橋	文京区関口1-25先
	戸田平橋	新宿区高田馬場2-11先
	南小滝橋	新宿区北新宿4-24先
	相生橋	新宿区西新宿5-4先

## 第61—67 防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書

千代田区、新宿区、文京区、墨田区、大田区、中野区、杉並区、練馬区、足立区及び江戸川区（以下「各区」という。）は、各区が所有する防災用高所カメラ（以下「高所カメラ」という。）により撮影した映像データ（以下「高所カメラ映像」という。）の閲覧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、各区の区域内において火災、地震等の災害が発生した場合において、各区が所有する高所カメラ映像を相互に活用することにより状況を把握し、もって迅速な対応を図るため、高所カメラ映像を相互に閲覧することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 各区の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 各区の区域内において火災、地震等の災害が発生し、被害状況の確認等に当たって必要が生じた場合において、各区のうち、他の特別区（以下「他区」という。）に対し、高所カメラ映像を閲覧に供すること。
- (2) 他区が特定の場所の高所カメラ映像を閲覧する必要が生じた場合において、他区から高所カメラの操作及び高所カメラ映像の送信について依頼があったときは、高所カメラの操作及び高所カメラ映像の送信を行うこと。

（閲覧方法等）

第3条 前条の規定による閲覧に供する方法は、東京都防災行政無線等ネットワークを利用して、東京都が設置した映像送信機器等に高所カメラ映像を送信して行うものとする。

2 各区は、前項の規定により他区が送信した高所カメラ映像を東京都防災行政無線等ネットワークを利用して受信し、相互に閲覧するものとする。

（運用の原則）

第4条 各区は、第2条の規定により閲覧に供された他区の高所カメラ映像を各区の地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他火災、事故等の対応に必要な事務以外の目的に使用してはならない。

（映像の管理等）

第5条 各区は、高所カメラ映像を都が設置した映像送信機器等の設置場所等の防災関連部署においてのみ利用するものとする。ただし、災害時等において必要があると認めるときは、撮影した他区の許可をもって他の場所において利用することができる。

- 2 各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像から取得した情報を第三者に提供してはならない。ただし、災害時等において必要があると認めるときは、撮影した他区の許可をもって第三者に提供することができる。
- 3 各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像を、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。
- 4 各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像を保存し、又は記録してはならないものと

する。ただし、災害時等において必要があると認めるときは、撮影した他区の許可をもって、保存し、又は記録することができる。

（協定の解除）

第6条 各区は、この協定を解除しようとする日の3月前までに理由を付して書面により予告し、誠意をもって協議して合意に達したときは、この協定を解除することができる。

（疑義についての協議）

第7条 この協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、各区の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を10通作成し、各区それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月19日

千代田区 代表者 千代田区長 石川 雅己	新宿区 代表者 新宿区長 吉住 健一
文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修	墨田区 代表者 墨田区長 山崎 昇
大田区 代表者 大田区長 松原 忠義	中野区 代表者 中野区長 田中 大輔
杉並区 代表者 杉並区長 田中 良	練馬区 代表者 練馬区長 前川 燿男
足立区 代表者 足立区長 近藤 弥生	江戸川区 代表者 江戸川区長 多田 正見

## 第61—68 避難所施設利用に関する協定書

文京区を「甲」とし、東京都立小石川中等教育学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(応急危険度判定の実施)

第4条 甲は、前条の規定により避難所として利用する場合、二次災害を防止するため、東京都と連携して早急に応急危険度判定員を乙の管理する施設に派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設、設備等の安全確認を行う。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、乙の指定した場所を避難所として開設した後に通知することができる。ただし、甲は、できるだけ早い時期に、乙に対し避難所を開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項についてこれを

定める必要がある時は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年3月15日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区本駒込二丁目29番29号  
乙 東京都立小石川中等教育学校  
代表者 校長 栗原 卯田子

## 第61—69 避難所施設利用に関する協定書

文京区を「甲」とし、東京都立工芸高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(応急危険度判定の実施)

第4条 甲は、前条の規定により避難所として利用する場合、二次災害を防止するため、東京都と連携して早急に応急危険度判定員を乙の管理する施設に派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設、設備等の安全確認を行う。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、乙の指定した場所を避難所として開設した後に通知することができる。ただし、甲は、できるだけ早い時期に、乙に対し避難所を開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項についてこれを定める必要がある時は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年9月1日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 東京都文京区本郷一丁目3番9号  
東京都立工芸高等学校  
代表者 校長 瀧上 文雄

## 第61—70 避難所施設利用に関する協定書

文京区を「甲」とし、東京都立向丘高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(応急危険度判定の実施)

第4条 甲は、前条の規定により避難所として利用する場合、二次災害を防止するため、東京都と連携して早急に応急危険度判定員を乙の管理する施設に派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設、設備等の安全確認を行う。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、乙の指定した場所を避難所として開設した後に通知することができる。ただし、甲は、できるだけ早い時期に、乙に対し避難所を開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項についてこれを

定める必要がある時は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年9月1日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文 京 区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区向丘一丁目11番18号  
乙 東京都立向丘高等学校  
代表者 校長 前 園 実



## 第61—71 避難所施設利用に関する協定書

文京区を「甲」とし、東京都立竹早高等学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に避難所を開設することができる。

(応急危険度判定の実施)

第4条 甲は、前条の規定により避難所として利用する場合、二次災害を防止するため、東京都と連携して早急に応急危険度判定員を乙の管理する施設に派遣し、施設利用の安全性について調査する。

2 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設、設備等の安全確認を行う。

(開設の通知)

第5条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、乙の指定した場所を避難所として開設した後に通知することができる。ただし、甲は、できるだけ早い時期に、乙に対し避難所を開設した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項についてこれを定める必要がある時は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年10月1日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文 京 区  
代表者 文京区長 成 澤 廣 修

東京都文京区小石川四丁目2番1号  
乙 東京都立竹早高等学校  
代表者 校 長 前 蘭 実

## 第61—72 災害時における動物救護活動に関する協定書

文京区を甲とし、社団法人東京都獣医師会文京支部を乙とし、甲乙間において、災害時における動物救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時に甲が動物救護活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(動物救護活動の要請等)

第2条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対し動物救護活動に協力を要請することができる。

(動物救護活動の場所)

第3条 乙は、甲が指定する場所等において、動物救護活動を実施するものとする。

(動物救護活動の内容)

第4条 乙の行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物に対する応急処置
- (2) 動物の死亡の確認
- (3) その他動物救護活動に必要な応急業務

(費用弁償)

第5条 第2条の規定により乙が行った動物救護活動において使用した医薬品等の実費弁償は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用弁償の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第6条 この協定に基づき業務に従事した者の損害補償については、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）の規定に基づき、甲が補償する。

(細目)

第7条 この協定に関する細目は、別に定める。

(協定存続期間)

第8条 この協定書の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は、1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年5月24日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区

代表者 文京区長 成 澤 廣 修

乙 東京都文京区目白台二丁目12番11号  
社団法人東京都獣医師会文京支部

代表者 支部長 近 藤 英 樹

## 第61—73 災害発生時における救出救助資器材等の使用に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京区内の各警察署（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時における応急対策活動の際、甲が避難所の備蓄倉庫において保守管理する救出救助資器材等（以下「資器材等」という。）を、乙に貸与し、乙が当該資器材等を使用するために必要な事項を定めるものとする。

（資器材等の使用）

第2条 甲は、災害発生時における応急対策活動の際、乙が所有する資器材等が使用不能となり、若しくは不足し、又は甲が保守管理する資器材等を活用する方が迅速かつ合理的である場合には、乙に対し甲が保守管理する資器材等の使用を認めるものとする。

2 甲は、資器材等を保管する備蓄倉庫の鍵をあらかじめ乙に貸与し、乙は、鍵の保守管理について責めを負う。

3 乙は、甲が保守管理する資器材等を使用する場合は、区民と相互に協力して共同で使用するものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲が保守管理する資器材等を使用した場合は、事後その詳細を書面で甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が使用した資器材等の破損等により費用負担が生じた場合については、その都度甲と乙で協議するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成24年8月13日から平成25年3月31日までの間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、おのおのその1通を保有する。

平成24年8月13日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 東京都文京区小石川二丁目14番2号  
警視庁富坂警察署  
代表者 富坂警察署長 小林 正憲

東京都文京区音羽二丁目12番26号

警視庁大塚警察署

代表者 大塚警察署長 原田 和良

東京都文京区本郷七丁目1番7号

警視庁本富士警察署

代表者 本富士警察署長 古市 壮吾

東京都文京区本駒込二丁目28番18号

警視庁駒込警察署

代表者 駒込警察署長 木村 俊治

## 第61—74 災害時における母子救護所の提供に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と跡見学園女子大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に区内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、乙の施設の一部を妊産婦及び乳児のための救護所（以下「母子救護所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 乙は、甲の要請により、母子救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- (4) 甲は、乙が提供した母子救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条第各号（第4号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（母子救護所の開設等）

第4条 甲は、乙が提供した母子救護所を開設し、管理し、及び運営する。この場合において、甲が委託する者は、当該母子救護所を管理し、及び運営することができる。

2 甲は、母子救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該母子救護所を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、母子救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第6条 母子救護所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、母子救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

（原状回復）

第7条 甲は、母子救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第8条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月7日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都  
乙 跡見学園女子大学  
代表者 学長 山田 徹雄

## 第61—75 災害時における母子救護所の提供に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と学校法人貞静学園 貞静学園短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に区内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、乙の施設の一部を妊産婦及び乳児のための救護所（以下「母子救護所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 乙は、甲の要請により、母子救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- (4) 甲は、乙が提供した母子救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条第各号（第4号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（母子救護所の開設等）

第4条 甲は、乙が提供した母子救護所を開設し、管理し、及び運営する。この場合において、甲が委託する者は、当該母子救護所を管理し、及び運営することができる。

2 甲は、母子救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該母子救護所を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、母子救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第6条 母子救護所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、母子救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

（原状回復）

第7条 甲は、母子救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第8条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月7日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 東京都文京区小日向一丁目26番13号  
学校法人貞静学園  
貞静学園短期大学  
代表者 学 長 奥 明子

## 第61—76 災害時における母子救護所の提供に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と日本女子大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に区内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、乙の施設の一部を妊産婦及び乳児のための救護所（以下「母子救護所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 乙は、甲の要請により、母子救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- (4) 甲は、乙が提供した母子救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条第各号（第4号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（母子救護所の開設等）

第4条 甲は、乙が提供した母子救護所を開設し、管理し、及び運営する。この場合において、甲が委託する者は、当該母子救護所を管理し、及び運営することができる。

2 甲は、母子救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該母子救護所を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、母子救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第6条 母子救護所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、母子救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

（原状回復）

第7条 甲は、母子救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第8条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月10日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 東京都文京区目白台二丁目8番1号  
学校法人日本女子大学  
代表者 理事長 蟻川 芳子

## 第61—77 災害時における母子救護所の提供に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東洋学園大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に区内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、乙の施設の一部を妊産婦及び乳児のための救護所（以下「母子救護所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 乙は、甲の要請により、母子救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- (4) 甲は、乙が提供した母子救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条第各号（第4号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（母子救護所の開設等）

第4条 甲は、乙が提供した母子救護所を開設し、管理し、及び運営する。この場合において、甲が委託する者は、当該母子救護所を管理し、及び運営することができる。

2 甲は、母子救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該母子救護所を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、母子救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第6条 母子救護所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、母子救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

（原状回復）

第7条 甲は、母子救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第8条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月10日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 東京都文京区本郷一丁目26番3号  
東洋学園大学  
代表者 学長 一ノ瀬 尚道

## 第61—78 災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都助産師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（妊産婦等支援班の派遣）

第2条 甲は、妊産婦等支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、妊産婦等支援班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙が事前に定めた妊産婦等支援組織に基づき妊産婦等支援班を編成し、当該妊産婦等支援班を甲の定める母子救護所等に派遣するものとする。

（妊産婦等支援計画の策定及び提出）

第3条 乙は、妊産婦等支援活動を実施するため、妊産婦等支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条第2項に規定する妊産婦等支援班の構成員は、原則として、助産師複数名とする。

（妊産婦等支援班の業務）

第4条 妊産婦等支援班の業務は、次のとおりとする。ただし必要に応じ医師等と協力して行うものとする。

- (1) 母子救護所等の巡回又は母子救護所の管理若しくは運営
- (2) 妊産婦等に対する心身のケア
- (3) 助産院又は東京都が指定する後方医療施設若しくは甲が委託する医療施設（以下「後方医療施設等」という。）への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 助産院又は後方医療施設等への転送が困難な妊産婦等に対する措置

（指揮命令）

第5条 妊産婦等支援班に係る指揮命令及び妊産婦等支援活動の連絡調整は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（妊産婦等支援班の輸送）

第6条 甲は、必要に応じ、妊産婦等支援班の輸送を行う。

（助産院等への受入要請）

第7条 母子救護所等において、助産院又は医療施設での医療を必要とする者があった場合には、甲は、助産院又は後方医療施設等に対し、その受入れを要請するものとする。

（医療費）

第8条 母子救護所等における医療費は、無料とする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（経費負担等）

第10条 次に掲げる乙の妊産婦等支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 妊産婦等支援班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 妊産婦等支援班に携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定めのない経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害補償）

第11条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（連絡体制の整備）

第12条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会を設置する等妊産婦等支援活動に関する連絡体制を整備するものとする。

（協議）

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月7日

	東京都文京区春日一丁目16番21号
甲	文京区 代表者 文京区長 成澤廣修
乙	東京都文京区音羽一丁目19番18号 一般社団法人 東京都助産師会 代表者 代表理事 石村あさ子



## 第61—79 災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と財団法人東京都助産師会館（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（妊産婦等支援班の派遣）

第2条 甲は、妊産婦等支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、妊産婦等支援班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙が事前に定めた妊産婦等支援組織に基づき妊産婦等支援班を編成し、当該妊産婦等支援班を甲の定める母子救護所等に派遣するものとする。

（妊産婦等支援計画の策定及び提出）

第3条 乙は、妊産婦等支援活動を実施するため、妊産婦等支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条第2項に規定する妊産婦等支援班の構成員は、原則として、助産師、看護師、補助事務員等とする。

（妊産婦等支援班の業務）

第4条 妊産婦等支援班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 母子救護所等の巡回又は母子救護所の管理若しくは運営
- (2) 妊産婦等に対する心身のケア
- (3) 助産院又は東京都が指定する後方医療施設若しくは甲が委託する医療施設（以下「後方医療施設等」という。）への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 助産院又は後方医療施設等への転送が困難な妊産婦等に対する措置

（指揮命令）

第5条 妊産婦等支援班に係る指揮命令及び妊産婦等支援活動の連絡調整は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（妊産婦等支援班の輸送）

第6条 甲は、必要に応じ、妊産婦等支援班の輸送を行う。

（助産院等への受入要請）

第7条 母子救護所等において、助産院又は医療施設での医療を必要とする者があった場合には、甲は、助産院又は後方医療施設等に対し、その受入れを要請するものとする。

（医療費）

第8条 母子救護所等における医療費は、無料とする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（経費負担等）

第10条 次に掲げる乙の妊産婦等支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 妊産婦等支援班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 妊産婦等支援班に携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定めのない経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害補償）

第11条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（連絡体制の整備）

第12条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会を設置する等妊産婦等支援活動に関する連絡体制を整備するものとする。

（協議）

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年9月7日

	東京都文京区春日一丁目16番21号
甲	文京区 代表者 文京区長 成澤廣修
乙	東京都文京区音羽一丁目19番18号 財団法人 東京都助産師会館 代表者 理事長 遠藤千枝子

## 第61—80 災害時における妊産婦等支援活動に関する協定書

平成24年10月24日

文京区（以下「甲」という。）と学校法人順天堂（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（妊産婦等支援班の派遣）

第2条 甲は、妊産婦等支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、妊産婦等支援班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、乙が事前に定めた妊産婦等支援組織に基づき妊産婦等支援班を編成し、当該妊産婦等支援班を甲の定める母子救護所等に派遣するものとする。

3 前項に規定する妊産婦支援班の構成員は、原則として医師複数名とする。

（妊産婦等の受入れ）

第3条 甲は、母子救護所等において妊産婦等の転送が必要であると判断した場合には、乙に対して、受入要請を行うものとする。この場合において、乙は、災害時の他の患者の受入状況を勘案し、可能な限りの受入を行うものとする。

（妊産婦等支援班の搬送）

第4条 甲は、必要に応じ、妊産婦等支援班の搬送を行う。

（防災訓練の協力）

第5条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（経費負担等）

第6条 次に掲げる乙の妊産婦等支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

(1) 妊産婦等支援班の編成及び派遣に要する経費

(2) 妊産婦等支援班に携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定めのない経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害補償）

第7条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（連絡体制の整備）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会を設置する等妊産婦等支援活動に関する連絡体制を整備するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤廣修

東京都文京区本郷二丁目1番1号  
乙 学校法人順天堂  
代表者 理事長 小川秀興

## 第61—81 災害時における母乳育児支援に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と災害時の母と子の育児支援共同特別委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児に対して母乳育児に係る支援活動（以下「母乳育児支援活動」という。）を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（母乳育児支援班の派遣）

第2条 甲は、母乳育児支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、母乳育児支援班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、母乳育児支援班を編成し、当該母乳育児支援班を甲の定める避難所、母子救護所等に派遣するものとする。

3 前項の母乳育児支援班の構成員は、原則として、乙に所属する母乳育児相談員等とする。

（母乳育児活動計画の策定及び提出）

第3条 乙は、あらかじめ母乳育児支援活動を円滑に実施するための支援活動計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（母乳育児支援班の業務）

第4条 母乳育児支援班の業務は、次のとおりとする。

- （1）避難所、母子救護所等における母乳育児相談コーナーの設置及び運営
- （2）災害時専用母乳育児支援ホットラインの設置
- （3）災害時の区民に対する母乳育児に関する情報提供
- （4）その他母乳育児支援に関し区長が必要であると認めた業務

（指揮命令）

第5条 母乳育児支援班に係る指揮命令及び母乳育児支援活動の連絡調整は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（母乳育児支援班の輸送）

第6条 甲は、必要に応じ、母乳育児支援班の輸送を行う。

（防災訓練等の協力）

第7条 甲及び乙は、必要に応じて相互が計画する防災訓練又は研修に参加し、又は協力することができる。

（経費負担等）

第8条 次に掲げる乙の母乳育児支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

- （1）母乳育児支援班の編成及び派遣に要する経費
- （2）母乳育児支援班の業務活動に係る実費

2 前項に定めのない経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害補償）

第9条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例

（昭和41年7月文京区条例第16号）第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（連絡体制の整備）

第10条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、必要に応じて、連絡会を設置する等母乳育児

支援活動に関する連絡体制を整備するものとする。

（協議）

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月27日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区白山四丁目10番15号  
乙 災害時の母と子の育児支援 共同特別委員会  
代表者 委員長 本郷 寛子

## 第61—82 災害に係る情報発信等に関する協定

文京区（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、区の区域内（以下「区内」という。）の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が区民に対してインターネットにより必要な情報を迅速に提供し、かつ、当該情報の途絶等による甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙との相互協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲が運営するホームページのアクセス負荷を軽減するため、災害発生時において、当該ホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲は、区内の避難所等に関する防災情報を乙に提供し、乙は、当該情報を平常時から乙のサービス上に掲載すること等により広く一般に周知すること。
- (3) 甲は、災害発生時において、区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙は、当該情報を乙のサービス上に掲載すること等により広く一般に周知すること。
- (4) 甲は、災害発生時において、区内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティアの受入れに関する情報を乙に提供し、乙は、当該情報を乙のサービス上に掲載すること等により広く一般に周知すること。
- (5) 甲は、災害発生時において、区内の避難所等における必要な救援物資に関する情報を乙に提供し、乙は、当該情報を乙のサービス上に掲載すること等により広く一般に周知すること。
- (6) 甲は、区内の避難所における避難者の名簿をインターネット上で公開する場合において、乙の検索サービスの精度を向上させる必要があるときは、乙が提示する所定のフォーマットを用いて当該名簿を作成すること。

2 前項各号に掲げる協力の具体的な方法等については、災害の状況等を考慮に入れ、甲及び乙の協議により決定するものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる協力が円滑になされるよう、窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 第1項に定めるもののほか、甲及び乙は、適宜協議を行い、決定した協力内容を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に規定する甲及び乙の協力は、別段の合意がない限り無償で行うものとし、それぞれの協力にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲が提供した情報について、甲が別段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切であると判断した方法（乙の提携先への提供、乙のサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、当該情報を広く一般に周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために利用してはならない。

（本協定の公表）

第5条 本協定を締結した事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及

び公表する内容について、協議の上、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前までに甲又は乙のいずれからも期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされないときは、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年9月10日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成 澤 廣 修

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
乙 ヤフー株式会社  
代表者 代表取締役 宮 坂 学

## 第61—83 災害時における情報の収集、伝達活動等に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京区新聞販売同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における情報の収集、伝達活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時に甲が情報の収集、伝達活動等を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対し、情報の収集、伝達活動等の協力を要請することができる。

2 前項に規定する協力を要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力内容）

第3条 前条に規定する乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時要援護者等の安否確認及び被害情報の収集
- (2) 建物、道路等の被害その他の地域の被害に関する情報の収集
- (3) 区が発行する災害情報に係る広報紙等の配布
- (4) 新聞の避難所への配付
- (5) 備蓄物資等の緊急輸送
- (6) 自宅等で避難生活を送る災害時要援護者等への備蓄物資等の配布
- (7) その他甲が必要と認めた事項

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による協力要請があったときは、乙の組合員（以下「組合員」という。）に対し協力内容に係る業務（以下「業務」という。）の実施を要請する。

- 2 組合員は、前項の規定により乙から要請があったときは、速やかに業務を実施する。
- 3 組合員は、業務を実施した後、直ちに業務の実施日時、場所、従事人数等を乙に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の規定による組合員からの報告を取りまとめ、甲に報告をしなければならない。

（費用負担）

第5条 第3条に定める協力を要する費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（事故報告及び損害賠償）

第6条 乙は、第3条に定める協力に係る原動機付自転車等の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。この場合において、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、乙は、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償）

第7条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月2日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区本郷六丁目24番7号  
乙 文京区新聞販売同業組合

代表者 組合長 照井 健治

## 第61—84 災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書

平成24年10月1日

文京区（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、平成24年9月4日付で締結した建物貸付契約（以下「貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の販売品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、本件自動販売機内の販売品に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が本件自動販売機を設置した施設の来場者、職員その他の関係者（以下「利用者等」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対し書面により協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、乙に対し電話等により協力を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、後日速やかに協力の要請に係る書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請があったときは、次に掲げる事項について協力する。

- 1 本件自動販売機内の販売品を無償提供すること。
- 2 前号の規定による無償提供を行うに当たり、本件自動販売機の操作方法等について甲に対し必要な助言を行い、又は本件自動販売機の操作を行うこと。
- 3 その他甲乙協議の上必要があると認めたこと。

2 乙は、前項に規定する協力事項を実施するため、本件自動販売機の鍵、操作方法を記載した書面等を、あらかじめ甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定により提出された鍵等を厳重に保管しなければならない。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間とする。ただし、貸付契約が解除された場合は、解除の日までとする。

（費用負担）

第5条 この協定の履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲が負担する必要があると認めた場合は、この限りでない。

（協議）

第6条 この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自1通を保有する。

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成 澤 廣 修

東京都板橋区中丸10—10  
乙 株式会社伊藤園 池袋支店  
代表者 支店長 佐 藤 正

## 第61—85 災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書

平成24年10月1日

文京区（以下「甲」という。）と東京キリンビバレッジサービス株式会社（以下「乙」という。）は、平成24年9月4日付けで締結した建物貸付契約（以下「貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の販売品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、本件自動販売機内の販売品に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が本件自動販売機を設置した施設の来場者、職員その他の関係者（以下「利用者等」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対し書面により協力を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、乙に対し電話等により協力を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、後日速やかに協力の要請に係る書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請があったときは、次に掲げる事項について協力する。

- 1 本件自動販売機内の販売品を無償提供すること。
- 2 前号の規定による無償提供を行うに当たり、本件自動販売機の操作方法等について甲に対し必要な助言を行い、又は本件自動販売機の操作を行うこと。
- 3 その他甲乙協議の上必要があると認めたこと。

2 乙は、前項に規定する協力事項を実施するため、本件自動販売機の鍵、操作方法を記載した書面等を、あらかじめ甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定により提出された鍵等を厳重に保管しなければならない。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間とする。ただし、貸付契約が解除された場合は、解除の日までとする。

（費用負担）

第5条 この協定の履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲が負担する必要があると認めた場合は、この限りでない。

（協議）

第6条 この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自1通を保有する。

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成 澤 廣 修

東京都千代田区神田和泉町1番地  
乙 東京キリンビバレッジサービス株式会社  
代表者 取締役社長 橋 本 浩 二

## 第61—86 災害時における清涼飲料水の供給に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社八洋（以下「乙」という。）は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な清涼飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時に甲が実施する飲料水等の確保に係る支援体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（清涼飲料水の供給）

第2条 甲は、災害時に飲料水等が必要であるときは、乙に対して清涼飲料水の供給を依頼することができる。

2 甲は、前項の規定により清涼飲料水の供給を依頼する場合は、清涼飲料水供給依頼書（別記様式第1号。以下「依頼書」という。）により、その品目及び品名、数量、納入日時、納入場所その他の必要な事項を明示するものとする。ただし、緊急の場合は、甲は、乙に対して口頭で依頼し、後日、依頼書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定による供給依頼を承諾した場合は、その旨の書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、乙は、甲に対して口頭で承諾し、後日、その旨の書面を提出するものとする。

4 乙は、前項の規定による承諾を行った場合は、その時点において乙が納入できる数量の範囲で、甲に対して優先的に、甲の指定する日時及び場所に清涼飲料水を納入するものとする。ただし、道路状況等により甲の指定した日時及び場所に清涼飲料水を納入できない場合は、別途協議するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、前条第4項の規定による清涼飲料水の納入に係る経費を負担するものとする。この場合における清涼飲料水の価格は、甲が前条第1項の規程により乙に依頼した時点（以下「依頼時」という。）において、災害が発生していた場合にあっては当該災害の発生前において清涼飲料水の製造者が設定した希望小売価格の範囲内の額とし、依頼時においてまだ災害が発生していない場合にあっては当該依頼時において清涼飲料水の製造者が設定した希望小売価格の範囲内の額とする。

2 甲は、乙から経費の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第4条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただ

し、当該期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から相手方に対してこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、同一の条件で1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月29日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都新宿区東五軒町2番18号  
乙 株式会社八洋  
代表者 代表取締役社長 後藤 伯彦



## 第61—87 災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と東京都環境保全協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時におけるし尿収集業務に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が定めるし尿処理計画に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、甲が管理する施設においてし尿収集の必要があるときは、乙に対し、し尿収集業務を行うために必要な車両、作業員及び資器材の供給を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により要請するときは、日時、収集場所、収集予想量、処理方法その他必要な事項を明らかにした要請書（別記様式第1号）を乙に送付するものとする。ただし、緊急時においては、甲は、口頭により要請し、事後において要請書を送付することができる。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、特別な事情がない限り協力するものとする。

（業務）

第4条 乙は、甲の要請により次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) し尿の収集に関すること。
- (2) し尿の運搬に関すること。
- (3) し尿の水再生センター又は管路の受入れ人孔への投入に関すること。
- (4) その他甲が必要と認めた業務

（業務報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づく業務を完了したときは、業務内容及び収集のために使用した車両の台数、収集量、作業員数その他必要な事項を記載した実績報告書（別記様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第4条に規定する業務に要した費用を負担するものとする。

2 乙は、業務を終了し、甲の確認を受けた後、前項の費用を甲に請求するものとする。  
3 第1項に規定する費用は、当該災害時直前の価格に基づき、甲乙協議の上算定するものとする。

（従事者の損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の従事者が業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和41年7月文京区条例第16号）に基づき、これを補償するものとする。

（連絡）

第8条 乙は、甲の要請に対応できる車両台数、連絡体制等について記載した連絡票（別記様式第3号）を作成し、毎年4月に甲に提出するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の

上決定するものとする。

（協定期間）

第10条 協定期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の協定期間が満了する日（以下「満了の日」という。）の3か月前までに、甲又は乙が協定の解除又は変更の申し出を行わないときは、この協定は、満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月20日

甲 所在地 文京区春日一丁目16番21号  
 名称 文京区  
 代表者 文京区長 **成澤 廣修**

乙 所在地 中央区銀座一丁目27番8号  
 名称 東京都環境保全協同組合  
 代表者 理事長 **武藤 猛**

別記様式第1号（第2条関係）

# 要 請 書

年 月 日

東京都環境保全協同組合 理事長 様

文京区長

災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり供給を要請いたします。

記

要請事項	内 容
日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
収集場所	
収集予想量	
処理方法	
備 考	

別記様式第2号（第5条関係）

# 実 績 報 告 書

年 月 日

文京区長 殿

東京都環境保全協同組合 理事長

災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり業務の終了について報告します。

記

日 時	収集場所	収集量	経費額	処理費用	備 考

使用した車両台数	台	作業員数	人
----------	---	------	---

別記様式第3号（第8条関係）

# 連絡票

年 月 日

文京区長 殿

東京都環境保全協同組合 理事長

災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書第8条の規定により、下記のとおり要請に対応できる車両台数等について連絡します。

## 記

要請に対応できる車両台数		台	
連絡体制	平常時	連絡先	
		電話番号	
	災害時	連絡先	
		電話番号	
備考			

## 第61-88 災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人フロンティア（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者（以下「要援護高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第3条 甲は、乙が運営する次に掲げる施設について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム文京くすのきの郷	東京都文京区大塚四丁目18番1号

（福祉避難所の開設及び運営）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し前条の施設における福祉避難所の開設を通知する。

2 乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

3 乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、前条の施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第5条 甲及び乙は、前条に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

(1) 甲は、第3条の施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

(2) 甲は、第3条の施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

(3) 甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

(4) 甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

(5) 前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めるときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第6条 甲は、第4条第1項の規定により通知し、又は前条各号に定める事項についての協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、その開設期

間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

(費用負担)

第8条 甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

(福祉避難所の閉鎖及び原状回復)

第9条 甲は、第3条の施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

(防災訓練の協力)

第10条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する第3条の施設に係る土地建物貸付契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

(協議)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 1日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 東京都豊島区池袋四丁目25番10号  
社会福祉法人フロンティア  
代表者 理事長 松室 登志子

## 第61—89 災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区(以下「甲」という。)と社会福祉法人福音会(以下「乙」という。)は、災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者(以下「要配慮高齢者等」という。)の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、福祉避難所とは、被災した要配慮高齢者等及びその家族等(以下「対象者」という。)を一時的に受け入れる施設をいう。

(福祉避難所の指定)

第3条 甲は、乙が運営する次に掲げる施設について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム文京白山の郷	東京都文京区白山五丁目16番3号
文京区向丘高齢者在宅サービスセンター	文京区向丘二丁目22番9号
文京区本郷高齢者在宅サービスセンター	東京都文京区本郷四丁目21番2号

(福祉避難所の開設及び運営)

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し前条の施設における福祉避難所の開設を通知する。

2 乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

3 乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、前条の施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

(協力内容)

第5条 甲及び乙は、前条に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

(1) 甲は、第3条の施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

(2) 甲は、第3条の施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

(3) 甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

(4) 甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

(5) 前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めるときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

(協力要請)

第6条 甲は、第4条第1項の規定により通知し、又は前条各号に定める事項についての協力を乙

に、要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

(開設期間)

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

(費用負担)

第8条 甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

(福祉避難所の閉鎖及び原状回復)

第9条 甲は、第3条の施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

(防災訓練の協力)

第10条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する第3条の施設に係る土地建物使用賃貸契約又は建物使用賃貸契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

(協議)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 1日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都町田市野津田町1932番地  
乙 社会福祉法人福音会  
代表者 理事長 定家 修身

## 第61—90 災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人桜栄会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者（以下「要援護高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第3条 甲は、乙が運営する次に掲げる施設について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム文京千駄木の郷	東京都文京区千駄木五丁目19番2号

（福祉避難所の開設及び運営）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し前条の施設における福祉避難所の開設を通知する。

- 乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。
  - 乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、前条の施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。
- （協力内容）

第5条 甲及び乙は、前条に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

- 甲は、第3条の施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。
- 甲は、第3条の施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。
- 甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。
- 甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- 前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めるときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第6条 甲は、第4条第1項の規定により通知し、又は前条各号に定める事項についての協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合にお

いて、1回の延長につき、7日を限度とする。

（費用負担）

第8条 甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第9条 甲は、第3条の施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第10条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する第3条の施設に係る土地建物貸付契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 1日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都立川市上砂町五丁目76番4号  
乙 社会福祉法人桜栄会  
代表者 理事長 加藤 美代子

## 第 61—91 災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人東六会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者（以下「要援護高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第 3 条 甲は、乙が運営する次に掲げる施設について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
特別養護老人ホームゆしまの郷	東京都文京区湯島三丁目 2 9 番 1 0 号

（福祉避難所の開設及び運営）

第 4 条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し前条の施設における福祉避難所の開設を通知する。

- 乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。
- 乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、前条の施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第 5 条 甲及び乙は、前条に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

- 甲は、第 3 条の施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。
- 甲は、第 3 条の施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。
- 甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。
- 甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- 前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めるときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第 6 条 甲は、第 4 条第 1 項の規定により通知し、又は前条各号に定める事項についての協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（開設期間）

第 7 条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、甲は、その開設期

間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1 回の延長につき、7 日を限度とする。

（費用負担）

第 8 条 甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第 9 条 甲は、第 3 条の施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第 1 0 条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第 1 1 条 この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、1 年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（個人情報の保護）

第 1 2 条 乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第 1 3 条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各 1 通を保有する。

平成 2 5 年 4 月 1 日

東京都文京区春日一丁目 1 6 番 2 1 号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成 澤 廣 修

東京都文京区湯島三丁目 2 9 番 1 0 号  
乙 社会福祉法人東六会  
代表者 理事長 西 條 元 彦

## 第61—92 災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人佑啓会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な障害者（児）・高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所し、又は入院することを必要としない在宅者（以下「要援護障害者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護障害者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第3条 甲は、甲の業務委託を受け、乙が運営する次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
文京区立大塚福祉作業所	東京都文京区大塚四丁目50番1号
文京区立小石川福祉作業所	東京都文京区小石川三丁目30番6号

（福祉避難所の開設及び運営）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

2 前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

4 乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第5条 甲及び乙は、前条第3項及び第4項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

(1) 甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

(2) 甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

(3) 甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

(4) 甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

(5) 前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めるときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

2 前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急か

つやむを得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、1回につき7日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第8条 甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲の乙に対する施設の業務委託が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第12条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 1日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

千葉県市原市今富1110番地1  
乙 社会福祉法人佑啓会  
代表者 理事長 里見 吉英



## 第61—93 災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と医療法人社団珠泉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所し、又は入院することを必要としない在宅者（以下「要援護高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第3条 甲は、乙が運営する次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
短期入所生活介護あけぼし	文京区小石川五丁目1番8号

（福祉避難所の開設及び運営）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

2 前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

4 乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第5条 甲及び乙は、前条第3項及び第4項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

(1) 甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

(2) 甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

(3) 甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

(4) 甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

(5) 前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めるときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

2 前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつ

を得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、1回につき7日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第8条 甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する施設に係る土地貸付契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第12条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

甲	東京都文京区春日一丁目1番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	東京都昭島市田中町二丁目1番地37 医療法人社団珠泉会 代表者 理事長 市村 義久

## 第61—94 災害時における福祉避難所の開設、運営その他の相互協力に関する協定書

京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人武蔵野会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な障害者（児）のうち、医療機関等に入院することを必要としない在宅者（以下「要援護障害者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、被災した要援護障害者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第3条 甲は、乙が運営する次に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名	所在地
障害者支援施設 リアン文京	文京区小日向二丁目16番15号

（福祉避難所の開設及び運営）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

2 前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

4 乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第5条 甲及び乙は、前条第3項及び第4項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

(1) 甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

(2) 甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

(3) 甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

(4) 甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

(5) 前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めるときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

2 前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、1回につき7日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第8条 甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する施設に係る建物貸付契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定については、この協定の失効後又は従事者とその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第12条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都八王子市台町一丁目19番3号  
乙 社会福祉法人武蔵野会  
代表者 理事長 上野 純宏

## 第61—95 災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人洛和福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所し、又は入院することを必要としない在宅者（以下「要配慮高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、被災した要配慮高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第3条 甲は、乙が運営する次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名 所在地

特別養護老人ホーム洛和ヴィラ文京春日 文京区春日一丁目9番21号

特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷 文京区大塚四丁目50番1号

（福祉避難所の開設及び運営）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

2 前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

4 乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第5条 甲及び乙は、前条第3項及び第4項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

(1) 甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

(2) 甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

(3) 甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

(4) 甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

(5) 前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めるときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

2 前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、1回につき7日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第8条 甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する施設に係る土地貸付契約又は建物使用貸借契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第12条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 京都府京都市伏見区桃山町大島38-528  
社会福祉法人洛和福祉会  
代表者 理事長 矢野 一郎

## 第61—96 災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と社会福祉法人芙蓉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所し、又は入院することを必要としない在宅者（以下「要配慮高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、被災した要配慮高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第3条 甲は、乙が運営する次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名 所在地

文京湯島高齢者在宅サービスセンター 文京区湯島二丁目28番14号

文京昭和高齢者在宅サービスセンター 文京区本駒込二丁目28番31号

（福祉避難所の開設及び運営）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

2 前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

4 乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第5条 甲及び乙は、前条第3項及び第4項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

(1) 甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

(2) 甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

(3) 甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

(4) 甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

(5) 前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めるときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

2 前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急か

つやむを得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、1回につき7日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第8条 甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する施設に係る建物使用貸借契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第12条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成29年4月1日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都町田市南町田五丁目16番1号  
乙 社会福祉法人 芙蓉会  
代表者 理事長 板垣

## 第61—97 災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と医療法人社団日成会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において避難所で生活することが著しく困難な高齢者等のうち、介護保険施設、医療機関等に入所し、又は入院することを必要としない在宅者（以下「要配慮高齢者等」という。）の安全を確保するため、乙が運営する施設における福祉避難所の開設及び運営その他の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、被災した要配慮高齢者等及びその家族等（以下「対象者」という。）を一時的に受け入れる施設をいう。

（福祉避難所の指定）

第3条 甲は、乙が運営する次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）について、福祉避難所として指定する。

施設名 所在地

介護老人保健施設音羽えびすの郷 文京区音羽一丁目22番14号

（福祉避難所の開設及び運営）

第4条 甲は、災害の発生により必要があると認めるときは、乙に対し施設における福祉避難所の開設を通知する。

2 前項の規定による通知は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 乙は、前項の通知があったときは、福祉避難所の開設、管理及び運営に協力する。

4 乙は、甲が福祉避難所を開設したときは、対象者を受け入れるため、施設のうち甲及び乙が協議してあらかじめ定めた範囲について、甲に提供するものとする。

（協力内容）

第5条 甲及び乙は、前条第3項及び第4項に定めるもののほか、次のとおり相互に協力する。

(1) 甲は、施設内に防災行政無線、戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時における乙との情報連絡体制の構築に努めるものとする。

(2) 甲は、施設内に保管場所を設け、備蓄物資等を配備するものとする。

(3) 甲は、乙が対象者に対して適切に支援、介護等が行えるよう、ボランティア等の支援者の確保に努めるものとする。

(4) 甲は、対象者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。

(5) 前各号に定めるもののほか、甲が災害対策上必要があると認めるときは、乙は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

2 前項各号に定める事項についての協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合においては、この限りでない。

（開設期間）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、その開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、1回につき7日を限度として延長することができる。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が福祉避難所の開設、管理及び運営に要した費用を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖及び原状回復）

第8条 甲は、施設について福祉避難所として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該福祉避難所を閉鎖し、施設を原状に復した上、乙に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第9条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙から特段の申出がないときは、1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲と乙が締結する施設に係る土地貸付契約が終了したときは、この協定は効力を失う。

（個人情報の保護）

第11条 乙は、福祉避難所の運営に当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定については、この協定の失効後又は従事者がその職から退いた後においても、同様とする。

（協議）

第12条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名及び押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月1日

甲	東京都文京区春日一丁目16番21号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	東京都豊島区池袋本町二丁目34番1号 医療法人社団日成会 代表者 理事長 平井 基之

## 第 61—98 災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社東京ドーム（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者及び甲の区域内を訪れた者（以下「区民等」という。）並びに災害の発生により帰宅することが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第 2 条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (2) 乙は、災害時に区民等及び帰宅困難者の安全確保のため、乙の施設の一部を一時滞在施設（以下「滞在施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (3) 乙は、甲の要請により、滞在施設の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- (4) 乙は、滞在施設にあらかじめ水、食料等（以下「備蓄物資」という。）を備蓄し、甲の要請により、備蓄物資を区民等及び帰宅困難者に提供するものとする。
- (5) 甲は、乙が提供した避難施設に収容した者に対し、必要に応じ甲の所有する備蓄物資を提供するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第 3 条 甲が前条に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（滞在施設の開設等）

第 4 条 乙は、滞在施設の状況を速やかに調査し、区民等及び帰宅困難者を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該滞在施設を甲に提供する。

- 2 甲は、乙が提供した滞在施設を開設し、管理し、及び運営する。
- 3 甲は、滞在施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該滞在施設を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲は、滞在施設の開設、管理及び運営に係る費用並びに第 2 条第 4 号の規定により乙が区民等及び帰宅困難者に提供した備蓄物資の費用を負担するものとする。

- 2 前項の規定により甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第 6 条 滞在施設の開設期間は、災害発生の日及びその翌日とする。

- 2 甲は、滞在施設の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、3日を限度とする。

（原状回復）

第 7 条 甲は、滞在施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第 8 条 甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第 9 条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 25 年 3 月 19 日

甲	東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号 文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修
乙	東京都文京区後楽一丁目 3 番 6 1 号 株式会社東京ドーム 代表者 代表取締役社長 久代 信次

## 第61—99 災害時における相互協力に関する協定書

文京区を甲とし、住友不動産飯田橋ファーストタワー・ラ・トゥール飯田橋管理組合を乙とし、住友不動産株式会社を丙とし、甲、乙及び丙の間において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び帰宅困難者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲、乙及び丙の協力の内容は、次のとおりとする。

- 乙及び丙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙及び丙の施設の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙及び丙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- 乙及び丙は、災害の初期対応時に備え、物資を整備するものとする。
- 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、災害時に甲の情報を乙及び丙に提供するものとする。
- 乙及び丙は、避難施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。
- 乙及び丙は、災害時において避難施設に収容した被災者に、第2号に規定する物資を提供するものとする。
- 前各号に定めるもののほか、乙及び丙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条に定める協力を乙及び丙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りではない。

（避難施設の開設）

第4条 乙及び丙は、災害時において避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。

- 甲は、乙及び丙が提供した避難施設を開設し、管理し、及び運営する。
- 甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙及び丙の営業等の活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係る費用並びに第2条第5号の規定により乙及び丙が区民等に提供した備蓄物資の費用を負担するものとする。

- 前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第6条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、甲、乙及び丙で協議の

上、必要に応じてその期間を変更することができる。

（原状回復）

第7条 甲は、避難施設を閉鎖する際は、乙及び丙の施設を原状に復し、かつ、乙及び丙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第8条 甲は、乙及び丙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の3月前までに甲、乙又は丙のいずれからも解除に関する申出がない場合は、この協定は、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定を証とするため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通保有する。

平成26年1月31日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区  
文京区長 成澤 廣修

東京都文京区後楽二丁目6番1号

乙 住友不動産飯田橋ファーストタワー・  
ラ・トゥール飯田橋管理組合  
理事長 長澤 弘二

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

丙 住友不動産株式会社  
取締役資産開発事業本部長 加藤 宏

## 第61—100 災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文化シヤッター株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、地震、風水害その他の災害時（以下「災害時」という。）における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び帰宅困難者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 乙は、災害の初期対応時に備え、物資を備蓄するものとする。
- (3) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (4) 乙は、避難施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。
- (5) 乙は、災害時において避難施設に収容した被災者に、第2号に規定する物資を提供するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めるときは、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条に定める協力を乙に要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（避難施設の開設等）

第4条 乙は、災害時において避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。

- 2 甲は、乙が提供した施設において避難施設を開設し、管理し、及び運営する。
- 3 甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙の営業等の活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係る費用並びに第2条第5号の規定により乙が区民等に提供した備蓄物資の費用を負担するものとする。

- 2 前項の規定により甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第6条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から起算して3日以内とする。ただし、甲及び乙の協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

（原状回復）

第7条 甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第8条 甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の3月前までに甲乙のいずれからも解除に関する申出がない場合は、この協定は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月28日

	東京都文京区春日一丁目16番21号
甲	文京区
代表者	文京区長 成澤 廣修
	東京都文京区西片一丁目17番3号
乙	文化シヤッター株式会社
代表者	代表取締役社長 茂木 哲



## 第61—101 災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と湯島地方合同庁舎管理庁 財務省関東財務局東京財務事務所（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び帰宅困難者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 乙は、災害の初期対応時に備え、物資を備蓄するものとする。

(3) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。

(4) 乙は、避難施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。

(5) 乙は、災害時において避難施設に収容した被災者に、第2号に規定する物資を提供するものとする。

(6) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めるときは、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条に定める協力を乙に要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（避難施設の開設等）

第4条 乙は、災害時において避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。

2 甲は、乙が提供した施設において避難施設を開設し、管理し、及び運営する。

3 甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙の業務等の活動の妨げとならないよう配慮するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係る費用並びに第2条第5号の規定により乙が区民等に提供した備蓄物資の費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第6条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から起算して3日以内とする。ただし、甲及び乙の協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

（原状回復）

第7条 甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練の協力）

第8条 甲は、乙が行う防災訓練に協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の3月前までに甲乙のいずれからも解除に関する申出がない場合は、この協定は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月30日

東京都文京区春日一丁目16番21号  
甲 文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区湯島四丁目6番15号  
乙 湯島地方合同庁舎 管理庁  
財務省関東財務局東京財務事務所  
代表者 東京財務事務所長 鞆田 周一

## 第61—102 災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と文京学院大学（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び帰宅困難者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時避難施設（以下「避難施設」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置し、及び災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- (3) 乙は、甲から要請があったときは、避難施設等に乙の教職員、学生等のボランティアを派遣するよう努めるものとする。この場合において、乙は、あらかじめ外国語が日常会話程度話せる人材を把握しておくものとする。
- (4) 甲は、前項の規定によるボランティア活動に必要な資器材の提供等を行うものとする。
- (5) 乙は、避難施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。
- (6) 甲は、災害時において避難施設に収容した者に対し、甲の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するものとする。
- (7) 乙は、災害時において避難施設に収容した者に対し、乙の所有する応急医療資材及び備蓄物資を提供するよう努めるものとする。
- (8) 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めるときは、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条に定める協力を乙に要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（ボランティアの募集）

第4条 乙は、第2条第3号の教職員、学生等のボランティアの募集に努めるものとする。

（避難施設の開設等）

第5条 乙は、災害時において避難施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該避難施設を甲に提供する。

- 2 甲は、乙が提供した施設において避難施設を開設し、管理し、及び運営する。
- 3 甲は、前項の規定により避難施設を開設するときは、乙の教育研究活動の妨げとならないよう配慮するものとする。
- 4 甲は、避難施設として利用する必要がなくなったときは、速やかに当該避難施設を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難施設の開設、管理及び運営に係る費用並びに第2条第7号の規定により乙が提供した応急医療資材及び備蓄物資の費用を負担するものとする。

- 2 前項の規定により甲が負担する費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第7条 避難施設の開設期間は、災害発生の日から起算して3日以内とする。ただし、甲は、避難施設の開設期間を延長する必要があると認めるときは、乙と協議の上、1回につき7日を限度として、当該期間を延長することができる。

（原状回復）

第8条 甲は、避難施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（防災訓練等の協力）

第9条 甲は、乙が行う防災訓練及び防災に関する事業に協力するものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の3月前までに甲乙のいずれからも解除に関する申出がないときは、この協定は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名及び押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年6月23日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲	文京区 代表者 文京区長 成澤 廣修 東京都文京区向丘一丁目19番1号
乙	文京学院大学 代表者 学長 工藤 秀機

## 第61—103 災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と朝日信用金庫（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び災害の発生により帰宅することが困難な者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- 乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙が有する施設の一部を一時滞在施設（以下「滞在施設」という。）として、甲に提供するものとする。
- 乙は、災害の初期対応時に備え、水、食料等の物資（以下「備蓄物資」という。）を整備するものとする。
- 甲は、乙が有する施設内に戸別受信機を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- 乙は、滞在施設の開設、管理及び運営について、甲に協力するよう努めるものとする。
- 乙は、災害時において滞在施設に収容した区民等に、備蓄物資を提供するものとする。
- 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（対象施設、受入可能人数等）

第3条 前条第1号に定める乙が提供する施設（以下「乙の施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	所在地	使用箇所	受入可能人数
朝日信用金庫 湯島支店	文京区湯島二丁目1番5号	4階研修室（246㎡） 5階研修室（229㎡）	287人
朝日信用金庫 神明支店	文京区本駒込五丁目73番10号	4階会議室（123㎡）	74人

（協力要請）

第4条 甲が第2条第4号及び第6号に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（滞在施設の開設等）

第5条 乙は、災害時において乙の施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、当該施設を甲に提供する。

- 甲は、乙の施設に滞在施設を開設し、管理し、及び運営する。
- 甲は、前項の規定により滞在施設を開設するときは、乙の営業等の活動の妨げとならないよう配慮するものとする。
- 甲は、乙の施設を滞在施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該滞在施設を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、滞在施設の開設、管理及び運営に要した費用並びに第2条第5号の規定により乙が区民等に提供した備蓄物資の費用を負担するものとする。

- 前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（開設期間）

第7条 滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、甲及び乙で協議の上、必要に応じてその期間を変更することができる。

（原状回復）

第8条 甲は、滞在施設を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の3か月前までに甲乙のいずれからも解除に関する申出がない場合は、本協定は有効期間満了日の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
代表者 文京区長 成澤 廣修

乙 東京都台東区台東二丁目8番2号  
朝日信用金庫  
代表理事 橋本 宏



## 7 避難所・避難場所関係



## 第62 避難所における耐震補強工事進捗状況

(平成30年10月1日現在)

施設名	所在地	工事完了年度
礪川小学校	小石川 2-13-2	H12完了
柳町小学校	小石川 1-23-16	H17完了
指ヶ谷小学校	白 山 2-28-4	H12完了
林町小学校	千 石 2-36-3	H23完了
明化小学校	千 石 1-13-9	H元完了
青柳小学校	大 塚 5-40-18	H 3 完了
関口台町小学校	関 口 2-6-1	H13完了
小日向台町小学校	小日向 2-3-8	H12完了
金富小学校	春 日 2-6-15	H24完了
窪町小学校	大 塚 3-2-3	H18改築
大塚小学校	大 塚 4-1-7	H10完了
湯島小学校	湯 島 2-28-14	H 3 改築
誠之小学校	西 片 2-14-6	H14完了
根津小学校	根 津 1-14-3	H 2 完了
千駄木小学校	千駄木 5-44-2	H11完了
汐見小学校	千駄木 2-19-23	S61改築
昭和小学校	本駒込 2-28-31	H 8 改築
駒本小学校	向 丘 2-37-5	H13完了
駕籠町小学校	本駒込 2-29-6	H11完了
本郷小学校	本 郷 4-5-15	H13改築
旧元町小学校	本 郷 1-1-19	H22完了
第一中学校	小石川 5-8-9	H10完了
第三中学校	春 日 1-9-31	H 9 完了
第六中学校	向 丘 1-2-15	H26改築
第八中学校	千駄木 2-19-22	H14完了
第九中学校	本駒込 3-28-9	H21完了
第十中学校	千 石 2-40-17	H10完了
文林中学校	千駄木 5-25-10	H12完了
茗台中学校	春 日 2-9-5	H 6 改築
本郷台中学校	本 郷 2-38-23	H22完了
音羽中学校	大 塚 1-9-24	H21改築

### 第63 避難場所及び地区割当

避難場所	区域面積 (㎡) (避難有効面積)	避難計画人口 (人)	文京区の割当地区町丁目
六義園	100,800 (51,700)	31,900 (文京区 31,900)	千駄木4丁目、5丁目の一部、 本駒込1～6丁目
東京大学	421,600 (199,200)	123,900 (文京区 123,900)	向丘1～2丁目、根津1～2丁目、 西片2丁目、1丁目の一部、千駄木1～3丁目、 5丁目の一部、湯島1～4丁目、本郷3・6～7丁目、 2・4～5丁目の各一部、弥生1～2丁目
後樂園一帯	402,400 (198,400)	147,600 { 文京区 78,600 新宿区 69,000 }	関口1丁目の一部、後楽1～2丁目、 春日1～2丁目、小石川2丁目、1・3丁目の各一部、 小日向1～2、4丁目の各一部、水道1～2丁目、 西片1丁目の一部、本郷1丁目、2・4～5丁目の各一部
お茶の水女子大学一帯・ 教育の森公園一帯	350,000 (182,400)	66,500 { 文京区 49,900 豊島区 16,600 }	音羽1丁目の一部、小石川4～5丁目、 小日向3丁目、1～2・4丁目の各一部、 千石3～4丁目、1～2丁目の各一部、 大塚1・3丁目、2・4丁目の各一部
護国寺一帯	168,800 (75,700)	13,000 (文京区 13,000)	音羽2丁目、大塚5～6丁目、 2・4丁目の各一部
小石川植物園	161,200 (59,700)	29,100 (文京区 29,100)	小石川1・3丁目の各一部、西片1丁目の一部、 千石1～2丁目の各一部、白山1～5丁目
目白台運動公園付近一帯	162,500 (59,500)	23,200 (文京区 23,200)	音羽1丁目の一部、関口2～3丁目、 1丁目の一部、目白台1～3丁目
合計	1,767,300 (826,600)	435,200 { 文京区 349,600 その他 85,600 }	



## 第64 避難場所の町会別割当

場所	町会名
六義園	14町会 大原地域活動センター管内（2町会） 駕籠町会、一般社団法人 大和郷会 駒込地域活動センター管内（12町会）－全町会 吉片町会、浅嘉町会、曙町会、上富士町会、上動五三会、動坂中町会、 動坂町会、富士前町会、神明町会、神明上町会、神明西部町会、本駒自治会
東京大学	54町会 湯島地域活動センター管内（30町会） 本一町会、本郷二・三丁目町会、本郷同四会、本郷五丁目町会、赤門前町会、 春木会、本郷三丁目金助町会、本富士町会、竜岡会、本郷二丁目元一会、 本郷二丁目弓二会、本郷五丁目台町町会、菊坂町会、菊和会、湯島一丁目町会、 本郷三丁目南部会、湯島会、新花会、三組町会、三組弥生会、 湯島三丁目梅光会、妻恋会、天梅会、天一町会、天二町会、天三町会、 同朋町会、湯島切通町会、両門町会、湯島北町会 向丘地域活動センター管内（10町会） 森川町会、向丘追分町会、向丘追分東部町会、肴町町会、白山上自治会、 地縁法人 西片町会、蓬莱町会、向丘一丁目中町会、向丘一丁目上町会、 東大農学部前自治会 根津地域活動センター管内（7町会）－全町会 根津宮永町会、根津八重垣町会、藍染町会、根津片町町会、根津宮本町会、 向ヶ岡弥生町会、弥生一丁目町会 汐見地域活動センター管内（7町会）－全町会 千駄木二丁目東町会、千駄木二丁目西町会、上千駄木町会、千駄木東林町会、 千駄木西林町会、千駄木三丁目南部町会、千駄木三丁目北町会
お茶の水女子大学 教育の森公園一帯	18町会 大原地域活動センター管内（8町会） 小石川五丁目互楽会、林町町会、丸山町会、氷川下町会、大原町会、宮下町会、 西丸町会、西原町会 大塚地域活動センター管内（10町会） 大塚一・二丁目町会、文京中央町会、久堅自治会、久堅町民会、久堅親交会、 久堅西町会、小日向台町町会、茗荷谷町会、大塚仲町町会、大塚窪町町会、
護国寺一帯	9町会 大塚地域活動センター管内（6町会） 豊島ヶ岡町会、大塚坂下南町会、大塚坂下北町会、大塚上辻町会、東青柳町会、 大塚四丁目協力会 音羽地域活動センター管内（3町会） 音一文化会、音二町会、音羽三和会

場所	町 会 名
後楽園 一帯	32町会 礪川地域活動センター管内（18町会） 初音町町会、富坂一丁目町会、富坂二丁目町会、 春日町一・二丁目春睦会、春日町三丁目町会、表町町会、小石川表町会、 柳町町会、柳町中央町会、柳町三和会、南戸崎町会、春日一丁目仲睦会、 春日一丁目大門町会、道和町会、後楽町会、第二後楽園アパート、 春日礪川町会、本郷一丁目アパート自治会 大塚地域活動センター管内（5町会） 春日二丁目町会、第六天町会、武島町会、水道端町会、西江戸川町会、 音羽地域活動センター管内（3町会） 小日水町会、古川松ケ枝町会、関口一丁目南部会 湯島地域活動センター管内（6町会） 元二親和会、本郷弓一町会、上真砂町会、下真砂町会、中真砂町会、田町町会
小石川 植物園	15町会 礪川地域活動センター管内（6町会） 八千代町町会、戸崎町町会、指ケ谷町会、白山指ケ谷町会、白山町会、 京華通自治会 大原地域活動センター管内（7町会） 白山前町町会、原町町会、原町西町会、東御殿町会、白山御殿町睦会、 上御殿町会、林町南町会 向丘地域活動センター管内（2町会） 丸山福山町町会、丸山新町町会
公園付 近一帯 目白台 運動	13町会 音羽地域活動センター管内（13町会） 高田老松町会、目白台豊川町会、目白台雑司ケ谷町会、音羽四丁目町会、 音羽五丁目町会、音六町会、音羽七和会、音八会、音羽九桜町会、関水町会、 関口町会、目白台二丁目町会、関口二・三丁目町会

※ 第65 文京区防災地図参照

第65 文京区防災地図



## 第66 避難所に当てる学校施設等一覧表

### <小・中学校>

施設名	所在地	電話	収容町会等
礪川小学校	小石川二丁目13番2号	(3811)7276	富坂一丁目町会、富坂二丁目町会、表町町会、春日町三丁目町会
柳町小学校	小石川一丁目23番16号	(3811)0068	初音町町会、小石川表町会、柳町町会、柳町中央町会、柳町三和会、八千代町町会、南戸崎町会
指ヶ谷小学校	白山二丁目28番4号	(3811)6005	戸崎町町会、指ヶ谷町会、白山指ヶ谷町会、白山町会、京華通自治会
林町小学校	千石二丁目36番3号	(3946)0421	林町町会、丸山町会、大原町会
明化小学校	千石一丁目13番9号	(3944)0366	原町町会、宮下町会、西原町会
青柳小学校	大塚五丁目40番18号	(3947)2471	豊島ヶ岡町会、大塚坂下南町会、大塚坂下北町会、目白台二丁目町会
関口台町小学校	関口二丁目6番1号	(3947)2631	目白台豊川町会、高田老松町会、関口町会、関口二・三丁目町会
小日向台町小学校	小日向二丁目3番8号	(3947)2371	小日向台町町会、茗荷谷町会
金富小学校	春日二丁目6番15号	(3811)0066	春日二丁目町会、第六天町会、武島町会、水道端町会、西江戸川町会
窪町小学校	大塚三丁目2番3号	(3946)8261	大塚窪町町会、氷川下町会
大塚小学校	大塚四丁目1番7号	(3946)3421	大塚上辻町会、大塚仲町町会、大塚四丁目協力会
湯島小学校	湯島二丁目28番14号	(3813)6061	湯島一丁目町会、湯島会、新花会、三組町会、妻恋会、湯島三丁目梅光会、天梅会、三組弥生会、天一町会、天二町会、天三町会、同朋町会
誠之小学校	西片二丁目14番6号	(3811)7171	地縁法人西片町会、丸山福山町町会、丸山新町町会、向丘一丁目上町会、白山前町町会
根津小学校	根津一丁目14番3号	(3822)4731	根津宮永町会、根津八重垣町会、藍染町会、根津片町町会、根津宮本町会、向ヶ岡弥生町会、弥生一丁目町会
千駄木小学校	千駄木五丁目44番2号	(3821)7168	上動五三会、動坂中町会、動坂町会
汐見小学校	千駄木二丁目19番23号	(3827)7566	上千駄木町会、千駄木二丁目西町会
昭和小学校	本駒込二丁目28番31号	(3944)0471	上富士町会、神明町会、(一社)大和郷会
駒本小学校	向丘二丁目37番5号	(3827)5451	肴町町会、白山上自治会、蓬莱町会、浅嘉町会
駕籠町小学校	本駒込二丁目29番6号	(3944)1471	駕籠町会、西丸町会、曙町会
本郷小学校	本郷四丁目5番15号	(3813)7551	上真砂町会、下真砂町会、中真砂町会、田町町会、菊坂町会、菊和会、本郷五丁目台町町会、本郷五丁目町会、赤門前町会、本郷同四会
旧元町小学校	本郷一丁目1番19号		本郷三丁目南部会、元二親和会、本郷二丁目元一会、本一町会
第一中学校	小石川五丁目8番9号	(3811)7271	東御殿町会、白山御殿町睦会、久堅自治会、久堅西町会

施設名	所在地	電話	収容町会等
第三中学校	春日一丁目9番31号	(3814)2544	春日町一・二丁目春睦会、春日一丁目仲睦会、春日一丁目大門町会、道和町会、後楽町会、第二後樂園アパート、春日礪川町会、本郷一丁目アパート自治会
第六中学校	向丘一丁目2番2号	(3814)6666	森川町会、向丘追分町会、向丘追分東部町会、向丘一丁目中町会、東大農学部前自治会
第八中学校	千駄木二丁目19番22号	(3821)7128	千駄木二丁目東町会、千駄木三丁目南部町会
第九中学校	本駒込三丁目28番9号	(3821)7178	吉片町会、富士前町会、神明上町会、神明西部町会、本駒自治会
第十中学校	千石二丁目40番17号	(3944)0371	原町西町会、上御殿町会、林町南町会
文林中学校	千駄木五丁目25番10号	(3827)7671	千駄木東林町会、千駄木西林町会、千駄木三丁目北町会
茗台中学校	春日二丁目9番5号	(3811)2969	文京中央町会、久堅町民会、久堅親交会
本郷台中学校	本郷二丁目38番23号	(3811)2571	本郷弓一町会、本郷二丁目弓二会、本郷二・三丁目町会、本郷三丁目金助町会、春木会、本富士町会
音羽中学校	大塚一丁目9番24号	(3947)2771	東青柳町会、目白台雑司ヶ谷町会、音一文化会、音二町会、音羽三和会、音羽四丁目町会、音羽五丁目町会、大塚一・二丁目町会
文京江戸川橋体育館	小日向一丁目7番4号	(3945)4008	音六町会、音羽七和会、音八会、音羽九桜町会、小日水町会、古川松ヶ枝町会、関口一丁目南部会、関水町会
教育センター	湯島四丁目7番10号	(5800)2591	湯島切通町会、湯島北町会、竜岡会、両門町会

## 第67 二次的な避難所の候補施設

### <地域活動センター>

施設名	所在地	電話番号
礪川地域活動センター	小石川二丁目18番18号	(3813) 3638
大原地域活動センター	千石一丁目4番3号	(3946) 8594
大塚地域活動センター	大塚一丁目5番17号	(3947) 2624
音羽地域活動センター	音羽一丁目22番14号	(3943) 0621
湯島地域活動センター	本郷七丁目1番2号	(3813) 6554
向丘地域活動センター	向丘一丁目20番8号	(3813) 6668
根津地域活動センター	根津二丁目20番7号	(3822) 3653
汐見地域活動センター	千駄木三丁目2番6号	(3827) 8149
駒込地域活動センター	本駒込三丁目22番4号	(3824) 5801

### <地域アカデミー>

施設名	所在地	電話番号
アカデミー文京	春日一丁目16番21号	(5803) 1100
アカデミー向丘	向丘一丁目20番8号	(3813) 7801
アカデミー湯島	湯島二丁目28番14号	(3811) 0741
アカデミー音羽	大塚五丁目40番15号	(5976) 1290
アカデミー千石	千石一丁目25番3号	(3946) 4430
アカデミー茗台	春日二丁目9番5号	(3817) 8306

### <交流館>

施設名	所在地	電話番号
白山交流館	白山四丁目27番11号	(3813) 8500
目白台交流館	目白台三丁目18番7号	(5395) 9141
根津交流館	根津一丁目14番3号	(3828) 5269
千駄木交流館	千駄木三丁目42番20号	(3821) 6695

### <区民会館>

施設名	所在地	電話番号
白山東会館	白山一丁目29番10号	(3818) 1824
かるた記念大塚会館	大塚四丁目13番5号	(3945) 0533
大塚北会館	大塚六丁目15番3号	(3943) 5711
本郷会館	本郷二丁目21番7号	(3817) 6618
動坂会館	千駄木四丁目8番14号	(3824) 5501
駕籠町会館	本駒込六丁目2番5号	(3947) 0909

〈幼稚園〉

施設名	所在地	電話番号
第一幼稚園	西 片二丁目17番6号	(3811) 0072
柳町幼稚園	小石川一丁目23番6号	(3811) 0978
明化幼稚園	千 石一丁目13番9号	(3946) 1706
青柳幼稚園	大 塚五丁目40番18号	(3947) 4989
根津幼稚園	根 津一丁目14番2号	(3828) 8703
小日向台町幼稚園	小日向二丁目2番2号	(3947) 0581
本駒込幼稚園	本駒込四丁目35番15号	(3828) 3200
千駄木幼稚園	千駄木五丁目43番3号	(3823) 4605
後楽幼稚園	後 楽一丁目7番7号	(3811) 5041
湯島幼稚園	本 郷三丁目10番18号	(3814) 9243

〈児童館〉

施設名	所在地	電話番号
柳町児童館	小石川一丁目23番9号	(3811) 9213
久堅児童館	小石川五丁目27番7号	(3815) 7715
白山東児童館	白 山一丁目29番10号	(3813) 6501
千石児童館	千 石一丁目4番3号	(3947) 9221
千石西児童館	千 石三丁目15番15号	(3944) 2865
水道児童館	水 道一丁目3番26号	(3812) 2238
小日向台町児童館	小日向二丁目2番2号	(3941) 1740
大塚児童館	大 塚六丁目22番19号	(3943) 1632
目白台児童館	目白台一丁目5番1号	(3941) 8837
目白台第二児童館	目白台三丁目18番7号	(3943) 9337
湯島児童館	本 郷三丁目10番18号	(3814) 9247
本郷児童館	本 郷五丁目30番8号	(5689) 4570
根津児童館	根 津一丁目14番3号	(3824) 6466
しおみ児童館	千駄木二丁目27番8号	(3827) 9129
本駒込南児童館	本駒込三丁目11番14号	(3823) 3253
本駒込児童館	本駒込五丁目63番2号	(3822) 3791

〈その他〉

施設名	所在地	電話番号
男女平等センター	本 郷四丁目8番3号	(3814) 6159



## 第68 福祉避難所所在地一覧

(平成30年10月1日現在)

### <高齢者対象施設>

施設名	所在地	電話
特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷	大塚四丁目50番1号	(3941)6669
特別養護老人ホーム文京くすのきの郷	大塚四丁目18番1号	(3947)2801
特別養護老人ホーム文京白山の郷	白山五丁目16番3号	(3942)1887
特別養護老人ホーム文京千駄木の郷	千駄木五丁目19番2号	(3827)5420
特別養護老人ホームゆしまの郷	湯島三丁目29番10号	(3836)2566
特別養護老人ホーム洛和ヴィラ文京春日	春日一丁目9番21号	(5804)6511
短期入所生活介護あけぼし	小石川五丁目11番8号	(3868)2240
文京湯島高齢者在宅サービスセンター	湯島二丁目28番14号	(3814)1898
文京向丘高齢者在宅サービスセンター	向丘二丁目22番9号	(5814)1531
文京昭和高齢者在宅サービスセンター	本駒込二丁目28番31号	(5395)2376
文京本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷四丁目21番2号	(3816)2317
介護老人保健施設音羽えびすの郷	音羽一丁目22番14号	(3980)8122

### <障害者対象施設>

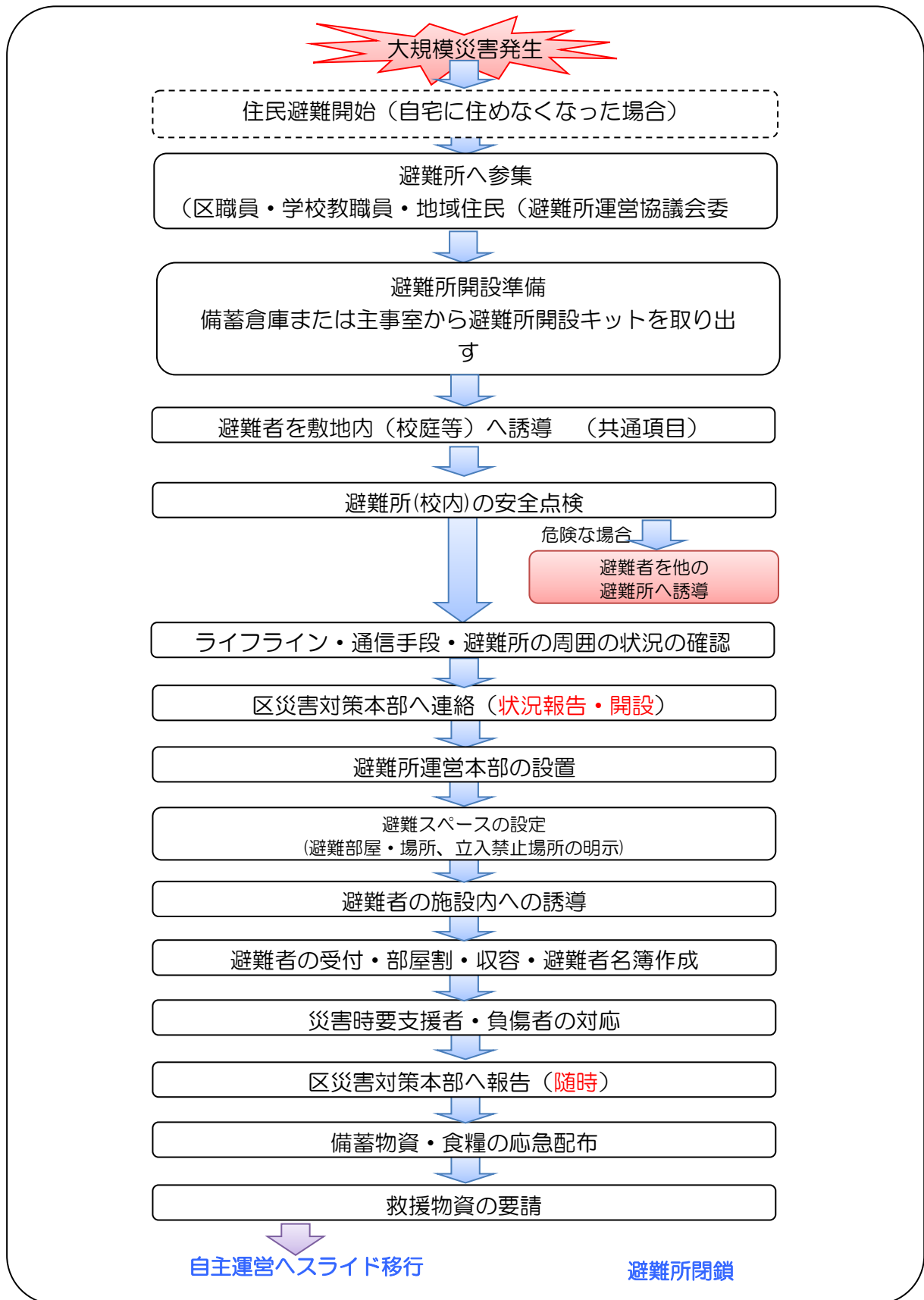
施設名	所在地	電話
大塚福祉作業所	大塚四丁目50番1号	(3946)5601
小石川福祉作業所	小石川三丁目30番6号	(3811)1431
障害者支援施設リアン文京	小日向二丁目16番15号	(5940)2822

## 第69 妊産婦・乳児救護所所在地一覧

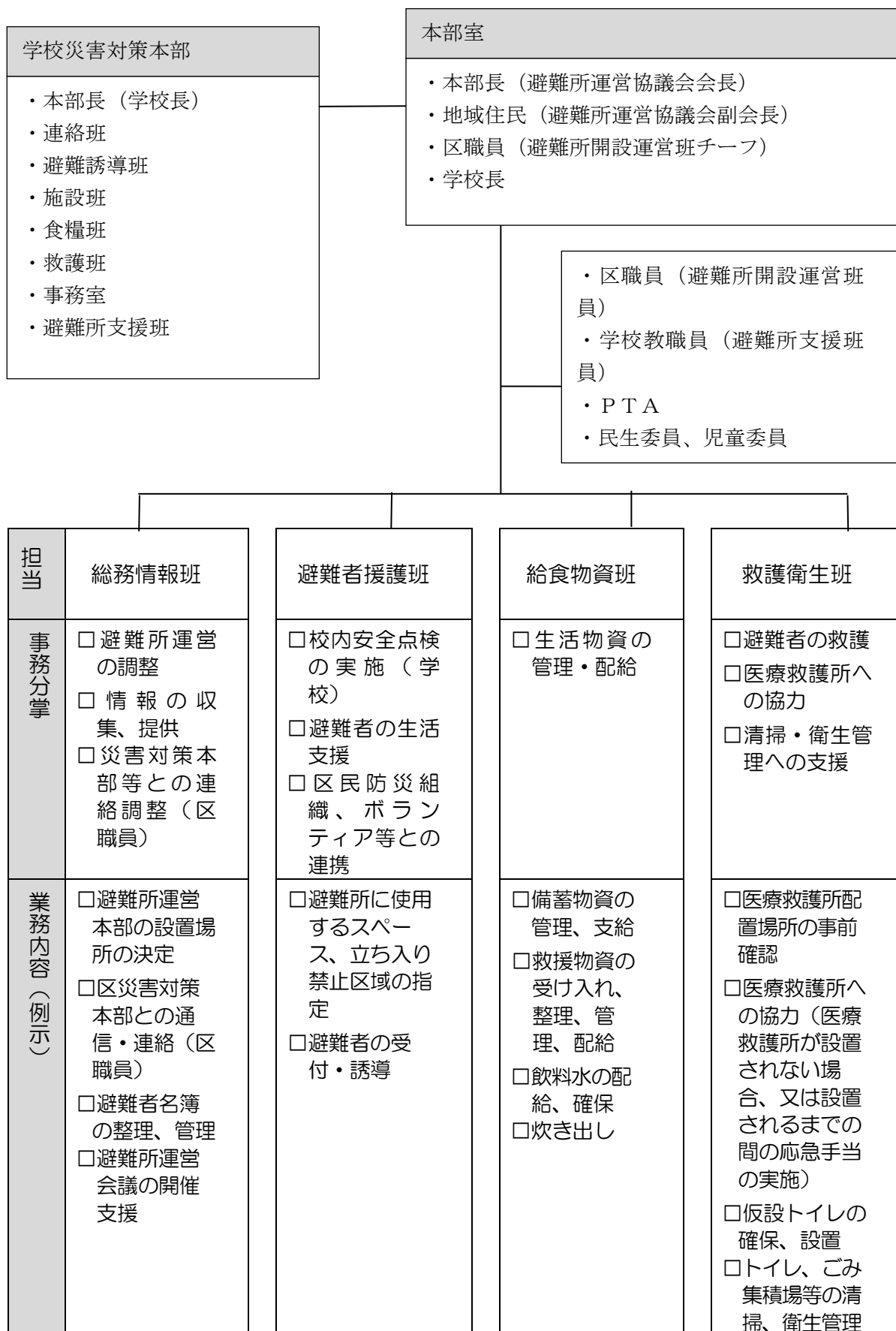
(平成30年10月1日現在)

施設名	所在地	電話
跡見学園女子大学	大塚一丁目5番2号	(3941)7420
貞静学園短期大学	小日向一丁目26番13号	(3944)9811
東洋学園大学	本郷一丁目26番3号	(3811)1696
日本女子大学(新泉山館)	目白台一丁目19番10号	(3943)3131

## 第70 避難所運営協議会による避難所開設の流れ



## 第71 避難所運営本部組織図



## **8 関係機関の活動等**



## 第72 災害時医療救護機関

災害が発生し、避難所を設置する場合、各医師は担当の避難所に参集し、医療救護活動を行う。

※災害が発生し、避難所を設置する場合とは、地震等により発生した火災が延焼拡大し、人命への危険が高いときや、家屋の倒壊によって一時的に避難する必要がある場合をいう。

なお、個々の避難所設置状況把握については、各医師が行うものとする。

名称	本部住所・連絡先	参集医師
小石川医師会	小石川5-6-9-301 TEL 3947-0411 FAX 3947-0916	会長 副会長（2名）
文京区医師会	千駄木2-26-8 TEL 3823-2216 FAX 3823-5586	会長 副会長（2名）
小石川歯科医師会	小石川4-20-3 ベルスクエア101 TEL 5803-1600 FAX 5803-1670	会長 副部長（2名）
文京区歯科医師会	本郷5-29-13 赤門ビル308 TEL 3812-9627 FAX 3815-2988	会長 副部長（2名）
文京区薬剤師会	本郷3-39-13 文京印刷会館3F TEL 3943-4686 FAX 3943-8379	会長 副会長（3名）
東京都柔道整復師会文京支部	白山2-39-8 TEL 5689 - 6830	支部長 副支部長（2名）

## 第73 震災時における交通規制

### <第一次交通規制（道路交通法）>

1 環状7号線内側への一般車両の流入禁止

都市部の交通量を削減するため、環状7号線において流入規制を実施する。

2 環状8号線内側への一般車両の流入抑制

信号制御により、都心方向への流入を抑制する。

3 「緊急自動車専用路」の指定

次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号（日光街道 他）	国道17号（中山道・目白通り 他）
国道20号（甲州街道 他）	国道246号（青山通り・玉川通り）
目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路	

4 都心に極めて甚大な被害が生じている場合

被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

### <第二次交通規制（災害対策基本法）>

1 「緊急交通路」の優先指定

緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定する。

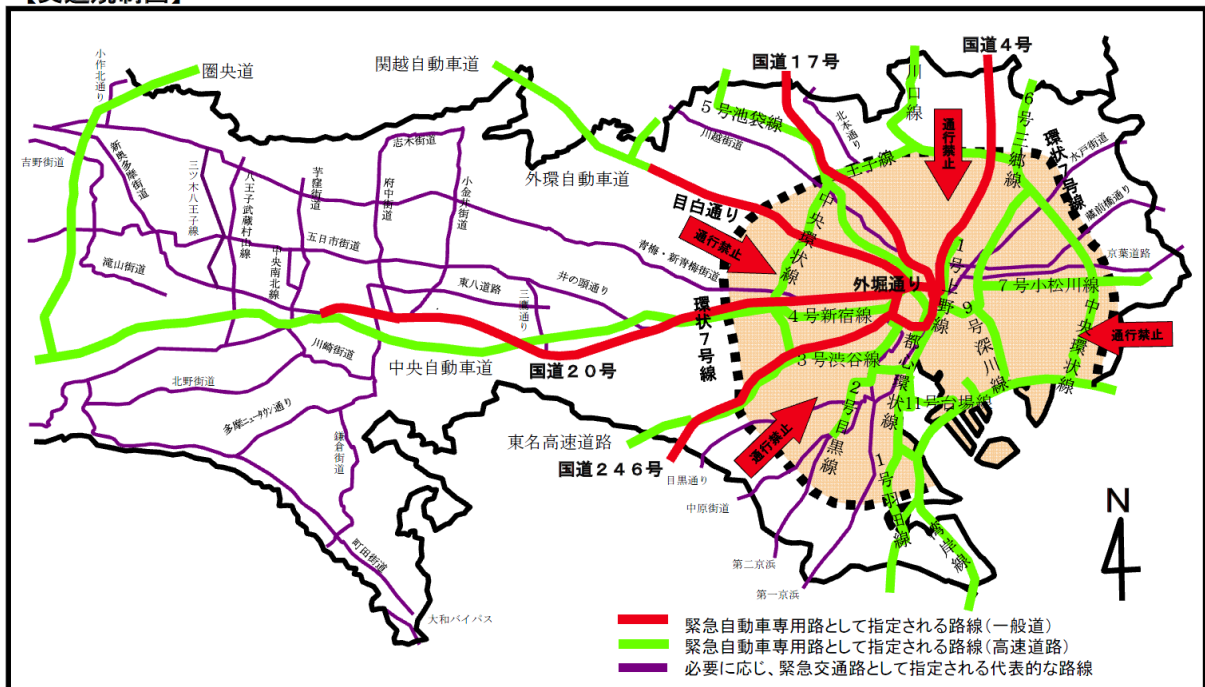
2 その他の「緊急交通路」の指定

被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定する。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

※国の首都圏全体での交通対策の策定や東京都の地域防災計画の改定の動きを踏まえて、緊急交通路の見直しも行います。

【交通規制図】





## 9 輸送關係



第74 庁有車車種別配置一覧表

(平成30年10月1日現在)

部名 車種名	総務部	保健衛生部	土木部	資源環境部	教育推進部	計
乗用車	2					2
ワゴン	3				1	4
ワゴン(軽)			1			1
バン	2			1		3
バン(軽)	1	2	2	4		9
トラック			7			7
トラック(軽)				6		6
特殊用途自動車	1			19		20
原動機付自転車			2			2
小型特殊自動車			2		1	3
計	9	2	14	30	2	57

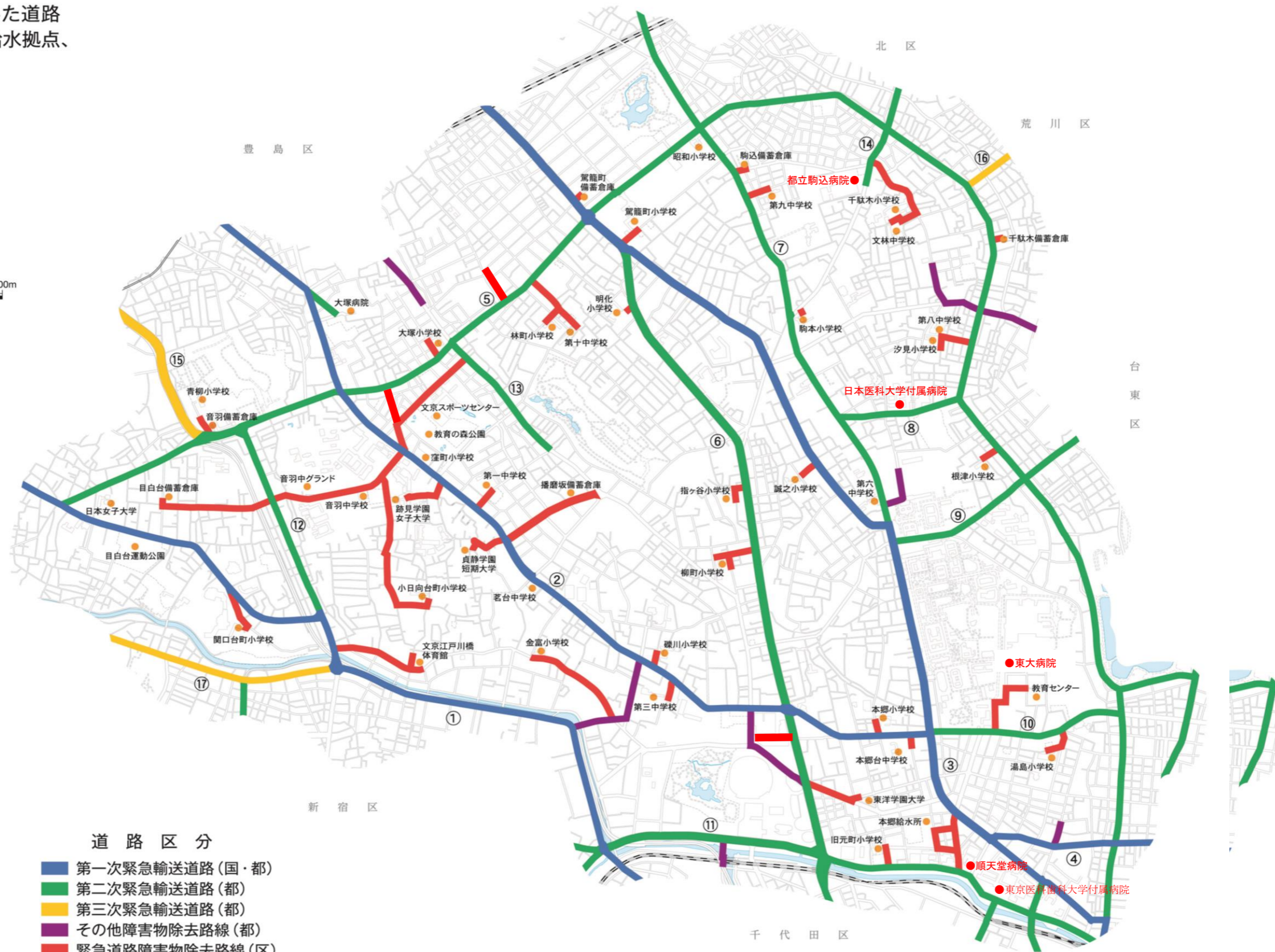
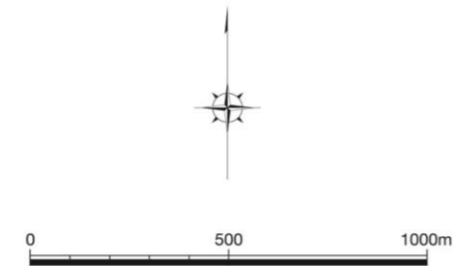
(注：特殊用途自動車は起震車、塵芥車等。教育推進部の2台は、長野県南佐久郡南牧村に配置。)



第75 緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図

緊急道路障害物除去路線(区)

国・都の選定路線に連絡した道路で、避難所、備蓄倉庫、給水拠点、救急病院等を結ぶ経路



◆東京都指定緊急輸送道路

- (1) 第一次緊急輸送道路
  - ① 都道8号(目白通り)
  - ② 国道254号(春日通り)
  - ③ 国道17号(本郷通り)
  - ④ 区道900号(蔵前橋通り)
- (2) 第二次緊急輸送道路
  - ⑤ 都道437号(不忍通り)
  - ⑥ 都道301号(白山通り)
  - ⑦ 都道455号(本郷通り)
  - ⑧ 区道870号
  - ⑨ 都道319号(言問通り)
  - ⑩ 都道453号(春日通り)
  - ⑪ 都道405号(外堀通り)
  - ⑫ 都道435号(音羽通り)
  - ⑬ 都道436号(千川通り)
  - ⑭ 都道458号(白山小台通り)
- (3) 第三次緊急輸送道路
  - ⑮ 都道435号
  - ⑯ 都道457号(道灌山通り)
  - ⑰ 都道8号(新目白通り)

道路区分

- 第一次緊急輸送道路(国・都)
- 第二次緊急輸送道路(都)
- 第三次緊急輸送道路(都)
- その他障害物除去路線(都)
- 緊急道路障害物除去路線(区)



## 10 その他





## 第76 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月 気象庁)

### 人の体感、行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が目覚める。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

木造建物（住宅）		
震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ、亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ、亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ、亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ、亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ、亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ、亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

木造建物（住宅）		
震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。し

かし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

### 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	かげ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※3

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここまでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

### ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のために地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。 ※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油タンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、電源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

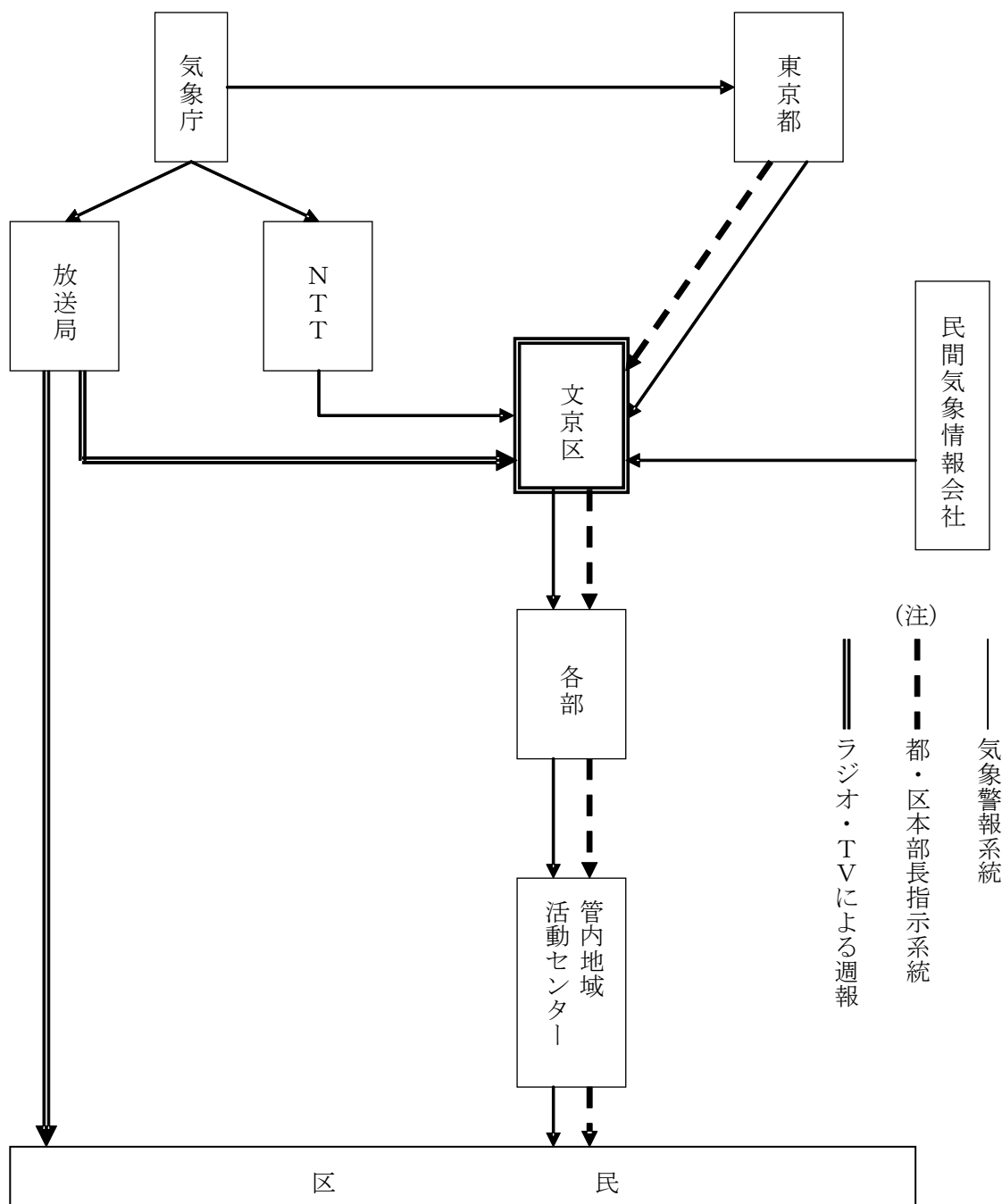
## 第77 気象庁が行う警報・注意報発表基準一覧表

平成30年5月30日現在  
発表官署 気象庁予報部

文京区	府県予報区	東京都		
	一次細分区域	東京地方		
	市町村等をまとめた地域	23区西部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指標基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	180
	洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準※ <sup>1</sup>	神田川流域 = (8, 24)
			指定河川洪水予報による基準	神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	4.0m
注意報	大雨		表面雨量指標基準	12
			土壌雨量指数基準	127
	洪水		流域雨量指数基準	神田川流域 = 22.1
			複合基準※ <sup>1</sup>	神田川流域 = (8, 11.8)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	2.0m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度25%で実効湿度50%	
	なだれ			
	低温		夏季（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬季（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
霜		4月10日～5月15日 最低気温2℃以下		
着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時		
記録的短時間大雪情報		1時間雨量	100mm	

※<sup>1</sup> （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

### 第78 気象警報・通報指示系統図



第79 被災世帯（事業所）調査票

		地域活動センター		町 会 名		
被災世帯（事業所）住所		丁 目 番 号				荘 方
世帯主氏名及び事業所名・代表者名		世帯主氏名			電話 —	
		事業所名			代表者	
災害の原因・被災年月日		1.水害 2.震火災 3.その他（ ）			年 月 日	
建 物 の 用 途		1.住家のみ 2.事業所のみ 3.住家・事業所併用				
被害状況	住 家	形態	1.住居のみの一戸建 2.アパート等共同住宅 3.事業所併用建物の住居部分		程度	1.全壊（焼）4.床上浸水等 7.その他 2.流失 5.床下浸水等（ ） 3.半壊（焼）6.なし
	事 業 所	形態	1.事務所 4.倉庫 2.店舗 5.その他 3.工場（ ）		程度	1.全壊（焼）4.床上浸水等 7.その他 2.流失 5.床下浸水等（ ） 3.半壊（焼）6.地階浸水（床上扱）
世帯構成員 本人からの聴取		男	女	計	左のうち 小学生	中学生
住民票の有無	有・無	世帯構成	単身世帯 普通世帯 複数世帯（ 世帯）			
世帯人員  ※救助法適用のみ 床上浸水のみのみ	氏 名	続柄	年令	小・中学校名	学年	人的被害
						死 者 名 行方不明 名 重 傷 名 軽 傷 名
						特 記 事 項
					学年 年	
					学年 年	
					学年 年	
備考						
救護 物資 給 資 等 与	種別	見舞金	特別見舞金	生活必需品	学用品	
	月日	/	/	/	/	/
	額等	¥	¥			
	受領印	印	印	印	印	印
調査月日	年 月 日	調査員氏名	課			町会等立会人





被災事業所調査  
総括表

地域活動センター	町会	区分	床上・床下 全壊(焼)・半壊(焼)
----------	----	----	----------------------

年 月 日

水害

震火災

番号	所在	地		事業所名	代表者名	形態	見舞金額	備考
		丁目	番 号					
						事・店・工 倉・他( )		
						事・店・工 倉・他( )		
						事・店・工 倉・他( )		
						事・店・工 倉・他( )		
						事・店・工 倉・他( )		
						事・店・工 倉・他( )		
						事・店・工 倉・他( )		
						事・店・工 倉・他( )		
						事・店・工 倉・他( )		
						事・店・工 倉・他( )		
小			計	事業所				

年 月 日 水 害  
震 火 災

被災世帯調査総括表 (住家・事業所併用 判定基準3-1)

地域活動センター  
町会

番号	住 所		事業所名 代表者名 (世帯主名)	被 災 程 度		身 通 別	見舞金の 適用区分	被災人員 (事業所 除く)	小・中学生 小 中	救 護 物 資			給 与			
	丁目	番 号		住 家	事業所					見舞金額	特 見 舞 金 額	生活必需 品	学用品	給	与	
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普 の	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
				全・半・無 上 . 下	全 . 半 上 . 下 . 地	単 . 普	住 住 事	上 下 上								
合				全 半 無 上 下	全 半 上 下 地	世 帯	世 帯	世 帯	計							

り 災 証 明 申 請 書

被災世帯（事業所）住所	文京区 丁目 番 号 荘方			
世帯主氏名及び事業所名・代表者名	世帯主氏名			
	事業所名	代表者名		
り 災 場 所	文京区 丁目 番 号			
災害の原因・被災年月日			年 月 日	
建 物 の 用 途	1.住家のみ 2.事業所のみ 3.住家・事業所併用			
り 災 状 況	住 家	形態 1.住居のみの一戸建 2.アパート等共同住宅 3.事業所併用建物の住居部分	程度 1.全壊（焼） 2.流失 3.半壊（焼）	4.床上浸水等 5.床下浸水等（ ） 6.なし 7.その他
	事 業 所	形態 1.事務所 4.倉庫 2.店舗 5.その他 3.工場（ ）	程度 1.全壊（焼） 2.流失 3.半壊（焼）	4.床上浸水等 5.床下浸水等（ ） 6.地階浸水（床上げ） 7.その他
	人	死者 名. 行方不明 名. 重傷 名. 軽傷 名.		
	世帯人員 (り災した者)	氏 名	氏 名	氏 名
備 考				

太線の中のみ記入してください。  
※世帯人員欄は必要の場合のみ記入してください。

上記のとおり災したことを証明願います。

年 月 日

住 所  
申請者 氏 名

文京区長 様

発行枚数

枚

り 災 証 明 書  
り 災 証 明 書

被災世帯（事業所）住所		文京区			丁目		番		号		荘 方
世帯主氏名及び 事業所名・代表者名		世帯主氏名									
		事業所名					代表者名				
り 災 場 所		文京区			丁目		番		号		
災害の原因・被災年月日							年		月		日
建 物 の 用 途		1.住家のみ 2.事業所のみ 3.住家・事業所併用									
り 災 状 況	住 家	形態	1.住居のみの一戸建 2.アパート等共同住宅 3.事業所併用建物の住居部分			程度	1.全壊（焼） 4.床上浸水等 7.その他 2.流失 5.床下浸水等（ ） 3.半壊（焼） 6.なし				
	事 業 所	形態	1.事務所 4.倉庫 2.店舗 5.その他 3.工場（ ）			程度	1.全壊（焼） 4.床上浸水等 7.その他 2.流失 5.床下浸水等（ ） 3.半壊（焼） 6.地階浸水（床上扱）				
	人	死者 名. 行方不明 名. 重傷 名. 軽傷 名.									
備 考	世帯人員 (り災した者)	氏 名	氏 名		氏 名						
上記のとおり災したことを証明する。											
年 月 日											
文京区長											

第80 水防活動報告表様式

〈速報版〉

水防活動報告表

水防管理団体				平成 年 月 日 時現在	
担当部所連絡先		部	Tel	報告者	
		課			
水防活動実施箇所		係	Fax	左 川 岸 右 地先	
		地名・住所		区 市 町 村	
活動日時		自 月 日 時 ~ 至 月 日 時			
出動人員		職 員		消 防 団	
		人		人	
水防活動の概況および工法		工 法			
		延 長		m	
使用 資 器 材	品 名	単 位	数 量	水位の状況	
				水防関係者の死傷状況	
通 信 欄					

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。(内水に関する活動も含む)

注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面及び活動状況を示す写真等を送付すること。

注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

# 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案

## 修正項目一覧

文京区総務部防災課

本資料は、地域防災計画における素案の記載内容に対する案の変更事項について主な修正内容を記載しています。計画内容の詳細をご確認いただくには、「別添3 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案」の該当ページを参照してください。

## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容
1	43	2	1	3	3	4 エレベーター復旧の優先順位 (表中) 病院等、要配慮者が利用する施設	4 エレベーター復旧の優先順位 (表中) 病院等、弱者が利用する施設
2	87	2	2	1	4	第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立 1 公益財団法人文京アカデミーとの「災害時における応急対策に関する協定」 区は、区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、区が行う災害応急業務に関する協力を得るため、平成23年4月に公益財団法人文京アカデミーとの間に協定を締結している。	第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立 1 公益財団法人文京アカデミーとの「災害時における応急対策に関する協定」 区は、区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、区が行う災害応急業務に関する協力を得るため、公益財団法人文京アカデミーとの間に協定を締結している。
3	87	2	2	1	4	第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立 2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」 区は、区内に災害が発生した場合において、区が行う災害応急活動に対する協力を得るため、平成27年4月にボランティアに関する業務を行っている文京区社会福祉協議会との間に締結した協定の見直しを行っている。	第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立 2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」 区は、区内に災害が発生した場合において、区が行う災害応急活動に対する協力を得るため、ボランティアに関する業務を行っている文京区社会福祉協議会と協定を締結している。
4	157	2	2	10	7	3 徴収猶予 災害により、財産に被害を受けた納税義務者が区税を一時に納入し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内の期間に限り、徴収を猶予する。 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。	3 徴収猶予 災害により、財産に被害を受けた納税義務者が区税を一時に納入し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容
5	158 ～ 159	2	2	10	8	<p><b>第8節 融資・融資あっ旋・支援金</b>  <b>第1 緊急小口資金貸付（文京区社会福祉協議会）</b>  <u>所得の少ない世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする。</u>                      1 対象者（以下のような状況がすべて該当する世帯）                      以下のような状況がすべて該当する世帯                      （1）低所得世帯でこれまで<u>定期的な収入により</u>生計を維持してきた世帯</p>	<p><b>第8節 融資・融資あっ旋計画</b>  <b>第1 緊急小口資金（文京区社会福祉協議会）</b>                      1 対象者（以下のような状況がすべて該当する世帯）                      以下のような状況がすべて該当する世帯                      （1）低所得世帯でこれまで生計を維持してきた世帯</p>
6	162	2	2	11	1	<p><b>第1 活動方針</b>                      災害発生時において、区民は情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命及び身体を守るため速やかに安全な場所へ避難するなど、適切な防災行動をとることが重要である。                      しかし、災害発生時に自らの身を守ることや<u>円滑かつ迅速に</u>避難することが困難で、支援を必要とする者にとって、適切な防災行動をとることは必ずしも容易なことではないことから、災害時における安否確認手段を確保するとともに、生活環境、医療や介護など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図ることにより、要配慮者の人的被害を最小限にとどめる必要がある。</p>	<p><b>第1 活動方針</b>                      災害発生時において、区民は情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命及び身体を守るため速やかに安全な場所へ避難するなど、適切な防災行動をとることが重要である。                      しかし、災害発生時に自らの身を守ることや避難することが困難で、支援を必要とする者にとって、適切な防災行動をとることは必ずしも容易なことではないことから、災害時における安否確認手段を確保するとともに、生活環境、医療や介護など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図ることにより、要配慮者の人的被害を最小限にとどめる必要がある。</p>
7	164	2	2	11	1	<p><b>5 名簿の管理及び更新に関する事項</b>                      （2）避難支援等関係者が保有する名簿の管理と更新                      ア 管理                      避難支援等関係者は、紙媒体で名簿を管理する。                      名簿は厳正に管理を行い、名簿の複製及び複写は認めない。また、提供先が団体である場合は、取扱う者をあらかじめ限定する。</p>	<p><b>5 名簿の管理及び更新に関する事項</b>                      （2）避難支援等関係者が保有する名簿の管理と更新                      ア 管理                      避難支援等関係者は、紙媒体で名簿を管理する。                      名簿は厳正に管理を行い、名簿のコピー（複製）は認めない。また、提供先が団体である場合は、取扱う者をあらかじめ限定する。</p>



## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容
8	165	2	2	11	1	<p><b>6 個人情報の取り扱いについて</b>                      (3) 避難行動要支援者名簿及び個別計画の取扱措置                      ウ 名簿及び個別計画の管理                      施錠可能な場所等への保管を指導し、提供先が団体である場合は、その団体内部で取扱う者を限定する。また、名簿及び個別計画の複製及び複写は禁止する。</p>	<p><b>6 個人情報の取り扱いについて</b>                      (3) 避難行動要支援者名簿及び個別計画の取扱措置                      ウ 名簿及び個別計画の管理                      施錠可能な場所等への保管を指導し、提供先が団体である場合は、その団体内部で取扱う者を限定する。また、名簿及び個別計画の複製は禁止する。</p>
9	165	2	2	11	1	<p><b>8 防災知識の普及・啓発</b>                      (1) 家具転倒防止器具の設置                      震災時の家具転倒による要配慮者の人的被害を最小限に抑えることを目的に、高齢者・障害者世帯等及び避難行動要支援者名簿に登録されている世帯に対して区が費用の一部助成を行うことにより家具転倒防止器具の設置促進を図る。また、未設置の世帯について普及・啓発を図る。</p>	<p><b>8 防災知識の普及・啓発</b>                      (1) 家具転倒防止器具の設置                      震災時の家具転倒による要配慮者の人的被害を最小限に抑えることを目的に、高齢者及び障害者世帯等を対象に、家具転倒防止器具の設置助成を行う。また、避難行動要支援者名簿に登録されている世帯に対して区が費用負担を軽減することにより家具転倒防止器具の設置促進を図る。さらに、未設置の世帯について普及・啓発を図る。</p>

## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容
10	170	2	2	11	1	<p>12 要配慮者に対する地域協力体制の整備（消防署）                      (5)                      参考：「地震その時10のポイント」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>1 地震だ！まず身の安全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたときは、身の安全を最優先に行動する。</li> <li>・丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れが収まるまで様子を見る。</li> </ul> <p><b>高層階（概ね10階以上）での注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高層階では、揺れが数分続くことがある。</li> <li>・大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。</li> </ul> <p><b>2 落ち着いて 火の元確認 初期消火</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火を使っているときは、揺れが収まってから、あわてずに火の始末をする。</li> <li>・出火したときは、落ち着いて消火する。</li> </ul> <p><b>3 あわてた行動 ケガのもと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内での転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。</li> <li>・瓦や窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。</li> </ul> <p><b>4 窓や戸を開け 出口を確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れが収まったときに、避難ができるよう出口を確保する。</li> </ul> <p><b>5 門や塀には 近寄らない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。</li> </ul> <p><b>6 火災や津波 確かな避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に大規模な火災の危険が迫り、身の危険を感じたら、一時集合場所や避難場所に避難する。</li> <li>・沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に素早く避難する。</li> </ul> <p><b>7 正しい情報 確かな行動</b></p> <p>ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。</p> <p><b>8 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。</li> </ul> <p><b>9 協力し合って 救出・救護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。</li> </ul> <p><b>10 避難の前に 安全確認 電気・ガス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難が必要などときには、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めて避難する。</li> </ul> </div> <p>出典：東京防災</p>	【新規】

## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容
11	177	2	2	13	1	<b>1 ボランティアの受入体制</b> (1) 一般ボランティア担当部門の設置 区は <b>災害対応区民部</b> に担当部門を設置し、都との連絡調整や庁内における一般ボランティアのとりまとめ、文京区社会福祉協議会が設置する文京区災害ボランティアセンターとの連携・支援業務を行う。	<b>1 ボランティアの受入体制</b> (1) 一般ボランティア担当部門の設置 区は担当部門を設置し、都との連絡調整や庁内における一般ボランティアのとりまとめ、文京区社会福祉協議会が設置する文京区災害ボランティアセンターとの連携・支援業務を行う。
12	177	2	2	13	1	<b>1 ボランティアの受入体制</b> (2) 専門ボランティアの受け入れ 専門ボランティア（機器管理、建築物の応急危険度判定員、土木技術、医療、救護、介護、手話、語学、アマチュア無線通信等一定の知識、技術、経験や特定の資格を有する者）については、行政との連携等一元的な管理調整がなじむため、 <b>災害対策本部事務局</b> が所管する。専門ボランティアについては、ボランティア事前登録制度等を導入する。	<b>1 ボランティアの受入体制</b> (2) 専門ボランティアの受け入れ 専門ボランティア（機器管理、建築物の応急危険度判定員、土木技術、医療、救護、介護、手話、語学、アマチュア無線通信等一定の知識、技術、経験や特定の資格を有する者）については、行政との連携等一元的な管理調整がなじむため、関係する専門部署が所管する。専門ボランティアについては、ボランティア事前登録制度等を導入する。
13	191	2	2	15	1	<b>第2 活動内容</b> <b>1 事前準備</b> (2) 学校長等は、災害に備えて、次のような措置を講じなければならない。 ケ 幼児・児童・生徒の安全確保を図るため、 <u>学校医等の関係機関との連携</u> を図る。	<b>第2 活動内容</b> <b>1 事前準備</b> (2) 学校長等は、災害に備えて、次のような措置を講じなければならない。 ケ 幼児・児童・生徒の安全確保を図るため、 <u>学校医等との連携</u> を図る。
14	193	2	2	15	2	<b>第2 給与の期間</b> 教科書については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶等災害の程度により学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、 <u>都知事を通じ内閣総理大臣に協議の上、必要な期間を延長</u> できるようになっている。	<b>第2 給与の期間</b> 教科書については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶等災害の程度により学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、 <u>都知事が特に厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長</u> できるようになっている。

## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容
15	212	3	1	1	3	<p><b>1 がけ・擁壁の整備に対する指導と助成制度の活用</b>                      がけ・擁壁は、基本的には所有者の責任において自主的に管理され、かつ、安全に維持されなければならない。                      今後、がけ地に建築物や擁壁等を新たに設ける工事を行う者に対しては、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づく指導の徹底を図っていく。                      また、区は、必要に応じて安全確保のための点検と適切な指導を行うとともに、<u>がけ整備資金助成制度（平成31年4月より助成対象、助成金額を拡充）</u>の活用を図り、所有者に対する改修の指導を進めていく。</p>	<p><b>1 がけ・擁壁の整備に対する指導と助成制度の活用</b>                      がけ・擁壁は、基本的には所有者の責任において自主的に管理され、かつ、安全に維持されなければならない。                      今後、がけ地に建築物や擁壁等を新たに設ける工事を行う者に対しては、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づく指導の徹底を図っていく。                      また、区は、必要に応じて安全確保のための点検と適切な指導を行うとともに、<u>がけ整備資金助成制度の活用</u>を図り、所有者に対する改修の指導を進めていく。</p>
16	220	3	1	5	2	<p><b>1 現況の把握</b>                      区では、水防対策として、水防災監視システムの運用による水位・雨量等の情報、<u>気象庁及び民間気象情報会社</u>から気象予測等の情報を収集している。</p>	<p><b>1 現況の把握</b>                      区では、水防対策として、水防災監視システムの運用による水位・雨量等の情報、民間気象情報会社から気象予測等の情報を収集している。</p>
17	221	3	1	5	2	<p><b>【削除】</b>                      7 気象予報の把握は「第2節第2現況1現況の把握」と重複しているため、削除する。</p> <p><b>7 特別警報の運用</b></p>	<p><b>7 気象予報の把握</b>                      民間気象情報会社等から各種の気象予測等を入手している。</p> <p><b>8 特別警報の運用</b></p>
18	222	3	1	5	3	<p><b>第3 事業計画</b>  <b>1 「文の京」安心・防災メールの活用</b>                      気象情報、地震情報、災害情報等を登録者の携帯電話やスマートフォン等のメールアドレスに配信する「文の京」安心・防災メールの活用促進を図る。</p>	<p><b>第3 事業計画</b>  <b>1 「文の京」安心・防災メールの活用</b>                      気象情報、地震情報、災害情報等を登録者の携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メールの活用促進を図る。</p>

## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容
19	226	3	2	1	5	<p>第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立</p> <p>1 公益財団法人文京アカデミーとの「災害時における応急対策に関する協定」</p> <p>【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章 (87ページ)】参照</p>	<p>第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立</p> <p>1 公益財団法人文京アカデミーとの「災害時における応急対策に関する協定」</p> <p>区は、区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、区が行う災害応急業務に関する協力を得るため、公益財団法人文京アカデミーとの間に協定を締結している。</p>
20	226	3	2	1	5	<p>第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立</p> <p>2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」</p> <p>【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第1章 (87ページ)】参照</p>	<p>第1 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立</p> <p>2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」</p> <p>区は、区内に災害が発生した場合において、区が行う災害応急活動に対する協力を得るため、平成12年6月に文京区社会福祉協議会との間に協定を締結している。</p>
21	230	3	2	2	2	<p>3 通信機器の習熟</p> <p>(1) 現在確保している複数の情報伝達機器及び情報伝達手段について、運用方法マニュアルを作成し、関係職員による運用方法を研修している。</p> <p>(2) 区及び防災関係機関等は、平常時において機器操作に従事する職員に対し、定期的又は必要に応じて情報通信機器の操作訓練を実施するとともに、災害時に的確に運用できるよう機器操作マニュアルを作成した。操作訓練については、いつ起こるか分からない災害に備え、夜間も含めた実施を検討していく。また、操作を行える職員を多数確保するために、災害対策従事職員に対する訓練を強化する。</p>	<p>3 通信機器の習熟</p> <p>(1) 現在確保している複数の情報伝達機器及び情報伝達手段について、運用方法マニュアルを作成する。</p> <p>(2) 区及び防災関係機関等は、平常時において機器操作に従事する職員に対し、定期的又は必要に応じて情報通信機器の操作訓練を実施するとともに、災害時に的確に運用できるよう機器操作マニュアルを作成する。操作訓練については、いつ起こるか分からない災害に備え、夜間も含めた実施を検討していく。また、操作を行える職員を多数確保するために、災害対策従事職員に対する訓練を強化する。</p>

## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容
22	230 ～ 231	3	2	2	2	<p><b>4 東京都災害情報システムの活用</b>                      区は、平常時において、東京都が気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報をD I S端末機により情報を得ている。また、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に東京都災害情報システム（D I S）で受信している。                      災害時には、区の被害・措置等に関する情報を入力するとともに、他区の状況等の情報の共有化を図る。</p>	<p><b>4 東京都災害情報システムの活用</b>                      区は、平常時において、東京都より気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報をD I S端末機により情報を得ている。また、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的にD I S端末機で受信している。                      災害時には、区の被害・措置等に関する情報を入力するとともに、他区の状況等の情報の共有化を図る。</p>

## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容											
23	232	3	2	3	2	<p>第2 災害派遣要請の手続き等  <b>【第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画／第3（97ページ）】参照</b></p>	<p>第2 災害派遣要請の手続き等                      自衛隊に対する災害派遣手続きは、次のとおりである。</p> <p>1 要請先                      都知事</p> <p>2 要請手続                      災害派遣の対象となる事態が発生し、区が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭等をもって都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼するものとする。</p> <p>(1) 災害状況及び派遣を要請する事由                      (2) 派遣を希望する期間                      (3) 派遣を希望する人員、航空機等の概要                      (4) 派遣を希望する区域、活動内容                      (5) その他参考となるべき事項</p> <p>3 緊急の場合の通報                      緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に対して派遣要請をする時間が無い場合は、直接部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。</p> <p><b>【連絡先及び担任部隊】</b>                      陸上自衛隊練馬駐屯地 住所 練馬区北町4-1-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">部隊名等 (駐屯地・基地名)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">連絡責任者</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">課業時間内</th> <th style="width: 35%;">課業時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第一師団司令部</td> <td style="text-align: center;">第3部長又は同部防衛班長</td> <td style="text-align: center;">司令部当直長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第一普通科連隊</td> <td style="text-align: center;">第3科長又は運用訓練幹部</td> <td style="text-align: center;">部隊当直司令</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害派遣部隊の受入体制                      区は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、本庁舎又はその近隣に指揮所用の場所を確保するなどして、可能な限り必要な設備に配慮するものとする。</p>	部隊名等 (駐屯地・基地名)	連絡責任者		課業時間内	課業時間外	第一師団司令部	第3部長又は同部防衛班長	司令部当直長	第一普通科連隊	第3科長又は運用訓練幹部	部隊当直司令
部隊名等 (駐屯地・基地名)	連絡責任者																	
	課業時間内	課業時間外																
第一師団司令部	第3部長又は同部防衛班長	司令部当直長																
第一普通科連隊	第3科長又は運用訓練幹部	部隊当直司令																

## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容
24	237	3	2	6	1	<p><b>2 活動内容</b>  <b>1 避難行動</b>                      水害時及び土砂災害時における避難行動は、立ち退き避難（避難所や安全な場所へ移動する行動）に加え、<u>近隣の安全な場所への避難※1</u>や<u>屋内安全確保※2</u>も避難行動とする。</p> <p>※1 指定避難所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等                      ※2 建物の上階やがけ・河川からなるべく離れた、より安全な部屋等への移動</p>	<p><b>第2 活動内容</b>  <b>1 避難行動</b>                      水害時及び土砂災害時における避難行動は、立ち退き避難（避難所や安全な場所へ移動する行動）に加え、<u>屋内安全確保（屋内に留まる安全確保）</u>も避難行動とする。</p>
25	237	3	2	6	1	<p><b>第2 活動内容</b>  <b>2 避難の勧告及び指示</b>                      （1）事前避難                      ア 区                      災害時において、事前避難が必要な地域・場所を定め、その地域の区民等に対して、避難所、避難経路、避難の方法等を周知し、積極的に自主避難するよう啓発する。また、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発表する。</p>	<p><b>第2 活動内容</b>  <b>2 避難の勧告及び指示</b>                      （1）事前避難                      ア 区                      災害時において、事前避難が必要な地域・場所を定め、その地域の区民等に対して、避難所、避難経路、避難の方法等を周知し、積極的に自主避難するよう啓発する。また、必要に応じ、<u>避難準備情報</u>を発表する。</p>



## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容
26	237	3	2	6	1	<p><b>2 避難の勧告及び指示</b>                      (2) 勧告又は指示の発令                      ア 区                      区の管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と連絡の上、避難対象地域及び避難先を定めて、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」「<u>避難勧告</u>」「<u>避難指示（緊急）</u>」を発令する。この場合、区は直ちに都本部に報告するものとする。                      区民の生命・身体を保護するために、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は撤去を命ずる。                      イ 警察署                      現地において、著しい危険が切迫しており、区が「<u>避難勧告</u>」又は「<u>避難指示（緊急）</u>」をすることができないと認めるとき、又は区から要求があった場合は、警察官が直接住民等に避難の指示をすることができる。この場合には、警察官は直ちにその旨を区に通報する。</p>	<p><b>2 避難の勧告及び指示</b>                      (2) 勧告又は指示の発令                      ア 区                      区の管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と連絡の上、避難対象地域及び避難先を定めて、避難準備、勧告又は指示をする。この場合、区は直ちに都本部に報告するものとする。                      区民の生命・身体を保護するために、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は撤去を命ずる。                      イ 警察署                      現地において、著しい危険が切迫しており、区が避難の勧告又は指示をすることができないと認めるとき、又は区から要求があった場合は、警察官が直接住民等に避難の指示をすることができる。この場合には、警察官は直ちにその旨を区に通報する。</p>
27	237 ～ 238	3	2	6	1	<p><b>3 避難誘導</b>                      「<u>避難勧告</u>」又は「<u>避難指示（緊急）</u>」が発令された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織（町会・自治会）単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導する。                      また、「<u>避難勧告</u>」又は「<u>避難指示（緊急）</u>」を行う時間がない場合は、地域の実情や災害時の状況に応じた避難方法等をあらかじめ想定しておく。                      (1) 防災関係機関の分担                      ア 区                      (ア) 区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所へ職員の派遣等を行い、施設管理者と連絡を密にし、支障をきたさないようにする。</p>	<p><b>3 避難誘導</b>                      避難の勧告又は指示が出された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織（町会・自治会）単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導するものとする。                      また、避難の勧告又は指示を行う時間がない場合は、地域の実情や災害時の状況に応じた避難方法等をあらかじめ想定しておくものとする。                      (1) 防災関係機関の分担                      ア 区                      (ア) 区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所へ職員の派遣等を行い、避難所運営協議会、施設管理者と連絡を密にし、支障をきたさないようにする。</p>

## 文京区地域防災計画（平成30年度修正）案 修正項目一覧

《凡例》 No：修正項目一覧の整理番号

頁・編・部・章及び節：別紙「地域防災計画（平成30年度修正）案」の記載箇所

No	頁	編	部	章	節	案の変更事項	素案の記載内容
28	240	3	2	6	2	<p><b>6 区民等に求める行動</b>                      避難勧告等により立ち退き避難が必要な区民等に次の行動を求める。                      なお、指定避難所への立ち退き避難が、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「<u>近隣の安全な場所</u>」（※1）への避難や、少しでも命の助かる可能性の高い避難行動として、「<u>屋内安全確保</u>」（※2）を行うよう周知をする。                      ※1 指定避難所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等                      ※2 その時点に居る建物内において、建物の上階やがけ・河川からなるべく離れた、より安全な部屋等への移動</p>	<p><b>6 区民等に求める行動</b>                      避難勧告等により立ち退き避難が必要な区民等に次の行動を求める。</p>
29	241	3	2	6	2	<p><b>7 要配慮者の支援</b>                      （1）要配慮者利用施設の避難支援                      神田川外水氾濫区域・荒川外水氾濫区域及び急傾斜地崩壊危険箇所に含まれる要配慮者利用施設、神田川外水氾濫区域に含まれる地下街及び地下施設を把握し、避難勧告等を発令した場合は、電話により避難勧告等の内容や避難所の情報等を施設に伝達する。要配慮者利用施設と連絡が取れない場合は、区職員等による直接的な声かけを行う。</p>	<p><b>7 要配慮者の支援</b>                      （1）要配慮者利用施設の避難支援                      神田川外水氾濫区域及び急傾斜地崩壊危険箇所に含まれる要配慮者利用施設、神田川外水氾濫区域に含まれる地下街を把握し、避難勧告等を発令した場合は、電話により避難勧告等の内容や避難所の情報等を施設に伝達する。要配慮者利用施設と連絡が取れない場合は、区職員等による直接的な声かけを行う。</p>

※全体に渡り、文言の整理など軽微な修正を実施した。